Japan Institution for Higher Education Evaluation
JIHEE
since 2004

令和２年度 大学機関別認証評価

評価結果報告書

令和３年３月16日

公益財団法人 日本高等教育評価機構

巻　頭　言

日本高等教育評価機構（以下「評価機構」という。）は、日本私立大学協会を母体として、平成 16(2004)年 11 月 25 日に「財団法人」として創設されました。平成 24(2012)年 4 月には「公益財団法人」の認定を受けております。

評価機構が行う評価の目的は、大学の自律的な質の向上及び改善を支援し、もって我が国の大学の発展に寄与することであります。また、評価機構と各大学とのコミュニケーションを重視しながら、創設以来ピア・レビューの精神を礎に、各大学の特性に配慮するとともに個性等を重視し、建学の精神を生かした改革・改善に資する認証評価に取組んで参りました。

平成 17(2005)年度から令和元(2019)年度までの 15 年間で、延べ 650 大学、17 短期大学の機関別認証評価を、また、ファッション・ビジネス系専門職大学院の認証評価を 2 度実施し、特色ある取組みや他校等の参考となる優れた取組み等を公表して参りました。

平成 30(2018)年度から始まった認証評価制度の第 3 期において、新しい評価システムを構築し、実施しています。また、学校教育法の改正が令和 2(2020)年 4 月 1 日から施行され、評価機関に対し、評価基準に適合しているか否かの認定が義務付けられることになり、従来からの「保留」の判定ができなくなりました。このため、令和 2(2020)年度以降の当機構の認証評価では、「不適合」と内示された大学については、大学評価判定委員会による評価結果が確定する日までに改善などが確認できた場合は、「適合」の判定に変更が可能とするなど、評価制度の見直しを行いました。

令和 2(2020)年度の評価では、42 大学の認証評価及び 1 大学の再評価の申請をそれぞれ受理しました。年度当初から新型コロナウイルス感染症が急激に拡大し、「緊急事態宣言」が発令される事態となったため、受審校の自己点検評価書及び関連資料の提出期限を延期するとともに、オンラインでの書面調査及び実地調査を実施しました。その後、評価結果案について大学からの意見申立てを受付け、大学評価判定委員会において最終的な判定を行った上で「評価結果報告書」をまとめ、令和 3(2021)年 3 月 16 日に理事会の承認を得て、公表することとなりました。

今後、大学機関別認証評価に加え、短期大学及び専門職大学院の認証評価の実施を通して、真に高等教育の発展に寄与できる評価を目指し、更に研さんを積んでゆく所存ですので、ご支援とご指導のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

最後に、各大学の関係者、評価員、また、日本私立大学協会及び同附置私学高等教育研究所など、コロナ禍での諸対応にご協力いただきました多くの方々に衷心より御礼申し上げます。

令和 3(2021)年 3 月

公益財団法人　日本高等教育評価機構

理事長　石井　正彦

目　　次

Ⅰ　令和２年度　大学機関別認証評価等について
1　評価機構の概要 7
2　目的 7
3　評価実施大学 7
4　評価体制 8
5　経過 8
6　評価結果の概要 10
資料 12
公益財団法人日本高等教育評価機構大学評価に係る評価報告書案の構成及び判定等に関する細則 12
組織図 14
大学評価判定委員会委員名簿 14
評価員名簿 15

Ⅱ　令和２年度　大学機関別認証評価　評価結果
1 愛知産業大学 25
2 足利大学 43
3 植草学園大学 62
4 大阪商業大学 81
5 大阪電気通信大学 98
6 環太平洋大学 118
7 岐阜協立大学 135
8 京都医療科学大学 156
9 京都看護大学 173
10 熊本保健科学大学 190
11 くらしき作陽大学 208
12 久留米工業大学 226
13 こども教育宝仙大学 246
14 埼玉医科大学 263
15 嵯峨美術大学 282
16 佐久大学 300
17 産業能率大学 317
18 種智院大学 335
19 西武文理大学 354
20 大同大学 372
21 多摩大学 389
22 千葉工業大学 407

23 帝京科学大学.....425
24 東京造形大学.....442
25 東京未来大学.....458
26 東邦音楽大学.....476
27 東北医科薬科大学.....493
28 東北工業大学.....511
29 東北生活文化大学.....530
30 長崎総合科学大学.....548
31 長野保健医療大学.....565
32 新潟医療福祉大学.....582
33 日本文理大学.....600
34 八戸工業大学.....619
35 花園大学.....638
36 福井工業大学.....657
37 文化ファッション大学院大学.....677
38 身延山大学.....695
39 明治国際医療大学.....712
40 森ノ宮医療大学.....730
41 大和大学.....747
42 酪農学園大学.....764

Ⅲ　令和２年度　再評価　評価結果
1 大阪行岡医療大学.....785

Ⅰ　令和２年度　大学機関別認証評価等について

1　評価機構の概要

評価機構は、日本の私立大学の約 7 割が加盟する日本私立大学協会を母体として設立された機関です。日本私立大学協会は、平成 12(2000)年 4 月に附置機関である私学高等教育研究所を設立し、主として私立大学の立場から大学評価システムの具体的なあり方に関する研究を行ってきました。その結果、私立大学の規模と多様性に対応できる柔軟かつ弾力的な評価システムが必要との基本的認識を得て、個々の大学の特性に配慮した評価を実施する認証評価機関の設立を決議し、平成 16(2004)年に、文部科学大臣から財団法人として設立の許可を得ました。その後、認証評価機関として必要な条件を整え、翌平成 17(2005)年には文部科学大臣から大学の評価を行う認証評価機関として認証を受けました。また、平成 21(2009)年に短期大学の認証評価機関として、平成 22(2010)年にはファッション・ビジネス分野の専門職大学院の認証評価機関として認証を受けました。さらに、平成 24(2012)年 4 月 1 日には公益法人改革関連法に基づき、内閣総理大臣から公益財団法人の認定を受けました。

評価機構は令和 3(2021)年 3 月 1 日現在、全国 350 大学と 25 短期大学が会員となっています。

2　目的

評価機構が大学からの要請に基づいて行う認証評価は、我が国の大学の発展に寄与するために、以下のことを目的とします。

(1) 各大学が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、評価機構が定める評価基準に基づき、教育研究活動等の総合的な状況を評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、各大学の自主的な内部質保証の充実を支援すること。
(2) 各大学の個性・特色に配慮した評価を行うことにより、各大学の個性・特色ある教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進すること。
(3) 各大学が教育研究活動等の総合的な状況を適切に社会に示すことにより、広く社会の支持を得ることができるように支援すること。

3　評価実施大学

令和 2(2020)年度は、42 大学の認証評価及び 1 大学の再評価を実施しました。大学名は以下のとおりです。

(1) **認証評価（42 大学）**（五十音順）

1. 愛知産業大学	2. 足利大学	3. 植草学園大学
4. 大阪商業大学	5. 大阪電気通信大学	6. 環太平洋大学
7. 岐阜協立大学	8. 京都医療科学大学	9. 京都看護大学
10. 熊本保健科学大学	11. くらしき作陽大学	12. 久留米工業大学

13. こども教育宝仙大学　14. 埼玉医科大学　15. 嵯峨美術大学
16. 佐久大学　17. 産業能率大学　18. 種智院大学
19. 西武文理大学　20. 大同大学　21. 多摩大学
22. 千葉工業大学　23. 帝京科学大学　24. 東京造形大学
25. 東京未来大学　26. 東邦音楽大学　27. 東北医科薬科大学
28. 東北工業大学　29. 東北生活文化大学　30. 長崎総合科学大学
31. 長野保健医療大学　32. 新潟医療福祉大学　33. 日本文理大学
34. 八戸工業大学　35. 花園大学　36. 福井工業大学
37. 文化ﾌｧｯｼｮﾝ大学院大学　38. 身延山大学　39. 明治国際医療大学
40. 森ノ宮医療大学　41. 大和大学　42. 酪農学園大学

(2) 再評価（1 大学）

1. 大阪行岡医療大学

4　評価体制

認証評価を実施するに当たって、国公私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者で構成する「大学評価判定委員会」（以下、「判定委員会」という。）の下に、評価員で構成する評価チームを編制しました。評価員は、会員大学等から推薦された 500 余人の評価員候補者の中から、申請大学の教育研究分野や地域性、規模などを勘案して選出しました。令和 2(2020)年度認証評価と再評価は、18 人の判定委員会委員と 208 人の評価員の体制で実施しました（判定に関する細則、組織図、判定委員会委員名簿、評価員名簿は 12 ページ以降を参照）。

5　経過

(1) 書面調査の開始

評価員は、評価機構の定める六つの「基準」等に基づき、大学から提出された自己点検評価書の検討・分析などを行い、所見や質問、確認事項、コメントを作成し、評価機構へ提出しました。

また、文部科学省から「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う認証評価の運用について」の通知を踏まえて、以下の会議及び実地調査等は全てオンラインで実施しました。

(2) 第 1 回評価員会議の開催

取りまとめたコメントをもとに、評価チームごとに第 1 回評価員会議を開催し、評価員の役割分担を決定しました。その後、評価員は担当基準の書面調査の結果をまとめました。

(3) 実地調査と第 2、3、4 回評価員会議の開催

書面調査の結果をもとに実地調査を実施しました。書面調査の過程で生じた疑問点な

どを確認することを主な目的として大学関係者と面談を行いました。施設設備については、大学が作成した動画で確認し、評価員会議室に備え置く資料については書面調査時に請求するなど、適宜調査を行いました。併せて、学生などとの面談も実施しました。

実地調査期間中に、第2、3、4回評価員会議を開催し、評価員間で情報の共有や意見交換を行いました。

(4) 「評価チーム評価報告書案」の作成と第5回評価員会議の開催

書面調査と実地調査の結果を踏まえ、評価チームは「評価チーム評価報告書案」を作成し、第5回評価員会議において取りまとめました。

(5) 「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立ての受付け

評価チームが作成した「評価チーム評価報告書案」を大学に送付し、意見申立てを受付けました。

その結果、43大学中23大学から意見申立てがありました。

(6) 判定委員会における認証評価の判定と「評価報告書案」の作成

評価チームより提出された「評価チーム評価報告書案」と、大学から提出された意見申立ての内容を踏まえて判定を行い、「評価報告書案」を作成しました。

(7) 「評価報告書案」等に対する意見申立ての実施

判定委員会が作成した「評価報告書案」を大学へ送付し、同報告書案に対する意見申立てを受付けました。

その結果、43大学（再評価1大学を含む）中6大学から意見申立てがありました。

(8) 意見申立て審査会における意見申立て内容の審議

判定委員会の求めにより、意見申立て審査会において、「評価報告書案」に対する意見申立ての内容について審議を行いました。

(9) 判定委員会における評価結果の確定

大学からの意見申立てと意見申立て審査会での審議結果を踏まえ、評価結果を確定しました。

(10) 理事会における承認

令和3(2021)年3月16日に、判定委員会から提出された評価結果が理事会で承認されました。

(11) 通知・公表

評価結果を大学へ通知するとともに、文部科学大臣へ報告し、ホームページ等を通じて社会に公表します。

認証評価の経過一覧

年月日	実施項目
令和元(2019)年 7 月末	令和 2 年度 大学機関別認証評価　申請書を受理
9 月 18 日	令和 2 年度 大学機関別認証評価　責任者及び自己評価担当者説明会を開催
12 月 2 日	大学へ実地調査日程の通知
令和 2(2020)年 6 月 15 日	第 1 回大学評価判定委員会開催（認証評価・再評価を担当する評価員の承認等）
6 月 15 日	大学へ評価員の通知
～7 月末	自己点検評価書を受理 即日、評価チームに送付し、書面調査を開始
7 月 28 日～	令和 2 年度 機関別認証評価　評価員セミナーの開催（動画配信）
8 月下旬～10 月上旬	第 1 回評価員会議開催※
9 月上旬～10 月下旬	「書面質問と依頼事項」を大学へ送付※
9 月下旬～11 月上旬	「書面質問と依頼事項」に対する回答を受理※
10 月上旬～11 月下旬	実地調査の実施※　　第 2･3･4 回評価員会議開催
10 月下旬～12 月中旬	第 5 回評価員会議開催※
12 月 18 日	第 2 回大学評価判定委員会開催（改善報告書等の審査結果の承認等）
12 月 24 日	「評価チーム評価報告書案」の取りまとめ
令和 3(2021)年 1 月 12 日	大学へ「評価チーム評価報告書案」を送付
～1 月 22 日	「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理※
2 月 3 日	第 3 回大学評価判定委員会開催（評価の判定、「評価報告書案」の取りまとめ）
2 月 8 日	大学へ「評価報告書案」を送付
～2 月 17 日	「評価報告書案」に対する意見申立てを受理※
2 月 24 日	意見申立て審査会開催
3 月 5 日	第 4 回大学評価判定委員会開催（評価結果の確定）
3 月 16 日	理事会で評価結果承認
3 月 16 日	大学へ評価結果などを送付
3 月 17 日	文部科学大臣へ報告
3 月 25 日	社会へ公表

※の月日は大学別の「評価の経過一覧」を参照

6　評価結果の概要

認証評価を実施した 42 大学のうち、40 大学は、評価機構が定める大学評価基準を満たしており、「適合」と判定しました。この 42 大学のうち、24 大学に対しては令和 3(2021)年 4 月 1 日から起算して 3 年以内に改善報告書等を当該大学のホームページに公表するとともに、評価機構への提出を求めました。

また、大学評価基準を満たしていないとした 2 大学については、「不適合」と判定しました。

再評価 1 大学に対しては「適合」と判定しました。

「適合」とした大学　（☆は「改善報告書」の提出を求めた大学）

愛知産業大学／足利大学／☆植草学園大学／大阪商業大学／☆大阪電気通信大学／☆環太平洋大学／☆岐阜協立大学／京都医療科学大学／☆京都看護大学／熊本保健科学大学／☆くらしき作陽大学／☆久留米工業大学／☆こども教育宝仙大学／埼玉医科大学／嵯峨美術大学／☆佐久大学／産業能率大学／☆西武文理大学／大同大学／多摩大学／☆千葉工業大学／帝京科学大学／☆東京造形大学／☆東京未来大学／☆東邦音楽大学／☆東北医科薬科大学／東北工業大学／☆長崎総合科学大学／☆長野保健医療大学／☆新潟医療福祉大学／☆日本文理大学／八戸工業大学／☆花園大学／福井工業大学／☆文化ファッション大学院大学／☆身延山大学／明治国際医療大学／森ノ宮医療大学／☆大和大学／☆酪農学園大学

「不適合」とした大学

種智院大学／東北生活文化大学

再評価で「適合」とした大学※（　）内は認証評価受審年度

大阪行岡医療大学（平成 30(2018)年度）

資料

公益財団法人日本高等教育評価機構大学評価に係る評価報告書案の構成及び判定等に関する細則

（目的）

第１条　この細則は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）の大学機関別認証評価に関する規程（以下「評価規程」という。）第１０条第４項の定めにより、評価報告書案の構成及び判定等に関し必要な事項を定める。

（適合）

第２条　本機構が定める大学評価基準（以下「評価基準」という。）を満たしていると大学評価判定委員会（以下「判定委員会」という。）が判断した大学に対し、「適合」と判定する。

（不適合）

第３条　本機構が定める評価基準のうち、満たしていない基準があると判定委員会が判断した大学に対し、「不適合」と判定する。

２　評価の過程において、虚偽報告や事実の隠蔽等重大な社会的倫理に反する行為が意図的に行われていると判定委員会が判断した大学に対し、「不適合」と判定することができる。

（基準ごとの評価）

第４条　判定委員会は、基準項目ごとの評価を踏まえ、基準ごとに「基準を満たしている」又は「基準を満たしていない」のいずれかで評価を行う。

２　全ての基準項目を満たしている場合は、「基準を満たしている」と評価する。

３　基準１から基準５までにおいて、満たしていない基準項目がある場合、その基準の総合的な状況を勘案して、教育研究等の質が担保されていると判定委員会が確認できる場合は「基準を満たしている」と評価する。

４　基準１から基準５までにおいて、満たしていない基準項目がある場合、その基準の総合的な状況を勘案して、教育研究等の質が担保されていると判定委員会が確認できない場合は「基準を満たしていない」と評価する。

５　基準６において、満たしていない基準項目がある場合は「基準６を満たしていない。」と評価する。

（独自基準の評価）

第５条　独自基準ごとの「基準を満たしている」又は「基準を満たしていない」の評価は行わないこととし、基準項目の内容を踏まえ、基準ごとにコメントとして「概評」を記述する。

（基準項目ごとの評価）

第６条　判定委員会は、「評価の視点」の内容を踏まえ、基準項目ごとの状況を勘案し、「基準項目を満たしている」又は「基準項目を満たしていない」のいずれかで評価を行い、その「理由」を記述する。

２　大学の分野の特性、規模や地域性を考慮し、「優れた点」、「改善を要する点」、「参考意見」を記述する。

３　「優れた点」は、使命・目的及び質保証などに照らして、「優れている」と判断した事項であり、質の保証及び向上に寄与する取組み、個性・特色があり一定の成果を挙げている取組み、先進的で一定の成果を挙げている取組み、十分に成果を挙げている取組み、十分に整備され機能している取組み、又は他大学の模範となるような取組みなどがある場合に記述する。

４　「改善を要する点」がある場合は、「基準項目を満たしていない」と評価することができる。

５　「改善を要する点」は、使命・目的及び質保証などに照らして、「早急に改善の取組みが必要」と判断した事項であり、整備が不十分でほとんど機能していない場合、本機構の評価基準を明らかに満たしていない場合、又は大学設置基準などに抵触する恐れがあるなど、現状のままでは大学運営に支障をきたす可能性がある重大な不備事項（財務状況、定員充足率、専任教員数など）などがある場合に記述する。

６　「参考意見」は、使命・目的及び質保証などに照らして、「更なる取組みが望ましい」と判断した事項であり、整備はされているがあまり機能していない場合、又は整備・充実が望ましいがその対応については大学に判断を委ねる場合に記述する。

（評価報告書案の構成）

第７条　評価報告書案は、「評価結果」、「総評」、「基準ごとの評価」、「大学の挙げた特記事項」で構成する。

２　前項の「評価結果」は、「判定」、「基準ごとの評価」は、基準ごとの「評価」及び基準項目ごとの「評価」、「理由」、「優れた点」、「改善を要する点」、「参考意見」で構成する。

（改廃）

第８条　この細則の改廃は、判定委員会の議を経て理事長が決定する。

附　則

１　この細則は、平成３０年５月２３日から施行する。

２　公益財団法人日本高等教育評価機構大学評価の判定に関する細則は、廃止する。

附　則

この細則は、令和２年４月１日から施行する。ただし、令和元年度以前に実施した大学機関別認証評価は、なお従前の例による。

組織図

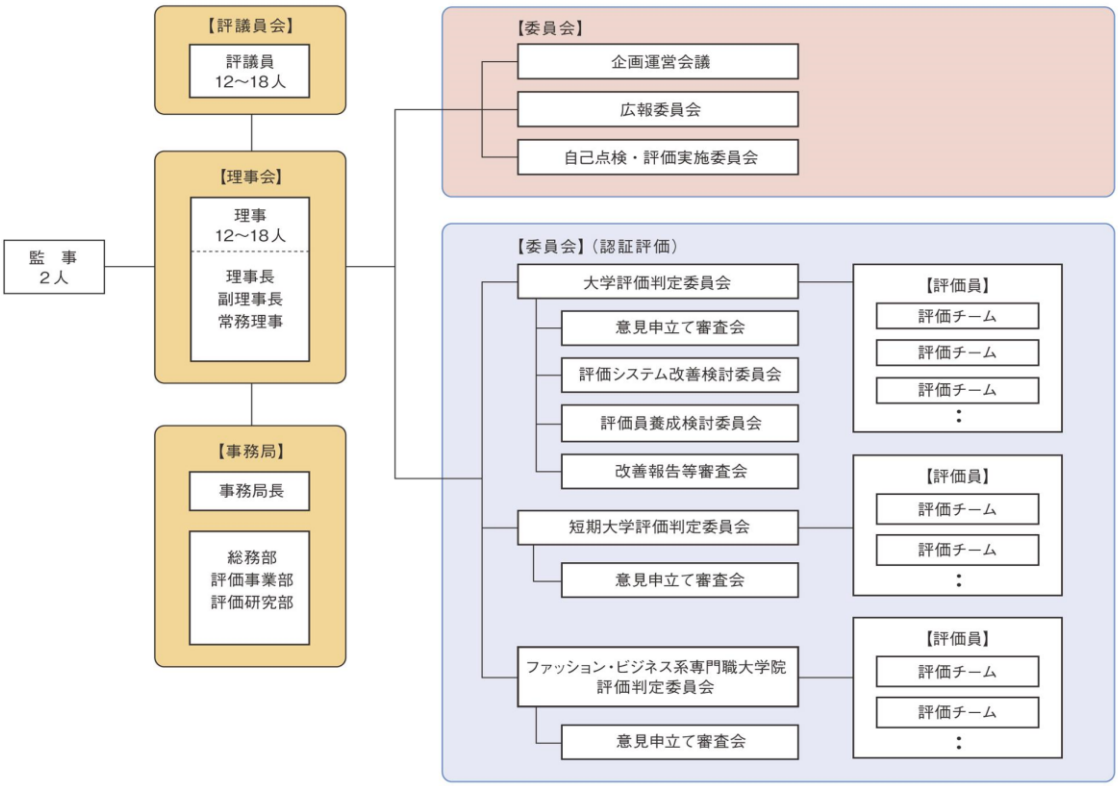

大学評価判定委員会委員名簿

（令和３(2021)年１月現在　委員長・副委員長以外は五十音順）

役　名	名　前	所属機関・役職
委員長	安井　利一	学校法人明海大学理事 明海大学学長
副委員長	冲永　佳史	学校法人帝京大学理事長 帝京大学学長
委員	浅田　尚紀	公立大学法人奈良県立大学副理事長 奈良県立大学学長
〃	内田　伸子	環太平洋大学教授、お茶の水女子大学名誉教授、 十文字学園女子大学名誉教授
〃	荻上　紘一	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構名誉教授
〃	児玉　隆夫	大阪市立大学名誉教授、元学校法人帝塚山学院学院長
〃	小林　浩	リクルート進学総研所長、 リクルート「カレッジマネジメント」編集長
〃	後藤　泰之	学校法人名古屋電気学園理事長、愛知工業大学学長

役　名	名　前	所属機関・役職
委員	清水　一彦	公立大学法人山梨県立大学理事長 山梨県立大学学長
〃	素川　富司	元公益財団法人私立大学退職金財団常務理事
〃	妹尾　喜三郎	元株式会社ビックカメラ取締役副会長
〃	高橋　あゆち	学校法人井之頭学園理事長
〃	羽田　積男	元日本大学文理学部教授
〃	福井　直敬	学校法人武蔵野音楽学園理事長
〃	藤井　耐	学校法人高千穂学園理事長
〃	三田村　典昭	三田村会計事務所代表
〃	両角　亜希子	東京大学大学院教育学研究科准教授

評価員名簿

（令和 3(2021)年 1 月現在　五十音順）

名　前	所属機関・役職
浅沼　由紀	文化学園大学造形学部建築・インテリア学科教授
淺野　卓司	桜花学園大学保育学部長
足達　義則	中部大学学長補佐、図書館長、教授
安部　陽子	日本赤十字看護大学看護学部教授
安部　雅隆	学校法人九州文化学園（長崎国際大学）評議員、法人本部長
新井　孝志	学校法人日本工業大学学園事務局長
荒川　志津代	名古屋女子大学文学部長、教授
荒川　剛	学校法人玉手山学園（関西福祉科学大学）法人本部財務部課長
飯田　誠	学校法人昭和大学総務部長
五百竹　宏明	北陸大学教授
五十嵐　勝	学校法人西南女学院法人本部事務局長、西南女学院大学大学事務部長
井沢　清人	愛知工業大学研究支援本部事務長兼地域連携本部本部長付
石上　智規	学校法人市邨学園（名古屋経済大学）法人本部業務担当部長
石田　直城	学校法人名古屋石田学園理事、法人本部長、星城大学事務局長
和泉　勝三	徳島文理大学経理部副部長
泉　洋成	学校法人北陸大学理事
泉﨑　雅彦	昭和大学医学研究科長、医学部生理学講座生体調節機能学部門教授
磯　雄二	日本工業大学財務部長
伊藤　勝彦	摂南大学学長室長
稲垣　正義	愛知文教大学 IR 推進室長
今村　修	学校法人銀杏学園（熊本保健科学大学）法人局長
井村　真澄	日本赤十字看護大学看護学部・大学院看護学研究科長、教授
岩田　治泰	朝日大学総務第二部長
岩田　喜弘	学校法人北陸学院理事・事務局長

名　前	所属機関・役職
岩浪　始由	学校法人光星学院（八戸学院大学）事務局長
梅田　勝利	九州共立大学経済学部経済・経営学科教授、地域連携推進センター副所長
江口　幹也	埼玉医科大学大学事務部医学部事務室次長
遠藤　康	愛知文教大学人文学部教授
大柄　光正	東京医療学院大学事務局長代理
大友　克之	朝日大学学長
大野　栄治	名城大学副学長、都市情報学部教授
大村　陽子	鎌倉女子大学学事調査研究センター長、教育調査企画室長
岡島　健治	愛知工科大学工学部情報メディア学科教授
岡戸　巧	学校法人佐野学園（神田外語大学）内部監査室ゼネラルマネージャー
小川　浩	大妻女子大学人間関係学部教授
冲永　佳史	学校法人帝京大学理事長、帝京大学学長
小野寺　利幸	淑徳大学埼玉事務局長
笠井　真一郎	学校法人女子美術大学財務部長
片山　学	学校法人美作学園理事、法人事務局長、美作大学事務局長
勝田　真也	日本体育大学事務局次長、秘書室長
加藤　伸吾	広島工業大学事務局次長
加藤　丈雄	名古屋文理大学健康生活学部健康栄養学科長、教授
金井　兼	学校法人金井学園（福井工業大学）理事長
金子　眞治	星槎大学学長室長
金子　健彦	学校法人和洋学園理事、和洋女子大学副学長、大学院長、家政学部健康栄養学科教授
蒲　和重	岡山商科大学教授、教務部長
神谷　眞弓子	東海学院大学学長
川手　雅人	多摩大学多摩キャンパス事務長
川並　孝純	学校法人東京聖徳学園学園事務局長、聖徳大学学長補佐（事務担当）
川野　常夫	摂南大学副学長
河野　雅也	西日本工業大学工学部総合システム工学科教授
川野　祐二	学校法人エリザベト音楽大学理事長、エリザベト音楽大学学長
川村　大介	学校法人名古屋自由学院（名古屋芸術大学）学院長、理事長
北林　由紀子	中京学院大学看護学部看護学科教授
北見　公一	日本歯科大学用度営繕部長
木藤　新吾	学校法人愛知産業大学理事、法人事務局長
木林　勉	金城大学医療健康学部長、医療健康学部理学療法学科教授
木村　勝彦	長崎国際大学副学長、IR センター長、学校法人九州文化学園評議員、日本学術会議連携会員

名　前	所属機関・役職
工藤　直	女子美術大学芸術学部デザイン・工芸学科教授
九里　秀一郎	浦和大学社会学部教授
倉島　清隆	学校法人日本工業大学理事、日本工業大学財務部参与
倉田　節子	人間環境大学図書館長、看護学部、大学院看護学研究科教授
蔵野　雅行	北海道科学大学入試・地域連携部長
黒坂　俊昭	相愛大学音楽研究科長、音楽学部長、教授
桑田　知明	学校法人江戸川学園（江戸川大学）法人事務局総務部長
小泉　政啓	東京有明医療大学保健医療学部鍼灸学科教授
越立　政彦	名城大学事務局長補佐、ナゴヤドーム前キャンパス事務部長、情報センター事務部長
小出　龍郎	愛知学院大学教授、愛知学院大学短期大学部教授
髙坂　朋聖	武蔵野音楽大学学務部長、教授
河内　浩志	学校法人鶴学園評議員、広島工業大学大学院工学研究科環境学専攻、環境学部建築デザイン学科教授
小久保　純一	学校法人名古屋自由学院（名古屋芸術大学）理事、法務・リスク管理室長
小崎　充	国士舘大学理工学部理工学科人間情報学系教授
小島　基永	東京医療学院大学 IR・企画室長、教授
後藤　彰寛	学校法人桜美林学園（桜美林大学）副法人本部長
後藤　俊明	愛知学院大学副学長、経済学部教授
小室　晴陽	北翔大学教育文化学部教授、北方圏学術情報センター長、大学院生涯学習学研究科長
小山　亜紀	倉敷芸術科学大学事務局長
齊藤　達雄	神田外語大学総務部アシスタントゼネラルマネージャー、大学改革室アシスタントゼネラルマネージャー
斎藤　正寿	兵庫大学生涯福祉学部こども福祉学科准教授
坂口　勝次	福山大学工学部機械システム工学科教授
坂根　一生	九州国際大学大学事務局長
相良　二朗	神戸芸術工科大学芸術工学部プロダクト・インテリアデザイン学科主任・教授
佐々木　万丈	日本女子体育大学体育学部スポーツ科学科教授、教務部長
佐々木　弘子	聖徳大学人間栄養学部人間栄養学科教授
佐藤　康司	盛岡大学文学部児童教育学科長、教授
澤口　敏明	日本医療大学事務局参事
澤本　武博	ものつくり大学学長補佐（将来計画担当）、技能工芸学部建設学科教授
重盛　次正	学校法人国立音楽大学理事

名　前	所属機関・役職
清水　明男	学校法人羽衣学園常務理事、羽衣国際大学大学事務局長、総合企画室長、共通教育開発センター長
清水　道明	横浜創英大学企画部長
下山　貴宏	大阪樟蔭女子大学事務部長代理
下山　直人	千葉工業大学総務部長兼大学改革推進室長
神　雅彦	日本工業大学教育研究推進室長、基幹工学部機械工学科教授
杉野　丞	愛知工業大学工学部長、教授
鈴木　和彦	北海道科学大学副学長、工学部電気電子工学科教授
鈴木　茂生	近畿大学薬学部創薬科学科教授
鈴木　勉	学校法人大妻学院（大妻女子大学）常任理事、事務局長
染谷　聡子	筑波学院大学事務局次長、監査室長
髙木　初子	聖徳大学看護学部看護学科教授
髙木　基博	朝日大学総務第一部長
高藤　清美	筑波学院大学経営情報学部長、教授
髙橋　肇	札幌大谷大学学長、社会学部教授
高橋　好美	京都先端科学大学事務局総務部調査課長
高橋　偉茂	学校法人朝日大学常務理事
髙久　正史	学校法人瓜生山学園（京都芸術大学）財務担当理事・事務総局長補佐
竹下　典行	学校法人ものつくり大学専務理事
竹野　純一郎	中国学園大学国際教養学部国際教養学科長、教授
竹屋　元裕	熊本保健科学大学学長
田中　耕一郎	北星学園大学社会福祉学研究科副研究科長、教授
田中　聡	朝日大学事務局長
田中　孝征	学校法人札幌大谷学園（札幌大谷大学）法人本部総務課長
田中　俊明	梅光学院大学教授
田中　秀和	麻布大学事務局総務部経営企画課主監兼教務部主監
田中　義郎	学校法人桜美林学園常務理事、桜美林大学大学総合研究機構長、大学院教授
谷　嘉久	学校法人大阪電気通信大学法人事務局財務部長
谷川　宮次	比治山大学副学長
谷口　和彦	学校法人明治東洋医学院（明治国際医療大学）理事長
田野　宏	千葉商科大学商経学部教授
田村　優	北翔大学事務局長
築　雅之	高崎商科大学副学長、教授
辻　幸代	関西医療大学保健看護学部長、教授
辻井　康孝	羽衣国際大学総合企画室副室長
土澤　健一	学校法人弘前城東学園理事、弘前医療福祉大学保健学部長、教授

名　前	所属機関・役職
坪井　始	福山平成大学学長
徳田　守	学校法人金沢工業大学理事、法人本部財務部長
戸澤　勲	育英大学管理課長
豊田　久美子	京都看護大学学長
中　徹	群馬パース大学保健科学部理学療法学科長、教授
長澤　正志	淑徳大学千葉事務局長
長沢　光章	国際医療福祉大学成田保健医療学部学部長、医学検査学科学科長
永田　一郎	国際医療福祉大学経理部長
長田　真一	学校法人文理学園（日本文理大学）法人本部経理部長
中村　忠司	学校法人玉田学園（神戸常盤大学）常務理事、法人本部長
中村　哲也	共栄大学教授
中村　壽男	名古屋経済大学経営学部教授
中村　昌彦	純真学園大学事務局長
中山　明彦	学校法人文化学園（文化学園大学）学園本部経理部財務課長
中山　孝男	学校法人東邦学園理事、愛知東邦大学経営学部教授
中山　浩之	明海大学事務局長
成瀬　秀夫	東京有明医療大学保健医療学部長
西川　出	大阪工業大学教授
西川　直亮	学校法人谷岡学園（大阪商業大学）監査室長
西川　光俊	学校法人大阪産業大学理事、法人本部事務局総務部長
西田　徹	学校法人稲置学園（金沢星稜大学）財務部長
西田　裕介	国際医療福祉大学成田保健医療学部理学療法学科長、教授
西畑　一哉	学校法人二松学舎（二松学舎大学）常任理事、企画・財務部長
畑山　浩昭	桜美林大学学長
服部　友一	名城大学理工学部材料機能工学科
塙　和明	東京成徳大学子ども学部子ども学科長、教授
濱田　誠	学校法人名古屋自由学院（名古屋芸術大学）経営本部副本部長
早坂　三郎	学校法人甲子園学院理事、甲子園大学客員教授
林　隆嗣	こども教育宝仙大学こども教育学部幼児教育学科
林　英雄	学校法人滝川学園（名古屋文理大学）法人事務局 IR 企画課長
日野　隆生	東京富士大学教授
福田　真一	東北文教大学准教授
藤田　武夫	学校法人大手前学園（大手前大学）執行役員、財務部長兼総合企画部長
藤田　幸敏	愛知学泉大学現代マネジメント学部教授
藤原　芳朗	鈴鹿医療科学大学附属図書館長、保健衛生学部医療福祉学科長、教授
古井　滋	帝京大学教授

名　前	所属機関・役職
前島　伸一郎	金城大学学長
前田　薫	森ノ宮医療大学准教授
前田　克彦	帝京科学大学事務局長、学長補佐（総括担当）
馬込　勇	平成音楽大学教授、演奏部長
正岡　利朗	高松大学経営学部教授、学生支援部長
松浦　秀治	大阪電気通信大学工学部電気電子工学科教授
松﨑　健	高千穂大学総務部長
松田　藤夫	学校法人作陽学園（くらしき作陽大学）副理事長
丸木　清之	学校法人埼玉医科大学理事長
水島　清志	日本医科大学財務部長
宮川　博光	千葉工業大学審議役
宮地　啓介	美作大学生活科学部児童学科教授
美和　佳紀	学校法人名古屋自由学院理事、名古屋芸術大学副学長
向　雅彦	学校法人西南女学院理事長
武藤　正美	学校法人名城大学理事、事務局長
村瀬　正邦	学校法人大手前学園（大手前大学）監査室長
村田　尚久	鈴鹿医療科学大学大学事務局長
望月　京輔	学校法人大阪青山学園（大阪青山大学）総務部長
桃井　雅子	聖マリア学院大学看護学部教授、教務部長
森　光次郎	学校法人明星学苑（明星大学）学苑・大学管理局長
森本　太郎	美作大学生活科学部児童学科教授
焼廣　益秀	広島国際大学学長
八代　克彦	ものつくり大学技能工芸学部長、ものつくり学研究科長
安井　利一	学校法人明海大学理事、明海大学学長
安田　英土	江戸川大学教授
安田　実	学校法人森ノ宮医療学園理事、森ノ宮医療大学保健医療学部教授
柳川　周郎	学校法人鶴学園法人局長、広島工業大学事務局長
藪田　早苗	学校法人鎌倉女子大学理事、総務部長
山内　京子	広島文化学園大学看護学部長
山口　仁宏	近畿大学理工学部長
山﨑　真克	比治山大学現代文化学部長、大学院現代文化研究科長、教授
山路　道彦	学校法人市邨学園（名古屋経済大学）法人財務担当部長
山田　ゆかり	名古屋文理大学副学長、健康生活学部長、教授
山根　基	愛知みずほ大学人間科学部准教授
山本　智也	大阪成蹊大学教育学部長、教授
山本　昌直	学校法人大阪成蹊学園（大阪成蹊大学）理事、法人事務本部長兼リスク管理統括本部長

名　前	所属機関・役職
山本　正人	弘前医療福祉大学事務部長
山谷　敬三郎	学校法人北翔大学理事、北翔大学学長、北翔大学短期大学部学長
吉井　克彦	学校法人常翔学園（大阪工業大学）理事、総務部長
吉岡　眞知子	東大阪大学学長代行、副学長、こども学部教授
吉田　修	愛知産業大学経営学部総合経営学科教授
吉田　啓子	鎌倉女子大学家政学部長、家政保健学科長、教授
芳野　明	学校法人大覚寺学園評議員、嵯峨美術大学教授
吉野　正美	学校法人常翔学園常務理事
吉村　弥須子	森ノ宮医療大学保健医療学部看護学科長、教授
六郷　恭二	愛知学泉大学豊田学舎事務長
渡辺　浩一	比治山大学事務局次長、学長室長
渡邉　徹也	学校法人金井学園（福井工業大学）法人本部経営企画部長
渡辺　正典	学校法人大垣総合学園（岐阜協立大学）評議員、法人事務局長兼理事長室長

Ⅱ　令和２年度　大学機関別認証評価　評価結果

1 愛知産業大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

法人設立 60 周年を機に定められた新しい建学の精神を踏まえ、「産業及び文化の発展に貢献すること」を強調して、大学の使命・目的としている。「産業への視点」「実践的教育」「社会への貢献」という大学の三つの個性・特色は、学則に反映されている。「第二次学園中長期計画」のもと、大学の使命・目的及び教育目的に沿った計画が策定され、カリキュラムの改編や造形学部スマートデザイン学科の設置につなげている。

建学の精神、使命・目的、教育目的は大学案内等の冊子や大学ホームページを通じて学内外に周知されている。使命・目的を反映した造形学部・経営学部の 2 学部、大学院、通信教育部や、個性・特色を実現する地域共同教育研究センターなどを設置している。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーを明確に定め、入学試験要項や大学案内等に明記し、大学ホームページ等で公表している。課題であった入学定員充足率は、高校生へのきめ細かい情報提供活動やスマートデザイン学科の設置により改善し、2 学部 3 学科で収容定員が充足している。「ASU E-Program」を定め、教職協働で学修支援を行うという学長方針に基づき、教育課程内外の支援を行っている。キャリア教育では、3 年次に集中的にキャリアデザインを学ぶ必修科目を複数配置するなど、学生自身の適性への気付きや進路選択を支援している。「学長オフィスアワー」や「学長室面談」を通じて、学長が学生の要望・意見を直接聞く体制を整えるとともに、職員が学生のコメントに答える「ひとことカード」の制度を設けるなど、幅広く学生の声をくみ上げ、改善に努めている。ICT（情報通信技術）環境整備については、ICT 環境整備部会が統括し、中期整備計画に基づき適切に整備されている。

〈優れた点〉

○学長自らが、毎月の「学長オフィスアワー」に加え、全ての新入生と学長室で面談を行って学生の心身の状況や意見・要望をきめ細かに把握し、学修支援及び環境の改善に努めている点は高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

建学の精神、使命・目的、教育目的を踏まえて、ディプロマ・ポリシーを策定するとともに、学則、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミ

ッション・ポリシー)、卒業要件等を包括した「ASU E-Program」を定め、教職員への周知・共有に努めている。成績評価については、「学習過程評価」と「学習成果評価」の二つの側面から評価するなど単位認定基準がきめ細かに定められている。

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー及びアドミッション・ポリシーとの関連の中で、一貫した三つの観点（教養、専門性、社会性）から策定され、教育課程が編成されている。教育課程や学修成果等の自己点検・評価方法とその運用をアセスメント・ポリシーに明確に定め、「取得単位数」「学位修得率」等を学修成果の評価指標と明示している。学修成果については、学生が学期開始時に「時間割シート」を作成し、学期末に「振り返りシート」で再度教員とともに確認するなど、きめ細かに点検・評価されている。

〈優れた点〉

○単位認定基準の成績評価において「学習過程評価（授業内評価・授業外評価）／学習成果評価（定期試験）」で評価するシステムを設定し、成績評価の公平性を厳格に確保している点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学校教育法の改正を踏まえて、教授会等の役割を学則などに明確に定め、学長のリーダーシップを確立している。学長が委員長を務める「将来計画委員会」を設け、「第二次学園中長期計画」に沿った大学の教学・運営の基本的方策を協議している。また、大学及び法人の方針を共有する場である「全体会」を毎月開催して大学の運営方針や各委員会での決定事項を全教職員に周知するなど、学長のリーダーシップが明確に機能している。学長の教学マネジメントの円滑な運営を支えるための組織として学長室を設けている。

教員の採用及び昇任は「愛知産業大学教員採用及び昇任規程」に基づいて厳格に実施されている。また、教員の FD(Faculty Development)活動と教職員の SD(Staff Development)活動を効果的に行うために教職員が同等の立場で委員として参画する UD(University Development)委員会を設け、教職員の資質向上を図っている。研究倫理については、研究倫理規程等を制定し、厳正に運用している。

〈優れた点〉

○学長が「全体会」を主催し、学内のコミュニケーションの円滑化に努めるなど教学マネジメントにおける学長のリーダーシップを適切に発揮している点は高く評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性が、寄附行為、建学の精神、就業規則に明確に定められ、寄附行為にのっとり理事会・評議員会が設置・開催されるなど、適正に運営されている。大学と法人は、学長・学部長等と理事長・「学園長」・法人事務局長が参画する「運営会議」を設け、意見交換と認識の共有を図る体制を整えている。

財務運営は「第二次学園中長期計画」に基づき適切に行われている。課題であった入学定員の未充足も解消して、令和元(2019)年度には、基本金組入前当年度収支差額がプラスに転じている。

また、国庫補助金や科学研究費助成事業といった外部資金の獲得に向けて取組んでいる。会計処理は学校法人会計基準等にのっとり適切に行われ、監事、公認会計士及び内部監査により監査は適正に実施されている。

「基準６．内部質保証」について

学則に「本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と明記し、「自己点検・評価委員会規程」を定め、自己点検・評価を実施している。平成 27(2015)年度に 2 度目の認証評価を受けて以降、自主的・自律的な自己点検・評価を毎年度実施し、学内外に公表している。また、IR 委員会と IR 推進室を設け、自己点検・評価に必要なデータの収集と分析を行っている。

「第二次学園中長期計画」や事業計画、建学の精神、三つのポリシーに基づいて、大学の内部質保証を自己点検・評価する「内部質保証の全体システム」を構築し、大学全体で自己点検・評価の PDCA を実施している。

〈優れた点〉

〇学生による授業評価アンケート、卒業時アンケートや学修行動調査結果などの学修や学生生活に関わるデータを集計・分析して大学ホームページに掲載するなど、積極的に IR 情報を公開していることは評価できる。

総じて、建学の精神及び使命・目的、教育目的の実現に向けて、教育研究組織の再編や学修及び学生生活等の支援を適切に実施している。学長の教学マネジメントを支える教育研究の運営組織を構築し、大学全体で内部質保証の PDCA サイクルを回している。

また、「第二次学園中長期計画」の策定、実行により、着実な学生確保と収支の均衡が達成されるなど、大学運営が適切かつ着実にされている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会との連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. Society5.0 による人間中心社会実現のための教育の取組み

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】
基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉
「豊かな知性と誠実な心を持ち　社会に貢献できる人材を育成する」という建学の精神を踏まえ、「産業及び文化の発展に貢献すること」を強調した使命・目的を、大学及び大学院の学則に定めている。
使命・目的及び教育目的は、具体的に明文化され、簡潔に文章化されている。
日本のものづくりの中心地であり、産業首都と呼ばれる愛知県に設置された大学として、大学名に「産業」を冠し、「産業への視点」「実践的教育」「社会への貢献」という三つの個性・特色を学則等に反映、明示している。
法人設立 60 周年を機に建学の精神の見直しを実施し、精神を継承しつつも時代に即応した分かりやすい表現に再構築している。使命・目的については、前の建学の精神が内包していた目標を継承している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映
1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
現在の建学の精神を制定する際には、教職員へ公募し、選定された案への投票を実施している。その過程を通じて、役員・教職員が使命・目的、教育研究の目的等を改めて確認し、教職員の十分な支持と理解が深まっている。
建学の精神、使命・目的を、大学ホームページ、大学案内等への掲載や「キャンパスガイド」等へ明記することにより、新入生及び保護者や在学生に周知している。
「第二次学園中長期計画」及び三つのポリシーは、使命・目的及び教育目的を適切に反映し、中長期計画に基づいてスマートデザイン学科の設置やカリキュラムの改編を行っている。
教育研究組織は、造形と経営の 2 学部、造形学研究科、通信教育部から構成され、大学の特色である地域貢献を実施する組織として地域共同教育研究センターなどを有している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーを明確に定め、大学ホームページでの公開や大学案内等に明記し、各種媒体による発信のほか、進学相談会、オープンキャンパス等において受験生や保護者に対する周知に努めている。

文部科学省の定義する「学力の 3 要素」を入試区分別にどのように重視し、合否判定にどの程度配慮しているかについて明示し、広く受験生に公表している。

高校生へのきめ細かい情報提供活動を実施し、また、学科ごとに入試結果を分析し、次年度の募集活動に反映させることで改善に取組み、全ての学部・学科で収容定員を充足している。

2－2. 学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

「教育課程内外の学修支援を教員と職員とが協働して実施すること」という学長方針に基づき、「ASU E-Program」に沿って教員と職員が一体となり授業内外の学修支援を行っている。

オフィスアワー制度は全学的に実施しており、通信教育部においても、年間を通してスクーリング時にオフィスアワーを設定している。

新入生アンケートを実施し、学生の志向と状況を調査するとともに、全入学者に対して担任による面談を実施し、その結果を将来計画委員会にて検討を行い、中途退学や休学の防止対策を行っている。

TA、SA(Student Assistant)は、規則に則して公募・選考し採用している。TA 等には事

前にオリエンテーションを実施し、授業後には担当教員と打合せを行い、学修支援を行っている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育では、3 年次に集中的にキャリアデザインを学ぶ必修科目を複数配置し、学生自身の適性への気付きや進路選択を支援している。

キャリア委員会は教員とキャリア支援課職員で構成され、教職協働のもと、学生のキャリア形成・就職活動を支援しており、また、キャリア・デベロップメント・アドバイザー(CDA)の資格を持つ外部相談員が指導する体制も整っている。

教職員のキャリア支援力を高めるための方策として、企業アンケート、産学連携行事、教職員の企業訪問において情報収集を行うとともに、企業との面談及び外部相談員を含めた戦略会議において、キャリア支援力の醸成を図り、方策を考案するなどの対応を行っている。以上のような支援によって最近 3 年間は、ほぼ 100%の就職率を達成している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活への支援は、主として担任が学生委員会や学生課と連携を図りながら対応している。前期・後期ガイダンスにおいて、学生委員の教員から、学生全員に対して説明指導を徹底するなど、連携を図っている。

中国人留学生の比率が高いことを踏まえて、学生課に中国籍の職員を 1 人配置し、担任等と密に連絡を取りながら、留学生への支援を行っている。

学生相談室を常設し、公認心理士等の資格を持つ 2 人の専門スタッフが学生からの相談に対応している。

学生会に、学生運営委員会と課外活動委員会の二つの委員会を置いて、活発な課外活動が行われるように支援している。

学生の利便性を向上させるため、最寄りの駅から無料スクールバスを運行している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】
基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉
校地・校舎・運動場は設置基準を上回る面積・規模を有し、施設・設備の整備計画に従った適切な維持・管理を行っている。実習施設については、デザイン実習室、木工・工作機械を設置した実習棟（モデリングスタジオ）を整備し、図書館についても、必要な学術情報資料と十分な広さの閲覧室に加え、自習用パソコンの学外貸出などの学生サービスに努めている。特に ICT 環境については「情報ラボ」「言語ラボ」「プレゼンテーションルーム」等を有する「言語・情報共育センター」を設置し、将来計画委員会の ICT 環境整備部会が統括して中期整備計画に基づき適切に整備している。また、教室を含む全ての施設は耐震基準を満たしており、バリアフリーをはじめとする施設・設備についても各号館にエレベータ・スロープ・手すり及び多目的トイレ等を適切に設置し、授業運営上の学生数の管理も適切になされている。

2－6. 学生の意見・要望への対応
2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】
基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉
学生に対し「学修行動調査」を実施し、授業や研究に関すること、図書館やインターネットの利用に関することなどの学修支援に関する意見・要望を的確に把握し、かつ、大学ホームページ等で情報公開している。また、学期の終了時に、全ての開講科目において「学習時間アンケート」を実施し、アンケート結果は UD 委員会が分析・検討した上で、改善点をティーチングポートフォリオに記載している。特筆すべきこととして、毎月の「学長オフィスアワー」に加え、平成 30(2018)年度以降は新入生一人当たり 5～10 分の「学長室面談」を実施しており、学生一人ひとりの生の声を学長自らくみ上げている。さらに、学生からの意見・要望に対し職員が回答する仕組みとして「ひとことカード」の制度を設け、学生の声を傾聴し改善に努めている。

〈優れた点〉

○学長自らが、毎月の「学長オフィスアワー」に加え、全ての新入生と学長室で面談を行って学生の心身の状況や意見・要望をきめ細かに把握し、学修支援及び環境の改善に努めている点は高く評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、使命・目的、教育目的を踏まえ、一貫した三つの観点（教養、専門性、社会性）からディプロマ・ポリシーを策定するとともに、学則、三つのポリシー、卒業要件等を包括した「ASU E-Program」を文章ではなく、ダイアグラムで分かりやすく表現して教職員への周知・共有を徹底し、これをもとに単位認定、卒業認定、修了認定等の基準を策定し周知している。

また、単位認定は「学習過程評価」と「学習成果評価」の素点を 100 点満点に換算して評価するなどきめ細かに実施しており、卒業認定基準、修了認定基準等も厳正な適用がなされている。

〈優れた点〉

○単位認定基準の成績評価において「学習過程評価（授業内評価・授業外評価）／学習成果評価（定期試験）」で評価するシステムを設定し、成績評価の公平性を厳格に確保している点は評価できる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、建学の精神、使命・目的、教育目的を踏まえ、かつディプロマ・ポリシー及びアドミッション・ポリシーとの関連の中で、一貫した三つの観点（教養、専門性、社会性）から策定し、学内外に周知されており、これに沿って教育課程を編成している。すなわち全学的な科目として六つの科目群からなる教養科目の他に、人材教育科目 6 科目と地域創生科目 9 科目からなる共通科目を編成し、このうち教養教育の運営については、教員と職員からなる教養教育センターを設置し、教養教育委員会と連携をとって組織的に行われている。教授方法の工夫・開発については、学期ごとに 17 段階の緻密な運用方法を設定し、UD 委員会が行う FD 研修及び「学内教育 GP(Good Practice)」を通じて授業の改善に適切に取組んでいる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程や学修成果等の恒常的自己点検・評価方法とその運用は、「愛知産業大学アセスメント・ポリシー」に明確に規定されており、「取得単位数」「学位修得率」等を学修成果の評価指標と明示している。また、大学ホームページで「授業評価アンケート」「単位取得状況」「学位取得・就職・進路状況」等のデータ・分析結果を公表しており、自己点検・評価方法が IR 委員会はじめ関係委員会等で組織的に確立し運用されている。

学修成果の点検・評価結果のフィードバックは学生の視点に立ち、学生は学期開始時に「時間割シート」に「目標単位数」「目標学期 GPA」を記入し、担任教員と目標を共有し、学期末にその結果を「振り返りシート（ルーブリック）」で再度教員とともに確認するきめ細かな点検・評価を行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確

立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐組織として学長室を設置し、学長による教学マネジメントの円滑な運営を行っている。教授会、大学院研究科委員会、通信教育委員会は、学長の諮問により、学則等に定める事項を審議し意見を述べている他、教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じて意見を述べている。

大学の教学・運営全般の改善に資することを目的として「将来計画委員会」を設け、大学の最高意思決定機関としての「評議会」及び理事長・法人事務局長も出席する運営会議において、同委員会で審議した議案を承認する形をとっている。また、大学及び法人の方針を共有する場として「全体会」を毎月開催し全教職員に周知することにより、学長による教学マネジメントの機能性を確実なものとしている。

「学校法人愛知産業大学組織規程」に基づく事務体制を構築し、職員を配置するとともに、各委員会には職員も委員として参画させている。

〈優れた点〉

○学長が「全体会」を主催し、学内のコミュニケーションの円滑化に努めるなど教学マネジメントにおける学長のリーダーシップを適切に発揮している点は高く評価できる。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員については、設置基準や指定規則を上回る人数を確保するとともに適切に配置している。

教員の採用及び昇任は「愛知産業大学教員採用及び昇任規程」に基づいて厳格に実施しており、原則として公募制を採用している。

教員の FD 活動と教職員の SD 活動を効果的に行うために常設の UD 委員会を設置し、全教職員を対象に全体研修や各種分科会研修を実施するなど、教育内容・方法等の効果的な見直しにつなげている。

また、「新任教職員研修」「2・3 年目研修」「6～10 年目研修」には、同法人内の他の設置校の教職員とともに参加し、幅広い知識の吸収に努めている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

教職員の資質向上と業務改善を目的として SD 活動を大学全体で推進している。「三つのポリシーに基づく大学の取組みの自己点検評価と内部質保証に関するもの」「教学マネジメントに関わる専門的職員の育成に関するもの」「学生の厚生補導に関するもの」等のテーマを設定し、外部講師による講演会を行っている。教職協働を実現するため、FD 活動には職員の参加を、SD 活動には教員の参加を推進しており、積極的な参加を促し問題意識の共有等に努めている。研修会参加者にアンケートを行い UD 委員会で結果を検討し、より良い研修会の開催に努めている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境については「施設整備事業実績・計画案」に基づき教育活動等に必要な校地・校舎、研究室等の充実・維持管理に努めている。ICT 環境整備部会を設置し、ICT 環境の整備、ネットワーク機器等の充実に努めている。

研究倫理については、学術研究に従事する全ての者が遵守すべき倫理基準を定めた「研究倫理規程」を制定し、厳正に運用している。日本学術振興会の e ラーニングコースの受講を積極的に取入れ実施している。

研究活動への資源配分については、「個人研究費取扱要領」等に従い適切に配分している。科学研究費助成事業等に応募した場合には研究奨励費を支給し、外部資金導入の努力を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為をはじめとして、学校法人全体として諸規則を整え、経営の規律と誠実性の維持に努めるとともに、建学の精神は、全ての教室、研究室、事務室等に掲額し、建学の精神に基づいた使命・目的を実現するための継続的努力への意識を維持・向上させている。

また、労働安全衛生法に基づき、全教職員を対象にストレスチェックを実施しているほか、「教職員衛生管理規程」において必要な事項を定め、快適な職場環境の形成にも努めている。

ハラスメント防止については、「愛知産業大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程」を定め、学生にはオリエンテーション時に、教職員には SD 研修会を通してそれぞれ周知するなど、適切に対応している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的を達成するため、寄附行為に基づき、理事を適切に選任するとともに、理事会を定期開催し、将来計画など法人の管理運営に関する基本事項及び重要事項を審議している。

理事会の機動的意思決定を支援するため、外部から理事を招へいし理事会の機能強化に努めるなど、理事会の適切な経営判断を支援する体制が整えられているほか、「理事会便り」を季刊発行し、理事会の審議内容及び決定事項を全教職員に周知することで、透明性の高い理事会運営を推進している。

理事会への理事の出席状況は良好であり、理事会は適切に機能しており、効率的な法人運営を実現している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】
基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉
法人及び大学の各管理運営機関の意思決定と相互チェックは、理事会、評議員会、運営会議等により体制を整えており、適切に機能している。学長、造形学部長及び経営学部長が理事として理事会に参画し、教学部門の諸課題についての意見・要望を行う一方、理事長・「学園長」及び法人事務局長が大学の運営会議に出席し、管理部門と大学部門の意見交換と認識共有を図っている。評議員会では、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない事項についての意見聴取を適切に行っている。
また、理事長が率先して教職員による「働き方改革」や「学納金・奨学金の見直し」などの作業部会を設置し、業務改善に取組んでいる。
監事は、法人の業務、財産及び役員の執行状況に関して、事前に見解を伝える等その職務を適切に遂行している。

5－4. 財務基盤と収支
5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】
基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉
財務運営に当たっては、平成 30(2018)年度から「第二次学園中長期計画」の戦略的指標(KPI)に基づき、毎年度、事業計画及び予算編成方針を策定し、適切に行っている。収入と支出のバランスについては、平成 29(2017)年度から 2 期連続で基本金組入前当年度収支差額がマイナスであったが、令和元(2019)年度では同差額はプラスに転じている。また、資産運用余裕率及び流動比率はここ数年漸増傾向にあり、財政基盤は安定している。
外部資金の導入については、教育に関する競争的資金では一定の成果を挙げている。

5－5. 会計
5-5-①　会計処理の適正な実施
5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】
基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人愛知産業大学経理規程」等に基づき適切に行っている。予算は、「学校法人愛知産業大学予算の積算に関する取扱要領」に基づき作成されている。

会計監査は、公認会計士及び監事による監査の他、内部監査を実施している。毎年 5 月には、公認会計士、監事及び法人事務局の経理責任者による決算監査報告会を実施している。公認会計士は会計監査の他、法人の管理運営に関する監査も行っている。監事監査では、「学校法人愛知産業大学監事監査規程」に基づき、業務執行状況、財産状況等の監査を行っている。また、2 人の監事が理事会及び評議員会に毎回出席している。内部監査では、理事長のもとに内部監査委員会を設置し業務監査及び財務監査を行っている。公的研究費の監査は、毎年 1 回実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則に、「本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と明確に規定している。「自己点検・評価委員会規程」を制定し、学長、学部長をはじめとして、主要な役職者及び委員長が構成員として参加する自己点検・評価委員会を設け、大学の教育研究の質保証を目的とした自己点検・評価を実施している。

総務・広報部内の IR 推進室と学長室がデータの収集や分析などで協力して、自己点検・評価の PDCA を回すための実務的なサポートを行っている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会が中心となり、点検・評価を実施するとともに、その結果を毎年「自己点検評価書」として公表するものとし、過去 5 年間の「自己点検評価書」が、大学ホームページで公開されている。平成 27(2015)年度に 2 度目の認証評価を受けて以降、「自己点検評価書」を自主的・自律的な自己点検・評価の結果として認識し、毎年度作成している。

「IR 委員会規程」を定め、常設の委員会として設置している。また、IR 推進室を設け、IR 活動の一層の充実を図っている。IR 推進室により分析されたデータは、IR 委員会に提供され、関係する委員会にて検討、改善計画等が策定されている。

〈優れた点〉

○学生による授業評価アンケート、卒業時アンケートや学修行動調査結果などの学修や学生生活に関わるデータを集計・分析して大学ホームページに掲載するなど、積極的に IR 情報を公開していることは評価できる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

中長期計画や事業計画、建学の精神、三つのポリシーに基づいて、学長のガバナンスのもとで大学の内部質保証を自己点検・評価する「内部質保証の全体システム」を構築するなど、大学全体で自己点検・評価の PDCA を実施している。併せて、アセスメント・ポリシーに基づき、三つのポリシーそのものや、三つのポリシーに基づいた学修成果の可視化などについても PDCA サイクルを回している。

岡崎市役所職員を外部評価委員に任命し、また学生会役員を学生教育改善委員に任命して意見交換を行うなど、大学を取巻くステークホルダーからの意見を三つのポリシーの自己点検・評価に反映する仕組みを構築している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域社会との連携

A－1. 地域社会との連携に関する指針及び組織

A-1-① 大学の使命目的を踏まえた地域社会との連携に関する指針の明確化

A-1-② 地域社会との連携に関する組織の整備

A－2. 地域社会との連携活動

A-2-①　大学が持っている物的・人的資源の地域社会への提供
A-2-②　地域社会の企業や公共機関、大学等との連携

【概評】

建学の精神の「社会に貢献できる人材の育成」をもとに地域社会で活躍できる人材を育成するため、学部・学科をまたいだ共通科目として「地域創生科目」を設定し、地域社会との連携を図っている。

各学科、事務組織からの地域共同委員会委員により構成される地域共同教育研究センターを開設して、「岡崎大学懇話会」の事業をはじめとして、「おかざき匠の会」や「21 世紀交流サロン・葵丘」などへの講演者の派遣、岡崎市のイベントへの参加・協力などを行い、大学と地域社会との連携強化に努めている。

岡崎市と包括協定を締結して連絡協議会を開催するとともに、岡崎市側の連絡協議会委員には、同時に「教育改善に係る外部評価委員」も委嘱し、外部意見を聴取している。

公開講座等を開催するほか、図書館、校舎、スポーツ施設、学生食堂、コンビニエンスストア、ブックストアなどの施設を一般開放している。

一般市民は図書館を無料で利用することができ、毎年、図書館長が岡崎市立中央図書館・市内地域交流センター・図書室が設置されている市民センターを訪問し、「利用案内」を広報している。

地域社会の情報やニーズについて、地域共同教育研究センターが窓口となり一元的に集約し、「ONESTOP サービス」で適切に対応している。また、一部授業とも絡めながら、全学科共通の多くの学生ボランティア活動によって地域社会の人々との交流を深めている。それぞれの学科の特性と地域社会が連携し積極的活動を行っている。

地域貢献のため、地域の各種委員会へ専任教員が学識経験者として積極的に参加するとともに、外部各種研究会等を実施している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

Society5.0 による人間中心社会実現のための教育の取組み

１．スマートデザイン学科設立

造形学部では、AI など新しい情報技術をデザインやものづくりに活用する学びを広げるために、平成 31(2019)年 4 月にスマートデザイン学科を新設した。学生が人間中心デザインの考え方に基づき、実務家教員の指導による AI の実践的な活用を学ぶカリキュラムはデジタルネイティブ世代の高校生を捉え、開設以来 2 年連続で入学定員を大きく上回る志願者を集めている。スマートデザイン学科の伊藤庸一郎教授が特許を有する XAI（explainable AI）である AI 生成プラットフォーム「Thinkeye」を使い、学生は persona AI デザインに取り組んでいる。

令和 2(2020)年度本年度からは新たにスマートフォンアプリ「Thinkeye VOID」が学科の学生全員に配付され、リモート環境下でも学修は滞ることなく進行している。

更に、これまで国公立大学のみで組織されていた「数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアム」に令和 2(2020)年 6 月よりスマートデザイン学科が参画すること

が決定し、AI を活用したデザイン教育を基に大学間の連携を図っていく。

現在、大手家電メーカー、有名美容サロン、岡崎市などの複数の産学官連携による共同研究や、一般財団法人国際災害対策支援機構との災害対策技術革新の共同研究が検討されており、スマートデザイン学科を拠点とした AI 活用の輪は大きな拡がりを見せている。

２．共通科目による学科を超えたスマートソサイエティ時代の産業を学ぶ

建築学科、スマートデザイン学科、総合経営学科の 3 学科は、1 年次から共通科目をカリキュラムに設置し､同一のテーマを基にそれぞれが専門の視点から課題に取り組む、新しい時代の産業に対応する実践力の育成に取り組んでいる。スマートデザイン学科の中核をなす AI や IoT などの情報技術のものづくり、デザイン、まちづくり、経営への活用は、日本の未来の産業全体の課題であり、来たるべき Society5.0 の必修科目であるともいえる。共通科目では「三河のまちづくりと観光」「三河のものづくり」といった地域に根差した学びを起点として、3 年次では「未来産業ワーク」や「市場創成ワーク」など、各学科の専門知識を PBL 型の授業で実践力に変換していく。

【エビデンス集（資料編)】

【資料 特-1】「数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアムへのご参画について(連携校)」

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 4(1992)年度

所在地　　愛知県岡崎市岡町原山 12-5

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
造形学部	建築学科　スマートデザイン学科　デザイン学科※
経営学部	総合経営学科
通信教育部造形学部	建築学科　デザイン学科※
造形学研究科	建築学専攻　デザイン学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

1 愛知産業大学

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
9 月 10 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 1 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 15 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 12 日	実地調査の実施　　11 月 12 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 13 日	11 月 13 日　第 3・4 回評価員会議開催
12 月 4 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 21 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

2 足利大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神「和を以って貴しと為す（以和為貴）」を基本精神とし、崇高な人格と人間力豊かな人材を育成していくため、各学部及び研究科で教育理念及び教育目標を掲げ、大学学則及び大学院学則に定め、学生便覧やホームページなどを通じて、学内外に周知している。昭和42(1967)年に工学系単科大学として開学し「心あるエンジニア」を育成してきたが、平成26(2014)年に看護学部を設置し「心ある看護者」の養成にも努めている。平成26(2014)年度策定の「中長期計画の基本的考え方」には使命・目的及び教育目的を反映し、多方面にわたった具体的な戦略と対応策を描いている。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に大学の使命・目的を反映させ、学修成果の評価に関する基本方針（アセスメント・ポリシー）を策定し、三つのポリシーに基づき、機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルの3段階で学修成果等を計測し、教育内容・方法及び学修指導の改善を図っている。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、ホームページなどで学内外へ周知するとともに、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れを実施し、入学定員、収容定員を適切に確保している。障がいのある学生や休退学、除籍、留年した学生に対する学修支援、学生生活支援及びキャリア支援のため、関係委員会、担当課職員との教職協働体制を確立している。設置基準に適合した施設・設備を有し、図書館をはじめ、地域社会へ開放した球技場や付属施設としての三つのセンターと「風と光の広場」を設置し、地域社会や産業界との連携に取組んだ教育研究環境を整備している。施設のバリアフリー整備に努めるとともに、施設・設備の安全管理を行っている。学修支援に関する学生の意見をくみ上げる仕組みとして、授業評価アンケートの実施、投書箱「AU-VOICE」の設置など、大学の改善に生かすための PDCA サイクルは機能している。

〈優れた点〉

○日本語学校教職員が選ぶ留学生に勧めたい進学先アンケート「日本留学 AWARDS」において、平成 26(2014)年度から 5 年連続で、東日本地域の私立大学理工系部門の大賞を受賞し、殿堂入りを果たしたことは、留学生志願者の増加にもつながっており評価できる。

○教育目的達成のため、教育研究活動を支援する、ICT 教育の拠点としての「情報科学センター」、地域社会・産業界との連携窓口としての「総合研究センター」、高度医療への

対応としての「看護実践教育研究センター」を設置し、地域社会や産業界との連携や学生教育に活用している点は高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページなどで公表している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、卒業・修了認定基準等を厳正に適用し、質の高い専門職業人の輩出に努めている。ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保したカリキュラム・ポリシーに基づき、体系的な教育課程を編成し、アクティブ・ラーニングやシミュレーションラボを用いた授業方法の工夫・開発を積極的に行っている。学生の学修・資格取得・就職状況等の調査を行い、卒業時の満足度調査にはルーブリック評価を用いるなど、学修成果の点検・評価の方法を確立している。授業評価アンケートの集計結果は報告書として公開するとともに、教員の授業改善や教員による授業参観の選定に役立てるなど､学修成果の点検･評価のフィードバックに活用しており、授業改善を組織的な体制のもとで行っている。

「基準４．教員・職員」について

学長の補佐として副学長を、補佐体制として学部教授会、大学評議会、教学マネジメント会議、事務局組織を置いている。大学の教学上の決定権者は学長であることを規則上明確にして、使命・目的の達成のため、大学の意思決定における学長の適切なリーダーシップの発揮及び権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメント体制を構築している。設置基準に定める専任教員数、教授数を充足し、規則に基づいた教員の採用・昇任を行っている。教員の資質・能力向上を目指しFD(Faculty Development)活動のための組織を設置し、研修会やシンポジウムを開催して、教員の教育内容・方法等の改善を図っている。また、「足利大学スタッフ・ディベロップメント(SD)に関する基本方針」を定め、計画的にSD(Staff Development)に取組んでいる。快適な研究環境を整備し、有効に活用するとともに、研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用している。

「基準５．経営・管理と財務」について

法令遵守のもと、建学の精神に定める使命と、寄附行為、学則、諸規則に基づく運営をしている。環境保全、人権、安全への配慮をもって、経営の規律と誠実性の維持及び使命・目的の達成に向けた実現への継続的努力を行い、「足利大学行動規範」を定め、教職員に職務や役割の誠実かつ着実な遂行を求めている。役員、評議員の選任、理事会、評議員会、監事の役割は明確で、寄附行為に基づく意思決定体制を整備し機能させている。理事長と大学幹部による「法人・足利大学連絡協議会」、常勤理事による「学園改革推進委員会」で理事長はリーダーシップを発揮している。平成 26(2014)年度に策定し、平成 30(2018)年度に見直した事業計画は、概ね計画どおりに進捗し、教育活動資金収支差額は、平成29(2017)年度から 2 期連続収入超過となるなど､健全財政に努めた成果が出はじめている。会計処理は適切で、内部監査、会計監査、監事監査の三様監査の連携を図って会計監査体制を整備している。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証の「方針」と「システム」を定め、「組織」と「教職員個人」に対する自己点検・評価という二つの視点から大学の質を自ら保証する内部質保証を推進し、全学的組織として、学長を長とする「教学マネジメント会議」を設置している。大学、学部・学科、研究科ごとに、教育目標及び三つのポリシーを設定し、毎年度、理念、目的を検証している。自己点検・評価活動として定期的に自己点検・評価委員会を開催し、長所や問題点、課題を明らかにし、結果を報告書としてまとめ、ホームページを通じ広く社会に公表している。自己点検・評価は、「事業計画に対する項目評価チェックシート」に基づいて達成状況を確認し、次年度の事業計画や学部、研究科の教育研究及び事務組織の活動計画に反映させるPDCAサイクルを機能させ、内部質保証システムの維持・向上を図っている。IR(Institutional Research)を、法人組織のデータの流通拠点として位置付け、法人事務局に移設して体制を整備している。

〈優れた点〉

〇事業の達成度チェックとして、「事業計画に対する項目評価チェックシート」を活用し、次年度の事業計画に反映させる制度は、評価できる。

総じて、大学は、建学の精神及び教育理念に基づいた、使命・目的及び教育目的により、工学及び看護系の大学として、心ある専門職業人の育成を行っている。また、地元栃木県足利市をはじめとした包括連携協定による、まちづくりへの参加・支援や、留学生受入れによるグローバル化及び発展途上国への幅広い支援活動など、時代の変化に対応し、質の高い高等教育機関として地域社会及び国際貢献に寄与している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会との協働・貢献」「基準 B.国際交流及び国際貢献」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 学生たちによる“まちのにぎわい創出”への取り組み
2. 足利大学独自の“環境”への取り組み

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神は、「十七条の憲法」の「和を以って貴しと為す（以和為貴）」を基本精神とし、崇高な人格と人間力豊かな人材を育成していくために、各学部及び研究科で教育理念及び教育目標を掲げ、大学学則、大学院学則に定め、学生便覧やホームページ等において簡潔に文章化している。昭和 42(1967)年に工学系単科大学として開学し「心あるエンジニア」を育成してきたが、地域の要望により、平成 26(2014)年に看護学部を創設し、「心ある看護者」の養成にも努めている。大学の個性・特色として工学部は、専門分野の知識にとどまらない幅広い関連する知識の理解のため、機械分野、電気電子分野、システム情報分野、建築・土木分野の 4 分野を創生工学科 1 学科に開設し、看護学部は、看護師のほか、保健師国家試験受験資格及び養護教諭一種免許状の取得を目指している。両学部ともそれぞれ社会の変化に対応し、現在に至っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定には、役員、教職員が適切に関与・参画しており、「学生便覧」「大学案内」「自己点検評価書」などの印刷物やホームページを通じて、学内外に周知している。平成26(2014)年度策定の「中長期計画の基本的考え方」には使命・目的及び教育目的を反映し、多方面にわたって具体的な戦略と対応策を描いている。三つのポリシーに大学の使命・目的を反映させ、アセスメント・ポリシーを策定し、三つのポリシーに基づき、機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルの3段階で学修成果等を計測し、教育内容・方法及び学修指導の改善を図っている。大学、大学院のほか、研究部門の付属施設として、「附属図書館」「情報科学センター」「総合研究センター」「教育連携センター」及び「看護実践教育研究センター」を置いている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定しており、入試ガイド、ホームページ、学生便覧に掲載し公開している。また、オープンキャンパスや高校教諭を対象とした入試説明会等において、高校生、保護者、高校教諭、在学生等に周知している。

アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を行っており、教務委員会等で入学後の成績等と入試形態との関連性を分析し、適切な体制のもとに入学者受入れの検証を行っている。

両学部ともに入学定員、収容定員を適切に確保しており、工学部では高大連携事業、地域貢献、国際交流活動等の取組みによって志願者が増加傾向にある。国際交流活動の積極的な取組みは、工学部及び大学院の留学生志願者の増加にもつながっている。

〈優れた点〉

○日本語学校教職員が選ぶ留学生に勧めたい進学先アンケート「日本留学 AWARDS」において、平成 26(2014)年度から 5 年連続で、東日本地域の私立大学理工系部門の大賞を受賞し、殿堂入りを果たしたことは、留学生志願者の増加にもつながっており評価できる。

2－2. 学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教育連携センターと共通教育センターの協働による入学前準備教育や、1・2 年生に対するゼミやキャンプの実施、プレースメントテストを活用した習熟度別の少人数教育など、教職協働による多種多様な学修支援を行っている。

障がいのある学生に対しては、学生指導委員会の全学的な統括のもとで、全教職員によ

る支援体制をつくっている。オフィスアワーを設定し、シラバス及びホームページで公開している。特に工学部では、TA・SA(Student Assistant)制度により、選抜された大学院生及び学部生が、実験・実習、演習、その他授業準備の補助などに教育補助員として従事している。退学、除籍、休学、留年等の学生については、クラス担任、教務委員会、学生指導委員会等において全学的に原因分析を行い、学修支援の必要な学生に対しては、クラス担任やグループアドバイザーが随時学生と面談を行い、継続的な学修支援を行っている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育のための取組みとして、就職指導委員会と就職課において全学的にキャリア支援を実施している。工学部では 1 年生からキャリア関連科目を配置し、2・3 年生には「インターンシップ」の授業科目を設け、栃木県経営者協会や近県の経済団体との連携も図っている。看護学部では 1 年生の基礎ゼミナールでのキャリア講座、各学年での就職ガイダンス等を行っている。就職・進学に対する相談・助言体制として、就職支援システムの活用、学内企業セミナーやモチベーションアップ対策講座等の実施、企業や病院との情報交換会や説明会の開催などを行っている。また、就職課には、就職資料室と就職相談コーナーを併設し、進路相談に応じるとともに履歴書の書き方の指導なども行っている。特に工学部では、課題研究や卒業研究の指導教員がクラス担任や就職指導教員と連携し、就職指導や大学院への進路指導等を行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のため、事務組織として学生支援課を、両学部には教員を委員長とする学生指導委員会を設置して、教職協働の学生支援を行っている。経済的支援については、日本学生支援機構や地方自治体などの奨学金制度があり、これらを掲示や「学費サポートBOOK」などで紹介している。また、大学独自の奨学金制度や学費減免制度などの経済的援助も行い、活用されている。学生自治会を組織し、学生支援課や後援会からの人的・経済的支援のもと、学生による委員会やクラブ、同好会などの活動や全学的な「わたらせ祭（大学祭)」、球技大会などの行事を行っている。学生の心身の健康管理については、各キャンパスに保健室と学生相談室を設置し、衛生管理者、看護師、養護教諭の資格を有する

職員、病院勤務実績のある職員、公認心理師を配置し対応している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地及び校舎面積ともに設置基準を満たしており、野球場、サッカー場、テニスコート、多目的球技場を整備し、地域社会へ開放している。付属施設として三つのセンター施設と「風と光の広場」を有し、地域社会や産業界との連携にも取組み、教育研究環境を整備している。実験・実習のための教室や設備についても、適切に整備している。また、図書館は両キャンパスに設置しており、十分な学術情報資料を確保し、レファレンスルーム、アクティブ・ラーニングルーム及びオープンスペース等が活用されている。大前キャンパスにはICT（情報通信技術）教育専用の「情報科学センター」、本城キャンパスにはパソコン教室を設置し、整備、活用されている。

施設のバリアフリーについては、車椅子対応のスロープの施工、エレベータや車椅子用便所の設置等、整備に努めている。また、授業を行うクラスサイズについて、適切に管理している。

〈優れた点〉

○教育目的達成のため、教育研究活動を支援する、ICT 教育の拠点としての「情報科学センター」、地域社会・産業界との連携窓口としての「総合研究センター」、高度医療への対応としての「看護実践教育研究センター」を設置し、地域社会や産業界との連携や学生教育に活用している点は高く評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見などをくみ上げる仕組みとして、授業評価アンケートを実施しており、解析データが担当教員に返却され授業改善に活用している。

休退学の理由の分析から、工学部では、心身に関することを含む健康問題や経済的問題の把握といった学生生活全般の指導、看護学部では、志望動機の不明確さを払しょくするための学修面からの指導を行うことで、休退学を未然に防ぐ取組みとしている。また、奨学金の申請書類や面接対策を行っている。教職員の個別対応とともに教育相談会において、保護者面談の機会を設け、問題把握と解決を保護者と協力して行う環境をつくっている。

学修環境に関する学生の意見・要望について、授業評価アンケートや「AU-VOICE」に投稿された意見は、教務委員会や学生指導委員会で精査し、関係部署に通知され、対処している。

基準３．教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定しており、学生便覧、大学案内、ホームページに記載し、学内外に周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などを適切に定め、学生便覧、シラバス、ホームページに記載して、周知している。単位認定は、科目責任者が行っており、卒業認定については、工学部では各分野の教室会議の審議を経て、卒業判定会議で判定を行い、教授会で承認し、学長が最終決定を行っている。看護学部では進級及び卒業に関し、進級判定会議、卒業判定会議の審議を経て、教授会で承認し、学長が最終決定を行っている。大学院における修士課程、博士後期課程の修了認定は、工学研究科委員会、博士後期課程専門委員会で承認し、学長が最終決定を行っている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施
3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉
教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し、学生便覧、ホームページで公開し周知している。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を保ち、カリキュラム・ポリシーに即した教育課程を体系的に編成し、実施している。教養教育は、建学の精神に基づいた幅広い科目を用意している。シラバスは、教務委員会において作成したマニュアルに基づき、教育目標との関連性を明示するなど適切に整備している。工学部では、ゼミ、卒業研究に至るまで、実験・実習を含むアクティブ・ラーニング科目を配置し、看護学部では、実習について、「シミュレーションラボ」を設置し、モデル人形を用いての新規的な学内実習を充実させるなど、授業方法の工夫・開発を積極的に行っている。また、教務委員会を中心とした定期的な FD の実施など、学生による授業評価アンケートを踏まえた授業改善を、組織的な体制のもとで行っている。

〈参考意見〉
○看護学部では、各学期に履修登録できる単位数の上限を高く設定しているので、単位の実質化の観点からの見直しが望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価
3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
建学の精神を基本とし、教育上の目的を踏まえた三つのポリシーにより、育成すべき人材像を明確にした上で教育課程を編成し、体系的・組織的な教育活動を行っている。学生の学修状況は、ディプロマ・ポリシーの達成度に関するルーブリック評価表を通じて把握している。資格取得状況、就職状況、卒業生に関するアンケートなどは、就職指導委員会及び就職課が取りまとめ、就職先企業のアンケート結果も評価を集計し、教員にフィードバックしており、就職指導の改善に活用している。また、工学部では「学生生活満足度調査」、看護学部では「学生生活実態調査」なども実施し、学修成果の点検・評価方法の確立に役立てている。学修成果の点検・評価のフィードバックについては、授業評価アンケートの集計結果を報告書としてまとめ、図書館に設置・公開している。これを受けて、教員

の授業改善についても学生満足度の高かった授業を対象に授業参観を行い、教授法の改善につなげている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐として副学長を置き、その位置付けは明確である。補佐体制として学部教授会、大学評議会、教学マネジメント会議、事務局組織を設置・整備し、使命・目的の達成のために教学マネジメント体制を構築し、適切に行っている。また、大学の意思決定に関しては、学長に全ての権限と責任を委ねることを学則に定めている。学長を補佐する副学長の位置付けと役割、学部教授会の位置付け及び役割は学則に定め、それぞれが機能している。教授会からの意見聴取に関しては、学則に定め、教職員及び学生に周知している。

教学マネジメント会議及び各種委員会の組織は、必要な教職員で構成し、教職協働体制を敷き、教学マネジメントは学長のリーダーシップのもと機能的に遂行している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の教員数、教授数ともに設置基準を満たしており、教育課程に必要な教員数を確保している。大学院工学研究科については、修士課程、博士後期課程ともに全ての専攻で必要な教員数を確保している。また、教員の採用・昇任に関する規則を整備し、教員任用選

考委員会の審議を経て教授会の意見を聴いた上で決定している。大学院の人事は、工学研究科委員会の意見を聴いた上で決定している。

工学部ではFD専門部会、看護学部では看護学部FD委員会を設置し、教員の教育内容・方法等の改善、教員の資質・能力向上、研究力向上等を目的とした研修会やシンポジウムを開催している。FD研修会参加後はアンケートや報告書を提出させ、FDの評価も行っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「足利大学スタッフ・ディベロップメント(SD)に関する基本方針」を定め、計画的にSDに取組むとともに、教職員の参加状況を取りまとめて管理している。

学内研修では、公的研究費のコンプライアンス研修と財務状況の説明に力を入れるなど研修目的を明確にし、教職員全員に法令遵守と経営の改善に高い意識を持たせている。

階層別には、新規採用者を対象とした初任者研修を実施しているほか、職員の主任昇格時に、栃木県南地域地場産業振興センターの実施する「中堅社員コース」に派遣している。

学外研修として、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会の主催する研修会に積極的に参加している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

工学部は大前キャンパスに、看護学部は本城キャンパスに、それぞれ実験・実習を伴う研究環境を整備し、適切な運営・管理を行っている。また、大学院修士課程情報・生産工学専攻再生可能エネルギー・環境工学専修では、煙火学の研究棟を有するなど、大学院教育の一つの特徴となっている。

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」に基づき「足利大学教育研究活動の不正行為等に関する規程」を定め、これらの取組みに関する基本方針等をホームページに掲載し、社会に公開している。

研究活動への資源配分として、基礎教育研究費に加え、令和2(2020)年度から、工学部、共通教育・教職課程センター教員については、教育・研究業績を加味した加算研究費の配分制度を導入し改善を進めている。工学部では、学内公募型研究助成金として「足利大学学内助成制度」を設け、看護学部については職位に応じた傾斜配分としている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人足利大学寄附行為」に法人の目的を、「学則」において大学の目的を定め、建学の精神が発揮されるよう運営を行い、法令の遵守を明確にしている。また、「足利大学行動規範」を定め、教職員にそれぞれの職務や役割の誠実かつ着実な遂行を求めている。

使命・目的の実現のため、寄附行為に基づき、意思決定機関として理事会を、諮問機関として評議員会を設置している。また、理事長と大学幹部は週 1 回程度、「法人・足利大学連絡協議会」を開催し、課題解決のための意見交換を継続的に行っている。

環境保全には、節電対策を柱に学修環境及び教育研究環境に配慮している。人権には、「学校法人足利大学就業規則」等の諸規則を整備して対応し、教職員には、ハラスメントに係る研修会を行い啓発に努めている。安全への配慮には、消防計画や危機管理についての規則を定め、「危機管理基本マニュアル」を整備し、避難訓練を毎年実施している。

5－2. 理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人足利大学寄附行為」「学校法人足利大学寄附行為施行細則」により、理事会、評議員会、監事の役割を明確に定めており、それに沿った運営を行っている。理事、評議員、監事は、寄附行為に従って選任され、欠員はない。理事会における理事の出席状況は

適切であり、やむを得ず欠席する場合には、各議案に対する賛否を記載した委任状を提出するなど、適切な運営を行っている。また、重要な意思決定は理事会で行っており、法人内の理事による「学園改革推進委員会」で中長期計画や事業計画の進捗状況をチェックし意思疎通も図っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の管理運営機関との意思疎通及び連携については、法人事務局長が大学の事務局長を兼ねることにより、事務局長が各種会議体に参加し、法人と教学の意思疎通を図るように工夫している。また、週 1 回程度、理事長と学長、事務局長、副学長、学部長ら大学幹部による「法人・足利大学連絡協議会」を開催し、情報共有を図っており、理事長のリーダーシップが発揮できる内部統制環境を整備している。教職員の提案をくみ上げる仕組みは、教員においては教授会をはじめとする各種委員会で、事務職員においては「課長会議」及び人事考課制度の個人面談で行っている。

監事は、寄附行為に基づき適切に選任され、監事監査計画を定めて監査を実施し、理事会・評議員会に出席し意見を述べている。評議員の選任は、寄附行為に基づき適切に行われている。また、評議員会の運営は、理事会開催日に合わせて開催し、諮問事項及び評議員会の意見具申等は寄附行為に定め適切に行っている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人の各設置校から提出された計画をもとに、法人本部で予算書を作成し、評議員会を経て理事会で予算を決定している。中長期計画は平成 26(2014)年 9 月に策定し、推進・進捗管理を行っており、平成 30(2018)年 9 月に見直しを行い、その後概ね計画どおりに進捗している。

中長期計画に基づき、学生募集を強化し、人件費・管理経費を抑制する財務運営を行った結果、平成 29(2017)年度から教育活動資金収支差額は 2 期連続収入超過となった。

外部資金の導入についても、平成 29(2017)年度からは受託事業収入の金額が増加してお

り、近年は安定した財務基盤を確立している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人足利大学経理規程」他、関係諸規則に基づき、大学で適切に行っているほか、法人本部で検証しており、諸規則に基づいた処理体制を確立している。実務上の疑問点がある場合には、日本私立学校振興・共済事業団や公認会計士に相談して適切に対応している。

会計監査は二人の公認会計士によって行われ、帳票書類等の照合、備品調査、計算書類の照合等を行うとともに、専門家としての助言や指導を行っている。期中監査では、法人本部から事務局長、総務課長、経理課長が同席し、問題点の把握に努めて日常の指導に生かしている。公認会計士の指摘事項は、次の調査までに対応して改善している。

内部監査、監事監査、会計監査の三様監査の連携を図って会計監査体制を整備するとともに、厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

全学的な方針として「足利大学における内部質保証の方針」と「足利大学内部質保証システム」を定め、「組織の自己点検・評価」と「教職員個人の諸活動に対する自己点検・評価」という、二つの視点から大学の質を自ら保証する内部質保証を推進している。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、学長を長とする「教学マネジメント会議」を置いている。教学マネジメント会議は、学長のリーダーシップのもと、大学全体の教育研究活動等を対象として活動するものであり、教育課程の編成に関する全学的な方針の策定、検証、評価はもとより、内部質保証システムの維持・向上を図り、大学全体

の内部質保証のあり方を継続的に検証することを責務としている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価活動として定期的に自己点検・評価委員会を開催し、長所や問題点、課題を明らかにし、結果を報告書としてまとめ、教学マネジメント会議に報告するとともに、ホームページを通じて社会に公表している。教育及び教育改善に関わる質保証は、各学部、研究科に設置した委員会を通じて、教育課程全般に関わる点検や改善策を策定、実行している。学期ごとに「授業評価アンケート」を実施し、結果を科目担当者にフィードバックするとともに、公表することで改善活動を促している。全学的な教育改善の取組みとして、学部ごとにFDを実施し、教育における優れた取組みの可視化並びに実態の相互把握及び課題等を共有している。

IRは、令和2(2020)年度から法人組織全体のデータの流通拠点として位置付け、法人事務局に移設し、活発に活動できる体制を整備している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学、学部・学科、研究科ごとに、教育目標及び三つのポリシーを策定し、毎年度それぞれの理念、目的を検証している。内部質保証の方針を定め、組織として教学マネジメント会議を置いている。自己点検・評価は、「事業計画に対する項目評価チェックシート」に基づいて達成状況を確認し、次年度の事業計画や学部、研究科の教育研究及び事務組織の活動計画に反映させるPDCAサイクルを機能させ、内部質保証システムの維持・向上を図っている。また、組織的なFD・SDを通じて、質の保証・向上の担い手は教職員個々人であることの浸透を図り、恒常的・継続的な自己点検・評価を行い、PDCAサイクルによる改革・改善に努めている。

令和2(2020)年度内を目途に、自己点検・評価に地元自治体・産業界を念頭に置いた外部評価導入を目指している。

〈優れた点〉
○事業の達成度チェックとして、「事業計画に対する項目評価チェックシート」を活用し、次年度の事業計画に反映させる制度は、評価できる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域社会との協働・貢献

Ａ－1．地方都市に大学が立地する意義
A-1-①　地域社会における高等教育機関としての役割
A-1-②　大学の教養・技術等知的集積を市民に公開する
A-1-③　大学が主催する行事による地域社会への貢献

Ａ－2．地域社会形成・発展への貢献
A-2-①　地方都市の“まちづくり”への参加・支援
A-2-②　地方都市における行政推進への参加・支援
A-2-③　国・政府の外郭団体、その他全国組織での活動

Ａ－3．大学の地域産業に対する支援・貢献
A-3-①　地域産業の振興・活性化に関する支援・貢献

【概評】
栃木県足利市に所在する大学として、開学以来 53 年間、北関東 3 県において、地域社会が必要としている人材の育成に力を入れ、多くの卒業生を社会に送出している。栃木県内外の高等教育機関との連携・協力、足利市、足利赤十字病院、足利商工会議所及び相田みつを美術館との包括連携協定の締結によって、地域社会や産業界との連携・交流を強化し、地域社会における高等教育機関としての役割を果たしている。

大学が有する学部の特色を生かして、「足利市及び近隣の市における都市形成」「足利市民の医療福祉（健康長寿の延伸）に関する対策と支援」に積極的に参加、支援を行うとともに、栃木県の大学・地域連携プロジェクト支援事業の「学生と地域の連携による足利市中心市街地にぎわい創出計画」を継続実施している。地域への教育振興への支援は、総合研究センター、教育連携センターを中心に実施し、特に、教育連携センターでは、高等学校と高大連携協定を締結し、大学見学会、授業宅配便、工学分野・看護分野の進路指導、課題研究の支援等を行っている。また、教員は、市のまちづくりの各種審議会の委員として、都市計画、建築、環境、景観、文化財、市街地整備等の分野で専門的な立場から助言を行うばかりでなく、国及び政府の外郭団体、全国組織の団体の委員として専門的な知見を提供している。

大学は、地元企業による受託研究・共同研究に積極的に取組むとともに、栃木・群馬両県において組織される各種団体に参加し、産業・経済団体等との連携による地域社会の振興と発展に寄与している。

基準Ｂ．国際交流及び国際貢献

Ｂ－1．国際交流の促進

B-1-①　留学生受け入れの促進

B-1-②　姉妹校提携の拡充

Ｂ－2．国際貢献

B-2-①　国際貢献への寄与

【概評】

大学は創立初期より、留学生受入れに積極的に取組み、留学生に対する教育体制、支援体制を確立しており、日本語学校教職員が選ぶ留学生に勧めたい進学先アンケート「日本留学 AWARDS」において、平成 26(2014)年度から 5 年連続で、東日本地域の私立大学理工系部門の大賞を受賞し、殿堂入りを果たしている。また、令和 2(2020)年度には、栃木県内の高等教育機関としては最多の 281 人（学部生 240 人、大学院生 36 人、研究生 5 人）の留学生が在籍している。令和元(2019)年度までに海外の 19 大学と協定を結び、学術交流、交換留学などを積極的に行うとともに、充実した国際交流の実績を積重ねており、質の高い教育環境を提供している。

国際社会の貢献については、JICA（国際協力機構）との連携プログラムによる、平成 5(1993)年のモンゴル国ウランバートル近郊での瀝青路面処理を用いた生活道路の整備、平成 6(1994)年の南米ペルーでのセールウィング型垂直軸揚水用風車の開発、平成 18(2006)年のパキスタンでのソーラークッカー製作指導、平成 22(2010)年のケニアでの再生可能エネルギー利用の技術支援、平成 25(2013)年のエチオピア難民キャンプ及び農村地域でのソーラークッカー普及事業案件化調査など多くのプロジェクトに携わっている。平成 26(2014)年からは「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABE イニシアティブ）」やシリア難民に対する人材育成事業「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム(Japanese Initiative for the future of Syrian Refugees:JISR)」に参加・協力することで国際貢献を果たしている。また、提携校における定期的なワークショップの開催や JST（科学技術振興機構）主催のプログラム提供によるアジアの青少年招へいなど、大学の持つ教育・研究資源を活用し、教育に重点を置いた国際貢献に取組んでいる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

１．学生たちによる“まちのにぎわい創出”への取り組み

足利大学及び法人を同じくする足利短期大学、そして足利市による大学・地域連携事業「学生と地域による足利市中心市街地にぎわい創出計画」の一環として、毎年、年に数回、夜のまちを竹あかりで演出し、にぎわいを創出するイベントを実施している。すべての作業は学生たちの主導で実施されており、地域に群生する竹を刈取り、地域の子どもたちと協働して製作した竹あかりを展示している。この活動を通して、足利市という地域社会を舞台とした実践的なまちづくり教育が行われている。

令和元(2019)年 11 月 23、24 日には、足利市雪輪町内に 200 灯の竹あかりが設置され、“まちなか竹あかり回遊路”が計画された。回遊路の起点は足利大学建築学コースの学生たちが改修した 100 年を超える古建築で、その内部では足利短期大学演劇同好会による演劇が披露された。

２．足利大学独自の“環境”への取り組み

足利大学では SDGs 達成に向けた種々の取り組みを行っているが、ここでは環境に関する取り組み例を紹介する。

a.　工学部における自然環境への取り組み

ｉ）風力、水力、バイオマスエネルギーを利用した環境問題解決への取り組み

地球環境問題は、人類が解決しなければならない命題であり、その最大要因である化石燃料からの脱却が必須である。足利大学の機械分野では自然エネルギーの研究に強く関わっており、再生可能エネルギー研究の拠点校にも指定されている。

ⅱ）落雷予測システム開発への取り組み

北関東、特に栃木県と群馬県は雷発生率が高いことで知られているが、電気電子分野の大気電気研究室では、落雷の早期予知により雷被害を低減することを目的とした「落雷予測システムの開発・実用化」に関する研究に取り組んでいる。研究では、「雷雲センサー」による落雷予測・雷発生条件の解明を目指しており、実用化されれば、学校での屋外課外活動中の雷被害や太陽光、風力発電設備の雷被害の低減が期待できる。

b.　看護学部における社会環境への取り組み

看護学部では、足利市民の健康長寿を目指した生活習慣病予防の一環として、足利市と共同で「足利長寿研究」に取り組んでいる。具体的には、健康な 85 歳以上の市民に協力頂き、生活自立度のチェックや問診、血液検査などを行った。その結果、認知機能の低さと血中のアルカリ性リン酸酵素の値の高さの相関関係が見いだされた。

今後は、体を動かす運動やアミノ酸と健康長寿の関係を探る研究を行う。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 42(1967)年度

所在地　　栃木県足利市大前町 268-1

　　栃木県足利市本城 3-2100-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
工学部	創生工学科
看護学部	看護学科
工学研究科	情報・生産工学専攻　建設・環境工学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
8 月 31 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 9 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 23 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 20 日	実地調査の実施　　10 月 20 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 21 日	10 月 21 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 13 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 21 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

3 植草学園大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

法人の目的は寄附行為第 3 条において、大学の使命・目的及び教育目的は学則第 1 条において明文化し、各種媒体に掲載している。大学の個性・特色は、その使命・目的及び教育目的に反映し、明示している。また、社会情勢などに対応し、必要に応じて見直しを行っている。大学の使命・目的及び教育目的の策定は、「学園将来構想等検討会議」及び「大学将来構想検討委員会」を通して確認されるなど、役員、教職員が関与・参画している。大学の使命・目的及び教育目的については、「履修要項」に明示するとともに、高校訪問やオープンキャンパス、ホームページなどにより学内外に周知しているとともに、「学校法人植草学園中期計画」で、今後大学が果たしていく使命・目的及び教育目的として記載されており、中長期の視野をもって計画が組立てられている。また、大学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織が整備されている。

「基準２．学生」について

学生の受入れについては、概ね適切な数の入学生を受入れている。アドミッション・ポリシーは、建学の精神と各学部の教育目的を踏まえ、求める学生像として策定・明示し、保護者、社会への周知が図られている。障がい等のある学生への配慮として、「障害等のある学生支援会議規程」を整備するなど、教職協働による学修支援体制が確立されている。一方で、学校医の配置状況については改善が必要である。中途退学や留年学生に対しては、IR(Institutional Research)によりその理由の分析を行い、学修状況に対応して面談を行い指導している。キャリア支援では、「キャリア演習」や「エレメンタリーセミナー」など、キャリア支援関係科目を設定し、系統的なキャリア教育が行われている。学生生活の安定のために、学務課、健康管理室などが相互に連携し、学生の心身に関する健康相談や心的支援を行う体制が構築されているが、学校医が委嘱されていない点は改善が必要である。施設・設備は、学部の教育目的の達成と教育の充実を図るために整備され、図書館のラーニングコモンズには IT 機器が設置され、多様な学修スタイルに対応できる工夫がなされている。学修支援に対する学生の意見を、「投書箱」や「学生による授業改善のための実態調査」「学生生活満足度調査」でくみ上げて、担当部局で検討し、改善・回答するシステムが整えられている。

〈優れた点〉

〇聴覚障がいや内部障がいのある学生に対し、学長を議長とする「障害等のある学生支援

会議」を定期的に開催して支援策を検討し、前者にはコミュニケーション支援設備や学生への研修、後者には移動式ベッドなどの支援を充実している点は高く評価できる。

○学生代表が教務委員会に出席して、履修関係、時間割、学修に関わる学内設備等について意見を述べる体制が整備されており、学修支援体制や学内環境の改善に結びついていることは高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ･ポリシーを策定して､｢履修要項｣に明示するとともに、ホームページ上に公開している。ディプロマ・ポリシーを踏まえて単位認定を行い、卒業・修了認定基準を定め厳正に適用している。GPA(Grade Point Average)を評価指標の中心として、修得単位数、授業出席状況と併せて、学生の学修状況を把握して学修支援に役立てている。ディプロマ・ポリシーに即したカリキュラム・ポリシーに沿って体系的な科目配置を行い、カリキュラム・ツリーやナンバリングにより授業科目間の関係性や履修順序を学生に示している。教授方法の改善を進めるための組織として FD・SD 委員会を設けて、授業公開の計画・実施、教員の研修計画等の活動を教職協働の体制で行っている。学修の質については、ディプロマ・ポリシーに基づくアセスメント・ポリシーを設定し、学期ごとの成績評価を受けて、学生自らが学修行動の振返りを行うことができるよう、アドバイザー教員がルーブリック評価と GPA を用いて、今後の学修計画に必要な指導、助言を行っている。

「基準４．教員・職員」について

大学運営上の重要な事項を審議する大学運営協議会や教学の重要事項を審議し学長に意見を述べる教授会が設置され、大学の意思決定が適切に行われている。また、学長を補佐する副学長が選任されているとともに、大学将来構想検討委員会、教学改革推進センター（IR 部門・改革推進部門）をはじめ、各種委員会が設置されており、学長を中心とする教学マネジメント体制が構築されている。教員の採用・昇任に関する「教員選考規程」及び「教員資格審査内規」が定められ、大学に必要な専任教員は確保されており、適切に配置されている。副学長を委員長とする FD 委員会が全教員対象の FD 研修を企画・運営し、研修後はアンケートを実施し、その成果を確認している。職員研修運営会議を設け、職員全員が参加する SD 研修会を年 2 回開催するなど、近年の大学運営の動向を踏まえた内容の研修が実施されており、教職協働の取組みが実施されている。研究倫理に関する研修の受講を義務付けており、研究倫理委員会規定に基づき、研究倫理審査が適切に行われている。また、個人研究費や学内共同研究費、学長裁量研究費が設けられており、外部の競争的研究資金獲得についての支援を行うなど、研究活動への資源配分が行われている。

〈優れた点〉

○FD 研修への取組みは､欠席者に対する録画 DVD の視聴などのフォローが行き届いており、受講率も高いことから高く評価できる。

○若手職員の意欲的な研修を促すための｢FM 研修｣や自主研修への補助制度があり､また、他大学から職員を招いての外部からの視点を取入れた取組みをするとともに、研修での

結果が学長等の上層部に提言され、事項に応じて業務改善に取入れられていることは高く評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性は、寄附行為において法人の目的を定め、組織規程や職員就業規程などに基づき、適切に行われている。また、令和 2(2020)年 2 月には、「学校法人植草学園ガバナンスコード」を制定し、ガバナンスの一層の向上を図っている。環境保全については、キャンパス内に「共生の森」を有し、自然環境の保全、地域との共生を目的に整備している。防災訓練基本計画に基づく防災訓練を、学生ボランティアの参画を得て、全学生・教職員の参加のもと行っている。理事会の役員は適正に選任され、理事会及び評議員会は寄附行為にのっとり、建学の精神に基づく社会的使命や目的の実現のための継続的な努力が行われている。「中期計画 UGPlan2018-2023」を策定し、「中期財務基本方針 2018」「中期人事基本方針」を策定し、財務運営の健全化が進められている。財務状況については、令和元(2019)年度においては、法人及び大学の事業活動収支差額がプラスであり、収支のバランスが確保されている。学校法人会計基準や経理に関する規則等に基づく会計処理を適切に実施している。監事による定期的な監査は監事監査計画書に基づき行われており、監査法人による監査及び事業計画や資産運用の状況報告も行っており、厳正かつ適切な監査が行われている。また、教学監査についても大学側と監事との意見交換がなされている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証のための組織及び責任体制は、「植草学園大学点検評価規程」を定めるとともに、常任理事会の専門部会である「植草学園将来構想等検討会議」「大学将来構想検討委員会」「教学改革推進センター」「自己点検評価委員会」「大学運営協議会」「FD 委員会」「外部評価委員」が連携し、内部質保証を確実なものとするよう整備している。また、自己点検評価報告書の作成を通して、教職員の内部質保証のための意識を高める取組みと自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。IR 機能は、教学改革推進センターに IR 部門をおき、平成 30(2018)年度から IR 業務担当者を総務課に所属させ、両者の連携のもと、各種データ収集、集積、分析、管理を進めている。内部質保証の組織として、教学改革推進センター、自己点検評価委員会、FD 委員会がそれぞれ役割と責任を果たしつつ、有機的に連携・機能している。教学改革推進センターによるディプロマ・ポリシーの改訂とアセスメント・ポリシーの整備、IR 情報の収集と分析によるレポート報告、自己点検評価委員会を中心とする内部質保証の組織体制による PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性については、その結果が教育の改善・向上に反映されている。さらに、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果の活用と外部評価委員による評価を踏まえ、大学運営の改善・向上を図るなど、内部質保証の仕組みが機能している。

〈優れた点〉

○学部特性や大学運営に造詣の深い外部評価委員を委嘱し、自己点検評価の結果について意見を求めるなど、評価作業に協力を得ていることは評価できる。

総じて、大学は自らが掲げる建学の精神や使命・目的に基づき適切に教育・研究に取組んでいる。大学は、「教授研究によって、福祉、保育・教育、心の健康に関する専門性を身につけ、地域社会や職業社会で活躍できる人材の育成」を教育目的に、2 学部・3 学科を設置し、社会貢献を大学の理念に教育・研究活動を展開しており、今後期待される。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会との連携及び地域社会への貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. ちば産学官連携プラットフォームへの参画
2. 音楽療法士（２種）の養成
3. 学生学内アルバイト

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

法人の目的は、寄附行為第 3 条において、大学の使命・目的及び教育目的は、学則第 1 条に明文化している。また、大学の使命・目的及び教育目的をより明確化するために、教育目標として簡潔に文章化し、各種媒体に掲載している。

大学の個性・特色は、その使命・目的及び各学部の教育目的に反映し、明示している。そして、社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。

〈参考意見〉

〇保健医療学部リハビリテーション学科は二つの専攻を有しており、それぞれ異なる学位が設定されているが、教育目的が学部単位で定められているため、授与する学位に合わせて専攻単位で教育目的を定めることが望まれる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的の策定などは、「学園将来構想等検討会議」及び「大学将来構想検討委員会」などを通して確認されるなど、役員、教職員が関与・参画している。また、大学の使命・目的及び教育目的については、履修要項に明示するとともに、高校訪問やオープンキャンパス、ホームページなどにより学内外に周知している。

大学の使命・目的及び教育目的は、中期目標・中期計画のなかで、今後大学が果たしていく使命・目的及び教育目的として記載されており、中長期の視野を持って計画が組立てられている。そして、大学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織が整備されている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは建学の精神と各学部の教育目的を踏まえて策定され、「入学試験要項」などに掲載されており、社会への周知が図られている。入学者選抜に係る手続は、「入学者選抜規程」等に入学者の選考方法・入試区分・選考の実施体制が定められている。また、一般入試の問題作成は、「入学試験問題作成・採点委員会」で行われており、新入生に対する資質や能力を適正に把握して行われている。

入学定員及び収容定員に沿って在籍学生数を適切に確保しており、教育を行う環境が整

備されている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教員と職員の協働による学生への学修支援が組織として確立されている。大学院生がいないため TA 制度は存在しないが、助手の授業補助や上級学生や同級生同士の学修支援活動などを適切に活用し、教員の教育活動を支援している。また、オフィスアワー制度を全学的に実施しており、専任教員は学生の学修等に関する相談に応じて指導や助言を行い、学修支援の充実が図られている。

中途退学や、留年学生に対しては、IR によりその理由の分析を行い、学修状況に対応した改善指導を行っている。また、配慮を要する学生への学修支援について、「障害等のある学生支援会議」が中心となり、入学前の段階から支援の方針や具体的方法を検討した上で、適切な支援が行われている。

〈優れた点〉

○聴覚障がいや内部障がいのある学生に対し、学長を議長とする「障害等のある学生支援会議」を定期的に開催して支援策を検討し、前者にはコミュニケーション支援設備や学生への研修、後者には移動式ベッドなどの支援を充実している点は高く評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

卒業後の進路に関する支援のための事務組織であるキャリア支援課及び教員組織であるキャリア支援委員会が協力して、各学科との連携を図りながら学生への細やかな相談・指導・助言が行われている。また、各学部に「キャリア演習」「エレメンタリーセミナー」などのキャリア支援に関する授業科目を設置すると同時に、「社会で求められる力を知る講座」などの教育課程外支援も実施されている。保健医療学部では丁寧な国家試験対策も実施されており、系統的なキャリア教育を実施するための教育課程が整えられている。

2－4. 学生サービス

2-4-①　学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスや厚生補導については、学生委員会、健康管理委員会及び学務課が協力して対応しており、体制が整えられている。一方で、健康相談・心理相談については健康管理室が対応しており、医師免許を有した専任教員が在籍しているものの、学校医として委嘱されておらず、学生の健康管理に関する人員の配置に問題がある点は、改善が必要である。

学生への経済的支援として、大学独自の奨学金制度のほか、他機関の奨学金や経済支援を積極的に活用しており、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染防止に伴う遠隔授業の実施に際し、全学生に遠隔授業受講準備費用を支給した。学生の課外活動は、課外活動棟を設置するとともに、学友会を中心とした自主的な活動を支援している。

〈改善を要する点〉

○前任の学校医が退任した後、医師免許を有した専任教員がその任を代行していたが、学校医として委嘱されておらず、新たな学校医が配置されていない状況が継続しているため、学校保健安全法の定めに従い、早急に改善が必要である。

2－5. 学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎、図書館、体育館、部室、グラウンド等の面積は、設置基準の基準面積を満たし、教育目的の達成のための施設が整備され有効に活用されている。また、全ての建物が現行の耐震基準を満たしている。図書館は、適切な規模を有し、十分な学術情報資料が確保されている。メディアセンター、図書館、学生食堂等への学生用パソコンの設置や、大学全体の無線 LAN 環境整備など、ICT（情報通信技術）環境の整備は適切に実施されている。

バリアフリーへの対応では、法人の「インクルーシブ社会の実現」を基本理念として、建物入り口のスロープ、エレベータ及び障がい者用トイレの設置などの配慮がなされている。クラスサイズは、履修人数別の開講科目数についての管理を行い、少人数で授業を行

うなど教育効果を十分挙げられるよう配慮され、担当教員の配置も適切に行われている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「学生による授業改善のための実態調査」を科目ごとに実施し、学修支援に関する学生の意見・要望等を関係各課・委員会で共有して授業改善に結びつける体制が整備されている。学生生活については「健康管理室」「カウンセラー相談」、学修環境については「学生生活満足度調査」や「クラス担任」「ゼミナール担当教員」等による聴取、「投書箱」などで、学生の意見をくみ上げる体制が整備されている。また、学生代表を教務委員会に出席させて、意見を聴取する体制が整備されており、学生の意見が学修支援や環境整備に反映されている。

〈優れた点〉

○学生代表が教務委員会に出席して、履修関係、時間割、学修に関わる学内設備等について意見を述べる体制が整備されており、学修支援体制や学内環境の改善に結びついていることは高く評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえた学部ごとのディプロマ・ポリシーが策定され、「履修要項」などを通して周知されている。その上で、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、卒業認定に関する基準が学部規程等で明確に定められており、履修要項により学生に周知されている。

単位認定に必要な科目ごとの到達目標及び成績評価基準については、ディプロマ・ポリシーとの関連とともにシラバスに明記されている。

また、GPA 制度を用いた履修登録単位数の上限緩和、学業不振における学修指導、退学勧奨の基準が定められ、「履修要項」にも明示されている。また、成績優秀者への表彰にも GPA 制度が活用され、学生の学修意欲向上に機能している。

〈参考意見〉

○リハビリテーション学科は二つの専攻を有しており、専攻ごとに異なる学位が設定されているので、授与する学位ごとにディプロマ・ポリシーを定めることが望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保された学部ごとのカリキュラム・ポリシーが策定され、「履修要項」などを通して周知されている。その上で、カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程が編成され、授業科目に付した記号番号（ナンバリング）により、学生の履修課程の理解を促している。

大学の使命・目的に即した教養科目が適切に配置された上で、初年次教育としての「エレメンタリーセミナー」において実施している参観学習・施設見学などの早期現場体験が学生の学修意欲促進に寄与している。

学生の主体的な学修を促して教育効果を高めるために、ICT 機器を活用したアクティブ・ラーニングなど、新しい教授方法の開発に務めており、FD 委員会は、ICT 活用に関する研修会を実施し、アクティブ・ラーニングを取入れた授業の工夫を教員に促している。

〈参考意見〉

○リハビリテーション学科は二つの専攻を有しており、専攻ごとに異なる学位が設定されているので、授与する学位ごとにカリキュラム・ポリシーを定めることが望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
ディプロマ・ポリシーを踏まえたアセスメント・ポリシーを策定し、「履修要項」等で周知している。その上で、このアセスメント・ポリシーで示した学修者評価、卒業時評価、学修過程評価、各科目の成績評価を通して、学修成果を明示している。このうち、学修過程評価においては、客観的評価ツールをもとに把握している。
また、発達教育学部においては資格・免許の取得状況、保健医療学部においては国家試験合格率を評価指標として、学修成果を点検・評価している。
学修成果の点検・評価の方法が確立しており、その結果のフィードバックを適切に実施し､学生の実態を踏まえた教育内容･方法及び学修指導の改善が計画的に進められている。
さらに、各企業にアンケート調査を依頼し卒業生の状況等を把握し、教育成果の向上につなげている。

基準 4. 教員・職員

【評価】
基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性
4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】
基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉
大学運営上の重要な事項を審議する大学運営協議会や教学の重要事項を審議し学長に意見を述べる教授会が設置され、また、大学将来構想検討委員会、教学改革推進センター（IR 部門・改革推進部門）をはじめ、各種委員会が設置されており、学長を中心とする教学マネジメント体制が構築され、大学の意思決定が適切に行われている。
学長のリーダーシップについては、適切に発揮するための補佐体制として、二人の副学長、学部長、学園及び大学事務局長が整備されており、副学長等の位置付け及び役割は明

確で、権限の分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントが構築されている。

職員の配置と役割については、「学校法人植草学園組織規程」により明確にし、必要な職員を適切に配置し、教職協働体制で教学運営を行っている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等が「教員選考規程」及び「教員資格審査内規」に基づいて適切に行われており、大学に必要な専任教員が配置されている。

また、副学長（FD 担当）を委員長とする FD 委員会が全教員対象の FD 研修を企画・運営して教育内容・方法等の改善に取組んでおり、研修後はアンケートを実施し、その成果を確認している。

〈優れた点〉

○FD 研修への取組みは、欠席者に対する録画 DVD の視聴などのフォローが行き届いており、受講率も高いことから高く評価できる。

4－3. 職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員研修運営会議を設けて職員全員が参加する SD 研修を年 2 回開催するとともに、管理職員には、人事考課研修等の管理職研修を実施するなど、職員の資質・能力の向上に努めている。

平成 27(2015)年度から開催された SD 研修会は、近年の大学運営の動向を踏まえた内容の研修が実施されており、教職協働で全学的に取組んで実施されている。また、学外研修では、他大学や外部団体で実施する研修会や協議会、各種研修会等へ積極的に参加させ、大学の発展に寄与できる資質能力の向上が図られている。

職員の資質・能力の向上を図る観点からは、若手職員が中心となって実施している「FM（フレッシュマン）研修」への支援や職員の自主研修に係る補助制度があり、若い職員の

意欲的な研修を促すとともに、研修での意見が上層部に提言されている。

〈優れた点〉

○若手職員の意欲的な研修を促すための「FM 研修」や自主研修への補助制度があり、また、他大学から職員を招いての外部からの視点を取入れた取組みをするとともに、研修での結果が学長等の上層部に提言され、事項に応じて業務改善に取入れられていることは高く評価できる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員全員に対し、十分なスペースと備品を用意した空調環境が整った個室の研究室が整備されているとともに図書館も整備されている。また、動物実験施設が整備され、平成 29(2017)年度に、公益社団法人日本実験動物学会による動物実験に関する外部検証を受け、規則、体制整備状況、実施状況等について適正に管理・運用されているとの評価を得ており、動物実験計画については、動物実験委員会が審査を行っている。

研究活動に当たっては、外部団体の研究倫理に関する e ラーニングの研修を義務付けており、人を対象とする研究については、研究倫理委員会規程に基づき、研究倫理審査が行われ、厳正に運用されている。

また、個人研究費や学内共同研究費、学長裁量研究費が設けられており、外部の競争的資金の獲得についての支援も行うなど、研究活動への資源配分が行われている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為第 3 条に法人の目的を定め、組織規程や職員就業規程などに基づき、適切に運営している。また、令和 2(2020)年 2 月には、「学校法人植草学園ガバナンスコード」を制定し、ガバナンスの一層の向上を図っている。建学の精神に基づく社会的使命・目的の実現に向けては、「学校法人植草学園中期計画」及び毎年度の事業計画を作成し、進捗状況を確認するなど、PDCA サイクルを構築するための継続的努力を行っている。

「学校法人植草学園情報公開・情報提供規程」を定め、教育情報や財務情報等を適切にホームページ等に公開しており、社会に対する説明責任を誠実に果たしている。

環境保全については、キャンパス内に「共生の森」を有し、自然環境の保全、地域との共生を目的として教職員、学生、地域団体が協力して森の整備を行っている。人権や安全に配慮し、ハラスメント防止や公益通報者の保護、危機管理体制に関する諸規則が整備されているとともに、全学生、全教職員が参加する避難訓練を実施している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的を達成するため、理事会は「学校法人植草学園寄附行為」において法人の最終的な意思決定機関として位置付けられ、理事の職務の執行を監督している。

理事の選任については、寄附行為に基づいて適正に行われている。また、理事会は、寄附行為及び寄附行為施行細則に基づいて適切に運営されており、理事の出席状況も良好である。

理事会に諮る議案の整理や法人の諸問題を協議する機関として常任理事会を設置し、迅速な意思決定を図っており、役割分担も明確である。また、常任理事会のもとに、「学園将来構想等検討会議」「学園経営強化会議」「学園広報会議」などの専門会議が置かれ、理事長や常任理事会の諮問に応え、法人の中期計画案や中期財務基本方針案などの原案が策定されており、迅速な意思決定が機能している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長は、理事会・常任理事会における重要事項の決定にリーダーシップを発揮してお

り、学長とは定期的に会議を開催し、大学運営に関わる意思決定は円滑に進んでいる。

法人及び大学の各機関の意見調整を図るため大学運営協議会を設けており、意思疎通と連携及び相互チェックが適切になされており、内部統制環境は整備されている。

教職員の提案をくみ上げる仕組みも機能しており、事務局各課室の職員からは「業務改善提案報告書」が提出されており、教員からの提案も理事長・学長会議へ提出されている。

監事については、寄附行為に基づき、適切に選任されており、理事会・常任理事会・評議員会への出席状況も良好で、相互チェックが適切になされている。

評議員の選任は、寄附行為に基づき適切に選任されている。また、評議員会は寄附行為に基づき適切に運営されており、出席状況も良好であり、相互チェックが機能している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「中期計画 UGPlan2018-2023」及びそれに基づく「中期財務基本方針 2018」「中期人事基本方針 2018」を作成し、財務運営の健全化が進められている。また、予算の編成及び変更については、適正な手続きを経て、決定及び執行をしている。

毎年、入学定員に沿って入学者数を確保しており、安定した財務基盤を確立している。

法人全体の経常収支は平成 29(2017)・平成 30(2018)年度とマイナスが続いたが、令和元(2019)年度の法人及び大学の事業活動収支差額比率はプラスに転じており、また、外部の負債もないことから、収支のバランスは確保されている。

外部資金の導入については、教育改革を推進し、特別補助である文部科学省の「私立大学等改革総合支援事業」には、毎年度継続して応募している。また、教員免許状更新講習や免許法認定講習の開催等により、外部資金の獲得について積極的に取組んでいる。

5－5. 会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準、「学校法人植草学園経理規程」「学校法人植草学園物品管理規程」等に基づき、適正に行われている。

監事による監査は監事監査計画書に基づいて行われており、監事は理事会、評議員会に

毎回出席するとともに、年間複数回行われる外部監査法人による会計監査に立会い、内部監査室とも連携して適正に監査が実施されている。また、監査法人による監査、内部監査室による内部監査も規定に基づいて実施されており、三様監査が行われている。

毎年度の予算は、常任理事会で審議し、評議員会に諮問の上、理事会で決定されており、適正に編成されている。予算の執行は適切に処理されており、また、予算とかい離がある決算額の科目については、適切に補正予算を編成している。

資産運用については「学校法人植草学園資産運用規程」に基づいて適正に行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための組織及び責任体制は、「植草学園大学点検評価規程」を定めるとともに、教学改革推進センター、自己点検評価委員会、FD 委員会などが中心となり、内部質保証を確実なものにするよう組織が整備されている。また、中期計画、年次事業計画の進捗状況などについては、「大学運営協議会」で進捗状況の管理を行うとともに、常任理事会の専門部会で学長から審議に付されるなど、責任体制も確立している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果については、自己点検評価委員会を中心に、自己点検評価報告書の作成を通して、教職員の内部質保証のための意識を高める取組みと自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。また、外部評価委員を委嘱し、自己点検・評価の結果について、評価作業を委託している。

IR 機能は、教学改革推進センターに IR 部門をおいているが、平成 30(2018)年度から、IR 業務担当者を総務課に所属させ、両者の連携のもと、各種データ収集、集積、分析を進

めている。

〈優れた点〉
○学部特性や大学運営に造詣の深い外部評価委員を委嘱し、自己点検・評価の結果について意見を求めるなど、評価作業に協力を得ていることは評価できる。

6－3. 内部質保証の機能性
6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】
基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉
内部質保証の組織として、教学改革推進センター、自己点検評価委員会、FD 委員会がそれぞれ役割と責任を果たしつつ、有機的に連携して機能している。また、教学改革推進センターによるディプロマ・ポリシーの改訂とアセスメント・ポリシーの整備、IR 情報の収集と分析によるレポート報告、自己点検評価委員会を中心とする内部質保証の組織体制による PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性については、その結果が教育の改善・向上に反映されている。さらに、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果の活用と外部評価委員による外部評価を踏まえ、大学運営の改善・向上を図るなど、内部質保証の仕組みが機能している。

〈参考意見〉
○学校保健安全法が定める学校医を任命していなかった点について、自己点検・評価活動の中で改善できていないため、内部質保証の機能性を高めるための更なる取組みの強化が望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域社会との連携及び地域社会への貢献

A－1. 地域との連携・協力に関する方針と方策
A-1-① 地域との連携・地域への貢献の意義及び方針の明確性
A-1-② 地域との連携・地域への貢献に関する方策とその意義

A－2. 地域との連携・地域への貢献の具体性・継続性
A-2-① 地域との連携・地域への貢献の具体性
A-2-② 地域との連携・地域への貢献の継続性・発展性

【概評】

子育てや子どもの教育、高齢者への福祉向上等に取組む地域貢献は、共生社会の実現を目指し、「インクルーシブを学び実践する学園」として大学が、その社会的責任を果たすものになっている。こうした活動を組織的に行うために、学園事務局に置く地域連携推進室と大学・短期大学が共同して設置した地域連携推進委員会とが連携して、地域のニーズに応えた活動の開発、立案、実践に取組んでいる。

また、「子育て支援・教育実践センター」では、地域の子育てへの支援活動に取組んでおり、「特別支援教育研究センター」では、特別支援教育や障がいや障がい支援に関する学術的・実践的研究とその成果発表に加え、ニュースレター発行・講演会ほか社会啓発活動、教職員育成プログラム開発事業等の活動に取組んでいる。

その上で、高大連携の推進、地域住民を対象とした公開講座、教員免許状更新講習・免許法認定講習など、大学の専門性を生かした地域貢献活動が広く展開されている。このうち、幼稚園教諭一種免許法認定講習については、千葉大学とのコンソーシアムによって実施され、国立大学と近隣の私立大学が協働した好事例として文部科学省担当者からも評価を受けており、継続的な取組みの中で今後の更なる発展が期待される。

さらに、千葉市との連携協定に基づき、拠点的福祉避難所の開設及び運営活動を展開し、その活動に保健医療学部の学生が協力している。また、校地に隣接する法人所有の雑木林を「植草共生の森」と名付け、生物多様性を学ぶ場とするとともに地域住民との交流の場として活用し、「植草共生の森」を活動の場とした学生のボランティア団体が年間を通じて、森の整備活動や森での自然体験活動を展開している。このように地域と関わる活動は、学生の学びを深めることに大きく寄与する場ともなっている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

１．ちば産学官連携プラットフォームへの参画

ちば産学官連携プラットフォームは，平成 30(2018)年に千葉市内の大学・短期大学等による計 11 校が連携協定を締結し，設立した。また，千葉市，千葉商工会議所との包括連携協定，地元金融機関，企業，NPO 法人，公益法人等と連携協定等を通じ，産学官の地域連携プラットフォームを形成し,定期的な協議と事業の協働を実施している。更に，千葉市内の高等学校との連携も図っている。

本プラットフォームの理念は，千葉市内に所在する大学・短期大学が連携するとともに，千葉市，千葉市内の産業界と連携，協働，共創することにより，千葉市内の高等教育機関の魅力を高めるとともに，地域づくりや地域経済の発展に参画することで，人々の幸せに寄り添い，共に発展していくことを目指す。

本学では令和元(2019)年度から「こども子育て支援連携ワーキンググループ」を幹事校として立ち上げ，地域におけるこども子育て支援の取組みを推進するため，ちば産学官連携プラットフォーム参画校附属の子育て支援施設（乳児から幼児までの親子の触れあいの場）間の連携を図るとともに，幼児期から学童期を通したこどもの発達に伴う親としての成長を支えるため，共同講座等の開設・運営について検討している。

２．音楽療法士（２種）の養成

令和 2(2020)年度リハビリテーション学科設置に伴い，発達教育学部及び保健医療学部の両学部で音楽療法士（２種）の資格を取得できるカリキュラムを開設した。

音楽療法士は，幼児から高齢者までこころやからだに援助を必要としている人を音楽療法の専門的知識や演奏技術等をもって基本的動作能力の維持向上や社会的応用能力の回復を図るものである。欧米社会では病院･社会福祉等の現場で広く普及しているが，日本では普及拡大の途上といわれており，リハビリテーション学科（作業療法，理学療法等）で資格取得できる大学は少ない。

本学では，作業療法学専攻開設時に，国内の音楽療法のパイオニアである教授を中心に，アメリカの大学で音楽療法を指導している教員や，音楽療法活動をしている演奏家等を招聘し，音楽療法士（２種）資格取得のカリキュラムを構築した。令和 2(2020)年度入学生は，両学部で 30 人程が関係科目を受講しており，入学生の関心も高い。

３．学生学内アルバイト

本学では，学内アルバイトの提供という形で，学生の経済的支援を行っている。

学生が協調性や社会性を身につけるとともに，大学の運営に関わっているという自覚をもってもらう目的もある。オープンキャンパススタッフ，図書館受付及び整備業務，学内清掃等，授業の空き時間を利用するなど，時間を有効に活用できるよう学生生活のサポートを行っている。経済的理由で進学をあきらめることなく学んでいる学生を応援するシステムを構築している。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 20(2008)年度
所在地　　千葉県千葉市若葉区小倉町 1639-3

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
発達教育学部	発達支援教育学科
保健医療学部	理学療法学科※　リハビリテーション学科

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理

9 月 9 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 24 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 8 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 27 日 ～10 月 28 日	実地調査の実施　　10 月 27 日　第 2 回評価員会議開催 10 月 28 日　第 3・4 回評価員会議開催
12 月 1 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 22 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 17 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

4 大阪商業大学

Ⅰ　評価結果

【判定】
評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の理念は、「世に役立つ人物の養成」に基づき大学の使命・目的を支える四つの柱を示し、その基本理念を明文化している。大学の使命・目的及び教育目的は、社会の変化に柔軟に対応していけるように絶えず検証し、必要に応じて見直しを図っている。大学は、建学の理念、大学の使命・目的及び教育目的を達成するために、中長期事業計画書、単年度事業計画書を策定し、学内外に公表している。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーは、建学の理念に基づく教育目的に応じて、学部・学科別、専攻ごとに明文化し、印刷物やホームページで公表している。また、入試制度の検証は、入試結果及び追跡調査を踏まえて検討・立案し、入学者の選抜を公正かつ適切に行っている。

学修支援体制は、教職協働で進められ、学修面のみならず学生生活から就職まで総合的に支援していく仕組みとして「自分成長プログラム（就業力育成支援）」に取組んでいる。また、学生支援課が中心になり、学生のニーズに対応するための事業を企画・実行するとともに学生が主体的に学べる環境整備を推進している。

〈優れた点〉

○学生成長記録「S-Log」、学生成長サポート調査「S-Check」及び学生成長サポートワーク「S-Work」は大変優れたシステムであり、学生の成長を有効に支援する仕組みとして評価できる。

○学生が「将来豊かな人生をおくるための進路を選択する能力、そして社会の一員として自立できる能力を養成する」ことを基本方針として、キャリアサポート室が実効性のある支援を行っている点は評価できる。

○「教職員のための相談室ハンドブック」は、教職員がどのように学生相談に臨むかについて的確に記されたハンドブックであると評価できる。

○各学科全ての必修科目を原則 3 時限目までに配置する時間割編成とし、学業とクラブ活動の両立をサポートしていることは評価できる。

○「ユニバーシティ・コモンズ　リアクト」にある「金魚鉢」の愛称で呼ばれている教室は、360 度をガラス張りとすることで、学生にとっても教員にとっても良い緊張が生まれる新たな教育の場を提供している点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

単位認定及び卒業要件・修了要件は、「履修の手引き」「履修要項」に明示し、学生に周知している。また、学部・研究科ともにカリキュラム・ポリシーは、建学の理念である「世に役立つ人物の養成」を踏まえて定めている。特に、学部では、「OBP コース」や「GET コース」を設け、起業教育に特化した少人数制教育や世界で活躍するグローバル人材を育成する少人数制教育が行われている。

学修成果の点検・評価は、「自分成長プログラム（就業力育成支援）」を通じて実践効果の点検を行い、学修指導の改善に努めている。

「基準４．教員・職員」について

学長は、教授会や「事業推進会議」において、教育研究活動における重要事項や事業計画を決定するなどリーダーシップを発揮している。学長が、リーダーシップを発揮するための補佐体制として、3 人の副学長を配置している。また、大学・大学院は、設置基準に基づき、教育研究上の目的を達成するために必要な教員を配置している。専任事務職員は、人事制度を導入し人事運営上の方針を明確にするとともに OJT と教育訓練を中心とした能力と資質の開発が行われている。

研究活動においては、コンプライアンス及び研究倫理に対する体制を整備して、厳正に運用している。

「基準５．経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性の維持については、法令を遵守し、質保証を担保するために適宜対応している。理事会は、概ね 2 か月に 1 回程度の割合で開催されており、理事・監事の出席率は高く、最高意思決定機関として機能している。

財務計画は、各設置校の中長期事業計画及び単年度事業計画に連動させた予算を編成している。事業・予算計画に変更が生じた場合は、寄附行為に準じて遅滞なく補正予算を編成している。監査体制については、監事、監査法人及び監査室による三様監査体制が整備され、財務・会計監査が厳正に実施されている。

〈優れた点〉

○理事会決議録は、議題に対する説明の内容が詳細に記載され、法人の使命・目的の達成に向けた意思決定が明確に出来ていることが議事録で確認できる点は評価できる。

「基準６．内部質保証」について

教育研究活動等の状況は、自ら点検・評価を行う体制を学則及び「自己点検評価委員会規程」に明示している。内部質保証に係る取組みは、根拠に基づき、各課室が所管する各種委員会での点検・評価結果を「自己点検評価委員会」が全学的な視点から整理し、報告書としてまとめている。また、自己点検評価報告書は、学内共有を図るとともにホームページにより社会に公表している。

総じて、大学は、使命・目的及び教育目的の達成のために教育課程編成、教育研究組織、

学修環境及び学修支援体制を整備している。教学マネジメントは、学長のリーダーシップを支える組織が構築され、適切に機能している。経営・管理と財務は、経営の規律と誠実性が維持され、責任と権限を明確にした運営が行われている。内部質保証は、自己点検・評価及び IR(Institutional Research)を活用した教育の改善･向上の仕組みが機能している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献と連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 自分成長プログラム
2. 個別就職サポート
3. 大阪商業大学ビジネス・アイディアコンテスト

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の理念及び教育目的は、学則に明確かつ簡潔に文章化されている。建学の理念である「世に役立つ人物の養成」は、大学の使命・目的を支える四つの柱である「思いやりと礼節」「基礎的実学」「柔軟な思考力」「楽しい生き方」として明文化され、教育課程において実践されている。建学の理念の実践は、特色ある教育プロジュクト及び学生支援活動として文部科学省、独立行政法人日本学生支援機構から社会的評価を受けている。また、大学の使命・目的及び教育目的は、社会の変化に柔軟に対応していくため、絶えず検証し、必要に応じて見直しを図る体制を構築している。

同様に大学院についても、大学院学則第 2 条の 2 において研究科各専攻の教育目的を簡潔に明文化している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持
1-2-② 学内外への周知
1-2-③ 中長期的な計画への反映
1-2-④ 三つのポリシーへの反映
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
大学は、中長期事業計画書及び単年度事業計画書を策定し、この二つの事業計画書に大学の使命・目的及び教育目的を反映している。事業計画書は、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）との整合性を維持するために学長が議長である「事業推進会議」で協議され、その後、理事会での承認を得て、学内外に周知されている。
大学は、建学の理念及び教育目的を達成するための学部・学科、研究科、比較地域研究所をはじめとする付属機関等の教育研究組織を設置している。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ
2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
アドミッション・ポリシーは建学の理念に基づく教育目的に応じて、学部・学科別に明文化し、入学試験要項、大学ホームページ、オープンキャンパスなどで周知している。大学院についても、専攻ごとにアドミッション・ポリシーを明文化し、大学院ホームページに明記している。
公募推薦入試、資格公募推薦入試、一般入試を中心とした入学者選抜に加え、その他の入学者選抜を行っており、面接における質問でアドミッション・ポリシーに対する理解を確認している。入試の運用については、「入学委員会」を中心として適切に行っており、「入試制度委員会」において検証をしている。

入学定員充足率、収容定員充足率とも適切な水準であり、入試問題の作成は大学自らが行っている。

2－2. 学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援を行う体制として、教職協働による「就業力育成支援委員会」があり、演習科目担当教員と、学生を支援する事務職員が有機的な連携を図り、学修面のみならず学生生活から就職に至るまで総合的に支援していく「自分成長プログラム（就業力育成支援)」に取組んでいる。また、学生の基礎学力の向上を図る「サポート学習」及び学修意欲の促進を図る「楽習アワー」を開設している。

障がいのある学生については、「障がい学生支援委員会」を中心に対応している。オフィスアワー制度については全学的に実施している。情報処理系及び経営学関連の一部科目においては、制度を整備した上で TA を適切に活用している。中途退学、休学及び留年については、その改善のために、これまでの「自分成長プログラム（就業力育成支援)」などの運用で得られた知見をもとにして、更なる取組みの深化を継続させている。

2－3. キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援については全学的に最も力を入れており、「就業力育成支援委員会」が統括を行い、教員と職員で構成された「就業力測定委員会」「初年次教育委員会」「学習サポート委員会」の三つの実施委員会を設けるなど、教育課程の内外を通じて、さまざまな支援体制が構築されている。これらは教職協働で進められ、入学前、在学中、卒業後にわたり、きめ細かな相談・助言体制が整備されている。特に在学生については、キャリアサポート室が就職ガイダンス、カウンセリング等の実施を担当している。インターンシップについても、活発な取組みがなされている。

〈優れた点〉

○学生成長記録「S-Log」、学生成長サポート調査「S-Check」及び学生成長サポートワーク「S-Work」は大変優れたシステムであり、学生の成長を有効に支援する仕組みとして

評価できる。

○学生が「将来豊かな人生をおくるための進路を選択する能力、そして社会の一員として自立できる能力を養成する」ことを基本方針として、キャリアサポート室が実効性のある支援を行っている点は評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導、学生生活支援のための組織として学生支援課が中心になり、学生のニーズに対応するための事業を実施している。奨学金など学生に対する経済的支援については、家計急変による経済困窮者のための「大阪商業大学給付奨学金」をはじめとする独自の奨学金を設けるなどの支援策を講じている。学生の課外活動を積極的に支援するため課外活動支援課を設置し、課外活動団体が各活動を安定して行えるように、物的・人的支援を行っている。保健室・学生相談室を設け、学生の心身に関する健康相談、心的支援を適切に行っている。学生によるチューターを配置し、外国人留学生に対しての生活支援等を担わせている。

〈優れた点〉

○「教職員のための相談室ハンドブック」は、教職員がどのように学生相談に臨むかについて的確に記されたハンドブックであると評価できる。

○各学科全ての必修科目を原則 3 時限目までに配置する時間割編成とし、学業とクラブ活動の両立をサポートしていることは評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

学修環境の整備については、設置基準に基づいた校地、校舎などが整備されている。

適切な規模の図書館を有しており、かつ十分な学術情報を確保、開館時間を含め、図書館を十分に利用できる環境を整備している。コンピュータなどの IT 施設については、実

習室などの充実、無線 LAN 環境の整備を図っている。

バリアフリーについては、校地内に手すり、スロープ、点字ブロック、専用駐車場、自動扉、エレベータ、多目的トイレなどが適切に設置されている。

各授業科目の履修者数について、概ね適切な人数になっている。

なお、全ての建物について耐震診断を実施済で、耐震性能を有している、あるいは耐震補強済であり耐震化率 100%である。

〈優れた点〉

○「ユニバーシティ・コモンズ　リアクト」にある「金魚鉢」の愛称で呼ばれている教室は、360 度をガラス張りとすることで、学生にとっても教員にとっても良い緊張が生まれる新たな教育の場を提供している点は評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

成績不振者を対象とした履修指導及び保護者との面談の際に、学修支援に対する学生の意見などを把握・分析し、その結果を「サポート学習」「楽習アワー」、保護者個別懇談会、履修相談会等の運営に生かすことで、学修支援体制の改善に反映させている。

学生の意見等をくみ上げるための「学生生活調査」を実施し、意見・要望を把握し、検証結果を学生・教職員に公開している。また、学友会との意見要望交換会などにおいて、学修環境に関する学生の意見・要望をくみ上げ、可能な限り対応することで学生の満足度向上に寄与している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学校教育法及び設置基準にのっとり、建学の理念を教育目標の設定や教育課程の編成、更に授業運営の指針としている。単位認定及び卒業要件・修了要件は、「履修の手引き」「履修要項」に明示し学生に周知している。

各学部では、教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準が適切に定められており、厳正に適用している。

大学院では、教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、課程修了及び学位の授与基準が適切に定められており、厳正に適用している。

シラバスの作成等においては適切な記載がなされており、学生が理解しやすいよう「サブタイトル」「ひとことガイド」を明記して履修のミスマッチを未然に防ぐ取組みを行っている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学部・研究科ともにカリキュラム・ポリシーは、建学の理念である「世に役立つ人物の養成」を踏まえて定めており、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されている。また、授業科目ごとにシラバスを整備し、「履修の手引き」「履修要項」を通じて学生に周知している。

各学部では履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われており、アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法に工夫をしている。

「OBP コース」と「GET コース」は、学部・学科を越えて選抜制で設置され、それぞれの目的や履修モデルを明確にして独自の教育課程を学修する取組みであり、「OBP コース」では、起業教育に特化した少人数制教育が行われている。また、「GET コース」では、4 年間にわたり世界で活躍するグローバル人材を育成する少人数制教育が行われている。

大学院では、多様な研究課題への対応を図るため、大学院教員と学部教員が共同で研究指導を行う「GA 制度」を設けている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の点検・評価は、平成 23(2011)年度から開始した就業力育成支援プログラムを通じて、学生に教育目的が浸透し、学生成長記録「S-Log」、学生成長サポート調査「S-Check」及び学生成長サポートワーク「S-Work」を作成することにより実践効果の点検を行い、学修指導の改善に努めている。

学生の授業アンケートを有効活用している。各教員は、担当科目について所定の講義時間中に授業アンケートを実施した後、数日程度で出席確認システムの画面上で集計結果を確認できるようになっており、「集計結果を見て感じた点や学生にフィードバックすべき点」と「講義のすすめ方や運営面で、工夫している点」に着目する「授業アンケートの振り返りシート」を提出している。加えて、授業アンケートの集計結果は、自己点検・評価活動として教員個人が行っている「教員自己点検評価表」の点検と連携するように設計・運営がなされている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学則、大学院学則及び関連諸規則にのっとり教授会は、教育研究上の諸課題を審議し、学長に意見を述べる機関としており、学長をトップとする教学マネジメントを適切に実施し、大学の意思決定の権限と責任が明確になっている。

学長がリーダーシップを適切に発揮するために、補佐体制として副学長を 3 人配置し、

組織上の位置付け及び役割は明確になっており、適切に機能している。

また、学長は、教授会では議長を指名の上運営し、「事業推進会議」では議長を務め、理事長も兼務しており、法人内の位置付けや他の設置校との連携について、的確な判断のもと適切に運営している。

各種委員会及び教授会傘下の関連委員会には事務局長をはじめ必要な事務職員を適切に配置し、教職協働体制で教学運営を実施している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院は、設置基準に規定される必要専任教員数、教授数を満たしている。

教員の採用・昇任については、年度ごとに採用計画案、昇任審査候補者案を策定し「運営会議」にて調整後、「人事委員会」、教授会での審議を受け学長が承認の上、理事会にて最終決定されている。任用及び昇任に関する資格審査は「大阪商業大学教員資格審査規程」等の関連規則を定め、適切に運用されている。

FD 活動については、「FD 委員会」が中心になり教職協働で組織的かつ計画的に実施し、教育内容・方法等の効果的な見直しにつなげている。

教員評価については、年度初めに「教員自己点検評価表」を提出し、年度末にその目標達成度を自己点検・評価の上で、「自己点検評価委員会」に提出し、教育内容・方法及び学修指導の改善のため適切に活用している。

4－3. 職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みは、「能力開発制度」において「能力開発の考え方」を定めており、職員の能力と資質開発は OJT と教育訓練を中心として行われている。教育訓練においては職務遂行能力の向上並びに必要性の再認識を目的とし、管理職、指導職、一般職等の階層別研修を実施している。

SD については学長企画室を所管部署とし、「事務局部会要領」に基づき、「SD 部会」を

発足させ、夏期事務局研修会、冬期事務局研修会を実施しており、組織的に実施されている。

4－4. 研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理
4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用
4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員には 1 人 1 室、防犯・安全対策をした 24 時間利用可能な研究室を設け、「大阪商業大学教員個人研究費規程」に基づき各種研究費・研究環境整備費を配分している。

研究倫理については、「研究活動管理・監査委員会」を設置し、規則を整備している。研究倫理教育、コンプライアンス教育として、対象者に対し 3 年に 1 回の頻度で研修を行い、対象者全員に対し、年 1 回確認書の提出を求め、研究倫理に関する理解度を確認している。

教員の研究奨励の取組みとして「研究奨励助成制度」「教育活動奨励助成制度」を設けている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持
5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

経営の規律と誠実性の維持については、学校教育法、私立学校法、設置基準、私立学校振興助成法、学校法人会計基準等の関係法令を遵守し、質の保証を担保するために適宜対応をしている。

「学校法人谷岡学園寄附行為」「CS 理念及び指針」「大阪商業大学学則」「大阪商業大学大学院学則」「学校法人谷岡学園大阪商業大学就業規則」等の各種規則によって管理運営体制が整備されている。また、個人情報保護、公益通報制度、ハラスメント防止、人権保護、

危機管理等についても各種規則を整備し法令に従い適切に行われている。

教育情報は、大学ホームページで適切に公開している。

財務情報は、法人ホームページで適切に公開し、大学ホームページとリンク設定をして情報を共有している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき、最高意思決定機関である理事会及びその諮問機関である評議員会は適切に管理運営され、実施する体制が整えられている。

理事会は概ね 2 か月に 1 回程度の割合で開催されており、理事・監事の出席率は高く、理事からあらかじめ欠席の意思表示があった場合には、議案ごとに賛否の意思表示が可能な委任状を使用している。

〈優れた点〉

○理事会決議録は、議題に対する説明の内容が詳細に記載され、法人の使命・目的の達成に向けた意思決定が明確に出来ていることが議事録で確認できる点は評価できる。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会及び評議員会には、それぞれ大学の役職者が出席しており、大学運営に係る重要事項や法人の管理運営等について意見を交換し、意思決定の円滑化を図っている。また、理事会と各設置校の教学組織との意思疎通を図ること及び校務運営に関する連絡調整を行うことを目的として、年 2回 の「設置学校長会」を開催し、理事長、学校長（園長）、法人本部長を構成員とし構成員間の意思疎通が図られている。以上のように、管理組織と教学部門とが円滑な関係を保ち、法人の経営方針を現場の活動に直結させる仕組みが構築されている。

監事及び評議員の選任は、寄附行為に従って適切に行っている。そして、監事は、監査法人及び監査室と連携を図りながら法人の業務、財務状況及び理事の業務執行について監査し、理事会・評議員会への出席率は高く、適切に機能している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人谷岡学園予算編成規程」に規定する「予算検討委員会」において、中期的な収支予測や収支バランスを保つための具体的目標を定め、収支規模に応じて策定された予算編成方針のもと、中長期的な計画及び単年度事業・予算計画が策定され、適切な財務運営がなされている。資金運用は「学校法人谷岡学園資金運用規程」に基づき、適切に行われている。

入学者数は定員を上回っており、安定した財務基盤を確立し、収入と支出のバランスも保たれている。

外部資金の導入については、受託研究の受入れと施設貸出の拡大に取組んでおり、特に学外団体に対する施設貸出は、更に拡大させるための施策を展開している。

5－5. 会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準、「学校法人谷岡学園経理規程」などの規則に基づき適正に会計処理を実施している。

監事による財務状況の監査、監査法人による会計監査及び監査室が行う内部監査による三様監査体制が整備され厳正に実施されている。

監事・監査法人・監査室の三者が効果的で効率的な監査実施を目的に「三様監査推進懇談会」を開催し、定期的に情報提供、情報交換、意見交換を行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、教育研究水準の向上を図り、教育目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことを学則第 2 条に定め、学長を長とした「自己点検評価委員会」を設置している。「自己点検評価委員会」は、学修をはじめ学生生活の支援体制の整備と運用の現状を全学的に点検及び評価するほか、個々の教員を対象に教育研究活動、大学運営・社会貢献活動について「教員自己点検」を行っている。

内部質保証に係る取組みは、全ての委員会活動結果が「自己点検評価委員会」に集約され、自己点検・評価とそれに伴う改善工夫が生かされている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

全学的な自己点検・評価は、日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価基準に準拠した点検・評価が行われている。具体的には、事務局各課室が自己点検・評価の根拠データ及び資料の収集を行い、各課室が所管する各種委員会での点検・評価結果を、「自己点検評価委員会」が全学的な視点で整理し、報告書としてまとめている。

報告書は教授会を通じて学内共有を図るとともに、図書館での配架、大学ホームページへの掲載により社会に公表している。また、IR 活動を担う組織として、平成 27(2015)年に学長企画室を設置し、教育研究情報を多面的に収集・分析して、その結果を学内に共有している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

中長期事業計画書及び単年度事業計画書は、三つのポリシーとの整合性に留意しつつ、毎年度行っている自己点検・評価、平成 30(2018)年度に設置した公共学部に関する設置計画履行状況等調査の結果を踏まえ、「事業推進会議」の委員長である学長、副委員長であ

る副学長並びに事務局長が協議の上、策定している。また、単年度事業計画書は、半期ごとに実施結果を報告するとともに、教育研究活動の状況は、教授会、「事務局会議」等で必要な検討及び対策を適宜行っている。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会貢献と連携

A－1．知的資産を活かした社会貢献
A-1-①　教育研究活動による協力と貢献
A-1-②　学内機関活動による協力と貢献

A－2．知的資産を活かした初等中等教育機関等との連携
A-2-①　初等中等教育活動の支援

【概評】

「フィールドワークゼミナール」は「実践教育による社会的問題解決能力の養成」に関わる教育活動として、さまざまなクライアントの問題解決等に貢献している。

学部の公開講座である「地域社会と中小企業」「地域産業振興論」は、地域の企業関係者に公開し、地域産業の活性化に寄与している。学長による公開講座やカルチャー講座、東大阪市連携６大学公開講座は、一般社会人を対象とした社会貢献になっている。

「比較地域研究所」「商業史博物館」「アミューズメント産業研究所」「総合交流センター」の四つの学内機関は幅広い社会貢献活動や生涯学習面での教育活動を行っている。

「共同参画研究所」は、地域における子育て支援、高齢者の健康寿命、障がいのある人と地域との関係構築、男女共同参画を主な事業としており、まさに「共同参画」というキーワードを通して幅広い社会貢献活動を行っている。

「大阪商業大学アントレラボ」と「大商大リエゾン・オフィス」は「起業」をキーワードとした企業への貢献活動、大阪商業大学企業交流会は、広く一般に地域の企業を対象とした貢献活動を行っている。

「全国高等学校ビジネスアイディア甲子園」は、将来高校生が自立した生き方をするために必要な起業家精神や問題発見能力等をビジネス社会との接点を通して育成することを目的としており、学生もその運営等に参加している。「起業教育研究会」は起業教育に関する大学教員と高校教員、高校教員相互の情報交換、教材開発を目的としている。

「全国高等学校ビジネスアイディア甲子園」と「起業教育研究会」は、どちらも高校生、高校教員を対象として、「起業」をキーワードとした中等教育活動の支援を行っており、学生が「OBP コース」や「大商大ビジネス・アイディアコンテスト」に参加するインセンティブともなっている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 自分成長プログラム

本学は大学設置基準第 42 条の 2 に定められた「社会的・職業的自立に向けた指導」を「就業力育成支援」とし、全学生を対象に各学年のゼミナールの時間を用いて、自らすすんで自己の成長に努め、社会参画の意欲を育て必要な能力を高める「自分成長プログラム」に取り組んでいる。

同プログラムは、入学前教育から始まり、在学期間を通して、①生活習慣や学習習慣を形成し、②建学の理念を基盤とした就業観、職業観を磨き、③自分の個性を発見し、その個性を活かす職業選択ができること、④就職してからも自らに必要な能力に気づき、その能力開発のための取組みを自らの意志で実行できる「自己開発能力」を身につけることを目標とするプログラムである。単なる「就職」のための取組みではなく、学生の「自己の理解」と「気づき」を恒常的に支援し、すすんで自己の成長に努め、社会に貢献する意欲や必要な能力を向上させることを支援する取組みである。

2. 個別就職サポート

本学の就職支援活動において、進路未決定者への直接的な活動状況の聞き取り及び 3 年生全員を対象とした個別相談等の取組みが､「個別面談体制と社会人力向上策の展開による就職率の維持・向上」をテーマとして、平成 21(2009)年度「大学教育・学生支援推進事業」に選定されている。この取組みは、平成 24(2012)年度には、独立行政法人日本学生支援機構「学生支援推進プログラム評価委員会」から最高評価である S 評価を得ており、平成 26(2014)年度の大学機関別認証評価においても優れた点として評された。

現在、2 年生全員を対象に 1 人 40 分間の個別面談、3 年生全員を対象に 1 人 50 分間の個別面談、就職活動を継続中の 4 年生全員を対象に個別面談を実施、就職活動状況の確認や就職活動に対する不安の解消に努める等、学生一人ひとりの就職活動をきめ細かに支援している。

3. 大阪商業大学ビジネス・アイディアコンテスト

本学学生が、日々の学修成果を活用して、新商品・新サービス、新しいビジネスモデルのアイディアを発想し、それを企画書としてまとめることにより、学生の起業家精神（アントレプレナーシップ）を涵養することを目的とする「大商大ビジネス・アイディアコンテスト」を実施している。平成 15(2003)年度から開始し、第 17 回を迎えた令和元(2019)年度は 1,023 件の応募があった。これまでの累計応募件数は 12,593 件となる。平成 24(2012)年度からは、企業から具体的な課題の提供を受け、学生たちが解決策を提案する「課題部門」を設け、課題提供企業の協力を得て商品化する取組みを実施している。学生たちは課題提供企業との協働によってアイディアの商品化を目指しており、これまで「マグネット反射ワッペン」「ルーペ付きらくらくオープナー」「ねこのコンセントカバー」「迷惑電話お断りピンポン」「電動式香炉の灰ふるい」等の商品化が実現し、発売されている。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 24(1949)年度

4 大阪商業大学

所在地　　大阪府東大阪市御厨栄町 4-1-10

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経済学部	経済学科
総合経営学部	経営学科　商学科　公共経営学科※
公共学部	公共学科
地域政策学研究科	地域経済政策専攻　経営革新専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
9 月 25 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 9 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 23 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 19 日	実地調査の実施　　11 月 19 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 20 日	11 月 20 日　第 3・4 回評価員会議開催
12 月 4 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 22 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

5 大阪電気通信大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神に基づく使命・目的及び学部・研究科の教育目的が、簡潔な文章として学則に定められ、学内外に周知されている。社会の変化に対応するために、平成 21(2009)年に教職協働により、「基本理念」「目指す人間像」「教職員の行動指針」を策定し、教授会、理事会で承認されている。「基本理念」は印刷物やホームページへの掲載などにより学内外に周知を図っている。加えて、平成 24(2012)年には独自の「実学」の定義に基づき、大学の個性・特色である実学教育と人間力の養成を意図して、「3 つのチカラ」が明示されるとともに、全学統一のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに反映されている。

平成 28(2016)年に大学の使命・目的を反映させた、法人の指針である「MV²(Mission Value Vision)」が教職員有志も参加して審議し策定され、ここに掲げたビジョンを中長期計画に反映している。使命・目的及び教育目的を遂行するために、教育研究組織が適切に構成され整合性が図られている。

「基準２．学生」について

法人の指針「MV²」に基づくアドミッション・ポリシーが定められ、ホームページやオープンキャンパス等で周知している。アドミッション・ポリシーに沿った選抜方式に基づく志願者の選抜と検証の体制を整え、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保している。教職協働の教務委員会やグループ担任制度、ST(Student Tutor)によるピアサポート、専従教員による自立支援室の設置など学修支援体制は適切に整備・運用されている。就職部と就職指導担当教員による教職協働体制を整え、キャリア支援を行っている。また、教育開発推進センターと連携して構築した大学独自のキャリア教育プログラムを導入している。学生生活の安定のため、厚生補導、奨学金制度、課外活動助成制度などが整備されている。

校地・校舎面積は設置基準を上回り、図書館、実験棟などが適切に整備されている。授業の満足度調査、「学長ダイレクト」等を実施し、学生の意見・要望をくみ上げている。

〈優れた点〉

〇図書館では、学生が習熟度に応じたレベルの英語書籍を読むリーディングシャワー、自分が読んだ本の魅力を伝えるコミュニケーションゲームであるビブリオバトルなどの取組みを行い、それまで年間 15,000 冊程度であった貸出冊数が、現在では 10 万冊以上となるなど、利用率が向上している点は評価できる。

○教育開発推進センターと就職部が連携して構築した大学独自のキャリア教育プログラムは、情報コミュニケーション学会全国大会で研究奨励賞及びシステム開発文書品質研究会(ASDoQ)主催の「ASDoQ2017」で最優秀賞を受賞したことは評価できる。

○自立支援室長や、四條畷キャンパスの学生支援には専従の教員が雇用され、その業務に当たっていることは評価できる。

○学部・学科のグループ担任と学科ごとの担当を定めた共通教育機構の教員が学生の修学状況等の情報を共有しながら、学修支援や離学防止等に連携して当たっていることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを定め、「教育基本三方針」としてホームページへの掲載や冊子の配付などにより周知を図っている。大学院の成績評価基準については改善が必要であるが、単位認定基準、進級及び卒業・修了要件を定め、教授会、研究科委員会で進級・卒業、修了について審議している。カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程の編成に向けた努力が認められ、シラバスも概ね適切に整備されている。全学共通科目として 4 群の幅広い分野で教養科目を構成し、共通教育機構が中心となって専門教育と連携して適切に実施している。

教授方法の改善を進めるために、教育開発推進センターが主体となって FD(Faculty Development)を定期的に実施し、授業内容・方法の工夫を推進し、また、全教員間で取組事例の情報共有を行っている。学生の学修成果は、履修科目の「5 評価観点」など、独自の方法で点検・評価している。卒業時の卒業生満足度調査をはじめとする多様な調査を実施して、学修成果の点検・評価結果をフィードバックして、教育内容・方法及び学修指導等の改善を図っている。

「基準４．教員・職員」について

学長の意思決定の円滑化を図るため「運営会議」を設置し、また、学長企画室を配置するなど、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整備している。学生の入学に関する審議プロセス、懲戒に関する規則については改善が必要であるが、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメント体制は概ね構築されている。

大学及び大学院の専任教員数は、設置基準を満たして配置され、教員選考基準などに従って、採用、昇任などが適切に行われている。教育開発推進センター主催の FD 研修会を「SD 実施に関する基本方針」に基づいて、「FD+SD 研修会」として開催し、教職員の資質・能力の向上と教職協働の意識醸成を図っている。学長を委員長とする「大学研究委員会」を設置して、研究活動の推進、研究環境の整備に関する体制を適切に構築している。公正な研究活動を推進するために、「研究倫理向上推進委員会」を設置している。研究活動の活性化を目的として、競争的研究費制度を整備し、また、産学官連携コーディネーターを配置するなど研究活動支援を展開している。

〈優れた点〉

○授業アンケートの実施結果を踏まえて、担当教員それぞれの教育改善プランについて学

修支援ポータルを活用し学生に提示していることは評価できる。

○学科ごとに「KPI の指標による活動計画書」を策定し、在籍者数、入学定員充足率、離学率、進路決定率に関する数値目標や、学科独自の活動目標を設定し、達成状況を評価しながら改善を試みていることは評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人及び大学は社会的責任を果たすため、寄附行為、学則を定め、使命・目的を達成するため、「基本理念」「目指す人間像」「教職員の行動指針」や法人の指針を定めるなど、教職員の意識共有を図り、ステークホルダーの理解を得るための継続的な努力をしている。環境保全、人権、安全への配慮として、省エネルギー、人権問題、各種危機管理などに関する規則を定め、適切に対処している。

原則、理事会及び常任理事会を毎月開催し、また、経営企画会議を毎週開催するなど、戦略的意思決定ができる体制としている。監事・評議員は、学内規則の定めに従って選任されており、理事会・評議員会への出席状況は適切である。「中長期計画第 1 次 5 ヵ年計画」を策定して、各年度の単年度事業計画に連動した予算編成を実施しており、厳格な予算管理の体制によって適切な財務運営を確立している。監査法人、監事及び内部監査室による三様監査の体制を整備して、厳正な会計監査を実施している。

〈優れた点〉

○「国連アカデミック・インパクト(UN Academic Impact:UNAI)」への参加が平成 30(2018)年 11 月に承認され、UNAI の定める普遍的原則に基づく地域貢献や環境保全活動を継続していることは評価できる。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針が定められ、恒常的な組織として運営会議が位置付けられ、更にその下部組織として教育研究活動及び中長期的な計画を踏まえた大学運営全般の質保証を推進する IRE(Institutional Research and Evaluation)委員会が置かれるなど、責任体制は概ね明確になっている。委員会では毎年、教育研究活動に関する情報の収集・分析に基づいて三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を起点とした自己点検・評価を行い、教育の改善・向上に向けた努力が続けられている。また、内部質保証のための KPI を基軸とする学部、学科、研究科、専攻の活動や教員の教育研究活動等における PDCA サイクルと IRE 委員会の情報収集・分析による大学全体の PDCA サイクルが連携している。成績評価基準の設定や適切な教学マネジメント体制の構築などが求められるものの、自己点検・評価結果及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえて中長期的な計画を見直すなど、大学運営の向上のための努力が続けられている。

総じて、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教学組織、学修環境、管理運営体制が整備され、適正な在籍学生数を確保し、財務基盤も安定している。建学の精神である「我が国の科学・産業界に有為なる人材を輩出する」に向け、三つのポリシーに基づ

く教育の実践と PDCA サイクルによる改善・向上のための努力が続けられている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献」「基準 B.情報教育への取り組み」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 産学連携，地域連携，大学間連携による実学教育
2. 最先端の設備による教育研究

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に基づく使命・目的が学則及び大学院学則に定められ、また、この使命・目的に基づく学部、研究科ごとの教育目的が、簡潔な文章として、それぞれの学則に定められている。社会の変化に対応するために、平成 21(2009)年に基本理念が定められ、三つの具体的な表現で使命・目的が明確化され、ホームページなどに公開されている。加えて、平成 24(2012)年には独自の「実学」の定義に基づき、個性・特色である実学教育と人間力の養成を意図して、「3 つのチカラ」をホームページなどで明示している。また、学科の開設や大学院専攻の再編に際し、学部や研究科の教育目的の妥当性について検討している。

〈参考意見〉

○ホームページに公開されている各学科の教育研究上の目的については、学則などに定めることが望まれる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
使命・目的及び教育目的を、大学案内、ホームページ、学生手帳、冊子に明示して学内外に周知している。使命・目的に基づいて、教職協働により平成 21(2009)年に「基本理念」「目指す人間像」「教職員の行動指針」が策定され、教授会、理事会で承認されている。「基本理念」は教職員名札裏面への記載、学生手帳への明示などにより学内に周知を図るとともに、ホームページにも掲載し学外へも周知を図っている。平成 28(2016)年に中長期計画策定に当たり、大学の使命・目的を反映させた、法人の指針「MV²」が教職員有志も参加して審議し策定されている。基本理念に基づき、独自の「実学」が定義され、全学統一のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに反映されている。
使命・目的及び教育目的を遂行するために、教育研究組織が適切に構成され整合性が図られている。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ
2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
アドミッション・ポリシーは法人の指針「MV²」と学則に基づき学部・学科ごとに策定され、ホームページ、入学試験要項などで公表され、オープンキャンパスや進学説明会等で周知を図っている。入学手続き時にもアドミッション・ポリシーの確認を課している。
アドミッション・ポリシーに沿って、各種入試制度が定められている。入学者選抜における多面的・総合的評価を取入れる専門の人材である「アドミッション・オフィサー」を置いている。学長を本部長とする入学試験本部が入試業務を総括監督している。選抜方式別の入学初年度の GPA(Grade Point Average)分布や、評定平均値と GPA のクロス分析、

入試種別ごとの離学率の分析などによって選抜方式の妥当性の検証を行っている。入学試験本部に出題委員会を設置し、入試問題の作成を行っている。

学部・学科の入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学長・大学事務局長を含む教員及び職員で構成される運営会議が組織され、教育の基本方針及び教育課程の編成について審議されている。教職協働の教務委員会及びキャンパス教務委員会において、日常の教学運営上の課題が審議されている。学生への学修支援については、グループ担任制度による学修相談、生活相談を含めた指導、学修支援ポータルによる情報共有、図書館、数学・物理・英語等の学修相談、国際学会での発表のための支援プログラム、演習・実験科目等への TA・SA(Student Assistant)の活用、初年次リメディアル教育における ST によるピアサポート、授業時間外での実験や加工の相談等、教職協働によるさまざまな支援体制を整備・運営している。オフィスアワー制度は全教員に適用し、実施している。障がいのある学生は総合学生支援センターで把握し、修学支援等の日常のケア等を、教員と職員の連携で、合理的配慮の上に実施している。

〈優れた点〉

○図書館では、学生が習熟度に応じたレベルの英語書籍を読むリーディングシャワー、自分が読んだ本の魅力を伝えるコミュニケーションゲームであるビブリオバトルなどの取組みを行い、それまで年間 15,000 冊程度であった貸出冊数が、現在では 10 万冊以上となるなど、利用率が向上している点は評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

就職部と各学部・学科、大学院各専攻・コースに配置される就職指導担当者による教職協働体制を整え、学科ごとの就職ガイダンスや外部講師等による「就職支援講座」の実施など、進路相談・指導・助言を行う体制を整え、就職に対する意欲の向上を図っている。各学部が 1 年次から 3 年次に掛けてのキャリア支援科目を設定し、キャリア支援に取組ん

でいる。資格取得支援講座を多数開講し、資格取得支援を行っている。就職適性検査に早い段階から慣れることを目的に、平成 29(2017)年度、平成 30(2018)年度は「SPI チャンピオンシップ大会」、令和元(2019)年度は「OECU 総合適性検査」を開催している。工学部と情報通信工学部の 4 学科では独自開発のキャリア開発ノート「OECU ノート」を活用した取組みを実施している。工学部と情報通信工学部では、平成 30(2018)年度から、就職部と教育開発推進センターが連携して構築した大学独自のキャリア教育プログラムを導入している。

〈優れた点〉

○教育開発推進センターと就職部が連携して構築した大学独自のキャリア教育プログラムは、情報コミュニケーション学会全国大会で研究奨励賞及びシステム開発文書品質研究会(ASDoQ)主催の「ASDoQ2017」で最優秀賞を受賞したことは評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

厚生補導委員は各学科及び共通教育機構 3 センターからそれぞれ 1 人で構成されている。グループ担任制及び共通教育機構教員による学科担当制度を導入し、学務課の学科担当職員と連携して、エビデンスに基づいた学修指導及び学生生活上の悩みに対する相談や助言を行っている。経済的な支援制度として、各種学内奨学金制度、外部提携金融機関による教育ローン制度及び利子補給奨学制度､経済的な事由による学費延納制度等を設けている。課外活動を「社会人基礎力を培う場」と位置付け各種制度を設け支援している。総合学生支援センターを設置し、センター内の学生支援室でメンタルケアを、自立支援室で障がいのある学生の支援を行っている。各キャンパスに医務室を設置し、専属の看護師を常駐させ、更に週 1 日は学校医による診察及び健康相談を行うなど、学生の健康管理に対する支援体制を整えている。

〈優れた点〉

○自立支援室長や、四條畷キャンパスの学生支援には専従の教員が雇用され、その業務に当たっていることは評価できる。

○学部・学科のグループ担任と学科ごとの担当を定めた共通教育機構の教員が学生の修学状況等の情報を共有しながら、学修支援や離学防止等に連携して当たっていることは評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】
基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉
各キャンパスを合わせた校地・校舎面積は設置基準を上回り、図書館、体育施設、実験棟などが適切に整備・活用され、法人事務局財務部施設課が適切に安全衛生を管理している。
各キャンパスに図書館が配置され、十分な蔵書数を有し、授業時間帯以外も教育研究活動に活用できる。各種の教育研究用の施設設備が整備され、全て有効に活用されている。
各キャンパスの建物は、エレベータ、車椅子用スロープ、多目的トイレ、教室への車椅子利用者用履修スペースの設置等により、バリアフリー化を図っている。寝屋川キャンパスの新棟は大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化されている。
語学やスポーツ系の授業ではクラス分割の基準を定め、授業に参加する学生の数を管理している。他の授業もクラス分割や統合によって概ね適正な人数に調整している。

2－6. 学生の意見・要望への対応
2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】
基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉
授業アンケート、前期・後期の授業の満足度調査、卒業・修了時の満足度調査、学生自治会役員と大学役職者の対面による「学長交渉」、全在学生を対象に E メールを受付ける「学長ダイレクト」等を実施し、学生の学修支援、学生生活及び学修環境についての意見・要望をくみ上げ、分析・検討及び学内での情報共有を行い、各担当部署での改善に反映させている。保護者組織である後援会総会や役員会への大学幹部の出席及び大学主催の保護者対象の「教育懇談会」での個別面談の実施等による意見や要望の把握と対応を行っている。
総合学生支援センターのメンタルケアを中心とする相談や､心の支援を行う学生支援室、障がいのある学生の修学や学生生活を支援する自立支援室及び医務室を通じて、学生の意見・要望をくみ上げ、大学関係者を構成員とする「キャンパス・カンファレンス」において情報共有と分析・検討を行い、学生生活支援の改善に反映している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学、各学部・学科及び大学院、各研究科において、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、「教育基本三方針」としてホームページに掲載し、冊子として入学生に配付するなど公表している。また、「シラバス作成ガイドライン」を作成して、各科目のシラバスにおいて科目の「目的」に関連する学科のディプロマ・ポリシーを記載するように教員に指示している。

大学院の成績評価基準については改善が必要であるが、単位認定基準、進級及び卒業・修了要件は、学則・大学院学則・「修学要綱」に規定して適用し、「履修登録の手引」「大学院履修要覧」、ホームページなどに記載して公表している。卒業認定及び学士学位授与については学部教授会、修了認定及び修士学位授与については研究科委員会、博士学位授与については指導教員会議でそれぞれ審議を経て学長に上申して、学長が決定する手続きを厳正に実施している。

〈改善を要する点〉

○大学院において、大学院学則第 23 条に各授業科目の成績評価を定めているが、その評価基準が定められていない点は改善が必要である。

○大学院において、G、D 評価の対象となる授業科目を規則に明示していない点は改善が必要である。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学、各学部・学科及び大学院、各研究科において、教育目的を踏まえディプロマ・ポリシーの達成に向けたカリキュラム・ポリシーを定め、「教育基本三方針」としてホームページに掲載し、冊子として入学生に配付するなど公表している。

大学は学年別進級制をとっており、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的な教育課程の編成を図り、シラバスを整備している。また、「修学要綱」第 8 条の別表第 1「進級・卒業要件一覧表」に 1 年間の履修登録単位数の上限を定めている。

教養科目は全学共通科目として「人文・社会・自然群」「外国語群」「健康・スポーツ群」「キャリア形成群＜プロジェクトスキル形成群＞」の四つの幅広い分野で構成し、共通教育機構が中心となって学科の専門教育と連携して適切に実施している。

教授方法の改善を進めるために、教育開発推進センターが主体となって FD を定期的に実施し、アクティブ・ラーニングの導入など授業内容・方法の工夫を推進し、また、全教員間で授業改善に対する取組事例の情報共有を行っている。

〈参考意見〉

○シラバスには大学の作成ガイドラインに従わないものが散見するため、シラバスのチェック機能を組織的に強化することが望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学生の学修成果は、全学共通として履修科目を「知識・理解力」「応用力」「態度・志向性」「コミュニケーション力」「創造力」の 5 評価観点で測定し、学科別では総合科目とカリキュラムマップから抽出した専門科目の指標で測定するなど、独自の方法で点検・評価している。また、全学部・全学科の 1・3 年次生を対象にリテラシーとコンピテンシーを客観評価可能な適性検査を実施して、学科ディプロマ・ポリシーの一部と関連付けた分析も行っている。

卒業時の卒業生満足度調査、全学生に対する学生生活自己評価アンケート、資格取得状況調査、卒業生の就職状況調査、就職先企業への卒業生実態調査、卒業生アンケート調査を実施して、これらの結果に基づく学修成果の点検・評価を行っている。

これら学修成果の点検・評価結果をフィードバックして、教育内容・方法及び学修指導

等の改善を図っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長を補佐する体制として副学長 2 人、学長補佐、学長企画室を配置して、学長のリーダーシップが発揮できる補佐体制を整備している。学生の入学に関する審議プロセス、懲戒に関する規則については改善が必要であるが、全学的運営課題について意見を集約し学長の意思決定の円滑化を図るため「運営会議」を設置するなど、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメント体制は概ね構築されている。教育課程や授業計画などを審議する教務委員会、学内外の研究に関する企画立案、運営を行う大学研究委員会の委員長を学長自らが務めている。また、「IRE 委員会」も学長主宰としており、学長のリーダーシップによる教学マネジメントが機能している。

教員である入試、学務、就職の各部長、副部長のもとに事務職員の事務部長や次長を配置し、教職協働での教学マネジメントが推進できる体制としている。大学事務局長、学務部事務部長が「運営会議」のメンバーであるほか、事務職員が理事会、常任理事会、評議員会に陪席し、経営や教学の重要な決定事項の遂行に寄与している。

〈改善を要する点〉

○学校教育法第 93 条第 2 項に定める学長が決定を行うに当たり教授会が意見を述べることが必要な事項のうち学生の入学について、教授会が意見を述べていないので改善が必要である。

○学校教育法施行規則第 26 条第 5 項に定める学生に対する懲戒手続きが、学長によって適切に定められていない点は改善が必要である。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発

と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院に必要な専任教員数は、設置基準を満たしており、適切に配置している。「教員選考基準」及び「学部等教員人事規則」の定めに従って、資格審査及び審議プロセスにより適切な採用・昇任が行われている。

教育開発推進センター主催で定期的に FD 研修会を実施するほか、教員の「活動評価シート」による自己点検・評価活動、授業アンケート結果を踏まえた教育改善プランの学生への提示、教育プログラム開発や教育活動の改善への学内競争的資金による支援、ティーチング・ポートフォリオの公開など、教育内容・方法等の改善の工夫・開発に努めている。

また、学科ごとに「KPI の指標による活動計画書」を策定し、学科独自の活動目標を設定し、達成状況を評価しながら改善を試みている。

〈優れた点〉

○授業アンケートの実施結果を踏まえて、担当教員それぞれの教育改善プランについて学修支援ポータルを活用し学生に提示していることは評価できる。

○学科ごとに「KPI の指標による活動計画書」を策定し、在籍者数、入学定員充足率、離学率、進路決定率に関する数値目標や、学科独自の活動目標を設定し、達成状況を評価しながら改善を試みていることは評価できる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

教職員の資質・能力の向上を目的として「大阪電気通信大学スタッフ・ディベロップメント(SD)実施に関する基本方針」を策定しており、「FD+SD 研修会」を開催して教職協働の意識醸成を図っている。事務職員を対象として、主体的に能力向上に取組む機会も提供している。

職員の意識改革、業務改革を促進するために、処遇に連動した人事評価制度、階層別研修体系を構築している。人事評価において、「目標管理制度」「行動評価」「キャリア開発検討」及び「多面評価」の各評価基準によって総合的に評価しフィードバック面談を実施して、職員の主体的な能力向上、キャリア形成を促進する体制の整備に努めている。

4－4. 研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理
4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用
4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】
基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉
学長を委員長とする「大学研究委員会」とその傘下に「研究小委員会」及び「研究施設小委員会」を設置して、研究活動の推進、研究環境の整備に関する運営管理体制を適切に構築している。また、研究施設の学内貸与制度や付属機関の各研究所が所有する装置等の共同利用の実施など学内の研究施設設備を広く開放して研究開発を促進している。
公正な研究活動を推進するために、学内規則の整備及び「研究倫理向上推進委員会」を設置している。独立行政法人日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニングコース」も活用して、大学における研究倫理の向上に積極的に取組んでいる。
研究活動の活性化を目的として、多様な学内競争的研究費制度を整備しているとともに、産学官連携コーディネーターの配置や若手研究者の研究活動支援を展開している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】
基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性
5-1-①　経営の規律と誠実性の維持
5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】
基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉
法人及び大学は高等教育機関としての社会的責任を果たすため、寄附行為、学則を定め、法人及び大学の目的を達成するため、事務組織など組織運営に関する規則を整備し、法人及び大学の目的の遂行を教職員が共有するため、「基本理念」「目指す人間像」「教職員の行動指針」を定めている。
大学の教育及び研究について、それぞれ教育開発推進センター、研究連携推進センターが教育力向上のための継続的な取組み、研究活動の活性化を担っている。
環境保全、人権、安全への配慮として、省エネルギー、人権問題、ハラスメント、安全衛生、各種危機管理、防火・防水、地震対策などに関する規則を定め、消防訓練、地震避

難訓練の実施など適切に対処している。

〈優れた点〉

○「国連アカデミック・インパクト(UN Academic Impact:UNAI)」への参加が平成30(2018)年 11 月に承認され、UNAI の定める普遍的原則に基づく地域貢献や環境保全活動を継続していることは評価できる。

〈参考意見〉

○建学の精神、法人の目的、法人の指針「MV²」、学則の教育目的、基本理念及び三つのポリシーの関係について、学生をはじめ、ステークホルダーがより分かりやすく理解できる工夫に期待したい。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為及び諸規則の定めに従って理事会及び常任理事会を適正に運営しており、原則毎月開催される理事会及び常任理事会には法人事務局の部長、大学から四条畷事務部長などが陪席し、意見を述べる体制となっている。理事会に先立ち常任理事会を開催し、議案の事前審議や法人運営全般について協議しており、理事会の機能性を高めている。

外部理事を含め理事が担当する職務分掌を明確に定めており、理事長、学長、高等学校長、法人事務局長、大学事務局長で構成する経営企画本部を設置して、週 1 回の経営企画会議で経営課題の検討と情報共有を行い、戦略的意思決定ができる体制としている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会、常任理事会の決定事項については、教授会や法人・大学部課長会を通じて報告されている。経営企画会議で理事会に諮るべき経営課題や運営方針について議論しており、法人と大学との円滑な意思疎通と連携を適切に図っている。

「学長カフェ」を開催し、教職員が自由に学長室を訪問し、学長と意見交換ができる仕組みとなっている。

監事及び評議員は、学内規則の定めに従って選任されており、理事会又は評議員会への出席状況は適切である。法人及び大学の管理運営において、各監事及び評議員会が有効に機能している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

平成 28(2016)年 9 月に「中長期計画第 1 次 5 ヵ年計画」を策定して、各年度の単年度事業計画に連動した予算編成を実施しており、厳格な予算管理の体制によって適切な財務運営を確立している。また、単年度の事業計画については、「中長期計画第 1 次 5 ヵ年計画」の進捗に応じて内容や目標値の見直しを実施するとともに、全教職員に周知して共通理解を深めている。

設備投資に関して、「中長期計画第 1 次 5 ヵ年計画」で策定した「キャンパスグランドデザイン」の施設投資計画に従って各キャンパスの教育研究の環境整備を実施している。

着実な学生数の確保及び学生生徒等納付金以外の収入増加に努めており、寝屋川キャンパスリニューアル計画による支出増加の一過性要因は内在するが、適切な財務運営によって経常的な収支バランスは安定性を確保しており、従来から確立している財務基盤が維持される見通しである。

5－5. 会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に基づいて、会計、経理に関する諸規則を整備し、各法令及び各規則を遵守して適正な会計処理を励行している。

各キャンパスの会計担当部署で予算に基づく適正な会計処理を実施した後、法人事務局において決算書類へ反映している。当初予算と決算見込みに著しいかい離が発生した場合には、補正予算を適切に編成している。

監査法人、監事及び内部監査室による三様監査の体制を整備して、厳正な会計監査を実施している。また、監査法人、監事及び内部監査の三者と理事者との合同での意見交換の機会を実施して、相互の共通認識を醸成し監査機能の充実を図っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針が定められ、ホームページに公開されている。この方針では､内部質保証のための恒常的な組織として運営会議が位置付けられている｡加えて、運営会議の下部組織として教育研究活動及び中長期的な計画を踏まえた大学運営全般の質保証を推進する IRE 委員会、その下部組織として、大学の教育研究に関する情報収集・分析を行う IR(Institutional Research)作業部会及び IR 作業部会の成果に基づく自己点検・評価を行う IE(Institutional Evaluation)作業部会が設置されている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目6-2を満たしている。

〈理由〉

IRE 委員会では、日本高等教育評価機構の認証評価の評価基準に沿って、毎年、教育研究活動に関する情報の収集・分析に基づいて全学の自己点検・評価を行い、結果をホームページにおいて学内外に公表している。IRE 委員会及び IR 作業部会では、離学に関するデータ、各学科の授業形態、学外の適性検査結果などの集計・分析を行い、FD 研修会などを通じて各学科へフィードバックしている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の方針に従って三つのポリシーに基づく自己点検・評価を毎年度実施し、教育の改善・向上に向けた努力が続けられている。また、内部質保証のための KPI を基軸とする学部、学科、研究科、専攻の活動や教員の教育研究活動等における PDCA サイクルと IRE 委員会の情報収集・分析による大学全体の PDCA サイクルが連携している。成績評価基準の設定や教学マネジメント体制について改善を要する事項があるものの、自己点検・評価結果及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえて中長期的な計画を見直すなど、大学運営の向上に向けた努力が続けられている。

〈改善を要する点〉

○成績評価基準の明示や教学マネジメントの機能性に改善を要する事項があり、内部質保証システムの機能性に問題があるため、改善が必要である。

〈参考意見〉

○シラバスには作成ガイドラインから逸脱するものが多く、組織的な点検体制、教員の質保証に関する理解を促す FD の更なる活性化など、三つのポリシーを起点とした質保証システムの実質化に資する取組みが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会貢献

Ａ－1．大学が有する物的・人的資源による社会貢献

A-1-①　社会情勢の変化に関する貢献

A-1-②　地域貢献

A-1-③　地域活性化

【概評】

地域の教育委員会からの要望を受けて設立した「ICT 社会教育センター」では、地域の教育委員会や自治体等と連携協定してプログラミング教育の支援、講演、研修、遠隔授業、イベントへの参加や支援など活発に実施しており、茨城県教育委員会からのプログラミング・エキスパート育成事業への協力要請にも応えている。これらの支援活動では協定先と協働して活動の点検・改善も図っている。

先端的な ICT（情報通信技術）や AI（人工知能）技術に関する公開講座を開催するほか、ビッグデータやロボットなど先端技術の急速な発達を踏まえ数理・データサイエンス・AI 人材の育成に取組む計画など、「Society5.0」を見据えた貢献活動を進めている。

地域の小・中学生に科学技術を紹介する大規模な科学体験イベント「テクノフェア」を多数の学生の協力によって毎年度開催しており、そのほか地域自治体主催の駅前清掃や河川清掃への協力、地域での公開教養講座の開催を実施している。

総合情報学部デジタルゲーム学科 3 年次生対象の必修科目「社会プロジェクト実習」では、地域団体・企業・自治体などからの課題提供によって各種コンテンツの制作やイベントの開催、講座の企画・運営などを実施するなど、学生主体の多様な地域貢献活動を行っている。

地域活性化活動として、地域団体との協働によって学生が育てたベリー系植物を用いた商品を開発する「ベリーベリープロジェクト」では地域の活性化とともに就業創出につながっており、ほかには福島県の復興イベント「理科実験教室」を開催している。また、「大阪府内地域連携プラットフォーム」に参画し、大阪府内の大学間共同 SD の開催、大学間でのプラットフォームで共同制作した大学案内など大学間で課題の共有や活性化に向けた取組みを実施している。

基準Ｂ．情報教育への取り組み

B－1．大学が有する物的・人的資源による情報教育の活性化

B-1-①　メディアコミュニケーションセンターにおける情報教育の活性化

B-1-②　IT 機器を活用した課外活動の活性化

【概評】

メディアコミュニケーションセンターが中心となって、e ラーニングシステムによる授業支援や資格試験対策､ICT を活用する実学教育など､情報教育の活性化を推進している。令和 3(2021)年度から新入生全学生のパソコン必携化を導入するに当たり、経済的支援を必要とする学生に対するパソコン貸与をはじめ、全学部で数理・データサイエンス・AI のリテラシー教育の導入を進めている。学生の IT 技術向上のため 1 年次生に入門レベルの ICT 関連の資格取得を勧奨しており、令和 3(2021)年度には、メディアコミュニケーションセンター所属教員による数理・データサイエンス・AI を含めた発展的な情報教育科目の開講を予定している。

IT 機器を活用した課外活動として、先端マルチメディア合同研究所(JIAMS)では地域貢献プロジェクトや産学共同プロジェクトを推進しており、本研究所研究員と高いスキルを有した学生有志による少数精鋭による業務レベルのプロジェクトもあり、学生の専門性と意識性を高めている。幅広いデジタルコンテンツに関するプロジェクトの誘致や学内プロジェクト環境や技術サポート、学生のスキルアップ支援など、本研究所と教員・学生の連携強化を目指している。

JIAMS 以外の課外活動として、プロスタッフの協力による学生のネット配信チャンネルプロジェクトによるネット中継映像コンテンツを制作するほか、「自由工房」における IT 機器を活用する数種のプロジェクトでは各種大会に出場して成績を残しており、活動実績などの情報発信によって参加希望の学生が急増している。「esports project」では、各種大会で企画・運営など活躍できる「esports」に関連する人材の育成を図っている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

１．産学連携，地域連携，大学間連携による実学教育

実学教育の一環として，民間企業と連携して，企業の第一線で活躍されている方を講師として実施する「企業連携講座」を学科単位で開設している。また，広域の大学間で連携し，高度人材育成教育プログラムを実施している。これらの講座により，大学での学びがどのように実社会で役立つのかを最先端の事例をもとに学ぶことができる。

工学部電気電子工学科においては，電気系の企業と連携し，「三菱電機講座」，「きんでん講座」，「日本電設工業講座」，「関西電力講座」を開講し，各分野の最先端技術を実学として学ぶ機会を設けている。さらに，(株)ダイセン電子工業と連携講座「ロボットを用いた計測･制御実習」を開講し，企業にて実習を行っている。また，特許事務所と連携し，工学部電子機械工学科とともに，「古谷国際特許事務所講座」を開講し，知的財産権について学ぶ機会を設けている。

工学部機械工学科においては，JFE スチール(株)，パナソニック(株)，いであ(株)，日立造船(株)，三菱電機(株)，トヨタ自動車(株)，ダイキン工業(株)，(株)前川製作所等の機械系企業等と連携して「機械工学連携講座」を開催し，第一線で活躍している講師による実学教育を行っている。さらに，(株)前川製作所と連携講座「産業用冷凍空調」を開講し，幅広い工学教育を提供している。

総合情報学部デジタルゲーム学科，ゲーム&メディア学科及び情報学科においては「知的財産権入門」の科目の中で，東京コンテンツプロデューサーズ・ラボ株式会社及び読売テレビ放送株式会社から外部講師を招へいし，産学連携による実学教育を行っている。

医療科学科では，広域大学連携による臨床医工学・情報学の人材育成を実施し，大阪大学医学部附属病院，国立循環器病センター研究所など最先端医療の見学と臨床医の説明会を実施して，令和元(2019)年度 12 人が修了している。

２．最先端の設備による教育研究

3D 造形先端加工センター，エレクトロニクス基礎研究所，メカトロニクス基礎研究所，情報学研究所，JIAMS，衛星通信研究施設では，最先端の設備を導入し，その設備を活用した教育研究を推進している。

3D 造形先端加工センターでは，日本の大学では数台しか導入されていない金属材料で造形できる 3D プリンターをはじめ，樹脂材料で造形できる精度の高い 3D プリンター， 5 軸マシニングセンタ，ワイヤ放電加工機を中心とした 3 次元造形のための先端加工の設備を整え，学部生，大学院生が新しいコンセプトやデザイン能力を発揮できるように支援している。

エレクトロニクス基礎研究所，メカトロニクス基礎研究所，情報学研究所，JIAMS，衛星通信研究施設では，教員の研究用途だけでなく，学部生，大学院生も教育研究用としても利用することができ，最先端の設備による教育研究体制が構築できている。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度	昭和 36(1961)年度
所在地	大阪府寝屋川市初町 18-8
	大阪府寝屋川市早子町 12-16

5 大阪電気通信大学

大阪府四条畷市清滝 1130-70

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
工学部	電気電子工学科　電子機械工学科　機械工学科　基礎理工学科 環境科学科　建築学科
情報通信工学部	情報工学科　通信工学科
医療健康科学部	医療科学科　理学療法学科　健康スポーツ科学科
医療福祉工学部※	医療福祉工学科　理学療法学科　健康スポーツ学科
総合情報学部	デジタルアート・アニメーション学科※　デジタルゲーム学科 ゲーム&メディア学科　情報学科
金融経済学部※	資産運用学科
工学研究科	先端理工学専攻※　電子通信工学専攻※　制御機械工学専攻※ 情報工学専攻※　工学専攻
医療福祉工学研究科	医療福祉工学専攻
総合情報学研究科	デジタルアート・アニメーション学専攻※　デジタルゲーム学専攻※ コンピュータサイエンス専攻※　総合情報学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
9 月 28 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 9 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 23 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 17 日	実地調査の実施　　11 月 17 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 18 日	11 月 18 日　第 3・4 回評価員会議開催
12 月 7 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 22 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 17 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）

6 環太平洋大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

使命・目的は学則第 1 条に規定され具体的に明文化している。また、使命・目的及び教育内容は学則第 4 条の 2 及び「学生便覧 2020」に簡潔に文章化されている。建学の精神である「挑戦と創造の教育」実現のための基本理念（「教育とスポーツの融合」「時代の求める教育の追求」「教育する者もされる者も共に成長しながら教え育む（共育）」）を踏まえて、個性や特色が設定されている。学部・学科の「拡大充実」及び教育課程の改訂を図る中で、変化に対応している。中長期的な計画へも反映されている。大学及び学部・学科ごとに定められた三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、詳細なものであり、使命・目的に沿った学部・学科を有し、教育研究遂行に必要な施設やセンター等を設置した組織になっており、教育目的との整合性はとれている。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーは、学則第 4 条の 2 に明示された学部・学科の目的に沿って定められ公表されている。また、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を行っている。大学全体では入学定員充足率、収容定員充足率とも満たしている。教職協働による学生の学修支援体制が整っている。教員の教育活動を支援するため SA(Student Assistant)を配置している。入学年次からキャリア教育を意識したカリキュラムが構築されている。成績優秀者、資格取得者等に対する奨学生制度を整えるとともに、学生の課外活動への支援として一定額の予算措置がなされている。大学設置基準を上回る校地・校舎を有し、障がいのある学生にも配慮した施設になっている。IT 環境面では、学生用パソコンと学内無線 LAN 環境が整えられている。図書館は、学生の利用に不便がないような開館時間になっている。また、全学生を対象とした「学生生活満足度調査」を実施し、学生生活全般に関する学生の意見・要望を集約・分析している。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、履修ガイド等で周知している。各授業は、ディプロマ・ポリシーと関連付けてシラバスに明記され、単位認定は学則に規定されている。令和元(2019)年度には GPA(Grade Point Average)制度の運用が開始され、退学・進級・卒業基準及び奨学金や授業料減免対象者の選定等に活用されている。建学の精神やディプロマ・ポリシーを実質化し、教育課程との一貫性を図るためのカリキュラム・

ポリシーが策定され、履修ガイド等によって周知が行われている。教養教育は、5 領域で構成され、留学教育、異文化理解教育と合わせた担当組織のもとで実施されている。FD(Faculty Development)実施推進委員会と教務部の主導により各種の FD 事業が行われている。FD 実施推進委員会と教務部によってアセスメント・ポリシーを策定し、三つのポリシーの点検・評価を行い、改善が促されている。

〈優れた点〉

○学生 FD を実施し、学部・学科の教育活動の点検に学生を直接的に参画させている点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長のもと 3 人の副学長及び 2 人の学長補佐を置くことにより、学長がリーダーシップを適切に発揮できる補佐体制を整備している。大学の教育・研究に関わる意思決定及び組織は、教授会の機能について見直すべき点があるものの、大学の重要事項が学長の諮問機関である「環太平洋大学教育経営会議」で決定され「大学連携会議」、教授会に伝達され執行の運びとするなど、機能している。教員については、設置基準を上回る人員を配置している。教員の採用・昇任については、教育目標、教育課程に則した規則を整備し適切に運用している。職能開発については、大学に「FD 実施推進委員会」を置き、教育内容・方法等の改善を行っている。FD との合同 SD(Staff Development)研修会を年間通して開催するなど、教職員の資質・能力向上のための研修を行っている。学生と質の高いコミュニケーションを図り、教職協働のもとで学生との協力・対話を実践している。研究環境を整備し、研究活動への適切な資金配分を行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

経営の規律と堅実性については、寄附行為に規定し、経営の規律と誠実性の維持を表明している。組織の倫理・規律については学内に周知している。環境保全については、自然環境が豊かな環境を維持するために努力している。人権については年に 2 回人権教育研修会を開催している。安全に関しては学生が参加する避難訓練を実施している。財務情報は分かりやすくホームページで公開している。使命・目的達成のため、適切な学校法人の運営を行っている。監事は理事会及び評議員会に出席して学校法人の業務や財産の状況について意見を述べている。大学は、令和 6(2024)年度までの「中期計数計画（財務計画）」を作成し、成長戦略を盛込んだ財務運営を行っている。収入と支出のバランスをとりながら、安定した財務基盤を確立している。学校法人は、「学校法人創志学園内部監査規則」に基づき内部監査室を設置し、監査法人及び監事と連携し、適正に会計監査を行っている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針は学則第 2 条に明示されている。平成 30(2018)年から FD 実施推進委員会と教務部の責任で自己点検評価委員会と教育経営会議の連携を強化し、全学的に点検・評価・改善のサイクルを回すことになった。「環太平洋大学アセスメント・ポリシー」に基づき、「教育の質保証」について自己点検・評価を実施している。副学長の

もとに IR(Institutional Research)担当を置き自己点検・評価を遂行しようとしている。IR 室での現状把握のための調査・分析を取りまとめて、ディプロマ・ポリシーとの関連を持たせるように努力をしている。また、副学長を主体として、実効性のある PDCA サイクルを構築する姿勢が認められる。しかし、教学マネジメントにおいて、学長の適切なリーダーシップを確立し発揮するための学内規則等が整備されておらず、内部質保証に関する機能性について担保されていないので改善が求められるが、内部質保証のための組織の整備及び責任体制は確立されているので今後の取組みが期待される。

総じて、平成 19(2007)年の開学以来、「挑戦と創造の教育」を建学の精神として、我が国の少子化時代を見据えて改革を続けている。これからの時代を超えて発展をするべく「教育とスポーツの融合」を踏まえて改革に着手している。大学の教育・研究に関わる意思決定については、教授会の機能について向上を図りつつ、内部質保証の観点からも更なる向上を期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.教育とスポーツの融合」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 礼法の指導と実践
2. 保護者面談
3. 4 年後に責任を持つ大学

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 1 条に「本学は、学校法人創志学園の建学の精神並びに教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、教育・スポーツの両面を通じて、健全で豊かな人格を備えた教育者・

指導者を養成するとともに、深い専門性と応用力を兼ね備えた真に次代をになう国際人になり得る人材を輩出することで社会に貢献することを目的とする。」と規定しており、大学の使命・目的及び教育内容を具体的に明文化している。また、使命・目的及び教育内容は学則第 4 条の 2 及び「学生便覧 2020」に簡潔に文章化している。

「挑戦と創造の教育」実現のための基本理念「教育とスポーツの融合」「時代の求める教育の追求」「教育する者もされる者も共に成長しながら教え育む（共育）」を踏まえて、個性や特色が設定されている。学部・学科の「拡大充実」及び教育課程の改訂を図る中で、変化に対応している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的等については、理事会及び教育経営会議の議を経て決定され、法人の役員・大学の教職員の支持を得ており、学生便覧・ホームページ等で周知している。中長期的な計画へも反映されている。大学及び学部・学科ごとに定められた三つのポリシーは、詳細なものであり、使命・目的・教育目的を反映している。使命・目的に沿った学部・学科を有し、教育研究遂行に必要な施設やセンター等を設置した組織になっており、教育目的との整合性はとれている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、学則第 4 条の 2 に明示された学部・学科の目的に沿って定められ、学生募集要項やホームページに公表されている。

入学試験内容に関し、「アドミッションセンター会議」を中心として継続的に検討がなされ、入試問題についても、各試験科目の作成責任者を大学教員が務め、大学自ら作成している。また、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を行うため、大学入試センター試験利用入試を除き、全ての入試区分において面接を実施しており、とりわけ総合型選抜においては、志望学科のアドミッション・ポリシーの理解を出願要件としている。

入学定員及び収容定員については、大学全体で概ね適切な学生数を確保している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援システムにより、教職員協働による学生の学修支援体制が整っている。オフィスアワー制度も全学的に実施され、学生からの質問への対応や教員・学生間の円滑なコミュニケーションの実現などを目的として、研究室等で交流を深めている。障がいのある学生に対しては、「障害のある学生の就学支援に関する指針（ガイドライン)」が規定され、ガイドラインに沿って個別事案の対応が適切になされている。

また、学修支援の一環として、学修意欲の向上や課外活動等への積極的な参加等を奨励するために、学内外の活動において特に優れた成績や顕著な業績等を挙げたと認められる学生等に対して表彰制度を設けている。

一方、教員の教育活動を支援するため、「環太平洋大学スチューデント・アシスタント規程」により、演習や実習を伴う科目を中心に SA を配置している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内にキャリア科目が体系的に配当され、入学年次からキャリア教育を意識したカリキュラムが構築されている。教育課程外においては、キャリアセンターが社会的・職業的自立に関する支援の機能を有している。また、進路目的別に各種支援室が整備され、「キャリアカウンセラー」を有する教職員 6 人を含む総勢 23 人のスタッフが、学生の進

路に合わせたきめ細かい指導に当たっている。

インターンシップ制度については、正課授業として 2 単位が与えられるものと、正課授業以外にキャリアセンターがあっせんするものが用意されている。前者については、事前・事後の指導を含め授業計画が立案されており、後者についても令和元(2019)年度には、企業就職希望の 3 年生の半数以上が参加するなど、近年の高い就職決定率の実現に寄与している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生支援センター及び学生育成センターが設置され、学生生活全般のサービスが提供されている。学生の心身に関する支援としては、「環太平洋大学学生支援センター規程」により、保健室及び学生相談室が設置され学生対応に当たっている。学生の経済的支援としては「環太平洋大学奨学金規程」により、各種奨学生制度が整えられている。また、学生の主たる家計支持者に天災事変による家計急変が生じた際には「環太平洋大学緊急奨学金規程」による救済支援を行っている。

学生の課外活動への支援として、公認された運動部に対しては部活動補助費として一定額の予算措置がなされ、加えて、教育・体育振興費より競技用備品・選手移動費等が補助されている。その他の学友会所属のサークル等にも一定額の活動援助金が支給されている。

〈参考意見〉

○保健室での学生の内面に関する相談件数が多いので、学生相談室の開室状況と人員の配置について、検討することが望まれる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

設置基準を上回る校地・校舎を有しており、全て耐震基準を満たしている。学生数の増加に伴い、新校舎が順次整備されている。建物にはスロープ、エレベータが設置され、車

椅子でも利用できる机やトイレなど､｢環太平洋大学　障害のある学生等の支援に関するガイドライン」に基づき、障がいのある学生に配慮した施設になっている。

IT 環境面では情報処理実習室が設置され、学生用パソコンと無線 LAN 環境が整えられている。図書館には司書及び専任職員が適切に配置され、図書、学術雑誌など各種情報源を提供できる体制を整え、学生の利用に不便がないような開館時間になっている。

また､授業のクラスサイズについては､履修人数が多い科目は複数クラスに分けるなど、小規模のクラス編制がとられ、教育効果を挙げられるように取組んでいる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

授業全般に関する学生の意見・要望を捉える手段として、教員は授業内容の振返りや学生へのメッセージを記載したリフレクションペーパーを作成し、学内ポータルサイトや図書館で公開している。一方、学生生活全般に関する学生の意見・要望については､「学生生活満足度調査」が実施され、調査内容は学生サポートセンターにおいて集約・分析されている。この分析情報が大学連携会議等に報告された後、学長から関係部署に改善等の指示が出され、スクールバスの運行状況の改善や無線 LAN の環境整備などが図られている。また、FD 活動の一環として「学生評価委員会」が設置され、大学教育や大学生活の改善を目的とした教職員と学生との意見交換が行われ、学生の意見をくみ上げる機会になっている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、履修ガイド等で周知している。各授業はディプロマ・ポリシーとの関連がシラバスに明記され、単位認定は学則に規定されている。単位の計算方法は学則 24 条（通学課程）、学則 25 条（通信課程）に、単位の認定方法は学則 31 条に、成績の評価は学則 32 条に明記されている。また、卒業認定の基準は、学則 36 条、37 条にその要件を規定しており、学生便覧において周知され、厳正に適用されている。令和元(2019)年度には GPA 制度の運用が開始され、退学・進級・卒業基準及び奨学金や授業料減免対象者の選定等に活用されている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神やディプロマ・ポリシーを実質化し、教育課程との一貫性を図るためのカリキュラム・ポリシーが策定され、履修ガイド等によって周知が行われている。また、学部・学科のカリキュラム・マップが作成され、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を図りながら、教育課程が体系的に編成されるよう努めている。シラバスが適切に記載されるよう記入要領も整備している。教養教育は、「語学と基礎技術の理解」「人間の理解」「自然の理解」「社会の理解」「キャリアプランニング」の 5 領域で構成され、留学教育、異文化理解教育と合わせた担当組織のもとで実施されている。教授方法の工夫・開発と効果的な実施に関しては、FD 実施推進委員会と教務部の主導により、授業研修会、FD 研修会、次世代教育開発センター主導によるモデル授業、学生評価委員会等が行われている。

〈優れた点〉

○学生 FD を実施し、学部・学科の教育活動の点検に学生を直接的に参画させている点は評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果の

フィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
FD 実施推進委員会と教務部によってアセスメント・ポリシーを策定し、三つのポリシーの点検・評価を行い、改善が促されている。学修成果のアセスメントの中には、ディプロマ・ポリシーに配慮した DP 到達度調査、授業評価、学生生活調査等が含まれ、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルによる、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての点検・評価が行われている。これら学修成果の組織的な点検・評価は、大学の意思決定について学長が諮問する機関「教育経営会議」で行い、教職員総会、FD・SD 研修会、教授会で共有しながら改善に努めている。

基準 4. 教員・職員

【評価】
基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性
4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】
基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉
学長のもと「各学部及びアドミッションセンター」担当、「国際・教養教育センター、次世代教育開発センター、次世代情報センター及び教務部」担当及び「事務局」担当の 3 人の副学長並びに「学生支援センター及び学生育成センター」担当及び「附属図書館、社会連携センター・自己点検評価室」担当の 2 人の学長補佐を置くことにより、学長がリーダーシップを適切に発揮できる補佐体制を整備している。大学の教育・研究に関わる意思決定及び組織は、教授会の機能について見直すべき点があるものの、大学の重要事項が学長の諮問機関である「環太平洋大学教育経営会議」で決定し「大学連携会議」、教授会に伝達され執行の運びとするなど、機能している。教学マネジメントの遂行に必要な職員は、「学校法人創志学園事務組織規程」に基づき配置しており、権限の適切な分散と責任・役割を明確にしている。

〈改善を要する点〉

○学長の決定に当たり教授会が意見を述べる事項について、学則第 55 条第 4 項及び教授会規則第 5 条で定められているが、議事録等においてその内容が確認できないため、規則どおり教授会で意見を述べるよう改善が必要である。

○学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号で定められている、教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、教授会規程第 5 条第 3 項で「その他学長が必要と認めた事項」として定められているが、その具体的事項について、学長自身が定め、周知していないことは改善が必要である。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の確保と配置については、設置基準を満たしており、各職業資格関連の指定規則に対する開講科目についても専任教員を適切に配置している。教員の採用・昇任については、教育目標、教育課程に則した規則を整備し適切に運用している。職能開発については、「FD 実施推進委員会」を置き、教育内容・方法等の改善を行っている。授業評価アンケートは、前期及び後期に実施し、評価を受けた授業担当教員は、リフレクションペーパーを作成し、学内ポータルサイトや図書館で公開している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 実施推進委員会を置き、事務局役職者の主導により研修内容を決定し、SD 研修会を組込んだ教職員総会や、FD との合同 SD 研修会を年間通して開催するなど、教職員の資質・能力向上のための研修を行っている。事務局の部署長と学生評価委員による学生 SD という形で、学生と質の高いコミュニケーションを図り、教職協働のもとで学生との協力・対話を実践している。学生ニーズに基づく改善に役立っていることから、学生満足度を高める効果が出ている。

4－4. 研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員に対し研究室を確保し、研究データの安全な保管や高いセキュリティを備えた研究環境を整備している。「研究倫理委員会」を設置し、「環太平洋大学研究倫理委員会研究倫理審査要項及び研究倫理指針」が策定され、研究倫理委員会審査のために、研究者向けの「環太平洋大学研究倫理チェック表」「研究倫理審査を要するか否かの判断について」など、倫理審査がスムーズに進むよう体制を整えている。研究活動への適切な資金配分を行うため、「環太平洋大学個人研究費規程」や「環太平洋大学学内特別研究費規程」を整備し、職位に応じた「個人研究費」の配分や申請・採択方式による「特別研究費」を設けている。科学研究費助成事業獲得のために、FD 研修会の開催、教員間の相互チェック、上位職者による指導や事務局による確認作業等、大学全体で支援活動を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

経営の規律と誠実性の維持については、寄附行為に教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行う旨を規定している。組織の倫理・規律については、就業規則に職員は建学の精神に基づく教育目的の達成に努め、学生の育成のために精励し、誠意をもって業務に専念する旨を表明し学内に周知している。環境保全については、日常的に植栽の管理を行い、緑豊かなキャンパスを維持し続けている。人権については、「人権教育研究推進委員会」が人権教育研修会を開催している。安全に関しては、「環太平洋大学危機管理委員会」が危機管理基本マニュアルを整備し、学生が参加する避難訓練を実施している。学校教育法施行

規則第 172 条の 2 の教育情報及び教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 の教員の養成の状況に関する情報はホームページで公開している。財務情報は、グラフや図表を活用した解説を加えるなどの工夫により分かりやすくホームページで公開している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的達成のため、私立学校法にのっとって「学校法人創志学園寄附行為」及び「学校法人創志学園寄附行為施行細則」により法人の業務決定の権限が理事会にあることを定め適切な法人の運営を行っている。理事は寄附行為にのっとって選任され、理事会への出席状況は良好である。やむを得ず理事会を欠席する理事にはあらかじめ書面で意思表示を行う手続きを整えている。理事会の業務権限の一部について委任を受けた事項について、理事長の意思決定を補助し、経営方針や重要事項を審議する「常任役員会」を置き法人の戦略的意思決定ができる体制を整備している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会及び評議員会には大学の学長及び副学長が出席し、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と相互チェックが適切に行われる体制を整備している。毎年定例で実施する全教職員対象の教職員総会や「FD/SD 研修会」での理事長の講話による法人の教育理念や運営方針、大学の教育指針、将来構想等を教職員に直接説明する機会を設けており、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整えている。監事及び評議員は寄附行為にのっとり適切に選任されており、会議への出席状況は良好である。監事は理事会及び評議員会に出席して法人の業務や財産の状況について意見を述べている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

大学は、令和 6(2024)年度までの「中期計数計画（財務計画）」を作成し、成長戦略を盛込んだ財務運営を行っている。主力の体育学部体育学科の入学定員の増加を図り、学生数の確保を最重要課題として取組んだ結果、学生生徒等納付金収入は毎年着実に増加している。教育活動収支差額や基本金組入前当年度収支差額は安定して黒字を確保しており、収入と支出のバランスをとりながら、安定した財務基盤を確立している。外部資金の導入については、毎年着実に科学研究費助成事業を獲得し、私立大学等経常費補助金や受配者指定を利用した寄附金収入も伸びており、獲得のための努力を行っている。

5－5. 会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

法人は、学校法人会計基準にのっとり、「学校法人創志学園経理規定」「学校法人創志学園経理規定施行細則」などの規則に基づき適正に会計処理を実施している。予算と著しくかい離がある決算額の科目について、必要に応じて補正予算を編成している。「学校法人創志学園内部監査規則」に基づき内部監査室を設置し、監査法人及び監事と連携し、適正に会計監査を行っている。年 2 回の「監事連絡会」を実施し、監事、内部監査室で意見交換を行い、監事は毎年度監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針として、学則第 2 条に「本学は、その教育水準の向上を図り、本学の目的及びその社会的使命を達成するため、大学における教育研究活動の状

況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定し、明示している。平成 30(2018)年から FD 実施推進委員会と教務部の責任のもとで、自己点検評価委員会と教育経営会議の連携を強化し、全学的に点検・評価・改善のサイクルを回すよう努めている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「環太平洋大学 FD 実施推進委員会」「環太平洋大学アセスメント・ポリシー」に基づき、「教育の質保証」について自己点検・評価を実施し、その結果について報告書を作成しており共有されている。副学長のもとに IR 担当を置き、多くの基準評価を実施し、自己点検･評価を遂行しようとしている。IR 室での現状把握のための調査･分析を取りまとめて、ディプロマ・ポリシーとの関連を持たせるように努力をしている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の PDCA サイクルが組織的になされる仕組みがある。大学の意思決定について学長が諮問する機関「教育経営会議」において教育の改善・向上を図り、教職員総会で全学的な共有を図っている。現在、更なるサイクル活性化のための仕組みづくりを模索しており、副学長を主体として、実効性のある PDCA サイクルを構築する姿勢が認められる。しかし、教学マネジメントにおいて、学長の適切なリーダーシップを確立し発揮するための規則等が整備されておらず、内部質保証に関する機能性について担保されていないので改善が求められるが、内部質保証のための組織の整備及び責任体制は確立されているので今後の取組みが期待される。

〈改善を要する点〉

○教学マネジメントの機能性において、改善を要する事項があり、内部質保証に関して機能性が十分とは言えないため改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．教育とスポーツの融合

A－1．教育とスポーツによる社会貢献

A-1-①　大学が持っている物的・人的資源の社会への提供
A-1-②　大学と地域社会との連携
A-1-③　スポーツによる社会貢献

A－2．スポーツと学業の両立による次世代をになう人材の育成

A-2-①　体育会各部の活躍
A-2-②　次世代の教育をになう人材の育成
A-2-③　次世代の教育をになう国際人の育成

【概評】

教育とスポーツによる社会貢献は、教員と学生の活動を通して数多くなされている。地域社会との連携として、多くの自治体や企業と連携に関する包括的協定を結んでおり、各学部の特質を踏まえた多彩な活動が行われている。授業においても学生の地域への主体的関わりを推進しており、教育を通した社会貢献活動になっている。スポーツによる社会貢献も、練習試合や合宿、大会運営協力などで多く行われている。これらの活動は大学からの経済的援助によっても支えられており、大学の物的・人的資源の社会への提供という大学の社会的責務を、教育とスポーツを通して十分に果たしている。

スポーツと学業の両立による次世代を担う人材育成の面では、スポーツ領域においては体育会各部で、国内外の大会において優勝、入賞を果たす選手やチームが輩出している。教育を担う人材の育成という点では、開学以来 10 期の間に多数の、保育士・幼稚園教諭、小学校教諭、中学校及び高等学校教諭、特別支援学校教諭が輩出してきた。このうち多くの者が在学中の 4 年間、運動部において活躍しており、それぞれの競技の専門性について高度な実践知を有している。スポーツと学業の両立を果たしてきた人材である。国際人の育成に向けては、海外研修制度及び 1 年間のニュージーランド留学、帰国後の英語での講義等によって、英語力と国際性の育成に努めている。授業及び授業外において、さまざまな異文化コミュニケーション活動の場が提供されており、結果として卒業後には、国内外において国際的に活躍する人材が育ちつつある。今後も教育とスポーツを融合させた有為な人材を育成されることを期待する。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．礼法の指導と実践

学校法人創志学園理事長大橋博は、開学以来今日まで一貫して「どこにもない大学を創る」という強い意思を表明し、その具現化の第一段階に挨拶励行を置き、「礼法の指導と実践」を重視している。挨拶は人として社会で生活し、仕事をしていく上で不可欠であり、

その指導は発声の仕方や言語の明確さはもとより、相手に正対し、かつ静止して視線を合わせるという所作からはじまって、適切な服装にまで及んでいる。また大橋は、本学の入学式・学位記授与式・学内セミナー・研修会・教職員総会などの場で、常日頃から学生・教職員・保護者・地域社会に対して礼法指導の意義と必要性を訴えている。これを踏まえ、本学では毎朝登校時に、理事長・学長・副学長・学部長らが率先して多くの教職員が門に立ち、登校する学生たちに挨拶をしている。また、毎授業の初めと終わりには全ての教員が学生と視線を合わせて礼をするとともに、授業中には「三ない運動」(居眠りをしない、私語をしない、スマホを触らない)」の推進により、集中力の高い授業が展開されている。

2. 保護者面談

学生、保護者、大学の 3 者が、大学生活における学修状況や種々の取り組み等の情報を共有することを目的として、毎年 8 月下旬の 2 週間程度の期間に保護者面談を実施している。面談には保護者と直接対面しながら話す直接面談と電話で話す電話面談があり、１・２年生ではメンターが、３・４年生ではゼミ担当教員が面談する。直接面談では本学ないしは地方会場（福岡市、熊本市、広島市、神戸市、沖縄市）のいずれかを保護者に選択してもらっている。面談の実施率は対面 42%、電話 32%と高く、保護者面談の満足度も 99.1%と非常に高い。その理由として「学修状況が理解できた」89%、「担当教員と直接話が出来た」76%があがっている。このように、教職員と保護者が一体となった学生指導が、本学の教育効果を高める要因となっている。【資料特-2-1】

3. 4 年後に責任を持つ大学

理事長大橋博は「4 年後に責任を持つ大学」をスローガンに掲げ、学内の全ての教育活動をこの点に収斂させている。まず、入学前教育とこれに続く 1・2 年次の初年次教育における「環トレ」によって基礎学力を高め、スピーチ（プレゼン）・コンテストによって社会人としての実践力をゼミ担当教員が高める。これに続く 3・4 年次のキャリア教育においては、キャリアセンター及び教職支援室がキャリア系授業をゼミ担当教員と協働して提供し、また三志会活動を通して就職のための支援をする。勿論、本学においても 3 ポリシーに基づく教養教育と専門教育が教育活動の中核であり、近年アクティブ・ラーニング等を導入して改善を重ねて質の高い教育を実践し、全教育課程を通して専門知識だけで無く、非認知能力も育成している。さらに、体育会活動では競技力に加え、体育会五訓で謳われている人間力を育成し、教育界や官界、実業界でも高く評価されている。このように、本学の特徴として、充実した初年次教育とキャリア教育、体育会活動が専門教育を補完することにより、本年度の就職率 99.3%、教員延べ 87 人、公務員延べ 185 人、東証上場企業 70 人の就職を達成している。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度	平成 19(2007)年度
所在地	岡山県岡山市東区瀬戸町観音寺 721
	岡山県岡山市東区矢津 2050-13
	岡山県岡山市北区下石井 2-2-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
体育学部	体育学科　健康科学科
次世代教育学部	こども発達学科　教育経営学科　教育経営学科（通信教育課程）
経営学部	現代経営学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
10 月 5 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 21 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
11 月 4 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 26 日	実地調査の実施　　11 月 26 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 27 日	11 月 27 日　第 3・4 回評価員会議開催
12 月 11 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 22 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 17 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

7 岐阜協立大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

地方公共団体・地元産業界・教育界の支援のもと、岐阜県下初の私立社会学系大学として発足した経緯があり、「公設民営」大学を標ぼうし、地元に密着した経営を行っている。

平成 29(2017)年度に大垣女子短期大学との法人合併を実現したほか、平成 31(2019)年度には地元地域の看護師養成ニーズを背景に 4 年制の看護学部を開設するなど、社会や時代の変化にも柔軟に対応し、学びの幅を拡げるとともに経営基盤を強化しつつある。

大学の使命・目的は明確かつ適切であり、大学ホームページなどにより、学内外に周知され、学生・教職員・地域関係者に理解・受容されている。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）についても、「大学協議会」などで適時・適切に議論された上、理事会で決定され、学内外に公開されている。また、大学の使命・目的や三つのポリシーを実現するため、中期計画が適切に策定・実行され、教育研究組織も十分に整備されている。

〈優れた点〉

○「公設民営」の大学の特色を生かし、「地域に有為の人材を養成する」という教育目的に基づき、地域の保健・医療ニーズに対応できる人材育成のための看護学部を開設するなど、地域社会からの理解を得るために各種施策を実践している点は評価できる。

○建学の精神・教育目的を、大学ホームページ及び大学案内を通し、視覚的に訴える図も用いて、ステークホルダー全般へ理解しやすく公表している点は評価できる。

「基準２．学生」について

教育目的・理念を踏まえたアドミッション・ポリシーが明確に策定され、学内外に周知されているほか、入学者選抜はこのポリシーのもと「入試委員会」において公正に行われている。学生に対する学修支援は「全学教務委員会」を中心に、教職協働体制のもとで幅広く適切な支援が実施されている。中途退学者防止は、綿密な実態把握に基づき、成績不振者に対する保護者を交えた成績懇談会で対策を実施している。地元公共団体・産業界との密接な連携のもと「岐阜協立大学インターンシップ推進協議会」を設立するなど、地元密着型のキャリア支援・就職支援を着実に実践している。

校地は十分な広さを有しており、校舎は全て耐震基準を満たしている。2 号館建替えにより学生窓口のワンストップ化が達成され学生サービスの向上が図られている。

〈優れた点〉

○保護者からの要請に応え、学生が入学時に記入する「保健カード」や「特別なニーズをもつ学生の支援会議」のもと、障がいのある学生等への支援が適切に行われていることは評価できる。

○1 年次から、キャリア形成科目を教育課程内に正課として取組み、社会人としての必要なコミュニケーション能力、問題発見・解決能力などの社会人基礎力、そして就職のための「就職力」を育成している点は評価できる。

○学生生活を安定させるための大学独自の基準に基づく奨学金制度がきめ細かく設けられ、手厚い支援が行われている点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえて、各学部・学科でディプロマ・ポリシーを策定し、大学ホームページ等を通じて学内外に周知している。単位認定に当たっては、認定率をもとに教務委員会が客観性のある評価確保に努めている。カリキュラム・ポリシーも教育目的・教育理念を踏まえて体系化されている。シラバスの内容を点検する制度を導入し、記載方法の統一に努めている。アクティブ・ラーニングについては、重要性を全教員が認識した上、少人数教育の徹底を軸に、全学的に推進している。

「授業アンケート」「学修行動調査」「学生生活アンケート」をもとに、ディプロマ・ポリシーに沿った学修成果の点検・評価を積極的に実施している。「授業アンケート」については、ICT（情報通信技術）の利用で回収率の向上を図っているほか、取りまとめた内容を教授会で確認・情報共有し、個々の教員にもフィードバックして授業改善に向けた取組みに生かしている。

〈優れた点〉

○ICT を利用することで、授業アンケートの回収率向上を図り、加えて学生の匿名性を確保することで適正な評価を得るための工夫をしている点は、評価できる。

○学修成果の点検・評価を目的としたアンケートの結果を踏まえ学内限定のホームページ上でのレポート提出と学生が教員からフィードバックを受ける仕組みを構築している点は、教育方法・学修指導方法の改善という面から評価できる。

「基準４．教員・職員」について

大学の意思決定と教学マネジメントについては、学則の定めに一部改善が必要であるが、関連規則により学長が教学の最高責任者と規定され、学長の教学面でのリーダーシップが確保されている。大学及び大学院の専任教員数は適切に確保されており、専任教員の採用・昇任は、全学部共通の基準によって公平公正に実施されている。

学長の命による「持続可能な大学の姿に向けて」に関して、教員・事務職員合同での研修会が実施されている。SD(Staff Development)については、他大学との人事交流研修等を実施しているほか、学生支援担当には、スチューデントコンサルタント資格を取得するよう奨励している。

専任教員については、備品整備等が適切に行われ、必要なデータベースのサポートが実

施されている。研究倫理については「岐阜協立大学における研究者の行動規範」等規則を整備しているほか、専任教員へ研究倫理に関する e ラーニング履修を義務付けて、公正な研究活動を推進している。

〈優れた点〉

○平成 29(2017)年度に岐阜聖徳学園大学・同短期大学部と SD 協定を締結し、毎年度開催する夏期研修プログラムに相互に職員を派遣している取組みは評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

令和 2(2020)年 4 月に寄附行為を改正し、迅速で活発な審議を実現するため、理事会・評議員会の定数を整理している。理事長は非常勤であるが、毎月開催の「経営会議」前後に代表権を持つ副理事長、学長と面談・意見交換を実施しており、理事長主導のガバナンス体制は確保されている。平成 19(2007)年度以降、中期計画に基づく経営を実施し、計画では財政健全化をうたい、基本金組入前当年度収支差額の収入超過を目標としている。

予算案は、「経営委員会」「経営会議」の審議を経て、評議員会に諮問した上、理事会で承認するなど、補正予算を含め、適正なプロセスを踏んでいる。会計処理は、「学校法人大垣総合学園会計規則」等に基づき厳正に実施され、法人監事による会計・業務監査、監査法人による会計監査は適切な体制のもとで公正に実施されている。経営全般やリスク管理面のコミュニケーション促進を図るため監査法人と理事との意見交換の場を設けている。

〈優れた点〉

○監査法人と理事との意見交換の機会を設けて、経営全般やリスク管理・監査計画等についてコミュニケ―ションの促進を図っていることは優れた取組みとして評価できる。

「基準６．内部質保証」について

「岐阜協立大学の内部質保証の方針」「内部質保証の組織図」を定め、「自己評価委員会」で評価計画の策定と取りまとめを実施した上で、結果を大学ホームページに掲載し、学内外に周知している。「自己評価委員会」には各課課長も参加し、自己点検・評価の結果は、翌年度の予算審議及び事業計画に反映され、責任体制が担保されている。「自己点検評価書・エビデンス集」を取りまとめ、エビデンスに基づく自己点検・評価を実施しているほか、地元の企業・高等学校とともに「教育研究推進懇談会議」を開催し、外部の多様な意見を聴取した上、内部質保証を推進している。「IR 推進委員会規程」を定め、職員に IR(Institutional Research)専門職資格の取得を促した上、学内の種々の情報を数値化・可視化して分析し、大学経営に活用している。中期計画に記載した項目については、「岐阜協立大学 PDCA シート」を使用して PDCA サイクルを実効的に回すよう努めている。

〈優れた点〉

○IR 機能の充実のため、職員に「IRer（IR 専門職資格）」の取得を促し、資格取得させた点は評価できる。

○「教育研究推進懇談会議」を開催し、地元の企業や高等学校の関係者等の多様な意見を

聞きとり工夫するなど、内部質保証の推進のための自主的・積極的な取組みを行っている点は評価できる。

総じて、大学は「地域に有為の人材を養成する」との教育目的のもとで、明確で具体的な三つのポリシーに基づき運営されている。教学･法人両面で適切にガバナンスが機能し、法人合併・学部新設に当たっても、スムーズな意思決定が行われている。また、自己点検・評価の結果を活用し、内部質保証の推進のため、中期計画を礎とした積極的な取組みが行われ、達成のための責任体制が構築されている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 岐阜協立大学スマートキャンパス構想
2. ゼミナール活動とゼミナール大会（経済学部・経営学部）
3. 看護学部看護学科の設置と大学名称変更

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

昭和 42(1967)年 4 月、地元地方公共団体・産業界・教育界の支援を受けて岐阜県下初の私立社会科学系大学として設立された経緯もあり、「公設民営」大学を標ぼうし、それが建学の精神に反映されている。建学の精神に基づき、教育使命・目的を簡潔・明瞭に文章化し、学則・学生要覧に記載するとともに、大学ホームページにも掲載し、広く社会に公表している。大学ホームページには、大学の特徴である地域との連携を詳細に掲載し、特色を明示している。

経営資源の一体的な活用等を図るため、平成 29(2017)年度に、地元経済界・地方公共団

体の支援のもと、大垣女子短期大学との法人合併を実施したほか、地元地域の看護師不足や高度な看護実践能力を持った看護師養成ニーズを念頭に、平成 31(2019)年度に 4 年制の看護学部を開設するなど、社会情勢や地元地域の要請の変化に、的確に対応している。

教育目的や三つのポリシーについては、建学の精神を堅持しつつ、法人合併時、看護学部開設時、各中期計画策定時などの節目で、適切に再検討し見直しを図っている。

〈優れた点〉

○「公設民営」の大学の特色を生かし、「地域に有為の人材を養成する」という教育目的に基づき、地域の保健・医療ニーズに対応できる人材育成のための看護学部を開設するなど、地域社会からの理解を得るために各種施策を実践している点は評価できる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神・教育目的は、学則・大学ホームページ・大学案内・「学生要覧・履修の手引」・シラバス巻頭にも記載することで学内外へ周知しているほか、教職員には毎年度作成する事業計画書に記載した上、教授会や事務職会議で説明し、教職員の理解と支持を得ている。

教育目的を実現するため第 3 期中期計画である「学校法人大垣総合学園　ビジョン・中期計画(2018－2022)」には教育目的が前文に明記されており、計画の策定に当たって、主だったステークホルダーが参画し、役員・教職員の支持が得られている。

各学部・学科の三つのポリシーは、大学の使命・目的、教育目的を踏まえて策定され、どのような教育を行い、どのような人材を養成するかが明確に示されている。

3 学部 5 学科及び 1 研究科については、大学の使命・教育目的を達成するための研究教育組織として構成されているとともに、大学の使命・教育目的を達成するためのカリキュラムが適切に編成されている。

〈優れた点〉

○建学の精神・教育目的を、大学ホームページ及び大学案内を通し、視覚的に訴える図も用いて、ステークホルダー全般へ理解しやすく公表している点は評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、「地域に有為の人材を養成する」との教育目的や教育理念を踏まえ、適切に策定され、求める学生像を明確に示しているほか、「大学案内」「入学案内」「入学試験要項」及び大学ホームページにおいて公表するとともに、オープンキャンパスや高等学校の進路担当教員を対象とした高等学校訪問・進学懇談会によって、生徒・保護者・関係者に対して説明・周知されている。

入学者選抜は、これらのアドミッション・ポリシーのもと、「学募広報委員会」に設置された「入試委員会」において公正に行われている。学生の受入れに関しては、過去数年間にわたり、定員の充足を満たすことができない状況が続いていたが、令和元(2019)年度以降は、経済学部と経営学部の志願者数が順調に伸びており、定員を満たすようになってきている。

2－2. 学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する審議は「全学教務委員会」において実施され、教員側から教務部長を議長として各学部教授会選出の教務委員、職員側から教務課長、教務課員、看護学部事務長及び同事務職員が参画し、教員・職員の協働による学修支援体制が整備されている。ゼミナール選択時にオフィスアワーの利用促進を、教員・職員が協働で進めていることも、教職協働の表れである。

また、障がいのある学生へは、教員と職員の協働による「特別なニーズをもつ学生の支援会議」が編制され、対応している。

教員の教育活動支援のための TA に関しては、ICT 科目を中心に 15 の実習科目に適用されている。

中途退学・休学・留年対策については、全授業科目においてゼミ担任が退学等の予兆を把握・指導し、「全学教務委員会」に報告して全体の実態把握を行う「欠席報告システム」が機能している。また、成績不振者を対象にして保護者も交えた成績懇談会を開催し、退学者減少に効果を挙げている。

〈優れた点〉

○保護者からの要請に応え、学生が入学時に記入する「保健カード」や「特別なニーズをもつ学生の支援会議」のもと、障がいのある学生等への支援が適切に行われていることは評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援・就職支援については「岐阜協立大学就職紹介業務運営規程」にのっとり、「岐阜協立大学キャリア支援宣言」を定め、キャリア支援課を中心に包括的に実施されている。インターンシップに関しては、平成 29(2017)年に産官学が連携して「岐阜協立大学インターンシップ推進協議会」を設立させることで、教育課程内にキャリア形成科目を配置させ、2 年次以上にインターンシップ科目を積極的に導入している。

また、就職・進学に対する相談・助言体制は、全ての学部で積極的に行われ、教育課程内でのキャリア形成科目をはじめ、教育課程外では、キャリア支援に関わるスタッフによる求人開拓、個別面談、そして複数の就職支援セミナーが実施されており、就職率の向上を目指した数多くの取組みが行われている。

〈優れた点〉

○1 年次から、キャリア形成科目を教育課程内に正課として取組み、社会人としての必要なコミュニケーション能力、問題発見・解決能力などの社会人基礎力、そして就職のための「就職力」を育成している点は評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導の安定のための支援は、学生支援部学生課が担当し、学生委員

会がこれに取組んでいる。加えて、保健室・学生相談室・学生支援室・スポーツ振興室などの分室が設けられ、専門職員のもとで学生生活・課外活動・健康相談やメンタル相談に応じている。

奨学金については、授業料減免措置は学生委員会が中心になって行われており、日本人対象の学内奨学金制度が「岐阜協立大学奨学金」をはじめとして、給付型 3 種類、貸与型 2 種類に分けられているほか、留学生への奨学支援も実施されている。

課外活動に関しては、学生の自治団体である体育会、あるいは文化会が存在し、「課外活動規程」や「部室管理規程」に沿って行われている。全学生の過半数以上に当たる学生が課外活動団体に加入しており、インフラ支援・人的支援・活動資金面においてサポートが行われている。

〈優れた点〉

○学生生活を安定させるための大学独自の基準に基づく奨学金制度がきめ細かく設けられ、手厚い支援が行われている点は評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地は大垣市郊外に十分な広さを擁する北方キャンパスと西之川キャンパスを所有し、校舎・運動場・体育館・情報サービス施設など、学生支援・学修に必要な施設設備が整備・活用されている。

図書館は約 35 万冊の蔵書を保持し、ラーニング・コモンズ設備も有している。

突然のコロナ禍においては、学生と大学を結ぶポータルサイトに加えて、新たにウェブ会議システムを導入し、両者を有機的に活用することで、対面授業と遜色のない教育効果を上げている。加えて、9 号館の情報センターに多数のパソコンが設置され、全学部共通の情報リテラシーや経営学部情報メディア学科の映像作成等に幅広く利用されている。

平成 30(2018)年度に 2 号館建替えによってキャンパス内の中心的建物の完成により学生窓口のワンストップ化が達成されて、学生サービスの向上が進んでいる。

バリアフリー化については、正課の授業に利用される全ての教室で、整備が進んでいる。授業のクラスサイズに関しては、教務委員会、教務課による努力と取組みによって、年間を通して全科目において、適切な定員管理が行われている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】
基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉
学修支援に関しては、授業アンケートや学修行動調査などによって、学生の意見・要望の把握分析と検討結果が活用されている。特に、授業アンケートに関しては、教員が教育自己評価を授業ごとに作成して学内限定のホームページに公表することで、学生からの評価に応える仕組みを構築している。また、学修行動調査でも、学生からの意義ある要望ならば、極力その要請や要望を聞くことで学修支援に取組んでいる。
経済支援、学生生活に関する意見の要望の把握については、学生生活アンケートの実施によって、学生生活への意見・要望を把握するデータを得て、教授会・大学協議会を通じて学生サポートに向けた改善が行われている。
心身の健康相談については、健康診断の問診票により、学生の生活状況を把握して個別相談が行われている。また、自覚症状、困りごとなどを把握し、個別相談を行うことで学生へのメンタル・フィジカル面でのサポート支援が行われている。

基準 3. 教育課程

【評価】
基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定
3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】
基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉
大学全体の教育目的である「地域に有為の人材を養成する」を踏まえて、各学部・学科の教育目的に基づきディプロマ・ポリシーを策定し、「学生要覧・履修の手引」及び大学ホームページ等を通して学内外に周知している。
学部及び研究科は、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準・卒業認定基準、修

了要件を設定し学則に明記するとともに「学生要覧・履修の手引」及び大学ホームページにより学内外に周知している。学部の卒業認定は、学則で定めた所定の科目を履修し単位を修得した者に対して教授会の意見を徴し「大学協議会」の議を経て学長が認定している。また、研究科の修了認定は、所定の科目を履修し単位を修得し、学位規則に定めた学位論文審査に合格した学生に対して「研究科委員会」の議を経て学長が修了を認定している。

このように、学部及び研究科ともに、定められた基準を厳正に適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学全体の教育目的である「地域に有為の人材を養成する」にのっとり、学科ごとの教育目的及び専門性を踏まえ一貫したディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを策定し、体系的な教育課程を編成している。これらはカリキュラムマップ・カリキュラムツリー・ナンバリングに明示され、「学生要覧・履修の手引」及び大学ホームページを通して学内外に周知している。

シラバスの整備に向けて、記載方法の周知徹底、内容を点検する仕組みを導入している。単位制度の実質を保つ工夫として、履修できる単位の上限を定め、GPA(Grade Point Average)値を活用している。

教養教育の適切な実施に向け「全学教務委員会」にて全学部で協議が行われ、その結果、専門家の素養と、社会人の一般教養を身に付けるための多様な科目配置を実現している。

アクティブ・ラーニングを全学的に推進しており、主体的な学修力の育成を図るための教授方法の工夫として、①少人数教育体制の充実②授業への出席重視と出席管理・促進③体験学修の推進―の 3 点の重要性を全教員が認識し、組織的な取組みをしている。

〈参考意見〉

○経済学部及び経営学部の一部の科目に関するシラバスにおいて、開講・未開講にかかわらず、カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程の実現に向けて作成することが望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果の

フィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法として、「授業アンケート」「学修行動調査」「学生生活アンケート」を実施しており、授業アンケートは「アンケート全体集計表」及び「全体的特徴」としてまとめ、各学部の教授会で確認・共有している。その後、個々の教員が「教育自己評価」を行い授業改善に向けた取組みに生かしており、これらはアンケートの結果とともに、学生に公開している。大学院も同様に全科目の「授業アンケート」を実施し、結果を各教員にフィードバックしている。
「授業アンケート」と「学修行動調査」の結果を受けて「FD 推進委員会」から改善策が提案される仕組みが構築されており、学修指導等の改善に生かされている。
教務委員会における「教育成果の可視化」に関わる議論を経て、全学部がディプロマ・ポリシーを踏まえた「ルーブリック評価基準」作成に着手しており、この組織的な取組みは、PDCA 事業の一項目「学修成果の可視化」において、計画的かつ継続的に実施されている。

〈優れた点〉
○ICT を利用することで、授業アンケートの回収率向上を図り、加えて学生の匿名性を確保することで適正な評価を得るための工夫をしている点は評価できる。
○学修成果の点検・評価を目的としたアンケートの結果を踏まえ、学内限定のホームページ上でのレポート提出と学生が教員からフィードバックを受ける仕組みを構築している点は、教育方法・学修指導方法の改善という面から評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】
基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】
基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学全体の教学面については大学協議会で審議している。大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長のリーダーシップについて、学則の定めに一部改善が必要であるものの大学協議会の位置付けや教授会の役割などは規則に明記され、学長が教学の最高責任者であることが担保されている。

学長を補佐するため 2 人の副学長を置き、規則によりそれぞれの役割を明確にしている。これにより学長を中心とした組織体制が強化され、大学における意思決定の迅速化を可能にする体制を整えている。学長、副学長、学部長及び各委員会の部長である教授・准教授の授業担当時間数が一般教員より少なく規定され、教学マネジメントへの関わりに配慮がみられる。また、学長の命による「持続可能な大学の姿に向けて」を題材に教員と事務職員合同の研修会で取組み、教育の改善や向上を図っている。

教学マネジメントの遂行に必要な職員が規則により適切に配置されている。各課長は、事務局長と各委員会の部長の命を受けて業務を遂行するとともに各種委員会の委員として参画している。

〈改善を要する点〉

○大学学則及び大学院学則において、学長が決定するに当たり教授会が意見を述べる事項に、「学位の授与」の定めがないことは改善を要する。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院において、設置基準上で必要な専任教員数は確保され、適切に配置されている。

専任教員の採用及び昇任は、全学部共通の基準が明確化され、それにのっとり行われている。また、主要な授業科目は、専任教員が担当できるように教員の確保・配置に努めている。

教員の資質・能力向上については、FD 推進委員会委員長のもとで、経験交流、研修会や講演会などを行い、教育方法の改善のための活動を毎年度行っている。テーマに ICT を取上げるなど、環境変化にも対応している。

学生による授業アンケートの集計結果から、授業満足度の高い教員を顕彰し、授業の進め方や運営上の工夫を共有する機会として、表彰者の授業を公開している。また、このアンケートの結果は、授業担当者が改善に向けての自己評価を行い、学生が閲覧できるよう学内限定のホームページに公開している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「岐阜協立大学 SD 推進委員会規程」に基づき SD 推進委員会が学内外の研修会へ積極的に参加を推進している。学内では、専任の教職員全員を対象とした研修と、事務職員・スポーツ指導職員を対象とした研修を実施している。事務職員は平成 29(2017)年度に岐阜聖徳学園大学・短期大学部と SD 協定を締結し、毎年各々の大学が実施する夏期研修に職員を相互に派遣している。また、平成 27(2015)年度から毎年事務職員が 1 人ずつ「学生支援相談に関する基礎研修講座」を受講し、学生支援担当職員としての専門性を証明するスチューデントコンサルタント資格を取得している。外部研修への参加などを積極的に推奨し、受講者による報告会により事務職員全体への情報共有を行っている。また、事務職員が資質向上に資するよう事務職員等研修費の制度を設けている。

〈優れた点〉

○平成29(2017)年度に岐阜聖徳学園大学・同短期大学部とSD協定を締結し、毎年度開催する夏期研修プログラムに相互に職員を派遣している取組みは評価できる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員には個別に研究室を割当て、備品を整備している。各学部には必要な教育・研究用の情報データベースが図書館に用意されている。研究支援の事務は総務課研究支援室が担当し、支援している。

研究推進に関しては「研究推進委員会規則」に基づき諸施策を協議し研究の充実向上を図っている。また、研究倫理については「岐阜協立大学における研究者の行動規範」「岐阜協立大学における研究活動の不正行為の防止に関する規程」等を整備し、研究倫理に関するｅラーニングの履修を義務付けて公正な研究活動の推進に取組んでいる。

専任教員には「教員研究費使用規程」に基づき職位により教員研究費を配分し個人研究をサポートしている。一律配分される個人研究費とは別に、「共同研究助成制度」「国内・

国外留学制度」や「学会主幹校助成制度」等を整備し、研究活動を助成している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人の経営に関しては、組織倫理に関する規則が定められ、適切に運営されている。

法人は 5 か年ごとの中期計画を策定し、年度ごとの事業計画や予算編成の基礎としている。事業計画の策定と予算編成は組織的に行われており、策定過程における PDCA サイクルを実行することで、使命・目的の実現への継続的努力を行っている。

環境保全への配慮としては、省エネルギーのための各種対策やごみ分別の徹底でリサイクルの推進を全学的に実行している。

人権への配慮としては、規則やガイドラインを定め、ハラスメント予防に向けた対策として、定期的に研修会を開催している。

危機管理に関しては、毎年度全学的に防災訓練を実施し、防災各班の責任者には、積極的に自衛消防業務講習を受講させるなど、安全への配慮をしている。

5－2. 理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、寄附行為及び規則に基づき、適切に機能している。令和 2(2020)年 4 月 1 日の私立学校法改正を機に寄附行為の改正を行い、迅速で活発な審議の実現を図るため、理事会及び評議員会の組織改編を行っている。

また、法人運営の円滑化を図るため、理事会のもとに常勤理事を中心とした経営会議を設置し、原則毎月 1 回の開催をしている。法人全体の事業計画や財政状況の検討や理事会への上程事項などを審議しており、理事会の意思決定が円滑に行われる役割を果たしてい

る。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

管理運営機関として、法人には理事会及び経営会議が、大学には大学協議会が設置されている。理事会は、理事長がリーダーシップを発揮できる体制とするため、代表権を持ち理事長を補佐する常勤副理事長を置いている。理事長は、月 1 回開催の経営会議前後に、副理事長や学長との面談の機会を設け意思疎通を図っている。

二人の副学長と各学部の責任者である学部長は、経営委員会、経営会議及び大学協議会の構成員であり、法人と大学との相互理解を担う役割を果たし、意思決定の円滑化を図っている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

平成 19(2007)年の創立 40 周年を契機に中期計画を策定し、現在、第 3 期中期計画を実行中である。当該計画では財政健全化をうたい事業活動収支において「基本金組入前当年度収支差額」の収入超過を目標とし努力している。

近年のキャンパス整備に伴う減価償却費の増加により令和元(2019)年度決算においては基本金組入れ前の事業活動収支は支出超過であるが、既設の経済学部、経営学部ではこの数年間で急激に学生募集状況が回復し収支バランスが確保できており、自己資金で継続的運営が行われている。

5－5. 会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準に準拠するとともに「学校法人大垣総合学園会計規則」「学校法人大垣総合学園会計規則施行規程」等の規則を整備して適切に処理している。会計処理上の疑問等については、監査法人に随時、質問・相談し、指導を受けて適切に対応している。

事業計画案及び予算案は、経営委員会、経営会議の審議を経て、評議員会に諮問した後、理事会で承認している。また、事業計画に変更が生じ予算にかい離が生じた場合は補正予算を編成し評議員会及び理事会の承認を得て適正に対応している。

会計監査は監事が、理事会及び評議員会に出席し、業務執行状況及び財産の状況について監査報告をしている。毎年度の決算については所定の会計書類等を作成し、監査法人による会計監査及び監事による業務監査と会計監査を受ける体制が整備されており、監査法人と理事との意見交換の機会を設けている。

〈優れた点〉

○監査法人と理事との意見交換の機会を設けて、経営全般やリスク管理・監査計画等についてコミュニケ―ションの促進を図っていることは優れた取組みとして評価できる。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「岐阜協立大学自己評価委員会規則」に「教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い教育研究水準の向上を図り、かつ、本学の目的、社会的使命を達成するために、岐阜協立大学自己評価委員会を置く」と明記し、内部質保証推進のため、「岐阜協立大学の内部質保証の方針」及び「内部質保証の組織図」を定め、教職員に周知している。

学長を委員長とする自己評価委員会は、常勤副理事長、副学長、学部長、教務部長、学生部長、キャリア支援部長、事務局長、各課室長で構成され、自己評価の計画・自己点検・評価のまとめと公表を実施し、その結果を大学運営に活用する体制を構築している。

自己評価委員会には、大学協議会のメンバーとともに各課課長が含まれており、自己点検・評価の議論の結果は、翌年度の予算審議及び事業計画書に反映させることにより、責任体制が担保されている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

令和元(2019)年度から、日本高等教育評価機構の評価基準に沿って、自己点検・評価活動を実施し、「平成 30(2018)年度自己点検評価書・エビデンス集」を取りまとめて、エビデンスに基づく自己点検・評価を実施し、自己評価委員会、大学協議会、経営委員会及び経営会議で確認している。

「IR 推進委員会規程」を制定し、委員会を設置するとともに、企画広報課を担当課とし、大学内の種々の情報を収集、数値化・可視化して評価資料として管理し、分析結果を教育・研究、学生支援、経営に活用している。

文部科学省の「教学マネジメント指針（令和 2(2020)年 1 月）」に沿って IR 推進委員会において、今後の方針を固め、令和 2(2020)年度から推進している。

〈優れた点〉

○IR 機能の充実のため、職員に「IRer（IR 専門職資格）」の取得を促し、資格取得させた点は評価できる。

○「教育研究推進懇談会議」を開催し、地元の企業や高等学校の関係者等の多様な意見を聞きとり工夫するなど、内部質保証の推進のための自主的・積極的な取組みを行っている点は評価できる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした教育の内部質保証に向け、学科や研究科を分掌する委員会等を実施単位とした取組みが行われ、教育内容の改善・向上に反映されている。

ディプロマ・ポリシーに関しては、科目ごとのルーブリック評価基準を定め、運用を開始している。加えて、入学者選別を実施する前に、アドミッション・ポリシーを明示し入学予定者全員に入学前教育を徹底している。

中期計画に記載した項目について、自己点検・評価を行っており、第 3 期中期計画以降は PDCA サイクルを円滑に推進する工夫として「岐阜協立大学 PDCA シート」を取りま

とめ、学長、副学長、学部長及び事務局長が点検し、各事業の評価と活動方針について判断を実施し、予算編成、事業計画への反映に努めるなど、達成状況の確認と責任の明確化を図っている。

令和元(2019)年度から個人目標管理制度を試行し、専任教員の進捗は所属学部長が、事務職員等は所属課長及び事務局長が評価・確認している。

内部質保証の責任体制を強化中であるが、内部質保証進捗への取組みは着実に進んでいる。

〈参考意見〉

○法令改正に対する規則の整備等において、大学全体としての PDCA サイクルの機能性の向上が望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域連携

Ａ－1　行政等との連携推進

A-1-①　地元地方公共団体との包括連携の枠組み整備

A-1-②　地元地方公共団体との連携活動

A-1-③　コミュニティ診断士の育成

A-1-④　体育授業インターンシップ・課外体育インターンシップの活動

Ａ－2．高大連携の推進

A-2-①　高等学校の実情に応じた高大連携

A-2-②　高等学校との教育連携の取組の推進

Ａ－3．産業界との連携強化

A-3-①　企業との連携によるリカレント教育の推進

A-3-②　産業界のニーズに対応した共同事業の推進

A-3-③　大学インターンシップ推進協議会の設置

Ａ－4．生涯学習

A-4-①　地元住民の学習の場の提供

【概評】

大学は、開学以来の社会的使命を実現すべく教育目的や教育理念にのっとり、従前より地域連携を重視した多彩な事業を展開してきた。

行政等との連携は、岐阜県及び県内 13 市町村と「包括協定」を締結し、多数の教職員が公益委員等の役割を担っていることから、地元の課題やニーズに沿った事業を組織的に展開できている。大学オリジナルの民間専門資格「岐阜県コミュニティ診断士」を岐阜県

と共同で認定し､住民自らが課題発見･解決するのを支援する専門的人材を養成している。また、地元の教育委員会及び小・中学校と連携してインターンシップ事業を展開し、各校の部活動に教職課程の履修学生を指導者として派遣し、相手校からは好評を得ている。

高大連携では、高等学校と協議の場を設け、相手校の要望を踏まえた事業を展開している。また、県内の高等学校が「ふるさと学習」を重視することに鑑み、地元企業と高等学校を結び付け、新たな「ふるさと教育」の形の創造に貢献している。

企業との連携では､「地域連携推進センター」及び令和元(2019)年には「ソフトピア共同研究室」を設置し、大学は産官学連携機関として企業や地方自治体との間で知識のネットワークを構築・調整、共有・蓄積する役割を果たし、加えて、学生は ICT を活用した研究や教育活動に参画する場と機会を得ている。平成 29(2017)年に「岐阜協立大学インターンシップ推進協議会」を設置することで、地元企業と連携したキャリア教育を実現し､「ビジネス研修型海外インターンシップ」等の成果が認められることは、特筆すべき点である。

地元住民の生涯学習講座として、平成25(2013)年以来「かがやきカレッジ」を大垣市と共同で開催し、実績として令和元(2019)年度は年間8回実施、延べ356人が参加している。

以上、大学は地域とのつながりを生かした教育・研究の推進と、地元産業・教育の振興に資する取組みを､開学以来の｢市民立大学｣の趣旨に沿うものとして成果を挙げている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 岐阜協立大学スマートキャンパス構想

知識付与型の教育、板書による知識の伝達から､「探求」型学習へ変革する基盤づくりとして、全般的な教育改革とコミュニケーションの向上を効果的に実践するため「スマートキャンパス構想」をうたい、教職員・学生の ICT 活用促進を開始した。

具体的には、学生がタブレット端末を持つことで、これまで情報機器のある教室など限られた環境での教育方法が、キャンパスのどこでもタブレット端末を用いたグループワークや発表ができるようにすること、講義の様態において、これまで大量のモノクロ資料を配布していたものを、学生の手元の端末でカラーデータ資料の提示や参考資料の引用を容易にすること、さらに講義資料の事前提示により事前学習を促進し、環境へ配慮することである。また、学内の証明書発行等の事務手数料のキャッシュレス化により、今後社会において進む ICT 技術に触れる機会を在学中に活用でき、事務の省力化につながるなどがある。また、大学の office365 契約により、教職員および学生が遠隔でのやりとりなどコミュニケーションの向上や学内外で同じデータを使用でき効率の良い資料作成に寄与する。

2. ゼミナール活動とゼミナール大会（経済学部・経営学部）

53 年前の開学以来､少人数で行うゼミナール活動に力を入れており､1 年次は基礎演習、2 年次は演習Ⅰ、3 年次は演習Ⅱ、4 年次は演習Ⅲとして学生が必ずゼミに所属し、ゼミを中心に教育活動を実施している。テーマに沿って課題を見つけ、それについて調べ、ゼミ内でプレゼンテーションと検討会という流れを繰り返し行うことで、自発的に課題解決提案力を培うことができる。また毎年 12 月初旬に「学内ゼミナール大会」を開催している。これはゼミナール協議会という学生組織が運営し、各ゼミの研究発表会を 1 日かけて

実施する大学ならではの一大イベントである。令和元（2019）年度は 47 回目となり、54 チームが参加した。教員による審査により、会場ごとで優秀賞を決定する。発表の内容は学内ゼミナール参加論文としてまとめ、本学での学修の成果として公開し、次年度の大会を引き継ぐ後輩の閲覧に供している。

3. 看護学部看護学科の設置と大学名称変更

2018 年、2030 年問題による大学の経営危機時代を見据え、法人経営の基盤強化と安定化を図るとともに、法人傘下の大学間の資源を有効活用する基礎を早期に整えることを目的に、平成 29（2017）年 4 月、本学の前身である岐阜経済大学と近隣にある大垣女子短期大学とが法人合併をした。今後の社会的なニーズに伴い、大垣女子短期大学にあった 3 年制の看護学科を 4 年制化し、社会科学だけでなく医療の分野を含む総合的な学びとなることから新学部開設に合わせて大学名称を変更した。これまでの教育、就職の実績を活かしつつ、新たな大学として社会のニーズに応えていく。看護学科では看護師資格のほか、保健師の資格取得もできるように養成課程を設けている。本学では既存の公共政策学科において、社会福祉士国家試験受験資格の取得が可能であるため、看護師、保健師、社会福祉士と 3 種の国家試験受験資格を目指せる地域社会への貢献に強い関心のある学生を求める環境が整った。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 42(1967)年度
所在地　　岐阜県大垣市北方町 5-50
　　岐阜県大垣市西之川町 1-109

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経済学部	経済学科　公共政策学科
経営学部	情報メディア学科　スポーツ経営学科
看護学部	看護学科
経営学研究科	経営学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理

9 月 3 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 17 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 1 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 5 日 ～11 月 6 日	実地調査の実施　　11 月 5 日　第 2 回評価員会議開催 11 月 6 日　第 3・4 回評価員会議開催
12 月 3 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 22 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 17 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

8 京都医療科学大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命・目的は、建学の精神として「品性を陶冶し有為の技術者を養成するを以て目的とす」と示している。教育目的は、基本理念として「医療科学に関する高度の知識及び科学技術について教育・研究するとともに、品性を陶冶し、国民の保健医療の向上に寄与できる有為の医療専門職の人材を育成する」と学則第１条（目的）に示されている。これらは学内で支持された上で、学内外に周知している。診療放射線技師の養成に特化した個性は、医療科学技術の教育・研究の主旨で教育の目的に反映されている。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は教育目的を実現する内容で作成されており、中長期計画の土台にもなっている。中長期計画は、三つのポリシーに対応する項目をもって数値目標を明確にして構成され、教育目的を継続的に実現するよう努めている。医療科学部放射線技術学科及び付属施設などから構成されている大学の教育研究組織は、大学の使命・目的に合致している。

「基準２．学生」について

教育目的に沿って策定されたアドミッション・ポリシーを実践する活動により、近年の入試において志願者数・受験者数が増加する成果を挙げている。教務委員会と事務課が協働して個々に行き渡るきめ細かい学修支援と学修環境の整備に努めている。医療系の専門職養成大学では困難とされるインターンシップには、診療放射線技師の業務を体験できる海外研修を取入れる形で取組み、キャリア形成をサポートしている。学生総合サポートルームが窓口になり学生相談室と保健室が役割分担・連携することで学生の心身のサポートが適切に行われている。大学独自の奨学金や課外活動に対する補助金などにより学生生活全般の支援を行っている。教育目的達成のために十分な校地、校舎、施設が配置されているが、更に学生の意見をくみ上げる仕組みにより、学生食堂の設置、グラウンド改修・整備、無線 LAN 環境の整備などの成果を挙げている。

「基準３．教育課程」について

教育目的に符合したディプロマ・ポリシーは、学内外に周知されている。単位認定・成績評価・卒業認定の基準は学則に定められ、進級基準は教務委員会が定めて明示され、それらは、教務委員会、教授会の議を経て厳正に適用されている。ディプロマ・ポリシーを実現するカリキュラム・ポリシーが策定され、教養教育科目・専門基礎科目・専門科目・総合科目が適切に年次配置されたカリキュラムを編成している。アクティブ・ラーニング

をシラバスに明示して行うなど、理解を深めるための授業について工夫を重ねている。三つのポリシーを踏まえた学修成果の指標として、GPA(Grade Point Average)、卒業率、総合研究アンケート、国家試験合格率、他の資格取得状況、学生実態調査アンケート及び卒業生アンケートを定め、教授会で情報共有して自己点検・評価を行っている。ディプロマ・ポリシーごとの到達度を示すレーダーチャートを作成し、学生に学修成果がフィードバックされている。

「基準４．教員・職員」について

学長は、大学の重要事項を審議する「大学戦略委員会」「教学マネジメント委員会」「IR推進委員会」「アドミッション委員会」の委員長を務め、リーダーシップを発揮している。学長が教授会の意見を聴く必要がある教学に関わる重要事項は「教授会運営細則」に定めており、意思決定の権限と責任が学長にあることを明確にしている。設置基準を満たす教員数を有し、適切な教員体制を確保している。FD(Faculty Development)活動は、学生に対する授業アンケート、FD 講演会などを行い授業改善に反映できる仕組みを有している。大学運営に関わる職員の資質・能力向上のため、SD(Staff Development)を年間計画に基づき実施し、MBO（目標管理制度）の導入、新規採用職員へのサポート体制等、職員の資質・能力向上を図っている。「京都医療科学大学における公的研究資金の使用に関する行動規範」をもとに、研究倫理の確立と厳正な運用を図る中で研究支援が行われ、科学研究費助成事業の採択につなげている。

〈優れた点〉

〇教員同士の授業参観に加え、学長自ら教員の授業参観を行うなど、積極的に職能開発に取組んでいることは評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

大学は、寄附行為、就業規則、公益通報に関する規程、ハラスメント防止規程等に基づき経営の規律と誠実性の維持に努めている。寄附行為に基づいて設置された理事会は出席状況が良好であり、常務理事会による円滑な意思決定によって運営されている。理事長のリーダーシップのもとで学長が理事会と情報を共有することで大学と法人の適切な統制に基づく連携がなされている。寄附行為に基づき選任された評議員会は出席状況も良好であり、理事会の諮問機関として機能している。監事は、監査以外にも常務理事会と教授会に出席し、意思疎通を図るとともに教育研究の状況の把握に努めている。中長期計画に基づき年度ごとの事業計画・予算書を策定し、適切な財務運営を行っている。経理規程等に基づき、適正な会計処理を実施している。監事は、監事監査規程に基づき監査を行い、会計監査に立会うなど厳正な会計監査の体制を整備している。

〈優れた点〉

〇学外理事の担当する職務内容と期待する役割を明文化していることは評価できる。

「基準６．内部質保証」について

自己点検・評価に関する方針を学則第 2 条に定めている。また、PDCA 実施要項内規を制定し、内部質保証の行動方針を策定している。内部質保証のための恒常的な組織の責任体制と活動は、大学戦略会議、教授会及び自己点検・評価委員会によって行われている。中長期計画の全体的視点から内部質保証を議論する大学戦略委員会と各委員会の具体的課題に基づいて内部質保証を議論する自己点検・評価委員会において、内部質保証のための自己点検・評価が毎年度行われている。IR 推進委員会は、PDCA サイクルを回すための諸データを収集・解析し、エビデンスに基づく自己点検・評価活動を支えている。自己点検・評価委員会が各委員会の自己点検・評価の内容を教授会に報告し、その議論の結果をもとに、大学戦略委員会において中長期計画の実行施策の進捗を議論しており、自己点検・評価活動が全学的に機能している。

〈優れた点〉

〇内部質保証のための PDCA 実施要項を策定し、IR 推進委員会のデータを根拠として大学戦略会議、教授会、各委員会の PDCA 活動の報告により、データ可視化の環境下で自己点検・評価を行い、PDCA サイクルが有効に機能していることは高く評価できる。

総じて、診療放射線技師の養成という個性を持ちつつ、医療専門職の養成と医療科学の研究を目的とした大学として、個性と目的に整合した三つのポリシーを正しく堅持して教育と研究及び社会貢献を実践している。日々の運営は三つのポリシーの実現を基盤とする中長期計画に基づき、組織的な自己点検・評価が数値目標を踏まえて行われており、内部質保証に関する活動の更なる充実が期待できる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献」「基準 B.国際交流・国際貢献」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 島津製作所からの支援による大学教育の充実
2. 充実した実習設備と学修環境
3. 充実した学友会活動

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的は「建学の精神」として、教育目的は「基本理念」として学生便覧及びホームページに明示している。教育目的については、学則第 1 条に目的として示している。建学の精神は、「品性を陶冶し有為の技術者を養成するを以て目的とす」とされ、基本理念は「医療科学に関する高度の知識及び科学技術について教育・研究するとともに、品性を陶冶し、国民の保健医療の向上に寄与できる有為の医療専門職の人材を育成する」とされ、いずれも簡潔な文章で示している。診療放射線技師の養成という中心的な個性は、医療科学の教育・研究、技術の教育・研究、国民の保健医療の向上への寄与、医療専門職の養成という主旨で構成される教育目的に反映している。社会の変化に対しては、医療に対するニーズの変化と学生の実情の変化に応じてカリキュラム改革の実施及び計画策定により対応している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は開学時から教授会などで議論されており、役員と教職員の理解を得ている。これらの目的は、ホームページや学生便覧及びオープンキャンパス以外に、入学式や初期演習など幅広い機会で学内外に周知している。中長期計画には、教育目標を支える教学と財務にわたる項目が網羅され、それぞれに数値目標が示され遂行状況が確認できる形で設定している。ディプロマ・ポリシーには、医療科学の知識、品性の陶冶、国民の保健医療が含まれ、大学の使命・目的の内容と整合しており、そこからカリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーが導かれているため、大学の使命・目的及び教育目的は、三つのポリシーに反映されている。大学の教育研究組織は、医療科学部放射線技術学科及び付属施設などで構成されており、大学の使命・目的に合致している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に沿ったアドミッション・ポリシーが策定され、大学案内、学生便覧、ホームページ、オープンキャンパス、高等学校訪問などにおいて周知している。

入試問題はアドミッション・ポリシーに適合する問題を学内教員自らが作成し、第三者のチェックを受けている。入学者の選抜・合否判定については、教授会で審議の上、学長が決定している。

学内施設の整備・充実を図り、オープンキャンパス参加者数の増加などの結果、開学以来、入学定員を充足している。

2－2. 学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援は、主に教務委員会と事務課が協働して進めており、学修環境の整備に努めている。視力低下や難聴など障がいのある学生が出席する授業科目では、席の変更や特殊なレシーバを使用するなど適切に対応している。

学期の始めにオフィスアワー一覧を作成して学生掲示板（令和元(2019)年度からはポータルサイト）に掲示し、教員が必ず在室する時間を周知している。

TA 制度に代わり、ゼミ室において 4 年次生が 3 年次生に学修のアドバイスを行い、質問に答える機会を設けている。

中途退学・休学・留年を防ぐため、教務委員会や担任による出席不良者に対する細やかな指導に加え、留年経験者に対して「特別な担任制」を別枠で設けるなど、留年者数を減少させる努力を行っている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援センターとキャリア支援委員会を中心に、キャリア教育及びキャリア支援が計画・実施され、就職・進学に対する相談・助言を行っている。

教育課程内におけるインターンシップの要素を含む授業として、病院での臨床実習が実施されている。また、海外研修、特に 3 年次生と 4 年次生を対象としたベトナムホーチミン市チョーライ病院(Cho Ray Hospital)での約 1 週間にわたる病院研修は、臨床現場に入って診療放射線技師の業務を体験するなどインターンシップの要素を満たす研修になっている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生総合サポートルーム、学生相談室、保健室が配置され、学生の抱える諸問題（経済的問題、心的問題、健康面の問題など）に対して支援する体制を整備している。また、日本学生支援機構奨学金、自治体等による奨学金、島津奨学金により学生に対する経済的な支援を行っている。

九つのクラブ活動があり、教員が顧問を務め、多くの学生が参加している。これらの活動を支援するため補助金が拠出されている。

学生の心的相談は学生相談室のカウンセラーが担当している。教育上、相談内容に教員の理解を必要とする場合には、学生本人の承諾を得た上で教員に周知している。

小さなけがや気分が悪いときのケアなどは保健室の学校医が担当している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的達成のための校地、校舎、施設（教室、実習施設、実験室、研究室、ゼミ室、体育館、図書館、自修室、食堂など)、装置機器などの学修環境が適切に整備されている。また、耐震対策として全校舎に棚等の転落防止対策工事を実施している。

十分な広さの図書館が設置され、専門分野を中心に多岐にわたる分野の書籍、更に電子ジャーナルや電子書籍が整備されている。

コンピュータルームに学生が自由に利用できるパソコンを配備している。また、学内に無線 LAN ルータを多数設置し、学内のインターネット環境を整備している。

車いすを使用する者や視覚に障がいのある者の利便性を考慮して、点状 (字) ブロック、車いす用トイレなどのバリアフリーを整備している。

語学、演習科目、実習科目などでは少人数クラスでの講義を行っている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「学生意見箱」「意見交換会」「授業アンケート」「学生実態アンケート」「ポータルサイトに関する学生アンケート」「卒業生アンケート」を活用して学生の意見・要望を把握している。これらの結果は、教授会に報告され教職員間で共有されており、学修環境や学生生活の改善につなげている。

入学時に行う「健康に関する調査」によって、傷病・障がいの状況を把握するとともにそれらに対する大学への要望を収集し、対応している。また、学生からの健康相談に対しては、学生サポートルームが窓口になり相談を受け、相談内容により保健室・学生相談室・その他外部機関と連携して対応している。

学生アンケート・ポータルサイトに関するアンケート・学生意見交換会による学生からの要望に応え、学生食堂の設置、グラウンド改修・整備、ルータの増設による無線 LAN 環境の整備などが行われている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】
基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉
ディプロマ・ポリシーは、教育目的を踏まえたものであり、学生便覧やホームページなどで周知されている。単位認定基準を踏まえた成績評価の基準、卒業認定の基準は学則に定められ、教務委員会が定めた進級基準とともに学生便覧に詳細が明示されている。他大学における既修得の単位数については一定の制限を設けて認定している。単位認定の根拠になる成績評価の方法はシラバスに示されており、単位認定、進級認定、卒業認定に当たっては、教務委員会、教授会の議を経て厳正に適用されている。また、GPA を進級基準の判定、総合研究ゼミ室の判定、奨学金受給者の決定、就職の推薦、卒業時の成績優秀者表彰などに適切に利用している。

3－2. 教育課程及び教授方法
3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉
教育目的のキーワードはディプロマ・ポリシーに反映されており、それを実現するカリキュラム・ポリシーが適切に策定され、学生便覧やホームページなどで周知されている。
カリキュラム・ポリシーに沿った科目間の関連性を示す体系図の説明をもって教養教育科目、専門基礎科目、専門科目、総合科目が適切に年次配置されており、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成がなされている。
基礎学力の不足に対応するため、少人数制のリメディアルの内容を伴う授業や集団力動を使った学びへの適応を高める工夫を行い、専門科目では実技や実習を多用し、実学の習得のための工夫がなされている。また、シラバスにアクティブ・ラーニングの要素を明示することで学生にも工夫の主旨を伝え、学修効果を上げる努力を行っている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
三つのポリシーを踏まえた学修成果の指標として GPA を活用している。また、卒業率及び総合研究アンケート、資格取得状況として国家試験合格率とその他の資格取得状況、学生の意識として学生実態調査アンケート、卒業後の指標として卒業生アンケートと定めて実施しており、その成果は、教授会で情報共有され自己点検・評価がなされている。また、学生の修学状況が学生や教員にフィードバックされ、必要な指導対応につなげている。ディプロマ・ポリシーごとの到達度を示すレーダーチャートを作成し、学生に対して学修成果の点検・評価結果をフィードバックしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】
基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性
4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】
基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉
学長は、重要事項を審議する「大学戦略委員会」「教学マネジメント委員会」「IR 推進委員会」及び「アドミッション委員会」の委員長を務めるとともに、学長の補佐体制として学長室を設置するなど、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整えている。「教学マネジメント委員会」において教育課程編成の基本方針を策定するとともに、教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものは、「教授会運営細則」に定めるなど、教学マネジメント体制を構築し、教学に関わる意思決定の権限と責任が学長にあることを明確にしている。また、教授会や各種委員会に職員が参画するなど、教職協働の体制を整備し、教学マネジメントが機能するよう努めている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員は、設置基準と診療放射線技士学校養成所指定規則に定める基準を満たす教授をはじめとする専任教員数及び診療放射線技師の資格を持つ専任教員数を有しており、診療放射線技師を養成するにふさわしい教育体制を確保している。教員の新規採用は、公募を原則とし､選考委員会におけるプレゼンテーションと質疑応答を経て､任用教授会で審議し、採用候補者を決定している。FD 活動は、学生に対する授業アンケート、教員間の授業参観、FD 講演会などを行っている。学生に対する授業アンケートについては、学期の中間に行うことで、アンケート結果が該当講義等に速やかに反映できるよう努めている。

〈優れた点〉

○教員同士の授業参観に加え、学長自ら教員の授業参観を行うなど、積極的に職能開発に取組んでいることは評価できる。

4－3. 職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学運営に関わる職員の資質・能力向上のため、SD を年間計画に基づき実施し、MBO（目標管理制度）も組込まれている。MBO については、目標設定を行った後に進捗状況確認を毎月実施しており、最終自己評価につなげる遂行スケジュールを設定することにより業務遂行能力の向上を図っている。また、一部の職員に偏らない外部研修への参加、新規採用職員の育成計画書に基づく中堅職員のサポート体制等、職員の資質・能力向上を適切に図っている。

4－4. 研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

「京都医療科学大学　個人研究費規程」を制定し、研究環境の整備と運営管理を図り、「京都医療科学大学における公的研究資金の使用に関する行動規範」「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を制定し、研究倫理の確立と厳正な運用を図っている。科学研究費助成事業については、基盤研究及び若手研究を中心に採択されており、研究活動のための補助金収入増加に貢献している。研究活動費については、個人研究費と新任教員のスタートアップ費及び学内共同研究助成を行っており、適切な資源の配分が行われている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、「建学の精神」「教育理念」のもと、寄附行為、就業規則、公益通報に関する規程、ハラスメント防止規程等に基づき経営の規律と誠実性の維持に努めている。大学の使命と目的を実現するため、毎月の常務理事会での時宜に応じた学務及び経営上の問題を機動的に審議するなど継続的に努力している。太陽光発電システムの導入、LED 照明への積極的な更新など環境保全に取組むとともに、ハラスメント防止規程や人権教育などによる人権啓発、原子力災害時に備えた隔年ごとの大規模な防災訓練、主な災害ごとに具体的な危機管理マニュアルを整備するなど安全面での配慮がなされている。

5－2. 理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成のための意思決定機関として、寄附行為に基づき理事会が設置され、寄附行為に基づき選任された理事で構成され、理事会の出席状況も良好である。また、常務理事会が毎月開催され、理事会での意思決定を円滑に行うための役割を担っている。常務理事会の審議内容は、理事・監事・評議員に報告され、情報を共有し、理事会の円滑な意思決定と法人の機動的運営に資している。

〈優れた点〉

○学外理事の担当する職務内容と期待する役割を明文化していることは評価できる。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事である学長が常務理事会や理事会に大学の状況を報告し、情報を共有することで大学と法人の意思疎通がなされており、理事長のリーダーシップのもとで大学と法人の適切な統制に基づく連携がなされている。また、理事会・評議員会の審議内容が教授会に報告されるなど意思疎通が図られている。評議員会については、寄附行為に基づき選任、運営され、理事会諮問事項等について審議し、評議員の評議員会への出席状況も良好である。「学校法人島津学園　監事監査規程」を定め、監事の理事会・評議員会への出席状況は良好である。また、監事は毎月開催される常務理事会に出席し意思疎通を図るとともに、教授会に出席し教育研究の状況把握にも努めている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中長期計画に基づき策定している年度ごとの事業計画・予算書は、常務理事会で詳細な検討を行い、評議員会の意見を聴いた上で、理事会で審議承認している。年度末には中長期計画の達成度評価を行い、適切な財務運営を行っている。学生の定員充足、外部資金獲得、一般寄附・特別寄附金の増加策を講じ、安定した財務基盤を築いている。平成 29(2017)年度の新棟建築に起因した減価償却費増加により事業活動収支は赤字基調になったものの、

無借金かつキャッシュフロー・内部留保等にも問題はなく、安定した経営基盤のもと、収支バランスを確保している。

5－5. 会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人島津学園　経理規程」「京都医療科学大学　公的研究資金経理取扱規程」「公的研究資金内部監査手順」等に基づき、会計処理を適正に実施している。会計監査については、監査法人による期中監査、期末監査と定期的な監査を受け、経理処理の妥当性について厳正に精査し、監査実施報告を監事に行い連携をとっている。監事は、監事監査規程及び監事監査計画書に基づき監査を行い、会計監査に立会うとともに会計監査状況について公認会計士から監査意見等を聴取するなど、会計監査の体制整備を図り厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価に関する方針として学則第 2 条に「本学は教育水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と明示している。また、PDCA 実施要項内規を制定し、内部質保証の行動方針を策定している。内部質保証のために全学的な活動を行う体制として、大学戦略会議、自己点検・評価委員会、教授会が PDCA 実施要項を実践する形で機能している。内部質保証のための恒常的な組織の責任体制と活動は、大学戦略会議及び教授会が学長のもとで中長期計画の視点に立って自己点検・評価活動を行っている。また、自己点検・評価委員会委員長のもとでは、それぞれの委員会における目標立案と実行計画や結果を PDCA シートに記載する形で自己点検・評価活動を行っている。これらにより、内部質保証のための自己点

検・評価活動を行う組織が整備され、責任体制が確立している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

学長が議長を務める大学戦略委員会において内部質保証に関わる諸課題を中長期計画の視点から議論している。また、自己点検・評価委員会は、中長期計画に基づく各委員会の具体的課題について内部質保証のための自己点検・評価を行い、その内容は教授会において審議され、学長が方針決定を行っている。自己点検・評価の結果はホームページで公表され、学内外で共有している。PDCA サイクルを有効にするための定常的に取得するデータとして、三つのポリシーそれぞれに関わる重要な項目を定めている。それらのデータは随時、各部署の協力をもとに IR 推進委員会に集められて分析され、自己点検・評価に提供されている。この IR 推進委員会のデータ収集と提供する活動は、エビデンスに基づく自己点検・評価活動を支えている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための PDCA 実施要項を策定し、年間計画に従って継続的に PDCA サイクルを回す仕組みを整備している。三つのポリシーに沿って策定されている中長期計画の目標とその達成状況について、数値化を含めて明示する形でエビデンスに基づく自己点検・評価活動を行っている。自己点検・評価委員会が各種委員会の毎年度の目標や達成段階について IR 推進委員会から提供されるデータをもとに PDCA サイクルを回して行った自己点検・評価活動の内容は、教授会で報告・議論されている。それらの結果をもとに、大学戦略委員会において中長期計画の実行施策の進捗を議論している。この活動により入試の改革、広報活動の改善、学修環境の改善などの成果を挙げており、内部質保証のためのエビデンスに基づく自己点検・評価活動が全学的に機能している。

〈優れた点〉

○内部質保証のための PDCA 実施要項を策定し、IR 推進委員会のデータを根拠として大

学戦略会議、教授会、各委員会の PDCA 活動の報告により、データ可視化の環境下で自己点検・評価を行い、PDCA サイクルが有効に機能していることは高く評価できる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会貢献

A－1．大学が持っている物的・人的資源の地域への提供

A-1-①　地域で行われている催しへの参加、大学施設の開放・公開講座実施などで大学の物的・人的資源を地域に貢献する。

【概評】

地域に向けた情報や体験を発信する体験型のイベント、諸機関と連携した機能的なイベント、大学施設の開放や公開講座の実施、地域の防災活動への参加など、地域貢献に資するものになっている。特に、線量計校正サービスは、公益社団法人日本放射線技術学会が運営する診断領域線量計標準センターの関西地区（近畿支部）担当として事業協力をしており、教員も積極的に関わっている。モニタリングポストについても、平成 24(2012)年度の私立大学教育研究活性化設備整備事業として「環境中の低線量放射線測定と健康影響に関する教育と地域貢献」がテーマとして採択されて以降、大学独自の取組みとして活動を続けている。大学が立地する京都府南丹市は、福井県の関西電力大飯原子力発電所から 20km 圏内にあり、地域住民の放射線・放射能に対する不安は強く、そこで放射線の測定・安全管理の専門家としての教育を更に向上させるために、環境中の微量放射能の測定教育に取組んでいる。平時の環境放射線のデータを収集しておくことにより、有事との比較や、低線量放射線の健康に及ぼす影響についての教育研究、地域住民の安全・安心に貢献している。

基準Ｂ．国際交流・国際貢献

B－1．大学が持っている人的資源の国際社会への提供

B-1-①　学生の国際交流、大学教員の海外出張講義、海外の大学との提携。

【概評】

学生の海外研修や見学、教員の海外大学での教育活動など、意欲的に国際交流活動を拡大し展開している。学生の海外研修参加に当たっては、費用の補助として「島津奨学金：海外交流奨学金」を創設し対応している。各種の交流プログラムにおいても、台湾新竹市元培醫事科技大學(Yuanpei University of Medical Technology)の国際交流サマースクールでは、①中国語と会話②文化体験③医療機関見学―などを体験し、視野の拡大を図っている。また、1 年次生を対象とすることにより、ますます国際化する医療現場に対応するために、早い時期からグローバルな感覚を身に付ける工夫がなされている。ベトナムホーチミン市チョーライ病院での病院研修では、実際に臨床現場に入って診療放射線技師の業務

を体験することで、海外の医療事情を学ぶ良い機会の提供につながっている。また、病院研修終了時には修了証が発行され、インターンシップの要素を十分に満たしている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 島津製作所からの支援による大学教育の充実

本学は医療用 X 線装置を日本で初めて開発し商品化した島津製作所の島津源蔵が、医学界の要請を受けて昭和 2 年 (1927) 設立した島津レントゲン技術講習所が礎となっている。以降、「専修学校」「専門学校」「京都医療技術短期大学」「京都医療科学大学」と変遷するが、一貫して設立母体である島津製作所から本学の発展のため数多くの支援を受けている。

最近では返還が不要な給付型奨学金制度「島津奨学金」の資金提供や、X 線撮影装置、透視台、モバイル撮影装置、超音波診断装置などの実習設備の寄付、海外交流のための資金援助など本学の教育環境や教育内容の充実のために幅広い支援を受けた。

また、島津製作所の仲介によって始まった海外の大学との提携も多く、島津製作所は本学の海外交流活動の発展にも寄与している。

2. 充実した実習設備と学修環境

本学の創立 90 周年事業として 2017 年に新設した新棟には、放射線実験実習室、コンピューター演習室、学生が自由に勉学に利用できるラーニングコモンズなどを設置し、従来の学修環境を一新した。

放射線実験実習室には最新鋭の診断装置が設置され、学内で大学病院や大規模な総合病院と同じような機器を使って実習を受けることができるのは本学の大きな特長である。本学の設備と診療放射線技師の職務を経験した教員や、放射線科の医師である教員による指導により学生は最新の知識・技能を身につけることができる。

図書館や自習室の他に、学生がグループで勉学できる場として、ラーニングコモンズや学生食堂が学生に開放されており、自主的な勉学の場として活用されている。

3. 充実した学友会活動

本学が設立された翌年の昭和 3 年に学友会が設立され、会員は「京都医療科学大学」とその前身の「京都医療技術短期大学」「専門学校」「専修学校」の卒業生で構成されている。全国各地に２４の支部が設置され、会員総数はこれまで 4,000 名を超えている。各施設で指導的立場にある本学卒業生も学友会員の中核として活動しており、本学の在学生は学友会のネットワークを通じ、就職活動や就職後のアドバイスなどを受けることができることは本学の大きな特色である。

学友会は定期的な支部総会などで会員同士の情報交換を行うとともに、本学のオープンキャンパスにも積極的な支援を行っている。職業としての「診療放射線技師」の魅力や、具体的な仕事内容､本学での学びなどについての講演や本学設備を使った装置説明を行い、本学の魅力を高校生に伝える良い活動となっている。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 19(2007)年度
所在地　　京都府南丹市園部町小山東町今北 1-3

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
医療科学部	放射線技術学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
9 月 24 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 7 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 21 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 17 日	実地調査の実施　　11 月 17 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 18 日	11 月 18 日　第 3・4 回評価員会議開催
12 月 10 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 21 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 10 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

9 京都看護大学

Ⅰ　評価結果

【判定】
評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学は、京都市立短期大学から経営を引継ぎ、平成 26(2014)年 4 月に看護師を養成する単科大学としてスタートした。大学の教育目的は、建学の精神及び教育理念に基づき、大学学則及び大学院学則に明確に規定し、学生及び教職員に対する配付物やホームページ等により学内外に周知している。個性・特色は、教育理念にある三つの「いつくしみ」を育て、鍛えることを反映したものになっている。また、変化への対応として、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正を見据えて、看護学部看護学科の令和 2(2020)年度入学生を対象に教育課程の一部を改正している。大学の使命・目的及び教育目的の策定には、役員については理事会で、教職員については各種会議において関与・参画する体制を整備している。第一次中期計画においては、「10 年先の看護を先導するニューリーダーを育成することを目標とする」と定めている。大学及び大学院の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、教育目的を反映させたものになっている。看護学部看護学科は教育目的を達成するために必要な教育研究組織となっている。

「基準２．学生」について

学生の受入れは、アドミッション・ポリシーに沿って多様な入試制度により学生を幅広く選抜し、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生数を適切に確保している。学生の学修支援体制として、「学生支援部門」を設置し、毎月の会議を通じて学修支援状況を把握し、学生の状況と課題の共有等を行っている。TA(Teaching Assistant)はティーチング・アシスタント実施規程を制定し、実習科目において活用している。オフィスアワー制度を設け、研究室訪問や E メールで連絡を取り、学生からの相談に応じている。キャリア支援に関しては、キャリア・進路委員会規程に基づき、学生支援部門と事務局総務部が協働で行っている。学生サービスに関しては、学生支援部門と事務局総務部が役割を担っている。校地、校舎及び施設・設備などの学修環境は、安全性を確保し、利便性に配慮するなど適切に整備している。学修支援、学生生活及び学修環境に対する学生の意見・要望などをくみ上げるシステムを適切に整備している。

「基準３．教育課程」について

大学・大学院は、教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定し、修学ガイドブック、大学院修学ガイドブックなどで周知している。大学の卒

業認定基準は、ディプロマ・ポリシーを踏まえ大学学則に定め、大学院の修了認定基準は、ディプロマ・ポリシーを踏まえ大学院学則に定め、いずれも厳正に適用している。教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成している。シラバスは、一部の授業科目において不備があるが、全科目について作成している。学部の履修登録単位数の上限は、適切に設定している。学修成果の点検・評価は、大学・大学院ともに全授業科目の最終日に実施している「授業評価アンケート」結果や「卒業前調査」、就職先への「卒業生の動向調査」を活用し行っている。

〈優れた点〉

〇全ての学生にタブレット型パソコンを支給し、反転授業等に活用する等、授業内容・方法の工夫を行っていることは評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを適切に発揮できる補佐体制として、教授懇談会、「部課長・部門長会議」を置いている。教学マネジメントの機能性という観点からは、教授会の運営や学則等の規則に不備があり改善の必要があるが、学長は教授会の意見を聴いて、意思決定を行っている。専任教員数は大学及び大学院ともに設置基準を十分満たしている。教員の採用及び昇任は、「京都看護大学教員選考規程」及び「京都看護大学教員昇任規程」に定めている。FD(Faculty Development)活動は、その目的である教育能力の向上に対する取組みを十分に行っている。SD(Staff Development)活動は、FD・SD 委員会で企画し、毎年度複数回、組織的に行っている。研究活動への資源の配分については、教育研究費取扱要領、共同研究費取扱要領等の規則を整備し、物的支援や人的支援を行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性の維持に関しては、法令に定める情報の公表について一部公表していない事項があり改善の必要はあるが、寄附行為をはじめ理事会細則や組織倫理に関する規則を整備している。人権の保障や危機管理に関する規則も整備している。理事会の機能に関しては、寄附行為における業務の委任についての定めを設けず理事長決裁により業務を執行している事項があり改善の必要はあるが、理事会及び評議員会は定期的に開催し、予算をはじめ重要な事項の意思決定を行っている。適切な収容定員確保により、過去 5 年間の事業活動収支は、非常に安定した財務基盤を確立している。会計処理は、学校法人会計基準や経理規程等に基づいて、適正に実施している。会計監査については、公認会計士による会計監査及び監事による監査を実施している。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証のため、大学学則第 2 条に基づき、自己点検・評価を恒常的に実施することを目的として、自己評価委員会を設置している。自己点検・評価の結果を大学の教育研究などの改革や改善につなげるために、「内部質保証に関する方針」を策定し、「内部質保証組織関係図」によって組織体制を明確にしている。各種データの収集・分析のため、令和元(2019)年度に IR 室を設置し、内部質保証に必要なアセスメント・ポリシーに基づいた、

教育研究活動や組織改善につながるデータの収集・調査・分析を行うこととしている。大学全体の PDCA サイクルの確立に努めているが、教授会及び理事会の運営等に関して、一部改善の必要があり、早急な対応が求められる。学部の設置認可時に改善意見が付された定年規程の趣旨を踏まえた教員組織の編制に関する事項については、計画的な取組みを行い、定年を超える教員が減少し年齢構成は改善している。

総じて、大学は、三つの「いつくしみ」を育て、鍛えることを教育理念に掲げ、これに基づき教育目的を学則に明確に定めている。開学して 6 年と歴史は浅いが、多くの志願者数を確保し、入学定員・収容定員を充足しており、また、看護師国家試験においては 2 年連続国家試験合格率 100%を達成するなど学修成果を十分に挙げている。内部質保証の機能性の観点からすると、改善を要する点はあるが、学長のリーダーシップと学長補佐体制は整備されており、自己点検・評価の PDCA サイクルを適切に機能させ、教学マネジメントの確立に取組むことが期待される。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域・社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 新型コロナウイルス（COVID_19）流行下における教育継続への取り組み
2. ヘルシーキャンパス宣言

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、京都市立短期大学から経営を引継ぎ、平成 26(2014)年 4 月に看護師を養成する単科大学としてスタートした。大学の教育目的は、建学の精神及び教育理念に基づき、学則に「『明徳』『格物致知』の精神を基盤とする人間形成の教育を行い、平和・平等・共生

の心をもった人材を育成することを目的とする」と定めている。また、大学院の教育目的は、大学院学則に「看護学の学術研究を通じてより高度な実践力を備えて課題解決を推進する看護識者、教育者、研究者の人材育成を通して、看護の専門性の一層の向上を図り社会に貢献する」と定めている。個性・特色は、教育理念にある三つの「いつくしみ」を育て、鍛えることを反映したものになっている。社会情勢などの変化への対応に関しては、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正を見据えて、看護学部看護学科の令和2(2020)年度入学生を対象に教育課程の一部を改正している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的の策定には、役員は理事会で、教職員は各種会議において関与・参画する体制を整備している。使命・目的は、学生への配付物やホームページに記載し、学内外に周知している。教職員には、建学の精神、大学設置の理念、教育理念、教育目的が記載された「クレドカード」を配付し周知している。第一次中期計画においては、建学の精神の具現化を目指して、「少子高齢社会の保健・医療・福祉に貢献すると共に、国際的視野に立って時代を切り開き、10 年先の看護を先導するニューリーダーを育成することを目標とする」と定めている。また、大学及び大学院の三つのポリシーは、教育目的を反映したものになっている。看護学科及び看護学研究科は、建学の精神及び教育理念を具現化し、教育目的を達成するために必要な教育研究組織となっている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを定めており、学生募集要項やホームページで周知している。大学の入学者選抜は、入試委員会規程及び入学者選抜規程に基づき、公募制推薦入試・社会人入試・一般入試・センター試験利用入試等を実施し、入学者選考委員会において合否の判定及び入試の検証を行っている。入学試験の問題は大学で作成している。大学院の入学者選抜は、大学院入試委員会規程に基づいて、一般入試・グループ法人内推薦入試・学内推薦入試を実施し、大学院委員会において合否の判定及び入試の検証を行っている。

多様な入試制度でアドミッション・ポリシーに沿う学生を幅広く選抜し、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生数を適切に確保している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学生の学修支援は、教員組織の「学生支援部門」及び「教務部門」並びに事務局の総務部及び教務部によって協働で行われている。学生支援部門活動計画に基づき、原則毎月学生支援部門会議を開催し、学修支援状況、学生の状況と課題の共有等を行っている。

各年次の担任が目標に沿ったクラス運営を実施し、年度末に評価及び総括を行い、その内容を次の担任へと引継ぐことで、継続的な学修支援体制を構築している。教育的配慮が必要な学生に、これまで以上にきめ細かな支援を行うため、学修支援センターを令和2(2020)年から設置している。

「ティーチング・アシスタント実施規程」を制定し、実習科目において TA を活用している。オフィスアワーは設けられており、研究室訪問や E メールで連絡を取り、学生からの相談に対応できる体制を整えている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援に関しては、「キャリア・進路委員会規程」に基づき、事務局総務部と教員

組織の学生支援部門が協働で行っている。また、臨地実習施設や就職先施設と協働で「合同就職ガイダンス」を実施し、各年次により段階的なキャリア形成支援体制も整えている。加えて、担任や科目の教員が相談・助言できる体制を整備し、キャリア教育のための支援体制を整備している。

「看護師国家試験問題 WEB」の活用促進、補完講義、全国及び学内模試、特別講義、学年担任との連携・協働の面談により、就職に必要な看護師国家試験の対策を行い、2 年連続国家試験合格率 100%を達成するなど学修成果を挙げている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

教員組織による学生支援部門と事務局総務部が学生サービス、厚生補導のための役割を担っている。経済的支援として、京都看護大学奨学金規程により各年次の成績上位優秀者に特別奨学金を給付している。その他、地方自治体等の奨学金の申請も行っている。

校医による健康相談を定期的に実施するとともに、学生相談室を設け、メンタルヘルスの問題を抱えている学生に対して、専門のカウンセラーによる心理相談を月 2 回実施している。加えて、カウンセラーと教員が連携を図り、学生への支援体制をとっている。

大学の公認クラブに対しては、年間の活動費を支給し、学内の各教室や体育館などの施設の利用も認めている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎及び施設・設備などの学修環境は、設置基準や保健師助産師看護師学校養成所指定規則を十分に満たすとともに、適切に整備している。校舎の耐震化率は 100%であり、教員研究室の本棚の倒壊防止対応は完了している。

実習施設及び図書館を整備し、有効に活用している。無線 LAN が概ね全てのエリアで使用可能であり、電子ブックが利用できる等、情報環境を整備している。また、バリアフリーなど施設・設備の利便性に配慮している。

語学の授業、学内演習等は、クループに分けてきめ細かな指導体制となっている。実習科目は少人数のグループ編制であり、授業を行う学生数を適切に管理している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に対する学生の意見・要望を把握するために、担任及びゼミ担当者が個別相談を実施している。「授業評価アンケート」「卒業前調査」「学修行動比較調査」などに取組み、学修支援の体制改善に反映している。

心身に関する健康相談は専門のカウンセラーが行い、経済的支援に関しては事務局総務部が担当しそれぞれ個別に柔軟な対応をしている。その他の意見・要望については必要に応じて学生支援部門と事務局総務部が協働して対応している。

学生生活に対する学生の意見をくみ上げるシステムを適切に整備し、学生生活の改善に反映している。学修環境に関しても学生の意見・要望を直接聴く機会を設けて把握している。看護学研究科の学生には研究費を支給して研究活動への経済的な支援を行っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学・大学院とも教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、それぞれ「修学ガイドブック」「大学院修学ガイドブック」、ホームページなどで学生に周知している。

大学・大学院のシラバスにおいて、一部科目に表記の不備があるものの、全ての科目について作成している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を大学学則、大学院学則に定め、厳正な適用を行っている。

〈参考意見〉

○大学・大学院ともに、一部科目のシラバスにおいて「成績評価基準」欄に評価の割合を明示していない科目があるため、全ての科目について成績評価基準を適正に記載することが望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学・大学院とも教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し、それぞれ「修学ガイドブック」「大学院修学ガイドブック」、ホームページなどで周知している。

大学・大学院ともに、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性はあり、カリキュラム・ポリシーに沿って、教育課程を体系的に編成している。大学においては、履修登録単位数の上限を適切に設定し、教養教育は基礎科目の中で行っている。大学院においては､看護学に関連する分野の基礎的素養を育成する科目として､｢看護研究特論｣などを配置している。大学・大学院において、少人数での授業運営、IT 機器の活用など授業内容・方法の工夫を行っている。

〈優れた点〉

○全ての学生にタブレット型パソコンを支給し、反転授業等に活用する等、授業内容・方法の工夫を行っていることは評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

大学においては、三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーについて学修成果を明示し、学生の自己評価、就職先の評価、国家試験合格率などにより、学修成果の点検・評価を行っている。

大学院においても、学生の自己評価、学生の論文・発表、国家試験合格率、就職率などにより学修成果の点検・評価を行っている。

各授業科目の学修成果の点検･評価のフィードバックについては､｢授業評価アンケート｣を実施し、科目担当者全員にフィードバックし、次回の授業運営への取組み等に反映している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、教授懇談会、「部課長・部門長会議」を設けており、学長自身が議長として出席することを通して教学マネジメントに必要な情報を得ることができる体制となっている。

大学の最高審議機関は教授会となっており、その意思決定について学長が最終決定権者としての権限と責任を明確にしている。学長の教学マネジメントを補佐することを目的として、内部質保証体制の確立に努めており、大学全体、学部・研究科の各レベルにそれぞれの部門を適切に配置し、規則に不備があるものの権限及び責任を明確化している。

部課長・部門長をはじめ各委員会において職員を適切に配置し、各規則において役割を明確にしており、「部課長・部門長会議」などを通して連携を図っている。

〈改善を要する点〉

○学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に基づき「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」が定められていないことから改善が必要である。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員数については学部及び研究科ともに設置基準を十分に満たしており、各領域に対する専任教員の配置も十分である。

教員の採用については、「京都看護大学教員選考規程」に基づいて、公募制により適切に選考を行っている。昇任についても、「京都看護大学教員昇任規程」に基づいて、教員に公募を行っており、規則に沿った運用を行っている。

FD についてはカリキュラム開発・教育方法の工夫についての検討や、教育の質の保証など多種多様の FD を実施しており、FD の目的である教育能力の向上に対する取組みを十分に行っている。また、学内教員のみならず実習先指導者との交流会の場を設け効果的な実習のあり方について検討しており、教育方法の開発や改善を図っている。

4－3. 職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD への取組みは、FD・SD 委員会が企画運営する FD 研修会に参加するほか、外部の研修会、科学研究費助成事業説明会、奨学金説明会などに参加することで実施している。今後は FD・SD 委員会を中心に、大学職員としての専門性を系統的・段階的に高めることのできる SD 計画を策定して実施するよう、見直しを予定している。また、学長や学部長、事務局管理職が大学運営に必要な資質・能力向上につながる研修などに積極的に参加することで、大学運営の質的向上を図ることとしている。

4－4. 研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境として、講師以上には独立した研究室、助教と助手については 2、3 人用の共同研究室を整備している。図書館においては、ICT（情報通信技術）教育の推進と連動させるため、電子図書の整備に力を入れ、学内及びリモートアクセスを利用することで閲覧を可能にしている。研究倫理に関しては、「研究倫理委員会規程」を定め、委員会は学長の指名する教授及び外部有識者で構成しており、文部科学省・厚生労働省等の倫理指針に沿って審査を行っている。研究活動への資源の配分については、教育研究費取扱要領、共同研究費取扱要領等の規則を整備し、物的支援や人的支援を行っている。研究費の予算執行に当たっても、教育研究費取扱要領、共同研究費取扱要領等の規則に基づき、適正な運用に努めている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

経営の規律と誠実性の維持のため、理事会細則や組織倫理に関する規則を定めており、情報の公表に関して不備はあるものの、法人の使命・目的を達成するため「学校法人京都育英館中期計画」を定め、その達成に向けて毎年度、事業計画及び予算を適切に編成している。また、会計年度終了後には事業報告及び決算報告を適切に実施しており、使命・目的を実現するための継続的な努力を行っている。

人権の保障に関して「京都看護大学ハラスメント防止等に関する規程」や「京都看護大学公益通報者保護規程」など、教職員のみならず学生の人権も保障する規則を十分整備しており、また、危機管理マニュアルも整備しており、年 1 回の避難訓練も実施され安全の確保に向けた十分な対策を行っている。

〈改善を要する点〉

○学校教育法施行規則第 172 条の 2 において公表が義務付けられている教員の業績について、公表がされていない点は改善が必要である。

5－2. 理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会及び評議員会を定期的に開催しており、寄附行為における業務の委任に関し不備はみられるものの、予算をはじめ重要な項目についての意思決定を適切に行っている。

理事長は、理事である学長と定期的に意見交換を行い、法人と大学との間で良好で円滑な関係が構築されている。

理事の選任については寄附行為に沿って理事会・評議員会で適切に審議しており、理事会への出席状況も良好であり、欠席の際には意思表示を示した書面が適切に提出されている。また、理事会において年度終了後には事業報告を審議しており、その目的を達成するために十分に機能している。

〈改善を要する点〉

○寄附行為第 16 条「業務の決定の委任」において、委任に関する項目や内容などが定められていない点は改善が必要である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の最高意思決定機関である理事会においては、寄附行為により理事長がリーダーシップを発揮できる体制が整えられており、大学から学長が理事として出席し教学における意見を述べるだけでなく、理事長とのミーティングを週に 1、2 回行うことにより、綿密な意思の疎通を図っている。また、理事長は事務局管理職ともミーティングを行い、教員のみならず職員の提案などをくみ上げる仕組みを構築している。

理事会の諮問機関としての評議員会は、寄附行為により適切に選出された評議員で構成し十分に審議している。また、理事会開催時には毎回、監事が出席していることから、相互のチェック体制が機能している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】
基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉
中長期的な計画に基づき、第 2 号基本金特定資産の計画的な組入などを行い、適切な財務運営を行っている。
大学は、適切な収容定員確保により、過去 5 年間の事業活動収支は、非常に安定した財務基盤を確立している。今後も収入の柱である看護学部の定員充足率 100%を維持できるように取組んでいる。
また、必要な教育研究経費は確保しながら、外部資金の導入に努力するとともに、不要な支出の削減に全学で取組み、法人全体としての収支バランス確保に貢献できるように取組んでいる。

5－5. 会計
5-5-① 会計処理の適正な実施
5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】
基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉
会計処理は、学校法人会計基準や経理規程等に基づいて、適正に実施している。
公認会計士による会計監査及び監事による監査の体制を整備しており、決算時だけでなく年度途中にも複数回監査を受けることで、会計処理の精査や検証が行われ、厳正に実施している。会計監査については、公認会計士・監事・内部監査システムによる三様監査の実施についても検討している。

基準 6. 内部質保証

【評価】
基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制
6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】
基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉
内部質保証のため、学則第 2 条に「自己点検・評価を実施し、その結果を公表するとと

もに教育研究等水準の向上を図る」と規定し、これに基づき自己点検・評価を恒常的に実施することを目的として、自己評価委員会を設置している。

自己点検・評価の結果を大学の教育研究などの改革や改善につなげるために、「内部質保証に関する方針」を策定し、「内部質保証組織関係図」によって組織体制を明確にし、自己点検・評価の PDCA サイクルが適切に機能するようにしている。また、学長は、改善が必要と思われる事項について、組織の長に改善の実施を求め、当該事項に関する改善計画・結果の報告を義務付けるなど、リーダーシップを発揮している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「内部質保証に関する方針」に基づき、科目レベルでの点検・評価は、授業評価アンケートを活用し、学部・研究科レベルでの点検・評価は、各委員会総括を活用することで、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。自己点検・評価は、学部完成年度を迎えた平成 29(2017)年度に初めて実施し、自己点検・評価報告書は教授会や各種委員会で報告するとともに、ホームページにおいて公開している。

各種データの収集・分析のため、令和元(2019)年度に IR 室を設置し、内部質保証に必要なアセスメント・ポリシーに基づいた、教育研究活動や組織改善につながるデータの収集・調査・分析を行い、更なる教育改善のために IR 担当者の能力開発に取組むことにしている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

「内部質保証に関する方針」を定め、自己評価委員会において、科目は学期ごと、学部・研究科は毎年、大学は 3 年ごとに自己点検・評価を実施することにしており、大学全体の PDCA サイクルの確立に努めているが、教授会及び理事会の運営等に関して、一部改善の必要があり、早急な対応が求められる。自己点検・評価の結果において、改善が求められた事項に関して、学部についてはカリキュラム検討委員会において 4 年間実施した教育課程の評価をもとにカリキュラム改正の検討を行い、令和 2(2020)年度からカリキュラムを

改正している。また、学部の設置認可時に改善意見が付された定年規程の趣旨を踏まえた教員組織の編制に関する事項については、計画的な取組みを行い、定年を超える教員が減少し年齢構成は改善している。

〈改善を要する点〉

○法令に基づく情報公開、法令の趣旨に沿った規則の整備及び実態に即した理事会運営規則の整備に関して、一部不備な点があり、内部質保証の機能性の観点から十分とは言えないため改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域・社会連携

A－1．地域社会との協働

A-1-①　大学と地域社会との協働を推進する組織体制

A-1-②　大学と地域社会との協働の実際

【概評】

大学と地域社会との協働を推進する組織体制として、「看護の智協働開発センター」を設置している。「看護の智協働開発センター」は、「看護事例検討会」「看護研究研修」「京都市看護職能力向上・定着確保研修」等を実施し、臨地実習施設であるか否かを問わず、地域の看護職員の能力向上に貢献している。また、近隣住民に対しても、市民公開講座や妊産婦等福祉避難所訓練を行っている。加えて、企業との協働研究として足浴器の開発に取組んでいる。

大学の専任教員が京都府看護協会、京都市立病院協会、滋賀県看護協会等、地域の外部団体の委員や研修講師を務める、学生へ京都市立病院の行事へのボランティア参加を促す、看護職員研修へ物品を貸出すなど、地域との連携を高めている。

近隣地域以外の地域との協働としては、滋賀県長浜市、高知県四万十市、富山県朝日町と協定を結び講師派遣等の事業を行い、学校法人藤田学院鳥取看護大学とも大学間協定を結んでいる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1.新型コロナウイルス（COVID_19）流行下における教育継続への取り組み

令和元（2019）年 11 月 22 日に中華人民共和国湖北省武漢市で「原因不明のウイルス性肺炎」として最初の症例が確認されて以降、新型コロナウイルスは全世界に感染拡大した。本学では、学生と教職員の命と安全、健康を守り、ならびに感染拡大防止の社会的責任を果たしながら本学における学修を継続的に提供するため、法人と大学が連携して取り組んできた。

令和 2（2020）年 3 月には、これまで研究科の遠隔授業で活用してきた、Cisco Webex

によるテレビ会議システムのライセンスを、遠隔授業配信や教職員の在宅勤務を想定し、100 ライセンス追加契約した。また、学生の自宅での遠隔授業受講環境に関する調査を行い、WI-FI 環境が整わない学生には、無線ルーターの無償貸し出しを行った。並行して、学内教職員には、Cisco Webex を利用しての授業運営に関する説明会を複数回実施し、遠隔授業配信への準備を整えて行った。また、4 月 30 日には「遠隔授業緊急支援」として、学生 1 人一律 50,000 円の支給を発表した。これら臨時の費用執行については、法人の代表である理事長と大学の代表である学長が、綿密に協議連携することで迅速に意思決定がなされた。

一連の対応により、4 月 6 日（月）からは新入生や在学生に対し遠隔授業受講ガイダンスや接続テストを行い、4 月 13 日（月）より全学年で遠隔授業の配信を開始した。4 月 13 日からの授業開始は当初予定より 1 週間遅れたのみであり、かつ、1 科目のみ前期開講を後期開講に変更した以外は、全学年・全科目を予定通り開講している。現時点（5 月 1 日）では、新型コロナウイルス流行に関する今後の見通しは立っていないが、どのような環境下においても学生の学修を継続的に提供することを法人と大学の使命ととらえ、その質的向上に必要な機器やシステムへの費用投資については最優先事項として取り組んで行く。

2. ヘルシーキャンパス宣言

京都看護大学は京都の大学から全国・世界へ「健康を大事にする文化」を発信し、広げていくことを目指した「ヘルシーキャンパス京都ネットワーク」に平成 30（2018）年より参画している。平成 30（2018）年 10 月には、京都大学についで 2 校目となるヘルシーキャンパス宣言を行い、学生・教職員をはじめとした全ての人々、社会の健康増進を実現するために、以下の取り組みを進めている。特に令和 2（2020）年度は主幹校を担う予定であり、新型コロナウイルス流行下における、同活動の在り方について、看護系単科大学ならではの立場から提言を行っていく予定である。

【京都看護大学　ヘルシーキャンパス宣言】

① 健康に関する教育を進めると共に、大学の様々な活動に「健康」というコンセプトを取り入れます。
② 京都市立病院や研究所に囲まれた「メディカルゾーン」に位置していることに鑑み、地域の健康増進の新しい取り組みを実践します。
③ 看護教育を通じていつくしみの心と技を磨き、「健康」を考え、大切にする地域文化を広く社会に発信して行きます。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 26(2014)年度
所在地　　京都府京都市中京区壬生東高田町 1-21

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
看護学部	看護学科
看護学研究科	看護学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
9 月 23 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 7 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 21 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 12 日	実地調査の実施　　11 月 12 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 13 日	11 月 13 日　第 3・4 回評価員会議開催
12 月 1 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 20 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

10 熊本保健科学大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学は、平成 15(2003)年に保健科学部を置く大学として開学し、建学の精神「優れた医療技術者の養成を通じて社会に貢献する」をもとに、基本理念を「知識」「技術」「思慮」「仁愛」の四綱領として、より明快に表現している。建学の精神及び基本理念を反映して、学則において、使命・目的・教育目標を明文化し、ホームページなどを通して学内外に周知している。大学は、保健科学部と大学院保健科学研究科、助産別科、キャリア教育研修センターなどの多様な教育研究組織を整え、大学の個性・特色である保健医療分野の専門職を育成し、社会に貢献することを具現化している。

「基準２．学生」について

学生の受入れは、アドミッション・ポリシーを明示し、入学者選抜が適正に実施され、各学科ともに入学定員数・収容定員数は適切に維持されている。学修支援は、専任教員複数名による少人数担任制度である「スモールグループ担任制」を軸にして多面的に行い、「アカデミックスキルラボ」、学修相談室「スタディ・サポート・カフェ」などの支援体制を組入れ、教職協働による学生への支援体制を構築している。キャリア支援は、学生の個性にかなった就職支援を行う「テーラーメイド就職支援」を標ぼうし、きめ細かい就職相談体制を構築し、適切に運営している。また、海外の提携校との短期交換研修では、費用負担などを行い、国際交流への参加を促している。校舎や付属施設は、耐震基準を満たしており、バリアフリー設計になっている。アリーナは、福祉避難所としての機能も備え、安全で安心な学修環境を整備している。

〈優れた点〉

○学生数の増加に伴う共有スペースの収容能力低下に対して、計画的に用地を確保し段階的に整備を進めるとともに、ラーニング・コモンズとアカデミックスキルラボ施設を含めた総合図書館へのリニューアルにも着手し、快適な学修環境の整備に努めている点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目標を踏まえたディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明示し、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、学部では単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、大学院では修了認定基準を定め、厳正に運用している。学部の教育課程は、カリキュラム・ポリ

シーに基づき、その特色や国家資格試験の受験資格にも配慮して、体系的に編成され、履修登録単位数の適切な上限を設けている。「教育方法改革委員会」を設置し、その主導により 1 年次前期「基礎セミナー」、4 年次後期「チーム医療演習」などの科目において教授方法の工夫を行っている。学部では、ディプロマ・ポリシーの内容を包括した到達目標の達成をレーダーチャート化する「修学ポートフォリオ」を導入し、学修成果を可視化する取組みをしている。また、「学修行動調査」「授業改善アンケート」「卒業 1 年目アンケート」などの多角的な調査を行い、それらを踏まえた教育内容・方法、学修指導等の改善を行っている。

〈優れた点〉

〇ディプロマ・ポリシーから 12 項目の到達目標を設定し、科目の成績から算出・累計した達成度と、学生の自己評価に基づく到達度をレーダーチャートで可視化できる「修学ポートフォリオ」システムを導入していることは学修成果のアセスメントに係る試みとして評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長は大学の全般的なマネジメントを担う「大学運営協議会」の議長を務め、リーダーシップを発揮し、最高責任者として最終的な意思決定を行う体制を整備している。副学長、学長特別補佐、事務局長が学長を補佐する体制をとり、各種委員会には事務職員が委員として参加し、教職協働で教学運営をしている。教員・職員の人事評定制度を実施しているほか、SD(Staff Development)の実施方針のもと、SD を企画・実施しており、教員を含めた職員の資質・能力向上に取組んでいる。研究活動は、適切な運営・管理と研究環境が整備され、研究倫理についても、研究者・大学院生・研究費に関わる事務職員に研修の受講を義務付けるなど、厳正な運用に向けた取組みをしている。また、RA(Research Assistant)などの人的支援や若手研究者からの研究環境に関する要望の聴取による改善への取組み、研究・研修日制度の制定や申請書の書き方についての講習会など、研究活動への多面的な支援を行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

各種法令や諸規則などを遵守して運営され、経営の規律と誠実性は維持され、大学の使命、目的の実現へ向けて、4 年ごとだった中期目標、中期計画を 12 年間に拡大した将来ビジョンを策定し、「教育」「研究」「経営」の三つの柱から「業務運営・その他」を加えるなどの見直しが図られている。理事会は、法人の最高意思決定機関として位置付けられ、適切に運営されている。また、常勤理事協議会を開催するなどして、理事長の機動的・戦略的意思決定の補佐と支援体制が整備されている。理事及び評議員の一部が「大学運営協議会」の構成員になり、大学と法人の情報共有と意思決定を円滑にし、監事は経営戦略会議や常勤理事協議会、理事長への業務報告会に出席し、適宜意見を付しており、法人と大学の相互チェックが図られている。財務は、財務関係比率の数値目標を含めた財務計画が織込まれている「中長期計画」を策定し、収支のバランスは継続して保たれている。外部研究資金、寄付金等外部資金の導入への努力がされ、成果も挙がっている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証の取組みとして、学修成果の評価方針である「アセスメントプラン」に基づき、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を起点とする教育の点検・評価が実施されている。「事業計画書」「事業報告書」に基づく内部質保証は、「中長期計画」を踏まえ作成されており、「大学運営協議会」において、改善・向上を図る仕組みができている。「自己点検・評価報告書」は規則により毎年度作成され、ホームページで公表されている。これら三つの内部質保証の情報は、最終的には「大学運営協議会」において審議され、大学運営の改善・向上を図る仕組みが構築されており、学生の意見を踏まえた具体的な改善などが行われており、大学全体の PDCA サイクルは確立され機能している。

総じて、大学は建学の精神及び基本理念に基づき、優れた保健医療分野の専門職を育成し、地域社会に貢献している。具体的には、学部では、保健医療専門職を育成する学科・専攻、大学院では保健科学研究科を設置するほか、助産別科、キャリア教育研修センター、地域包括連携医療教育研究センターなどの生涯学習の場を提供している。また、内部質保証では、大学が定める三つの側面から毎年実施し、学内用ウェブ掲示板やホームページで公開し、教育の質向上に向けた改善を継続的に行っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 学生ひとりひとりを大切にするスモールグループ担任制
2. 入学前から卒業までの教職協働による修学・キャリア支援
3. 「学びたい」気持ちに応える経済支援

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

平成 15(2003)年に保健科学部を置く大学として開学し、建学の精神「優れた医療技術者の養成を通じて社会に貢献する」をもとに、保健医療分野に特化した優れた人材を育成し、社会に貢献することを大学の個性・特色としている。学部及び大学院の使命・目的は、建学の精神を反映し、大学学則及び大学院学則に明記している。学部・学科・専攻・研究科のそれぞれの教育目標は、大学の使命・目的をより明確にし、大学学則及び大学院学則に定めている。

平成 21(2009)年には、基本理念を「知識」「技術」「思慮」「仁愛」の四綱領として、より明快に表現し、大学のミッションなどとともに、ホームページ、大学案内、学生便覧、学内用ウェブ掲示板などで周知されている。学科・専攻の新設などに際しては、教育目標の見直しを行い、平成 30(2018)年に策定した 12 年間の「中長期計画」は、長期的展望に立ちつつ、変化の激しい保健医療分野の教育研究環境に対応できるよう策定されている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目標、大学のミッションなどは、いずれも役員・教職員の理解と支持を得て策定されている。これらはホームページや大学案内などに明示して周知しているとともに、中長期計画に記載されており、事業計画・事業報告及び「自己点検・評価報告書」に反映されている。大学の使命・目的及び教育目標から学部・学科・専攻・研究科ごとにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを策定し、それらを念頭にアドミッション・ポリシーを定めている。

大学は、保健科学部と大学院保健科学研究科、助産別科、キャリア教育研修センター等の多様な教育研究組織を整え、大学の個性・特色である保健医療分野の専門職を育成し、社会に貢献することを具現化している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
教育目標を踏まえて、学部・学科及び研究科ごとにアドミッション・ポリシーが定められており、ホームページ、入学試験要項、大学院学生募集要項などへの掲載、オープンキャンパス、進学説明会、高校生への出前講義や進学ガイダンスにおいても説明を行い、周知されている。

アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜は、「入学試験委員会」「大学院入学試験委員会」において、入学試験を実施するための計画や運営について検討し、適正に実施されており、更に配点・評価の妥当性も検証が予定されている。

入学試験の実施に当たっては、教職員への説明会、実施要項・マニュアル、面接官への研修会等を整備するなど、適切に運用されており、各学科ともに入学定員数・収容定員数は適切に維持されている。

2－2. 学修支援
2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】
基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉
学部においては、入学前から卒業まで一貫した手厚い修学支援体制を整備し、組織的に取組んでいる。専任教員複数名による少人数担任制度である「スモールグループ担任制」を軸にして多面的に学修支援を行い、「アカデミックスキルラボ」、学修相談室「スタディ・サポート・カフェ」などのさまざまな支援体制を組入れるとともに、適所に教職員を配置し、教職協働による学生への支援体制を構築している。また、「ピア・サポーター」などによる上級生からの学修支援や SA(Student Assistant)による授業補助も行われている。

障がいのある学生に対しては、「学生相談・修学サポートセンター」が対応方針を策定し、申請に従って個人情報に配慮しながら具体的な支援が行われており、オフィスアワー制度も全学的に実施されている。

中途退学・休学及び留年の原因分析、改善方策の検討が行われ、平成 30(2018)年度から令和元(2019)年度では減少傾向にあり、修学支援の取組みの成果が挙がっている。

2－3. キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援は、就職委員会、スモールグループ担任、専門分野担当の教員、就職・実習支援課が連携し、相談・助言体制を整備している。就職・実習支援課では、学生の個性にかなった就職支援を行う「テーラーメイド就職支援」を標ぼうし、きめ細かい就職相談体制を構築し適切に運営している。今後は、専門職以外の進路を希望する学生のためにインターンシップなどのキャリア教育の導入も検討されている。

学生が医療に関する国家試験を受験するため、大学運営協議会のもとに国家試験対策委員会を置き、学科間の情報共有や全学科の 4 年次生を対象とした講演会の企画を行っているほか、各学科で国家試験対策を実施し、全国平均より高い合格率を維持している。

2－4. 学生サービス

2-4-①　学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のための支援については、教授会のもとに置かれた学生委員会が中心になり、教職協働で実施している。経済的支援に関しては、授業料の分納・延納制度や大学独自の奨学金制度を設けている。学生の課外活動への支援として、学友会、ボランティア活動などに大学の教職員が関わり、活動資金への支援も行っている。海外の提携校との短期交換研修では、費用負担などを行い、国際交流への参加を促している。

学生の心身の健康には、学生相談・修学サポートセンターを設置し、学生や保護者からのさまざまな相談に応じ、保健室では、学医、保健師、同センター兼務の看護師が応急処置、定期健康診断、健康相談、禁煙指導、ワクチンの接種指導などを行っている。さらに、外部の臨床心理士と業務契約を結ぶことで支援を強化しており、学生相談・修学サポートセンター及び保健室には、適切に人員が配置されている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地・校舎の面積は、設置基準を十分に満たしており、グラウンド、体育施設（アリーナ)、図書館、情報サービス施設、ラーニング・コモンズなどを整備し学修環境として良好な施設・設備を有している。校舎は全てバリアフリー設計になっており、車いす利用者のためのエレベータの設置、講義室には車いす専用エリアなどを設け、平成 30(2018)年に新築されたアリーナは、福祉避難所としての機能も備えている。

図書館や校舎、付属施設は、耐震基準を満たしており、各種法令に基づく定期点検検査を実施し、適正に維持・運営されている。また、図書館の開館時間は、平日・土曜のみならず国家試験直前の 2 月は休日も開館するなど、学生の利便性を図っている。

講義・演習・実習科目を実施する教室は整備されており、授業を行う学生数は、科目により教育効果へ配慮されている。

〈優れた点〉

○学生数の増加に伴う共有スペースの収容能力低下に対して、計画的に用地を確保し段階的に整備を進めるとともに、ラーニング・コモンズとアカデミックスキルラボ施設を含めた総合図書館へのリニューアルにも着手し、快適な学修環境の整備に努めている点は評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生の意見・要望を把握するために、「学長直行便」「目安箱」の設置や学修行動調査を実施することで学生からの意見をくみ上げ、その回答や対応は、学内用ウェブ掲示板で公表するほか、学生との意見交換会の場でも説明されている。学生からの要望は、学内無線 LAN 提供エリアの拡大や ATM 設置のコンビニエンスストアの誘致など、学修環境・学生生活の改善につながっている。

学修支援・学生生活・学修環境に関する支援システムは、スモールグループ担任・研究指導教員・他の専任教員・FD 委員会・学生委員会・IR 推進委員会・学務課などが有機的に連動して、速やかに対応・改善するものになっている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

保健科学部、学科・専攻、保健科学研究科について教育目標を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、建学の精神、基本理念、教育目標、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとともにホームページ、大学案内、学生便覧、大学院学生便覧などで公開・明示している。

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準については、ディプロマ・ポリシーを踏まえて「熊本保健科学大学学修規程」又は「熊本保健科学大学学位規程」として定め、学生便覧、大学院学生便覧で学生に周知し、厳正に運用している。

保健科学部では GPA(Grade Point Average)制度を導入し、成績不良な学生に面談や指導を行う基準、成績優秀な学生に上限単位数を超えた履修登録を許可する基準、表彰や奨学金受給の対象者の選定要件などとして用いている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

保健科学部の学科・専攻、保健科学研究科について教育目標を踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページ、大学案内、学生便覧などで公開・明示している。

カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されている。

学科・専攻の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき、その特色や国家資格試験の受験資格にも配慮して、体系的に編成されている。学科・専攻、研究科では共通形式の

シラバスを整備し、授業計画、到達目標、成績評価方法を明示している。履修登録単位数については、全学科・専攻とも適切な上限を設けている。

教養教育については、「共通教育センター」を設置して運営・実施している。教養科目は五つの中区分で編成し、令和元(2019)年度からは「アカデミックスキルⅠ～Ⅲ」を開設している。

「教育方法改革委員会」を設置し、その主導で教授方法の工夫を行っている。また、チーム医療を念頭に置き、学科横断型の教育として、1 年次前期には「基礎セミナー」を、4 年次後期には「チーム医療演習」を編成している。研究科では社会人学生に配慮した e ラーニング環境の整備を始めている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の評価と明示について、保健科学部では学科・専攻のディプロマ・ポリシーの内容を包括した 12 項目の「熊保大生到達目標（コンピテンシー)」を設定し、これまでの成績から算出・累計した各到達目標の達成度スコアの経時的変化をレーダーチャートで可視化する「修学ポートフォリオ」を導入している。このシステムは令和元(2019)年度から運用されており、学生はウェブポータルシステムを介してレーダーチャートによる達成度評価を閲覧することができる。

学修成果の点検・評価は、「教育改革推進会議」が定めたアセスメントプランに沿って、「修学ポートフォリオ」「大学生基礎力レポートⅠ・Ⅱ」「学修行動調査」「学生インタビュー」「卒業・修了時アンケート」「卒業 1 年目アンケート」「就職先へのアンケート」「授業改善アンケート」を含む多角的な方法で行い、全学的な体制で結果を整理し、それを踏まえた教育内容・方法、学修指導などの改善を行っている。

〈優れた点〉

○ディプロマ・ポリシーから 12 項目の到達目標を設定し、科目の成績から算出・累計した達成度と、学生の自己評価に基づく到達度をレーダーチャートで可視化できる「修学ポートフォリオ」システムを導入していることは学修成果のアセスメントに係る試みとして評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が最高責任者として全般的かつ最終的な意思決定を行うために大学運営協議会を置き、リーダーシップを発揮している。また、副学長、学長特別補佐、事務局長が学長を補佐する体制をとっている。

学長のリーダーシップのもとで教育改革を推進する教育改革推進会議を置くなど、大学の使命・目的を達成するための教学マネジメントが構築されている。

また、教学マネジメントの中核を担う教育改革推進会議や大学運営協議会では、法人局長と大学事務局長が構成員として参加しているほか、教育などに関わる各種委員会には事務職員が委員として参加し、教職協働で教学運営をしている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

関係法令などに基づき、大学及び大学院に必要な専任教員数、教授数などが確保されており、適切に配置されている。

教員の採用・昇任に関して、基準や方針など諸規則を整備し適切に運用している。また、教員の採用は原則として公募制としている。

教育方法改革委員会では教育方法の改革について審議し、ファカルティ・ディベロップメント委員会では授業改善アンケートと FD セミナーなどを実施し、教育内容・方法などの改善に向けた工夫・開発を行い、効果的に実施している。また、教育の質を保証する基盤になる資質・能力向上のために教員人事評定制度を実施している。

各種研修会は専任教職員だけではなく、特任・特命・客員・兼任教員も参加できるようにしている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

平成 28(2016)年度に「熊本保健科学大学における SD の実施方針」を定め、事務局長の統括のもと、年度ごとに SD を企画・実施しており、新入職員を対象とする学内研修会のほか、外部団体が開催する研修会に積極的に職員を参加させている。

特に、「情報セキュリティ研修会」「ハラスメント防止研修会」「利益相反に関する研修会」については、年 2 回開催し、専任教員を含め全職員が年 1 回は参加することとしており、教員を含めた職員の資質・能力向上に取組んでいる。

また、職員の人事評定について「学校法人銀杏学園職員人事評定制度規程」を設け、職員の適性の把握や能力向上につなげている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究活動については、学術研究会議のもとに各種委員会が設置され、適切な運営・管理と研究環境が整備されている。

研究倫理についても、「熊本保健科学大学における公的研究費の取扱い及び不正使用防止に関する規程」をはじめとした諸規則が整備され、研究者、大学院生、研究費に関わる事務職員に研修の受講を義務付けるなど、厳正な運用に向けた取組みが行われている。

研究活動への資源配分に関しては、専任教員が裁量できる「研究及び教育研鑽費」と、学内競争的資金である「学内研究費」が設定されている。また、RA などの人的支援や若手研究者からの研究環境に関する要望の聴取による改善への取組み、研究機器備品リストの作成、研究・研修日制度の制定など、研究活動への多面的な支援を行っている。

申請書の書き方についての講習会など、外部資金の獲得強化に向けた取組みも行われている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

各種法令等や諸規則を遵守して運営しており、経営の規律と誠実性は維持されている。また、経営方針や将来像等について協議し、課題の達成方策や将来の方向性を導き出すことを目的とした経営戦略会議が設置され、協議内容により法人関連は理事会へ上申し、大学関連は大学運営協議会等に諮っている。

大学の使命、目的の実現へ向けて将来ビジョンを策定し、見直しも適宜図られている。

環境に対する配慮としては、太陽光発電設備などが整備されている。人権に対する配慮としては､ハラスメントや性の多様性についてガイドラインの策定などが実施されている。安全への配慮としては､情報セキュリティに関する諸規則や体制を整備し運用されている。また、危機管理ガイドラインが策定・運用されているとともに見直しも図られている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は､「学校法人銀杏学園寄附行為」に基づき法人の最高意思決定機関として位置付けられ、適切に運営されている。常勤理事協議会を開催するなど理事長への業務報告会により、理事長の機動的・戦略的意思決定の補佐と支援体制が整備されており、大きな役割を果たしている。

理事の選任については寄附行為に定められ、事業計画の策定など理事会の運営は適切である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事及び評議員の一部が大学運営協議会の構成員になり、大学と法人の情報共有と意思決定を円滑にしているとともに、監事は経営戦略会議や常勤理事協議会、理事長への業務報告会に出席し、適宜意見を付しており、法人と大学の相互チェックが図られている。また、監事監査、監査法人監査、内部監査室監査が行われており、法人と大学の相互チェックが機能している。

理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備しており、教職員の意見や提案などが事業計画に反映される仕組みもある。

監事及び評議員は寄附行為に基づき適切に選任されており、評議員会の運営も適切に行われている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

平成 30(2018)年度に従来の 4 年ごとの「中期目標・中期計画」に代え、令和元(2019)年度から令和 12(2030)年度を目途とした「将来ビジョン」のアクションプランとして 12 年後を見据えた「中長期計画」を策定し、財務関係比率の数値目標を含めた財務計画も織込まれている。

教育活動収支差額は過去 5 年間で平成 29(2017)年度のみがマイナスであったが、これはキャンパス整備に伴う一時的なものであり、収支のバランスは継続して保たれている。事業活動収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率では大きな問題はない。また、借入金はなく内部留保も相応にあることから、入学者の確保の状況に鑑みて、財務状況は安定している。

外部研究資金、寄付金等外部資金の導入への努力がされており、成果も挙がっている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計については、「学校法人銀杏学園稟議規程」「学校法人銀杏学園経理規程」などが整備され、これらにのっとり、学校法人会計基準に基づき処理され、監査法人から適正意見を受けている。

また、予算額とかい離がある決算額の科目については、補正予算を編成している。

監査法人による会計監査のほか、監事による業務監査が行われており、監事は会計監査のスケジュールに合わせ監査法人と都度意見交換を行うとともに、理事会、評議員会のほか理事長への業務報告会及び経営戦略会議に出席し、業務執行状況の監査にも積極的に取組んでいる。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の取組みとして、学修成果の評価方針である「アセスメントプラン」に基づく内部質保証、「事業計画書」「事業報告書」に基づく内部質保証、「自己点検・評価報告書」に基づく内部質保証の三つの側面から毎年度実施する体制を構築している。

自己点検・評価委員会をはじめとするさまざまな組織や委員会が内部質保証の実施に関係しているが、「大学運営協議会」は、それらの情報を集約し改善につなげており、責任体制を明確にしている。

内部質保証の客観性を高める取組みとして、令和元(2019)年度から、学外の保健医療系専門団体や実習施設の関係者、卒業生、学生などの意見を聴取する機会を設けている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の評価は、「アセスメントプラン」に沿って毎年度実施されており、学生の意見・

要望への対応や学修行動調査の結果及び、「事業計画書」「事業報告書」は学内での議論を経て、学内用ウェブ掲示板で公表し、フィードバックされている。「自己点検・評価報告書」は規則に基づき毎年度作成され、ホームページで広く公表するなど、自主的・自律的な自己点検・評価の実施と結果の共有が図られている。

IR に関する業務は、IR 推進委員会と IR・情報システム室が担い、学修成果の方針「アセスメントプラン」に沿った調査及びそれらの分析を行う体制を整備している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の把握・評価は、「アセスメントプラン」に基づき、「大学全体レベル」「学位プログラムレベル」「授業科目レベル」で実施し、三つのポリシーを起点とする教育の点検・評価が実施されている。各部署は、中長期計画を踏まえた「事業計画書」「事業報告書」を作成し、大学運営協議会において大学運営の改善・向上を図る仕組みができている。また、平成 26(2014)年度に評価を受けた大学機関別認証評価の結果を踏まえた具体的な改善や、学生の意見を踏まえた改善が実施されており、大学全体の PDCA サイクルは確立され機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域貢献

A－1. 地域貢献活動の実施体制

A-1-① 地域貢献活動の実施体制

A－2. 地域貢献の具体的取組み

A-2-① 地域貢献の具体的取組み

【概評】

地域連携活動を推進するために「地域連携委員会」や、「ちいき楽暮」を愛称とする「地域包括連携医療教育研究センター」を設置し、規則を定めている。「地域連携委員会」は、教職協働の組織であり、学生の社会貢献活動への参加を促し、全学的な地域連携活動を推進している。「地域包括連携医療教育研究センター」は、地域包括ケアシステムに関する研究や、地域医療に関する教育プログラムの充実を図り、地域の保健医療の質の向上と健康増進に寄与することを目的に活動している。また、大学の特色として学生が主体的にボラ

ンティア活動に取組んできた歴史があり、現在も複数のクラブ、サークル又は個人がボランティア活動を通した地域貢献を行っている。

地域貢献の具体的な取組みとして、「地域連携委員会」は地域組織の要望に応えて、組織主催の各種イベントの際にブースを設置、教職員と学生による健康測定・体力測定を行っている。「地域包括連携医療教育研究センター」は、幼児健診の同伴保護者を対象とした「若い世代からのフレイル予防事業（熊本市北区との連携事業）」、地域住民や保健医療専門職者向けの講演会・研修会などを行い、「減災型地域社会のリーダー養成プログラム（熊本大学、熊本県立大学との連携事業）」の実施と参加学生に対する防災士資格取得支援も行っている。

地域ボランティア活動としては、学友会が大学の最寄り駅である JR 西里駅の清掃活動を毎月実施し、西里校区が行う井芹川大清掃に学生、教職員が参加している。大学の施設（講義室、アリーナなど）については、地域交流や健康増進の場として貸出しを行っており、大学の専門領域に係る専門団体、官公庁等の会合、研修会の開催などにも活用されている。また、災害時における自治体などとの連携については、「福祉避難所」「災害ボランティアセンター」の構内設置について自治体、関連団体と協定を結んでいる。

地域貢献のさまざまな取組みについて、今後の継続と発展を期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

熊本保健科学大学（以下「本学」という。）では、「保健医療分野の教育と研究を通して社会に貢献できる医療技術者を養成する」ことをミッションに、「『生きる』をひらくかけがえのない一人」を育てるため、特色あるサポート体制を整備している。

1. 学生ひとりひとりを大切にするスモールグループ担任制

保健科学部では、少人数担任制度である「スモールグループ担任制」により、基本的に専任教員 2 人がペアとなり、専任教員 1 人あたり 16 人程度・各学年 5～8 人の学生を担当している。スモールグループには食事会などのための活動予算が配分され、学生相互及び学生と教員の親睦を深めるために活用している。また、スモールグループ担任はセメスターに最低 1 度は担当学生との面談を実施し、修学ポートフォリオに基づき学修状況の把握や学修の動機づけ、生活指導を行うと共に、4 年次の学生に対しては就職・進学・国家試験に向けた助言を行う。その結果、学生にとってスモールグループ担任は最も身近な相談できる存在となっている。更に、セメスターごとに保護者に郵送する成績表へコメントを記載し、学生の状況を保護者へ伝える役割も担っている。

2. 入学前から卒業までの教職協働による修学・キャリア支援

保健科学部では、スモールグループ担任制に加えて、教職協働で「いつでも・どこでも・だれにでも」相談できる全学的な修学・キャリア支援体制が構築されている。

入学前からのリメディアル教育（共通教育センター）や、学生同士の支援（ピア・サポーター、アカデミックスキル指導員）、障がいのある学生に対する支援（学生相談・修学サポートセンター）、学修相談室スタディ・サポート・カフェ（共通教育センター）などを通して在学中の学修を支援している。

また、就職・実習支援課では、学生ひとりひとりの個性に適った「テーラーメイド就職支援」を実践している。4 年次の学生全員と面談し、本人の特性、希望、悩みなどを把握することで、ミスマッチのない就職支援に繋げている。

更に、就職要件として重要となる資格取得に向け、国家試験合格のための学修支援として大学運営協議会のもとに設置している国家試験対策委員会と、各学科・専攻のワーキンググループが連携して、国家試験対策に関する年間計画を策定し、実行している。

これら全学的な教職協働による支援体制の整備により、中途退学率の低さ（1.0%前後）や開学以来 100%の就職率、全国平均を上回る国家試験合格率に繋がっている。

3. 「学びたい」気持ちに応える経済支援

保健科学部では、勉学に強い意志を持った学生を経済的に支援するために、独自の奨学制度や学納金延納制度を整備すると共に、熊本地震・九州北部豪雨の被災者に対する支援を行っている。また、各年度の成績優秀者に対し奨励金を給付している。更に、本学が指定する米国への短期留学（4 週間）に対しその費用の半額程度を補助すると共に（海外留学奨学金制度）、大邱保健大学及びコンケン大学での短期研修や Global Student Leadership Program（大邱保健大学主催）において、渡航費を含むほぼ全額を大学が負担することを通して、学生の「学びたい」気持ちに応えている。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 15(2003)年度
所在地　　熊本県熊本市北区和泉町 325

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
保健科学部	医学検査学科　看護学科　リハビリテーション学科
保健科学研究科	保健科学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
9 月 28 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 8 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 22 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 17 日	実地調査の実施　　11 月 17 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 18 日	11 月 18 日　第 3・4 回評価員会議開催

12 月 8 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 22 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

11 くらしき作陽大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学は、音楽学部、食文化学部、子ども教育学部及び大学院（音楽研究科）を設置しており、いずれも明確かつ具体的な使命・目的に基づいて運営され、建学の精神を明記し、簡潔な文章で、学是と使命を的確に明文化している。個性・特色として、建学の精神を生かした人間教育と、特色ある専門教育、また、教育研究機能を行かした地域貢献が示されている。

移転、改組、学部編制の変更等、時代の変化とともに、絶え間なく改善がなされている。

全教職員が建学の精神に関するレポートを毎年執筆するなど、使命・目的及び教育目的の理解や啓発が行われている。中期計画で、建学の精神の理解と実践を掲げ、その実現に向けて具体策を提示し、教職員の教育力の向上を目指した。建学の精神を軸に、大学としての三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を使命・目的及び教育目的を反映する形で定めている。建学の精神の浸透と具現化を軸に、教育研究組織は構成されている。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーは学部・学科の目的にのっとって、明確に定められている。

教職協働の観点から各種会議が構成されており、学修支援体制が適切に整えられ、障がいのある学生には、さまざまな配慮がなされている。平成 27(2015)年度より全学部の教養科目に「インターンシップ」を開設し、総社市及び倉敷市との間で包括協定を締結して実施している。各学部・学科と進路支援室が連携し、就業体験を通して学生のキャリア形成、自己理解・分析、業界・分野研究等の能力を養成している。学生生活支援のためには、各学部から選出された教員と事務職員によって構成される「学生委員会」が、適切な指導・支援を行っている。校地及び校舎面積は設置基準を上回っており、安全対策のとられたさまざまな施設が機能的に配置され、適切な運営・管理のもと有効に活用されている。

〈優れた点〉

○学生支援システムを効果的に活用して、学修状況等を常にアドバイザーが把握しており、定期的に学生と面談を重ねることによって、学生一人ひとりの個別的事情に配慮した指導、助言を行い、体系的な学修・生活支援が実現されていることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは、教育目的に基づき策定され、ホームページ、学生便覧等で明示し、周知されている。ディプロマ・ポリシーを踏まえて単位認定、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定しており、GPA(Grade Point Average)制度、具体的な成績評価の方法と基準について、各シラバスに記載し、オンライン上の学生支援システムで周知している。カリキュラム・ポリシーは、建学の精神に基づく宗教的情操教育を基盤として、体系的な教育課程を編成することを念頭において、各学部・学科、コース、専修の特性に応じた履修体系図を作成している。学修成果の点検は、平成 30(2018)年度後期より学習ポートフォリオ、学生支援システムを活用し、実施されている。「授業評価アンケート」の結果は、各担当教員にフィードバックして、教育方法改善を促している。また、そのアンケート結果を学部長が精査し、課題がある場合には教員を個々に呼び出し、直接指導している。

〈優れた点〉

○大学 COC 事業を発展的に継承し、新たに開講した 9 科目において、学生が倉敷市内の地域貢献活動に主体的に取組める機会を作成したことは評価できる。

○「英語多読教育」のために、附属図書館の洋書の整備を図るとともに、オンライン上に英語多読の学修記録を残せるシステムを構築したことは高く評価できる。

「基準４．教員・職員」について

「学校法人作陽学園教職員組織規則」において、学長は大学を代表するとともに大学の教育研究全般を管理すると定め、教学マネジメントの構築を諮るため「運営会議」「改革会議」「合同教学会議」及び教授会などの会議体に学長が出席し、意思決定及び教学マネジメントにおいて適切なリーダーシップを発揮している。大学に必要な専任教員は、設置基準及び各種養成施設の指定基準で定める人数を上回っており、各学部・学科に適切に配置されている。「FD・SD 委員会」において、年度ごとに教員能力開発計画を立案、年度の重点目標を定め、FD(Faculty Development)を組織的に実施し、教員の資質・能力向上に努めている。公的研究費の適正な管理・監査等を取扱要領で規定し、厳正に運用している。専任教員個人が行う学術発展のための「個人研究」及び教育改善、研究の推進上必要であると認められる「特別研究」の二つの助成があり、研究活動を推進する体制が整えられている。

「基準５．経営・管理と財務」について

大学の組織と職務権限及び組織倫理に関する諸規則、公益通報に関する規程、「個人情報保護に関する取り扱い細則について」などの規則を整備し、経営の規律と誠実性の維持を表明している。各部門が、使命・目的の実現のため毎年重点目標を設定し、目標達成のため経営改善計画を通して継続的に活動を実施している。

理事会は、理事長のリーダーシップのもとに、寄附行為に基づき、経営上の重要事項である予算、決算、財産の管理運営、採用人事、改組、諸規則の改廃などについて審議を行っており、適切に運営している。経常収支差額比率は高い水準を維持し、借入金もなく健全な財務基盤を確立している。監査体制が整備され、監事、監査法人、監査役の三者の間

で連携によって実施されている。会計監査人の監査については、期末監査及び期中監査が厳密に実施されている。

「基準６．内部質保証」について

「くらしき作陽大学・作陽短期大学自己点検・評価等実施要綱」を平成 7(1995)年に定め、「改革会議」「自己点検委員会」を軸として、平成 17(2005)年度に体制を確立し、内部質保証のための活動を自主的・自律的に実施している。「IR 推進室」は、平成 28(2016)年度に「改革会議」のもとに委員会として設置され、質保証に向けた自己点検・評価のための調査及びデータの分析を行っている。「改革会議」が、活動計画(PLAN)を定め、評価項目の見直しを行った後、学部・学科及び事務局における職務や教育研究活動等として実施(DO)している。その活動点検(CHECK)は、定められた手続きに沿って「自己点検委員会」で実施され、結果は「改革会議」に報告され、改善(ACTION)に資している。このような一連の評価・改善の活動は、全教職員への意識付けにつながっており、教職協働で自己点検・評価活動を行う風土を醸成している。

総じて、大学は、建学の精神を軸に、使命・目的及び教育目的を踏まえた三つのポリシーなどに基づき運営されている。アドバイザーによる指導や支援が機能し、成績評価及び単位認定等も適切に行われている。教授会等の教学組織については、学長のリーダーシップのもとに適切に運営され、法人の管理運営組織も学長を兼ねる理事長のもとで諸規則に基づき運営されている。また、質保証のための自己点検・評価は、「改革会議」のもとに設置された「IR 推進室」が実施する各種アンケートに基づき適正かつ適切に実施されている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献・地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 作陽ジュニア・ウインド・アカデミー
2. さくようヘルスケアレストラン
3. 特別支援教育ラボ

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】
基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉
大学は、音楽学部、食文化学部、子ども教育学部及び大学院（音楽研究科）を設置しており、いずれも明確かつ具体的な使命・目的に基づいて運営されている。学校法人作陽学園寄附行為細則において、建学の精神を明記し、同時に学是と使命を明文化している。
簡潔な文章で、ホームページ、学生便覧、教職員便覧等に的確明解な表現がなされている。
個性・特色として、建学の精神を生かした人間教育と、それぞれの学部における特色ある専門教育、また、教育研究機能を生かした地域貢献が示されている。建学の精神及び地域貢献については、新入生オリエンテーション、全学部必修科目「アセンブリー・アワー」及び地域貢献科目で詳細に説明している。また、学部・研究科名称が教育内容を的確に表現している。
キャンパスの移転、大学の改組、学部編制の変更等、時代の変化とともに、絶え間なく改善がなされている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映
1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
「FD&SD 全教職員会議」を定期的に実施し、毎年、全教職員が建学の精神に関するレポート執筆を行うなど、使命・目的及び教育目的の理解や啓発が行われている。「作陽学園報」等の印刷媒体やホームページなどを通じて、受験生や保護者への周知を図るとともに、在学生には、学生便覧等を通じて、使命・目的及び教育目的の理解や啓発が行われている。
中期計画（平成 24(2012)年度―平成 28(2016)年度）で、建学の精神の理解と実践を掲げ、その実現に向けて具体策を提示し、教職員の教育力の向上を目指している。大学としての三つのポリシーを、建学の精神を軸に、使命・目的及び教育目的を反映する形で定めている。学部、研究科ごとの三つのポリシーは、別途、当該教育組織の使命・目的及び教育目的を反映する形で定めている。建学の精神の浸透と具現化を軸に、教育研究組織は構成さ

れている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは学部・学科の目的にのっとって「学科会議」「教授会」等で審議され、全教職員の共通認識のもと、明確に定められている。また、ホームページ及び入学試験要項に明示することによって周知が図られている。加えて、高校訪問、進学説明会等の機会を活用して高校生、高校教員、保護者等に直接説明している。

収容定員充足率を下回っている学科があるものの、入学試験ではアドミッション・ポリシーにかなう志願者をそれぞれの学部・学科、コースの入試区分ごとに、選抜を公正かつ妥当な方法で実施している。また、入試問題は大学が自ら作成しており、入試の基本方針を定めている「全学入試委員会」のもとに「入学試験問題作成委員会」が設置されている。

〈改善を要する点〉

○音楽学部音楽学科と食文化学部現代食文化学科の収容定員充足率が 0.7 倍を下回っており、志願者確保のために、学科の特性に応じた募集活動への徹底した対策を行うよう改善を要する。

2－2. 学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働の観点から各種会議が教員、職員双方によって構成されており、学修支援体制が適切に整えられている。令和 2(2020)年度からは問題解決力測定テストが導入され、学

生の身に付けた能力を、これまで以上に多面的に可視化して評価できるようになっている。
障がいのある学生には全学的な共通理解のもと、さまざまな配慮がなされており、オフィスアワー制度は非常勤教員も含めて適宜実施できる体制が整えられている。「教育向上支援者制度」による活動実態はないものの、これに準じた取組みとして、上級生による下級生指導援助が行われている。また、平成 30(2018)年度の FD においてアドバイザー制度の見直しと改善を図り、令和元(2019)年度の退学率は減少している。

〈優れた点〉

○学生支援システムを効果的に活用して、学修状況等を常にアドバイザーが把握しており、定期的に学生と面談を重ねることによって、学生一人ひとりの個別的事情に配慮した指導、助言を行い、体系的な学修・生活支援が実現されていることは評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

平成 27(2015)年度より全学部の教養科目に「インターンシップ」を開設し、総社市及び倉敷市との間で包括協定を締結して全学共通の「インターンシップ」を実施している。
また、岡山県中小企業団体中央会と「大学コンソーシアム岡山」との連携協力により岡山県しごと情報センター事業「学生インターンシップ（就業体験）事業」にも参加するなど、各学部・学科と進路支援室が連携し、就業体験を通して学生のキャリア形成、自己理解・分析、業界・分野研究等の能力を養成している。1 年次に全学共通の「アセンブリー・アワー」の中で「くらしき学講座」を開設し、3 年次には「若衆実践演習」を通して、まちづくりリーダーに求められる資質・能力を育成している。進路支援室は就職・進学に対する相談・助言体制の中心となっており、「Face to Face」を基本とした個人面談を実施することにより、状況や進路に応じて必要なことをきめ細かくサポートしている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活支援のためには、各学部から選出された教員と事務職員によって構成される「学生委員会」が、適切な指導・支援を行っている。課外活動への支援としては、「学生会」や「クラブ団体」等に必要な活動費が助成されている。また、毎年 6 月に「保護者懇談会」

を開催するなど、保護者との連携や協力も重要視している。経済的な支援としては、独自の授業料減免制度を整備している。

学生の心身の健康を維持するための健康相談等の専門的支援は、教育支援室に所属する保健室に配置された専任職員が、スクール・カウンセラー等と連携して対応している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地及び校舎面積は設置基準を上回っており、安全対策のとられたさまざまな施設が機能的に配置され、適切な運営・管理のもと有効に活用されている。図書館は、学修・研究に資する図書･楽譜･視聴覚資料等が十分に所蔵され、機能的なスペースとインターネット環境が整備されている。ICT（情報通信技術）施設は情報ネットワーク（学内 LAN）に接続するための情報コンセントを情報教育用教室に設け、コンピュータやプリンタを設置して、基本的な ICT 環境を整えている。

また、全校舎がバリアフリーで、床に段差がなく、エレベータやスロープ、身体障がい者用トイレ等も完備されている。授業のクラスサイズは、授業の形態に応じて多様であるが、教育効果を十分上げられるよう、適切に管理されている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見･要望については「授業評価アンケート」によって把握し、アンケート結果は授業担当教員にフィードバックされ､授業の改善に役立てている｡また、学生の学修行動や学修実態を把握し、学修環境や学修支援体制の改善に役立てるため､「学修行動に関する調査」を毎年、全学生を対象に実施している。これらについての集計・分析は「IR 推進室」が行い、調査報告書をもって全学に周知している。

学生からの学修環境に関する意見・要望等は、学内 4 か所に設置された「改善提案箱」に、自由に投かんできる環境を整えている。心身に関する健康相談については、保健室が対応しているが、精神的支援が必要な学生には、カウンセリング室での相談体制を整えており、保健室とスクール・カウンセラーの連携強化により、学生の健康を支えている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

各学部及び研究科のディプロマ・ポリシーは、教育目的に基づき策定され、ホームページ、学生便覧等で明示し、周知されている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定しており、GPA(Grade Point Average)制度、具体的な成績評価の方法と基準について、各シラバスに記載し、オンライン上の学生支援システムで周知している。また、これらの基準は、厳格に運用されている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

各学部のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに基づき策定し、ホームページ、学生便覧等に明示し周知している。

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーの建学の精神に基づく宗教的情操教育を基盤とし、一貫性を確保している。豊かな知性と人間性を育む教養教育、社会人基礎力形成のためのキャリア教育、加えて各学部・学科の専門教育を積上げて、体系的な教育課程を編成する履修体系図を作成している。

平成 29(2017)年度より全学共通英語教育コア・カリキュラムに基づき、全学的な「英語多読教育」を推進している。学内外の講師による FD 研修を行い、教授方法の実践事例の共有等に取組んでいる。

〈優れた点〉

○大学 COC 事業を発展的に継承し、新たに開講した 9 科目において、学生が倉敷市内の地域貢献活動に主体的に取組める機会を作成したことは評価できる。

○「英語多読教育」のために、附属図書館の洋書の整備を図るとともに、オンライン上に英語多読の学修記録を残せるシステムを構築したことは高く評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の点検は、平成 30(2018)年度後期より学修ポートフォリオ、学生支援システムを活用し､オンライン上で半期に各アドバイザー教員がフィードバックし実施されている。

「授業評価アンケート」の結果は、各担当教員にフィードバックして、教育方法の改善を促している。そのアンケート結果を学部長が精査し、問題がある場合は教員を個々に呼出し、直接指導している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学則及び教授会規程で、学長が教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項を定めている。また、「学校法人作陽学園教職員組織規則」において、学長は大学を代表するとともに大学の教育研究全般を管理すると定め、教学マネジメントの構築を諮るため「運営会議」「改革会議」「合同教学会議」及び教授会などの会議体に学長が出席し、意思決定及び教学マネジメントにおいて適切なリーダーシップを発揮している。

学長補佐を配置し、主要な会議体に学長補佐、学部長が構成員として出席することで、学長を補佐する体制を整えている。また、事務局長、事務局長補佐が、「運営会議」「改革会議」に構成員として出席することで、教員・職員の適正な配置と役割、権限の適切な分散及び責任を明確にしており、教職協働による教学マネジメントの機能性は担保されている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学に必要な専任教員は、設置基準及び各種養成施設の指定基準で定める人数を上回っており、各学部・学科に適切に配置されている。教員の採用及び昇任は、人事委員会、教授会において審議を行い、「くらしき作陽大学教員採用・昇（降）格規程」に基づき適正に運用している。また、教員の採用は公募で行われている。

人材育成の目的として、理事長が定める「学園基本方針」と学長が定める「大学重点目標」に基づき、各学部・学科が定めた重点目標に従い、各教員が定めた重点目標の達成度評価、「業績貢献自己報告書・人事評価表」による教員の職務領域に関する人事評価を実施、学科長、学部長、学長による総合評価が行われ、理事長の最終評価決定後、本人に結果をフィードバックしている。

「FD・SD 委員会」において、年度ごとに教員能力開発計画を立案、年度の重点目標を定め、FD を組織的に実施し、教員の資質・能力向上に努めている。

4－3. 職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員能力開発計画は「FD・SD 委員会」にて年度ごとに計画を立案し、協議の上、組織的に実行している。SD 研修では、重点目標（基本動作再確認、中堅職員の能力開発、学外研修）を推進し全教職員が大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、資質・能力を向上させる取組みを実施している。

また、教職員協働・共通能力開発として全教職員会議、評価者研修、学部・学科改善活動を実施している。人事評価制度は「等級規程」が定められており、評価の公平性及び客観性を保っており、人材育成等に活用している。また、目標成果管理表で継続的・自主的な能力開発も促している。

4－4. 研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員全員に個別研究室を備えている。音楽系は防音設備が、食文化学部の実験系教員の研究室には専用実験室が付設されており施設は充実している。また、演奏芸術センター、商品開発交流研究センター、仏教文化研究センター、子ども教育研究センターを設置している。

「学校法人作陽学園コンプライアンス推進規程」「作陽学園倫理憲章」のほか、研究活動不正行為防止の対応として、「くらしき作陽大学、作陽短期大学公的研究費等による研究活動不正行為への対応に関する規程」を定めるとともに別途、公的研究費の適正な管理・監査等を取扱要領で規定し、厳正に運用している。

専任教員個人が行う学術発展のための「個人研究」及び教育改善、研究の推進上必要であると認められる「特別研究」の二つの助成があり、研究活動を推進する体制が整えられている。また、倉敷市や総社市などの地方公共団体や民間企業等との研究活動により外部資金の導入を進めている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の組織と職務権限及び組織倫理に関する諸規則、公益通報に関する規程、「個人情報保護に関する取り扱い細則」などの規則を整備し、経営の規律と誠実性の維持を表明している。

法人は令和 2(2020)年度から 5 か年の「第二次経営改善計画」を策定した。各部門が使命・目的の実現のために毎年重点目標を設定し、目標達成のため経営改善計画を通して継続的に活動を実施している。

ハラスメントへの取組みは、防止等に関する指針を定め適切な対応を行っている。また、「人権教育委員会」を設置し、人権にも配慮するとともに、情報公開については規則を定め、適切に運営している。デマンド監視装置の設置、空調機の集中管理による温度設定の実施など、地球環境保全に配慮した取組みを実施している。「危機管理に関する細則」「作陽学園消防・防災計画」を整備するとともに、危機管理マニュアルを作成し、毎年学生、教職員による防災訓練を実施している。

5－2. 理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、理事長のリーダーシップのもとに年 7 回開催され、寄附行為に基づき、経営上の重要事項である予算、決算、財産の管理運営、採用人事、改組、諸規則の改廃などについて審議を行っており、適切に運営している。理事会の構成員は 8 人で規則に基づき適切に選任され、理事会への出席率も良好である。

理事会のもとに「運営会議」及び「改革会議」を設置し、理事長の諮問に応じ、重要事項に関する協議を行うとともに、理事会には、法人と教学部門との連携を目的とするため、学長をはじめ、オブザーバーとして学長補佐、各学部長、事務局役職者が毎回出席して理事との意見交換を行い、教学部門の意思が運営に反映できる体制を整えている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長は学長を兼任しており、「運営会議」「改革会議」及び教授会などへ毎回出席している。会議体の構成員は、学部長等学内役職者を含んでおり、法人と大学との意思疎通の場として機能している。理事長のもとに教学組織と事務組織があり、教学にかかる事項は教員を主とする会議で、事務にかかる事項は職員を主とする会議で、共通する事項は教職員合同の会議で審議され､相互チェックが効率的に機能している。

3 人の監事は、寄附行為に基づき適正に選任され、内部監査部門の監査役との連携体制を整え、毎回理事会、評議員会へ出席し、法人の業務及び財産状況について監査を行い、意見を述べている｡評議員会は年 3 回開催し､評議員は寄附行為に基づき適切に選任され、出席率も良好であり、諮問機関としての機能を果たしている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

令和 2(2020)年度から 5 か年の中期計画である「学校法人作陽学園経営改善計画」に基づき 5 か年の財務計画表を策定し、各目標値を定め、決算対比で理事会に報告し、進捗状況を管理している。予算編成方針の中に､「学校法人作陽学園経営改善計画」の視点に立った予算措置とすることを盛込むとともに、教職員へ経営改善計画を配付し、数値目標・計画内容を念頭に置いた予算の策定・検討を行っている。

経常収支差額比率は高い水準を維持し、借入金もなく健全な財務基盤を確立している。

5－5. 会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理と決算については、学校法人会計基準､「学校法人作陽学園経理規則」等に基づ

き、適切に行われている。部門別の収支状況を把握するために事業活動収支計算書を作成し、部門別財務管理の資料として活用している。予算は、予算編成方針に基づき、各部門で予算編成資料を作成している。

監査体制が整備され、監事、監査法人、監査役の三者の間で連携によって実施されている。

会計監査人の監査については、期末監査及び期中監査が厳密に実施されている。また、監事による監査は、監査計画書に基づき、期末監査及び期中監査を実施している。監事は理事会、評議員会にも出席し、その業務執行状況を監査するとともに、公認会計士との面談や情報交換がなされている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「くらしき作陽大学・作陽短期大学　自己点検・評価等実施要綱」を平成 7(1995)年に定め、「改革会議」「自己点検委員会」を軸として、平成 17(2005)年度に体制を確立し、内部質保証のための活動を自主的・自律的に実施している。

自己点検・評価活動に際して、毎年度点検・評価項目を見直して充実・発展させるとともに、平成 28(2016)年度には「IR 推進室」を組織し、アセスメント体制を構築するなど、その活動体制を見直しながら取組んでいる。

また、令和 2(2020)年 4 月より大学のガバナンス・コード制定に向けた活動に着手し、7 月の「運営会議」及び 9 月の理事会での承認を経て、ホームページに公表している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「改革会議」において前年度の自己点検項目を見直し、新たな自己点検項目を定め、そ

の項目に沿って自己点検委員会が毎年自己点検・評価を行っている。また、4 年ごとに日本高等教育評価機構の定める評価項目に沿った自己点検評価書を作成し、結果をホームページで公表している。

「IR 推進室」は、平成 28(2016)年度に「改革会議」のもとに委員会として設置され、質保証に向けた自己点検・評価のための在学生調査、保護者調査、卒業生調査、企業調査、卒業後の評価などの調査及びデータの分析を行っている。

「IR 推進室」が作成する各種アンケート調査報告書は、「運営会議」及び理事会で報告され、全教職員へメール配信されるとともに、学長は、それら自己点検の結果により次年度の重点目標を決定しており、運営に生かしている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

「改革会議」が、活動計画(PLAN)を定め、評価項目の見直しを行った後、学部・学科及び事務局における職務や教育研究活動等として実施(DO)している。その活動点検(CHECK)は、定められた手続きに沿って「自己点検委員会」で実施され、結果は、「改革会議」に報告され、改善(ACTION)に資している。

毎年度設定される点検・評価項目に基づいた、自己点検評価管理表にかかる点検活動では、各学部・学科、事務局各部門にて点検を行い、その結果を「改革会議」及び「自己点検委員会」へ提出することとなっており、法令等に基づいた業務の点検及び各部門の業務の改善活動が行われている。このような一連の評価・改善の活動は、全教職員への意識付けにつながっており、教職員協働で自己点検・評価活動を行う風土を醸成している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 社会貢献・地域連携

A－1. 地域連携事業の推進

A-1-① 地域連携事業の推進

A-1-② 地方公共団体等との連携

A-1-③ 学生による地域貢献活動・ボランティア活動

【概評】

大学 COC 事業「文化産業都市くらしきの未来を拓く若衆育成と大学連携モデル創出事業」（平成 26(2014)年度～平成 30(2018)年度）を通して、社会貢献・地域連携を推進して

きた。

音楽学部では「音楽貢献実践 A」で学生主体の斬新な演奏会の企画等の成果が認められ玉島市民交流センター賞が大学に授与されている。食文化学部では、講演活動を通じて対外的な取組みを積極的に実施し、子ども教育学部では「くらしき学講座」「倉敷みらい講座」などの活動を展開している。

倉敷市・総社市等の地方公共団体等との連携がなされ、倉敷市大学連携事業（倉敷みらい講座）の中で、社会に貢献するための学修をより充実させた。子ども教育学部では、平成 24(2012)年度から倉敷市より委託された子育て事業「どんぐりっこ」を附属認定こども園内で引続き実施している。

大学 COC 事業で「くらしき若衆育成プログラム」を構築し、地域の活性化や課題に取組んでいる。平成 30(2018)年 7 月に発生した「平成 30 年西日本豪雨災害」では、多くの学生や教職員がボランティア活動に取組んでいた。その際に学生自身の安全を確保するために「西日本豪雨災害復興支援サイト」を構築し、さまざまな情報を発信してきた。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 作陽ジュニア・ウインド・アカデミー

「作陽ジュニア・ウインド・アカデミー」は、吹奏楽の早期教育を通して児童・生徒の健全な育成を図り、地域貢献と幅広い音楽文化の振興を目的として、平成 21(2009)年 6 月に発足した。その前身は倉敷チボリ公園で活躍していた「こども吹奏楽団（チボリガード）」であり、平成 20(2008)年 12 月に同公園が閉園したことに伴い、本学に移管、設置されることとなった。

「作陽ジュニア・ウインド・アカデミー」は、本学の 11 号館（音楽交流センター）及び学内講義室の一部を拠点にして活動しており、毎年実施している定期演奏会や学習発表会は、本学の 10 号館（藤花楽堂）などで開催し、多くの観客を迎え好評を博している。また、高梁川流域連盟ジョイフルコンサート、玉島音楽フェスティバル、総社ジュニア・バンド・フェスティバルなどへの参加により、地域文化の活性化に寄与している。

団員への個人指導は学生が行っており、将来教員や楽器指導者を目指す学生にとって、実践的指導力を高める良い機会となっている。団員は学校の枠を超えた広い地域から約 60 人が集まり、音楽を通して強い絆で結ばれている。また、卒団生は、高校や中学校の吹奏楽部のリーダーとして活躍し、中には本学へ入学して団員を指導するなど、「作陽ジュニア・ウインド・アカデミー」を通して地域の音楽活動が好循環している。

2. さくようヘルスケアレストラン

「さくようヘルスケアレストラン」は、在学生や教職員の健康増進と、学生の社会人力育成を目的として開設された学内レストランである。学内の大量調理施設を使用した、少人数による作業管理で実践面の技術能力の向上を図るとともに、食環境のコーディネートにも取り組んでいる。学生は顧客が満足できる給食サービス及び栄養管理の体験を実践的に学ぶため、利用者の体脂肪率等を定期的に測定し、個人指導を含めた栄養管理も行っている。

また、「さくようヘルスケアレストラン」では学生教育の一環として年間 2 回程度、地域の方々に一次予防を目的とした健康食の提供とあわせ、教員による健康セミナーも同時開催している。これにより、広く地域の方々の健康増進を図り、開かれた大学教育の場として地域に貢献している。

3. 特別支援教育ラボ

平成27(2015)年10月、特別支援学校教諭を目指す学生の実践的指導力の向上を目的に、特別支援教育の実践・教育・研究の地域拠点として、「特別支援教育ラボ」を設立した。水曜日の放課後には、学生が主体となって障害のある子どもへの教育実践活動や、障害のある子どもを支援している関係機関の先生方との定期的な研究会を行っている。

担当教員や学年を超えた仲間との議論や打ち合わせなど、「特別支援教育ラボ」での活動を通して学生は実践的指導力や研究力、企画運営力を身に付け、卒業後は特別支援学校等で教員として活躍している。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 41(1966)年度
所在地　　岡山県倉敷市玉島長尾 3515

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
音楽学部	音楽学科
食文化学部	現代食文化学科　栄養学科
子ども教育学部	子ども教育学科
音楽研究科	音楽専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
9 月 4 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 15 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 29 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 12 日	実地調査の実施　　10 月 12 日　第 2 回評価員会議開催 10 月 13 日　第 3 回評価員会議開催

～10 月 14 日	10 月 14 日　第 4 回評価員会議開催
10 月 30 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 22 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 17 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

12 久留米工業大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神及び建学の精神に基づいた教育理念を定め、大学の個性・特色が反映された使命・目的及び教育目的を学則に具体的かつ明確に定めて周知している。

使命・目的及び教育目的を達成するために必要な工学部 5 学科と大学院工学研究科 3 専攻が設置され、工学部、大学院工学研究科それぞれに三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定めている。

大学が策定した「2021 年ビジョン」の実現に向けた具体的な目標を設定するための「実施計画」を策定し、使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映している。

大学の規模を個性と捉え、その個性を生かして学生個々人への細かなサポートや充実した設備における実践的教育を実施することにより、教育目的を反映した人材育成が行われている。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーは、建学の精神及び教育理念に基づいて策定され、大学案内、入学試験実施要項、大学ホームページ等で周知している。

学修支援及びキャリア支援については、各種委員会やキャリアサポートセンターが中心となり教職協働で遂行されている。

また、学生サービスのための組織として、学生課、医務室及び学生相談室を設置し、それらが連携して支援している。

校地及び校舎面積は設置基準を上回り、十分な面積を有している。実習施設や図書館は適切に整備されている。

学生からの意見、要望については、各種アンケートや学生から直接意見聴取を行って把握しており、それらの結果については、学生ポータルサイトなどで公表されている。

〈優れた点〉

〇アドミッション・ポリシーに沿った学生を受入れるために、一般入試、センター試験利用入試においても、志望理由書と調査書を点数化して評価対象としている点は評価できる。

〇基幹教育センターの教員が初年次の物理・数学の授業に担当教員の補助として参加し、学修困難を抱える学生の支援を連携して行っている点は評価できる。

〇キャリアサポートセンターを核として、キャリアサポートセンター運営委員である教員

と就職課の職員による協働が実現され、キャリア教育、インターンシップ、就職支援等の活動が連動して実施されている点は評価できる。

〇100 号館は、学生の福利厚生施設、ラーニング・コモンズから教室につながる動線が意識されているとともに、建築構造や建築設備が見えるように設計され、建物自体が建築、エネルギーシステムに関する生の教材となっているなど、高い教育効果をもたらすよう整備されている点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

建学の精神、教育目的及び人材の育成に関する教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定しており、大学ホームページで公表するとともに、学生便覧や学生募集要項に記載して周知を図っている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準、修了認定基準は学則に定められており、学修の手引きや学生便覧及び大学ホームページ等に記載して周知している。また、ディプロマ・ポリシーに定めた「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲・態度」「技能・表現」各領域の資質・能力の実現を図るため、一貫性を持ったカリキュラム・ポリシーを策定している。

「アセスメント・ポリシー」を策定し、三つのポリシーに基づき、学修成果の評価を行い、その結果の集約・分析・共有を通して三つのポリシーの妥当性、整合性を検証している。

〈優れた点〉

〇卒業研究が学修の集大成として位置付けられ、ルーブリックによる厳格な評価が実施されている点は高く評価できる。

〇ディプロマ・ポリシーと一貫したカリキュラム・ポリシーを形成する上で、演習や実験科目における教育方針としてアクティブ・ラーニングなどを取入れ、実施内容について FD 研修を行うなど、組織的に取組んでいる点は評価できる。

〇学修成果の点検・評価について、各部署で実施したアンケートを IR 推進センターで分析し、その結果を教職員共有サイト「きっと見る」において公表して教育研究活動の改善につなげている点は高く評価できる。

「基準４．教員・職員」について

大学の意思決定や教学マネジメントについては、大学院の学位授与に関しての規則整備などに課題があるものの、その他の規則に定められた会議体において、学長のリーダーシップのもと、審議、決定を行う体制が構築されている。

大学及び大学院においては、設置基準で定められている専任教員数、教授数、研究指導教員数の基準を満たしており、教員の採用及び昇任についても諸規則に基づいて審議、決定されている。

FD(Faculty Development)及び SD(Staff Development)については、それぞれ「FD 委員会」「SD 推進委員会」で審議、決定するなど、全学的に対応している。

専任教員には一人一室の研究室を確保するとともに、備品等も大学側が用意する等、適

切な研究環境が整備されている。

〈優れた点〉

○FD 委員会の下部組織である「学生・教職員教育改善部会」では学生が構成員となっており、授業改善に関する内容について意見・要望等の調査を行うなど、教育改善に向けての FD 活動に積極的に取組んでいる点は評価できる。

○「パートナーモビリティ」の開発を契機に、地場企業への技術相談、技術指導の環境整備を積極的に推進しており、令和 2(2020)年度には「AI 応用研究所」を設立し、大学のブランド力向上に大いに努めていることは評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

理事会、評議員会に書面開催の実績があり運営に課題があるが、寄附行為及び学則において定められた目的等を実現するために、各種規則に基づき学校経営を行っている。

理事会機能を補佐する体制として、「常任理事会」を毎月開催することにより、機動的に意思決定を行うための仕組みが整備されている。また、監事の職務執行や、評議員の選任についても諸規則に基づいて行われている。

大学は、平成 28(2016)年度以降、恒常的に定員を確保し、人件費依存率も年々減少するなど財務状況も安定的に推移している。

学校法人会計基準や諸規則に基づき、会計処理を実施している。また、三様監査体制として会計監査法人、監事、内部監査室それぞれの監査体制は整備され、三者の協議も十分になされ、各監査は厳正に実施されている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針は､「内部質保証に関する基本方針」に定められており、これを実施するための恒常的な組織体制が整備され、学長のリーダーシップのもとで組織的に推進していく責任体制が整備されて自主的･自律的な自己点検･評価を実施している。

中長期計画を踏まえた大学全体の質保証を行うとともに、中長期計画の策定及び中長期計画に沿った年度ごとの実施計画の策定並びに実施計画に基づく自己点検・評価を行い、その結果を踏まえた改善方策を次年度の実施計画に反映している。

三つのポリシーを起点とする教育の内部質保証の活動は、教育課程、学生の受入れ、学生の支援、学修環境の各項目について、教育に係る各組織が年度ごとの実施計画に沿って自己点検・評価を実施している。その結果は内部質保証システムによって教育の改善・向上に反映されていることから、PDCA サイクルの仕組みが確立され機能している。

総じて、大学は開学以来「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神として掲げ、「知を磨き、情を育み、意を鍛える」という教育の基本理念に基づき、使命・目的及び教育目的を定め、それらを達成するために教育の質保証、学生支援と施設・設備の充実、大学のガバナンスの視点に立ち、自己点検・評価の結果を踏まえた PDCA サイクルの仕組みを構築して、法令を遵守した運営を行っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献・地域連携」「基準 B.国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 研究ブランディング事業
2. ものづくり実践教育
3. 学生の学びを支援する基幹教育センター

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び建学の精神に基づいた教育の理念を定め、大学の個性・特色が反映された使命・目的及び教育目的を学則及び大学院学則にそれぞれ具体的かつ明確に定めて、大学案内や学生便覧などに簡潔な文章で明示するとともに、大学ホームページに掲載して周知している。

決して大きくない規模の大学であるが、そのことを生かして学生個々人への細かなサポートや充実した設備における実践的教育を実施することにより、教育目的を反映した人材育成が行われている。

建学の精神、教育理念を踏まえた中期的なビジョン、アクションプランを策定するに当たっては、使命・目的、教育目的等の検討を継続的に行い、社会情勢などに対応しつつ、大学の使命・目的を達成するための教育を推進している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育研究上の目的、人材育成の目的を制定・改正するに当たっては大学における主要な会議で審議され、教授会、大学院研究科委員会の意見を聞き、理事会・評議員会の議を経ており、役員、教職員の理解と支持が得られている。

建学の精神、教育理念、使命・目的及び教育目的については、学則はもとより、大学ホームページをはじめとするさまざまな媒体に明記され、学内外に適切に周知している。

建学の精神に基づき策定した「2021 年ビジョン」の実現に向けた具体的な目標を設定するため「実施計画」を策定し、使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映している。

使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科、研究科等の教育研究組織として工学部 5 学科と大学院工学研究科 3 専攻を設置し、工学部、大学院工学研究科それぞれに三つのポリシーを定めている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、建学の精神及び教育理念に基づき、大学全体、学科及び大学院、専攻ごとに策定され、大学案内、入学試験実施要項、大学ホームページ等で受験生、保護者、高等学校及び社会に周知している。

入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに沿って公正かつ妥当に実施され、その実施体制も適切である。入学者選抜方法や結果の検証は、毎年度、入試委員会及び入学試験判定委員会において行われ、その見直しを図っている。

学科単位では、収容定員超過や未充足が見られるものの、大学全体の収容定員充足率は適正である。

〈優れた点〉

○アドミッション・ポリシーに沿った学生を受入れるために、一般入試、センター試験利用入試においても、志望理由書と調査書を点数化して評価対象としている点は評価できる。

〈参考意見〉

○交通機械工学科の収容定員充足率が低いため、入学生確保のための一層の努力が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学修支援に関する方針を定め、「学生サポートの手引き」により教員及び各事務課における役割分担などの支援体制と計画を明確にしている。学修支援のための各種委員会が設置され、それに職員が事務局かつ委員として参画することで、教員との連携が強化されている。

障がいのある学生に対しては、当該ガイドラインに沿って、臨床心理士、医務室員、教員及び職員が情報共有しながら支援している。オフィスアワー制度は全学的に実施しており、それ以外の時間でも教員と学生間のコミュニケーションを活発に行っている。実習・演習科目等に対する TA 制度を整備して教育支援が行われている。中途退学、休学及び留年への対応策については、教務委員会での継続的なチェックがなされ、IR 推進センターにてその要因が分析されている。

〈優れた点〉

○基幹教育センターの教員が初年次の物理・数学の授業に担当教員の補助として参加し、学修困難を抱える学生の支援を連携して行っている点は評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリアサポートセンターが、地域連携推進室と連携しながら、進路開拓、企業説明会

実施、インターンシップ運営など、キャリア教育全体を遂行している。

教学組織のキャリアサポートセンター運営委員と事務組織の就職課とが連携し、教職員が一体となって就職・進学に対する相談・助言を行っている。

学生は、キャリア教育指導教員やキャリアカウンセラーによる就職等に対する相談・助言を受けることができる。その他にも、MOS 資格講座、TOEIC 資格講座の開講などにより資格取得支援を行って、学生のキャリア形成支援に取組んでいる。

〈優れた点〉

○キャリアサポートセンターを核として、キャリアサポートセンター運営委員である教員と就職課の職員による協働が実現され、キャリア教育、インターンシップ、就職支援等の活動が連動して実施されている点は評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスのための組織として、学生課、医務室及び学生相談室を設置し、それらが連携して支援している。また、学生厚生委員会を組織し、学生の生活指導方法等に関して審議している。

学生の経済的支援のために多くの奨学金制度を設けている。学生の課外活動に対しては、活動支援金の支給や活動施設等の提供などを行っている。学生の心身に関する健康相談、心的支援及び生活相談体制として、学生相談室に専門のカウンセラーを配置し、医務室には医師及び看護師資格を有する職員を配置し、相談に対応している。学生のハラスメントへの対応として、ハラスメント防止委員会を設置し、相談員を配置している。留学生への対応として、留学生懇談会開催、留学生向けガイドブック作成などの支援をしている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地及び校舎面積は設置基準を上回り、十分な面積を有している。建物の耐震性の確保

については、耐震補強工事を実施中であり、令和 2(2020)年度末をもって耐震化率が 100%になる予定である。

実習施設は適切に整備され、また、図書館では蔵書が充実し、学習室、AV コーナーや学生ラウンジなどが配置されており、開館時間や司書の配置等、十分に利用できる環境にある。無線 LAN アクセスポイントを増設し、インターネット接続環境の向上に努めている。完全バリアフリー化は 100 号館のみであるが、その他の建物については、順次改修する計画である。

授業は少人数クラス制を基本とし、適切なクラス割により受講者数を管理している。

〈優れた点〉

○100 号館は、学生の福利厚生施設、ラーニング・コモンズから教室につながる動線が意識されているとともに、建築構造や建築設備が見えるように設計され、建物自体が建築、エネルギーシステムに関する生の教材となっているなど、高い教育効果をもたらすよう整備されている点は評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関して、毎年度、学生授業評価アンケート、学生満足度調査アンケート、卒業生・修了生アンケート、あるいは「学生・教職員教育改善部会」に出席した学生からの意見聴取などが実施され、学生の意見要望を把握している。それらの結果は IR 推進センターで分析され、学生ポータルサイト、大学ホームページでの公表や教職員共有サイト等において開示されている。

心身に対する健康相談、経済的支援に関する学生の意見や要望は、学生相談室や医務室での相談だけでなく、学生満足度調査アンケートにおいても把握しており、分析・検討している。

学修環境に関する学生の要望については、前述のアンケートで満足度を確認するほか、学内に設置した「KIT かなう箱」から聴取した要望を担当部署で分析・対応し、その結果は学生に公表されている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び教育目的に基づき、人材の育成に関する教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定しており、大学ホームページで公表するとともに、学生便覧や学生募集要項に記載して周知を図っている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準、修了認定基準は学則に定められており、学修の手引きや学生便覧及び大学ホームページ等に記載して周知している。

単位認定基準、進級・卒業認定基準、修了認定基準に基づいて、進級・卒業判定は教務委員会及び教授会において審議され、また、修了判定は大学院研究科運営委員会及び大学院研究科委員会において審議され、最終的に学長が決定している。

〈優れた点〉

○卒業研究が学修の集大成として位置付けられ、ルーブリックによる厳格な評価が実施されている点は高く評価できる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーに定めた「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲・態度」「技能・表現」各領域の資質・能力の実現を図るため、一貫性を持ったカリキュラム・ポリシーを策定し、学生便覧及び大学ホームページに記載して周知を図っている。大学の教育課程は

共通教育科目と専門教育科目に大別され、カリキュラム・ポリシーに沿って、共通教育科目は人文社会、自然科学、言語、保健体育、総合教育の 5 系統で編成され、また専門教育科目は学科共通専門科目、コース専門科目、他学科連携科目の 3 系統で編成されている。

教養教育については、工学専門分野の基礎知識と一般教養教育を目的とした 5 系統の共通教育科目が入学初年次から 4 年次までバランス良く配置されている。教授方法の改善に向けて、FD 委員会が前年度の活動の総括を行い、当該年度の活動を決定し、教授法の改善や外部講師による講演などの FD 研修会を定期的に実施している。

〈優れた点〉

○ディプロマ・ポリシーと一貫したカリキュラム・ポリシーを形成する上で、演習や実験科目における教育方針としてアクティブ・ラーニングなどを取入れ、実施内容について FD 研修を行うなど、組織的に取組んでいる点は評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーに基づき、機関レベル（大学）、教育課程レベル（学科・専攻）、科目レベルの 3 段階で学修成果の評価（アセスメント）を行い、その結果の集約・分析・共有を通して三つのポリシーの妥当性、整合性を検証し、教育・学修支援等の改善に組織的・継続的に取組むことで教育の質保証を図る「アセスメント・ポリシー」を策定している。

教員だけでなく学生も交えた FD 委員会の下部組織である「学生・教職員教育改善部会」を毎年度開催し、各アセスメントの調査結果に基づき学修状況のあり方をテーマに教員と学生が同じ目線で直接話合っている。学修成果の点検・評価については、各種委員会において実施したアンケート調査を IR 推進センターで分析し、その結果を教育改革推進委員会で検討して教育内容・方法及び学修指導等の改善につなげている。また、アンケートの集計結果を教職員共有サイト「きっと見る」において共有し、全教員に公表している。

〈優れた点〉

○学修成果の点検・評価について、各部署で実施したアンケートを IR 推進センターで分析し、その結果を教職員共有サイト「きっと見る」において公表して教育研究活動の改善につなげている点は高く評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定や教学マネジメントについては、大学院の学位授与に関して規則の整備などが求められるものの、その他の規則に定められた「企画会議」「学科長会議」「教授会」「大学院研究科運営委員会」「大学院研究科委員会」等において、学長のリーダーシップのもと、審議、決定を行う体制が構築されている。

また、「久留米工業大学副学長規程」「久留米工業大学学長補佐規程」に基づき、副学長及び学長補佐による学長を補佐する体制のほか、大学の「第 2 次前期実施計画（2019 年度～2021 年度)」を実行するために教育、研究、社会貢献、経営、内部質保証、国際化の六つの分野において推進委員会を設置するなど、権限の適切な分散や責任の明確化を図っている。

加えて、教学マネジメントを機能させるために、教員組織と事務組織とが連携し職員が協議に参加できる仕組みを設けることにより、教職協働による取組みを推進している。

〈改善を要する点〉

○大学院における学位の授与については、「久留米工業大学大学院研究科委員会規程」において、審議事項として規定されていないほか、大学院研究科委員会議事録においてもその審議内容が記載されていないことから、改善を要する。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院においては、設置基準で定められている専任教員数、教授数、研究指導

教員数の基準を満たしている。

教員の採用及び昇任については、「久留米工業大学教員選考規程」「久留米工業大学教員選考基準規程」「久留米工業大学院担当教員選考規程」に基づき実施されており、教員の昇任については、「久留米工業大学教員評価規程」による教員評価の結果を踏まえ、審議、決定されている。

また、教育指導方法の検討、改善を進めるために FD 委員会を設置し、教育方法の改善、教育力の向上、学修支援環境の充実及び検証を目的とする研修会をはじめ、他大学との連携による共同 FD、学生授業評価アンケート、ティーチング・ポートフォリオの作成等を行うなど、全学的な取組みとして FD 活動を実施している。

〈優れた点〉

○FD 委員会の下部組織である「学生・教職員教育改善部会」では学生が構成員となっており、授業改善に関する内容について意見・要望等の調査を行うなど、教育改善に向けての FD 活動に積極的に取組んでいる点は評価できる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学を取巻く大きな環境変化及び高度化・複雑化する諸問題への対応には職員の資質・能力向上、意識改革等が必須という認識のもと、SD 推進委員会にて SD の基本方針及び実施計画を定め実行している。特に、教職協働の重要性の観点から、他大学から講師を招いた研修会を開催し、教員と職員の連携体制の強化を図っている。また、学外での研修参加を職員に促すとともに、大学職員自主研修補助制度も設けて、職員の自発的学修、研修参加等への費用の補助を行う等、主体性の発揮できる職員育成に努めている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員には一人一室の研究室を確保するとともに、備品等も大学側が用意する等、適

切な研究環境が整備されている。

研究倫理に関しては「久留米工業大学行動規範」「久留米工業大学における研究費等の不正防止等に関する規程」等、各種規則を定めるとともに、「久留米工業大学公的研究費等使用マニュアル」を作成し研究倫理の確立、適正な運用に努めている。また、研究に従事する者全てに、研究倫理に関する FD・SD 研修会参加や e ラーニングプログラムの履修を義務付け、倫理教育も熱心に行っている。

研究費については、全教員への一律配分の他に、学長裁量経費制度を設けて、応募による個人型、学科横断型の支援を行うとともに、学長が認める事業にも支援を実施する等、研究活動への資源配分は適切になされている。

〈優れた点〉

○「パートナーモビリティ」の開発を契機に、地場企業への技術相談、技術指導の環境整備を積極的に推進しており、令和 2(2020)年度には「AI 応用研究所」を設立し、大学のブランド力向上に大いに努めていることは評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為及び学則において定められた目的等を実現するために、理事会や評議員会、監事監査などの機能を活用し、各種規則に基づき学校経営を行っている。

その上で、建学の精神に基づく使命を果たしていくため、ガバナンス・コードや中長期計画を策定し、継続的な経営に取組んでいる。

また、地球温暖化防止など環境への配慮やハラスメント防止、個人情報管理、危機管理に関する規則等を整備するとともに、全教職員対象の研修や防火避難訓練等を実施するなど、環境保全、人権、安全への配慮にも取組んでいる。

5－2. 理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事長は法人の代表として業務を総理している。加えて、各学校長が担当理事として各学校の運営及び経営に関する業務を分掌することにより、責任の明確化と業務の円滑化を図るとともに理事長を補佐する体制を構築している。

理事会においては、書面での開催実績があり、課題はあるが、「学校法人久留米工業大学理事会規則」にて規定された議決事項について意思決定が行われている。

また、理事会機能を補佐する体制として、「学校法人久留米工業大学常任理事会規則」に基づき、「常任理事会」を毎月開催することにより、機動的に意思決定を行うための仕組みが整備されている。

〈改善を要する点〉

○令和元(2019)年 6 月 14 日開催の理事会が書面で開催されていることについて、私立学校法第 36 条に則して、理事会においては議題にかかわらず、対面で開催されるよう改善を要する。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学長及び副学長が理事会の構成員となることで、法人及び大学の意思決定が円滑に行われ、理事会の方針を踏まえた大学運営が可能となっている。評議員会においては、書面での開催実績があり、課題はあるが、実施計画や予算策定、決算等においては、法人と大学との相互チェックが適切に機能している。

監事の職務執行や評議員の選任については、寄附行為、「学校法人久留米工業大学理事会規則」「学校法人久留米工業大学監事監査規則及び同監事監査実施基準」に基づき行われている。

また、教職員の提案などをくみ上げる仕組みとして、「学校法人久留米工業大学（業務改善）提案制度」を設け、業務改善にも取組んでいる。

〈改善を要する点〉

○令和元(2019)年 6 月 20 日開催の評議員会が書面で開催されていることについて、私立学校法第 41 条に則して、評議員会においては議題にかかわらず、対面で開催されるよう改善を要する。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「第 2 次前期実施計画（2019 年度～2021 年度）」の法人目標として財政健全化を掲げ、「中期財政計画（収支）」を策定している。予算編成に関しては、理事会にて 8 項目の定性、定量目標を定め、大学はこれに基づき規律ある各年度予算編成、財務運営を行っている。

平成 28(2016)年度に大学は事業活動収支の黒字化を実現し、それ以降、入学定員は確保され、人件費依存率は年々減少し黒字化は継続している。また、法人全体の財務状況の安全性、安定性を示す各種指標も良好と判断される。

5－5. 会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に基づき、「学校法人久留米工業大学経理規則」「学校法人久留米工業大学経理規則取扱細則」等の規則を定めるとともに、財務会計システムを平成 27(2015)年度から大学に導入し、会計処理は適正に実施されている。学校法人会計基準に基づく計算書類も適切に作成、開示している。また、これまでの公認会計士監査における改善指摘事項にも真摯に対応している。

三様監査体制として会計監査法人、監事、内部監査室それぞれの監査体制は整備され、三者の協議も十分になされ、各監査は厳正に丁寧に実施されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針は､｢内部質保証に関する基本方針｣に定められており、これを実施するための恒常的な組織体制が整備されている。

内部質保証を実施するための責任体制は、学長を責任者とし、学長のリーダーシップのもと、組織的に推進していく体制が整備されている。

中長期計画を踏まえた大学全体の質保証を行うとともに、中長期計画の策定及び中長期計画に沿った年度ごとの実施計画の策定並びに実施計画に基づく自己点検・評価を行い、その結果を踏まえた改善方策を次年度の実施計画に反映している。

各学科、各専攻、教育改革推進委員会等の教育に係る各組織が年度ごとの実施計画に沿って自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検・評価委員会に報告して、学科や研究科等による三つのポリシーを起点とする教育の質保証を行う体制が整っている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための組織体制及び責任体制に基づいて、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。

教育研究推進外部評価委員会による評価結果及び指摘事項等への対応についても、関連する組織において改善方策の検討が行われ、その結果が次年度の実施計画に反映されている。

取りまとめられた自己点検評価書については、大学ホームページで公開するとともに、教職員共有サイトにおいて共有している。

「IR 推進センター」を設置して IR 活動の体制整備を図り、学内データの一元化を推進し、教育・研究活動、学修支援、学生募集、就職等に関わる種々のデータ分析を行い、教育・研究等の改善のために活用している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証の活動については、教育課程、学生の受入れ、学生の支援、学修環境の各項目について、各学科、各専攻、教育改革推進委員会等の教育に係る各組織が、年度ごとの実施計画に沿って自己点検・評価を実施している。その結果は内部質保証システムによって教育の改善・向上に反映されていることから、PDCA サイクルの仕組みが確立され機能している。

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法を「アセスメント・ポリシー」に定めており、IR 推進センターにおいて、各種データの分析が行われている。

大学運営の改善・向上については、認証評価などの結果を踏まえ、「企画会議」を中心に据えた内部質保証の仕組みが機能している。

〈参考意見〉

○大学院の教学マネジメント、理事会及び評議員会の運営について改善を要する事項があり、内部質保証に関して機能性が十分とは言えないため、今後の更なる取組みが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会貢献・地域連携

A－1．地域と連携して社会貢献活動をしているか

A-1-①　地域と連携した社会貢献活動

【概評】

地域の企業や団体等と連携して、産業の創出・活性化、人材育成、小中学校の理科学教育支援等に寄与することを目的とした地域連携センターを設置し、産学官の連携による社会貢献を全学的に進めるために産学官連携推進委員会を設置して組織の充実に努めている。また、地域の企業や市役所、商工会議所等で構成する久留米工業大学地域連携推進協議会を立上げ、産学官連携による地域産業の振興、地域の活性化を推進している。

「高等教育コンソーシアム久留米」の一員として、知の拠点づくりに貢献しているほか、市民向け公開講座、小中学校向け公開講座の開講、小中学校の理科教育支援、高等学校向け模擬授業の実施、自治体・商工会議所との連携、産学交流会への参加、金融機関との連携、他大学や高等専門学校との連携、施設の提供など、地域と連携した社会貢献活動を行っている。なお、公開講座などは全学科で持回りとなっており、全学体制で取組んでいる。

大学シーズを広報し、企業や地域の問題解決に役立ててもらうために、研究シーズや研究内容、地域連携活動報告、機器備品紹介を掲載した「地域連携センター報」を地域の企業に配布したり、企業からの技術相談や技術指導を大学全体で進めたりするなど、産学官連携を積極的に推進している。また、技術相談や技術指導は受託研究につながることもあり、外部資金の獲得にも貢献している。

基準Ｂ．国際交流

Ｂ－1．国際化の推進

B-1-①　国際交流事業の推進

【概評】

国際化推進委員会及びその下部組織として国際交流委員会を設置し、組織的にグローバル化に取組んでいる。国際交流委員会は、①学生が国際社会にて活躍できる語学力の向上②海外の研究機関等に留学する学生の支援③海外語学研修等の教育プログラムの実施計画④留学生を受入れる為の体制づくり⑤外国人留学生と日本人学生・地域住民との交流機会の計画―などの役割を担っている。

目指す大学像の一つとして「グローバルな視点を持つものづくり産業人育成」をうたい、グローバル化ポリシーを制定してグローバル化の基本的な取組みを進めている。また、外国人留学生に対する支援として、大学独自の奨学金制度による授業料減免、英文ホームページの開設、留学生ガイドブックの作成・配布、日本人学生との懇談会や意見交換等を行っている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 研究ブランディング事業

・インテリジェント・モビリティ研究所が設立当初からリソースを集中し、自動車開発経験者の強みを活かした強固かつ広範な産学官連携で進めてきた「AI 対話型自動運転パーソナルモビリティシステム」の研究開発が、文部科学省の「平成 30 年度私立大学研究ブランディング事業」に採択された。開学時から本学の強みである自動車工学に、人工知能や自動運転といった情報技術を組み合わせて福祉システムの変革を目指す研究であり、政府が推進する Society 5.0 とも正に合致する。本学は、高齢や障がいで移動に不安を抱える方々の社会参画を促し、能力を活かして活き活きと活躍できる社会の実現に貢献すべく、学長の強固なリーダーシップの下で全学が一丸となって取り組む。

・「平成 30 年度私立大学研究ブランディング事業」は、文科省の都合で全ての採択案件が 5 年計画から 3 年計画に変更されているが、九州圏内の理工系私立大学では唯一の採択校となった本学は、これまでの取組実績と事業実現能力で高い評価と期待を受けている。事業 3 年目に当たる令和 2(2020)年度末を目標に先進モビリティを核とした新たな福祉サービスの枠組みを構築し、事業 5 年目の令和 4(2022)年度末には事業化への道筋を示す。本学は、先進モビリティ技術で全ての人が笑顔で活躍できる社会（Society5.0）の実現に誠実に取り組み、地域から誇りに思ってもらえる大学を目指す。

2. ものづくり実践教育

・本学では、「人間味豊かな産業人の育成」という建学の精神のもと、目指すべき大学像を示したビジョンの一つに「″ものづくり産業人を育成する″大学」を掲げている。その実現のため、ものづくり実践教育に取り組み，共通教育科目に「ものづくり実践プロジェクト」という科目を設置している。当科目は全学科で開講しており、各学科複数の教員が担当し

ている。担当教員はそれぞれの専門性を活かしたものづくりをテーマに掲げ、学生は自らの興味や関心に基づき、学科の垣根を越えて自由にテーマを選択することができる。令和元(2019)年度のテーマとしては、「二足歩行ロボットの製作」、「学生フォーミュラ用ガソリンエンジンベンチの製作」「3D プリンタを使ったオリジナル造形物作製」等がある。

・また、令和元(2019)年度から共通教育科目「ものづくり基礎演習」を新たに開設することで、ものづくりセンターの工作機械や測定機器について学び、操作方法を身につける機会の充実を図り、より積極的に学生がものづくりに取り組んでいけるよう教育環境を整備した。

3. 学生の学びを支援する基幹教育センター

・本学では、多様な学修履歴を持つ学生を受け入れているため、入学時に数学・物理の基礎学力に不安を抱いたり、学修意欲に欠けたりする学生が存在する。基幹教育センターでは、センタースタッフ数名が初年次の物理・数学の授業を巡回し、学生の学修状況を把握、授業後の個別指導へと誘導している。また、授業担当者と連携し、試験や学修に関する調査を実施、分析することで、学生それぞれの学修困難状況にあわせた教育支援を可能にしている。これにより多くの学生が「自分の学び方」を身につけた。また、「主体性・多様性・協働性を有する人材を養成」するため、LC プロジェクト制度を実施し正課や専門に直接関係しない学びや学際的な学びの支援を通して「学生の主体な学び」を奨励している。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020) 年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 51(1976)年度
所在地　　福岡県久留米市上津町 2228-66
　　福岡県久留米市上津町 2192

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
工学部	機械システム工学科　交通機械工学科　建築・設備工学科 情報ネットワーク工学科　教育創造工学科
工学研究科	エネルギーシステム工学専攻　電子情報システム工学専攻 自動車システム工学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
9 月 25 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 8 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 22 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理

11 月 19 日 ～11 月 20 日	実地調査の実施　　11 月 19 日　第 2 回評価員会議開催 11 月 20 日　第 3・4 回評価員会議開催
12 月 8 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 20 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 12 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

13 こども教育宝仙大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神「仏教精神を基調とした人間教育によって、品格と知性を兼ね備えた人を造る」に基づき、大学の使命・目的及び学部・学科の教育目的を定め、使命・目的、教育目的を反映した三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）が定められている。保育者養成に特化した教育体制を整え、社会情勢などの変化に対応して、大学改革及びカリキュラム改革の検討、プロジェクトの見直し、組織づくりが行われている。

大学の使命・目的及び教育目的は、ホームページや各種媒体を通じて、また、新入生オリエンテーション、保護者会などで学内外に周知されている。

中長期計画については、3 年ごとに法人の中期経営計画を策定し、使命・目的及び教育目的を反映している。

〈優れた点〉

○「Mission（使命）、Vision（将来像）、Value（自校の価値）」の策定及びそれを具体化した「こども教育 HOSEN WAY プロジェクト」について各委員会等で分担し、全教職員が取組んでいることは評価できる。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜を公正な方法で実施している。「入学センター」が中心になり入試改革に積極的に取組み、概ね適切な学生数が確保されている。

教職協働のもと学修支援を行う体制が整備され、きめ細かい指導がなされている。また、ゼミ担当者（アドバイザー）が学生相談室等と連携し、学生が気軽に相談できる環境を整え、生活支援等について体制を整備し積極的に取組んでいる。1 年次から保育者養成の各段階に見合ったキャリアガイダンスが組立てられ、キャリア支援が行われている。

教育目的を達成するために校地、校舎、各種実習施設、図書館等が整備され、耐震など安全性についても配慮されている。「学生による授業評価と授業改善のためのアンケート」「学生生活満足度調査」等の各種調査及び「学生と教員との意見交換会」等を実施して、常に学生の意見や要望をくみ上げ、学生生活の改善に反映されている。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを適切に定め、それに基づき単位認定基準、

卒業認定基準を学則及び履修規程に定めて、厳格に適用している。

カリキュラム・ポリシーに基づき、ディプロマ・ポリシーに明記した人材の養成を目的として、質の高い幼児教育・保育・児童福祉に関わる専門家の養成を柱とした体系的なカリキュラムが編成されている。「実践的なカリキュラムの充実」「大学独自の表現教育」「グローバル化に対応する教育力」「ゼミナール」を柱として、保育の現場と関わる体験学習や学外実習、多様な実技科目を実施するなど特色ある教育が行われている。教員はアクティブ・ラーニングを積極的に取入れた授業を行っており、教務委員会、FD 委員会等を中心にさまざまな角度から継続的に検討し、教授方法の工夫・開発と効果的な実施に努めている。

〈優れた点〉

○教育実習・保育実習に関しては、学生一人ひとりに対し小規模校ならではのきめ細かい実習指導が行われており、スタッフが常駐する実習指導室がさまざまな相談や情報収集のため多数の学生に利用されている点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長直属の組織として、「大学運営会議」や諮問機関としての「学長室会議」を設置するなど、学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制が整備されている。教学マネジメントの構築に当たっては、「大学運営会議」が中心的な役割を担い、各委員会等がそれぞれの役割を担うことで評価・改善のサイクルを回している。しかしながら、規則の整備等については、法令に沿った適切な対応が求められる。

大学に必要な専任教員数及び免許･資格等に関する基準等で定められた教員数を確保し、適切に配置している。FD 委員会が中心になり、学生による授業アンケート、FD 研修会、公開授業、授業研究会を柱として、教員の資質・能力向上に取組んでいる。

研究・教育のための環境を整えるとともに、研究倫理に関する規則を整備し、研究倫理の確立と適切な運用に努めている。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為に基づき「宝仙学園基本指針並びに行動基準」をはじめ組織倫理に関する規則を整備し、適切な運営が行われている。また、3 年ごとの中期経営計画の策定と実行及びその点検と評価を継続している。

環境、人権、安全に配慮して、規則を整備し、環境保全、人権保護、危機管理に努めている。

理事会は適正に運営されるとともに、監事は適切に選任され業務を執行している。中期経営計画においては、法人の経営方針、経営目標を明確にし、法人及び大学はこれを踏まえた経営戦略及び具体的施策を策定して学校運営に当たっている。

法人全体では安定した財務基盤が保たれている。会計処理は適正に実施されており、監事及び監査法人よる会計監査の体制が整備され、厳正に会計監査が実施されている。

「基準６．内部質保証」について

「こども教育宝仙大学内部質保証に関する方針」を定め、自己点検・評価を行うため組織体制を整備するとともに、学長の責任体制を明確にして、自己点検・評価活動を行っている。また、「こども教育宝仙大学外部評価規程」を定め、外部有識者による外部評価委員会を設置し、外部評価を受けている。

「こども教育宝仙大学自己点検・評価規程」に基づき、自己点検・評価項目全体についての点検・評価を数年に一度実施し、結果を公表している。

「実践教育」「寄り添う教育」「保育の宝仙」を柱として設定した内部質保証のためのプロジェクトを中心に PDCA サイクルが機能しているが、諸規則の整備など内部質保証を高めるための更なる取組みに期待したい。

総じて、大学は建学の精神及び使命・目的、教育目的に沿った学部・学科を設置し、教育支援、生活支援等を適切に実施している。三つのポリシーに基づく教育課程を編成するとともに、学生確保は概ね適切に維持されており、また財政基盤も安定している。

経営・管理に関しては、規則等に基づき概ね適切に運営されるとともに、自己点検・評価を実施することにより内部質保証に取組んでいる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.教育研究の進展[社会貢献・地域連携]」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 特色ある教育活動「宝仙マイスター制度」
2. 特色ある教育活動「課外プログラム」
3. 学園内の高大接続事業

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神「仏教精神を基調とした人間教育によって、品格と知性を兼ね備えた人を造る」に基づき、大学の使命・目的は学則第 1 条に、また、学部・学科の使命・目的及び教育目的は学則第 7 条に示され、いずれも具体的かつ簡潔に明文化されている。

保育者養成に特化した教育体制を整え、実践力と柔軟性を備えた人材育成を行うことを大学の個性・特色として示している。

社会情勢などに対応し、中期経営計画の策定を通じて、教育目的の実現のための取組みとして、大学改革及びカリキュラム改革の検討、プロジェクトの見直し等が行われている。また、「入学センター」「こども教育研究センター」等を立上げ、変化に対応した組織づくりが行われている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は、法人全体で議論を重ね、理事会、評議員会で審議され、役員及び教職員の理解と支持を得ている。使命・目的及び教育目的は、ホームページ、大学案内、学生募集要項、新入生オリエンテーション、保護者会などで学内外に周知されている。教職員に向けては、教授会、FD 研修会、SD 研修会等で周知されている。

使命・目的及び教育目的に沿って、法人の中期経営計画を策定し、年度ごとに具体化されている。また、それぞれ三つのポリシーに反映されている。使命・目的及び教育目的を達成するため「こども教育学部・幼児教育学科」の 1 学部 1 学科を設置し、加えて「こども教育研究センター」を設置して、必要な教育研究組織を備えている。

〈優れた点〉

○「Mission（使命）、Vision（将来像）、Value（自校の価値）」の策定及びそれを具体化した「こども教育 HOSEN WAY プロジェクト」について各委員会等で分担し、全教職員が取組んでいることは評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に根差した「人を造る」教育を実現し、幼児教育・保育の専門家を養成する教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを策定し、大学案内、学生募集要項、入試ガイド、ホームページ等で周知されている。

「入学センター」のもと、「入試委員会」「入試実施小委員会」「入学試験問題作成等小委員会」が設置され、アドミッション・ポリシーに沿って入試区分ごとに入学者選抜を公正な方法で実施しており、適切な体制のもと入学者を受入れ、分析、検証がなされている。

入学者確保のため積極的に「入学センター」が中心になり、入試改革に取組み、入学定員、収容定員に沿って、概ね適切な学生数を確保している。

2－2. 学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

職員が構成員として各委員会に必ず参画するとともに、教職協働のもと、履修指導、学修の進め方、成績・単位修得に関する指導等について、きめ細かく支援する体制が整備されている。週 2 回のオフィスアワーが設定され、学生への周知もされていることで、専任教員と個別学生とのコミュニケーションを図る機会になっている。また、ゼミ担当者（アドバイザー）を中心に日常的に学生への支援体制が整えられ、学生が気軽に相談できる環境になっている。

SA(Student Assistant)を科目特性に応じて公募し、適切に配置することで学修支援の充実を図っている。障がいのある学生については、「障がい学生支援委員会」を設置し、「合理的配慮に関する申込書・依頼書」等を活用して、学生相談室やゼミ担当者（アドバイザー）と連携を図り適切な支援が行われている。

2－3. キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

保育者養成に特化した単科大学であるという特性から、1 年次から各段階に見合った目的を設定したキャリアガイダンスが組立てられ、きめ細かく指導されている。

キャリア支援は「キャリアサポート委員会」が中心になり、求人情報の提供、学生への就職・進学に対する相談・助言、キャリアガイダンスの企画・実施等が行われており、適切に運営されている。また、特定のゼミが、「インターンシッププログラム協定」に基づき積極的に活動し、参加学生は教育効果を得ている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活支援のため、「学生厚生委員会」を中心に、「学生相談室運営委員会」「ハラスメント防止委員会」「障がい学生支援委員会」及び「キャリアサポート委員会」が組織され適切に機能している。また、学生生活全般を支援する「教務・学生課」「キャリアサポートセンター」が設置され教職協働のもとに学生支援が適切になされている。

大学独自の「こども教育宝仙大学奨学生制度」をはじめ、各種奨学金により学生に対する経済的支援を適切に実施できる仕組みが整備されている。

学生の課外活動支援のため、サークル活動、学友会、学園祭及びその他の行事等に対し、人的及び経済的な支援が適切になされている。学生相談室や保健室では、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談に応じるとともに、ゼミ担当者（アドバイザー）や学科教員が日常的に相談に応じるような仕組みが作られている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のために、校地、校舎、体育施設、図書館、情報関係の設備が整備され、

耐震化率 100%と安全性が確保されている。また、学科の教育目的に応じた実習室として、音楽演習室、ピアノレッスン室、造形演習室、保育演習室、プレイルーム、校地内の宝仙学園幼稚園等、実習環境が整備され、有効に活用されている。図書館は専門性を重視した図書館として十分な資料、データベース等が整備され、利用促進のため毎年、図書館主催の各種行事・イベントが行われ、図書館利用の促進につながっている。

バリアフリーの整備については、施設を点検し、さまざまな工夫がなされている。

授業は学生数に応じて教室環境が整えられ、少人数教育を基本として適切に管理され教育効果を上げている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「学生による授業評価と授業改善のためのアンケート」「学生生活満足度調査」「大学生活のためのアンケート」及び「学生と教員との意見交換会」等を実施して、常に学修支援、学生生活、学修環境に関する学生の意見や要望をくみ上げるシステムが構築されており、改善への取組みに反映されている。また、ゼミ担当者（アドバイザー）が、学生生活に対するさまざまな学生の意見･要望の把握に努め､学生へのきめ細かい対応がなされている。

学生が日常的に気軽に学長に意見・要望・提案ができる仕組みとして「学長ホットライン」を導入し、学長が学生からの意見・要望・提案を直接聴くことができ、積極的に反映させようとする仕組みが整備されている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーが適切に定められ、「授業ハンドブック」、ホームページ、大学案内に掲載して周知されている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえて単位認定基準、卒業認定基準が学則及び履修規程に定められ、厳正に適用されている。進級基準ではないが、各学年必修になっているゼミ科目について履修条件が履修規程に定められており、2 年次までに一定の科目が修得できていない場合、3 年次の履修ができない科目設定になっている。これらの基準は「授業ハンドブック」に掲載され、入学時にはオリエンテーションにおいて周知されている。

授業計画及び成績評価基準を明示したシラバスが作成されている。成績不良者に対しては GPA(Grade Point Average)に基づき、ゼミ担当者（アドバイザー）等による履修指導が行われている。卒業要件の一つとして累積 GPA1.5 以上の修得が定められている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえてカリキュラム・ポリシーが定められ、ホームページで公開するとともに、「授業ハンドブック」に掲載して周知されている。

カリキュラム・ポリシーに基づき保育の専門家を養成する体系的な教育課程が編成されており、ディプロマ・ポリシーに示す人材養成の目的との一貫性が保たれている。

シラバスは、留意事項等を定めたマニュアルに基づいて作成され、教務委員会の点検により適切に整備されている。履修登録単位数について、上限は学期ごとに 20 単位を原則とし、GPA により追加・取消しを可能としている。教養教育は、学修の基礎になる科目群として「総合基礎領域」の科目が配置され、教務委員会の監督下で適切に実施されている。

教員はアクティブ・ラーニングを心掛けた授業を行っている。教務委員会、FD 委員会を中心にさまざまな角度から検討し、教授方法の工夫・開発と効果的な実施に努めている。

〈優れた点〉

○教育実習・保育実習に関しては、学生一人ひとりに対し小規模校ならではのきめ細かい実習指導が行われており、スタッフが常駐する実習指導室がさまざまな相談や情報収集のため多数の学生に利用されている点は評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検･評価方法の確立について､｢大学運営会議｣、教授会、ゼミ担当者（アドバイザー）会議、各委員会が中心になって取組んでいる。ディプロマ・ポリシーは、具体的な人材養成の目標である保育者に関わる免許・資格の取得率や専門職への就職率などを学修成果の柱としながらも、専門職としての社会人・職業人としての資質・能力に対応した幅広い内容になっている。

学修成果は、教務委員会を中心とする成績評価・GPA 分布の分析、幼稚園教諭一種免許状と保育士資格の取得率、その資格を生かした専門職への就職率、学外実習先の評価等、多様な方法によって点検・評価されている。こうした点検・評価の結果が教育内容・方法の改善や学修指導にフィードバックされている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長直属の組織として、｢大学運営会議｣や諮問機関としての「学長室会議」を設置するなど、学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制が整備されている。

学則、「こども教育宝仙大学運営会議運営規程」「こども教育宝仙大学こども教育学部教授会運営規程」及び各委員会の内規等により、各部局の役割や大学の意思決定の権限及び責任が明確に規定されている。

教学マネジメントの構築に当たっては、大学運営会議が中心的な役割を担い、｢大学改革

推進本部」、IR 委員会、FD 委員会、自己点検・評価委員会等の組織がそれぞれの役割を担うことで評価・改善のサイクルを回している。

各種委員会など教学運営に係る組織への職員の配置が規定されており、職員は各委員会などの活動において明確な役割を担っている。

〈改善を要する点〉

○学校教育法施行規則第 26 条第 5 項が規定する学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きを定めていない点については、諸規則を整備する等の改善を要する。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学に必要な専任教員数及び免許･資格等に関する基準等で定められた教員数を確保し、適切に配置している。

「こども教育宝仙大学教員審査委員会規定」「こども教育宝仙大学専任教員の職位及び授業科目担当の適格性に関する審査基準」「宝仙学園人事評価制度実施規程」に基づき、教員の採用・昇任が適切に行われている。

FD については、FD 委員会が中心になり、学生による授業アンケート、FD 研修会、公開授業、授業研究会を柱として各委員会と連携をとりながら、教員の資質・能力向上に組織的かつ計画的に取組んでいる。

4－3. 職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学運営に関わる職員の資質及び能力向上への取組みとして「宝仙学園事務職員教育研修規程」を制定し、組織的かつ計画的な研修を実施している。

年間計画により、各業務に関係する外部団体が行う研修会や説明会へ職員を派遣するほか、学内では、FD 委員会との共催による研修会や独自に企画した研修会を開催している。

法人全体では、新任者研修、仏教精神の理解を深めるための「長谷寺仏教研修」、労働規

則改正等の時事の話題や運営上の課題を取上げた研修など、時機に応じた研修を企画し、事務職員だけでなく教授等の教員や学長等の大学執行部の参加を促している。

4－4. 研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員は個人研究室が割当てられ、共同の研究施設が利用できるなど、研究・教育にふさわしい環境が整備されている。また、学生と教員を対象として研究環境に関するアンケートを実施し、研究環境の改善にも努めており、適切な運営・管理が行われている。

研究倫理に関する規則を整備し、「学術研究倫理委員会」が中心になって教員及び学生の研究倫理教育に取組むことにより、研究倫理の確立と厳正な運用に努めている。

研究費に関する規則が整備され、研究活動への資源の配分が適切に行われている。また、研究委員会が中心になって研究活動のスタート支援や説明会の実施、競争的資金等の公募情報の集約・周知など、教員の研究活動の支援を行い、外部資金導入へつなげるよう努力を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき「宝仙学園基本指針並びに行動基準」をはじめ組織倫理に関する規則を整備して経営の規律と誠実性の維持を表明し、適切な運営が行われている。また、中期経営計画の PDCA サイクルを回し、毎年度末の「学園経営理事長方針説明会」では経営方針の周知徹底を図るなど、使命・目的の実現に向けた継続的な努力が行われている。

環境保全に関しては、環境に配慮した省エネルギー対策に取組んでいる。人権に関しては、公益通報者保護やハラスメント防止に関する諸規則を整備し、人権保護に努めている。また、安全への配慮に関しては危機管理に関する諸規則が整備されている。防災訓練では、学生及び教職員の避難訓練を行うとともに、災害対策を「学生生活ハンドブック」の掲載項目に加え、学生に周知徹底するなど危機管理に努めている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は寄附行為に法人の最高意思決定機関と位置付け、「宝仙学園理事会会議規則」に基づいて運営され適切に機能している。理事の選任は寄附行為に基づき適切に行われ、理事会への出席状況は概ね良好であり、欠席の場合の意思表示も適切に行われている。

理事会審議事項の事前検討機関として「火曜会」を設置し、原則として毎月 1 回開催して外部理事を含む理事による意見集約が行われ、使命・目的の達成に向けた体制が整備され、機能的な運営が行われている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

重要事項の意思決定に際し、理事会と「火曜会」「学内理事検討会」「大学運営会議」などを通じて、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通及び連携が円滑に行われている。

「学園経営理事長方針説明会」では、年度の総括、今後の方針及び各部門の重要課題などが説明され、リーダーシップを発揮するための内部統制環境が整えられている。

大学の各種委員会には、教職員が必ずいずれかの委員会に所属することで教職員の提案などがくみ上げられ、仕組みとして機能している。

監事は寄附行為に基づき適切に選任され、理事会及び評議員会などに毎回出席し、法人の業務及び財産の状況について意見を述べている。評議員は寄附行為に基づき適切に選任され、評議員会への諮問事項も寄附行為に基づいて適切に行われており、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックが機能している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】
基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉
3 か年の中期経営計画には、策定方針、予算編成方針及び財務管理指標が示され、これに基づいて法人及び法人内の各設置校の経営戦略及び具体的施策が策定されており、計画的な財務運営が行われている。
大学単独では、基本金組入前収支差額がマイナスになっているが、令和 2(2020)年度には入学定員を充足し、収容定員充足率も改善されている。法人全体では基本金組入前収支差額の黒字を継続し、安定した財務基盤を確立している。また、財務管理指標を定め収支の指標管理を行って収支バランスの確保に努めている。
外部資金獲得のため、新任教員の研究活動スタート支援、科学研究費助成事業への応募を推奨するための学内説明会の開催、外部資金の公募情報をグループウェアに集約し教員がアクセスしやすい環境を整備するなどの努力が行われている。

5－5. 会計
5-5-①　会計処理の適正な実施
5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】
基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉
私立学校法、学校法人会計基準、「宝仙学園経理規定」などに基づき、適正な会計処理が行われている。会計処理においては、担当者以外による確認や法人事務局と法人内の各設置校事務部・事務室間の精査などによる錯誤防止の体制がとられている。
監事及び監査法人よる会計監査の体制が整備され、厳正に会計監査が実施されている。また、監事と監査法人との「監査方針打合せ会議」にて、決算状況・監査状況の報告及び法人運営に対する意見交換などの機会が設けられている。

基準 6. 内部質保証

【評価】
基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制
6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「こども教育宝仙大学内部質保証に関する方針」を定め、自己点検・評価を行うための自己点検・評価委員会、学内情報を数値化・可視化し評価指標として管理分析する IR 委員会を設置し、大学での内部質保証のための組織を整備している。また、学長が理事会をはじめとする法人運営諸会議全ての構成員になって、法人全体の自己点検・評価に参画していることなどを明示し、責任体制を明確にしている。

「こども教育宝仙大学外部評価規程」を定め、認証評価機関による大学機関別認証評価に加え、外部有識者による外部評価委員会を設置し、外部評価を受けている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「こども教育宝仙大学自己点検・評価規程」に基づき、大学が設定した自己点検・評価項目のうち、教育研究活動に関する自己点検・評価を毎年度実施し、結果を年次報告としてまとめ、学長に報告されたのち、「大学運営会議」及び教授会等で共有している。また、項目全体についての点検・評価は、認証評価機関による認証評価の前年度及び前々年度を原則として、数年に一度実施し、結果は自己点検評価書として公表されている。

認証評価機関による評価及び全項目点検・評価の時期に合わせて外部評価委員会による外部評価を実施し、結果を公表している。

IR 委員会、IR 推進グループを設置し、「卒業率」「免許・資格取得率」及び「公務員就職率」や GPA 等、現状把握のためのデータや情報の収集・分析を行っている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、基本理念を基礎とした「Mission（使命)」「Vision（将来像)」「Value（自校の価値)」を定め、特に「Vision」とした「こども教育 HOSEN WAY を確立する」こと

が内部質保証につながると認識し、「実践教育」「寄り添う教育」「保育の宝仙」の三つのプロジェクトを柱に 42 件の項目を設定して全学的に取組んでいる。

教職員の「目標挑戦シート」による PDCA サイクル、「こども教育 HOSEN WAY プロジェクト」の「大学改革推進本部」と各委員会による PDCA サイクル、「自己点検・評価委員会」及び「IR 委員会」による点検・評価と外部評価及び認証評価による PDCA の仕組みが作られており、機能している。

〈参考意見〉

○学校教育法施行規則第 26 条第 5 項に関する諸規則の整備など、内部質保証を高めるための今後の更なる取組みが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．教育研究の進展［社会貢献・地域連携］

A－1．教育活動における地域社会との連携

A-1-①　教育領域に係わる地域社会への貢献

A-1-②　地域子育て支援室の展開

A-1-③　自治体との連携による教育活動

【概評】

地元密着型の社会貢献・地域連携を推進することを目的に、従来行ってきた地域貢献事業を統合し、保育や幼児教育に関わる研究や社会貢献を担う拠点として平成 30(2018)年度に「こども教育研究センター」を設置し、地元自治体である中野区と連携しながら、保育者養成機関としての大学の特色を生かした地域貢献事業の取組みが行われている。同センターの活動には、「教育研究企画」「社会貢献・地域貢献」「地域子育て支援」の 3 部門があり、各部門の担当チーフを中心に教職員が協働して企画立案・実施に当たっている。

地域子育て支援室「ぷちとまと」を令和元(2019)年度には原則月 2 回のペースで開催し、地域の親子が多数参加している。開催に当たっては、保育士の指導のもとに学生ボランティアやゼミ学生がスタッフとして加わっており、学生にとっては子育て支援の実践的学習の機会になっている。また、中野区の委託事業である「保護者支援プログラム」で講習会等を実施し、地域の保護者に対して子どもの発達についての学習機会を提供している。

これらの活動を通して、幼稚園教諭・保育士の資質と専門性の向上を図り、家庭教育と地域における子育て支援の取組みを連動させている。大学の教育目的と関わる領域での社会貢献・地域連携の事業が継続的に実施されており、それらへの参加を通じて学生の学び・育ちが促進される成果を挙げている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．特色ある教育活動「宝仙マイスター制度」

本学独自の教育プログラムとして、「宝仙マイスター制度」がある。宝仙マイスター制度とは、保育者としての専門的な知識・技術に加えて、もう1つの力をつけることができる本学独自の制度である。保育者としての専門的な知識や技術の上に、さらに能力を磨きたいと考える分野を選択し、設定されたカリキュラムに沿って知識・技能を修得していき、一定の条件を満たすことによってマイスター認定証が学長より授与される。

令和元(2019)年度は、「食育おやつマイスター」、「身体遊びマイスター」、「異文化・国際理解マイスター」のプログラムに挑戦し、計11名の卒業生がマイスター認定証を授与された。

2. 特色ある教育活動「課外プログラム」

本学では異文化、多文化社会と交流を通じ、幼児教育や保育への理解を深めていくことを目的に、国内・国外の2つの研修による「課外プログラム」を実施している。

令和元(2019)年度は、国内研修として、富山県南砺市利賀村において、2年生15名が参加の上「利賀村研修」を実施し、利賀村の風土と伝統文化にふれ、地域と人々とのつながりについて体験的に学習するとともに、保育者として必要とされる他者への理解力とコミュニケーション力を身につける機会となった。

また、国外研修は、オーストラリアのゴールドコーストにおいて、3年生9名が参加の上、「オーストラリア幼児教育・保育体験及び英語研修」を実施した。研修は、現代において求められるグローバルな保育者の育成をめざし、保育英語及び活用できる語学基礎力を身につけるとともに、現地の幼稚園・保育施設の見学や保育実習体験により、多文化社会における幼児教育・保育の学びを深めていくものである。【資料V-2-1、V-2-2】

3. 学園内の高大接続事業

本学は、宝仙学園内の他の教育部門と連携し、幼児教育・保育の学びを深める教育活動を推進している。令和元(2019)年は、特に、宝仙学園高等学校(女子部保育コース)と連携し、学園内の高大接続事業による保育の学びを推進した。本事業の取り組みは、①教員間での保育に関する研修会・情報交換会等の実施、②高校の授業における大学教員の講義・授業の実施、により行なった。①は、「高校保育コースの教育内容の理解」をテーマとした第一回研修会(4月10日開催)を高校保育コース担当教員と大学全教員とで行い、また、「保育現場での実習体験・体験からの学び」をテーマとした第二回研修会(12月11日開催)を、高大の各実習担当者からの授業報告により実施をした。

また、②は、女子部保育コース各学年の独自科目(1年次「こども学Ⅰ」、2年次「保育概論」、3年次「幼児教育論」)において、合計20回の「大学体験授業」を実施した(1年次「こども学Ⅰ」6回実施／9/4、10/9、11/6、12/4、1/15、2/19、2年次「保育概論」10回実施／5/13、5/20、6/10、7/1、9/30、10/7、11/11、12/2、1/20、2/17、3年次「幼児教育論」4回実施／5/20、6/3、6/24、9/30)。次年度においても本事業を継続し、学園教育を通じて保育者養成を推進していく計画である。

Ⅳ　大学の概況（令和2(2020)年5月1日現在）

開設年度　　平成 21(2009)年度
所在地　　東京都中野区中央 2-33-26

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
こども教育学部	幼児教育学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
9 月 1 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 10 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 24 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 13 日	実地調査の実施　　10 月 13 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 14 日	10 月 14 日　第 3・4 回評価員会議開催
12 月 4 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 22 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 17 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

14 埼玉医科大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的については、学則、大学院学則等において明確に定められており、具体的かつ簡潔に文章化されている。各学部・学科及び各研究科・専攻の教育目的は簡潔に文章化され、その趣旨は掲載する媒体を通じて一貫している。大学の特色である、「すぐれた実地臨床医家並びに保健医療技術者の育成」については、使命・目的等に反映され、社会情勢などに応じて見直しを行っている。

使命・目的及び教育目的の策定、改定を担う委員会等に、役員、教員及び事務職員が参画し、広く理解と支持が得られるように努めている。使命・目的等は、中長期的な計画である「長期総合計画」や、各学部・学科及び各研究科・専攻の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映され、教育研究組織は使命・目的等を達成するためにふさわしい構成となっている。

〈優れた点〉

〇三つのポリシー、アセスメント・ポリシー等の策定、点検・評価及び改正を図る「埼玉医科大学ポリシー等策定委員会」に、学外者や学生代表を委員とし意見を求めている点は評価できる。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえて学部及び大学院の課程ごとのアドミッション・ポリシーを定め、適正な入学者の受入れを行っている。学修支援体制を整え、「医学教育フォーラム」や「医療人教育者のためのワークショップ」を通じて、教育に関する新たな課題の検討等を行っている。「埼玉医科大学医療人育成支援センター」を設置し、卒前、初期臨床研修、キャリア形成支援、生涯学習、女性医師支援、シミュレーション教育、地域医学推進センター、地域枠奨学金などの各部門活動を通じて、卒前卒後にわたるキャリア形成を支援している。

令和元(2019)年度に「カタロスタワー」を完成させるなど、学修環境の整備も進めている。また、学生の意見・要望については、「学生生活実態調査」「卒業時満足度調査」「学生部委員会と学生代表との懇談会」「Letters to the Dean 制度」など多様な仕組みを提供して、意見をくみ上げている。

〈優れた点〉

〇全ての入学者選抜において面接を行い、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の確

保に努めている点は評価できる。

○保健医療学部において、平成 21(2009)年から毎年開催されている「医療人教育者のためのワークショップ」は学部の教育力向上のため、教職協働で継続されている真摯な取組みであり、その姿勢は高く評価できる。

○「課外学習プログラム」において、多様なテーマによる課外学習の機会を提供し、キャリア支援や学修支援を充実させていることは評価できる。

○常勤図書館職員の過半数が「ヘルスサイエンス情報専門員」の認定を受けており、大学の方針として、専門性の向上に努力している点は高く評価できる。

○医学部カリキュラム評価委員会において､学生代表が構成員とし審議に参画する制度は、学生の意見・要望を把握する優れた取組みであり、高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

「埼玉医科大学の期待する医療人像」や各学部の教育目的を踏まえて、ディプロマ・ポリシーを策定し、適切に周知が行われている。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準については、学則に基づき「試験に関する規則」等に定め、厳正に適用している。ディプロマ・ポリシーに即したカリキュラム・ポリシーを作成し、適切に周知している。教授方法については、体験、調査、討論、発表等のアクティブ・ラーニングを実践しており、ワークショップや「医学教育フォーラム」なども開催して教授方法の改善を進めている。

「埼玉医科大学アセスメント・ポリシー」に学修成果の評価方針を定め、国家試験の合格結果、学生生活実態調査、卒業時満足度調査、留年率、就職率など大学が定めた多様な指標を用いて学修成果の点検・評価を行っている。

「基準４．教員・職員」について

学長のもとに、「評価・入試等」「研究等」「大学院・国際化等」「教育等」の役割を担う 4 人の副学長を置き、学長を補佐する体制を採っている。学長、副学長、学部長、研究科長等で構成する「大学運営会議」を設け、医学部では「医学部運営会議」を置いており、保健医療学部では「教員組織運営会議」を置き、教育・研究組織の連携と運営状況を学長に随時報告するなど大学の意思決定の権限と責任が明確であり、かつ適切に行っている。

専任教員数及び教授数は設置基準で定める基準を満たし、各科目について、その分野を専門とする教員を配置している。教員の資質向上を図るため「FD・SD 統括委員会運営規則」を定め、この委員会が主催して、教員研修、FD(Faculty Development)活動に取組んでいる。研究活動を支援、促進するため「医学部基本学科研究費」「学内グラント制度」「プロジェクト研究費」「学長裁量経費」などを定め、資源の配分を適切に行っている。

〈優れた点〉

○医療系教職員だけでなく事務系職員も含む大規模な SD 研修会である「日本の Mayo Clinic を目指す会」を毎年度開催しており、診療に限らず研究・教育においても「患者中心主義」を志向し、全学が一体となった取組みは高く評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

「学校法人埼玉医科大学寄附行為」をもとに定めた学則や法人規則は、法改正等により、意思決定機関で審議の上改正し、「基本理念」「倫理綱領」の見直しを行い改正していることから、経営の規律と誠実性を維持している。「第 4 次長期総合計画」を策定し、これに基づき単年度の事業計画、収支予算を策定していることから、使命・目的の実現への継続的努力をしている。私立学校法にのっとり、法人の業務を決するため理事会を置き、適切に運営している。

理事会機能を補完する組織として「常任理事会」と「埼玉医科大学グループ 21 世紀ビジョン実行戦略会議」がある。上述の「第 4 次長期総合計画」に沿って「第 4 次長期財務計画」を策定し、年度予算に対する執行と収支管理を行うなど適切な財務運営を行っている。また、会計処理については諸規則を遵守し、適正な処理を行っている。

〈優れた点〉

○基本理念等をまとめた「行動のしおり」を教職員、学生のみならず保護者にも配付し周知に努めている点は評価できる。

○理事会及び各理事が自己評価を行い、理事会の機能及びガバナンスの一層の強化につながっていることは高く評価できる。

○理事の義務や責任等を著した「学校法人埼玉医科大学理事必携」を作成し、就任に際し周知をすることは評価できる。

○理事長をはじめとする理事会のリーダーシップと教職員の努力により、財務状況が堅調に推移していることは評価できる。

「基準６．内部質保証」について

「内部質保証に関する全学的な方針」を定めて明示している。学長のもとに「埼玉医科大学大学運営会議」「埼玉医科大学自己点検・評価委員会」を設置し、学部、研究科ごとに自己点検・評価委員会を置くことで、恒常的な内部質保証のための組織体制を整備し、責任体制が整えられている。大学運営の現状について、専任の教職員を配置した「埼玉医科大学 IR センター」からの分析結果の報告に基づき自己点検・評価を行い、「埼玉医科大学年報」を毎年度刊行して、学内外に公表している。

三つのポリシーを起点とした内部質保証の確立のため、三つのポリシーを踏まえて設定された学修成果を自己点検・評価し、その結果を学修指導の改善にフィードバックし、教育の改善に取組んでいる。自己点検・評価、認証評価や IR(Institutional Research)の分析結果が、中長期計画の策定等に生かされ、内部質保証の仕組みが機能している。

〈優れた点〉

○大学全体及び各学部・学科において、それぞれ自主的、自律的な自己点検・評価を実施するシステムが構築されている点は評価できる。

総じて、高い倫理感と人間性、国際水準の医学と医療、社会的視点に立った調和と協力を柱とする基本理念「埼玉医科大学の期待する医療人像」のもと、適切に教育・研究を行

うとともに、理事長及び学長の強力なリーダーシップにより、堅実な大学運営を行っている。「21 世紀ビジョン会議」「日本の Mayo Clinic を目指す会」など、医療系総合大学として継続的な質の向上を目指す体制は高く評価され、他大学の模範となっている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域性」「基準 B.知的財産の保護と利用」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 国際交流活動
2. 日本の Mayo Clinic を目指す会

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的については、学則、大学院学則等において明確に定められており、具体的かつ簡潔に文章化している。各学部・学科及び各研究科・専攻の教育目的は、各学部規則及び「埼玉医科大学大学院の目的に関する規則」において明確に定められており、具体的かつ簡潔に文章化し、その趣旨は掲載する媒体を通じて一貫している。

大学の特色である、「すぐれた実地臨床医家並びに保健医療技術者の育成」については、使命・目的及び教育目的に反映され、明示している。平成 29(2017)年に「埼玉医科大学の期待する医療人像」を改めるなど、社会情勢などに応じて、使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
使命・目的及び教育目的の策定、改定を担う委員会、ワーキンググループに役員、教員及び事務職員が参画しており、広く理解と支持が得られるように努めている。使命・目的及び教育目的は、学生便覧をはじめとする各種の刊行物やホームページを通じて学内外に周知している。

中長期的な計画である「長期総合計画」を策定し、使命・目的及び教育目的が反映されている。各学部・学科及び各研究科・専攻の三つのポリシーについては、「埼玉医科大学の期待する医療人像」を反映して策定されている。

大学の学部・学科及び研究科・専攻の教育研究組織は、使命・目的及び教育目的を達成するためにふさわしい構成となっている。

〈優れた点〉
○三つのポリシー、アセスメント・ポリシー等の策定、点検・評価及び改正を図る「埼玉医科大学ポリシー等策定委員会」に、学外者や学生代表を委員とし意見を求めている点は評価できる。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ
2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
教育目的を踏まえて学部及び大学院の課程ごとのアドミッション・ポリシーを定め、「学生便覧」「大学院案内」「ホームページ」「学生募集要項」に明示し、周知している。

入学者の受入れは、アドミッション・ポリシーに沿って入試区分を定めて実施しており、筆記試験の問題は入学試験委員会規程に従って大学が独自に作成している。医学部では「医

学部入学試験ワークショップ」を開催し、適切な入学者選抜が実施できているかを検証し、その改善に役立てている。保健医療学部では各区分の面接試験委員に入学試験委員長からの説明と質疑応答を繰返し行うことで、面接試験評価の標準化を図っている。また、大学院では問題作成委員が解答に関する解析を行い、次回の問題作成の参考にしている。

入学定員及び収容定員の充足率は、各学部・学科において適正に推移しており、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保している。

〈優れた点〉

○全ての入学者選抜において面接を行い、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の確保に努めている点は評価できる。

2－2. 学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教員と職員等の協働による学生への学修支援に関する実施体制として、医学部では「卒前教育委員会」が中心となり、保健医療学部では「学務委員会」が中心となって学修支援に当たっている。また、「医学教育フォーラム」や「医療人教育者のためのワークショップ」を開催し、教育に関する新たな課題の検討や知識の強化を図っている。

オフィスアワーを全学的に設定するとともに、電話又は E メールでの訪問予約や質問の受付を行うことで、教員による学生への学修支援を行っている。障がいのある学生に対する配慮については、学生募集要項に明記するとともに、教員が配慮すべき事項を聞取り、授業担当教員に伝えて的確に対応している。個別の学修支援体制として、医学部では「アドバイザー制度」を採用しており、保健医療学部では「担任制」を採用し、成績不振学生等への相談窓口としている。また、TA 制度を導入し、教員の教育活動支援を行っている。

〈優れた点〉

○保健医療学部において、平成 21(2009)年から毎年開催されている「医療人教育者のためのワークショップ」は学部の教育力向上のため、教職協働で継続されている真摯な取組みであり、その姿勢は高く評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育を担当する教員の多くがそれぞれの専門職であるため、教育課程そのものがキャリアガイダンスの一環となっている。加えて、医学部における「キャリアデザイン」ユニットの開設や、保健医療学部臨床検査学科における「企業実習」の開設によるインターンシップの実施など、教育課程上でキャリア支援に関する取組みを進めている。全学の共通部門として「埼玉医科大学医療人育成支援センター」が設置され、卒前、初期臨床研修、キャリア形成支援、生涯学習、女性医師支援、シミュレーション教育、地域医学推進センター、地域枠奨学金などをつかさどり、卒前卒後にわたるキャリア形成を支援している。

また、図書館に就職コーナーを設置し、社会的・職業的な自立を支援している。

〈優れた点〉

○「課外学習プログラム」において、多様なテーマによる課外学習の機会を提供し、キャリア支援や学修支援を充実させていることは評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のため、「埼玉医科大学学生部委員会」「埼玉医科大学医学部学生部委員会」「埼玉医科大学保健医療学部学生部委員会」を定期的に開催し、学生生活の支援を行っている。日本学生支援機構の奨学金の他に、大学独自の奨学金を複数設けており、学費等の負担軽減のための経済的支援を行っている。また、「学生会」が中心となって部活動や大学祭などを行っており、これらの課外活動に関するサポートを「学生部委員会」が行っている。学生の心身に関する健康相談については、「教職員・学生健康推進センター」を中心に各キャンパスに「健康推進室」を設置して対応している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地及び校舎の面積は、設置基準等にのっとり適切な面積を有しており、実習施設、図

書館、体育館等を適切に整備している。学修環境の整備については川角キャンパスの老朽化対応を含めて、年次計画により進められている。

図書館については、適切に整備され、IT 化も進んでおり、全学的な情報サービス施設として「情報技術支援推進センター」も機能している。

各キャンパスにおいて、手すりやスロープ、車椅子対応の駐車スペースを整備し、バリアフリー対策を施している。また、教育目的の達成に向けて少人数教育やアクティブ・ラーニングの導入が進められ、教育効果が期待できるクラスサイズとなっている。

令和元(2019)年度に「カタロスタワー」を完成させるなど、施設面での改善も進めている。

〈優れた点〉

○常勤図書館職員の過半数が「ヘルスサイエンス情報専門員」の認定を受けており、大学の方針として、専門性の向上に努力している点は高く評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

医学部の「アドバイザー制度」と保健医療学部の「担任制」を通じた学生の意見や要望の収集に加えて、「学生生活実態調査」「卒業時満足度調査」「学生意見箱」「学年小委員会で教員との意見交換」「学生部委員会と学生代表との懇談会」「Letters to the Dean 制度」など多様な仕組みを通じて学修支援や学生生活に関する意見・要望をくみ上げている。

学生の意見に基づいて、図書館の開館時間延長、学生ホールの建設、グラウンドの整備など、施設・設備の改善を行っている。

〈優れた点〉

○医学部カリキュラム評価委員会において、学生代表が構成員とし審議に参画する制度は、学生の意見・要望を把握する優れた取組みであり、高く評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

「埼玉医科大学の期待する医療人像」や各学部の教育目的を踏まえて、ディプロマ・ポリシーが策定され、学生便覧やホームページ等に明示し、オリエンテーション等で繰返し説明するなど適切に周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準及び修了認定基準を策定し、学生便覧に掲載して周知している。また、学則に基づき、「試験に関する規則」等に定め、厳正に適用している。

〈参考意見〉

○成績評価基準について、学生便覧に記載はあるが、学則では別に定めるとしているため、規定化することが望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学部・学科のカリキュラム・ポリシーを作成し、学生便覧、ホームページ、シラバスや大学院案内に掲載し、周知している。

卒業時アウトカムとカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を明示するために、科目間のつながりや卒業までの道のりが分かりやすいように履修系統図を提示している。また、教養科目をカリキュラムに適切に配置し、実施している。

教授方法については、体験、調査、討論、発表等のアクティブ・ラーニングを実践しており、医学教育センター医学部領域 FD 部門、同保健医療学部領域 FD 小委員会を中心として、ワークショップや「医学教育フォーラム」などを開催している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示している。国家試験の合格結果、学生生活実態調査、卒業時満足度調査、留年率、就職率等の分析を行い、大学関連病院の初期臨床研修協力施設に卒前教育に関するアンケート調査を実施し、卒業生の特徴や改善すべき点について意見を集約するなど、大学が定めた多様な指標を用いて、学修成果の点検・評価を行っている。

学修成果の点検・評価の結果は、各種委員会等を通じて教員にフィードバックされ、教育内容・方法及び学修指導の改善に生かされている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長、副学長、各学部長、研究科長等で構成する「大学運営会議」を設け、医学部では「医学部運営会議」を置き、保健医療学部では「教員組織運営会議」を置いている。教育・研究組織の連携と運営状況を学長に随時報告し、学長は自身の裁量のもと、大学としての意思決定と教学マネジメントに係る方針などを協議・決定していることにより、大学の意思決定の権限と責任が明確であり、かつ適切に行っている。

学長のもとに、「評価・入試等」「研究等」「大学院・国際化等」「教育等」の役割を担う 4 人の副学長を置き、学長を補佐する体制を採っている。また、教授会は学則第 36 条に「学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。」と定めており、

教授会の位置付けと役割を明確にしつつ、学長の教学上の権限を担保している。

職員の配置については、「事務組織規程」により、適切に配置し、事務分掌を明確に示している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員数及び教授数は、設置基準で定める基準を満たし、各科目について、その分野を専門とする教員を配置している。専任の教授、准教授、講師、助教及び助手の採用・昇任の方針は「教員の基本的姿勢」を軸に「教員人事委員会規程」「医学部教員組織運営会議規程」「医学部教員選考に関わる資格審査委員会規則」「保健医療学部教員組織運営会議規則」「保健医療学部教員選考に関わる資格審査委員会規則」「大学院の教員の資格要件等に関する規則」等に定め、設置基準の「教員の資格」に沿い、教育研究業績に基づき採用・昇任を行っている。

教員の資質向上を図る目的において、「FD・SD 統括委員会運営規則」を定め、この委員会が主催し、教員研修、FD 活動に取組んでいる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 研修は、「学校法人埼玉医科大学 FD・SD 統括委員会」が組織的かつ計画的に実施しており、平成 23(2011)年度からは、全教職員を対象とした医療の本質、原点を踏まえた誇りある医科大学を目指すために「日本の Mayo Clinic を目指す会」を開催している。また、事務職員には、「新入事務職員研修」「フォローアップ研修」「リーダーズセミナー（幹部人材育成集中講座)」などの多層的な研修を行い、大学運営に関わる職員の資質・能力の向上に取組んでいる。

〈優れた点〉

○医療系教職員だけでなく事務系職員も含む大規模な SD 研修会である「日本の Mayo Clinic を目指す会」を毎年度開催しており、診療に限らず研究・教育においても「患者

中心主義」を志向し、全学が一体となった取組みは高く評価できる。

4－4. 研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理
4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用
4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

各キャンパスに研究室や共同利用施設などの研究活動を行うための環境を整備し、研究環境に関する満足度調査を行い、「医学研究センター」「学校法人埼玉医科大学リサーチアドミニストレーションセンター」が連携して研究支援をするなど適切な運営・管理を行っている。

医学研究に係る諸規則を整備し、「研究倫理向上研修会」「APRIN（一般財団法人公正研究推進協会）e ラーニング」「公的研究費に関する説明会」と大学院生や学部生への「研究倫理やコンプライアンスに関する教育」により、研究倫理の確立を図り、公的研究費に関する説明会の未受講者には応募資格を停止するなど、厳正な運用を行っている。

研究活動を支援、促進するため「医学部基本学科研究費」「学内グラント制度」「プロジェクト研究費」「学長裁量経費」などにより資源の配分を適切に行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持
5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人埼玉医科大学寄附行為」をもとに定めた学則や法人規則は、法改正等により、意思決定機関で審議の上改正し、「基本理念」「倫理綱領」の見直しを行い、改正していることから経営の規律と誠実性を維持している。また、組織の管理運営を機能させるため、「学校法人埼玉医科大学会議運営規程」「学校法人埼玉医科大学委員会運営規程」を定め、

理事会、評議員会をはじめ、適切に運営しており、「第 4 次長期総合計画」を策定している。これに基づき単年度の事業計画、収支予算を策定していることから、使命・目的の実現への継続的努力をしている。

「倫理綱領」「環境安全規程」により、環境保全、人権、安全への配慮をしている。また、「倫理審査委員会規則」「就業規程」「公益通報者保護規程」「個人情報保護規程」「ハラスメント防止規程」にて人権の配慮をし、「危機管理規程」「防火防災管理規程」「労働安全衛生規程」等に基づき、安全にも配慮している。

〈優れた点〉

○基本理念等をまとめた「行動のしおり」を教職員、学生のみならず保護者にも配付し周知に努めている点は評価できる。

5－2. 理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

私立学校法にのっとり、法人の業務を決するため理事会を置き、予算、補正予算、決算、事業計画、事業報告、法人及び大学規則の改正、学則変更、役員の変更等について審議している。

「学校法人埼玉医科大学寄附行為」に基づき、理事の定数を維持している。理事会への出席状況は良好である。

理事会機能を補完する組織として「常任理事会」と「埼玉医科大学グループ 21 世紀ビジョン実行戦略会議」があり、常任理事会規程により構成が定められ、寄附行為細則により副理事長以下の職務を定め、機能している。

〈優れた点〉

○理事会及び各理事が自己評価を行い、理事会の機能及びガバナンスの一層の強化につながっていることは高く評価できる。

○理事の義務や責任等を著した「学校法人埼玉医科大学理事必携」を作成し、就任に際し周知をすることは評価できる。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人と大学の管理運営機関の円滑化を図るため、理事長を中心とした学内理事等の経営組織の幹部と学長を中心とした教育・研究組織の幹部と病院長を中心とした診療組織の幹部と事務局幹部で組織した「教育・研究、診療連携会議」等を定期的に開催し、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。

理事長が直接教職員の考える発想やアイデアを取上げ、法人運営に生かすことを目的とした「理事長ダイレクトメッセージ」という仕組みを実行している。

監事は「監事監査規程」に基づき、定めた項目を監査し、理事会等に監査報告書を提出し意見を述べている。出席状況も良好である。

評議員会は、寄附行為第 20 条及び第 21 条に規定している諮問事項、役員に対する意見具申等を行い、出席率も良好であり、役割を果たしている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

創立 50 周年に向けた「第 4 次長期総合計画」に沿い「第 4 次長期財務計画」を策定し、「学校法人埼玉医科大学財務運営委員会」を年に 4 回開催して年度予算に対する執行と収支管理を行うなど適切な財務運営を行っている。

「学内グラント」「研究マインド支援グラント」「プロジェクト研究費」の資金支援及び「学校法人埼玉医科大学リサーチアドミニストレーションセンター」の組織的支援により外部研究資金を獲得しており、「創立 50 周年記念事業」としての寄付金募集活動も進めている。また、入学者数は計画どおりに推移し、収入の 8 割を占める医療収入においても増収を維持するなど、積極的な収入確保と徹底した経費の削減・抑制を行うとともに、「学校法人埼玉医科大学資金運用規程」に基づく元本の確保を優先した資金運用により、安定した収支バランスを確保している。

〈優れた点〉

○理事長をはじめとする理事会のリーダーシップと教職員の努力により、財務状況が堅調に推移していることは評価できる。

5－5. 会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準、「学校法人埼玉医科大学寄附行為」「学校法人埼玉医科大学監事監査規程」「学校法人埼玉医科大学内部監査規程」を遵守し、判断が難しい場合には公認会計士や顧問税理士のほか、日本私立学校振興・共済事業団等の助言を得るなど、適正な処理を行っている。

会計監査については監事、監査法人、内部監査室による三様監査を実施し、監事と監査法人が理事会及び評議員会に出席し、監査結果の報告及び法人の財産等の状況について意見を述べるなど、厳正な会計監査を行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の基本的考え方について、「内部質保証に関する全学的な方針」を定めて明示している。

学長のもとに「埼玉医科大学大学運営会議」「埼玉医科大学自己点検・評価委員会」を設置し、各学部・研究科ごとに「自己点検・評価委員会」を置くことで、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備し、責任体制が整えられている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

全学自己点検・評価委員会において、大学運営の現状について「埼玉医科大学 IR センター」からの分析結果の報告に基づき自己点検・評価を行い、その結果について、大学の自己点検・評価報告書である「埼玉医科大学年報」を毎年度刊行して、学内外に公表して

いる。

各学部・研究科の自己点検・評価委員会を定期的に開催し、各学部・研究科における教育・研究について自己点検・評価を実施している。

「埼玉医科大学 IR センター」に専任の教職員を配置して、調査・データの収集と分析を行える体制を整備し、定期的に理事会、大学運営会議への報告を行っている。

〈優れた点〉

○大学全体及び各学部・学科において、それぞれ自主的、自律的な自己点検・評価を実施するシステムが構築されている点は評価できる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証の確立のため、三つのポリシーを踏まえて設定された学修成果を自己点検・評価し、その結果を学修指導の改善にフィードバックし、FD・SD などを通じて教育の改善に取組んでいる。

自己点検・評価、認証評価や IR の分析結果が、中長期的な計画の策定やその中間検証・改善、年度ごとの事業計画の作成に生かされ、内部質保証の仕組みが機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域性

A－1. 地域社会との連携

A-1-① 地域公共団体(国・自治体)との連携・貢献に関する活動

A-1-② 地域の教育機関（大学・高等学校等）との連携

A－2. 地域で役に立つ人材育成のための教育・研修活動

A-2-① 地域社会を理解するための教育活動

A-2-② 地域を基盤とした教育研修体制の構築

A-2-③ 地域の専門職・人材の教育研修とキャリアアップ

【概評】

大学周辺地域の自治体と地域包括協定や研究協定を締結し、さまざまな事業やプロジェクトに参画するとともに、健康に関する課題の研究に取組み、地域の健康づくりや高齢者

のQOL(Quality of Life)向上に貢献している。埼玉県内の4大学と埼玉県で協定を締結し、文部科学省の推進事業に採択され、連携により住民の暮らしを支える連携力の高い専門職育成という取組みを行い、大きな成果を挙げている。また、埼玉県内の児童・生徒を対象に、がん教育の推進や性教育講演会を実施し、地域の子どもたちの育成のための教育に貢献している。

大学病院・医療センターでの最先端医療を実践できる医療人の育成から、地域における健康づくりまで、幅広く地域社会で役立つ人材育成を行っている。教育機関としても地域のニーズに合わせて、多様に連携して人材育成に貢献している。「埼玉医科大学医療人育成支援センター」が中心となって、公開講座や研修会等を開催して医療人の育成や市民への健康に関する知識の提供を行っている。医学部6年生の臨床実習で、埼玉県内の指定学外施設にて、診療チームに参加し、地域医療を理解するための実習を行っている。40施設が参加し、充実した実習を行っている。また、埼玉県内の医療機関を中心に研修協力施設を募り、地域医療研修を展開している。

基準Ｂ．知的財産の保護と利用

B－1．知的財産の保護と利用

B-1-①　知的財産権の確保と管理

B-1-②　知的財産権の利用と産学連携

【概評】

教員等の研究成果を社会に還元するとともに、知的財産権の確保とその利活用を積極的に行っている。「学校法人埼玉医科大学リサーチアドミニストレーションセンター」が特許事務所と連携して、特許権取得に向けて取組む体制を整備している。また、学内ホームページに発明等届出書の提出から特許出願までの学内手続きフローを掲載するとともに、科学研究費補助金採択者を中心に、個別に面談を行うなど、特許権取得に積極的に取組んでいる。発明が生まれた場合には、学会発表や論文発表の前に発明等届出書を提出するよう周知している。特許出願後は、ライセンス先企業を探し、ライセンスの交渉、契約の締結を行っている。ライセンスの交渉前には、秘密保持契約も締結しており、発明から出願、企業・自治体との連携活動までの一連の手続きが機能している。

令和元(2019)年度には「埼玉医科大学リサーチパーク」を開設し、大学と企業の研究者間で共同研究ができるスペースを提供し、企業との共同発明などで更なる知的財産権の確保に努めている。企業との実施許諾契約締結に伴い、一時金や実施料が得られており、その一部を発明者と基本学科に還元し、更なる研究の推進を図っている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．国際交流活動

埼玉医科大学国際交流センター（国際交流センター）は、本学と諸外国との学術、文化、教育、研究、診療等に関する交流を支援・推進することを目的とした学長直下の組織であ

る。教職員から構成される国際交流センター委員会が「学生相互交換留学制度」「春季語学研修制度」「教員短期留学制度」などの事業を統括している。

より高度な卒前医学教育を目的とした「学生相互交換留学制度」は、26 年目を迎え、本学の特色あるプログラムとして広く知られている。海外提携校 10 施設と双方向性に 1 か月間の医学生の交換留学を行い、本制度を利用した留学生総数は 939 名を数える（令和 2（2020）年度終了時)。平成 18(2006)年度より開始した「春季語学研修制度」は、医学部・保健医療学部学生の医療に関連した英語能力を高めることを目的として行われており、ホームステイ・語学研修中に病院・福祉施設見学、地元学生との交流など多彩なプログラムを提供している。平成 21(2009)年度に開始した「教員短期留学制度」では毎年最大 5 名を在職のまま派遣している。この制度は教育、研究、診療において教員の国際的視点での文化的、社会的な理解を深め、本学に貢献する人材の育成を目的としている。

この他にも海外の医科大学・研究機関などと MOU(Memorandum of Understanding)を締結し医学生の受け入れなど活発な交流を行っている。また、国際的素養と英語力の増進を目的とした課外学習プログラム「English Café」、ニュースレター「IETC(International Education and Training Center)NEWS」の定期刊行などを行っている。

今後、国際貢献を含め、国際化の必要度が増すことが予想され、全学的視野に立った制度の整備を更に進めて行く方針である。

2. 日本の Mayo Clinic を目指す会

本学が日本の Mayo Clinic を目指すこととなったのは、平成 23(2011)年の新年拝賀式において、当時の丸木清浩理事長が創立 40 周年を迎えるに当たって、“メイヨーを目指す日本の唯一の大学として、埼玉医科大学を医療の本質、原点を踏まえた誇りある大学にしよう”と宣言したことに始まる。その宣言に従って、学内に設けられた「日本の Mayo Clinic を目指す会」（委員長：理事長）が中心となって、年 3 回、都合 17 回の全体会議を行い、①アメリカの Mayo Clinic が、“患者のニーズを最優先する”ことに倣って、「患者中心主義」を本学の医療の原点とする、② “Your Happiness Is Our Happiness”のミッションの下に、組織を誇りあるものにすることを共通理念とした。その後、第 18 回からは、全学的 SD(Staff Development)として、医師、看護師、メディカルスタッフなどの医療関係者だけでなく、研究者、事務職や大学、病院で働くボランティア、取引業者など、本学で働く全ての者が大学の運営に必要な知識・技能を身につけ、能力・資質を向上させ、結果として「患者中心」の医療を行い、“Your Happiness Is Our Happiness”を達成するために、年 2 回、これまで合計 23 回全体集会を開催し、毎回 400 名前後が参加している。また、参加できなかった教職員のために、学内の配信システムで随時視ることができるようになっており、全学が一丸となって誇りある組織にすべく努力している。その中で、①診療だけでなく、研究も教育も「患者中心主義」という同じ目標に向って行動する、②目標を実現するためには、チーム医療が大切であり、組織に属する全ての職種が共通の目標に向かって進むべきであるとの基本的認識で活動をしている。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 47(1972)年度

所在地　　埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷 38
埼玉県入間郡毛呂山町川角 981
埼玉県川越市鴨田 1981
埼玉県日高市山根 1397-1
埼玉県川越市脇田本町 21-7

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
医学部	医学科
保健医療学部	看護学科　臨床検査学科　臨床工学科　理学療法学科
医学研究科	医科学専攻　生物・医学研究系専攻　社会医学研究系専攻 臨床医学研究系専攻
看護学研究科	看護学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
9 月 9 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 18 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 2 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 27 日	実地調査の実施　　10 月 27 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 28 日	10 月 28 日　第 3・4 評価員会議開催
11 月 24 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 22 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 17 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）

15 嵯峨美術大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

使命・目的及び教育目的は、母体となる大覚寺に伝来する芸術精神、芸術を創造する姿勢に深く関わっており、「大覚寺学園教育憲章」（以下「教育憲章」という。）等に具体的かつ簡潔に明文化している。この教育憲章に掲げる建学の理念は、大学の目的、教育目標に個性・特色として反映されている。

使命・目的等については、理解と支持を得て学内外へ公表している。建学の精神に基づく独自色を打出すとした「学校法人大覚寺学園 第2次中期計画」（以下「第2次中期計画」という。）が進行中である。芸術学部の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、建学の理念、育成する人材像及び各学科の教育目標を反映している。大学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織や附属施設が置かれている。

〈優れた点〉

○大覚寺学園の伝統と歴史及び取巻く環境等を全学的な取組みをもって丁寧に振返り、建学の理念を堅持しながら現校名に変更したことは、地域で愛称とされてきた「嵯峨美」の伝統や個性・特色の社会への明確な表明となり、学生募集にも奏功している点は評価できる。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーは教育目標を踏まえて策定し、大学案内やウェブサイトで周知している。入学定員及び収容定員に沿い、概ね適切な在籍学生を確保している。

教務委員会、学生支援委員会を設置し、教職協働体制で学修支援に努めている。キャリア支援窓口や学生相談室、保健室などを整備し、学生の社会的・職業的自立や学生生活の安定のための支援体制を構築している。

校地及び校舎は整備され、専門の領域には実習施設や工房付指導助手を置いている。学内の展示施設は学生の作品発表等に活用し、附属図書館は専門分野・領域の参考図書等を中心に確保している。各種アンケート等を通じて学生の意見をくみ上げ、「IR 推進部会」が分析した結果を活用して、改善に努めている。

〈優れた点〉

○平成 30(2018)年度から、独自に開発した就職活動支援スマートフォンアプリ「SAGABiZ」

の提供を開始し、毎日更新することで学生がタイムリーな情報を得ている点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的は学則に定められ、教育目標に対応したディプロマ・ポリシーを策定し、周知している。芸術学部においては、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位、成績評価、進級、卒業認定の基準を適切に定め、学生便覧等で周知した上で運用している。また、カリキュラム・ポリシーを定め、履修系統図によりディプロマ・ポリシーと各科目の関連性を示している。

「FDSD 推進委員会」は、研修会を通じて教授方法の開発・工夫を推進している。

アセスメントポリシーは､三つのポリシーに基づく学修成果の評価指標を設定している。多様な尺度、指標や測定方法に基づき、種々のアンケート調査を実施し、その結果を受けて、主として「IR 推進部会」で点検と評価を行っている。

「基準４．教員・職員」について

学長は、教学運営の最高責任者として大学を総括している。教学上の重要事項や全学的課題について協議するため運営協議会を設置し、学長を中心とした教学マネジメント体制を構築している。事務組織は、事務組織規程に編制と事務分掌を定め、職員を適切に配置している。

専任教員は設置基準に従い、適切に配置している。専任教員の採用・昇任は、業績審査委員会を設け、教員選考基準に基づき審査している。事務職員は「FDSD 推進委員会」に参画して SD(Staff Development)活動計画を策定し、研修等を実施している。

研究倫理は、研究倫理規準等を定め維持している。個人研究費は、研究費取扱規程に基づき支給し、外部資金に関する情報は､「附属芸術センターインフォメーション」等により提供している。

「基準５．経営・管理と財務」について

理事会は、寄附行為に基づき法人の意思決定機関として適切に運営している。第 2 次中期計画が進行しており、使命・目的の実現のために継続的に努力している。「学校法人大覚寺学園行動規範」を定め、環境保全、人権、安全に配慮している。

理事会は機動的な意思決定を行うために常任理事会を設置し、法人と教学の情報共有と相互チェックが機能している。理事長はリーダーシップを発揮しつつ、円滑な意思決定の仕組みを構築している。

第 2 次中期計画及び中期財務シミュレーションに基づき財務運営を行い、財務基盤は安定に向かっている。会計処理は、学校法人会計基準、経理規則等に基づき、適正に処理している。会計監査体制は、監査法人と監事の連携により厳正に実施している。

〈優れた点〉

〇地元の京都市から指定避難所として指定を受け、大学と地域の自治会や近隣の小学校が合同で定期的に避難訓練を実施し、災害時においては避難所を開設して避難者を受入れ

ており、「学校法人大覚寺学園行動規範」の実践として評価できる。

「基準６．内部質保証」について

全学的な質保証方針として「内部質保証の方針」を制定し、明示している。自己点検・評価委員会を内部質保証のための恒常的な組織として設置し､責任体制を明確にしている。自己点検・評価報告書はネットワーク上のグループウェア（情報共有システム）で閲覧でき、ウェブサイトにも公開している。

「IR 推進室」は、学長の諮問機関として設置している。毎年、データ分析と検証を行い「IR 推進部会報告書」にまとめている。自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえ、質保証に向けた改善に努めている。

総じて、広義の芸術教育を通じて創造性と人間性の涵養に努め、豊かで平和な社会の実現に貢献できる人材を育成するという建学の理念をもって、教育、研究、社会貢献の体制を整備し、運営している。経営・管理では責任と権限を明確にし、財務面では安定した基盤を確立しつつある。内部質保証に係る方針や体制を整備し、改善・向上に努めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献・地域社会との連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. サガ・クリエーターズ・クラブ(SCC)と卒業生ネットワーク支援
2. 学外作品発表活動
3. 新入学生の学修支援

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、寄附行為に基づき「大覚寺学園教育憲章」「嵯峨美術大学芸術学部学則」「嵯峨美術大学大学院規則」及び教育目標において具体的かつ簡潔に明文化している。

「大覚寺学園教育憲章」には、建学の理念を「大覚寺が始祖と仰ぐ嵯峨天皇ならびに宗祖弘法大師の思想と実践に学び、その精神を現代の高等教育に活かすべく、広義の芸術教育を通じて創造性と人間性の涵養に努め、豊かで平和な社会の実現に貢献できる人材を育成する。」と示し、大学の目的、教育目標に至る個性・特色として反映されている。

歴史ある大覚寺に伝わる芸術精神を継承する建学の理念を継承しながら、社会や時代の変化に合わせて学科を改組し、教育目標を見直している。

〈優れた点〉

○大覚寺学園の伝統と歴史及び取巻く環境等を全学的な取組みをもって丁寧に振返り、建学の理念を堅持しながら現校名に変更したことは、地域で愛称とされてきた「嵯峨美」の伝統や個性・特色の社会への明確な表明となり、学生募集にも奏功している点は評価できる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目標は寄附行為、学則等に定め、理事会、教授会を経て改正等を行っており役員、教職員の理解と支持を得ている。また、学生便覧、大学案内に掲載し、ウェブサイト等により学内外に明らかにしている。

建学の精神に基づく独自色を打出すとした「学校法人大覚寺学園 第 2 次中期計画」を策定し、現在計画が進行中である。

芸術学部の三つのポリシーは、教育憲章に定める建学の理念、育成する人材像及び各学科の教育目標を反映している。

使命・目的に応じ、大学院芸術研究科芸術専攻、芸術学部造形学科及びデザイン学科を設置し、学部両学科には合わせて九つの領域を設けている。また、学生の研究創作活動を支援する附属芸術センター、附属博物館、附属ギャラリーなどを置いている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション･ポリシーは学則等に明示された教育目標にのっとって明確に定められ、教育憲章と併せて大学案内、入学試験要項、学生募集要項及びウェブサイトで公表され周知している。

入学者の受入れについては入学広報委員会を中心にアドミッション・ポリシーに対応した入学者選抜を行っている。広報体制の強化を図りながら学生募集活動を行い、入学定員及び収容定員に沿った在籍学生の適切な確保に努めている。

2－2. 学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援組織として教員及び事務職員で構成された教務委員会、学生支援委員会を設置し、教職協働体制で連携、運用し問題解決に当たっている。

大学院生の TA 制度の導入、オフィスアワーの設定、障がいを持つ学生への必要に応じた支援等も学生、教職員協働で学修支援の充実に努めている。

「IR 推進部会」より、GPA(Grade Point Average)の活用が修学意欲の低下を理由とする退学予防策につながる可能性があるとの提言を踏まえ、計画的な履修・修得を心掛ける旨を学生便覧に明記し、令和 2(2020)年度からは履修上限単位を引下げて、履修科目を絞りこむことで、各科目の理解を深め、成績の向上を図る取組みを行っている。また、令和 3(2021)年度に導入が決定している新学事システムにおいては､学生個々の学修成果の可視化を進めることで、修学意欲の低下防止策の一環とすることが期待できる。

2－3. キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

社会的・職業的自立に向けた正課内科目として、1 年次必修の導入教育科目「教養ゼミ」や、学部共通の「一般教育科目」区分内に「キャリアデザイン演習」などの演習を開講し、インターンシップ研修も導入している。正課外の支援として「キャリア支援窓口」が中心になって開講するキャリア支援に関する講座や説明会が充実しており、それ以外にも選考試験対策講座、資格取得講座、業界研究会などを通して就職を控えた学生の職業意識を育成している。美術大学学生の採用に興味を持つ企業による業界企業説明会も実施している。

どのような業種・職種に就いたとしても美術を学ぶことを通して身に付けた力を生かせる人物像を「育成する人材」の目標とし、個人に寄り添った進路支援を行っている。

「キャリアカフェ」を実施し、学生が将来への不安などを自由に相談できる体制をとっているが、新たに開設した「なんでも相談窓口」にその役割を移行する予定である。

〈優れた点〉

○平成 30(2018)年度から、独自に開発した就職活動支援スマートフォンアプリ「SAGABiZ」の提供を開始し、毎日更新することで学生がタイムリーな情報を得ている点は評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス・厚生補導のための組織として、学生支援委員会、教務・学生支援グループ、保健室、学生相談室を設置し、学生生活の安定のための支援を行っている。学生相談室は、令和 2(2020)年度からはメンタル部分を外部委託とし、学内には「なんでも相談窓口」を開設し、より相談しやすい体制をとっている。

学生への経済的支援は、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金、外国人私費留学生学習奨励金のほか、独自に「嵯峨美術大学奨学金」「嵯峨美術大学ワークスタディ奨学金」「推薦入試奨学金」「学業奨励奨学金」及び短期貸付金制度を設けている。

学生の課外活動は学友会執行部など学生の主体的な活動に、大学から人的支援や経済支援を行っている。管理運営グループが施設面の安全管理や学生生活のサポート、緊急時の対応などの支援を行っている。学生が自由に使えるスペース「学生ホール」や「学友会・クラブ棟」も設置され十分に管理・確保されている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】
基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉
校地及び校舎は「本部キャンパス」「罧原キャンパス」及び「西山グラウンド」に整備し適切に運営活用されている。専門教育各領域に専用の実習施設を整備しており、特殊な技術が必要な施設には工房付指導助手を配置し、運用・管理に当たっている。附属ギャラリーやアートスペース、附属博物館その他の展示施設を設置し、学生の作品発表、博物館実習で更に社会貢献の場として有効に活用している。附属図書館は、専門分野・領域の研究に基づいた参考図書、関連図書を中心に確保している。

パソコンなどの IT 施設、自習での利用も可能な情報処理演習室なども整備され、貸出用の IT 機器の整備もされている。令和 2(2020)年度は学内各所の無線 LAN 環境を整備した。耐震工事は平成 22(2010)年度に完了している。バリアフリー化も段階的に計画化されている。講義室、演習室、実習室も学生数に対して教育効果を十分満たすように整備されている。

2－6. 学生の意見・要望への対応
2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】
基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉
学修支援に関する学生の意見・要望の把握については、教員による日常的な学生との面談や教務窓口の担当職員との面談による状況の把握に加え、年 2 回実施する「授業評価アンケート」によって把握している。

学生生活全般に関する学生意見は、学友会の「学友会専用意見箱」や教職員の面談を通じて把握し、職員が奨学金を案内するなど解決に努めている。

「学生生活アンケート」を全学的に実施し、「IR 推進部会」が分析し改善に努めている。平成 29(2017)年度に実施した「学生生活アンケート」で、学生生活の中で改善してほしいことの第 1 位であった「大学からの連絡事項等の情報提供の在り方」に対応し、学修環境整備として学生ポータルサイトでの情報発信を充実するため、次年度、新学事システムの

導入を決定している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的は、学則に定められ、学部・大学院ともにディプロマ・ポリシーを策定し、周知している。芸術学部においては、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位、成績評価、進級、卒業認定の基準を適切に定め、学生便覧等で周知した上で運用している。

教育目標達成のための具体的な方向性については、ディプロマ・ポリシーに 3 項目 7 要素としてまとめ、大学案内、学生便覧等で明確に示している。単位の認定は、シラバスに記載した評価基準に従って適切に行われており、加えて、詳細なシラバス作成ガイドラインを作成し、シラバスの記載内容について必要な基準をクリアできるよう教員に周知している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえてカリキュラム・ポリシーを定め、それに沿った体系的な教育課程を編成している。また、履修系統図によりディプロマ・ポリシーと各科目の関連性を示している。また、カリキュラム・ポリシーは、ウェブサイトに掲載し公開されているほか、学

生には入学時のオリエンテーションや「履修ガイダンス」の説明などで周知している。

シラバスには、全科目について「到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連性」「評価基準と方法」「事前学習と事後学習の内容と時間数」などを明示しているほか、「成績評価平均値(GPA)に関する内規」を作成し、学生にも適切に GPA を通知している。

一般教育科目は、教務委員会が所掌し、教育内容の検討に当たっては教務委員会で担当専任教員に意見を聴取し審議を行っている。

教授方法の開発・工夫に関しては、「FDSD 推進委員会」が所掌し、研修会の実施などを通じて教職員の意識向上を図っている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

教育目標の達成に向けて「内部質保証の方針」を定め、恒常的、継続的に改善、改革に取組んでいる。アセスメントポリシーを定め、三つのポリシーに基づく学修成果の評価指標を設定している。また、学生個人の GPA 値と学年別の成績分布表の中で、自分の位置付けが確認できるよう工夫もなされている。

大学が定めた多様な尺度、指標や測定方法に基づき、種々のアンケート調査を実施し、それらの結果を受けて、主として「IR 推進部会」で点検と評価を行っている。

学修行動に関しても調査の上、「IR 推進部会」で報告と分析が行われている。令和元(2019)年度からは、卒業生に対してもアンケート調査を実施している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は、「教学組織規程」第 2 条の規定により教学運営の最高責任者として、大学を代表し、大学の組織及び所属教職員を管理統括して、大学を総括している。教学上の重要事項や全学的課題について協議するため運営協議会を設置し、学長を中心とした教学マネジメント体制を構築するとともに、基幹委員会を設置し責任と権限の分担を図っている。

運営協議会では教授会で審議する議題を設定し、学長が議長である教授会にて審議し、教授会の意見を聴いて学長が決定する。教授会における審議事項を教授会規程に定め、組織上の位置付けや役割を明確にしている。

事務組織は、事務組織規程に編制と事務分掌を定め、4 グループ（管理運営グループ、教務・学生支援グループ、入学広報グループ、社会連携・研究支援グループ）、2 室（学長室及び IR 推進室）を設置し適切に配置している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準で定める必要な専任教員数を十分に確保し、適切に配置している。

専任教員の採用・昇任については「学校法人大覚寺学園教員人事規程」に定め、学長が設置した業績審査委員会において「嵯峨美術大学芸術学部教員選考基準」に基づき候補者を審査し、学長からの発議により常任理事会で審議し、理事長の承認を得て決定している。

令和元(2019)年度から設置した「FDSD 推進委員会」には事務職員も委員として参画し、FD・SD の年間計画を策定し実施している。このことにより FD・SD については、教職員一体になって組織的な取組みを推進できる体制になっている。FD 研修を教授会終了後に開催し、教員が参加しやすい配慮をしている。

4－3. 職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

事務職員も委員に加わっている「FDSD 推進委員会」で SD 活動計画を策定し、より現場目線でテーマを選定する体制の構築を図っている。SD も FD 同様に教授会後に開催し

ており、参加しやすい配慮をしている。

また、京都精華大学（京都府）と共同して SD 研修を年 1 回実施している。特に総務・財務といった管理部門の業務改善や業務上抱える問題等を取上げ、その内容を実際の業務に反映している。

4－4. 研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

附属図書館は、美術、デザイン等の芸術分野を中心に資料を収集し、研究のサポートを行っている。

「学校法人大覚寺学園行動規範」「学校法人大覚寺学園コンプライアンス推進規程」「研究倫理規準」「研究倫理に反する不正行為等の防止に関する規程」の定めに従い研究倫理を維持している。また、「研究倫理規準」に基づき、年 1 回教授会においてコンプライアンス教育を実施している。

専任教員の個人研究費については、「大学教学予算委員会」にて予算配分が確定後、財政状況を勘案して常任理事会で研究費、研究旅費の支給額を決定し、「研究費取扱規程」に基づき支給している。また教育改革に特化した諸活動に対して、学長裁量により財政的支援を行っている。外部資金の導入については、社会連携・研究支援グループを中心に支援を実施しており、学内ポータルサイトの「附属芸術センターインフォメーション」等にて芸術系情報を精選して提供している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、寄附行為に基づき法人の意思決定機関として適切に運営している。

倫理綱領として法令等遵守、積極的な情報公開と守秘義務、教育研究の向上、社会貢献、人権の尊重、環境への配慮などを包括した「学校法人大覚寺学園行動規範」を定めている。

令和元(2019)年度からは、第 2 次中期計画が進行しており、使命・目的の実現のための継続的な努力を続けている。

環境保全については、「省エネルギー推進委員会」が啓発活動を推進し、エネルギーの節減に取組んでいる。人権への配慮については、人権委員会を置き、「ハラスメントの防止と対応に関するガイドライン」を整備し、人権講演会を開催するなど啓発に努めている。安全への配慮として危機管理規程、危機管理マニュアル、「学校法人大覚寺学園消防計画書」を整備し、対応している。

〈優れた点〉

○地元の京都市から指定避難所として指定を受け、大学と地域の自治会や近隣の小学校が合同で定期的に避難訓練を実施し、災害時においては避難所を開設して避難者を受入れており、「学校法人大覚寺学園行動規範」の実践として評価できる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為第 3 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い、また、弘法大師の精神に則り、芸術的情操に基づく学校教育を行うことを目的とする。」と規定し、理事会は予算、決算及び事業計画等の重要事項を決定しており、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備している。

理事会は定例で年 4 回開催し、更に機動的な意思決定を行うために常任理事会を設置している。常任理事会は概ね月 1 回開催しており、理事長が招集し議長になって理事会議案、経営的課題、事業計画等について審議・検討し、適切に機能している。

理事は、寄附行為第 6 条の定めに従い選任している。理事会の理事・監事の出席は良好である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の各管理運営機関は人的な連携を図っている。常任理事会では、大学教職員から選任された理事が各種委員会の委員長や所属長からの提案をくみ上げて協議し、情報共有を図るとともに法人及び大学の相互チェックが機能している。理事長はリーダーシップを発揮しつつ、円滑な意思決定の仕組みを構築している。

監事は寄附行為第 7 条に基づき選任し、理事会に出席して理事の職務遂行状況を監査し、学校法人の業務及び財産の状況について意見を述べている。法人の財務上の困難時には、「緊急提案書」を提出し、適時、適切な意見を発出している。

理事長は予算編成や寄附行為の変更等の法令で定められた事項について、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。

評議員は寄附行為第 24 条に基づき選任し、評議員会への出席状況は良好である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

令和元(2019)年策定の第 2 次中期計画及び中期財務シミュレーションに基づき財務運営を行っている。

学生確保による学生生徒等納付金収入の増加と人件費の適正化により、事業活動収支については、平成 28(2016)年度に経常収支差額が黒字転換し、貸借対照表では資産が順調に増加、負債については長期借入金を完済し、財務基盤は安定に向かっている。

社会連携活動として公開講座の開講や受託事業を実施することで、一定の収入を計上している。

特別補助金の獲得や施設整備に関する補助金の獲得のため、事務局に部署を横断するプロジェクトチームを編制し、補助金等獲得の土壌づくりをしている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準、「学校法人大覚寺学園経理規程」「学校法人大覚寺学園経理規程施行細則」に基づき、適正に処理されている。

会計監査体制は、監査法人と監事の連携により厳正に実施している。

予算については、年 2 回補正予算を編成し、予算と決算がかい離しないように努めている。予算執行に当たっては、予算執行手続きを定め、各部署及び各教員に周知して処理している。予算執行状況については、各部署で管理するとともに、管理運営グループにおいて随時確認している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「嵯峨美術大学芸術学部学則」第 2 条及び「嵯峨美術大学大学院規則」第 3 条に教育研究水準の向上を図り、目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、改善・充実に努めると定め、全学的な方針として「内部質保証の方針」を制定し、明示している。

「自己点検・評価委員会規程」に基づき、自己点検・評価委員会を内部質保証のための恒常的な組織として設置している。この自己点検・評価委員会は、委員長を学長とし、芸術学部長、研究科長、事務局長、常勤の理事等を構成員とし、内部質保証のための責任体制として明確にしている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会は、当該年度の点検・評価の基本方針や評価項目を策定し、各種委員会をはじめとする各組織が収集したデータをもとに点検・評価活動を行っている。各種委員会・各組織は、評価項目について取組みの状況や課題・改善策を自己点検・評価委員会に報告し、自己点検・評価委員会が自己点検・評価報告書として取りまとめている。この自己点検・評価報告書は運営協議会及び教授会の報告を経て、ネットワーク上のグル

ープウェア（情報共有システム）で閲覧することができ、課題を共有する仕組みを整備している。また、同報告書は理事会及び評議員会に報告され、ウェブサイトにも公開している。

IR 推進室は、「インスティテューショナル・リサーチ推進規程」に基づき、学長の諮問機関として設置している。毎年、データ分析と検証を行い「IR 推進部会報告書」にまとめており、計画策定、政策決定、意思決定を支援する体制が構築されている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた第 2 次中期計画に基づき、毎年度各施策の目標を示し実施計画を立て、年度末には進捗状況を把握し理事会・評議員会に報告するという、大学全体の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能している。

平成 30(2018)年度は、前年度の点検・評価活動をまとめた「自己点検・評価報告書 2016－2017 年度（平成 28 年度－平成 29 年度）」で報告した、今後改善すべき課題の解決に取組み、教育の質保証に係る改善・向上に努めている。

平成 25(2013)年度機関別認証評価による改善を要する点については、平成 28(2016)年に改善報告書として報告がなされ、第 2 次中期計画にも当該事項を四つのビジョンのうちの一つとして掲げて取組み、改善し、向上した。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 社会貢献・地域社会との連携

A－1. 社会貢献の方針と体制

A-1-① 学園の使命・目的に基づく社会貢献・地域連携に関する方針の明確化

A-1-② 地域貢献を円滑に進めるための組織体制の明確化

A－2. 大学の人的・物的資源の社会への還元

A-2-① 施設開放、公開講座等による物的・人的資源の還元

A-2-② 共同研究・受託研究・受託事業などによる社会連携活動

A-2-③ 正規授業等を活用しての社会貢献

A-2-④ 大学間等の機関連携事業

A-2-⑤ その他の社会貢献

【概評】

教育憲章を受けて、使命・目的に基づく社会貢献・地域連携に関する方針が明確に示され、地域文化の掘り起こしや、有形無形の文化遺産の継承・情報発信を続けている。地域貢献を円滑に進めるために、学内の基幹委員会と位置付け、附属芸術センターの運営に 8 人の教職員を配置している。また、附属芸術センター、附属博物館、附属ギャラリー、生涯学習講座のそれぞれに明確に予算措置が講じられており、支出内容も適正に記録されている。

一般市民を対象に生涯学習講座を開催し、令和元(2019)年度は 400 人弱の受講者を受入れている。附属博物館を開設し、文化・歴史遺産に関する資料を調査、収集、保管、展示するとともに、教育的配慮のもとに広く社会的利用に供するための事業を行っている。また、地方公共団体などから受託し、各種連携事業を行い、平成 24(2012)年度から「京都芸術教育コンソーシアム」に参加し、年に一度の共同フォーラムの開催など、各大学と行政との連携活動を協議している。

また、大学のキャンパスを会場としたフリーマーケットを実施し、日頃の学生の活動や制作物の成果を地域の人々に公開している。一般の人も出店可能であり、学生と地域住民との交流の場になっている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. サガ・クリエーターズ・クラブ（ＳＣＣ）と卒業生ネットワーク支援

芸術系大学である本学では、さまざまな制作（ものづくり）が学びの中心にあり、卒業後もさまざまなかたちでそれを継続していることが多いという特色がある。そこで、同窓会とは別に、大学として制作に携り続けている卒業生のネットワーク作りのサポートと、その幅広い人材の活動を教育現場に還元すべく、サガ・クリエーターズクラブ（以下、SCC という）という組織を「芸術センター」の所管によって運営している。

SCC では卒業生の活動状況をメールマガジンの形で配信するとともに、定期的にワークショップや講演会を開催するなどの活動をしており、それらの企画には在学生も参加することができ、芸術制作･表現の第一線で活動する先輩たちを身近な存在として感じ、交流できる場となっている。本学の前身である旧嵯峨美術短期大学、京都嵯峨芸術大学・同短期大学部、現在の嵯峨美術大学･嵯峨美術短期大学の卒業生、退職教職員など、おおよそ 670 人（2020 年 4 月現在）が会員となっている。

2. 学外作品発表活動

芸術大学の学生にとっての社会経験としては展覧会やアートフェアなどでの作品発表が、企業等でのインターンシップやボランティア活動以上に身近であり、将来の自身の活動をイメージでき、直接的に学習意欲の向上につながる面がある。

本学では地域連携活動の他に、学外における展覧会の自主企画をはじめとする作品展示発表の機会を積極的に作り、作品の発表や販売を体験させている。それによって授業だけでは伝えきれない美術業界の現場に触れることができるとともに、作品の展示構成作業などを通じて「制作した作品のその後」に意識を持つことにつながり、将来の目標を具体的

にイメージすることができるなど、学習意欲の向上にも役立っている。

3. 新入学生の学修支援

新入生のスムーズな大学での学びへ繋げるために、入学前にＡＯ入試、推薦入試の合格者を対象に「入学準備プログラム」として制作課題を課し、その講評会を１２月と、２月に２回おこなっている。受験勉強時の制作習慣や意欲を維持することと、入学前から同級生や担当教員とコミュニケーションをとることで、大学生活や学修に対する不安をなくすことに効果をあげている。

また、芸術学部造形学科においては、オリエンテーションの一環として、授業開始前に郊外の宿泊研修施設において１泊２日の研修合宿をおこなっている。学内における履修ガイダンスなどと内容と雰囲気を変えて、教員の研究活動のプレゼンテーションや補助参加の上級生によるレクレーションをおこなうなど、相互の交流促進に重点を置いた設定としているが、その流れでスムーズに授業に入ることができている。

これらの取組みによって休退学者が減少し、初年次の実技系授業への学生の取組みが伸びやかで積極的になっている。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 13(2001)年度
所在地　　京都府京都市右京区嵯峨五島町 1
　　京都府京都市右京区嵯峨罧原町 8

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
芸術学部	造形学科　デザイン学科
芸術研究科	芸術専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
9 月 17 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 1 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 15 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 10 日	実地調査の実施　　11 月 10 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 11 日	11 月 11 日　第 3・4 回評価員会議開催

12 月 3 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 18 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 9 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

16 佐久大学

Ⅰ　評価結果

【判定】
評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神及び教育理念に基づき、使命・目的、教育目標を具体的に明文化し、ホームページ等により学内外に周知するとともに、社会情勢の変化及び地域の状況を視野に入れ、建学の精神と教育理念の確認と併せて使命・目的等について検討を加えている。

長野県佐久地域には地域医療として著名な中核病院があり、加えて県市町村の実習受入れ施設も多いことから、充実した実践教育が行えることを大学の個性・特色とし、長野県と佐久市の行政・医療機関との連携を強化しながら知的資源を社会に還元する役割も担っている。

中長期計画は「佐久学園協議会」で検討し、理事会・評議員会で策定されている。令和元(2019)年度は「学校法人佐久学園　経営改善中期計画（2020-2024　5ヵ年）」に基づき、教授会及び自己点検・評価委員会で検討し、「佐久大学中期計画 2020-2024」が立案されている。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーが定められ、大学案内や学生募集要項などで周知の上、入学者選抜が実施され、入学定員及び収容定員は確保されている。

「グループチューター制度」を設け、各委員会との連携を図り、多岐にわたる相談窓口として入学時から卒業まで一貫して担い、またオフィスアワーを実施し、グループワークや演習等では TA(Teaching Assistant)と学修支援システムを活用し、学修支援を行っている。

国家試験対策では、学生ボランティアグループ「さくらさく委員会」が中心となり情報交流会や学修サポートを行い、またウェブサービスを導入し利便性の高い学修環境を提供するなど、社会的・職業的自立に関する支援体制は整備されている。

毎学期末に全科目を対象とした「授業・実習に関するアンケート」を実施し、授業評価結果及び改善に関する内容を科目責任教員からフィードバックしている。

「基準３．教育課程」について

教育理念・目的、教育目標のもとディプロマ・ポリシーを策定し、学生便覧、シラバスなどに掲載し周知している。成績評価は、ルーブリックを含む評価方法に従って各科目の到達度を点数化し、複数教員で審議し厳正に行っている。各科目の成績評価は、学則、履修規程にのっとり、教務委員会・教授会又は研究科委員会の審議を経て、学長が単位認定

し、卒業・修了を決定している。また、進級判定は 2 年次の学期末に行っている。

カリキュラム・ポリシーは、教育理念・目的及び教育目標に基づいて策定され、教務委員会での確認後に教授会を経て学長が決定し、周知している。

三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を踏まえた学修成果は、学期ごとに多様な尺度・測定方法により複合的に点検・評価され、学部ではアセスメント・ポリシーと評価指標を作成し、点検・評価している。

「基準４．教員・職員」について

大学の使命・目的達成のため「運営会議」の他、「佐久学園協議会」「人事調整会議」、教授会等に諮問し、学長が意見聴取を可能とする教学マネジメント組織体制が構築されている。

教育目的の達成に向けた教員の配置は適正に行われ、教員数は設置基準を十分に満たしており、専門領域などバランスのとれた編制になっている。また、教員の教育能力の開発について FD(Faculty Development)活動が定着し、若い教員の啓発につながっている。教員の教育研究を職員がサポートする役割の拡大と大学の運営、経営を視点に置き「佐久学園 FD・SD 委員会規程」を設け、適切に活動している。

職員全員からの「職務自己申告書」に基づき職務向上のために取組んだことや現職に対する意見・要望等について所属長が面談を行っている。

〈優れた点〉

○年間計画を立案し FD 活動に取組んでおり、アクティブ・ラーニング等、教育活動に生かすために「授業を学びあう会」を発足するなど、自発的な活動が行われていることは評価できる。

○「私立大学研究ブランディング事業」の採択を受けた「足育」研究については、大学全体としての研究を推進しており、大学の特色として高く評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

「学校法人佐久学園経営改善計画」に基づき法人の使命・目的の実現のための目標を定め、年度ごとの点検を重ね、使命・目的の実現に向けた継続的努力を図っている。

人権への配慮に努めるとともに、危機管理基本マニュアルを作成し、有事の際の行動指針を明確にしており、また地域における災害時の重要拠点としての役割を担っている。

監事は、管理部門と教学部門双方の運営をチェックし、監査報告書を作成し理事会・評議員会に提出し、適切に機能している。

「学校法人佐久学園経営改善中期計画」「佐久学園財務計画」が作成され適切な財務運営が行われており、また大学運営に必要な資産は保持され、収支バランスは確保されており、安定した財務基盤が確立されている。

〈優れた点〉

○環境保全について、エコ活動の促進、自然環境への具体的な取組みとして敷地内グラウンドの除草作業においてヤギやヒツジを放牧し、環境負荷を低減し、学生や教職員が動

物と接する憩いの場をつくり､心身の健康保全にも役立てていることは高く評価できる。

「基準６．内部質保証」について

「佐久大学自己点検・評価に関する規程」に基づき、目的及び社会的使命を達成するため自己点検・評価委員会が全学的な自己点検・評価を中長期計画に沿って審議、検討し、部門組織や委員会等との連携をとっている。

責任体制を明確にした内部質保証のための恒常的組織としての自己点検・評価委員会は認証評価ワーキングを設置し、点検・評価に関する情報収集を行い、年度報告の改善点について検討の上、次年度計画に反映できる体制を整えている。

学生の懲戒の手続きの明示及び学則の改廃に関する手続きについては問題があり、内部質保証の機能性が十分ではないため、改善が必要である。

IR 委員会では、IR(Institutional Research)のミッションである大学の教育改善・運営をサポートするデータ管理の一元化を進めている。

総じて、建学の精神のもと、地域医療の著名な中核病院及び地域の実習受入れ施設との連携による大学の特色の強化とともに､「佐久市足育推進事業」や多岐にわたって開催されている教育研究連携事業により、知的資源の社会還元の役割も担っている。

内部質保証のための恒常的組織としての自己点検・評価委員会は、点検・評価に関する情報収集のもと中長期計画に沿って審議し、次年度計画に反映できる体制を整えている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.『知の拠点』としての教育研究成果の提供」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 別科助産専攻について
2. 国際交流・教育センターについて

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神「知を求め 徳を高め 愛に生きよう」及び教育理念「自律 創造 友愛」に基づき、使命・目的を簡潔に文章化し、教育目標を具体的に明文化している。

長野県佐久地域には地域医療として著名な中核病院があり、加えて県市町村の実習受入れ施設も多いことから、充実した実践教育が行えることを大学の個性・特色としており、長野県と佐久市の行政・医療機関との連携を強化しながら知的資源を社会に還元する役割を担っている。

社会情勢と時代の変化及び地域の状況を視野に入れ、建学の精神と教育理念の確認に基づき使命・目的、教育目標等についても検討を加えている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目標は学則、学生便覧、大学案内、学生募集要項、ホームページにより学内外に周知されており、また教職員共通の認識と支持を得ているとともに、教授会及び理事会の了承を得て決定されている。

中長期計画は「佐久学園協議会」で検討し、理事会・評議員会で策定されている。令和元(2019)年度は「学校法人佐久学園　経営改善中期計画 (2020-2024　5 ヵ年)」に基づき、教授会及び自己点検・評価委員会で検討し、「佐久大学中期計画 2020-2024」が立案されている。

建学の精神、教育理念、教育目標は、三つのポリシーに反映されている。

使命・目的等を達成するための教育研究組織は、理事会のもと法人事務局、そして看護学部、大学院看護学研究科、別科及び図書館により構成されており、また部門長等による「佐久学園協議会」を組織し、教授会のもとに各委員会を置き、機能させている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目標を踏まえたアドミッション・ポリシーが定められ、大学案内や学生募集要項に掲載しているほか、ホームページや個別相談、オープンキャンパス、高校教員向け説明会などで周知している。入学者の受入れでは、推薦入学試験をはじめとするほとんどの試験に面接が課せられ、アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜が実施されている。また、この有効性についてはPROGテストなどを活用し検証している。在籍学生数においては、入学定員及び収容定員に沿って確保されている。

2－2. 学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

「グループチューター制度」を設け、各グループに配置された専任教員（チューター教員）が、学業に関わることや生活上の諸問題など、多岐にわたる相談窓口として入学時から卒業まで一貫して担い、必要に応じて教務課、学生課、教務委員会、学生委員会と情報共有し連携を図っている。オフィスアワーを全学的に実施し、時間等の詳細をシラバスに掲載し周知している。グループワークや演習等においてTAを整備しているほか、授業に関するお知らせやアンケート、小テストや学生同士の掲示板など多機能を有する学修支援システムを活用し、学修支援を行っている。障がいのある学生のうち、支援が必要な学生に対しては定期的な面接を行い、必要時に対応している。中途退学者、休学者、留年者への対応については、教務委員会、チューター教員、科目責任者、学生委員会と連携し、状況の把握、指導、支援等を行っている。

2－3. キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

「コミュニケーション力 UP 講座」「就職活動マナー講座」「就職試験対策講座」といったキャリア開発支援プログラムを全学年次に配置し、1 年次から段階的に受講することで知識や社会性を身に付けられる仕組みを作っている。国家試験対策では、国試対策部会とチューター教員、教務課、学生ボランティアグループ「さくらさく委員会」が中心となり、学年次を問わず情報交流会や学修サポートを行っている。加えて、国家試験対策のためのウェブサービスを導入し利便性の高い学修環境を提供するなど、社会的・職業的自立に関する支援体制は整備されている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学業や生活上の諸問題は「グループチューター制度」を通じ、チューター教員や必要に応じて教務課や学生課等と情報を共有し、解決に向け連携を図っている。経済的支援に関しては「佐久大学奨学生制度」「同窓生子女兄弟等学納金減免制度」を有するほか、「日本学生支援機構奨学金」「長野県看護職員修学資金」「JA 長野厚生連奨学金貸付制度」を有効に利用している。学生の課外活動は学友会予算において運営され、大学は施設の提供や顧問による指導助言など適切に支援している。保健室には看護師が常駐し、体調管理に加え、健康診断や UPI(University Personal Inventory)検査、予防接種など保健予防活動を実施している。カウンセリングルームにはカウンセラーを配置し、学生の心身に対する支援体制は整っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地・校舎面積については設置基準を満たしている。実習室やコンピュータ室、情報ラウンジ、図書館、体育施設等の教育環境は整備されている。図書館は適切な規模で十分な資料を確保しており、また、教育日程に合わせた開館時間にするなど学生の利便性に配慮している。校舎は耐震基準を満たしている。車椅子対応エレベータ、多目的トイレ、簡易

スロープ、誘導ブロック等に加え、学生考案のピクトグラムを掲出するなど、バリアフリー環境を整備している。授業を行う際の学生数については、内容に応じて少人数制にするなど、適切に管理している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

毎学期末に全科目を対象とした「授業・実習に関するアンケート」を実施し、授業評価結果及び改善に関する内容を科目責任教員からフィードバックしている。心身に関する相談は、保健室・カウンセリングルーム・チューター教員を中心に対応している。

また、学生生活の実情や課題を把握する目的で年に 1 度、全学生に対し「キャンパスライフに関するアンケート」を実施している。これらはポスター発表の形でフィードバックするほか、活動報告としてまとめたものを「佐久大学看護研究雑誌」に掲載し公表している。

その他「学生意見箱」を常設し、学生の意見収集に努め、要望・意見に関連する部署がそれぞれ改善策を講じ対応している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育理念・目的、教育目標のもと、ディプロマ・ポリシーを策定し、学生便覧、シラバ

ス、大学案内、ホームページなどに掲載し、学生ガイダンスにおいても周知している。ディプロマ・ポリシーに基づく進級基準、卒業認定基準、修了認定基準は、教務委員会・研究科教務委員会、教授会・研究科委員会の審議を経て学長が決定し、学則、「佐久大学看護学部履修規程」「佐久大学大学院履修規程」、学生便覧、シラバスなどで周知している。成績評価は、ルーブリックを含む評価方法に基づき、複数教員で厳正に行っている。進級判定は、履修規程にのっとり 2 年次の学期末に行い、GPA(Grade Point Average)は、進級・卒業判定の参考資料や学修支援の指標として活用している。キャップ制により 1 年間の履修登録単位数の上限を 48 単位と定め、効果的な学修を促している。各科目の成績評価は、学則、履修規程にのっとり、教務委員会、教授会又は研究科委員会の審議を経て、学長が単位認定し、卒業・修了を決定している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④　教養教育の実施
3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、教育理念・目的、学部及び大学院研究科ごとの教育目標に基づいて策定され、教務委員会、教授会を経て学長が決定し、シラバス、学生募集要項、ホームページ、大学案内などに掲載して周知している。カリキュラム・ポリシーには、ディプロマ・ポリシーにある能力獲得を目指した「教育課程編成・実施方針」が記載され、教養教育として「基本教育科目」内に「人間の理解」「社会の理解」に区分した科目群などを配置している。学部では各科目と教育目標の関係を示すカリキュラムマップを策定・公表し、シラバスには科目の到達目標、教育内容、教育方法、評価方法及び「卒業認定・学位授与の方針と当該授業科目との関連」を示し、体系的な教育課程の構造を明示している。プロフェッショナリズムや多職種との連携・協働能力育成のため、チーム基盤型学修や、学修支援システムを活用した多様で体系的な教育が実施されている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果は、学期ごとの単位修得状況、GPA、授業・実習アンケート、卒業時アンケート、国家資格取得状況、就職状況、就職先アンケートなど、多様な尺度・測定方法により複合的に点検・評価されている。学部では、アセスメント・ポリシーと評価指標を作成し、点検・評価している。学生の成績、単位修得、GPA の状況は教務委員会・研究科教務委員会、教授会・研究科委員会にて確認、承認され、全教員で共有している。また、これらは学生にフィードバックされ、個別的な学修の振返りに活用されている。教員は学生の学修成果と授業評価などに基づき、授業内容、教授方法、到達度を再評価してシラバスの見直しを行い、全学的な FD も実施して教育改善を行っている。学部における GPA のより効果的な活用方法や、大学院学位論文審査基準、最終試験基準については順次見直しが行われている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

「佐久学園協議会」が置かれ、法人と大学が協力し、大学の教学・運営の双方に学長のリーダーシップが発揮できる仕組みとして大学に副学長を置くとともに、学長の補佐機関として「運営会議」が組織され、大学の運営が円滑に行われるよう組織体制が確立されている。

学生の懲戒の手続きの明示には課題があるが、大学の使命・目的達成のため、「運営会議」の他、「佐久学園協議会」「人事調整会議」、教授会等に随時諮問し学長が意見聴取を可能とする教学マネジメント組織体制が構築されている。

学長は、各委員会の業務や権限を明確に規定し、学務的に適切な職員の配置を図ることによって委員会活動が適切に運営・実施されるよう体制づくりを実施している。

〈改善を要する点〉

○学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きについて、学校教育法施行規則第 26 条に基づき、学長によって適切に定められていないため、改善を要する。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成に向けた教員の配置は適正に行われている。また、教員数は設置基準を十分に満たしており、専門領域他、バランスのとれた編制になっている。また、「教員選考規程」及び「教員選考基準」が明示されており、それらに基づいて適切な選考がなされている。教員の教育能力の開発については FD 活動が定着しており、若い教員の啓発につながっている。

また、教員の教育研究を職員がサポートする役割の拡大と大学の運営、経営を視点に置いて「佐久学園 FD・SD 委員会規程」を設け、適切に活動している。

〈優れた点〉

○年間計画を立案し FD 活動に取組んでおり、アクティブ・ラーニング等、教育活動に生かすために「授業を学びあう会」を発足するなど、自発的な活動が行われていることは評価できる。

4－3. 職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 研修については、FD・SD 委員会の事務担当者が企画・運営を行い、全ての職員が参加し、計画的に実施されている。研修後にアンケートを実施し、研修の成果や課題が把握され、その後の研修内容に反映させている。年 2 回行われる FD 研修会へは職員も積極的に参加をしている。また、外部の研修に参加した際には、教員会議や SD 研修会において出張報告を義務付けており、教職員間での情報共有が図られている。

職員全員から「職務自己申告書」を提出させ、職務向上のために取組んだことや現職に対する意見、要望等について、所属長が面談を行っている。

包括的な職員研修制度の構築、職員の採用・昇任等に関する方針の策定や規則の整備、職員の人事評価制度の導入に向けた検討をしている。

4－4. 研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

個人研究室、共同研究室は適切に整備されている。研究推進能力の向上、競争的資金の獲得に向けた支援、研究条件の改善を推進していく組織として研究支援室が設置されている。「佐久大学における教育研究活動に関する教員調査」が実施され、研究時間の不足など研究環境上の課題が把握され、改善策が検討されている。

研究倫理に関する各種規則は適正に整備されており、研究倫理委員会において研究倫理審査に関する体制整備や研究者倫理の啓発が実施されている。また、「佐久大学研究倫理審査基準（チェックリスト）」が作成され、申請者及び審査員の指針になっている。

研究費の配分については、「佐久大学･佐久大学信州短期大学部教員研究費に関する規程」に基づき、基盤研究費、学内助成研究費及び学長裁量研究費が適正に配分されている。

〈優れた点〉

○「私立大学研究ブランディング事業」の採択を受けた「足育」研究については、大学全体としての研究を推進しており、大学の特色として高く評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為及び諸規則を整備し、経営の規律と誠実性の維持に努めるとともに、「学校法人佐久学園　経営改善中期計画（2020-2024　5 ヵ年）」に基づき、法人の使命、目的の実現のための目標を定め、年度ごとの点検を重ね、実現に向けた継続的努力を図っている。

「ハラスメント防止等に関する規程」「個人情報保護規則」を定め、人権への配慮に努めるとともに、危機管理基本マニュアルを作成し、平時から有事の際の行動指針を明確にしている。また、地域と「福祉避難所」に関する協定を締結しており、地域における災害時の重要拠点としての役割を担っている。

環境保全について、冷暖房の効率的利用、消灯及びゴミの分別、リサイクル等のエコ活動の促進、平成 25(2013)年から校舎屋上にソーラーシステムを設置する等、再生可能なエネルギー対策を実施している。

〈優れた点〉

○環境保全について、エコ活動の促進、自然環境への具体的な取組みとして敷地内グラウンドの除草作業においてヤギやヒツジを放牧し、環境負荷を低減し、学生や教職員が動物と接する憩いの場をつくり、心身の健康保全にも役立てていることは高く評価できる。

5－2. 理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、法人の最高意思決定機関として年 6 回開催するほか、必要に応じて臨時理事会を開催するなど使命・目的達成のために機能しているが、学則の改廃に関する手続きに一部問題がある。法人と大学にまたがる事項、案件に関してその協議機関として「佐久学園協議会」が設置されており、法人、大学の意思決定の円滑化につなげている。

また、理事会、評議員会には監事が出席し、必要に応じて意見を述べている。

令和元(2019)年度には、4 人の外部理事が財務、広報、経営企画、地域連携の役割分担、分限体制を決め、理事会の円滑化と同時に各理事の職務への積極的関与につなげている。

〈改善を要する点〉

○学則の改廃に関する手続きについて、学則第 58 条に基づく理事会での審議を経ておらず、文部科学省への届出を行っていないため、改善が必要である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長がリーダーシップを発揮すべく補佐機関として「経営委員会」を設置しており、教学、運営上の重要事項について連絡、調整、協議を行い、理事長が意思決定を行うための環境を整備している。

また、大学の教学事項に関しては教授会、運営会議など学長を補佐する各審議機関により学長のリーダーシップの発揮に役立てている。大学と法人にまたがる事項、法人全体の合意形成を図るべき事項については、「佐久学園協議会」が審議機関として機能し、大学と法人間の意見調整が定期的に行われている。

監事は、管理部門と教学部門双方の運営をチェックし、監査報告書を作成し理事会、評議員会に提出し、適切に機能している。

理事長のもと内部監査人を置き、各組織の業務運営状況について監査を実施している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人佐久学園経営改善中期計画」及び「佐久学園財務計画」が作成され、それらに基づく財務運営が行われている。令和 3(2021)年度開設予定のヒューマンケア学部設置に伴う新キャンパス整備計画のため、一時的に資金残高は減少するが、完成年度以降は徐々に資金残高を回復できる計画である。

大学運営のために必要な資産は保持され、安定した財務基盤は確立されている。収支バランスは確保されており、主要収入である学生生徒等納付金の安定を図るため、学生募集を最重要課題の一つに位置付け、全学体制での募集活動を学長主導により推進している。支出については、光熱水費、保守契約の見直し等、経費削減の努力を行っている。

5－5. 会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準及び「学校法人佐久学園会計規程」に従い、会計処理は適正に実施されている。会計処理に関しての疑義については、顧問税理士、公認会計士に随時確認している。

監事による監査は、「学校法人佐久学園監事監査規程」に基づき、業務監査及び会計監査

が年間を通して定期的に実施されている。公認会計士による監査では、会計監査に加え、監事との意見交換、理事長へのヒアリングが行われ、厳正に実施されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「佐久大学自己点検・評価に関する規程」に基づき、目的及び社会的使命を達成するため、自己点検・評価委員会が全学的な自己点検・評価を中長期計画に沿って審議、検討し、部門組織や委員会等との連携をとっている。

責任体制を明確にした内部質保証のための恒常的組織として、自己点検・評価委員会は認証評価ワーキングを設置し、点検・評価に関する情報収集を行い、年度報告の改善点について検討の上、次年度計画に反映できる体制を整えている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会は、年度終了時に各委員会・部局課から提出された活動報告を集約し、委員会で共有後、学長の意見を各委員会や部会へ戻し、次年度活動に反映させるようにして内部質保証のための自律的な自己点検･評価を実施し､その結果を共有している。

IR 委員会は、「佐久大学アセスメント・ポリシー　評価の指標」に明示された実施・評価主体が収集した各種の情報を管理し、また、IR のミッションである「大学の教育改善、意思決定の過程の合理化を含め大学運営をサポートする」データ管理の一元化の整備を進めている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組み

の確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを一体的に進めるとともにアセスメント・ポリシーを策定し、委員会等が主体的に活動を実施できるようにし、その結果を機関レベル・学部レベル・科目レベルで評価できるようにすることで、教育の改善と向上に反映している。

FD 研修による「専門職としての規準（卒業時到達目標 5 群）」の検討を行い、その結果を教員間で共有し、地域医療に貢献できる人材育成を目指しカリキュラムを編成している。

「佐久大学中期計画 2020-2024」の達成に向けて自己点検・評価委員会で検討の後、大学の課題を教職員間で共有し、IR 委員会と FD・SD 委員会の連携を強化して PDCA サイクルを循環させ、内部質保証のための改善と充実を図る計画を明確にしている。

〈改善を要する点〉

○学生の懲戒の手続きを学長が適切に定めること及び学則の改廃に関する手続きに問題があり、内部質保証の機能性が十分ではないため、改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ.「知の拠点」としての教育研究成果の提供

A－1. 地域社会との連携強化

A-1-①　地域活動連携事業

A－2. 保健医療福祉専門職との連携強化

A-2-①　教育研究連携事業

【概評】

平成 26(2014)年に佐久市の産学官が相互連携して「佐久市足育推進事業」が設立され、その拠点として佐久大学「足育サポートセンター」が開設された。「足育研究プロジェクト」は私立大学研究ブランディング事業にも採択されている。これまでに、足の健康状態を把握するフットプリンターの開発（特許取得）、子どもから成人・高齢者までの足の実態調査、フットケアに関する地域への教育啓発や教材開発活動、「足の保健室」の開設、「足トラブルへの足育対策システム」検証調査などを行い、地域の健康づくりに大いに貢献するとともに、学生ボランティアの学びや教員の実証型研究活動の場としても発展している。今後は、事業の体系化、マンパワーの確保、産官学連携を進め、より持続可能な体制を作ることが検討されている。また、長野県内の高等教育機関ネットワーク「コンソーシアム信州」における連携や、学校法人聖路加国際大学との包括連携協定締結などによる、佐久地域を

越えた長野県内や首都圏との広域連携に基づく活動を発展させるよう取組んでいる。

加えて、大学の知を地域に還元する目的で、足育をテーマにした講座など 4 講座、文部科学省委託による「教員免許状更新講習会」、長野県委託の「介護職者向けの喀痰吸引等研修会」「臨地実習指導者研修セミナーNursing Practicum Instructor Seminar（通称NPIS)」「指導者カンファレンス」「看護研究塾」「SAKU 看護管理研究会」など、多様な現任教育を開催して、教員養成や介護者養成をはじめ、実習施設の連携強化、現場看護の質向上、看護管理者の育成に貢献している。東信地区初の大学として、実践現場との連携・協働を強化し、今後一層保健医療福祉専門職の質向上に寄与することに期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 別科助産専攻について

本学の別科助産専攻は、平成 21(2009)年看護学部開設の翌年に開設し、開設以来 100 人以上の助産師を県内外に輩出している。アドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜には、佐久大学看護学部在学生推薦入学試験および一般入学試験があり、助産師を目指したい学生が看護学部卒業後も継続して本学で学ぶ機会を用意している。このことは高校生の本学看護学部入学への動機の一つにもなっている。カリキュラムは、基礎・実践・関連領域の計 22 科目で編成され、修了時には助産師国家試験の受験資格、受胎調節実地指導員認定申請資格、新生児蘇生法「専門」コース(A コース)認定申請資格を取得できるようにしている。

本学では、開設当初にあった看護専門学校出身者への助産師教育を望む声には、一定程度応えられたと考えており、近年の入学生の半数以上は大卒者であること等の変化に対応し、別科から大学専攻科への変更を検討している。

2. 国際交流・教育センターについて

本学では開学時より国際化を見据え、海外の大学と学術交流協定（MOU:Memorandum of Understanding）を締結し、学生や教員の交流を促進している。平成 29（2017）年には、佐久学園国際交流・教育センターを開設し、国際交流を通して異文化理解を深め、異なる価値観を受け入れる専門職の育成を目的として以下の活動を実施している。

1) 学術交流では、タイ王国ブラパ大学の学生間交流、研究者の共同研究を促進している。令和元（2019）年に協定を締結した聖路加国際大学と地域貢献・地域連携及び国際貢献連携をすすめる。
2) 海外研修・視察受入では、JICA（(独）国際協力機構、以下 JICA）関連プロジェクト計 12 件 91 人の研修・視察を受け入れている。また、佐久市、ブラパ大学、タイチョンブリ県サンスク町、JICA、佐久大学でパートナーシップを締結し活動している。なお、「チョンブリ県における町ぐるみ高齢者ケア・包括プロジェクト」は、外務省の『令和元（2019）年度版 開発協力白書 日本の国際協力』にその実績が掲載されている。
   外務省ホームページ
   https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/19_hakusho/honbun/b4

/s1_2.html#kakomi2

その他、本学の実習受け入れ先である佐久市をはじめ、JA 長野厚生連佐久総合病院、佐久市立国保浅間総合病院の 4 者による協力のもと、積極的に海外視察等を受け入れている。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 20(2008)年度
所在地　　長野県佐久市岩村田 2384

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
看護学部	看護学科
看護学研究科	看護学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
9 月 8 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 25 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 9 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 29 日	実地調査の実施　　10 月 29 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 30 日	10 月 30 日　第 3・4 回評価員会議開催
12 月 3 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 22 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）
2 月 17 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

17 産業能率大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

使命・目的は、建学の精神の目指す本質として学則第 1 条第 1 項に規定し、また各学部・学科及び研究科の教育研究上の目的は学則第 7 条に規定して、簡潔な文章で示している。

大学の使命・目的を具体化するために基本理念に基づく将来ビジョンを策定し、その実現に向けた活動を展開している。個性・特色は、大学の使命・目的・教育研究上の目的及び教育理念の具現化を目指して、各学部・学科、研究科の教育課程及び教育活動等に反映させている。学部・学科の新設や教育目的の見直しを適宜行い、社会や時代の変化に対して柔軟に対応している。

「学校法人産業能率大学の将来ビジョン（2020 年の将来像）」では、教育目的の達成に具体的に取組むべき事項を重点課題として定め、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映し、その目的を達成するための教育研究組織を構成して整合性も図っている。

〈優れた点〉

○4 年ごとに、「将来ビジョン」と「中期経営方針」を詳細に策定し、「中期活動計画」として小冊子にまとめ、全教職員に周知・徹底して使命・目的の実現に努めていることは評価できる。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーは、建学の精神や教育目的を踏まえて学部ごとに策定し、周知を図っている。入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに沿って多様な入試を実施して公正かつ妥当に行われている。創立以来の授業科目「インターンシップ」など、キャリアデザイン科目を開設・充実させ、社会的・職業的自立に関する支援体制を整備している。

学生の学修状況・生活実態・学修環境に関しては、課題を抽出して、学修の質を向上させるための支援策や学生生活及び学修環境を改善するための検討に役立てている。また、学生指導に必要な情報を共有・検討して、学修支援の体制を構築している。

校地面積及び校舎面積は、両キャンパスとも設置基準を上回っている。学内規則に基づき各施設・設備の安全確保と、その維持・管理に努めている。授業を行う学生数は、適切に設定し、運営・管理されている。

〈優れた点〉

〇学生による学修支援活動団体「Shares」が、「学習支援センター」やアカデミック・アドバイザーと連携して、入学後から就職まで、学生同士による学修支援の仕組みを構築している点は評価できる。
〇課外活動支援の一環として、プロスポーツチームとの連携活動に取組み、学生・教職員の一体感を醸成し、またスポーツビジネスを学ぶ場を提供している点は、評価できる。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは、建学の精神、大学の基本理念、使命・目的に基づき策定されており、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を定め、大学の個性に沿った特色のある教育を展開し周知している。

カリキュラム・ポリシーでは、ディプロマ・ポリシー同様に周知され、科目ごとに到達目標、授業方法、授業形態を定め、体系的な教育課程を実施している。

基礎教育科目は教養への関心を高めることを目指しており、シラバスには各授業科目と関連するディプロマ・ポリシーが明記されている。

三つのポリシーを踏まえて、教育目的の達成状況の確認のため学修成果の点検・評価方法を確立し、適正に運用している。

〈優れた点〉
〇入学後のガイダンス、シラバスの記述、初回授業と中間回での科目担当者からの説明、学生による授業評価アンケート等、さまざまな機会を通して学生にディプロマ・ポリシーと、その達成度を振返る機会を設定し、ディプロマ・ポリシーの実質化を図っていることは評価できる。
〇AP（大学教育再生加速プログラム）事業を継続的に展開する中で、全ての科目でアクティブ・ラーニングの技法を取入れようとしており、更に必修科目において PBL 型授業を導入するなど、効果的な授業方法の工夫・開発に努めていることは評価できる。

「基準４．教員・職員」について

教学マネジメントにおいて、学長のリーダーシップが発揮できるよう補佐体制を整備し、意思決定を行うには、教授会のほか八つの学長諮問委員会が設置され、教学マネジメント体制が適切に構築されている。

教育課程を適切に運営し教育目的を実現するために、教員の採用・昇任や教員評価制度の運営に関する学内規則を整備して適切に運用している。

FD(Faculty Development)活動の積極的展開を明示し、組織的に取組んでいる。また、SD(Staff Development)研修として、新たな職掌・階級に位置付けられた職員に対する研修を中心に、十分に行われている。

専任教員の環境を整えるほか、研究活動へ資源を適切に配分している。研究倫理規程として規則を定めるとともに、研究不正や研究費の不正使用の防止などに関する管理・監査の規則を整備している。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人運営は、関連諸規則に則して適切に行われており、経営の規律と誠実性が維持されている。使命・目的の実現のため、中期経営計画に基づいて年度ごとに目標・活動方針・予算を定めて遂行するとともに、その進捗状況の管理と必要な見直しを継続的に実施している。

理事会を法人の最高決議機関と位置付け、法人運営上の重要事項について審議し、決定している。監事は、法人の業務及び財産の状況等について監査して監査報告書を作成している。

中長期的な観点から適切な財務運営を確立し、全体として安定した財務基盤の確立と収支バランスを確保している。

学校法人会計基準に準拠した諸規則が整備されており、会計処理が適切に行われている。定期的に内部監査を実施し、その結果を常勤理事会で報告して経営効率の増進に資している。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針として、法人の活動方針、将来ビジョン、各部門の中期経営方針が掲げられた「法人の活動方針」を教職員に明示している。

自己点検・評価委員会と学生教育運営協議会の連携のもと、内部質保証の組織体制を整備しており、責任体制が確立している。

法人全体の方針のもとに、内部質保証のための自己点検・評価を実施して、その結果を共有している。現状把握のために定期的に調査を実施し、データの収集と多面的な分析を行うとともに、その結果を教育・学生支援策に活用している。

大学の教育の質を向上するために、PDCA サイクルを確立させ、三つのポリシーを起点とした内部質保証を行っている。教育研究上の基本組織の間で相互に連携された体制が整えられ、全学的な PDCA サイクルの仕組みが実現し、有効に機能している。

総じて、建学の精神、使命・目的などに基づいた具体的な学修の到達目標が定められ、三つのポリシーに基づいて運営がなされている。責任体制を明確にした教学マネジメント体制が構築され、円滑な意思決定が行われている。また、自己点検・評価の結果を踏まえ、中期活動計画に基づいた運営が適切かつ効率的に実施されており、内部質保証に資する取組みがなされている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献」「基準 B.高大接続」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 学生教育と社会人教育の 2 つの活動を行う学校法人

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的は、建学の精神の目指す本質として学則第 1 条第 1 項に規定し、また各学部・学科及び研究科の教育研究上の目的は、大学の使命・目的に基づいて学則第 7 条に規定して、簡潔な文章で示している。

大学の使命・目的を具体化するために基本理念に基づく将来ビジョンを策定し、その実現に向けた活動を展開している。大学の使命・目的・教育研究上の目的及び教育理念の具現化を目指して、個性・特色を各学部・学科、研究科の教育課程及び教育活動等に反映させている。

社会情勢の変化に対応するため、学部・学科名称の変更、学部の新設及び学科の新設を行い、それに合わせて教育目的の見直しも適宜行い、時代の変化に適切に対応している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

学則に使命・目的を定めるとともに、教育目的の策定に当たっては役員・教職員が積極的に参画して、理解と支持を得ている。これらは、「専任教員ガイドブック」「ANGLE」等に明記し、学内の周知を図っている。また、学外へは、建学の精神及び教育研究上の目的を明示しホームページに公表している。

「学校法人産業能率大学の将来ビジョン（2020 年の将来像）」において、教育目的の達成に関連した具体的に取組むべき事項を重点課題として定め、大学の使命・目的及び教育

目的を中長期的な計画に反映させている。また、それらを教学委員会、大学院研究科委員会専門委員会で点検し、三つのポリシーに反映している。その目的を達成するために、2学部3学科、通信教育課程、大学院総合マネジメント研究科及び付属施設の教育研究組織を設置しており、その研究成果はホームページの他、刊行物でも公表している。

〈優れた点〉

○4 年ごとに、「将来ビジョン」と「中期経営方針」を詳細に策定し、「中期活動計画」として小冊子にまとめ、全教職員に周知・徹底して使命・目的の実現に努めていることは評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、建学の精神や教育目的を踏まえて、学部ごとに策定しており、ホームページ、大学案内、学生募集要項、入試説明会、オープンキャンパス、高校訪問において告知して周知を図っている。

入学者選抜は、公正かつ妥当に行われており、その検証も行われている。入試問題の作成は大学が自ら行っており、アドミッション・ポリシーに沿って、キャリア教育接続入試、アクティブ・ラーニング入試、AO 入試など、高大接続を意識して、多様な入試を実施している。

各学部、大学院研究科とも入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。

〈参考意見〉

○アドミッション・ポリシーは、学科それぞれのカリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーを踏まえて定めることが望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

実学教育の実現を目的として教職協働による学修支援体制を整備している。新入生向けガイダンスや初年次ゼミでは、実践的なグループワークや PBL(Project Based Learning)へ向けた学び方の修得に努めており、一部授業では、教員、SA、職員の 3 者の視点から授業を進行するなど、教職協働で学修支援に当たっている。学修や成績に関する不安、疑問や悩みの相談を受けた時に支援やアドバイスを行うために「学習支援センター」を設けている。学生からの相談を受けるだけでなく、支援が必要な学生に対してはアカデミック・アドバイザーが「学習支援センター」と連携して指導している。これらの学修支援策によって学生の要望に適切に対応し、学生が安心して学修を継続できる環境を整えている。

オフィスアワー制度を全学的に実施しており、学生からの質問・相談等に対応している。また、中途退学、休学及び留年への対応策については「学生情報共有」データベース新設を計画して進めている。

〈優れた点〉

○学生による学修支援活動団体「Shares」が、「学習支援センター」やアカデミック・アドバイザーと連携して、入学後から就職まで、学生同士による学修支援の仕組みを構築している点は評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学部通学課程では、創立以来の授業科目「インターンシップ」など、キャリアデザイン科目を開設・充実させ、企業・団体における実習を経験することによって、職業意識を喚起できるようにしている。その他に、キャリアセンター職員が学生の進路指導を個別にサポートする体制を構築している。また、キャリアデザイン科目とゼミ科目が 1 年次から 4 年次まで配当されるなど、正課科目で継続的、体系的なキャリア支援を行っている。

通信教育課程では、社会的・職業的自立に関する支援として、授業科目「転職・再就職とキャリアデザイン」を開設して、面接授業や「学習ガイダンス」においてキャリアに関する相談に対応するなど、教育課程内外を通じて、社会的・職業的自立に関する支援体制を整備している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

充実した学生生活を送ることができるようにするため、学生生活の支援サービスを担当する事務組織として、学生サービスセンターを各キャンパスにそれぞれ設置している。各キャンパスの学生サービスセンターで学生生活全般の支援業務を担当するほか、保健室・学生相談室を設けて健康管理やメンタル面の支援を行っている。

新入生に対しては、薬物や詐欺・悪質商法、SNS 利用などの注意点をまとめた「学生生活スタートブック」を配付して、事例や対応方法を紹介して注意喚起を行っている。外国人留学生に対しては、学生サポート部国際交流課の職員が、学修・生活面について、年間スケジュールに沿った支援活動を行っている。

創立者を記念した「上野奨学金」をはじめ、複数の独自奨学金制度を設けている。学生の課外活動への支援を適切に行っている。

〈優れた点〉

○課外活動支援の一環として、プロスポーツチームとの連携活動に取組み、学生・教職員の一体感を醸成し、またスポーツビジネスを学ぶ場を提供している点は、評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地面積及び校舎面積は、両キャンパスとも設置基準を上回っている。学内規則に基づき各施設・設備の安全確保と、その維持・管理に努めている。両キャンパスとも各建物の耐震化、大規模空間天井の耐震補強、アスベストの除去など全て終了している。

両キャンパスの図書館のフロア総面積、閲覧室座席数は、全国平均を上回っており、十分な規模の施設を整備している。マネジメント等専門分野を中心に相当規模の蔵書を有する図書館があり、開館時間も適切である。

施設・設備の利便性における配慮として、身体に障がいのある学生に配慮したキャンパスの環境整備を行っている。

授業を行う学生数は、各科目の特性や教員支援体制を踏まえて、適切に設定し、運営・管理されている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生の学修状況・生活実態・学修環境に関しては、学部通学課程では毎年「学生生活に関するアンケート調査」を実施している。大学院では各年度に学生との「懇談会」の場で聴取して、通信教育課程では「卒業確定者へのアンケート調査」を実施して意見・要望を把握している。

その結果について、担当部署等が集計し、分析担当教職員が課題を抽出して、教職員及び学生にフィードバックしている。同時に、その結果を、学修の質を向上させるための支援策や学生生活及び学修環境を改善するための検討に役立てている。

また、悩みや相談を受付けた学生、問題を抱えた学生等については、学生相談室、保健室及び担当部署の職員が定期的に会合を開催し､学生指導に必要な情報を共有･検討して、多面的な学生サポートを実施するなど学修支援の体制を構築している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは、建学の精神、大学の基本理念、使命・目的に基づき策定されており、実現のために大学の個性に沿った特色のある教育を展開している。学期始めのガイダンス､学生便覧｢ANGLE｣､必修科目やキャリア科目など多くの授業で学生に周知し、教員には配付物や学部ミーティングなどで周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を定め、科目ごとの「科目の到達目標」「成績評価の方法」をシラバスに記載し学生に説明している。

通学課程ではGPA(Grade Point Average)制度を導入し、進級要件、卒業要件にも組入れている。厳密な基準に沿った学修を支援するために学修支援システムやアカデミック・アドバイザー制度が設けられている。通信教育課程では、「科目修得試験のてびき」「通学・特設スクーリングの手引き」に基づき厳密な単位認定を行っている。

〈優れた点〉

○入学後のガイダンス、シラバスの記述、初回授業と中間回での科目担当者からの説明、学生による授業評価アンケート等、さまざまな機会を通して学生にディプロマ・ポリシーと、その達成度を振返る機会を設定し、ディプロマ・ポリシーの実質化を図っていることは評価できる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学部通学課程では、カリキュラム・ポリシーでは前半にディプロマ・ポリシーと関連付けた編成方針が、後半に科目区分ごとの学修内容と能力開発の目標が明記され、ディプロマ・ポリシー同様に周知されている。科目ごとに到達目標、授業方法、授業形態を定め、体系的な教育課程を編成している。統一様式で作成されるシラバスでは、各授業科目と関連するディプロマ・ポリシーが明記され、授業科目の到達目標、成績評価の方法とも関連付けた授業運営が科目担当者に求められている。その点検は、教学委員・学科主任などにより体系的教育の観点から行われている。

通信教育課程では、基礎教育科目は社会人としての基礎的知識を理解し、技能と表現力を習得し、態度を形成し、幅広い教養への関心を高めることを目指しており、3、4 年次配当の専門教育科目でもビジネス教養の涵養を目的とするものもある。

〈優れた点〉

○AP（大学教育再生加速プログラム）事業を継続的に展開する中で、全ての科目でアクティブ・ラーニングの技法を取入れようとしており、更に必修科目において PBL 型授業を導入するなど、効果的な授業方法の工夫・開発に努めていることは評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえて、教育目的の達成状況の確認のため「学生による授業評価アンケート」を全ての科目で実施しており、学修成果の点検・評価方法を確立し、適正に運用している。学修成果の可視化のため、GPA 評価に加え、ジェネリックスキルの向上度を測るテストの導入や卒業生の所属企業へのアンケートを行っている。

達成状況の点検・評価及び結果の活用・フィードバックは、教学委員会、FD 委員会、教育開発研究所が連携して実施し、教育内容や学修指導の改善は、職制を通じた縦のラインと同僚間の FD 活動の横のラインで実施している。

大学院では、大学院研究科委員会専門委員会において、科目の実施状況、成績評価結果、授業評価結果を集約して点検・評価を行っている。通信教育課程では、科目の改廃、シラバスの改善、通信授業の改善、面接授業の改善の四つの視点で学修成果の点検・評価結果のフィードバックを行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学務をつかさどる学長のもとに学部の運営責任者として学部長を置くとともに、各学部の事情に通じた教員 4 人を学長補佐に任命し、教学マネジメントにおいて学長のリーダーシップが発揮できるよう補佐体制を整えている。

学長が意思決定を行うに当たっては、教育研究に関する重要事項を審議する諮問機関と

しての教授会のほか、八つの学長諮問委員会が設置され、それぞれの役割に応じて教学事項について審議し学長に答申しており、教学マネジメント体制が適切に構築されている。

「組織規程」「業務分掌規程」によって事務組織体系、事務分掌及び職務の内容を明確に規定するとともに、これに従って大学及び大学院の運営に必要な職員を各事務部署に配置することにより、機能的な業務執行の体制が敷かれている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育課程を適切に運営し教育目的を実現するために、大学設置基準及び大学院設置基準を充足する専任教員、教授、研究指導教員等を学部及び研究科に配置しており、教員の採用・昇任や教員評価制度の運営に関する学内規則を整備して適切に運用している。

大学の活動方針の一つとして FD 活動の積極的展開を明示し、教育開発研究所との連携のもとに開催する FD 研修会やテーマ別に改善目標を設定して取組む小グループでの活動に継続して組織的に取組んでいる。

4－3. 職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質･能力の向上を図るために､人事部及び各部門において研修を実施している。人事部の階層別研修は、新たな職掌・階級に位置付けられた職員に対する研修を中心に、十分な頻度で行われている。教学管理職も含めた教職員に対する SD 研修として、平成 29(2017)年度は「認証評価制度及び新評価システムの概要について」、また平成 30(2018)年度には広報リスクマネジメント研修を行っている。

各部署においては、それぞれの業務の必要性に応じて、私立大学経常費補助金説明会、大学設置等に関する事務担当者説明会、日本学生支援機構奨学金業務連絡協議会、日本私立大学協会主催の各部課長研修会などの外部の研修会に職員を参加させるなど、職員の資質・能力向上への取組みを組織的に実施している。

4－4. 研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員の研究環境として研究室を整備し、学内 LAN に接続してインターネット等が活用できる環境を整えている。週 1 日の自宅研究日や研究活動のための個人研究費を規則により手当てして、教員の研究活動に資源を適切に配分している。

研究倫理規程として、「大学 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を定めるとともに、公的研究費に関しては、「大学 公的研究費の管理・監査体制及びその公表等に関する規程」「大学 科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金に係る間接経費の取扱い内規」を定めている。また、研究不正や研究費の不正使用の防止などに関する管理・監査の規則を整備し、告発窓口を設けて厳正に運営している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人運営は、寄附行為、「法人の管理運営に関する基本規則」及びこれに基づく関連諸規則に則して適切に行われており、管理運営の基本と位置付ける「文書管理規程」「稟議規程」をはじめとする組織倫理に関する諸規則により、経営の規律と誠実性が維持されている。

使命・目的の実現のため、中期経営計画に基づいて年度ごとに目標・活動方針・予算を定めて遂行するとともに、その進捗状況の管理と必要な見直しを継続的に実施している。

「コンプライアンスに関する基本規程」において教職員の「行動規範」を明記するほか、環境保全、ハラスメント防止、個人情報の保護、リスクマネジメント体制、防災など法人運営上必要となる諸規則を整備している。

5－2. 理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為の定めに基づき適切に選任された理事で構成される理事会を法人の最高決議機関と位置付け、予算と決算、事業計画と事業実績、寄附行為の変更、理事等役員の選任、その他法人運営上の重要事項について審議し、決定している。

理事会で決定した方針のもとに機動的に業務執行できるよう、「寄附行為実施規則」に基づいて常勤理事会を設置して理事会から委任された事項について意思決定を行うほか、業務処理の的確化、経営能率の向上を目的とした稟議制度を設け、案件に応じて担当理事、部門長等が決裁を行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

各管理運営機関における意思決定を円滑に行うために、法人と教学の役職者で構成する「学生教育運営協議会」を毎月開催し、法人と大学等との間で調整が必要な事項の事前協議などを行うほか、「補助金事務検討委員会」などの会議体でも相互の意思疎通を図っており、こうした協議を通じて相互チェックの機能も果たしている。

監事は、寄附行為の定めに基づいて適切に選任されており、理事会・評議員会に出席して意見を表明し、法人の業務及び財産の状況等について監査して監査報告書を作成している。また、評議員会は理事長からの諮問事項について審議の上意見を述べるなど、それぞれの機関が定められた職責を果たしている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中期経営方針に基づいた活動の遂行により、法人全体としての中長期的な収入の安定化を図っている。また、中長期的な観点から施設設備の更新・拡充のための資金として第 2 号基本金を設定して平成 24(2012)年度から計画的な組入れを行い、適切な財務運営を確立している。

社会人教育事業を行う総合研究所を擁しているため、同系統の他大学平均に比して管理経費比率は高いものの、全体として安定した財務基盤の確立と収支バランスを確保している。大学部門も学生数の安定的確保により収支は順調に推移している。

外部資金に関しては、施設設備の充実や学生に対する経済的支援を目的に、寄付金の獲得に努力している。

5－5. 会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に準拠した「経理規則」及び「固定資産管理規程」「物品管理規程」「予算管理規程」「勘定科目及び補助元帳に関する規程」等の諸規則が整備されており、これらに基づいて会計処理が適切に行われている。

監査については､独立監査法人による学校法人会計基準､諸法令に基づく会計監査の他、管理運営が適正であるか財務面の監査が行われており、監査報告書により適正意見を受けている｡「内部監査規程」に則して内部監査部によって経理財務業務が適切に運営されているか定期的に監査しており、その結果を常勤理事会で報告して経営効率の増進に資している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針として、法人の活動方針、将来ビジョン、各部門の中

期経営方針が掲げられた「法人の活動方針」を教職員に明示している。

組織としては、「自己点検・評価委員会規程」の第 1 条に基づき、自己点検・評価委員会を設置している。自己点検・評価委員会には、全学的な自己点検・評価を取りまとめる全体会の他に、専門的に審議検討するための大学院分科会、学部分科会、通信教育課程分科会を常置している。

自己点検・評価委員会と学生教育運営協議会の連携のもと、内部質保証の組織体制を整備しており、責任体制が確立している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

法人全体の方針のもとに、内部質保証のための自己点検・評価を実施している。自己点検・評価委員会の分科会である大学院分科会、学部分科会及び通信教育課程分科会でそれぞれ自己点検・評価を実施し、その結果を「自己点検・評価報告書」として、ホームページで公表し、その結果を共有している。

学部通学課程及び大学院並びに通信教育課程では、「学生による授業評価アンケート」を実施して分析と検討を行い、改善提案を行っている。アンケートには、ディプロマ・ポリシーを踏まえた到達目標の達成度を評価する設問を設定し、ディプロマ・ポリシーの達成度も評価している。調査結果は、FD 研修会で共有化を図り、教育の質の向上に活用している。

現状把握のために定期的に調査を実施し、データの収集と多面的な分析を行うとともに、その結果を教育・学生支援策に活用している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学の教育の質を向上するために、PDCA サイクルを確立させ、三つのポリシーを起点とした内部質保証を行っている。

全学的な課題と両キャンパスの個別的な課題に関する自己点検・評価の進捗状況と結果について学内で共有し、改善が必要と認められるものについて、その改善に努めている。

教育研究上の基本組織において相互に連携された体制が整えられ、全学的な PDCA サイクルの仕組みが実現し、有効に機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会貢献

A－1．地域連携・産学連携による社会貢献

A-1-①　本学教育課程編成方針を踏まえた地域連携・産学連携による社会貢献

【概評】

国内の諸地域や企業・団体と連携することにより、授業や課外活動を通じた社会貢献を活発に行っている。都心部と首都圏郊外に二つのキャンパスを持つ特色を活かして、都市商店街、近郊都市、地方都市、離島等、それぞれの実態やニーズと学生の教育活動とのマッチングを丁寧に構想した活動を実現している。例えば、石垣島においては、地域振興をテーマに先端的なエネルギー関連企業と連携しており、「地域」「企業」と分けることなく、また広義の教育活動との接点でさまざまな連携を行っている。

学生が社会貢献活動に取組むことは、学生の主体性、コミュニケーション能力、協調性等を醸成する上で大変有効である。社会貢献活動は、教育課程編成方針と整合性を持ち、大学での学びの体験に深さと広がりを与えている。

活動に当たり、各地の自治体・企業・商店街などと連携・協力協定を結んでおり、活発に学生が社会貢献活動に参加している。制度的また経済的に支援する体制も整備され、教育課程の中の位置付けも明確にされることで、単年度の実施に終わらず継続的に行っている社会貢献活動が多く、知見や人的ネットワークの蓄積と今後の展開が期待できる。

基準Ｂ．高大接続

B－1．高大接続の強化

B-1-①　高大接続による教育の質の向上

【概評】

文部科学省の「大学教育再生加速プログラム」に採択されたことを契機に、高大接続の更なる強化、高等学校における探究学習の深化、大学教育への円滑な導入を目的として学部横断的に高大接続プログラムの開発に取組み、「主体的学習者育成プログラム」及び「協働的学習者育成プログラム」を完成させ、特定の学科に限定せず、探究学習に取組む高等学校に広く提供している。

大学における教育活動のノウハウや教育研究の成果を高等学校のニーズに対応する丁寧な形で適切に構成しており、大学の知を社会に還元する良い事例となっている。診断テストは改訂を重ねた結果、学修成果を一定程度可視化することができるまでになっており、将来的には大学における学修成果の可視化ツールにつながるものとして今後、高大接続に

よる教育の質向上を実現することが期待できる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 学生教育と社会人教育の２つの活動を行う学校法人

本学は、産業界に最も近い高等教育機関として、これから社会に出て行く人材と既に社会に出ている人材それぞれを、社会に求められる人材、社会で活躍できる人材として育成している。

本学では、大学、大学院及び短期大学のほかに、総合研究所を設置している。
大学及び短期大学が行う事業を学生教育事業、総合研究所が行う事業を社会人教育事業として、法人の基本理念に示す通り、この両事業をもって「マネジメントの思想と理念をきわめこれを実践の場に移しうる人材の育成」を謳った建学の精神を実現している。
総合研究所では、創立以来 90 年以上にわたって調査・研究活動ならびに企業・団体等に対するコンサルティングや職員研修等を行っており、マネジメント分野でのわが国におけるパイオニアとして、教育研究の成果を実際の社会に適用し、そこから得られた知見を学生教育にフィードバックすることを実践している。

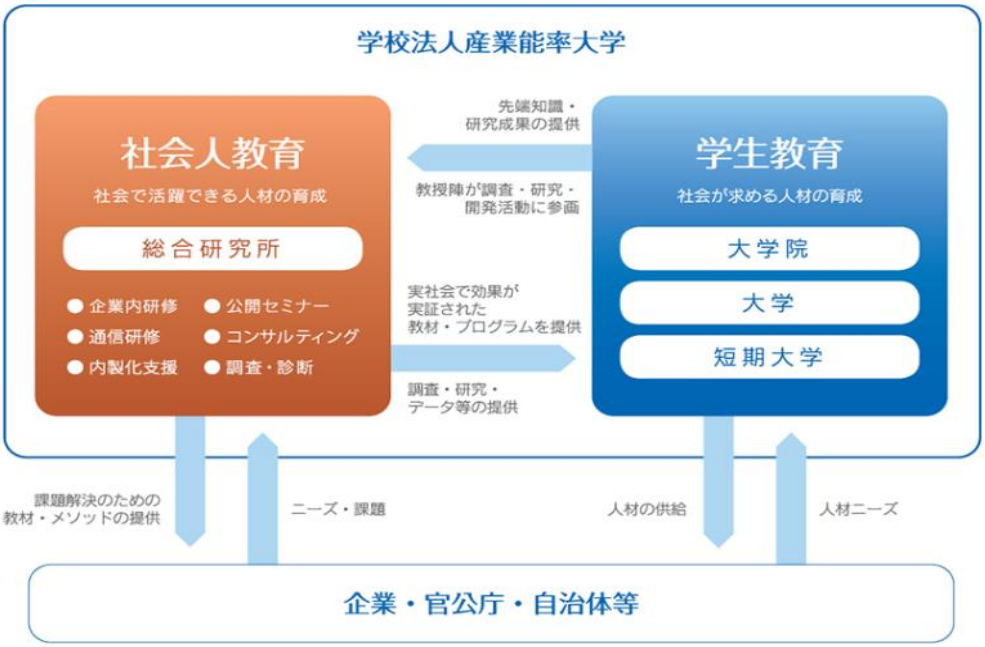

学生教育部門と総合研究所とが連携し、産業界が抱えるニーズや課題を把握し、その解決のための研究を行うとともに、研究成果に基づく提言や教育プログラムの開発等の実践的な活動を展開している。
学生教育を行う教員が総合研究所における調査・研究・開発活動に参画し企業内研修の講師となる一方、総合研究所に所属するコンサルタントが大学で教鞭を執ることや総合研究所において調査・研究した内容が大学院、大学、短期大学の授業において利用されている。

このように学生教育事業と社会人教育事業を建学の精神と法人の目的の実現のために併せ行っていることが、本学の最大の特徴である。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 54(1979)年度
所在地　　東京都世田谷区等々力6-39-15
　　神奈川県伊勢原市上粕屋1573
　　東京都目黒区青葉台1-4-4

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経営学部	経営学科　マーケティング学科
情報マネジメント学部	現代マネジメント学科　現代マネジメント学科（通信教育課程）
総合マネジメント研究科	総合マネジメント専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
9 月 1 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 11 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 25 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 12 日	実地調査の実施　　10 月 13 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 14 日	10 月 14 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 13 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 22 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

18 種智院大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合しているとは認められない。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的は、弘法大師空海の教育理念「綜藝種智院式并序」を建学の精神とし、その理念のもとに仏教と福祉の思想と実践を通じた総合的人間教育を展開することにあり、仏教と社会福祉の教授研究を通じて人間としての「こころ」の成長を促し、広く済世利人の社会的実現を目指している。また、より普遍的に人間存在の本質を探求する教育理念の希求のため、さまざまな改善に取組むことで、社会の変化とニーズにも対応している。大学の使命・目的及び教育目的は、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映され、入学案内、ホームページなど、各種媒体を通じて学内外に周知している。学部学科の基本組織のほか、密教資料研究所及び臨床密教センターを置くなど、教育研究組織の構成と整合性がとれている。

〈優れた点〉

○弘法大師空海の教え、種智院の存在意義及び教育理念の理解と大学で学ぶ意義を形成することを目的に、全学生を対象に必修科目「種智院学」を開設していることは評価できる。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを明確に定め、適切に公表している。加えて、入学者選抜は、各学科のアドミッション・ポリシーに沿って実施され、概ね収容定員を充足している。教職協働による学修支援は、小規模大学の利点を生かして教職員相互の意思疎通を迅速に行い、臨機応変に対応できる状況にある。自己開発とキャリアデザインに関する１年次の必修科目が開講されており、進路についての意識付けが早い段階から図られている。学生サービスは、学生部が中心になり学生生活の安定のための支援と、臨床心理士によるメンタル面での支援が行われている。教育目的の達成に十分な校地、校舎を保有し、利便性に配慮したバリアフリーが整備されている。学生の日常的な意見や要望は、小規模大学の特性でもある学生と教職員の距離の近さを生かした関係性を通じて把握に努めている。

〈優れた点〉

○視覚障がい、高次機能障がいなど障がいの内容や程度に応じて、障がいのある学生への

配慮が細やかに行われている点は評価できる。

○対人関係の苦手な学生を支援するプログラムである「ソーシャルスキルトレーニング」が定期的に開催され、コミュニケーション力の向上などにおいて効果を上げている点は評価できる。

○全館車椅子で移動可能なバリアフリーが整えられ、京都府福祉のまちづくり条例適合施設、京都市が認定する国際基準に合った利便性に配慮された施設になっている点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーが策定され、学生便覧等を通じて周知している。加えて、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、学則、履修規程及び学生便覧において単位認定基準、進級基準及び卒業認定基準が示され、厳正に運用されている。人文学部仏教学科及び人文学部社会福祉学科ともに、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性が保たれ、教育課程の編成の方針と内容が明確に示されており、各年次においてどのような階層をもって体系的に教授するのかについて、説明がなされている。仏教の作法の伝授や社会福祉の実践的な技術の学びにおいては、アクティブ・ラーニングやグループ学修などを効果的に取入れている。三つのポリシー、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果については、その点検・評価において改善が求められるが、修得単位数、国家資格取得者数、就職状況等が整理され、教授会等において共有・確認されている。

〈優れた点〉

○仏教学科では、特別科目としてインド現地での「スタディーツアー」や修験道を体験する「修験学実践講座」等、学科の特色を生かした体験的授業の取組みが見られる点は評価できる。

○少人数の対面授業によって真言宗の儀式作法を実践的に学修できるよう工夫している点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長のもとに副学長職を置き、学長の意思決定をサポートしている。教授会は、関連する規則等が学校教育法第 93 条の趣旨を踏まえておらず改善を要するものの、運営全般は適切に行われている。職員の配置は、大学の規模を踏まえた人員を配置し、機能性の確保に努めている。大学設置基準はもとより、教育目的及び教育課程に即した教員を配置している。教員の採用等は、教育職員選考に関する規則に基づき適切に行っている。FD 委員会を設置し、授業方法等の教育改善を推進する仕組みを構築しているものの、FD(Faculty Development)の実施方法に関しては改善が求められる。SD(Staff Development)への取組みは、教員を含む職員を各種研修に参加させることなどにより行っている。研究に関することは、適切な環境を整備し、研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規則等により研究倫理の確立を図るほか、研究費に関する規則により資源配分を行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性の維持に関することは、寄附行為及び監事監査に関する規則に基づき適切に行われている。「学校法人綜藝種智院 経営改善計画 令和元年度～5 年度(5 ヵ年)」（以下、「経営改善計画」という。）の策定と点検・評価を通じて使命・目的の実現に向けた継続的努力を行っている。環境保全、人権、安全への配慮に関することは、必要な措置を講ずるよう努めている。理事の選任及び理事会の議事運営は適切に行われ、円滑な意思決定ができる環境を整備している。監事の選任は、寄附行為に基づき適切に行われ、その職務を全うしている。評議員は、寄附行為に基づき適切に選任されている。財務の状況は、外部負債が運用資産を大幅に超過しており、前受金保有率も低位にとどまるなど、教育活動資金収支差額及び経常収支差額は支出超過が常態化していることから、財務状況の推移に注意を払う必要がある。会計処理は、関係法令等に基づき適切に行われている。

「基準６．内部質保証」について

自己点検・評価実施規程及び同施行細則に基づき内部質保証のための恒常的な組織体制を整備し、内部質保証のための責任体制を確立している。平成 28(2016)年度、平成 29(2017)年度には、「種智院大学における現状と課題」と題し、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を実施し、内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みを確立する継続的な努力が行われている。一方、学修成果の点検・評価、教学マネジメントの機能性、教員の配置・職能開発等及び財務基盤と収支においては、内部質保証の仕組みが十分機能しているとは言い難く改善が求められるが、令和元(2019)年度には「種智院大学内部質保証に関する方針」を定めるなど、内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性を高めるための作業に着手していることから、今後に期待したい。

総じて、大学は弘法大師空海の教育理念「綜藝種智院式并序」のもとに仏教と福祉の思想と実践を通じた総合的人間教育を、小規模校ならではの強みを生かしつつきめ細かい教育を実践しており、個性・特色ある大学として更なる発展が期待される。しかしながら、財務基盤がぜい弱で収支バランスも確保されていないことから、今後、財務状況の推移に注意を払う必要がある。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.宗教教育実践と僧侶育成」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 種智院大学のシンボル
2. 京都市避難所指定

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は、弘法大師空海の教育理念「綜藝種智院式并序」を建学の精神とし、その理念のもとに仏教と福祉の思想と実践を通じた総合的人間教育を展開することにあり、学則に簡潔な文章で具体かつ明確に規定している。大学の個性・特色は、使命・目的及び教育目的のもとに、仏教と社会福祉の教授研究を通じて人間としての「こころ」の成長を促し、広く済世利人の社会的実現を目指していることにある。より普遍的に人間存在の本質を探求する教育理念の希求のため、さまざまな改善に取組むことにより、社会の変化とニーズに対応している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は学則に規定され、その改正に当たっては関係会議体、教授会及び理事会など、その審議過程を通じて役員及び教職員の理解と支持が得られている。また、使命・目的及び教育目的は三つのポリシーに反映され、入学案内、ホームページなど、各種媒体を通じて学内外に周知している。

中長期的な計画への反映に関することは、使命・目的及び教育目的を踏まえ、「経営改善計画」を作成している。学部学科の基本組織のほか、密教資料研究所及び臨床密教センターを置くなど、教育研究組織の構成と整合性がとれている。

〈優れた点〉

○弘法大師空海の教え、種智院の存在意義及び教育理念の理解と大学で学ぶ意義を形成することを目的に、全学生を対象に必修科目「種智院学」を開設していることは評価でき

る。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえて、仏教学科と社会福祉学科それぞれにアドミッション・ポリシーを明確に定めている。それらは、ホームページや大学案内、入試要項などにおいて適切に公表し、高校訪問時やオープンキャンパスでは、その周知を図っている。入学者選抜については、各学科のアドミッション・ポリシーに沿って実施されており、その検証は学生との日々の対応の中で確認している。社会福祉学科の入学定員は、令和 2(2020)年度はほぼ充足するまでに至っている。また、仏教学科を合わせた大学全体での収容定員は充足するまでに至っている。入試問題は全て大学内の教員が分担して作成している。

〈参考意見〉

○入学試験はアドミッション・ポリシーを踏まえて実施されているが、アドミッション・ポリシーに沿った学生が入学しているかどうかの客観的な検証については、一層の組織的な取組みが望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学修支援のために教務部会が組織され、体制が整えられている。教務部会の実施業務については、「種智院大学専門部規程」に定められ、小規模大学の利点を生かして教職員相互の意思疎通を迅速に行い、学生個々の学修支援に臨機応変に対応している。

入試の段階から心身の健康に関する相談を受付け、さまざまなタイプの障がいのある学生への配慮を丁寧に行っている。オフィスアワーは、週 1 回 90 分の制度が全学的に実施されている。仏教学科では、真言宗の僧侶資格を有する人材が密教の実践的な授業を補佐する者として採用され、学修支援を行っている。

中途退学などの対策として、年 1 回の欠席調査が行われており、欠席状況に応じて、電話や文書を通じて演習担当教員から学生に段階的な指導が行われている。また、学生相談室と教職員との連携、情報共有の体制が整備されている。

〈優れた点〉

○視覚障がい、高次機能障がいなど障がいの内容や程度に応じて、障がいのある学生への配慮が細やかに行われている点は評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

入学時に職務適性テストが行われ、「自己開発とキャリアデザイン」という 1 年次の必修科目が開講されており、進路についての意識付けが早い段階から図られている。また、就職説明会や進路ガイダンスなどが定期的に実施されている。加えて、学外との連携によりインターンシップに参加できる制度が設けられており、キャリア教育のための体制が整備されている。学生の就職・進学相談は、学生課の就職・進学相談窓口が行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための組織として学生部が中心になって、学生生活の安定のための支援を行っている。また、演習担当教員が毎年面談を通じて学生カルテの情報を積重ねており、学生の進路等の支援に役立てている。成績優秀者や経済的に困窮する学生などに対しては、大学独自のさまざまな奨学金制度を設けて充実した支援を行っている。学生の課外活動については、学生自治会が中心になって運営されており、大学の専任教員がクラブやサークルの顧問になっている。また、学生相談室が設置され、月 2 回程度の開室日に 4、5 人程度の相談件数があり、臨床心理士のスクールカウンセラーによって学生のメンタル面での支援が行われている。

〈優れた点〉

○対人関係の苦手な学生を支援するプログラムである「ソーシャルスキルトレーニング」が定期的に開催され、コミュニケーション力の向上などにおいて効果を上げている点は評価できる。

〈参考意見〉

○医務室については、看護師等の専門スタッフの配備が望まれる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

設置基準を満たし、教育目的の達成に十分な校地、校舎を保有し、図書館、体育館、福利厚生施設等が備わっている。社会福祉関連の実習室が整備され、図書館には十分な学術資料が収蔵されており、学外者にも開放され、公共的な利用が可能になっている。情報処理室は、学生が自由に使用することができ、十分な台数のパソコンが設置されており、無線LANの設置エリアでは個人所有のパソコンで利用可能なネット環境が整えられている。また､利便性に配慮したバリアフリーが全館整備されている｡履修者数が少ない授業では、学生の理解度を把握した教育が行われ、一定の効果が得られるが、受講者数のない不開講科目が多く存在する。これらについては、令和 4(2022)年度までにスリム化を図るカリキュラムマップが作成される予定になっており、今後の改善が期待できる。

〈優れた点〉

○全館車椅子で移動可能なバリアフリーが整えられ、京都府福祉のまちづくり条例適合施設、京都市が認定する国際基準に合った利便性に配慮された施設になっている点は評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生生活や施設環境に関する満足度調査の実施や分析、対応には見直す余地はあるものの、学生の日常的な意見や要望は、小規模大学の特性でもある学生と教職員の距離の近さを生かした関係性を通じて把握に努めている。

また、学修支援や心身に関する相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する相談などについては、学生カルテ作成のための個人面談、保護者懇談会、スクールカウンセラーを配置した学生相談室などにおいて聴取する機会があり、改善に反映する仕組みがある。

〈参考意見〉

○意見投書箱は、平成 18(2006)年に記名式に変更してからの投書はなく、学生の認知も乏しく、学生の多様な意見や要望をくみ上げるシステムとして機能しているとは言えないので、より学生が積極的に意見や要望を発信できる仕組みを検討することが望まれる。

○学修環境に関する満足度調査の実施と分析がなく、令和 2(2020)年度以前は学生生活満足調査の実施がなかったので、学生の意見や要望をくみ上げ、その結果を分析し、設備等の改善に反映する仕組みを整えることが望まれる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーが策定され、学生便覧及びホームページに掲載するとともに、オリエンテーション等を通じて周知されている。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、学則、履修規程及び学生便覧において単位認定基準、進級基準及び卒業認定基準に関する事項が示され、学生に周知されている。それらは、教授会での審議等を経て厳正に運用されている。

成績評語の点数区分が学生便覧によって周知され、全ての科目のシラバスにおいて成績評価方法が示されている。学修成果の客観的指標としては、少人数の科目が多いため

GPA(Grade Point Average)は導入されていないものの、履修科目の成績評価を 100 点満点に換算した上、全単位の合計点で平均を算出する方法が用いられている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④　教養教育の実施
3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーが学部学科ごとに定められ、学生便覧及びホームページに掲載されるとともに、オリエンテーション等における説明等を通じて学生に周知されている。

仏教学科、社会福祉学科ともに、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性が保たれている。教育課程の編成の方針と内容が明確に示されており、1 年次から 4 年次までどのような階層をもって体系的に教授するのかについて、説明がなされている。また、教養教育は、仏教学科、社会福祉学科共通で適切に実施されている。

仏教の作法の伝授や社会福祉の実践的な技術の学びにおいて、アクティブ・ラーニングやグループ学修などを効果的に取入れている。

〈優れた点〉

○仏教学科では、特別科目としてインド現地での「スタディーツアー」や修験道を体験する「修験学実践講座」等、学科の特色を生かした体験的授業の取組みが見られる点は評価できる。
○少人数の対面授業によって真言宗の儀式作法を実践的に学修できるよう工夫している点は評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果については、修得単位数、国家資格取得者数、就職状況等の状況が資料として整理され、教授会等において共有・確認されている。授業評価アンケートは、集計結果を可視化できる資料として整理し、教授会において共有が図られている。また、少人数であることを生かし、教職員と学生の日常的な関わりを通じて、学修成果を把握する努力がなされている。

〈改善を要する点〉

○学修成果の点検・評価に関して、教育改善につなげる取組みは行われているものの、組織的な位置付けが不明確で改善状況の把握が十分とはいえないことから、組織的な取組みに向けた改善が必要である。

〈参考意見〉

○授業評価アンケートは、集計結果を可視化して教授会で共有されているが、学修成果の点検・評価の観点からは、教員への個別フィードバック、その後の対応改善の把握を行うなど、授業評価アンケートの運用方法について見直しを行うとともに、これらに関する規則等を整備することが望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの発揮については、副学長職を置き、学長のマネジメントのサポートを行うほか、部長会を常設するなど学長の意思決定をサポートしている。教学マネジメント構築の観点からは、教授会のほか、専門部会における協議、審議によって教学マネジメントを構築しており、協議の結果又は検討課題として学長が判断、指示を行う体制を整えている。

職員の配置は、事務長のもとに教務課、学生課が設置され、学部長のもとに教務部長、学生部長など全学的な教学マネジメントを担当する教員を置くなど、大学の規模を踏まえた人員を配置し、機能性の確保に努めている。

〈改善を要する点〉

○学則第 52 条第 1 項第 3 号に定められた「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する内規」は、学則第 52 条第 2 項の規定との整合性がなく、学校教育法第 93 条の趣旨を踏まえたものになっていないことから改善を要する。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学設置基準に基づき必要な専任教員数を確保するとともに、教育目的及び教育課程に対応した教員を配置している。

教員の採用は、教育職員選考に関する規則に基づき、人事審査委員会による資格審査、審査結果の学長への報告及び教授会の審議を経て学長が決定している。教員の昇任は、教育職員選考に関する規則を準用している。

教育内容・方法等の改善の工夫・開発の観点から実施されるべき FD に関し、教員の学外研修への派遣や授業アンケートの集計結果の開示にとどまっているなど効果的な FD が実施されているとは言い難いものの、FD 委員会を設置し、教育内容・方法等の改善の工夫・開発を組織的に推進する仕組みは構築されている。

〈改善を要する点〉

○FD の実施方法が、授業アンケートや特定の教員を学外の研修に派遣するのみで、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究が行われていないことは大学設置基準第 25 条の 3 の趣旨を踏まえておらず改善を要する。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みは、教員を含む職員を各種研修に参加させることや学内での研修会を開催することによりなされている。令和元(2019)年度は、京都私立大学懇話会、仏教系大学会議や大学・短期大学評価セミナ

一へ職員を派遣している。また、人権問題に関しては、講師として外部の専門家を招へいし、学内研修を実施している。

〈参考意見〉

○大学設置基準第 45 条の 3 の趣旨から、役職ある教員の SD 活動への積極的な参加が望まれる。

4－4. 研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境の整備と運営・管理に関しては、専任教員に対し一人 1 室の研究室を割当てるなど適切に行っている。特別任用教員に対しては、学内設備の関係で二人 1 室の配置にとどまっているものの、担当の時間割や出校日の調整により 1 室の研究室を共有できるように管理されており、一定の研究環境を担保している。

研究倫理の確立と厳正な運用に関しては、研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規則により、研究者に対し研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修等の受講を義務付け、説明会の開催や資料配付を行うことで研究倫理の徹底を図っているほか、「研究活動に係る行動規範」により研究目的や研究倫理の遵守を図っている。

研究費については、研究費に関する規則により配分している。競争的資金である科学研究費助成事業については、毎年度共同研究者として分担金獲得の実績がある。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしていない。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

経営の規律と誠実性の維持に関することは、寄附行為及び監事監査に関する規則に基づき適切に行われている。加えて、学校教育法施行規則に規定する教育情報その他の情報を適切に公表するとともに、法令遵守を推進し、社会的信頼の維持及び業務に係る公正性を確保することを目的とする公益通報者の保護に関する規則を整備している。

使命・目的の実現に向けた取組みは、「経営改善計画」の策定と点検・評価及び改善報告書の取りまとめ並びにこれらを踏まえた事業計画の策定と事業報告書の取りまとめを通じて PDCA サイクルを確立し、改善向上のための継続的努力を行っている。

環境保全、人権、安全への配慮に関することは、危機管理に関するマニュアルの整備など、危機管理の機能を向上させるための対応が求められるものの、概して大学の立地、規模及び環境を考慮しつつ必要な措置を講じている。

〈参考意見〉

○危機管理に関わるマニュアルなどが整備されていないので、早急に整備し、学生及び教職員に周知することが望まれる。

○避難訓練が実施されていないので、大学の立地、規模及び環境に応じた計画的な実施が望まれる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、使命・目的の達成に向け、寄附行為に基づく最高意思決定機関として学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事会の機動的な意思決定の仕組みとしては、担当理事設置規則に基づき総務担当理事及び財務担当理事を置くことで、理事長の補佐体制を充実させている。

理事の選任は、寄附行為及び寄附行為施行規則の定めるところにより適切に行われている。理事会は、年 4 回程度開催され、議決事項など議事運営は適切に行われている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の意思決定は、理事会が寄附行為に基づく最高意思決定機関として業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事長は、寄附行為の定めるところにより法人を代表し、その業務を総理するなど、リーダーシップを発揮し円滑な意思決定ができる内部統制環境を整備している。また、寄附行為の定めるところにより学長が理事になり、かつ理事長を兼ねることで、法人と大学の意思疎通と連携が円滑に行われている。

監事の選任は、寄附行為に基づき適切に行われている。また、監事は、理事会、評議員会に出席するほか、会計監査人との意見交換を行うなど、監事の職務を全うしている。評議員は、寄附行為に基づき適切に選任されている。理事長は、理事会において決定するに当たり、寄附行為に規定する諮問事項につき、あらかじめ評議員会の意見を聴くなど、各管理運営機関の相互チェックは有効に機能している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしていない。

〈理由〉

平成 26(2014)年度以降、文部科学省等の指導、助言に基づき「経営改善計画」が策定され、それらの計画に基づき財務運営の改善に向けた努力が行われている。

収容定員の削減により充足率は向上するものの、学生数及び学生生徒等納付金の増加に至っておらず、支出に関しては、人件費を含め経費削減に努力するものの、大学運営維持の観点から、これ以上の削減は困難である。過去 5 年間の財務の状況は、外部負債が運用資産を大幅に超過し、前受金保有率も低位にとどまるなど、教育活動資金収支差額は支出超過が常態化している。収支面においても経常収支差額の支出超過が続いている。

大学運営における資金繰りは、経常費等補助金を含めた経常的な収入で支出を賄うことができず、不足する資金は、経営・協力本山からの寄付金や学校債、金融機関借入れなどに依存している。特に経営・協力本山による支援は、本山それぞれの経営状態を踏まえその時々の判断に依存するもので、その裏付けがなく永続的な安定的資金と位置付けることはできない。今後、支払不能に陥る懸念もあり、財務状況の推移に注意を払う必要がある。

〈改善を要する点〉

○令和 2(2020)年 10 月の理事会で決議された「学校法人綜藝種智院 経営改善計画 令和 2 年度～6 年度（5 カ年）」にある財務上の数値目標を達成するため、安定的資金の確保など財務運営の改善が必要である。

5－5. 会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、関係法令及び学内の諸規則に基づき適切に行われており、会計監査人による無限定適正意見の表明がある。また、当初の予算と著しくかい離する科目については、補正予算案として会計監査人の監査を受け、理事会、評議員会に付議、諮問するなど適切に処理している。

会計監査は、会計監査人による法令にのっとった監査の実施や、監事による会計監査の実施など、会計監査の体制は適切に整備され、かつ適正に実施されている。加えて、会計監査人と理事者との定例のディスカッションを実施するなど、大学の会計上の問題点などの共有化を図っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価実施規程及び同施行細則に基づき内部質保証のための恒常的な組織体制を整備している。「自己点検・評価委員会」は、学部長、各専門委員会の委員長、事務長をもって構成し、委員長は学部長をもって充てることとしている。また、委員会のもとに「部門別自己点検・評価委員会」（以下、「部門委員会」という。）を置き、自己点検・評価項目とこれに対応する「部門委員会」の構成員又は担当者を明確に定めることにより、内部質保証のための責任体制を確立している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

平成 25(2013)年度に大学機関別認証評価を受け、平成 27(2015)年度には再評価を受け、平成 30(2018)年度に平成 25(2013)年度実施認証評価結果に対する改善報告書を提出している。平成 28(2016)年度、平成 29(2017)年度には、「種智院大学における現状と課題」と題し、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。外部評価、自主的・自律的な自己点検・評価を定期的に実施するなど、一定の周期性が保たれている。また、これらの結果は、学内の教職員間で共有するとともに、ホームページを通じて広く社会に公表している。

IR に関することは、大学の規模から独自の組織は設けていないものの、既存の事務組織の中で現状把握のための調査・データの収集と分析を行っている。

〈参考意見〉

○IR に関し、収集した調査・データの分析をより充実させることで IR の機能性がより一層高まることに期待したい。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

平成 25(2013)年度に受けた大学機関別認証評価の結果を踏まえ、大学運営の改善・向上のための取組みが行われている。加えて、自主的・自律的な自己点検・評価を実施して改善を図るなど、内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みを確立する継続的な努力が行われている。

一方、学修成果の点検・評価、教学マネジメントの機能性、教員の配置・職能開発等及び財務基盤と収支においては、内部質保証の仕組みが十分機能しているとは言い難く改善が求められるが、令和元(2019)年度には「種智院大学内部質保証に関する方針」を定めるなど、内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性を高めるための作業に着手していることから、今後に期待したい。

〈改善を要する点〉

○学修成果の点検・評価の取組みと組織、教授会の審議事項、FD の実施方法及び財務運営において改善を要する事項があり、内部質保証に関して十分とは言えないことから改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 宗教教育実践と僧侶育成

A－1. 宗教教育

A-1-①　宗教教育の理念

A-1-②　宗教教育の体制

A-1-③　宗教教育の効果

A－2. 僧侶育成

A-2-①　僧侶育成の理念

A-2-②　僧侶育成の体制

A-2-③　僧侶育成の成果

【概評】

綜藝種智院を創設した弘法大師の教育理念を基礎とする建学の精神や大学の使命・目的を達成するために、学内部局の宗教部が組織されている。真言宗の僧侶になるための特別事業だけでなく、仏教寺院に触れるイベントや宗教行事が数多く用意されている。また、一般事業として学生主体で運営される仏教行事も実施されている。叡山学院との共催事業である「みほとけの音聲」は平成 29(2017)年から恒例行事として継続され、学生の教育的意義にとどまらず、対外的な認知を高める広報活動としても大きな意義を持つ。こうした行事の体験を通じて宗教的情操を涵養する機会が設けられているが、参加者は宗門子弟の学生が中心であり、より多くの学生に参加を促して理念を浸透させるための取組みの改善が長年の課題になっている。

僧侶を目指す学生のために資格取得可能なプログラムとして「学園得度式」「学園四度加行」「学園伝法灌頂」が整備されている点は、アドミッション・ポリシーにも適切に対応したものになっている。

宗教部内に事教講伝所を設置し、既に真言宗の僧侶資格を有する学生が更に真言密教の諸法流や事相・教相について研さんできる機会が整備されている。伝統的に師資相承によって行われていた伝授を大学で受けることが可能になっており、卒業後の僧侶としての活動を支援するという、他に見られない特別な独自体制になっている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 種智院大学のシンボル

マンダラ広場の仏像等

種智院大学の校舎はマンダラをモチーフとしており、吹き抜けの中庭にはマンダラ広場がある。本館棟の屋上四隅を青・黄・赤・緑色に塗り分け、密教のシンボルカラーを表し、同時に仏法を護持する四天王も表現している。

マンダラ広場の修行大師像（正面）は、村主学長の「大学の正門から入ったとき、すぐに大学のシンボル的なものが設置できないか」との思いから建立された。それを受け、平成 23 年に寄贈されたものである。不動明王像（右側）は、そのころ学内でも交通事故等が頻繁に発生しており、それを静めるためにとの学長の思いから、平成 24 年に建立された。

その後、仏像が二体では、いま一つバランスが悪いのではないかとの学生等の中から意

見が出て、聖観音像（左側）が不動明王像と対称になる場所に、平成 24 年に有志の寄付を集めて安置されたものである。

また宝篋印塔（ホウキョウインントウ、写真右手・開眼法要の様子）は、中国密宗主宰者鄭賦（テイブ、僧名智廣）師が、百基の造塔を企画し、その一環として大学にも建立させてほしいと学長に依頼し、令和元年に造立されたものである。

これらは、いずれも大学の外部からも見える宗教的なシンボルとして丁重に扱われ、また登校・退出時に手を合わせる学生なども多く、本学の宗教的環境作りに貢献している。

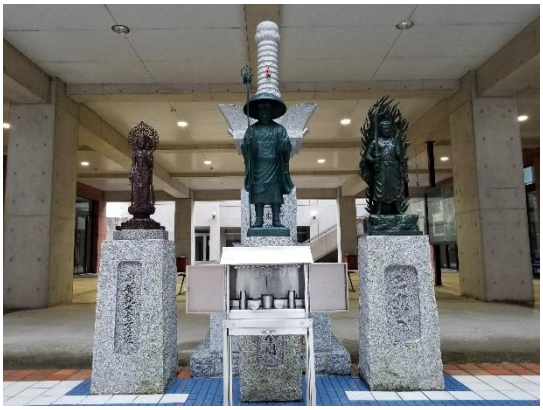

2. 京都市避難所指定

本学が位置する京都市伏見区向島は、宇治川が氾濫した場合、3m程度の浸水が想定される地域に指定されている（京都市水害ハザードマップ）。特に、近年は台風の大型化や水災害等の自然災害による被害が多発しているため避難施設の確保が必要である。

本学は、京都市より災害時の避難施設の指定を受け、京都市伏見区より水災害時の緊急避難場所に指定されている。また、一般の避難所では避難生活が困難な要配慮者（高齢者・障害のある方・妊産婦等）が避難する施設である福祉避難所の一つである妊産婦等福祉避難所としても協定を結んでいる。

小規模な校地・校舎であるが、本館棟・体育館棟は耐震構造でもあり、災害時の地域避難所として貢献したい。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 24(1949)年度
所在地　　京都府京都市伏見区向島西定請 70

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
人文学部	仏教学科　社会福祉学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
9 月 16 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 2 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 19 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 10 日	実地調査の実施　　11 月 10 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 11 日	11 月 11 日　第 3・4 回評価員会議開催
12 月 8 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 22 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）

19 西武文理大学

Ⅰ　評価結果

【判定】
評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の教育目的は学則第１条において明確に定められており、学部・学科の個性・特色は「ホスピタリティ教育を基盤に豊かな人間性」を育むという理念を盛込んだ「教育研究上の目的」「人材の養成に関する目的」に具体的に明示されている。西武文理大学中長期計画において、社会の変化に対応した教育目的の達成が企図されており、そのために西武文理大学内部質保証推進会議や西武文理大学外部有識者委員会が設置されている。「西武文理大学職員就業規則」において建学の精神の遵守が義務付けられており、使命・目的及び教育目的に対する役員、教職員の理解と支持は得られている。「建学の精神」「教育方針」「学訓」を学生に向けて積極的に伝えるなど、大学の目的を学内外へ周知することに努めている。大学の使命・目的及び教育目的は三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に明確に反映されており、2 学部 3 学科から成る教育研究組織の構成とも整合している。

〈優れた点〉
○「建学の精神」「教育方針」「学訓」を学内の廊下・教室等をはじめ随所に掲示して、学生へ積極的に周知することにより、理解度を高めていることは高く評価できる。

「基準２．学生」について

各学部の教育目的及びアドミッション・ポリシーを策定・周知して、四つの形態から成る入学者選抜制度により、適切な入学者受入れ数を維持している。教員と職員が協力・連携して学修支援を実施し、SA(Student Assistant)の導入等による学修支援体制も整備されている。2 学部のいずれにおいてもキャリア教育を重視し、キャリアサポート委員会とキャリアサポートセンターが協力して、学生の組織的な支援体制を確立している。各学部の学生サービス委員会、保健センター等が学生サービス課と協働し、大学独自の奨学金制度も設けて学生生活の安定のための支援を行っている。校地・校舎等は設置基準を満たし、ICT（情報通信技術）を利用した授業支援システムの導入のほか、バリアフリーの実現や学生上限数の設定により学修環境は適切に整備・運営・管理されている。「授業評価アンケート」や「学生生活アンケート」などにより、学生の意見・要望を把握・分析して対応を行っている。

「基準３．教育課程」について

各学部が策定・周知したディプロマ・ポリシーを踏まえて単位認定基準・卒業認定基準を設け、GPA(Grade Point Average)制度も活用して厳正に運用している。ディプロマ・ポリシーとの一貫性をもって策定・周知されたカリキュラム・ポリシーに沿って教育課程が体系的に編成され、シラバスの整備も適切に行われている。教養教育を適切に実施しているほか、産学連携による PBL(Project Based Learning)型科目や産学協働企画による学修プログラム、多くの演習や実習など、多様な教授方法を工夫・開発し、効果的に実施している。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価に関しては学部ごとにアセスメント指標を設定して、教育内容・方法及び学修指導等の点検・評価を実施し、改善に向けて評価結果をフィードバックしている。授業評価アンケートの結果については、教員のリフレクションとともに授業改善計画書を作成し、学生へ十分な周知を行っている。

〈優れた点〉

○教育理念にある「ホスピタリティ」教育がカリキュラム全体に反映されており、その教育に対する学生の満足度が高いことは高く評価できる。

○体験・実習型の産学・地域連携による教育プログラムや、産学連携による PBL 型の科目、グローバル社会に向けた産学協働企画による学修プログラムなど、ホスピタリティを育むための教授方法を工夫・開発し効果的に実施していることは高く評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長は職務権限規則及び学則で明確に規定された職務権限によって、教育・研究に関する重要事項について全学教授会で審議した上で意思決定を行っており、学長室会議等による補佐体制のもとで適切なリーダーシップが確立・発揮されている。各学部の教育・研究に関しては学部教授会が審議し、事務組織との協働によって、責任と役割を明確にした教学マネジメントを機能させている。専任教員数は設置基準を上回って適切に配置され、各学部に設置された専門委員会による FD(Faculty Development)活動等を通じて教育内容・方法の工夫・開発に努めており、職員については SD(Staff Development)の実施により資質・能力向上への取組みが行われている。専任教員全員の研究室を配置し、研究時間を確保するなど研究環境は整備され、個人研究費は規則に基づいて適切に配分されている。

研究倫理については、「西武文理大学倫理綱領」をはじめとする諸規則に基づいて厳正に運用されている。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人としての倫理・規律等を明確に定め、職員に対しては諸規則の遵守義務と誠実な職務遂行を求めている。法人と大学との緊密な協力関係のもと使命・目的の実現への継続的努力がなされ、人権・環境保全・安全対策等への配慮も行われている。最高意思決定機関である理事会には、諮問機関として人事委員会・広報委員会・企画財務委員会等が設置され、意思決定の体制が整備されている。理事長と学長との明確な役割分担を行う一方で、大学における教学部門と事務部門の連携により意思決定の円滑化が図られている。監事機能が強化され、監事は、理事会・評議員会への出席及び役職者等との面談により業務運営の検証を行っている。中期財政計画に基づく財務運営と予算計画・事業計画の適切な進捗

管理が図られ、経費削減等により収支改善に努めている。予算編成と会計処理は規則に基づいて適正に実施され、監査法人・監事・内部監査室による三様監査が厳正に実施されている。

「基準６．内部質保証」について

恒常的な PDCA サイクルを維持するため、取組みサイクルを「大学」「学部」「委員会等」の三つの階層に分け、学長を委員長とする「内部質保証推進会議」を中核に内部質保証の責任体制を明確にしている。自主的・自律的な自己点検・評価を実施するため、各基本委員会や事務局総務課が内部質保証に係る調査やデータの収集・分析を行い、各学部や委員会の年次活動報告書は自己点検･自己評価委員会が自己点検評価書として編さんしている。

各学部の課題と対策については、行動計画の達成状況を 5 段階で評価して学部教授会で報告するなど、三つのポリシーを起点とする指標に基づいた学部・学科の内部質保証のための PDCA サイクルが確立されている。学長室会議における内部質保証推進体制の構築や大学運営の質保証への取組みに関する議論に基づいて、内部質保証のための学部・学科と大学全体との PDCA サイクルの仕組みが確立されており、機能性を発揮している。

総じて、大学はホスピタリティ精神の養成を核として「豊かな人間性を持つ、実践的で柔軟な職業人」の育成に努め、サービス経営の教育を実践するサービス経営学部と看護専門職者の育成を目的とする看護学部における特色ある教育に取組んできた。また、埼玉県西部地域に立地する大学として、具体的な課題に積極的に取組む教育・研究活動により、地域社会に多大な貢献を果たしてきたと評価することができる。一部の学科が定員未充足であるものの、サービス経営と看護の領域における大学の個性的な教育実践によって、社会情勢の変化に柔軟に対応し得る職業人の育成に実績を上げていくことが期待される。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会との協働」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. サヤマ de プロジェクト
2. ファミリーサッカースクール
3. 狭山市入間川七夕まつり

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】
基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉
大学の教育目的は学則第 1 条において明確に定められており、学部・学科のそれぞれの個性・特色は、「ホスピタリティ教育を基盤に豊かな人間性」を育むという理念を盛込みつつ、学部・学科ごとに簡潔に文章化された「教育研究上の目的」「人材の養成に関する目的」により具体的に明示されている。
西武文理大学中長期計画において、社会の変化に対応しつつ教育目的を達成することが企図されているほか、変化に対応するための仕組みとして「西武文理大学内部質保証推進会議」や外部有識者からなる「西武文理大学外部有識者委員会」を設置している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映
1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
「西武文理大学職員就業規則」において建学の精神を遵守することを義務付けており、新任教職員にも使命・目的を入職時に伝達するなど、使命・目的及び教育目的に対する役員、教職員の理解と支持は得られている。
大学の「建学の精神」「教育方針」「学訓」を「学生便覧」や学内の廊下・教室等に掲示しているほか、大学ウェブサイトや大学案内等で大学の目的を積極的に示し、学内外への周知に努めている。
大学の使命・目的及び教育目的は中長期計画や三つのポリシーに明確に反映されており、2 学部 3 学科から成る教育研究組織の構成とも整合している。

〈優れた点〉
○「建学の精神」「教育方針」「学訓」を学内の廊下・教室等をはじめ随所に掲示して、学生へ積極的に周知することにより、理解度を高めていることは高く評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

各学部の教育目的及びアドミッション・ポリシーを策定して、大学案内・大学ウェブサイト・入学試験要項に明示している。そして、それらを志願者・保護者・高校教員に伝える機会を複数回設けている。

入学者の選抜制度は、「推薦入試」「AO 入試」「一般入試・センター試験利用入試」「特別入試」の四つの形態に分類され、入試区分ごとにアドミッション・ポリシーに沿った選抜が行われている。そして、中途退学率・単位修得状況・就職内定率のデータをもとに、それぞれの入学試験実施方法の検証を行っている。

サービス経営学部健康福祉マネジメント学科においては、収容定員未充足であるが、学部全体としては、概ね適切な入学者受入れ数を維持している。また、看護学部では、適切な入学者受入れ数を維持している。

〈改善を要する点〉

○サービス経営学部では 2 年次進級時に学科選択が実施されているが、同学部の健康福祉マネジメント学科においては収容定員充足率が 0.7 倍を大幅に下回っていることについて改善が必要である。

〈参考意見〉

○サービス経営学部においては、アドミッション・ポリシーを学科ごとに定めることが望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

各学部の委員会や学内諸機関の構成員には教員と職員が配置され、両者が協力・連携しながら学修支援を実施している。また、全学的な学修支援に関する基本方針を定め、「学生便覧」等に記載することにより教職員や学生へ周知している。

履修支援のオリエンテーション、オフィスアワー制度、障がいのある学生への支援、中途退学や留年等の課題に対する抑制策、SA の導入等による学生支援体制が整備されている。また、この他に学部カリキュラムや学生の特性に沿った支援も実施されている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

サービス経営学部においては、キャリアサポート委員会がキャリアサポートセンターと連携してキャリア支援を行い、「キャリア開発」を必修科目とするほか、インターンシップに関する科目も整備して組織的な就職支援体制を確立している。

看護学部においては、キャリア開発委員会及び国家試験対策委員会がキャリアサポートセンターと連携してキャリア支援を行い、臨地実習や学生自身を取込んだ各種の国家試験対策により、組織的な就職支援体制を確立している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

各学部の学生サービス委員会、保健センター、「障害学生支援委員会」等が学生サービス課と協働して、学生生活の安定のための支援を行っている。

大学独自の「西武文理大学奨学金」制度を設けて学生への経済的支援を実施している。

課外活動への支援は学生組織である学友会に学生サービス委員会等が協力する形で行っている。

保健センターが設置され、保健室では看護師による身体的症状への対応、学生相談室では専任カウンセラーが学生の心理的相談や生活相談に対応している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】
基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉
校地・校舎等は設置基準を満たしており、ICT を利用した授業支援システムを導入するなど学修環境は適切に整備、運営・管理されている。
看護学部における実習施設は適切に整備されているほか、図書館は十分な蔵書数、閲覧席等を確保して有効に活用されている。
学内の施設は全館防音仕様の建築で、全室に空調が施されている。また、多目的トイレやエレベータ等の整備によりバリアフリーを実現している。
実習･演習形式の授業を行う学生数に上限を設けているほか､科目ごとに定員を設定し、必要に応じてクラスを分割するなどの適切な管理を行っている。

2－6. 学生の意見・要望への対応
2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】
基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉
「授業評価アンケート」や「学生生活アンケート」のほか､「意見箱」に投書する制度などにより、学修支援や学生生活全般、学修環境に対する学生の意見・要望を把握し、分析している。
保健室や学生相談室の活用やアドバイザー制度による個別対応により学生個々の支援を充実させている。

基準 3. 教育課程

【評価】
基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定
3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修

了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的がディプロマ・ポリシーに明確に反映されており、学内外に十分に周知されている。サービス経営学部においては、学科ごとのディプロマ・ポリシーを策定準備中であるが、両学部とも、現行のディプロマ・ポリシーを踏まえて単位認定基準や卒業認定基準等の必要な基準が設けられ、GPA 制度等も活用して厳正に運用されている。

また、留学生に対し、日本語の教育の充実や、必要に応じて日本人クラスと留学生クラスを分け、語学指導に優れた教員が講義を担当するといった支援が行われている。

〈優れた点〉

○教育理念にある「ホスピタリティ」教育がカリキュラム全体に反映されており、その教育に対する学生の満足度が高いことは高く評価できる。

〈参考意見〉

○サービス経営学部においては、ディプロマ・ポリシーを学科ごとに定めることが望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーと一貫性のあるカリキュラム・ポリシーが策定され、大学ウェブサイトや入学者へのガイドブック等に明記されている。

カリキュラム・ポリシーの内容は、両学部ともに、専門性に応じた教育目標を踏まえたものとなっている。このカリキュラム・ポリシーに沿って教育課程が体系的に編成されており、シラバスの整備も適切に行われている。

教授方法において、サービス経営学部では、産学連携による PBL 型の科目の複数配置やグローバル社会に向けた産学協働企画による学修プログラムなどの工夫が重ねられてい

る。看護学部では、演習や実習を多く編成し、それらを通じた具体的・実際的な学修により、看護実践能力が身に付くよう工夫がされている。

〈優れた点〉

○体験・実習型の産学・地域連携による教育プログラムや、産学連携による PBL 型の科目、グローバル社会に向けた産学協働企画による学修プログラムなど、ホスピタリティを育むための教授方法を工夫・開発し効果的に実施していることは高く評価できる。

〈参考意見〉

○サービス経営学部においては、カリキュラム・ポリシーを学科ごとに定めることが望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価に関するアセスメント指標を学部ごとに設定し、それぞれのアセスメント指標に基づいて教育内容・方法及び学修指導等を点検・評価し、改善に向けたフィードバックを行っている。

授業評価アンケートの結果については、教員のリフレクションとともに、詳細な授業改善計画書の作成に反映されている。これらは学生が閲覧することができ、十分に周知されている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の職務権限は「学校法人文理佐藤学園職務権限規程」及び学則において明確に規定されており、教育・研究に関する重要事項については各学部教授会、全学教授会において審議の上、学長へ意見を述べる体制が構築されている。また、学長室会議を設置することにより学長補佐体制を確立し、権限の適切な分散と責任の明確化を行うことで、学長の適切なリーダーシップが確立・発揮されている。

大学の事務組織は、「文理佐藤学園組織規程」及び「西武文理大学事務組織規程」に基づく分掌によって必要な事務体制が構築されており、全事務職員が必ず一つ以上の委員会に参加することで教職協働体制を実現している。また、職員の採用に関しては「学校法人文理佐藤学園人事委員会規程」に基づく手続きが行われ、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適正に配置するなど、支援体制が整えられている。

〈改善を要する点〉

○西武文理大学学則第 44 条第 1 項第 3 号に基づく学長が定める教育研究に関する重要な事項をあらかじめ定め、周知するよう改善を要する。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用・昇任等は「西武文理大学教員選考規程」及び「西武文理大学教員選考基準」に基づき、大学の教育目的及び教育課程に即して行われ、設置基準を上回る専任教員数が適切に配置されている。

教員の採用については公募で行われるとともに、選考に当たっては人事教授会において教員選考委員会を組織し、候補者を選考の上、法人の人事委員会、理事会の審議を経て、理事長が任用を決定することで、適切に行われている。

各学部に FD の専門委員会を設置し、年間を通じた FD 活動について「FD 活動報告書」を作成するなど、教育内容・方法等の改善に努めている。

4－3. 職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の能力向上のため、「西武文理大学 SD 基本規程」を定めるとともに学長を委員長とする SD 委員会において全教職員が年間 1 回以上の SD 研修に参加する仕組みを設け、職員の自己研さんの機会を制度的に保証している。

新たに入職する教職員を対象とする「新着任者研修会」や「事務担当者勉強会」を開催し、事務水準の向上を図るとともに、学外のさまざまな研修会への参加が積極的に行われている。

4－4. 研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境は、専任教員全員の研究室を配置するなど適切に整備されるとともに、研究に要する時間も確保されている。教員の個人研究費は「西武文理大学個人研究費規程」に基づいて適切に配分されている。また、学内共同研究への支援や優れた研究提案に対する学長研究費を予算化し配分を行っている。

研究倫理においては、「西武文理大学倫理綱領」をはじめとする諸規則に基づいて西武文理大学倫理委員会が審議、調査、検討を行っており、内部監査や研究倫理審査も実施されている。また、公的研究費に関して、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき適正な執行・管理・運営体制が整備されるとともに、「研究倫理教育」を実施するなど研究倫理の確立と運用が行われている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人のガバナンス経営の規律である規則類の遵守義務を定め、職員に対しては「西武文理大学職員就業規則」によって規律ある誠実な職務遂行を求めるとともに、「西武文理大学倫理綱領」を制定し、行動規範等を定めた上で、「コンプライアンス基本規程」「リスクマネジメント基本規程」等を策定し、組織の倫理・規律等の遵守を明確にしている。

法人本部と大学との間の緊密な協力関係を維持することで、日常的な情報交換や報告・連絡・相談を通して使命・目的の実現への継続的努力がなされ、また、学内の各教室に建学の精神、教育方針及び学訓を掲示することで、共通認識を意識させるとともに学ぶことの目的と意識を明示し、周知されている。

ハラスメント防止対策委員会を中心にハラスメント防止に向けた対応を行うなど人権への配慮を行っており、環境保全や災害発生時の安全対策等への配慮も行われている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

最高意思決定機関である理事会を「学校法人文理佐藤学園理事会規程」に基づいて開催するとともに、理事会の諮問機関として人事委員会、広報委員会、企画財務委員会等を設置して、理事長への過度な権限集中を防止しながら理事会を補佐する意思決定の体制が整備されている。また、当該委員会での決議事項が理事会へ適切に上申されている。

「学校法人文理佐藤学園寄附行為」に基づき、理事は適正に選任されており、理事会は臨時を含め適切に招集・開催されている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長と学長との兼務を廃し、明確な役割分担を行う一方で、大学における教学部門と事務部門の連携及び理事会の諮問機関である各種委員会の機能を強化することによって、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化が図られている。

監事機能を大幅に強化しているほか、評議員会への諮問事項の徹底、監査法人による監査の機能強化、内部監査室による日常的監査の徹底などにより、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性を高める努力が行われている。

監事は理事会、評議員会に出席し、意見を述べるとともに、理事長、法人本部長をはじめとする本部役職者、管理職者等との面接を通して、業務運営の検証が行われている。

「学校法人文理佐藤学園寄附行為」に基づき、評議員は適正に選任されており、評議員会は臨時を含め適切に招集・開催されている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人全体の学生生徒等納付金収入が減少しているものの、「予算編成統制規程」にのっとった事業計画と令和元(2019)年度に策定した中長期計画に基づく中期財政計画を策定し適切な財務運営が行われている。また、サービス経営学部の入学者数増加と看護学部の安定した学生数により収入超過を維持しており、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保を実現している。

予算実績の把握と管理を定期的に行い、事業計画の進捗状況と予算の実績報告に関し、年 4 回理事会に報告を行うことなどにより、適切に予算計画・事業計画の進捗管理が図られるとともに、入学者数の増強や経費削減等の努力と職員の意識改革が促されており、各取組みの成果により収支改善に努めている。

5－5. 会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、「学校法人文理佐藤学園経理規程」等の会計処理諸規則に基づき、適正に実施しており、研究費に関する管理体制も確立されている。

予算は、各部門から提出された基本構想を踏まえた予算編成基本方針に基づき編成し、評議員会及び理事会の審議を経て、各部門に配賦されている。また、予算とかい離が生じる場合や予算外の新たな事業が生じる場合においても、評議員会の意見を徴し、理事会において協議・承認されている。

会計監査は監査法人との間であらかじめ定められた監査計画にのっとり、各校事務責任者、監事、内部監査室との連携を十分に確保し、三様監査が厳正に実施されているとともに、監査法人による期中・期末監査、内部監査室による監査、理事者とのディスカッション等が計画的に行われており、内部統制が図られている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

恒常的な PDCA サイクルを維持するための組織体制を強化することを目的として、PDCA の取組みサイクルを「大学」「学部」「委員会等」の三つの階層に分け、学長を委員長とする内部質保証推進会議を中核組織とすることによって、内部質保証の責任体制を明確にしている。また、各学部の年次活動報告書は自己点検・自己評価委員会において内容の適正性を確認した上で自己点検評価書として編さんされ、更に内部質保証推進会議で精査した後に、その妥当性等に関する客観的な意見を求めるために外部有識者委員会に検証・評価を諮問しており、内部質保証のための組織は整備されている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

令和元(2019)年度までは自己点検・自己評価委員会とその専門部会が自己点検・自己評価の実施について進捗管理してきたが、令和 2(2020)年 2 月に専門部会を廃止し、新たな内部質保証推進体制に移行して自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価の結果については、専門部会の責務を継承した新たな自己点検・自己評価委員会が集約し、自己点検評価書として編さんしている。また、内部質保証に係る調査やデータの収集と分析に関しては、サービス経営学部と看護学部の基本委員会が中心となって実施しているほか、大学の基礎的な情報及び修学上の情報等は事務局総務課が収集・

管理している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

サービス経営学部と看護学部が掲げた課題と対策については、行動計画の達成状況を 5 段階で評価し、それぞれの学部教授会で報告するなど、三つのポリシーを起点とする指標に基づいた学部・学科の内部質保証のための PDCA サイクルが確立されている。また、令和元(2019)年度に学長室会議において行われた新たな内部質保証推進体制の構築に関する協議と、大学運営の質保証への取組みについての議論に基づいて、内部質保証のための学部、学科と大学全体との PDCA サイクルの仕組みが確立されており、機能性を発揮している。

〈参考意見〉

○教学マネジメントに関する規則等の整備において、大学全体の PDCA サイクルの機能性の向上が望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域社会との協働

A－1.「地域とともに」ある大学としての役割認識と地域への還元

A-1-① 教育分野における取組み

A-1-② 研究分野における取組み

A-1-③ 人材育成・就職支援の取組み

A-1-④ 地域・社会貢献の取組み

A－2. 地域社会との連携のための組織・体制とコンテンツの整備

A-2-① 組織・体制の整備

A-2-② コンテンツ整備

【概評】

サービス経営学部と看護学部ともに、教育分野において地域社会での実践の場を設け、学生に提供している。また、地域課題の解決に向けた調査研究に取組みつつ、地域と連携した専門職人材の育成や就職支援、専門人材の派遣、リカレント教育等に積極的に貢献し

ている。

サービス経営学部では、産学連携として、地域課題解決・地域活性化・人材問題対策の調査を実施するとともに、農福連携における障がい者雇用に関し、地域企業と共同で中小企業の抱える課題を明らかにしている。また、企業参加型授業の実施や、地元企業とのコラボレーションした商品開発企画など、企業との積極的な連携が図られている。

看護学部では、少人数の学生グループが、地元老人クラブ連合会が主催するイベントに参加し、高齢者との交流や健康教育の実践を経験している。また、保健所等の協力を得て、病気を持つ当事者から講義を受け、病を持つ人とその家族の思いへの理解を深めている。

人材育成では、狭山市及び近隣市の協力を得て、社会福祉士養成や介護職員初任者研修を実施している。また、近隣医療機関や育児施設、学校などから実習学生の受入れの協力を得て、看護師・保健師の養成を実施している。加えて、教員の専門性や知見を活用して、地元各種審議会において、専門技術・知識を地域社会に還元する活動をしている。

その他、大学コンソーシアムなどの公開講座への参画を通じて地域住民のリカレント教育にも注力している。これらの活動のための組織体制は整備されており、企業との連携を推進する組織である「サービスイノベーションセンター」及びボランティア活動の情報集約とそれらの活動と学生のマッチングを行う「ヒューマンサービスセンター」が設置されている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

我が国で、他大学に先駆けてホスピタリティ精神を教育の根幹におき、ホスピタリティ教育をサービス経営学部並びに看護学部のカリキュラムの中に具現したことが、本学の教育の最大の特色・特長である。ホスピタリティ教育の実像を現すには、第三者からの客観的な声やニーズを示すことが最適と考えるため、ここでは毎年継続的に行われ、地元市民からも評価されている本学の活動について記述する。

1．サヤマ de プロジェクト

狭山市市民会館で東京国際映画祭参加作品の上映会「サヤマ de シネマ」（西武文理大学サヤシネ実行委員会主催、狭山市共催、公益財団法人ユニジャパン（東京国際映画祭主催者）後援）が、毎年開催されている。「サヤマ de シネマ」は、大学ブランド化事業として推し進める「サヤマ de プロジェクト」の一事業。東京国際映画祭事務局の協力を得て実施した上映会には多くの市民が来場され、平成 29(2017)年度の狭山市 10 大ニュースの第 1 位に選ばれた。上映会の実行委員を務めた本学の学生は、狭山市長の新春座談会に招待され、本学の学びの一端を地元の方々に紹介できる良い機会となった。

また、平成 30(2018)年度には、「サヤマ de 結婚式」、「サヤマ de シネマ 2days」の 2 事業が執行され、平成 30(2018)年度の狭山市 10 大ニュースで、「サヤマ de 結婚式」が第 2 位、「サヤマ de シネマ 2days」が第 4 位となり、狭山市から継続実施の要請を受けた。

産官学連携イベントとして学生主体で立ち上げた映画上映会「サヤマ de シネマ」は、その質の高さから市民の好評を得て、令和 2(2020)年度に第 4 回目の開催を予定しており、地域貢献としての成果も確実なものとなっている。

2．ファミリーサッカースクール

平成 23(2011)年から大宮アルディージャとのタイアップにより開催している「ファミリーサッカースクール」は、本学学園祭「ホスピバル」の恒例イベントとなっている。例年 75 組 150 名の参加者を募り、近隣の小学生が親子連れで楽しめるスポーツイベントとして好評を得ている。学園祭で大宮アルディージャのスクールコーチ等とともに、小学 1 年生から 3 年生とその保護者を対象に「BUNRI カップ」を開催しており、これらの企画や運営の全てを、学生が自主的に執り行っている。

3．狭山市入間川七夕まつり

「狭山市入間川七夕まつり」学生ボランティアは、平成 24(2012)年度に正課外の活動として始まり、平成 27(2015)年度に正課での活動を中心とした体制となった。毎年 100 人規模の参加学生を数え、令和元(2019)年度は履修者以外の参加学生も合わせて延べ 169 人の学生が参加した。

令和元(2019)年度に実施した大学創立 20 周年記念シンポジウムの中で、学長は「地元地域を中心に社会と共生していくとともに、人材育成と教育研究活動を通じて地域の未来に貢献していく」と語り、地域社会に対する本学の姿勢を強く表明した。なお、このシンポジウムの模様は、テレビ埼玉において特別番組として放送された。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 11(1999)年度
所在地　　埼玉県狭山市柏原新田 311-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
サービス経営学部	サービス経営学科　健康福祉マネジメント学科
看護学部	看護学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
9 月 4 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 15 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 29 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理

10 月 20 日 ～10 月 21 日	実地調査の実施　　10 月 20 日　第 2 回評価員会議開催 10 月 21 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 13 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 22 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 17 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

20 大同大学

Ⅰ　評価結果

【判定】
評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

「産業と社会の要請に応える人材の養成」を建学の精神とし、「実学主義―大同大学は実学の教育と研究を通じて産業と社会に貢献します―」を理念として、大学全体・学部・学科・専攻及び大学院全体・研究科・課程ごとに人材を養成する目的や教育上の目的を定め、学則に明確かつ簡潔に記載している。

学長を長とする「教育改革実行委員会」により平成 27(2015)年度に行われた、社会情勢等の変化に応じた理念・目的等の見直しは、教授会・常勤理事会での決議を経て、役員・教職員の理解・支持を得ている。また、これらを三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映させて、教育活動と明示的に結び付けるとともに、学内外に対して「学生便覧」やホームページ等で周知している。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえて大学・学部・学科ごとにアドミッション・ポリシーを策定し、多種多様な機会と媒体で学内外に周知している。

入学者の選抜に関しては、アドミッション・ポリシーに沿って適正に実施しており、入学定員及び収容定員に沿って学生を適切に確保している。

「大同大学学生の厚生補導に関する規程」に基づいて、教務室、学生室、キャリア支援室が一体となって学修支援体制を整えており、主指導教員による学修指導、TA(Teaching Assistant)の活用、教育課程内外のキャリア形成支援、経済的支援、課外活動の支援等、幅広い支援が適切に行われている。また、「学生会」による意見収集、「個別学習支援における授業評価アンケート」「学生満足度調査」を行い、多様な視点で改善に努めている。

〈優れた点〉

○求人情報や学生の就職情報に関して「D-act システム」を構築し、これらの情報をオンライン集中管理することにより、就職支援・指導の利便性を向上させている点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

カリキュラム・ポリシーを踏まえて「標準教育プログラム」に基づいた教育課程の体系的な編成を行うことで、大学及び学科・専攻ごとのディプロマ・ポリシーと一体化させている。また、大学においては単位認定基準、卒業認定基準を、大学院においても単位認定

基準、修了認定基準を適切に定め、厳格な成績評価を行っている。

大学で学ぶための基礎学力の向上と大学での学習技法の教授を重視した教育を教養教育で実施するとともに、「学習スキル教育」「専門動機づけ教育」、リメディアル教育、アクティブ・ラーニングをとおして、大学教育の享受のための工夫も行っている。

学修成果の点検・評価については、「DP ポイント」という独自の内部指標による定量化・可視化に取組んでおり、カリキュラム・ポリシーの改善や教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

〈優れた点〉

○教育開発・学習支援センターを設置し、教授方法の改善のための「研究授業」を全科目に対して実施するなど、教授方法の改善に組織的に取組んでいる点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長の補佐体制として、副学長及び学長付並びに各種の委員会を設置し、規則等による明確な位置付けにより、学長がリーダーシップを適切に発揮するための体制・環境を整備している。それに加えて、教授会の権限と責任の明確化と事務分掌による役割の明確化によって、教学マネジメントの機能性を十分確保している。

大学及び大学院ともに設置基準等に基づいて、教員を適切に配置し、その採用・昇任についても採用計画案や選考基準等にのっとり適切に実施している。

また、教員研修については、教育開発・学習支援センターで全学的に取組んでおり、専任教員の積極的な参加を期待したい。

大学組織の変化に対応した研究諸施設の有効活用に向けた見直しを適宜行っている。研究倫理教育、研究資金の配分についても積極的に取組んでいる。

「基準５．経営・管理と財務」について

「学校法人大同学園寄附行為」及び関係法令に基づき、組織倫理に関する諸規則を整備し、経営の規律と誠実性を適切に維持している。法人の使命・目的の達成に向けた意思決定機関である理事会のもとに常勤理事会を置き、月 1 回の開催で、法人の意思決定の迅速化を図っている。また、法人と大学の管理運営機関に双方が構成員として参加することにより、意思疎通と連携を適切に行うとともに、双方のチェック体制を整備している。

「大同学園 2020-2024 年中期計画」を掲げ、明確な課題設定と財務分析に基づいた予算編成、年度ごとの重点業務計画により、安定的な財政基盤の確立を実現している。

会計処理については、適正に行っている。また、監査法人による会計監査、監事による会計監査ともに厳正かつ適切に運営している。

「基準６．内部質保証」について

学長が自己点検・評価に係る活動を統括し、内部質保証に資することとしており、学長と「大学評価委員会」の連携によって、内部質保証の責任体制を維持している。

「大学評価委員会」が策定した自己点検・評価の基本方針及び実施計画のもとで、全学的な自己点検・評価を 3 年又は 4 年に 1 回の周期で実施し報告書にまとめ公表している。

三つのポリシーを起点とした内部質保証については、「教育改革実行委員会」の下部組織である「教育 IR 小委員会」で収集・分析した情報に基づいて「学修成果検証小委員会」が内部質保証の PDCA サイクルの「C（学修成果の可視化）」の活動を進めている。

大学運営については、「平成 29 年度自己点検・評価報告書に係る改善・向上方策の対応について（最終報告）」に基づいて改善策等を実施することで、内部質保証の PDCA サイクルを機能させている。

総じて、「実学主義」という理念が中期計画と三つのポリシーに反映され、そのための教育研究組織とそれにふさわしい教育課程と学修環境の整備を法人・大学が一体となって取組んでいる。そして、「大同大学授業憲章 2001」に示されるように、教育重視型大学としての使命を果たすために全学的な教育改善活動を行っており、教育の内部質保証の PDCA サイクルを一層機能させることで更なる改善、大学の魅力の向上を期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.産学連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 教育改善活動の取組
2. 授業改善の効果

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

「産業と社会の要請に応える人材の養成」を建学の精神とし、「実学主義―大同大学は実学の教育と研究を通じて産業と社会に貢献します―」を理念として、大学及び学科・専攻及び大学院全体・研究科・課程ごとに人材を養成する目的や教育上の目的を定めている。そして、「実学」という具体的なキーワードをもとに、それらを学則に明確かつ簡潔に記載

している。

教育・研究活動において、地域や産業界の問題に取組むなど実学主義に即した特徴ある内容を授業に組込むことで、大学の個性・特色を生かしている。これらについては、大学ホームページにも掲載して広く社会に公表している。

また、社会情勢等の変化に対応して、理念・目的等を適宜見直し、校名変更や学部新設を行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

学長を長とする「教育改革実行委員会」で平成 27(2015)年に、使命・目的等の見直しについて審議し、教授会・常勤理事会での決議を経て、役員・教職員の理解・支持を得ている。

これらを三つのポリシーに反映させて、教育活動と明示的に結びつけている。また、学部、大学院に加え教養部や全学教育研究施設を設けるなど、使命・目的等に沿った教育研究組織を学則にのっとって整備している。

使命・目的等は、学内に対しては、新任職員オリエンテーション、「学生便覧」「大学院研究科便覧」等で周知するとともに、学内の各所にポスターを掲示することで、周知している。学外に対しては、「大同学園要覧」、ホームページ、大学ポートレート等で周知している。

「建学の精神に立ち返り、再構築する」を基本方針として、使命・目的等を反映させた「大同学園 2020-2024 年中期計画」を、教授会を経て理事会で決定し、策定している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえて大学全体・学部・学科ごとにアドミッション・ポリシーを策定し、これを多種多様な機会及び媒体で学内外に周知している。大学院においても、研究科・専攻ごとにアドミッション･ポリシーを策定し､それらをホームページに掲載するとともに、大学及び大学院の進学ガイダンス等で周知している。

大学への入学者の選抜に関しては、アドミッション・ポリシーに沿って適正に実施されている。選抜の合否判定については、関連する会議体で厳正に行われ、最終的に学長が決定している。入学後のプレイスメントテストと大学生基礎力レポートによりアドミッション・ポリシーの検証を実施している。また、大学院においても、アドミッション・ポリシーに沿って公正かつ妥当な入学者選抜が実施され、公正な合否判定が行われている。

入学定員及び収容定員に沿って、学生の受入れが適切に行われている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

「大同大学学生の厚生補導に関する規程」を整備し、担当副学長、学生部長、指導教員の指導体制に加えて、教務室、学生室、キャリア支援室が一体になった学修支援体制が整えられている。主指導教員が学生に「試験結果通知書」を手渡し、その際に個別面談を行うなど学生への学修指導、履修指導あるいは中途退学等への対応を行っている。

障がいのある学生への配慮については､「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づく「大同大学障がい学生支援ガイドライン」を制定することで組織的に対応できる体制が構築されている。

学修支援体制の一環としてオフィスアワー制度が導入されており、学生とのコミュニケーションを積極的に図っている｡また､学修支援ツールの一つとして TA の活用が適切に制度化され､機能している｡加えて､SA(Student Assistant)の活用も試行的に行われている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学生のキャリア形成支援のために「キャリアセンター」を設置し、組織として、インターンシップを含んだキャリア支援に積極的に取組むとともに、「キャリア委員会」との連携により支援体制が適切に運用されている。

教育課程内においては、「アカデミック・セミナ」で職業観を養いつつ、教育課程外で「就職力アップセミナ」、就職ガイダンス等を実施するなどキャリア教育のための支援体制が適切に整備されている。また、大学院進学に関しても、適切な助言体制が整備されている。

〈優れた点〉

○求人情報や学生の就職情報に関して「D-act システム」を構築し、これらの情報をオンライン集中管理することにより、就職支援・指導の利便性を向上させている点は評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

「大同大学学生の厚生補導に関する規程」において、学長が指名する副学長が統括し学生部長が全体を掌理すること、学生への直接の厚生補導は主指導教員が行うとともに、その支援を教務室、学生室、キャリア支援室が行うことが定められ、適切に運用されている。

学生に対する経済的支援については、公的機関による支援に加えて、大学独自の奨学制度の内容を充実させることで、適切に行われている。

学生の課外活動の支援と活性化のために、クラブ活動報告会を実施し、優秀者及び優秀クラブを表彰している。また、教職員の顧問制度や、費用援助、施設の運営・管理などが適切に行われている。

保健室において健康相談・保健指導を行い、学生相談室において校医等の専門職による健康医療相談・精神的相談・学生相談全般を行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎は、設置基準に示された基準を上回って整備されており、また、全ての建物は耐震基準を満たしており、適切に運営・管理がされている。施設のバリアフリー化はほぼ完了しており、利便性、安全性が確保されている。

適切な規模の図書館が整備されており、多数の学術雑誌を蔵書するなど十分な学術情報を確保している。また、創造製作センター、情報センター等が整備され、授業や課外活動に適切に利用されている。情報センターのコンピュータ演習室には、多数のパソコンが設置されており、IT 施設が適切に整備されている。

授業のクラスサイズについては、入学定員、収容定員と連動し、大学が定めた標準クラスに基づいて適切な管理を行っており、学修に適した環境が確保されている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生会が学修支援、学生生活、学修環境についての意見収集を行い、それを関係部署に伝えることで学修支援の改善を図っている。教育開発・学習支援センターが「個別学習支援における授業評価アンケート」を実施し、これに基づき個別の学修支援に積極的に努めている。

「学生満足度調査」を全学的に実施し、授業に関する満足度、学生の心身に関する健康相談、経済支援等の満足度、自由記述欄における記述など多様な視点から学生の意見をくみ上げる仕組みが整備されている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科・専攻ごとにディプロマ・ポリシーを定め、「学生便覧」等で学生に周知するとともに、新入生に対して新入生オリエンテーションにて詳しく説明している。また、ホームページ、大学ポートレート等でも公表している。

大学においては単位認定基準、卒業認定基準を、大学院においても単位認定基準、修了認定基準を適切に定め、これを「学生便覧」等に記載することにより学生に周知している。また、これらはホームページ等でも公表している。なお、全学年に対する進級基準はないものの、実質的な 4 年次への進級基準になる「卒業研究履修基準」を適切に定めている。

「適正な成績評価に関するガイドライン」を定め、教員への配付資料に記載、周知して、厳格な成績評価の組織的取組みを行っている。GPA(Grade Point Average)を適切に管理し、キャップ制の緩和や学業奨学生の選考基準にも活用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえて、大学全体のカリキュラム・ポリシーを定め、これを周知している。各授業の学修到達目標による学科のディプロマ・ポリシーへの貢献度と、これに対する学生の成績の実績を「DP ポイント」により定量化・可視化し、これをカリキュラム・ポリシーの改善に結びつけるなど、カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーと一体的に定められている。ディプロマ・ポリシーに則して、「標準教育プログラム」を適切に定め、それに基づいて教育課程の編成を行っている。カリキュラム・ポリシーに基づいてシラバスを適切に作成している。各学部とも履修登録単位数の上限を設けており、単位制度の実質化に取組んでいる。大学で学ぶための基礎学力の向上と大学での学習技法の教授を重視した教養教育を実施している。「学習スキル教育」「専門動機づけ教育」、リメディアル教育、アクティブ・ラーニングをとおして、大学教育の享受のための工夫を行っている。

〈優れた点〉

○教育開発・学習支援センターを設置し、教授方法の改善のための「研究授業」を全科目に対して実施するなど、教授方法の改善に組織的に取組んでいる点は評価できる。

〈参考意見〉

○一部科目のシラバスにおいて、評価項目の比重やオフィスアワー、授業時間外学修が未記載なので、今後の見直しが望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた「カリキュラム・マップ」を整備し、それに基づく五つの視点を定めている。「DP ポイント」という内部指標による学修成果の可視化を行い、学修成果の点検・評価に取組んでいる。入学時や在学中の各年次の学修状況や学生の意識についての点検・評価は行われていないが、これらは「大同学園 2020-2024 年中期計画」において総合的な IR 活動として取組む計画が立てられている。「DP ポイント」により学修成果の可視化を行った結果を用いて、教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

〈参考意見〉

○資格取得状況、就職状況の調査、学生の意識調査、就職先のアンケートなどを迅速に実施して、学修成果を多様な方法で点検・評価すること及びこれらの結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックすることが望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の補佐体制として、副学長及び学長付並びに各種委員会が設置され、各種委員会は、審議事項について、学長等との事前協議及び報告を適宜行っている。また、重要案件等については、学長が大学の方針をまとめ、常勤理事会に提案して対応しており、学長がリーダーシップを適切に発揮するための体制・環境は整備されている。

学長、副学長その他各職の職務等については、「学校法人大同学園組織規則」（以下「組織規則」という。）に、また、教授会については、組織上の位置付け、役割及び審議事項等が「大同大学教授会規程」等に定められ、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮された教学マネジメントが構築、展開されている。

事務系各部室は、業務遂行に必要な職員が適切に配置され、組織規則に規定された事務分掌により役割も明確であり、教学マネジメントの機能性は十分確保されている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院ともに設置基準に定める専任教員数が確保され、教授数も設置基準において求められている人数が満たされている。教員を採用する場合は、学科等が作成した教員採用計画案を常勤理事会又は理事会に諮り、その同意を得て、人事委員会を経て、公募により候補者が募られている。一方、昇任に当たっては、学科等から推薦された者を候補者として学長が認めた場合は、資格審査委員会及び教授会の議を経て、常勤理事会で決定されている。教員の採用・昇任については、いずれも規則等に基づき、教育目的及び教育課程に則して適切に対応されている。

FD については、教育開発・学習支援センターを設置して組織的に取組まれており、更なる教育の改善・改革が期待できる。

4－3. 職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

事務職員の資質・能力向上を目的として、「学校法人大同学園事務職員の研修に関する実

施方針」が制定され、階層別研修、共通テーマ研修及び専門業務研修と称した研修制度による研修を当該年度の計画に基づき、確実に実施されている。また、事務職員に対しては、自己点検・評価の一環として、「業務管理・キャリアシート」により、業務目標の設定及び達成状況の振返りが行われており、職員の資質・能力向上に向けた取組みが組織的に実施されている。

4－4. 研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教員に対して、標準的な研究スペースが確保されている。また、研究諸施設については、大学運営委員会のもとに設置する大学施設活用小委員会において、大学組織の変化に対応した研究諸施設の有効活用に向けた見直しが適宜行われている。

研究倫理に関する規則として、「大同大学研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」「大同大学における競争的資金等の使用に関する行動規範」等が制定され、また、研究倫理委員会を設置して研究活動上の不正行為の調査その他倫理上の課題へ対応されている。倫理教育においては、教材配付による独習の義務化や座学が行われている。

研究資金については、「教育資材費・機械器具費」等の恒常的なものの他、新任教員に対する環境・インフラ整備費用や申請に基づく「研究奨励金」等の制度を設け、研究活動に対する資源の配分が積極的に行われている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為及び関係法令に基づき、組織倫理に関する諸規則を整備し、経営の規律と誠実性を適切に維持している。

「大同学園 2020-2024 年中期計画」を掲げ、法人・大学の各部署・各構成員が業務を推進することで、大学の使命・目的の実現に向けて継続的に努力している。

環境保全、人権への配慮については、関係規則を整備するとともに、目標や指針を掲げて省エネルギーの推進、ハラスメントの防止等に努めている。

安全への配慮（危機管理）については、管理基準を定めるとともに学生・教職員向けのガイドブック「安全の手引き」を作成・配付するなど、安全衛生に関する啓発と災害や緊急時への体制整備に努めている。

5－2. 理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人の使命･目的の達成に向けた意思決定機関として､理事会及び常勤理事会を設置し、適切性及び機能性をもって対応している。

常勤理事会は月 1 回の開催で、諸規則の制定・改廃、退職者の後任人事及び昇任人事、資金運用等を議決することにより、法人の意思決定の迅速化に寄与している。常勤理事会に関しても、その存在・権限を規定する「常勤理事会規程」を整備し、適切に運営している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の意思決定機関である理事会を支える機関として常勤理事会を設置し、法人運営にかかる意思決定の迅速化を図っている。なお、常勤理事会は理事長を議長として、常務理事、学長及び副学長等の学内理事で構成されており、法人と大学の双方が意思疎通と連携を図る上で、重要な役割を担っている。

理事会、常勤理事会、評議員会、大学運営委員会、大学院運営委員会等により法人・大学運営体制及び相互チェック体制を整えるとともに、各構成員に情報共有する仕組みを整備することにより、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を構築している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

明確な課題設定と財務分析に基づいた予算編成を行うとともに、年度ごとの重点業務計画については、行動目標値・行動プランを明確にして業務を遂行している。

継続的に入学定員を確保しており、学生生徒等納付金収入は安定した状態を維持している。収支バランスを維持しながら適正な管理運営のもとで諸活動を展開しており、これら継続的な努力による安定的な財政基盤の確立を実現している。

科学研究費助成事業における補助金の獲得に向けた奨励制度を設けるなど、外部資金導入への努力を行っている。

5－5. 会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

予算編成段階では、課題に基づいた編成を行い収入とのバランスを念頭に置いたチェックを実施しているとともに、執行段階では、会計伝票の作成と証憑書類・現物の確認等を厳正に行っている。会計処理については、学校法人会計基準に基づき「学校法人大同学園経理規程」及び「学校法人大同学園固定資産管理規程」等の規則を整備し、また、学校法人会計基準に準拠した会計処理のしくみを構築・運用し、適正に処理している。

監査法人による会計監査は、私立学校振興助成法に基づき、年間を通じた定期的な実施に併せ、経費執行プロセスの検証等も行っている。監事による会計監査は、寄附行為第 15 条に基づき、定期的に実施している。また、監査法人と監事との連携を図り、会計監査状況の確認及び情報交換を年 2 回実施するなど、厳正かつ適切に運営している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「自己点検・評価規程」によって、学長が自己点検・評価に係る活動を統括し、内部質保証に資することにしており、副学長を委員長とする「大学評価委員会」が点検・評価及び改善方策の作成を行う恒常的な組織となっている。学長と「大学評価委員会」の連携によって、内部質保証の責任体制を維持している。

具体的な内部質保証の組織的連携は次のとおりである。「大学評価委員会」では、点検・評価の結果に基づいて、各基準の責任者が立案した改善・向上方策をまとめた原案を学長に提出する。その後、学長は理事長とともに原案の優先度や実現可能性等も踏まえて精査し、必要な意見を加えて「大学評価委員会」委員長に伝える。これを受けて、「大学評価委員会」で審議した後、最終的な改善・向上方策を学長が決定し実施を指示する。各実施責任者は、具体的な改善・向上方策を実施し、その報告書を学長に提出する。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「大学評価委員会」が策定した自己点検・評価の基本方針及び実施計画のもとに、全学的な自己点検・評価を 3 年又は 4 年に 1 回の周期で実施している。基準ごとの専門部会による評価結果を「報告書作成部会」が報告書にまとめ、学内では教職員に配付することで共有し、学外にはホームページ等で広く公表している。

「教育改革実行委員会」の下部組織である「教育 IR 小委員会」は、「IR のコンテンツの提案」「情報提供のインフラ整備の検討」を任務として、教育に関する諸データを収集・分析する活動を行うとともに、各部署が所有するデータを整理して学内共有を行っている。

また、同じく「教育改革実行委員会」の下部組織である「学修成果検証小委員会」が、IR で得られたデータをもとに、内部質保証の PDCA サイクルの「C（学修成果の可視化）」の活動を進めている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

平成 27(2015)年に策定された三つのポリシーを起点とした内部質保証については、ポリシーが適用される平成 28(2016)年度入学生が令和元(2019)年度に卒業した時点での学修成果を、ディプロマ・ポリシーの観点から可視化し、学科等の自己点検・評価の方法を確立しつつある。

大学運営については、「平成 29 年度自己点検・評価報告書に係る改善・向上方策の対応について（最終報告）」に基づいて改善策等を実施していることにより、内部質保証の PDCA サイクルが機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．産学連携

Ａ－1．産学連携の組織体制及び産学連携活動

A-1-①　産学連携への組織的対応

A-1-②　研究における産学連携活動

A-1-③　教育における産学連携活動

【概評】

「研究支援センター」を設置し、産業界との連携を組織的に強化しながら、教育や研究の活性化・高度化のための活動を積極的に継続している。そのための組織として「共同研究ラボラトリー」「産学交流室」「共同実験室」の施設を設置している。

共同研究、受託研究、技術相談、奨学寄附金を数多く得ており、研究における産学連携活動が盛んである。「共同研究ラボラトリー」ではユニークな成果を挙げている。特に、「におい・かおり研究センター」や「モータ研究センター」などは、大学独自の特徴的な研究として推進されている。名古屋市南区との地域連携にも積極的に取組んでいる。

「委託学生・委託生制度」、インターンシップ制度など、多様な制度を導入して、教育に対しても産業界との連携推進に努めている。また、大学院生が外部研究者から指導を受けるような「連携大学院教育制度」も構築している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

本学は、基準4-2-②の「FD（Faculty Development）をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施」に記述したように、全学的な教育改善活動に力を入れている。

1．教育改善活動の取組

本学では、平成13（2001）年に、「大同工業大学授業憲章2001」（現：「大同大学授業憲章2001」）を定め、全授業を公開し、持続的に授業改善に努めることを宣言した（表1）。この授業憲章を実行するために設立された授業開発センター（現：教育開発・学習支援センター）を中心として、現在、表2に示す取組を継続的に実施している。これらの活動により、授業改善のPDCAサイクルを構築している。

表１　大同大学授業憲章 2001

＊ 大同大学は、教育重視型大学としての使命を果たすために、全教員の授業の公開を原則とし、持続的に授業の改善と充実に努めることをここに宣言する。 ＊ この宣言の目的達成のために研究授業と授業研究会を全学的に実施する。

表２　授業改善の取組

① 「研究授業」と「授業研究会」の実施 （専任教員及び非常勤講師を対象としてそれぞれ 16 回／年実施、これまで延べ 292 回実施） ② 学生による「授業評価アンケート」の実施 （非常勤講師を含めた原則全ての授業で毎期実施　アンケート実施授業数割合 99%、回答率 88%：令和元（2019）年度実績） ③ 上記アンケート結果に基づいた改善策を含めた「報告書」の提出義務 （1,679 授業のうち 99.6%が提出：令和元（2019）年度） ④ 「授業改善依頼」の実施 （専任教員及び非常勤講師延べ 368 人のうち延べ 11 人が対象：令和元（2019）年度実績） ⑤ 授業改善活動を紹介する「授業批評」の発行（4 回／年、これまで 68 号発行） ⑥ FD に関するシンポジウム・講演会の実施（1 回／年実施、これまで延べ 11 回実施） ⑦ 教員による授業改善の支援（助成Ⅰ／授業改善の取り組み 6 件 1,691 千円、助成Ⅱ／授業をアクティブ化するためのスチューデント･アシスタント活用の支援 10 件 1,191 千円：令和元（2019）年度実績）

２．授業改善の効果

学生による授業評価アンケートの各評価項目の平均値（5点満点）の年推移を図１に示す。平成29（2017）年度までは、全ての評価項目で値が上昇している。平成30（2018）年度に全体的にポイントが下降したのは、同時に行っていた学修到達度評価アンケートの廃止及び授業評価アンケート項目の精選により、学生がじっくりアンケートに向き合うようになったことが考えられる。今後も継続して授業改善に取り組む。

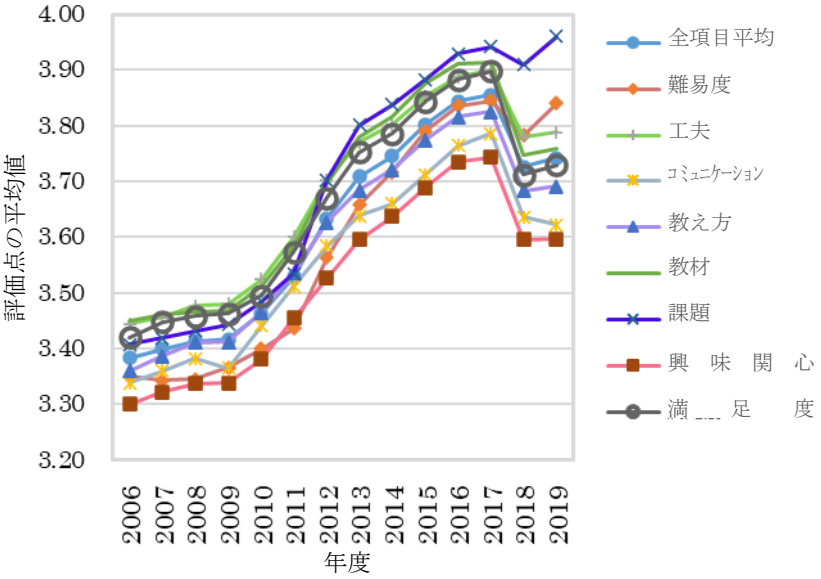

図１　評価点の年推移

Ⅳ　大学の概況（令和２(2020)年５月１日現在）

開設年度	昭和 39(1964)年度
所在地	愛知県名古屋市南区滝春町 10-3 愛知県名古屋市南区白水町 40

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
工学部	機械工学科　総合機械学科※　機械システム工学科　電気電子工学科 建築学科
情報学部	情報システム学科　情報デザイン学科　統合情報学科
工学研究科	機械工学専攻　電気・電子工学専攻　建築学専攻 都市環境デザイン学専攻　材料・環境工学専攻
情報学研究科	情報学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
9 月 16 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 2 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 16 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 10 日	実地調査の実施　　11 月 10 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 11 日	11 月 11 日　第 3・4 回評価員会議開催
12 月 4 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 22 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

21 多摩大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

法人の建学の精神を「質実清楚・明朗進取・感謝奉仕」を礎とし、大学は開学時の基本理念を「国際性」「学際性」「実際性」の三つのキーワードで表現し、「実学」を新たに「今を生きる時代についての認識を深め、課題解決能力を高めること」と再定義し、教育理念を「現代の志塾」と定め、共通理念としている。

使命・目的及び教育目的の策定は、役員・教職員が関与・参画する仕組みが構築され理解と支持が得られている。使命・目的及び教育目的、育成する人材像を体系的に整理し、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映するとともに、これらを検証するためのアセスメント・ポリシーを策定し、大学ホームページ等で公表している。

使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織を設置し、目的に向けての構成と体制が整備されている。

「基準２．学生」について

経営情報学部、グローバルスタディーズ学部及び大学院経営情報学研究科それぞれにアドミッション・ポリシーを定め、その周知も十分に行われ、学部の定員を着実に充足し、在籍者数を適正な範囲で管理している。

教職協働による学生への学修支援方針の策定、計画立案、効果測定が体系的に行われ、実施体制が適切に整備・運営されている。キャリア支援についてはキャリア科目の担当者などが密に連携をとり、情報提供による相談・助言体制を整備し、適切に運営している。

学生生活の安定のため、大学独自の奨学金制度、健康相談、心的支援などの体制を整備し適正に運営されている。また、適切な規模の図書館を有しており、十分な学術情報資料を確保している。学生の意見・要望を把握し、多面的な分析を行い、フィードバックを行う体制が構築され、学生満足度の向上につなげている。

〈優れた点〉

〇より良い学生支援を行うために、IR 推進室と協働しながら「学生満足度・学生生活実態調査」などを実施し、学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の利活用をしている点は高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーが、各学部、研究科において策定され、大学ホームページなどで周知が図られている。

カリキュラム・ポリシーは、各学部、研究科とも明確に策定され、各種媒体で十分に周知されている。教育課程については、カリキュラム・ポリシーに沿った編成になっており、適切な運用を行っている。教授方法については、「インターゼミ（社会工学研究会）」等におけるグループワークやディスカッションの取組みなど、さまざまな工夫を凝らしている。

ディプロマ・ポリシーの中に「学修成果目標」を具体的に規定し、アセスメント・ポリシーを定めた上で、「学修状況調査」など、さまざまなアンケート、更に多くの外部テストを活用して、学修成果の点検・分析・評価結果のフィードバックを行い、学修指導の改善へ着実につなげている。

〈優れた点〉

○カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を示し、科目群の関係を一覧できる「カリキュラム・マップ」を整備し、シラバスに掲載していることは、学生の理解を高める観点から評価できる。

「基準４．教員・職員」について

大学の意思決定と教学マネジメントにおいて、学長がリーダーシップを適切に発揮するための体制が整備されている。また、教学マネジメントの業務遂行に必要な職員を適切に配置し、教職協働で教学運営を行っている。

大学及び大学院ともに設置基準上の必要専任教員数及び必要教授数を充足し、教員が適切に配置されている。教員の採用等の手続きについては、関連諸規則に基づき、適切に運用されている。FD(Faculty Development)等の教員研修は、効果的に実施されており、教育方法等の改善・工夫、教員の資質・能力向上につながっている。職員の資質・能力向上を図るため、複数の大学と共同で SD(Staff Development)研修会を開催するなど、各種研修会を計画的に開催している。

科学研究費助成事業などの外部資金獲得支援として、研究活性化センターの設置、学内の共同研究費を交付するなど、研究環境整備に努めている。

〈優れた点〉

○大学の教育研究支援のための諸活動を支えている各種委員会において、教員だけでなく課長等の職員も副委員長等の構成員として参画し、教職協働で教学運営を行っていることは評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人は寄附行為にのっとり、理事会及び評議員会の運営については、理事長のリーダーシップのもと、関連法令等に基づき適切に運営されており、使命・目的の実現に向けた継続的な努力を行っている。学内外に対する危機管理の諸規則を整備し、環境保全、人権、安全への配慮についても、法令に従い取組んでいる。

法人と大学のコミュニケーションについては、大学経営会議、大学運営会議、理事長定

例会議等を実施し、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化は十分に図られ、相互チェックの体制が整備されており適切に機能している。

事業活動収支計算書の当年度収支差額において収入超過が確保されており、収支バランスは安定し、健全な財務運営が確立している。また、「学校法人田村学園経理規程」に基づき会計処理は適正に行われている。

「基準６．内部質保証」について

大学全体の質保証を行うための組織として、大学運営会議、教授会、自己点検評価委員会など各種委員会の組織が整備され、学長がリーダーシップを発揮し意思決定を行う責任体制が確立している。

自己点検評価委員会は、学長を委員長とし、外部委員からの意見聴取などを行い、自己点検・評価の適切性を確認している。

各種委員会と IR 推進室の機能的な連携体制を構築し、徹底したエビデンス主義の実践により、透明性の高い検証・改善活動が効率的に行われている。

学部、学科、研究科ごとに入試の検証、学生意見・要望の把握・分析、学修成果の点検・評価のフィードバックを行い、中長期計画を踏まえた大学運営の改善・向上を図るなど、PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性が図られている。

総じて、大学の教育は開学時の基本理念「国際性」「学際性」「実際性」に基づき使命・目的の実現に向かって適切に運営されている。教学組織と大学組織を適切に編制し、使命・目的の成果を挙げるための教学マネジメント体制が構築されている。自己点検・評価の結果を、中長期計画を踏まえた大学運営の改善・向上に図るなど継続的な取組みを行っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域・社会貢献、産官学民連携」「基準 B.国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 「ジェロントロジー（高齢化社会工学)」～研究ブランディング事業
2. 「インターゼミ（社会工学研究会)」
3. 「現代世界解析講座（リレー講座)」

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】
基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉
法人の建学の精神である「質実清楚・明朗進取・感謝奉仕」を礎とし、豊かな個性を伸ばし、新しい時代に活躍できる人材を育成することを目的としている。大学は開学以来「実学」を標ぼうし、近年では「実学」を新たに「今を生きる時代についての認識を深め、課題解決能力を高めること」と再定義し、教育理念を「現代の志塾」と定め、共通理念としている。
大学の使命・目的及び学部、大学院の教育目的については、それぞれの学則において具体的かつ明確化するとともに、簡潔に文章化している。
三つのポリシーに沿った大学教育を自主的・自立的に展開するため、大学の個性特色を表している「アジア・ユーラシア・ダイナミズム」など具体的な取組みを行っている。
大学は学生や地域社会からのニーズに合わせて大学及び大学院のあり方を検討、改革を推進し、社会情勢の変化の対応に努めている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映
1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
使命・目的及び教育目的の策定は、大学運営会議及び評議員会の審議を経て、理事会で決定している。また、両学部では「全体方針共有会」を開催し、役員・教職員が関与・参画する仕組みが構築され、理解と支持が得られている。
使命・目的及び教育目的や、「人材像」については、入学式、オリエンテーションや大学ホームページ等のさまざまな媒体を通じて学内外に周知を図っている。
「多摩大学第 3 期中期計画」に、「基本理念・使命・目的」と「教育理念・教育目標=人材像」を掲げ、明確に反映した中期計画を策定している。
使命・目的及び教育目的、育成する人材像を体系的に整理し、三つのポリシーに反映するとともに、これらを検証するためのアセスメント・ポリシーを策定している。

使命・目的及び教育目的を達成するための教育研究組織は、2 学部及び 1 研究科、図書館、総合研究所、国際交流センターなどを設置し、目的に向けての構成と体制が整備されている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

「現代の志塾」を教育理念として、育成すべき人材像を具体化し、経営情報学部、グローバルスタディーズ学部及び大学院経営情報学研究科それぞれにアドミッション・ポリシーを定め、大学案内、大学院パンフレット、入学試験要項及び大学ホームページに明示しており、その周知も十分に行われている。

諸規則により、入試委員会を中心とした入学者選抜に係る体制を整備し、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜時の評価方法を設定し運用している。また、入学してきた学生に関する詳細な IR 分析を継続的に行い、入学者選抜の適正化を組織的に図っている。

入学定員確保に向け、各種施策の検討・実施を継続しており、定員を着実に充足し、在籍者数を適正な範囲で管理している。

2－2. 学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学生への学修支援方針の策定、計画立案、効果測定が体系的に行われ、実施体制が適切に整備・運営されている。

学生への学修支援については、担当教員の教育活動を直接支援する学部生による

SA(Student Assistant)が制度化され、運用されている。

退学者及び除籍者の実態及び原因を分析するため、「入試の検証」の IR 分析等により学内共有を行い、教職員協働、保護者との連携により、退学者数及び除籍者数の低減に尽力している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

就職委員会、キャリア支援課及びインターンシップを含むキャリア科目の担当者が密に連携をとり、就職支援の取組みを周知させ、情報提供による相談・助言体制を整備し、キャリア支援が適切に運営されている。

経営情報学部、グローバルスタディーズ学部の両学部において、社会的・職業的自立を目的とした「キャリア正課科目」を多数設置している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

「新入生アンケート」「学生満足度・学生生活実態調査」「卒業生満足度調査」等の実施及び「アイデア BOX」「Suggestion Box」を設置するなどして、学生生活に関する問題点を把握し、その改善・解決に活用している。

学生生活の安定のため、各種学生サービスを提供し、支援を行うとともに、各種ハラスメント防止のための諸規則や相談体制の整備を行っている。また、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談なども体制を整備しつつ適正に運営されている。

大学独自の奨学金制度を整備するなど､学生に対する経済的な支援を適切に行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

施設・設備計画に基づき、優先順位を付けつつ、快適かつ安全な教育環境を計画的に整備し、適切に運営・管理されている。

適切な規模の図書館を有しており、十分な学術情報資料を確保している。また、セキュリティが確保された情報サービス施設設備「メディア・サービス・セクション」を整備し、学生や教員の教育研究環境を恒常的に改善することにより、IT 教育支援、資格支援の整備が適切に行われている。

バリアフリー設備の整備等、施設・設備の安全性が確保されている。

授業を行う学生数（クラスサイズなど）を、組織的に検証、改善することにより、「アクティブ・ラーニングの多摩大」にふさわしい、教員と学生のコミュニケーションがとりやすいワークショップ・ディスカッション主体の授業の実施で教育効果の向上につなげている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「新入生アンケート」「VOICE」「学生満足度・学生生活実態調査」「学修状況調査」「アイデア BOX」「Suggestion Box」「ダイレクト・コミュニケーション」「卒業生アンケート」等の調査で学生の意見・要望を把握し、多面的な分析を行い、対応する部署が確実にフィードバックを行う体制が構築されている。

学生生活においては、各種調査から得られる情報を活用し、学生の意見・要望の把握・分析を行い、改善策の実行に至るまでのプロセス・組織体制が備えられている。

学修環境に関しても、各種調査の分析結果を踏まえ、施設設備の改修・更新計画に反映し、改善策の実行、学生満足度の向上につなげている。

〈優れた点〉

○より良い学生支援を行うために、IR 推進室と協働しながら「学生満足度・学生生活実態調査」などを実施し、学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の利活用をしている点は高く評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえた明確なディプロマ・ポリシーが、各学部、研究科において策定され、シラバス、「学生ハンドブック」「院生ハンドブック」、大学ホームページなどで周知が図られている。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準についても、「多摩大学学則」「多摩大学履修規程」等で適切に定められ、厳正な運用が行われている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、各学部、研究科とも明確に策定され、各種媒体で十分に周知されている。また、各学部ともカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関連について、学生の理解を促す取組みを行っている。

教育課程については、カリキュラム・ポリシーに沿った編成になっており、教務委員会が中心になって適切な運用を行っているほか、履修登録単位数の上限を設定するなど単位制度の実質化を図っている。また、教養科目については、大学の「実学」志向を反映し、問題解決能力の育成を目指した編成になっている。

教授方法については、「インターゼミ（社会工学研究会）」等におけるグループワークやディスカッションの取組みのほか、プレゼンテーション、ルーブリック、ウェブサイトでのアンケートの活用等、さまざまな工夫を凝らして、その効果的な実践を図っている。

〈優れた点〉

○ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの連関を示し、科目群の関係を一覧できる「カリキュラム・マップ」を整備し、シラバスに掲載していることは、学生の理解を高める観点から評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーの中に学修成果目標を具体的に規定し、点検・評価方法としてのアセスメント・ポリシーを明確に策定している。その上で、「学修状況調査」「学生満足度・学生生活実態調査」、学生による授業評価「VOICE」「『多摩大５つの力』測定アンケート」「就職先企業アンケート」などのアンケート、また、多くの外部テストを活用して、学修成果の点検・分析・評価結果のフィードバックを行い、学修指導の改善へ着実につなげている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定と教学マネジメントにおいて、学長がリーダーシップを適切に発揮するため、副学長、学部長、研究科長、事務局長等の各組織の長の役割・権限も明確化されており、学長を支援・補佐する学長室、IR 推進室等の体制が整備されている。

学校教育法等、各種法令に基づいて学内諸規則を適切に整備し、各会議体、構成員がよ

り有機的に連携して活動し、成果を挙げることを目的として、教学マネジメント体制が構築されている。

教学マネジメントの業務遂行に必要な職員を適切に配置し、その役割を明確にしている。

〈優れた点〉

○大学の教育研究支援のための諸活動を支えている各種委員会において、教員だけでなく課長等の職員も副委員長等の構成員として参画し、教職協働で教学運営を行っていることは評価できる。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院ともに設置基準上の必要専任教員数及び必要教授数を充足し、基本理念である「国際性」「学際性」「実際性」を考慮する教員が適切に配置されている。

教員の採用等の手続きについては、「多摩大学人事委員会規程」「多摩大学大学院人事委員会規程」及び関連諸規則に基づき、適切に運用されている。

FD、その他教員研修については、組織上の措置及び運営上の責任体制を確立し、効果的に実施されており、教育方法等の改善・工夫、教員の資質・能力向上につながっている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「多摩大学事務職員研修規程」に基づき「職員研修計画書」を作成し、各種研修会を計画的に開催している。また、複数の大学と共同で SD 研修会を開催し組織的に職員に必要な知識・技術を修得させている。

目標管理制度「業績評定」（自己申告）を導入し、職員の資質・能力向上の評価が行われている。

職員の自己啓発として「資格取得奨励制度」「研修参加費等の経費補助」を設け、人材の育成に取組んでいる。

4－4. 研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境については、専任教員に研究室が配置されている。研究支援体制を整備するため研究活性化センターを設置し、共同研究、科学研究費助成事業などの外部資金獲得のための支援などが行われている。また、「研究環境に関する教員の満足度調査」を実施し、研究環境整備に努めている。

研究倫理については、「多摩大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を制定し、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（文部科学省）に基づく運用が行われている。

研究費の配分として学長裁量経費から共同研究費を交付しており、目的別の研究に取組んでいる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人は寄附行為にのっとり、役員・評議員を任命、理事長を選任し、理事会及び評議員会を適切に運営し、理事長のリーダーシップのもと、大学においては学長に教学の権限を与え、関連法令等に基づき適切に運営されており、経営の規律と誠実性が維持されている。

法人及び大学は、組織運営体制の整備、中期計画の策定、これに基づく事業計画の策定・事業展開、大学ホームページを通じての情報公開等により、使命・目的の実現に向けた継続的な努力を行っている。

管理運営に関する法令の遵守も体系的に行われている。また、学内外に対する危機管理

の体制整備を行い、適切に機能させるとともに、環境保全、人権、安全への配慮についても、規則等を整備し、法令に従い取組んでいる。

5－2. 理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けて、最高意思決定機関である理事会は適切に管理運営を行っている。その補佐体制である大学経営会議においては、大学運営と密接に連携が図られており、教学と経営において、使命・目的の達成に向けての効率的な意思決定ができる体制が整備され、的確に機能している。

理事の選任は、寄附行為に従い適切に行われている。また、予算計画・事業計画に関する意思決定、諸規則の改正手続きなどの理事会運営は適切に行われている。

各回の理事会における理事の出席状況は良好である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人と大学のコミュニケーションについては、大学経営会議、大学運営会議、理事長定例会議等の実施にて、各階層において機能的に展開されており、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化は十分に図られている。

評議員・監事の選任は、寄附行為に従い適切に行われている。

各回の評議員会における評議員の出席状況は良好である。

監事の職務遂行、公認会計士監査、大学経営会議と大学運営会議の合同開催等により、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの体制が整備され、適切に機能している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人田村学園中期計画（平成 30(2018)年 4 月 1 日～平成 32(2020)年 3 月 31 日）」及び「多摩大学中期計画（平成 28(2016)年 4 月～平成 32(2020)年 3 月）」に基づき事業が行われており、健全な財務運営が確立されている。令和 2(2020)年以降は 5 か年の第 3 期中期計画（令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度）が理事会で承認されている。

財務基盤は、令和元(2019)年度の事業活動収支計算書の当年度収支差額において収入超過が確保されていることから収支バランスは安定している。また、同一法人併設校の校舎改築資金として第 2 号基本金の組入れが実行されており、自己資金での安定した財務基盤が確立されている。

また、日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」は正常状態にあり、財務状況は良好である。

5－5. 会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人田村学園経理規程」に基づき会計処理は適正に行われている。また、会計処理は、学校会計システムを導入し、適切な予算管理が行われているほか、補正予算及び次年度予算の編成にも利用されている。

令和元(2019)年度の会計監査は、公認会計士 3 人、税理士 1 人の 4 人体制で年間複数回定期的に実施し、監査人の監査報告書が提出されている。また、会計監査人と監事の間で、意見聴取及び情報交換が行われ、会計監査の体制が整備されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とする教育の質保証と中期的な計画を踏まえた大学全体の質保証

を行うための組織として、大学運営会議、教授会、自己点検評価委員会など各種委員会をはじめ、「教学マネジメント会議」の組織が整備され、段階的な議を経て、学長がリーダーシップを発揮し意思決定を行う責任体制が確立されている。また、内部質保証を更に機能させるために、教職員協働の運営体制により全体の資質や能力の向上を図る仕組みの構築に継続して取組んでいる。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「多摩大学自己点検評価規程」により設置した自己点検評価委員会は、学長を委員長、学部長を副委員長とし、大学院研究科長、研究開発機構長、法人本部事務局長、大学事務局長等が委員になり、外部委員からの意見聴取などを行い、自己点検・評価の適切性を確認している。

自己点検・評価は徹底したエビデンス主義の実践により、三つのポリシーを起点とする自主的・自律的な自己点検・評価を毎年行い、「自己点検報告書」を作成し、全専任教職員に配付と大学ホームページ等を通じて社会へ公表している。

各種委員会と IR 推進室の機能的な連携体制を構築し、IR を推進する教学マネジメント体制が確立されている。グループウェアの導入や、自己点検・評価専用のウェブサイトの導入により、詳細かつ膨大なエビデンスに基づく透明性の高い検証・改善活動が効率的に行われている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は中長期的な計画及び三つのポリシーを踏まえ、横断的に自己点検・評価を実施している。特に学部、学科、研究科ごとに入試の検証、学生意見・要望の把握・分析と検討結果の活用、学修成果の点検・評価のフィードバックを行い、教育等の改善・向上を図っている。

平成 26(2014)年度以降、大学機関別認証評価、学校法人運営調査、改革総合支援事業等の対応に取組み、自己点検・評価において、改善すべき課題を総点検しつつ、中長期計画

を踏まえた大学運営の改善・向上に努めるなど、PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性が図られている。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域・社会貢献、産官学民連携

A－1．地域・社会貢献から産官学民連携への展開

A-1-①　地域・社会貢献から産官学民連携への展開

A－2．アカデミズム・施設等の教育研究資源の地域社会への提供による問題解決を通じた「グローカル人材」の育成

A-2-①　アカデミズム・施設等の教育研究資源の地域社会への提供による問題解決を通じた「グローカル人材」の育成

【概評】

平成 21(2009)年度に「地域活性化マネジメントセンター」を設立し、他大学、研究機関、公共団体及び企業等と連携しながら社会貢献を積極的に行っている。また「多摩大学総合研究所」は、行政や企業からの委託による共同研究事業、教育事業の受け皿として活動し、産学連携の実践機関として積極的な役割を果たしている。

とりわけ、大学のアイデンティティともいえる「多摩」を、体系的な学問「多摩学」として構築し、それを「インターゼミ（社会工学研究会）」や各学部のカリキュラムにも取込むことで、学生への教育に積極的に活用するほか、その研究成果を生涯学習講座やシンポジウムを通じて地域住民に対して還元に努めている。

こうした活動を基礎に、平成 29(2017)年度には文部科学省「私立大学研究ブランディング事業」として「ジェロントロジー（高齢化社会工学）」が採択された。これにより「多摩学」の更なる進化が企図され、令和元(2019)年度には「地域活性化マネジメントセンター」を「産官学民連携センター」に改組することで、制度的な整備拡大を行っている。総じて地域・社会貢献から産官学民連携まで、着実に展開されている。

地域社会への貢献については、多摩・湘南地域ともに、地域住民に対して知的欲求の充足や社会参画のさまざまな機会を提供している。また、企業及び民間団体との協力関係構築にも努めており、大学の「多摩学」「湘南学」における諸課題の解決に関わる活動及び研究の進展により、地域社会からの大学への期待も高まっている。また、これらの取組みは、学生が主体性を発揮し成長できる貴重な機会ともなっており、地域活性化と「グローカル人材」育成の有機的連関の観点からも特筆できる。

基準Ｂ．国際交流

B－1．国際交流

B-1-①　国際交流の方針の明確化と体制の整備

B-1-② 海外提携校との連携体制の整備と充実
B-1-③ 学生の送り出し体制の整備と適切な運営
B-1-④ 学生の受け入れ体制の整備と適切な運営
B-1-⑤ 学内の国際交流活性化のための活動

【概評】

建学の理念「国際性」「実際性」「学際性」を具現化するために、全学組織「国際交流センター」「国際交流センター運営委員会」を設置し、「多摩大学国際化ビジョン」をもとに「アジア・ダイナミズムに正面から向き合えるプロジェクトマネジメント人材」「多摩グローカル人材」の育成等、国際交流の全学の方針を明確にしながら、交流体制の整備と充実を図っている。とりわけ、経営情報学部では海外提携校専用ウェブサイトを作成し、留学生受入手続の円滑化を進める一方、グローバルスタディーズ学部では地元藤沢市のニーズを意識した海外提携校の充実を図っていることは特筆できる。

学生の海外派遣については、引率付の研修プログラム(HOP)、個人で参加する語学研修・海外インターンシップ(STEP)、長期留学(JUMP)を企画し、留学パンフレットの作成、説明会の実施、国際交流委員との面談など手厚いサポートに努めるほか、留学を終えた学生には、「体験報告会」を企画するなど、アフターケアにも意を払っている。

留学生の受入れについては、東京出入国在留管理局より、留学生在籍管理の「適正校」として選定されており、留学生に対する生活支援、経済支援も適切に実施されている。

また、日本人学生との交流、日本文化経験の機会を提供するために、学生会、「大学コンソーシアム八王子」「多摩市交流センター」と協力し、種々の国際交流事業を展開しており、総じて積極的な国際交流事業が大きな教育効果をもたらしていると認められる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

(1)「ジェロントロジー(高齢化社会工学)」～研究ブランディング事業

「多摩学」の延長線上に本学が取り組んでいるのが「大都市郊外型高齢化」の問題であり、その解決を目的とする学際的学問が「ジェロントロジー(高齢化社会工学)」である。平成 29(2017)年度には「私立大学研究ブランディング事業」として採択を受けた。この事業を着実に実行しており、基盤的公開講座やシンポジウムの実施、世代継承・課題解決・事業創造に関わる様々な研究の教育・社会貢献と一体化したプログラムとしての遂行を通じ、多摩地域における高齢者層の活力を呼び起こして地域の活性化に貢献している。

(2)「インターゼミ(社会工学研究会)」

学長主宰の全学横断の課題解決型ゼミである。参加者は、教員、両学部生、大学院生および卒業生からなり、多様な経験、研究分野、年齢構成のメンバーが一体となっている。インターゼミは数班に分かれて文献研究とフィールドワークを行い課題解決策をまとめており、学長統括の下でフィールドワーク、進捗状況発表、集合合宿等を組み合わせて、学内組織を横断した多くの教員が研究指導にあたっている。またインターゼミ受講生と同ゼミ卒業生 OB との交流会も開催し、年次・年度を超えて学生の創発活動を促している。イン

ターゼミの研究対象はグローカルな観点から多岐にわたるが、そのテーマの一つとして平成 21(2009)年 4 月の開講以来継続して「多摩学研究」に取り組んでいる。令和元(2019)年度の「多摩学班」のテーマは「多摩地域の産業から未来を描く―住み続けたい街の実現に向けて―」であった。研究成果は、「2019 年度インターゼミ 多摩学」として本学ホームページ上に掲載している。

(3)「現代世界解析講座(リレー講座)」

受講者がのべ 15 万人を超えた有料公開講座「現代世界解析講座(リレー講座)」は、地域の「知の基盤」の仕組みの一つとなり、多摩地域が抱える課題を公開講座参加者と一緒に解決するという次の展開の土台となっている。国際情勢、経済、国内行政、IT、歴史等の各分野における精鋭の専門家の講演を体系的に配置し、学長も各学期 3～4 回登壇する。

①10 年以上の歴史を持つ「リレー講座」は、春・秋ともに 550 人以上の一般受講者が受講、各期リピート率も概ね 8 割と高い評価を得ており、着実に地域に根差した講座となっている。地域住民と学生が同一会場で一体となり講座を聴講するとともに、その後に交流の機会を設けることで、講座は単なる登壇者の知見の吸収にとどまらず、社会人の興味や関心を学生が認識する場としても機能している。

②平成 31(2019)年度はライブ・ビューイング配信を全キャンパス・サテライト(湘南、品川、九段)で実施し、広域多摩地域への貢献を拡大した。令和元(2019)年度の一般受講者数はのべ 14,052 人(うち、多摩 9,168 人、湘南 1,236 人、品川 132 人、九段 3,516 人)、12 年間に渡る 288 回の講演の累積人数は一般受講者でのべ 106,372 人、学生を含めた受講者総数ではのべ 157,448 人となった。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度　平成元(1989)年度
所在地　東京都多摩市聖ヶ丘 4-1-1
神奈川県藤沢市円行 802
東京都港区港南 2-14-14 品川インターシティフロント 5 階
東京都千代田区九段北 1-9-17

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経営情報学部	経営情報学科　事業構想学科
グローバルスタディーズ学部	グローバルスタディーズ学科
経営情報学研究科	経営情報学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
9 月 15 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 30 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 14 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 5 日	実地調査の実施　　11 月 5 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 6 日	11 月 6 日　第 3・4 回評価員会議開催
12 月 1 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 20 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

22 千葉工業大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命を建学の精神「世界文化に技術で貢献する」とし、目的及び各学部の教育目的を学則に、各学科の教育目的を学生便覧に、また、大学院は目的、課程及び研究科の教育・研究上の目的を大学院学則に、それぞれ簡潔に明文化している。教育目標には目指す人材の育成像を具体的に掲げ、個性・特色を明示している。学部・学科、大学院研究科及び専攻の再編を行い、社会の変化に対応している。目的及び教育目的の策定などに教職員が参画している。ホームページ等で学内外に建学の精神、目的及び教育目的を周知している。教育目的等を達成するため、中期計画及び年度ごとの事業計画を策定し諸施策を実施している。建学の精神、目的及び教育目的に則した基本方針を定め、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映させ、必要な教育研究組織を整備している。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーを定め、ホームページ等で周知している。入学者選抜に必要な組織を置き、安定的に入学者を確保している。クラス担任、教務課職員及び学生サポートセンターによる学修支援を行っている。障がいのある学生への必要な配慮については、情報共有して対応している。キャリア教育を授業で行い、インターンシップを単位化している。就職委員会を中心にクラス担任、研究室指導教員及び就職課が連携した進路支援体制を整備している。学生サービス及び厚生補導の体制を整え、各種奨学金制度などにより経済的支援を行っている。保健師、校医及び臨床心理士を置き、学生の健康、心的支援をしている。校地、校舎等の学修環境や施設設備は適切に整備している。多様なアンケート調査等で意見をくみ上げており、学修及び学生生活支援や施設設備の改善に活用している。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを定め、ホームページで公表するとともに「DP・CP カード」を学生に配付し周知している。単位の計算方法、成績評価基準、卒業認定及び修了認定の基準等を適切に定め、厳正に適用している。GPA(Grade Point Average)による成績の評価と修学指導をしている。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを踏まえた教育課程編成の方針を示し、達成評価の要件を明示して一貫性を確保している。教育課程はカリキュラム・ポリシーに則して体系的に編成しディプロマ・ポリシーと連携し、カリキュラムツリーを構築している。ディプロマ・ポリシーを踏まえ

た「基礎能力ルーブリック」で自己評価を行い、ポートフォリオにより学修成果を明示している。「能力達成度の評価方針」により「アセスメント・ポリシー」を定めている。授業科目別合格率、GPA 分布ほか多様な調査、アンケートを実施し、学生の学修成果を点検・評価し、教育内容や学修指導の改善に結びつけている。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを発揮するため、副学長と学長補佐を置いている。学長を議長とする「学部長会」等を置き、円滑な教学運営をしている。教授会について、学部、大学院とも学則にのっとらない教授総会、研究科合同の教授会で学長に意見を述べる事項を審議している。大学事務局には必要な組織と職員を配置している。教員採用は原則公募とし、昇任は規則に基づき選考し、設置基準で定める必要専任教員数を確保している。FD 委員会がフォーラムや研修会を開催し、学生 FD 委員会に授業改善についての意見を聴いている。資質向上研修、FD(Faculty Development)連携研修、ハラスメント研修、講演会等の SD(Staff Development)研修を行っている。職員の目標管理制度を設け資質向上を図っている。受託・共同研究等を推進する附属研究所と複数の研究センターを置き、組織的な支援体制で快適な研究環境を整備している。研究者の倫理憲章等関係規則、委員会を整備して研究を支援している。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為及び諸規則を整備して法令、倫理規範にのっとった運営をしている。中期計画を策定し、法人及び大学運営を推進している。環境保全、人権擁護、安全、健康保全等の規則を整備している。寄附行為で理事会及び評議員会を設け、学内理事会の先議制度を導入している。寄附行為に基づき理事を選任し、半数近くを学外理事で構成して事業計画に基づく運営を行っている。理事会に学長が出席して大学の情報を共有して意思疎通を円滑にしている。大学の各種会議に理事長が出席し、理事長がリーダーシップを発揮できる環境にしている。監事及び評議員は寄附行為に基づき適切に選任されている。中期収支計画、事業計画等に基づき、適切な財務運営を行っている。経常収支差額比率は良好である。学校法人会計基準に基づき経理規程、関係規則、マニュアル類を定めて適正に会計処理している。公認会計士、監事、監査室による連携した三様監査をしている。

「基準６．内部質保証」について

学則及び大学院学則で内部質保証に関する全学的な方針を定めている。自己点検・評価を統括する改善本部及び自己点検評価委員会を置き、自己点検・評価を実施し、報告書の指摘事項を改善本部が改善指示する組織体制とし、内部質保証の責任体制を明確にしている。3 年ごとに自己点検・評価を、7 年以内に認証評価を受けることを規則に定めている。業務目標等の実施状況を毎年度点検・評価して改善活動をしている。複数の調査を実施して、エビデンスに基づく自己点検・評価を行い、その結果を公表している。IR(Institutional Research)機能を有する大学改革推進室を設置して、全学的なデータの集約と横断的な比較分析をしている。三つのポリシーを起点とする内部質保証をエビデンスに基づき組織的に自己点検・評価し、それらの調査結果と改善結果を公表し、大学運営の改善・向上に結

びつけており、内部質保証の仕組みが機能している。

総じて、建学の精神、目的及び教育目的に則した基本方針を定め、三つのポリシーに反映させている。適正な学生数を確保して、学生支援、学修環境、学修成果の評価を行い、教育課程、教育研究組織及び教職員配置等を整備している。経営・管理と財務は責任と権限が明確である。教育の質的向上に自己点検・評価や調査等を活用して改善・改革に結びつけている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.グローバル化への取組み」「基準 B.地域連携活動」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 理事長・学長のリーダーシップ
2. 学修成果の可視化による教育の質的向上
3. 教職協働によるキャリアサポート

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命を建学の精神「世界文化に技術で貢献する」とし、目的を学則第 1 条に、各学部の教育目的を学則第 2 条に、各学科の教育目的を学生便覧に簡潔に明文化している。また大学院は目的を大学院学則第 1 条に、課程及び研究科の教育・研究上の目的を大学院学則の各条項に簡潔に明文化している。

建学の精神を踏まえて、教育目標に目指す人材の育成像を具体的に掲げており、大学の個性・特色を反映し、明示している。

豊かな教養と高度な専門知識を身に付け、国際社会で活躍できるグローバルリーダーを育成するための教育体制を強化するため、平成 28(2016)年度に学部・学科を再編し、令和

2(2020)年度に大学院研究科及び専攻を再編し、中期計画で教育内容や手法等に関して具体的に目標設定を掲げるなど社会の変化に対応するための見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

目的及び教育目的などの重要事項の策定は、教職員の意見を踏まえて諸会議の審議を経て理事会に上程するなど教職員が関与・参画している。掲示板、各種印刷物、ホームページ等で学内外に建学の精神、目的及び教育目的を周知している。

建学の精神、目的及び教育目的を達成するため、中期計画及び年度ごとの事業計画を策定し、諸施策を具体的に反映している。

建学の精神、目的及び教育目的に則した基本方針を定め三つのポリシーに反映している。基本組織として学部・学科、研究科を設置し、付属機関や施設を置いて連携を図り、二つのキャンパスに必要な教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

全ての教育組織において、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを明確に定め、ホームページ及び学生募集要項で周知している。

入学者選抜に必要な委員会等の組織を設置して、アドミッション・ポリシーに沿って多

様な入学者選抜を公正かつ妥当な方法で行っている。また、入試問題の作成は大学が自ら行っている。

入学者数を安定的に確保し、適切な教育環境を整備している。また、入学後の成績や進級等の状況について、入学試験種別ごとに分析し、適切な入学者数確保を図っている。

学部生に対し、新年度のガイダンス時やキャリアデザイン科目で、大学院進学について早期の啓発を行っている。

2－2. 学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

クラス担任が 4 年間の一貫した学修支援・指導を行っており、修学ガイダンス、学科別プログラム等を教務課職員と協働して企画・運営する体制を整備している。また、「学生サポートセンター」で修学支援ができる体制を整えている。

障がいのある学生に対しては、保健師が支援に加わり、本人に必要な配慮の内容を確認し、「合理的配慮通知」を履修科目担当教員に配付して対応している。

オフィスアワーを義務化し、学生がタブレット端末で確認して利用できる環境を構築している。

きめ細かい演習・実習指導を行うために、適切な人数の TA を配置している。TA の質的向上を図るため、役割や態度に関する講習会を実施している。

中途退学や留年を抑止するため、各授業科目の目標合格率を設定し、補充授業制度、再試験制度、特別履修制度等を設け、学生が継続して学修できる環境を整備している。

2－3. キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教養科目内にキャリア教育科目「キャリアデザイン」を必修として配置し、更に「課題探究セミナー」等の科目も配置している。また、インターンシップも単位化して、体系的なキャリア教育を実施している。また、教育課程外では学生の非認知能力醸成を意識した実践型のプログラムを実施している。

就職委員会を中心にクラス担任、研究室指導教員及び就職課が連携し、産官学連携協議会・PPA(Parents and Professors Association)・同窓会等が協力する進路支援体制を整備

している。

各学科のクラス担任が就職・進学の支援を実施しており、更に学科担当の就職課スタッフやキャリアコンサルタントと連携して学生と面談するなど、きめ細かい対応を実現している。また、学科独自の企業説明会や卒業生との懇談会、就職セミナーを実施している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス及び厚生補導に関する事項は学生委員会で取扱い、事務は「学生センター」が所掌している。クラス担任が個々の学生生活支援をきめ細かく行っている。

学費を分納・延納する制度のほか、「家計急変奨学金」「災害見舞奨学金」「経済的支援奨学金」制度等を設け、経済的困窮を極める学生の支援を行っている。

学生の課外活動については、学生委員会及び学生センター学生課が自治団体「学友会」「体育会」「文化会」「寮友会」を通して指導及び助言、経済的支援を行い、その活性化に努めている。また、PPA や学生共済会を設置し課外活動、健康増進、福利厚生などの支援を行っている。

保健室に保健師及び校医を置き、心身に関する健康相談、保健指導及び応急措置をしている。学生相談室に臨床心理士を配置し、学生の心的支援を行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

設置基準を上回る校地、校舎、運動場、図書館、体育施設設備等を整備している。

実験室、演習室等の施設を整備し、「工作センター」と「学生自由工作室」を備えており、最新の生産技術が体験できるようにしている。

両キャンパスに図書館を設置し、ネットワークでの蔵書検索、相互に貸出・返却を可能にしている。電子ジャーナル及び電子書籍等の利用可能な環境を整備している。

全ての教室及び研究室、事務室等に情報ネットワークを整備している。

両キャンパスで再開発計画に基づき、バリアフリー化を進めている。また、建物の改修

に併せ、耐震補強を進めている。

履修登録の状況に応じて、クラス分けや講義室の調整を行っており、学修に適切な学生数としている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「学生生活アンケート」「学生インタビュー」「学生 FD 委員会」で学生の意見をくみ上げ、課題を整理し、多様な検討を行っている。特に、学生生活アンケートの自由記述欄の書込み内容を修学関係、学生生活関係、施設設備関係などに区分して意見を収集して、多くの要望に対して網羅的に回答をフィードバックして、学生支援に活用している。

心身の疾病等により、修学（学生生活）に影響がある場合には、本人又は保証人からの要望に応じて、カウンセラーを含め学生センター職員や科目担当教員が情報を共有し、学生が円滑に修学できる体制を整えている。

学生サポートセンターには SA(Student Assistant)を配置しており、1・2 年次学生の学修相談だけでなく生活相談にも応じることで、生活上の不安や孤立を招かぬよう配慮している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学則に定める教育目的を踏まえて、学部・学科、研究科・専攻それぞれのディプロマ・ポリシーを定めホームページで公表し、学生には所属学科別のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを記載した「DP・CP カード」を配付している。

単位の計算方法、成績評価基準、卒業認定及び修了認定の基準等は学則で定めている。卒業・進級要件は履修規程に定め、学部・学科ごとに学生便覧で周知しており、厳格な進級・卒業判定の可視化を図っている。また、履修規程に GPA の運用を定め、学生個人の成績を総合的に評価し、客観的な指標として修学指導等を行っている。また、学部全体の GPA 分布をポータルサイトに公表し、学生自らが成績評価の位置付けを確認できるようにしている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科、研究科・専攻それぞれのカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを踏まえた教育課程編成の方針を示し、達成評価の要件を明示して一貫性を確保している。教育課程はカリキュラム・ポリシーに則して大別し、教養科目と専門科目を接続的・体系的に編成している。ディプロマ・ポリシーと連携したカリキュラムツリーを構築し、シラバスに「目的」「到達目標」「評価基準」など種々の要素を明示し公表している。

年間の履修登録単位数の上限を見直して、単位制度の実質を保つ工夫やディプロマ・ポリシーに配慮された教育課程編成がなされている。全学生にタブレット端末を貸与しており、ICT（情報通信技術）を活用したアクティブ・ラーニングを推進している。

全学的な FD 委員会を組織し、教員研修等を行っている。授業アンケートや意見交換などを利用して、全学を挙げて教員の具体的改善の取組みに結びつけ、その結果を公表している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の点検は、各学部のディプロマ・ポリシーから学生の学修成果を明示し、達成度を段階的に示す「基礎能力ルーブリック」で自己評価を行い、ポートフォリオに記録させている。ディプロマ・ポリシーの資質・能力の修得状況等は、カリキュラム・ポリシーに明示された「能力達成度の評価方針」に基づき適切に評価しており、レベルごとにアセスメント・ポリシーを定めている。

全授業科目の合格率の目安を定め、学部ごとの授業科目別合格率及び GPA 分布を学部長に提示し、著しく問題のある授業等の全学的な点検を行っている。前期の単位修得率が一定以下の学生に対し、教務課の職員が中心に修学指導を実施している。

授業科目別合格率、GPA 分布、授業アンケート、授業点検書、学生生活アンケート、基礎能力自己点検評価結果、卒業アンケートなどにより学修成果を点検・評価し、その結果をホームページ等で公表している。学部 4 年次学生に対して自己評価などを調査し、学修成果の把握・検証を行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として副学長と学長補佐を置き、それぞれ担当する職務を明確に定め業務を執行している。

使命・目的を達成するため、学長を議長とする「学部長会」等を置き、教学運営を円滑に進めている。また、「学部連絡会議」等により、教学運営に関する方針等を周知している。

教授会について、学部・大学院ともに学則にのっとらない教授総会又は研究科合同の教授会で学長に意見を述べる事項を審議し、意見聴取をしている。

大学事務局に「学生センター」「就職・進路支援部」「学務部」等を配置し、教学系の基幹委員会には部長等が委員として出席し、方針や具体的施策を立案している。

〈改善を要する点〉

○学則に定めのある教授会において、学長に意見を述べる事項が審議されていない点につ

いて、規則どおりに運営するよう改善を要する。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員採用は「教員募集要項」により原則公募で行い、専門分野の知見に加え、大学運営や産学連携、地域貢献に理解のある者とし、昇任は「千葉工業大学教員資格審査規程」及び学部・教育センターごとに定めた教員資格審査細則に従い選考を行い、適切に教員が配置され、設置基準で定める必要専任教員数を確保している。

FD 委員会による「FD フォーラム」の開催及び種々の教員研修会を全ての教員を対象に開催している。また、「学生 FD 委員会」を組織し「FD 委員」と「学生 FD 委員」の定期的な意見交換会により学生の意見を取り入れ積極的な授業改善を図っている。

授業アンケートの評価値に基づき「グッドレクチャー賞」「ベストティーチャー賞」を選定し、顕彰するなど優れた授業に対する教員の自己研さんを促している。

4－3. 職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のため、SD 研修として、「意識改革・スキルアップ・教職協働」に関しての講演会、研修を計画的に行っている。その内容は、資質向上研修、FD 委員会との連携研修、ハラスメント研修や仕事と介護の両立セミナーなど多岐にわたり、大学職員としての必要なスキル等を担当部局で十分に検討した上、実施している。

職員の目標管理制度において、局・部・課の目標を踏まえた個人の年度目標を設定し、その目標の実現に向けて上長が支援する仕組みを構築している。また、目標に対する評価結果については賞与等に反映し、職員の資質・能力向上に向けて取組んでいる。

4－4. 研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

附属研究所のほか六つの研究センターを置き、担当部局による組織的な外部資金の申請、執行管理等の支援体制のもと、快適な研究環境を整備している。

研究活動に関して「学校法人千葉工業大学研究者倫理憲章」を制定し、「学校法人千葉工業大学研究者倫理規程」「学校法人千葉工業大学研究者倫理委員会規程」「学校法人千葉工業大学研究活動における不正行為の防止等に関する規程」等を整えて周知し、公的研究費の使用に関する説明会やコンプライアンス研修会等を毎年度実施している。

「公募型重点配分」による予算配分制度の実施、競争的資金を獲得した研究者への間接経費の取扱要領を定め、研究活動への資源配分を行っている。また「先端研究推進プロジェクト助成金」や「科研費採択者助成金」などの研究助成を実施するなど先端的な研究プロジェクトを育てる制度を設けている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

高等教育機関としての社会的責任を果たすため「学校法人千葉工業大学寄附行為」に基づき、理事会・評議員会を開催し、経営・管理に必要な諸規則を整備し、法令、倫理規範にのっとった運営を行っている。

使命・目的の実現のため大学ビジョン・方針を策定し、部局、個人が目標を設定の上、業務に取組んでいる。また、「千葉工業大学 中期計画（2020～2023 年度）」を策定し、時代の変化に対応した法人及び大学運営を推進している。教育情報、教員の養成の状況に関する情報及び財務情報について、ホームページで公開している。

環境保全、人権、安全への配慮として「学校法人千葉工業大学ハラスメント防止規程」「学校法人千葉工業大学個人情報保護規程」「学校法人千葉工業大学公益通報等に関する規

程」などを整備し、学生及び教職員の人権擁護に努めている。

5－2. 理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けて意思決定ができるよう寄附行為に基づき理事会及び評議員会を設置し、学内理事会で先議し、必要に応じて理事会に付議するなど理事会を適切に運営している。

寄附行為に基づき理事が選任され、事業計画に基づく運営を行っている。また、理事の構成において学外理事が半数近くで構成されており、学外者の意見を多く取り入れられる状況となっている。

理事会への理事の出席率は良好であり、欠席時における委任状の取扱いも適切に行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会に、教員組織から学長が出席することによって、案件の付議や大学の状況を報告し、情報の共有を図っている。また、日々の業務執行を円滑に進めるための学内理事会に事務職員も出席することによって意思疎通を円滑に行っている。

部長会等に理事長・常務理事等が出席し、教職員との情報共有、意見交換を通じて意思決定を行っており、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。

学内の理事は、学長をはじめとする役職者で構成し、学内評議員はほぼ教員で構成しており、理事会で決定した施策を評議員会においてチェックする体制を整備している。

監事は寄附行為に基づき適切に選任され、監査方針・計画を立て、職務に当たっている。

評議員は寄附行為に基づき適切に選任され、評議員会への出席率は良好であり、欠席時における委任状の取扱いも適切に行っている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「中期収支計画（平成 27 年度～令和 5 年度）」及び毎年度の事業計画、予算に基づき、適切に財務運営を行っている。

使命・目的及び教育目的の達成のため、積極的にキャンパス再開発を進めた結果、減価償却額の負担は大きいが、教育の質を高めることにより退学者数を減少させ、学生生徒等納付金の収入増加につながる好循環が実現できている。併せて近年の経費削減プロジェクトの実施等により、経常収支差額比率は良好であり、適正な教育研究環境整備と収支バランスを維持している。また、特定資産や現金預金などの金融資産の残高は十分に積み上がっており、長期・短期とも借入金が存在しないため、安定した財政基盤を構築している。外部資金の導入については、科学研究費助成事業や公的受託、民間からの奨学寄附金などが増加している。

5－5. 会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に基づき「学校法人千葉工業大学経理規程」を定め、適正な会計処理を行っている。

「予算申請・執行の手引き」「支払処理マニュアル」などのマニュアル類を見直し、予算説明会の実施、目的別予算編成の導入と勘定科目の適正化を行うなど予算執行・会計処理のより適正な実施に努めている。また、期中において、大幅な予算変更が必要となった場合には補正予算を編成し、評議員会・理事会に諮っている。

会計監査の体制整備と厳正な実施については、公認会計士による外部監査と監事による会計監査、業務監査の実査及び監査室によるコンプライアンス、リスクマネジメントに関する自己点検型のチェックシステムによる内部監査を行っている。また、それぞれの年間監査計画・テーマ項目に沿って監査を厳正に実施し、三者で連携・協力する体制を整備している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関して学則及び大学院学則の条項に「自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と規定し、更に「学校法人千葉工業大学自己点検評価に関する規程」を定め、全学的な方針を明示している。

自己点検・評価を統括する理事長、学長、常務理事等で構成する改善本部を置き、教員及び職員で構成する自己点検評価委員会が自己点検･評価を実施し報告書を作成している。その「自己点検評価報告書」による指摘事項について、改善本部が改善を指示する組織体制となっており、内部質保証の責任体制を明確にしている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人千葉工業大学自己点検評価に関する規程」で 3 年ごとに自己点検・評価を実施し、7 年以内に認証評価機関の評価を受けることを定めている。業務目標等の実施状況について事業進捗チェックシートを毎年度「自己点検評価委員会」に提出して改善活動に取組んでいる。

「学習状況調査」「新入生アンケート」「学生生活アンケート」「授業アンケート」等、複数の調査を実施して、関連する委員会や事務担当部署が横断的に情報を共有して、エビデンスに基づく自己点検・評価を行い、その結果を自己点検評価報告書、事業報告書、各種アンケート結果報告としてホームページ等で公表して、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果を共有している。

法人及び大学の諸活動に係る調査データの収集・分析を行う IR 機能を有する大学改革推進室を設置して､全学的なデータの集約と横断的な比較分析を行う体制を整備している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

使命を建学の精神とし、目的及び教育目的を踏まえた三つのポリシーを明確に定め、三つのポリシーを起点とする内部質保証を、学内外に対して多数の調査等を踏まえて組織的に自己点検・評価し、それらの調査結果と改善結果を公表している。その結果をもとに IR 機能を持つ大学改革推進室と連携して中期計画や毎年度の事業計画に反映させ、大学運営の改善・向上に結びつけている。

教学マネジメントにおける教授会の位置付けに関して、明確性に欠けている点はあるが、内部質保証の仕組みは機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．グローバル化への取組み

A－1．目標の設定

A-1-①　目標の具体性

A-1-②　目標達成へのプロセス

A-1-③　目標達成状況

【概評】

「千葉工業大学のグローバル化ビジョン（国際化の方針）」を公表し、海外協定大学との連携を強化して、学生の留学促進と海外留学生の受入れ増加を目標に、2 年ごとにその結果と年次目標を定めホームページに公表している。海外インターンシップを単位化し、協定大学を拡大するなど、学生が海外に目を向けやすくしている。学長が、協定の対象となる大学を自ら選定しており、途上国の大学等とも連携を強化するなど、留学生の増加につなげている。

留学経験のある学生の割合は年々減少しているが、各国上位に位置する協定大学数が増加している。一方で外国人留学生数は大幅に増加している。授業料免除の学部留学生受入れ制度を使用する学生数は徐々に増加している。受入れ留学生に対する学修支援、キャリア支援、学生生活支援体制及び学修環境や学生の意見・要望等への対応も積極的に行われている。

協定大学別の取組み（3 か月以上の海外留学、単位修得を伴う海外留学、大学間交流協定に基づく海外留学、海外インターンシップ等）の実績も充実しつつある。

基準Ｂ．地域連携活動

B－1．地域連携活動に基づいた包括連携協定

B-1-①　包括連携協定への経緯

B-1-②　地域連携活動

【概評】

大学 COC 事業の採択をきっかけに、地域の習志野市と包括的な連携協定を締結した。締結市町数は増加し、現在までに千葉県内 15 市町となっている。包括的な連携協定を締結した自治体の各種審議会に委員として参画するなど、県内でも数少ない理工系大学である特性を生かした取組みを行っている。また、「理科の楽しさ」を伝える模擬授業や、最先端の技術に触れる機会としての講演会、「サイエンス教室」などの授業を行うなど、小中学校での模擬授業の実施、最先端技術の体験講座を行っている。

台風被害に対する物的支援や復旧支援では、多くの教員や学生が参加し、大学全体で市政に協力するなど、学生と地域住民とのフィールドワークとしての各種プロジェクトでの課題取組み等を含め、建学の精神を踏まえた教育を実践している。今後も、知の集積機能を果たすために継続していく予定である。災害等の学外でのボランティア活動における学生や教職員への事前事後教育（安全〈行動〉教育・指導マニュアル等）も適正に行っている。

包括的な連携協定の締結は、経済的支援が目的ではないが、市が補助金等を予算化し取組んでいる南房総市の「産学協働地域活力創造事業」や、いすみ市の「いすみ市大学生等連携地域活性化事業」を継続して実施するなど地域に根差した活動を積極的に行っている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 理事長・学長のリーダーシップ

本学の特記すべき点として、理事長と学長の連携によるガバナンスが挙げられる。理事長は、教職員が一体となって大学の発展に寄与できるよう、法人のトップとしてリーダーシップを発揮している。特に、大学のブランディング強化策には自ら陣頭指揮をとり、最先端の研究拠点として 6 つの大学附置研究機関の設立を実現させ、東京スカイツリータウン®キャンパスの開設に際してもその手腕を発揮している。学長は、教育・研究活動の最高責任者として学部長会での審議をはじめ教学上の決定を統括し、教育の質的向上のための具体的方針を示すことで改革を先導している。

理事長と学長の強いリーダーシップのもと、教職協働で改革を進めたことにより、入学試験志願者が増加し続けている。格付調査では全国的な知名度、ブランド力が上昇しており、財務構成も継続的に良好と評価されている。また、将来の 18 歳人口の減少を見据えた、経営のスリム化、中期計画に基づいた経営資源の有効な配分を進めており、この実現のための教職協働のコミュニケーションマネジメントが円滑に機能している。

2. 学修成果の可視化による教育の質的向上

本学では、「三つのポリシー」に基づいた内部質保証の実現のため、教職協働の PDCA サイクルを確立している。特に教育プログラムレベルでは「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」を記載した「DP・CP カード」を全学生に配布し、ガイダンスや「履修ガイド」等で周知している。各学科の学生から構成される「学生 FD 委員会」により、授業アンケートだけでは計り得ないプログラムレベルの改善点を聴取し、学生の意見を反映させた教育の質的向上に取り組んでいる。更に、学修成果の可視化の試みとして、全学科で

DP・CP と各科目の関連付けを行い、当該科目で学修すべきキーワードを明確にした。これに各科目での評価を加えることで学修成果を可視化する。これに、機関及び教育課程レベルのアセスメント・ポリシーに基づいた指標を加え、学修ポートフォリオを作成することで、きめ細かな学生サポートを実現する。

3. 教職協働によるキャリアサポート

本学の就職支援は就職課と各学科のクラス担任が中心となり、必要に応じて組織の枠組みを超えた柔軟な教職協働体制で学生一人ひとりに対してきめ細かいサポートを行っている。多様な入試種別による様々なバックグラウンドを持った学生に対応するため、入学前には学科教員・入試広報課・教務課が協働して入学準備プログラムを実施し、キャリア意識の醸成を早い段階で行っている。「キャリアデザイン」科目を必修科目として開講し、専門特別講義として外部講師を招聘するなど、社会の要請に合った学修をサポートしている。就職活動中はヒアリングシートを作成して学生個々の状況を把握している。未内定や未活動の学生をいち早く把握し、就職課に来室できない学生に対して研究室訪問を行うなど担当教員と職員が連携しやすい仕組みを構築している。また、ストレスを抱えた学生には学生課、教務課、「学生相談室」が迅速に対応している。社会からの信頼に応えるため、同窓会や「PPA 活動」を通じて大学に求められる人材像を収集している。こうした支援により、就職活動において孤立する学生を未然に防ぐことが内定率の維持・向上に繋がっている。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 17(1942)年度
所在地　　千葉県習志野市津田沼 2-17-1
　　千葉県習志野市芝園 2-1-1
　　東京都墨田区押上 1-1-2 東京スカイツリータウン® 8 階

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
工学部	機械工学科　機械電子創成工学科　先端材料工学科　電気電子工学科 情報通信システム工学科　応用化学科　機械サイエンス学科※ 電気電子情報工学科※　生命環境科学科※　建築都市環境学科※ デザイン科学科※　未来ロボティクス学科※
創造工学部	建築学科　都市環境工学科　デザイン科学科
先進工学部	未来ロボティクス学科　生命科学科　知能メディア工学科
情報科学部	情報工学科　情報ネットワーク学科
社会システム科学部	経営情報科学科　プロジェクトマネジメント学科 金融・経営リスク科学科

工学研究科	機械工学専攻　機械電子創成工学専攻　先端材料工学専攻 電気電子工学専攻　情報通信システム工学専攻　応用化学専攻 工学専攻　機械サイエンス専攻※　電気電子情報工学専攻※ 生命環境科学専攻※　建築都市環境学専攻※　デザイン科学専攻※ 未来ロボティクス専攻※
創造工学研究科	建築学専攻　都市環境工学専攻　デザイン科学専攻
先進工学研究科	未来ロボティクス専攻　生命科学専攻　知能メディア工学専攻
情報科学研究科	情報科学専攻
社会システム科学研究科	マネジメント工学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
9 月 14 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 28 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 12 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 5 日 ～11 月 6 日	実地調査の実施　　11 月 5 日　第 2 回評価員会議開催 11 月 6 日　第 3・4 回評価員会議開催
12 月 7 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 22 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

23 帝京科学大学

Ⅰ　評価結果

【判定】
評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命・目的は、学則第 1 条に記載されている目的に加えて、建学の精神及び大学の基本理念として、具体的かつ簡潔に定められている。各学部・学科や大学院の研究科・専攻の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的も適切に文章化されている。

社会動向や受験生のニーズに伴う変化に対応して、建学の精神や大学の基本理念の見直しをしている。平成 22(2010)年に「いのちをまなぶキャンパス」という統一イメージを定め、使命・目的とともにさまざまな方法で学内外に周知されている。

大学は、使命・目的及び教育目的を達成するために、2 キャンパスに 3 学部 13 学科 2 研究科の教育研究組織を設置するとともに、総合教育センターや医学教育センターなど教育研究をサポートする機関を整備している。

「基準２．学生」について

建学の精神及び大学の基本理念を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、多様な方法で入学者選抜をしており、入学者数も適切に管理されている。

学長や教務部長、事務局長等が構成員である「部局長会」が中心となり、学生支援の方針・計画を立案し、それらを実施・推進する体制が構築されている。助言教員制度や総合学生支援センターを利用して学生面談をするなど、学修支援や学生生活安定のための支援を行っている。学生の意見・要望は、各種アンケートの実施や学生意見箱の設置により把握し、その活用に努めている。

キャリア支援のための授業科目を用意し、小冊子を配付するなど、入学時から就職内定までのキャリア支援の充実が図られている。また、動物病院や接骨院など、学生の実習・実践の場も用意している。

〈優れた点〉

○キャンパス内に大学附属の接骨院や動物病院、保育園を整備し、学生の専門的・実践的な実習施設として活用している点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

シラバスやカリキュラムマップを通して、教育課程とディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの関連性を明確化・体系化する取組みを行っている。また、学期ごとに「最低必要単位」を定め、これを満たしていない学生に学修指導を行っている。

学修成果は、各種アンケートや資格取得状況等で把握し、点検・評価を行っている。

シラバスに「能動的な学び」について記載する取組みも進められており、研修会等のFD(Faculty Development)活動と併せて教授法の改善が図られている。

「基準４．教員・職員」について

「部局長会」や「学長室企画運営会議」などを通して、大学の意思決定や教学マネジメントにおいて、学長がリーダーシップを発揮する体制を整えている。大学と大学院にそれぞれ FD 委員会を置き、授業改善、学生支援、教員の資質向上を図っている。

段階的なマネジメント力の養成と大学職員全般に求められる専門力の向上という二つの要素を研修テーマとする「人材育成トータル・プログラム」を設定し、職員の資質・能力向上に取組んでいる。職員には半期ごとの人事評価を実施し、評価結果のフィードバックも実施している。

「総務課研究支援係」や「研究推進委員会」を設置し、研究活動の質向上と競争的資金・外部資金の獲得に向けた研究支援体制の強化と研究倫理の遵守を図っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

環境安全や人権等の組織倫理に関する規則を定め適切に運用しているとともに、大学が社会的責任を果たすために「帝京科学大学行動指針」を制定している。

理事会を補助するために財務理事会を置き、予算作成の基本方針等を審議している。また、理事長が学長を兼ねており、法人の意思決定を円滑に大学運営へ反映する体制ができている。

「学校法人帝京科学大学中期財務計画（令和 2 年度～令和 6 年度)」に基づいて、財務運営が行われており、安定的に学生を確保している。会計処理も、学校法人会計基準及び大学の各種規則に基づき、適切に行っている。

「基準６．内部質保証」について

平成 29(2017)年度に「内部質保証に関する方針」を定め、これに従って「自己点検・評価委員会」に「総括委員会」や部会を設置して、自己点検・評価を行っている。作成した自己点検評価書は、学内で共有するとともにホームページに公開している。平成27(2015)年に設置した教学インスティテューショナル・リサーチ室には専任職員も配置し、より客観的なエビデンスに基づいた自己点検・評価を目指している。大学は、一部で外部の視点も取入れて、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の一貫性や整合性等の検証・見直しを進めているところであり、今後の成果に期待する。

〈優れた点〉

○平成 30(2018)年から「TUS-UP　帝京科学大学自己点検・評価ニューズレター」を発行し、大学での自己点検・評価の状況や教学マネジメント指針などの高等教育における話題等について情報提供・共有を図っていることは評価できる。

総じて、大学は「いのちをまなぶキャンパス」の統一イメージで個性・特色を表現し、建学の精神や大学の基本理念に基づいた研究・教育に取組んでいる。新しく構築した内部質保証体制のもとでの自己点検・評価のシステムが機能して、適切な教育・研究や大学運営が行われている。地域連携活動は活発であり、コロナ禍の中での新たな連携も模索しており、今後に期待する。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会との共創」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. フィールドミュージアム　OPEN AIR LAB

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的は、学則第 1 条に記載されている目的に加えて、建学の精神及び大学の基本理念として、具体的かつ簡潔に定められている。各学部・学科や大学院の研究科・専攻の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的も「帝京科学大学各学部及び各学科の目的に関する規則」等に具体的かつ簡潔に文章化されている。

大学は、学部の設置等を機に、社会動向や受験生のニーズに伴う変化に対応して建学の精神や大学の基本理念を見直している。また、平成 22(2010)年に「いのちをまなぶキャンパス」という統一イメージを定め、建学の精神及び大学の基本理念で示している大学の個性・特色を分かりやすく表現する工夫を行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
大学の使命・目的及び教育目的は、教授会・部局長会等、学内で議論され、理事会・評議員会で承認するプロセスを経て改正されており、役員、教職員の理解と支持が得られている。また、これらは、大学案内やホームページ、学生便覧等さまざまな媒体で学内外に周知されている。

大学は、使命・目的及び教育目的を反映させ、「教育」「学生支援」「地域社会との共創」など七つの領域を設定して、「学校法人帝京科学大学中期目標・計画（2017 年度～2021 年度)」を作成し、自己点検・評価・改善を行っている。

大学の使命・目的に沿って、二つのキャンパスに 3 学部 13 学科 2 研究科の教育研究組織を設置するとともに、それぞれに三つのポリシーを定めている。また、「総合教育センター」や「医学教育センター」「地域連携推進センター」などの教育研究活動をサポートする機関も整備している。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ
2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
建学の精神及び大学の基本理念を踏まえた教育目的を定め、学部・学科、専攻単位でアドミッション・ポリシーが策定されている。アドミッション・ポリシーは、ホームページ、大学案内、入学試験要項などの各種媒体やオープンキャンパス、入試説明会、進路ガイダンスなどの機会を通して社会に公表されている。

入学者の選抜は、アドミッション・ポリシーに基づき、筆記試験や面談など多様な方法で行われており、学長を委員長とする入学試験委員会と入試・広報課が連携して運営がな

されている。入学試験問題は、学長から任命された出題委員が作成している。アドミッション･ポリシーに沿った入学者受入れについては､｢三つの方針検証専門部会｣が設置され、各ポリシーとの一貫性・整合性等の検証が行われている。

各学科の入学者数は、適切に管理されており、大学全体として収容定員は満たされている。

2－2. 学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

「帝京科学大学学生支援に関する方針」を定め、修学・学生生活・キャリア形成などの支援を受けることができる環境が整えられている。学長や教務部長、事務局長等が構成員である「部局長会」が中心となり、学修支援の方針・計画を立案し、それらを実施・推進する教職協働の体制が構築されている。

障がいのある学生に対して、「総合学生支援センター」が学科と連携して支援している。

兼任教員を含む各教員のオフィスアワーを設定し、教務管理システムを活用して、学生に周知している。

TA・SA(Student Assistant)が、関連する制度に基づいて、各学科における実習や演習等の授業支援を行っている。また、FD 委員会で「退学者等減少のための PDCA サイクル」を継続的に実施している。助言教員制度や学生面談による学修支援や経済支援策などを講じ、中途退学者、休学者及び留年者の減少を図る取組みがされている。

2－3. キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

各学部・学科の代表者と「キャリア支援センター」を含む職員によって「就職戦略委員会」を設置し、学生の社会的・職業的自立を促すための活動が行われている。キャリア支援として、キャリア関係の科目を中心とした「キャリア教育プログラム」、就職に必要なノウハウを提供する「キャリア支援プログラム」を実施している。「キャリア教育プログラム」では、入学時から就職内定に至るまで、学年ごとにプログラムを設け、実施している。「キャリア支援プログラム」では、インターンシップの支援、キャリアカウンセラーによる個人面談等を行っており、キャリア支援センターだけでなく、ゼミナールにおける就職・進

路指導も行っている。また、新入生には「帝京科学大学キャリア入門編」、3 年生には「キャリアガイドブック」という小冊子を配付し、入学時から就職内定に至るまでのキャリア教育の充実が図られている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

教務課や東京西事務室、助言教員等が窓口となり、経済面、課外活動、心身の健康保持・増進、学生生活全般の支援を行っている。また、学生サービス及び厚生補導など、教育と学生に関する事項を所掌としている教務・学生委員会を設置している。

大学独自の学生奨学金については、「帝京科学大学奨学金制度」「帝京科学大学特待生制度」等を設けている。

課外活動の支援は、学生係が担当し、課外活動団体の設立に当たり顧問教員を定め、相談及び助言・指導が行われている。

学生の心身に関する健康保持・増進支援は、「総合学生支援センター」が窓口となり、学生相談室での面談や障がいのある学生への支援など、適切な対応がなされている。「総合学生支援センター」は、学生支援組織として設立されており、学生相談室を所管し、カウンセリングの専門家が心理的援助を行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地・校舎は、千住キャンパス・東京西キャンパスとも設置基準上必要な面積を満たしている。各校地には、教育目的を達成するための校舎、図書室、運動場、体育館、実習施設等が整備されており、授業、課外活動、クラブ活動等に使用されている。

図書館は、キャンパスごとに図書、学術雑誌の蔵書数規模に違いがあるものの、同一のシステムにより運用されており、学生が利用しやすい開館時間が設定されている。両キャンパスの全教室、研究室から学内 LAN 及びインターネットへ接続出来るようになっている。また、校舎入口にスロープの設置、車椅子対応トイレの設置等バリアフリー化につい

ても対応が図られている。

教育効果を高められるように、指定規則に基づき演習、実習等は少人数制とし、履修者数が多い科目については、クラスを追加する配慮がなされている。

〈優れた点〉

○キャンパス内に大学附属の接骨院や動物病院、保育園を整備し、学生の専門的・実践的な実習施設として活用している点は評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「授業改善アンケート」「大学生活に関する困りごと調査」「令和元年度学生生活満足度調査」「2019 年度学修状況実態調査」「図書館利用者アンケート」を実施するとともに、結果内容を分析して、各アンケートの関係部門・会議体を通じて、更なる改善検討や進め方の見直し等を進めている。「授業改善アンケート」は、全学共通設問に加え、教員独自の設問を設定し、教員の授業に対する特別な取組みについての評価を可能とし、改善が図られている。

学生の学修支援及び学生生活、施設に関する学生の意見・要望は、教務課窓口、学生意見箱に寄せられている。学生意見箱の意見は定期的に回収され、緊急的な案件については早急に対応し、改善が図られている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学全体及び全学部・学科、大学院全体及び全研究科・専攻において、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーが定められており、それらはホームページで公表されるとともに、学生便覧に記載されている。

学期ごとに「最低必要単位」を定め、これを満たしていない学生には学修指導を行っている。

学位の授与、卒業、修了の要件については、学則及び大学院学則「帝京科学大学学位規程」において定められ、その詳細は学生便覧に記載されている。また、大学院の各研究科においては、それぞれの「研究科学位審査取扱要項」が定められ、公表されている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、大学全体及び全学部・学科、大学院全体及び全研究科・専攻において、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を持ったカリキュラム・ポリシーが定められ、学生便覧、ホームページで周知されている。また、学科別にカリキュラム・ポリシーに即した教育課程が編成されるとともに、シラバスやカリキュラムマップを利用して、教育課程の体系性を示す工夫をしている。

総合教育センターにおいて、共通科目である教養科目が開講されており、各学科の教育課程に適切に取入れられている。

令和 2(2020)年度シラバスから、「能動的な学び」の項目が設定され、アクティブ・ラーニングの導入・取組みが促されている。また、教授法の改善を図るための組織体制を整備し、研修会や講演会が年間を通して複数回開催されている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価として、「学修状況実態調査」「資格取得状況・就職状況調査」「卒業生に関する就職先アンケート」「成績の分布の可視化」「卒業生アンケート」等が実施され、学修成果の明示化が図られるとともに、各委員会で適切な点検・評価が行われている。

これらの学修成果に関する調査結果は、当該分野を所掌する委員会、各学科、コース会議等で取りまとめられ、教育内容・方法及び学修指導の改善のためにフィードバックされ、教育内容・方法等の改善に活用されている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するため、副学長一人及び学長補佐二人を配置し、組織上の位置付けと役割を明確にしている。大学の意思決定の権限と責任については、教授会の組織上の位置付けを明らかにした上で、「部局長会」において管理・教学に関する重要事項を審議している。

学長は、教学マネジメントを構築し、大学運営上の諸問題に総合的、機動的更に戦略的に対応するため、「学長室企画運営会議」を週 1 回開催し、関係部局職員を参画させて大学運営上の重要な課題に係る情報共有、連絡調整、新たな課題や緊急的な課題への対応方針の検討などを行っている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準、指定規則上の教員数、教職課程における必要専任教員数を満たしており、教員の採用に関しては、規則を定め、ホームページを活用して公募を実施することにより、適正な運用に努めている。昇任等についても規則を定めて、適切に運用している。FD をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発の効果的実施に関しては、大学と大学院にそれぞれ FD 委員会を置き、授業改善、学生支援、教員資質の向上の三つのワーキンググループによって活動している。その結果を必要に応じて「学長室企画運営会議」で報告するなどの対応により、組織的な実施のための PDCA サイクルを実現している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

総合的な大学の管理運営及び教育研究支援を担える人材の育成と教職協働体制の構築を目的とする「人材育成トータル・プログラム」を設定しており、段階的なマネジメント力の養成と大学職員全般に求められる専門力の向上という二つの要素を研修テーマとしている。具体的には、マネジメント力養成の観点からビジネスマナー研修、ロジカルシンキング研修、中堅職員マネジメント研修、中堅教職員コミュニケーション研修、ハラスメント防止研修を実施し、専門力の向上の観点から教職員合同コンプライアンス研修を実施している。一連の研修には、教員の参加も積極的に促し、その見直しも行っている。学外研修は、育成方針にのっとり実施している。

職員には半期ごとの人事評価を実施し、各職員にその結果のフィードバックも行っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

平成 30(2018)年度より、研究支援体制の充実として、総務課研究支援係及び研究推進委員会を設置し、研究活動の質向上と競争的資金や外部資金の獲得に向けた研究支援体制の強化と研究倫理遵守に関する全学的な意識浸透を進めている。

両キャンパスの研究室を助教以上の専任教員に割当てるなど、十分な数の教員室・研究室・実験実習室を有しており、研究活動を行う環境を整えている。また、研究支援情報をホームページの研究活動支援サイトに集約し、迅速な情報提供に努めている。

研究倫理に関する規則を整備し、研究倫理教育の受講義務付けや科学研究費助成事業公募説明会を開催し、科学研究費助成事業採択率の向上支援や外部資金獲得に努めるとともに、不正防止の周知・徹底を図っている。研究活動の資源配分は、「研究費及び研究旅費運用方法」にその取扱いを定め、適切に運用している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

組織倫理に関しては、規則に則して適切に運用しており、ステークホルダーからの信頼を得て大学としての社会的な責任を果たすため、令和 2(2020)年度に「帝京科学大学行動指針」を制定している。学校教育法施行規則第 172 条の 2、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づく情報公開、財務情報に関する情報開示も適切に実施している。

環境保全については、「環境マネジメントシステム」を構築し、学長のもとで環境方針及び全学の目的・目標を定め、各学科や各課の環境に関する法令遵守状況等調査を毎月実施の上、「環境報告書」（年 1 回）で公表している。人権については、ハラスメント防止及びハラスメント行為に対する措置を定めて実施し、人権問題への啓発に取組んでいる。危機管理に関しては、「帝京科学大学危機管理基本マニュアル」に基づき、今般の新型コロナウイルス対応についても適切に対処しており、恒常的取組みとして毎年職員を中心とした防災訓練を実施している。

5－2. 理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会において監事出席の上で、事業報告及び決算、事業計画と補正予算、寄附行為の一部変更、各事業体の各種規則の制定・改廃、中期目標・中期計画、役員報酬等の支給基準、学則の一部修正等を、法令改正等を踏まえて審議している。理事会への理事の出席状況は概ね良好であり、理事会の運営は適切に行われている。

財務理事会は、財務基盤の確立を念頭に予算作成の基本方針や予算執行の管理状況等について審議し、決算報告、補正予算説明、財務分析結果説明、資産運用規程説明等を行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長が学長を兼ねていることから、法人の意思決定を円滑に大学運営へ反映する体制となっている。「部局長会」が機能しており、管理運営及び教学に関する重要事項の審議とその円滑な運営を図っている。教職員の提案などをくみ上げる仕組みについては、理事長が東京西キャンパス、千住キャンパスでそれぞれ週 1 回決裁する際に、職員と意見交換を実施し、具体的な提案を「学長室企画運営会議」において検討している。

理事及び評議員の選任、評議員会への諮問事項に関してもそれぞれ規則で明文化し、適切に機能している。監事は法人の業務及び財産の状況を監査するため、毎月大学で実施状況報告を受け、実施状況の確認と指導を行うとともに、理事会及び評議員会に常に出席し決算に関する監査報告等を行い、必要な指導・助言をしている。平成 30(2018)年 4 月に監査室を設置し、法人の諸活動の調査と確認を実施している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

評議員会・理事会の承認を経て、「学校法人帝京科学大学中期財務計画（令和 2 年度～

令和 6 年度)」が策定され、事業計画に基づく当初予算と毎年度 2 回の補正予算による適切な財務運営を行っている。

安定した入学者数の確保が図られており、経常収支差額は収入超過であるとともに事業活動収支は黒字を計上している。財務基盤は安定しており、収入と支出のバランスも保たれている。また、「補助金の不正防止のための説明会」「科学研究費助成事業公募の説明会」を学内で開催して、外部資金・競争的資金の獲得に努めている。

5－5. 会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準及び「学校法人帝京科学大学経理規程」「学校法人帝京科学大学固定資産管理規程」「学校法人帝京科学大学資産運用規程」に基づき会計処理を適切に実施している。私立学校法第 37 条第 3 項及び寄附行為第 7 条に基づき監事監査を実施しており、監査報告書もホームページに開示している。

平成 30(2018)年度決算の第 2 号基本金引当特定繰入支出、第 3 号基本金引当特定繰入支出において予算と執行額に大幅なかい離が生じていたが、令和 2(2020)年度からは補正予算の適切な編成及び運営と資産運用規程の整備と運用により、大幅なかい離そのものを発生させない対応が図られている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

平成 29(2017)年度に「内部質保証に関する方針」を定め、これに従って、学長を委員長とした「自己点検・評価委員会」に「総括委員会」や部会を設置するなど、自己点検・評価体制を再構築して、自己点検・評価及び改革・改善に努めている。「総括委員会」では副学長を委員長として、そのもとに自己点検・評価活動の実施主体となる組織として四つの

部会を設け、各種委員会や教学インスティテューショナル・リサーチ室等と連携して自己点検・評価・改善を行っており、内部質保証のための責任体制を明確にしている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、平成 6(1994)年から自己点検・評価委員会のもと、自己点検・評価活動を継続して実施している。平成 30(2018)年度からは再構築された自己点検・評価体制のもと、自己点検・評価委員会に設置された部会を中心に、日本高等教育評価機構の基準をもとにした自己点検・評価シートを用いて、自主的・自律的に自己点検・評価活動を行っている。作成した自己点検評価書は、学内で共有するとともにホームページに公開している。

教学インスティテューショナル・リサーチ室を平成 27(2015)年に設置しており、令和元(2019)年度からは専任職員も配置して活動している。令和元(2019)年度に行った学生の成績や退学傾向及び卒業時アンケート結果の分析については、自己点検・評価委員長へ報告するとともに、教職員へ周知し、「帝京科学大学 IR 報告書 2019」としてホームページでも公表している。

〈優れた点〉

○平成 30(2018)年から「TUS-UP　帝京科学大学自己点検・評価ニューズレター」を発行し、大学での自己点検・評価の状況や教学マネジメント指針などの高等教育における話題等について情報提供・共有を図っていることは評価できる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

平成 30(2018)年度の自己点検・評価活動で明らかになった改善事項や努力事項を中期目標・計画に反映させ、翌年度にその改善状況を自己点検するなど、学部等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みが機能して、教育の改善・向上が図られている。

日本実験動物学会による「動物実験に関する外部検証事業」による評価の結果に基づいて規則の改正をするなど、外部の評価に基づいた改善も行われており、大学運営の改善・

向上のための内部質保証の仕組みが機能している。

「自己点検・評価委員会」に設置された「三つの方針検証専門部会」では、一部で外部の視点も取入れて三つのポリシーの一貫性・整合性等の検証・見直しを進めており、三つのポリシーを起点とした内部質保証への取組みとして今後の成果に期待する。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域社会との共創

A－1．方針の明確化と体制整備

A-1-①　方針の明確化

A-1-②　体制の整備

A-1-③　情報発信

A－2．地域連携活動の取組

A-2-①　学生による地域連携活動

A-2-②　教職員による地域連携活動

A－3．地域社会との共創

A-3-①　地域社会との共創の成果

【概評】

「学校法人帝京科学大学中期目標・計画（2017 年度～2021 年度）」において「Ⅴ　地域社会との共創」を掲げ、その方針を明確化するとともに、この目標・方針の実現のために、「地域連携推進センター」を設置している。当センターでは、ミッション・ステートメント及び短期目標を策定し、「教育推進」「研究推進」「社会貢献」の 3 分野における事業展開のための全学的な体制が組まれている。また、年度ごとの地域連携活動に係る研究や実践の成果を「『地域連携研究』帝京科学大学地域連携推進センター年報」において発信するとともに、情報誌「帝京科学大学通信」を年 1 回発行し、ホームページにおいても、地域連携活動を随時紹介している。

地域連携推進センターにおいて、地域連携活動に積極的に取組む学生諸団体及び教職員に対して助成金による経済的支援を実施しており、この助成金により、学生・教職員による地域連携活動が活発に行われている。特に、アニマルサイエンス学科を擁する大学であるため、動物を介在させた活動が盛んである。

教員や学生が学外の団体等と協力し､新たな価値を生み出していくプロセスや成果を｢地域社会との共創 Co-Creation」と位置付け、動物園研究部による動物園スタッフ・トレーニングや動物介在教育部による千住キャンパスが位置する東京都足立区内の児童養護施設児童を対象とした体験学習、フィールドミュージアム「OPEN AIR LAB」の取組みや地域活性化イベント「桂川フェスティバル」等、大学と地域との「共創」による成果が生み出されている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. フィールドミュージアム　OPEN AIR LAB

OPEN AIR LAB は、「建学の精神」の一部である「自然との共生」を理念とし、本学東京西キャンパスを中心に展開するフィールドミュージアムである。平成 28(2016)～29(2017)年度に学内研究支援制度を利用して構想され、平成 30（2018）年度より活動を開始した。東京西キャンパスは、富士山を源流とする桂川／相模川の上流に位置し、周囲を豊かな山域に囲まれている。フィールドミュージアムは何よりもまずこの恵まれた環境を生かすために構想された。しかし、理念で言う「自然」は、このような我々を取り巻く「外なる自然」だけではなく、我々自身の感情、病気、成長／老いといった「内なる自然」も含むものである。人類は科学によって「自然」を「支配」しようとし、その結果として「外なる自然」と「内なる自然」の両方から反撃を受けているように思われる。我々はそのような反省に立ち、自然に寄りそった新しい科学のあり方を地域市民とともに探求していきたいと考えている。日本では大都市への人口集中による地方文化の衰退、ひいては日本全体の生産性と創造性の衰退が懸念されている。一つの希望は、物質あるいは経済的豊かさだけではなく、精神的安心や満足を重視するという価値観の変化が、新しい世代に生じているように思われることである。OPEN AIR LAB は、多様な情報発信と地域ネットワーク創発の機会を作り、いわゆる「田舎」で暮らしたいと考える若い世代の人々を支援していく。
平成 30（2018）年度に OPEN AIR LAB を象徴する空間の「ブリコラ」が完成した。その名前は人類の根源的知性を示すためレヴィ=ストロースが用いた「ブリコラージュ」からとられた。それは目の前にあるものを使って問題を解決する知性であり、「エンジニアリング」に対比される。後者は最適性と合理性の徹底を特徴とし、その結果として技術の分業化・高度化･専門化が進むという特徴がある。それが近代の高度な文明を生み出したわけだが、これからの世代が自然に寄りそった暮らしを成り立たせていくには、「ブリコラージュ」能力の再評価が重要だと考えられる。「ブリコラ」は地域の大工や設計士の協力で作られた。地域にある大正時代の建物が取り壊された際に出た廃材を活用し、馬が入れる扉や薪ストーブなどを設置した。空間演出は，教員らが所有する標本、研究用具、書籍などを持ち寄って行った。一続きの大きな空間はコ・ワーキングフェスペースとワークショップスペースに区分され、学生の自主学習、打ち合わせ、学生によるカフェ営業、環境教育展示、研究会、実習などに使われている。令和 2(2020)年度以降の活動は特に以下に重点をおく。1) 活発な学内研究会の開催によって学内の人的資源を発掘し、新たな学生と教員によるネットワークを育てる。2) 新たな地域ネットワークの創出や都市と田舎の交流を促すため、学外と連携した公開イベントを積極的に開催する。3) キャンパス全体で自然と共にある喜びを共有するため、サインデザインやランドスケープデザインを行い「キャンパス全体がミュージアム」の実現を目指す。これからのコロナ時代、「自然との共生」を探求する意義はさらに大きくなる。社会全体で経済活動と文化活動のオンライン化が進み、都市と田舎の情報格差が小さくなるとともに、都市部への移動の必要性も減ると期待される。このことは、田舎暮らしを望む人にとって大きな後押しとなるにちがいない。OPEN AIR LAB が果たすべき役割はさらに大きくなったと思われる。ブリコラでは、オンライン映画会／読書会／研究会など、情報技術を生かした新たな活動も企画している。積極的に新たな価値を発

信し、「自然との共生」の探究に貢献したい。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 2(1990)年度
所在地　　東京都足立区千住桜木 2-2-1
　　山梨県上野原市八ツ沢 2525

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
生命環境学部	生命科学科　自然環境学科　アニマルサイエンス学科
医療科学部	理学療法学科　作業療法学科　柔道整復学科　東京理学療法学科 東京柔道整復学科　看護学科　医療福祉学科
教育人間科学部	こども学科　児童教育学科※　幼児保育学科　学校教育学科
理工学研究科	バイオサイエンス専攻　環境マテリアル専攻　メディア情報システム専攻 アニマルサイエンス専攻　先端科学技術専攻
医療科学研究科	総合リハビリテーション学専攻　柔道整復学健康ケア専攻 看護学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
9 月 14 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 29 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 13 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 5 日	実地調査の実施　　11 月 5 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 6 日	11 月 6 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 30 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 21 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

24 東京造形大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命及び目的は、具体的かつ簡潔に明文化されている。日本で初めて大学名に「造形」という言葉を冠した大学として、この一語に創立者の教育思想が集約され、大学の個性が表現されている。「専門性」「総合性」「社会性」の三つの視点を教育研究の基軸とし、これを大学の個性・特色として位置付けている。

使命・目的及び教育目的の策定・改定に当たって、教員は教授会及び研究科委員会での審議において関与・参画し、各職員には役職者からその意味・内容が伝えられている。使命・目的及び教育目的は、学内グループウェア、「キャンパスガイド」や「学生生活手帳」、ホームページ等により学内外に周知が図られている。「中期ビジョン 2020」及び「中期実行計画 2020」の策定に当たっては、大学の使命・目的及び教育目的を踏まえた重点課題の確認が行われている。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーは、学則等に明示された学科の目的に則して、学科ごとに明確に定められ公表されている。造形学部及び造形研究科造形専攻（修士課程）について入学定員を確保している。TA(Teaching Assistant)・SA(Student Assistant)は演習及び実習を行う授業を対象に適切に活用されている。経済面での学生支援として各種奨学金制度が提供されている。

学生が主体的に活動できる「CS-Lab」があり、付属の美術館やギャラリーなどを学生も利用することができる。学生による選書ツアーが年 2 回開催されている。工作機械の使用による事故防止の観点から、技術職員による定期的な安全講習を実施するとともに、安全確保のための対策が随時実施されている。学修支援については、教員オフィスアワーと学長オフィスアワーが実施されているほか、学生自治会から要望を聴く機会が設けられている。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、周知している。単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準は適切に定められ、厳正に適用されている。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーと一貫性のあるものとして、教育目的を踏まえて定められている。学生が卒業までに身に付けるべき五つの資質・能力と授業科目との関係をカリキュラム・マップとして示し、シラバスの作成や履修登録単位数の上限を設けるなど、体系

的な教育課程が編成され適切に実施されている。学部の授業科目ごとに学生による授業評価アンケートを実施し、教育目的の達成状況について点検・評価を行っている。アンケート結果は担当教員にフィードバックされ、授業改善を促している。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として、副学長、学部長を含む教学部門の主要会議体の長から構成される運営協議会が置かれている。教授会のもとに教育運営会議及び教育課程に即した会議体が階層的に設置され、責任体制が明確化された教学マネジメントが構築されている。教員の採用、昇格及び採用手続きに関する規則を整備し適切に運用している。FD(Faculty Development)活動は組織的・計画的に実施されている。職員に学内外の研修への参加を推進し、職員の資質・能力向上に取組んでいる。教育研究助成金の配分のほか、1 年を上限とした「特別研修制度」を設けるなど、専任教員の学術・研究活動を推進している。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人及び大学は、「学校法人桑沢学園寄附行為」に基づき、諸規則を整備し遵守することで経営の規律と誠実性の維持に努めている。環境保全、人権及び安全管理についての規則が整備され、管理運営組織が設置されている。財務情報は、ホームページにおいて適切に公開されている。法人及び大学における常務の執行に関する管理運営及び意思決定を迅速に行うため常務会を設置し、理事会議案の事前審議や重要事案の審議を行っている。理事の選任は寄附行為に則して、規則どおり運用されている。

事業活動収支計算書関係比率はいずれも良好な水準であり、収支のバランスを確保している。貸借対照表関係比率も良好な水準になっており、安定した財務基盤が確立されている。資産の実際の運用において、資産運用に関する規則が遵守されていない点は改善が必要である。会計処理は、学校法人会計基準に基づき適正に行われている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証に関する考え方がホームページに示されており、内部質保証のための組織として運営協議会が設置され、教育・研究水準の維持向上に努めている。内部質保証に関する全学的な方針の明示化並びに恒常的な組織体制の整備及び責任体制の明確化について、更なる整備が望まれる。自主的・自律的な自己点検・評価がほぼ定期的に実施され、その結果は、自己点検・評価報告書として学内で共有され、社会に公表されている。「中期実行計画 2020」に示された教育改革の中長期計画に従って、教職協働により、教育の質の改善・向上に努めている。自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえ、大学運営の改善・向上に努めている。

総じて、法人及び大学の運営は適切に行われており、安定した財務基盤が確立されている。「造形」という言葉を冠した大学、ここに大学の個性が表現されている。これに加え、「専門性」「総合性」「社会性」の三つの視点を教育研究の基軸とし、これを大学の個性・特色としている。大学の使命・目的、教育目的を踏まえ、三つのポリシー（ディプロマ・

ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、一貫性のあるものとして定められている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会連携と社会発信」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命及び目的は、具体的かつ簡潔に明文化されている。日本で初めて大学名に「造形」という言葉を冠した大学として、この一語に創立者の教育思想が集約され、大学の個性が表現されている。「専門性」「総合性」「社会性」の三つの視点を教育研究の基軸とし、これを大学の個性・特色として位置付けている。平成 24(2012)年度には、これまで建学の精神、大学の基本理念として表してきた内容を、「社会をつくり出す創造的な造形活動の探究と実践」という一文に凝縮し、平成 29(2017)年度には、大学の使命とともに「東京造形大学 建学の精神及び使命に関する規程」において明文化している。教育目的は、大学の使命及び目的に基づいて人材の養成に関する目的、教育研究上の目的として明示されている。平成 28(2016)年に博士後期課程を設置した際に、研究科の人材の養成に関する目的と教育研究上の目的の見直しが行われている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定・改定に当たって、教員は教授会及び研究科委員会での審議において関与・参画し、職員には役職者からその意味・内容が伝えられている。役員には、学長から常務会及び理事会に報告され承認を得ている。使命・目的及び教育目的は、学内グループウェア、「キャンパスガイド」や「学生生活手帳」、ホームページ等により学内外に周知が図られている。「中期ビジョン 2020」及び「中期実行計画 2020」の策定に当たっては、大学の使命・目的及び教育目的を踏まえた重点課題の確認が行われている。学部の各学科、大学院修士課程及び博士後期課程において、大学及び研究科の教育上の目的に基づいて、三つのポリシーが定められている。造形学部にデザイン学科及び美術学科、大学院造形研究科にデザイン研究領域、美術研究領域及び造形教育研究領域が設置され、使命・目的及び教育目的の達成に必要な教育研究組織が整備されている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、学則等に明示された学科の目的に則して、学科ごとに明確に定められており、ホームページに公表されている。

入学者の受入れについては、アドミッション・ポリシーに則して、公正かつ適切な方法により実施されている。

造形学部の 2 学科及び造形研究科造形専攻（修士課程）ともに、年次ごとの入学定員を確保している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

実習施設の運用に対して、専門技術を有する技術職員と助手が各専攻に応じて適切に配置されており、これらの施設及び設備は適切に整備され、専攻を超えて利用できるように運営されている。

単位修得状況が芳しくない学生、連続欠席学生に対して、基準を定めて面談通知を送るなどの対応が取られている。

聴覚に障がいのある学生に対しては、学生によるノートテイカーが提供されている。

TA・SA については、演習及び実習を行う授業を対象に、それらの授業が行われる演習室･実習室を所管する工房運営課が採用計画を行い､大学院研究指導教員の推薦に基づき、学部長と研究科長の協議・調整の上で運用されている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

就職以外の進路も多いため、卒業生に対する就職先未定者が占める割合が高いが、多様な進路に対するキャリア支援に取組んでおり、卒業生に対しても対応している。

キャリア支援室にはキャリアコンサルタントの資格を持つ職員及び専門のキャリアカウンセラー2 人が配置され、日常的に学生の進路に関して、個人面談形式にて相談・助言が行われている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

適切な人数のカウンセラー（臨床心理士）と契約を結び、月曜日から土曜日まで相談室を開設し、予約制で対応している。看護師についても、9 時から 21 時までの勤務体制が確保されている。校医については、内科医だけでなく、精神科医とも契約を結んでいる。

ハラスメントの防止、健康相談とカウンセリングの提供など、心身面での学生支援体制が適切に整備されている。

「CS-Lab」における学びのための実験場として、単位授与される授業である「知の漂流

教室」が設定されており、学生の提案を取入れたルールが作られ、それにより授業が運営されている。

経済面での学生支援については、各種奨学金制度が整備されている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

10 年以内にキャンパス内に都市計画道路が整備されることを前提に、令和 2(2020)年 3 月に「キャンパス整備マスタープラン 2020」が作成されている。また、建物耐震化率は 100%になっている。

学生が主体的に活動できる「CS-Lab」があり、付属の美術館やギャラリーなども学生が利用することができる。図書館においては、学生による選書ツアーが年 2 回開催されている。

5 号館を除く全館が車椅子でのアクセスが可能になっている。また、5 号館には車いす移動用階段昇降車で入館できるように対応しており、施設・設備の利便性が確保されている。

工作機械の使用による事故防止の観点から、技術職員による定期的な安全講習を実施するとともに、安全確保のための対策が随時実施されている。

実習･演習授業は専攻単位で行われており､授業を行う学生数は適切に管理されている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援については、授業アンケートと学生生活アンケートによる学生からの意見聴取機会に加え、教員オフィスアワーと学長オフィスアワーの設定、学生自治会からの要望を聴く機会が提供されており、内容に応じて学内の各種委員会が対応する仕組みが構築され

ている。

障がいのある学生に対しては、ガイドラインに基づき、学生生活課が相談・申請を受付け、教務課と協議の上、「学修上の配慮願い」が授業担当教員に対して教務課から届けられ、授業内での学修上必要な支援が実施されている。

学修環境に関する学生の意見については、学修支援と同様の仕組みで把握している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、学部のディプロマ・ポリシーは学科ごとに、大学院研究科のディプロマ・ポリシーは課程ごとに、「東京造形大学 大学の目的に関する規程」及び「東京造形大学 大学院の目的に関する規程」に定められており、入学時に配付する「キャンパスガイド」に掲載するほか、ホームページにおいて公表し、周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準は、学則及び大学院学則に規定され、進級基準は「キャンパスガイド」に示されている。単位認定、進級認定及び卒業・修了認定は、教授会及び研究科委員会で審議され、厳正に適用されている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーと一貫性のあるものとして、学部は学科ごとに、大学院研究科は課程ごとに、教育目的を踏まえて定められており、「キャンパスガイド」に記載して、新入生オリエンテーションにおいて学生への周知を図るとともに、ホームページに公表している。学生が卒業までに身に付けるべき五つの資質・能力と授業科目との関係を、カリキュラム・マップとして示し、また、授業科目ごとのシラバスの作成や履修登録単位数の上限を 1～3 年次で設けるなど、体系的な教育課程を編成して適切に実施している。学部における教養教育として「人間形成科目」が設けられ、アクティブ・ラーニングは演習系科目において少人数教育を基盤として開学以来実践されている。教職員による授業参観や学生による授業評価アンケートを踏まえた教育改善を行うなど、FD 委員会が中心になり組織的な取組みを行っている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果は、ディプロマ・ポリシーに示す五つの能力・技能等がそれに当たるとしており、科目ごとの具体的な学修の成果は、シラバスに「到達目標」及び履修目標の項目を設けて、当該科目の履修によって得られる知識・技能として示している。

学部の授業科目ごとに学生による授業評価アンケートを実施し、教育目的の達成状況について点検・評価を行っている。アンケート結果は、担当教員にフィードバックし、必要に応じた授業改善を促している。また、年度初めに実施する在学生アンケートの結果を踏まえて、教育運営や授業内容等について、教育運営会議が検討し審議の上、改善に努めているほか、年度末には毎年の科目ごとの単位修得率を確認の上、学部長から科目担当教員へ改善を促している。

〈参考意見〉

○学修成果の点検・評価について、学修状況や資格取得状況の確認にとどまらず、卒業時の学生の意識調査や就職先企業へのアンケート調査を実施するなど、多様な取組みによる把握が望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が大学運営における最高責任者として学則に規定され、学長のリーダーシップを発揮するための補佐体制として、副学長、学部長を含む教学部門の主要会議体の長から構成される運営協議会が置かれ、「運営協議会規程」等を整備して各種課題に迅速に対応できる体制を整備している。副学長、学部長等の職責を果たす役職者の組織上の位置付け・役割と、教授会の組織上の位置付け・役割は、規則により明確になっている。教授会規程及び研究科委員会規程には、学長があらかじめ教授会等に意見を聴くことが必要な事項が定められている。

学長のもと、運営協議会、教授会及び教育運営会議と教育課程に則して階層的に会議体が設置され、責任体制が明確化された教学マネジメントが構築されている。教学マネジメントを支援する事務組織として、法人事務部及び大学事務局のもとに各業務を執行する事務部署を設置しており、指示命令、意思疎通が十分図れるよう並列構造の組織構成になっている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

学部、大学院修士課程及び博士後期課程とも、設置基準で定める必要教員数を上回っている。教員人事政策検討委員会により教員人事計画が策定され、教員の採用、昇格及び採用手続きに関する規則をはじめ、各種規則を整備し適切に運用している。

FD 委員会を設置し、教育内容・方法等の改善に努めるため授業評価アンケート、教職員による授業参観も実施している。FD 活動の実績を「FD 活動報告書」として発行するとともに、FD 活動報告書及び授業評価アンケートの結果はホームページでも公開されてお

り、FD 活動が組織的・計画的に実施されている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人桑沢学園　SD 規程」に基づき、職員に学内外の研修への参加を推進し、「東京四美大若手 SD 研修」や他大学職員との合同研修、職員間の相互理解促進を目的とした「職員ミーティング」など、多様な研修を取入れている。

また、他大学大学院の大学アドミニストレーション研究科修士課程での学修を支援しており、実際に 9 人の修了者に加え現在 2 人が就学しているなど、職員の能力・資質向上に取組んでいる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全専任教員に個人研究室が割当てられており、パソコン及び無線 LAN など研究に必要な環境を整えている。

研究倫理の遵守については、「東京造形大学 研究倫理規程」「東京造形大学 公的研究費管理規程」「東京造形大学 研究活動不正行為防止に関する細則」を整備している。

研究費については、専任教員一人当たりの額が定められ、教育研究の一層の促進を目的とした教育研究助成金を配分している。また、1 年を上限として研修に専従できる「特別研修制度」を設け、専任教員の学術・研究活動を推進している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持
5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】
基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉
法人及び大学は、高等教育機関として社会的責任を果たすため、寄附行為に基づき、学則をはじめとする諸規則を幅広く整備し遵守することで、経営の規律と誠実性の維持に努めている。
「中期ビジョン 2020」及び「中期実行計画 2020」を策定し、使命・目的の実現に向けた取組みを実践している。
環境保全、人権及び安全管理については、公益通報、危機管理、ハラスメント等に関する規則が整備され、それらに対する管理運営組織も設置している。同時に、自然環境を生かしたキャンパスの計画のもと、自然と融和したキャンパスを設計し、教育環境を整備するとともに、環境保全の重要性を学生に教授する「サステナブル科目」も開講されている。
教育情報、教員養成の公表項目及び財務情報は、ホームページにおいて適切に公開されている。

5－2. 理事会の機能
5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】
基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉
寄附行為に則して、学校法人の業務を決するため理事会を設置し、使命・目的の達成に向けた戦略的意思決定を行っている。大学における常務の執行に関する管理運営及び意思決定を迅速に行うため、常務会を設置し、理事会議案の事前審議や重要事案の審議を行っている。
理事会における理事の出席率は良好で、適宜、重要事項の審議・決定を実施している。理事会を欠席する理事には、意思表示書の提出を求め適切な運営に努めている。理事の選任も、寄附行為に則して選考委員会で推薦し、理事会で選任する理事と、評議員会において選任される理事が規定されており、両区分の理事選考について規則どおり運用されている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック
5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を図るため常務会を設置し、管理部門と教学部門が連携して法人の重要事項について検討・協議するとともに、情報の共有を図っている。また、設置校間の連携と円滑な管理運営のために、事務局長連絡会が必要に応じて開催されている。常務会の構成員は、理事長、設置校の長をはじめ法人内役職者が構成員になり、理事会における意思決定を円滑にする役割を担っている。評議員会の選任も寄附行為に則して適切に行われており、評議員の評議員会出席状況も良好である。

寄附行為に則して、2 人の監事を置き、監事の選任についても寄附行為で定められている。平成 28(2016)年度から専任人材による内部監査担当が設置され、年度ごとの内部監査計画に基づき、内部監査規則により定期的に実施され、必要に応じて臨時監査が実施されている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「中期ビジョン 2020」で示された方針にのっとり、「中期実行計画 2020」で実行項目が具体化し、事業計画において財務における具体的数値目標が示されており、第 2 号基本金、第 3 号基本金、減価償却引当資産、退職給与引当資産を計画的に組入れるなど財務運営の基盤を確立している。

人件費比率などの事業活動収支計算書関係比率がいずれも良好な水準であり、収支のバランスを確保している。その結果として、貸借対照表関係比率も良好な水準になっており、安定した財務基盤が確立されている。

〈改善を要する点〉

○法人は資産運用に関する諸規則を整備しているが、「学校法人桑沢学園 資産運用に関する取扱規程」第 7 条の(2)において、債券の発行体ごとに定められている購入限度額の上限を大幅に上回る運用をしており改善が必要である。

5－5. 会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】
基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉
会計処理は、学校法人会計基準に基づき「学校法人桑沢学園 経理規程」を定め、学校法人会計基準に準拠した経理システムを活用し適正に行われている。
会計監査人による監査が実施され、理事長と法人の経営状態、財務状態について意見交換を実施している。監事は理事会及び評議員会に出席し、法人の財務状態を把握するとともに、事務局から予算編成時及び決算時に経営状況、財務状況について報告を受けている。

〈参考意見〉
○学校法人会計基準等の法令によって求められる決算書類について、金額及び文言の記載間違いがあるので、チェック体制等を整備して正確性を担保することが望まれる。

基準 6. 内部質保証

【評価】
基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制
6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】
基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉
内部質保証に関する全学的な方針として、内部質保証に関する考え方がホームページに示されている。内部質保証を推進するための組織体制が運営協議会を中心とするものとなっているが、運営協議会規程では、運営協議会は大学の管理・運営について協議するための学長の諮問機関であり、より恒常的な組織体制及び責任体制の整備に期待したい。運営協議会では、自己点検・評価結果及び FD 活動の結果に基づく大学が取組むべき課題を共有し、関係機関への改善・向上方策の提言を行うことにより、教育運営組織や各種委員会及び事務組織との協働による教育研究活動をはじめとする諸活動の質的向上に向けた取組みにつなげる努力が行われている。法人の業務遂行が法令及び法人の諸規則を遵守し、適正かつ効率的、効果的に行われているか等について、内部監査担当を設置し、監査を行っている。

〈参考意見〉
○内部質保証を推進するための組織体制が「運営協議会」を中心とするものとなっているが、運営協議会規程では、運営協議会は大学の管理・運営について協議するための学長

の諮問機関であり、内部質保証を実効的で継続的なものとして実施していく上で、より恒常的な組織体制及び責任体制の整備に期待したい。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

平成 9(1997)年度に「自己点検・評価委員会規程」の制定後、自己点検・評価委員会を中心とした自主的・自律的な自己点検・評価がほぼ定期的に実施されている。その結果は、自己点検・評価報告書として教員及び事務局各部署に配付され、学内共有されるとともに、外部評価の結果とともにホームページを通じて社会に公表されている。日本高等教育評価機構が作成しているエビデンス集を活用し、事務局各部署が個別管理するデータを自己点検・評価報告書（データ編）に活用している。現状把握のための調査・データ収集の結果は、ホームページで公開されている。「東京造形大学 自己点検・評価報告書 2019」については、更なる改善を目的とし、全教職員に対してパブリックコメントを求め、自己点検・評価委員会で集約後、学内グループウェアで公表している。データの収集、集計作業、集計結果の公開等の業務は企画・広報課が担当している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

「中期実行計画 2020」に示された教育改革の中長期計画に従って、具体的な実行項目を掲げ、単年度の事業計画に基づく段階的な目標設定による諸活動が行われており、教学運営に関わる委員会組織と事務局の協働により、教育の質の改善・向上に努めている。「学生による授業評価アンケート」や「在学生アンケート」を通じて教育目的の達成状況について点検・評価が行われ、評価結果をフィードバックすることにより、教育の質の改善・向上に努めている。授業評価アンケートにおいて、カリキュラム及び授業改善に関する問いを設定し、学生からの意見を教授会、教育運営会議、事務局各部門で共有し、改善方策を学生に通知している。自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査の結果を踏まえ、大学運営の改善・向上に努めている。

〈参考意見〉

○資産運用において、改善を要する事項があり、内部質保証に関して機能性が十分とはいえないため、更なる取組みが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会連携と社会発信

Ａ－1．教育課程の整備

A-1-①　建学の精神、使命・目的に基づいた「社会性」を重視した教育課程の編成

Ａ－2．社会連携の取り組み

A-2-①　社会連携のための支援体制の整備

A-2-②　社会連携の取り組み

Ａ－3．社会発信の取り組み

A-3-①　教育理念に基づく教育研究成果の発信

【概評】

建学の精神に基づき、デザインや美術の創作活動をその時代の精神や社会の創造と結びついたものとして捉え、「専門性」「総合性」「社会性」の三つの視点を重視した教育研究を特色として教育課程を編成している。特に、大学独自の視点からの「社会性」を培うために「ハイブリッド科目」を開講し、学生が専門性についての認識を広げ、社会や時代の動向に関心を高め、主体的に課題を見つけ出して解決に取組む態度と技能を教授している。また、大学院造形研究科修士課程においても「造形プロジェクト科目」において、産業界や地域社会と積極的に連携しながら実践力と総合的視点に立った課題探求能力の育成を図っている。

民間企業や地方公共団体など、さまざまな学外の機関から委託を受けて行う受託研究や他大学をはじめとする高等教育機関と連携した活動を「社会連携事業」と位置付け、数多くの事業を積極的に展開している。学術交流課の社会連携担当がこうした受託研究を含めた社会連携事業について学外からの要請や連携に関する対応窓口になり、情報の一元管理を図るとともに一括して予算管理などの事務処理を行うことで事業実施を支援し、事業運営の効率化を図る体制が整えられている。

教育理念に基づく教育研究成果の発信として、出版物の刊行や展覧会の開催などを積極的に実施しており、平成 29(2017)年度からは、学生や教員の研究・制作活動の成果を積極的に学外へ発信する「見える化」プロジェクトを実施している。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 41(1966)年度

所在地　　東京都八王子市宇津貫町 1556

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
造形学部	デザイン学科　美術学科
造形研究科	造形専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
9 月 10 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 24 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 8 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 27 日	実地調査の実施　　10 月 27 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 28 日	10 月 28 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 16 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 22 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 17 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

25 東京未来大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命（ミッション）を「教育・研究・社会貢献機能を通じて、人を活かし、世の中の困難を希望に変える」、教育理念を「技能と心の調和」、そして教育目的を「高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献する人材を養成すること」と明確かつ簡潔な表現で定められている。

教育理念、教育目的及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）については、学生募集要項、学生便覧、ホームページ等へ明記し、全学的に周知している。

「第 2 期中期計画」には使命（ミッション）及び教育理念が明記されており、三つのポリシーも教育目的を反映した形で策定されている。教育研究組織は、使命（ミッション）等を踏まえ社会のニーズを的確に捉え、実社会に貢献する人材輩出という大学の教育目的を具現化するに適した構成となっていることから、教育目的との整合性は図られている。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーは教育目的を踏まえ明確に定められ、学生募集要項、ホームページなどで明示し、公表されている。入学者選抜方法については、アドミッション・ポリシーに沿った多様な学生の受入れに努めており、新たな選抜制度への対応も図られている。

教職協働による学修支援体制の整備については、キャンパスアドバイザー（以下「CA」という。）制度を導入して学生の相談窓口を明確にし、支援環境の構築に努めているとともに、エンロールメント・マネジメント局（以下「EM 局」という。）が中核となり、学修支援に関する方針等が適切に整備・運営されている。

教育目的を達成するための校舎、図書館などの施設・設備は適切に整備されており、またバリアフリーについても利便性を意識した配慮がなされている。

〈優れた点〉

〇入学前から卒業後まで、一貫して学生を支援する目的で事務局の名称を EM 局と改め、総合的に学生支援に取組んでいることは評価できる。

〇各クラスに CA を配置し、クラス担任や科目担当者等と連携して細やかな学生支援を行う体制がつくられている点は評価できる。

〇学生の要望・意見のくみ上げに加え、学生生活に関する相談等についても、CA が中心的

な役割を担っている点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的に基づきディプロマ・ポリシーを定め、「学生便覧・履修の手引き」等に掲載し、学生に周知されている。また、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等を策定し、厳正な適用を行っている。カリキュラム・ポリシーは、教育理念を具現化する方針として、ディプロマ・ポリシーと一貫性を確保して定め、周知している。教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿ってアクティブ・ラーニングの導入や学部・学科の特性を生かし、体系的な編成を行っている。また、年間履修登録単位数の上限を設定している。教養教育を担う組織として、教務委員会を設置し、教養教育のあり方について検討を行い、一般教養科目の位置付けを明確にして実施している。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用については、ディプロマ・ポリシーに沿った学修成果が明示され、大学が独自に定めた「身につけるべき学士力」などの指標により学修成果等を定期的に検証し、全学教授会を通じて学内にフィードバックしている。

「基準４．教員・職員」について

大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮については、大学の意思決定に関して学長の諮問機関として全学教授会を置いているなど、学長が適切にリーダーシップを発揮できる体制が整備されている。

職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性については、教学マネジメントを遂行するための EM 局が設置され、学生の入学前から卒業後まで、一貫してサポートする体制が整備され、かつその役割も明確となっており、適切な配置となっている。

教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置については、大学設置基準等に基づき、適切な教員数が配置されている。

FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施については、兼任教員や職員も参加している FD 研修会を年 2 回実施し、教員相互の授業参観や学生による授業評価アンケートを実施している。また、SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みについては、大学の EM 局と法人の人材開発部が連携し、多様な SD 研修会等を企画・運営・実施している。

研究活動への資源配分についても「東京未来大学個人研究費規程」等に基づき、研究費などが適切に配分されているなど、教員の研究活動の活性化を促している。

〈優れた点〉

○「研究推進ニュースレター」を発行することで、研究の好事例を積極的に学内で共有及び学外へ発信しており、それらが学内の研究活動の活性へとつながっている点は高く評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

法令遵守のもと、寄附行為、学則及び「コンプライアンス管理規程」などの規則を整備

し、適切に運営を行っている。教職員に向けては、法人のミッションを広く浸透させるため、「三幸学園手帳」に記載して配付するなど、使命・目的の実現を図るための継続的な努力がなされている。

法人の管理運営機能については、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックや連携は図られている。しかし、理事会・評議員会の開催方法について、理事及び評議員が同席している状態で議案説明、審議が行われており、今後は運営方法の見直しなど、適切な対応が求められる。

予算計画・事業計画等は、「第 2 期中期計画」をもとに策定され、学生生徒等納付金収入も増加傾向にあり、盤石な財務基盤を形成している。

会計は「経理規程」等の諸規則に従い、厳正に処理されている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証の恒常的な組織として、学長を委員長とする「自己点検・評価・改善委員会」が設置されている。年度当初に当該年度の自己点検・評価・改善活動、及び教育研究活動について「自己点検・評価・改善委員会」の委員長でもある学長より具体的な方針が公表されていることから、内部質保証に関する全学的な方針は明示されており、かつ関係規則にのっとり責任体制も明確になっている。また、その活動はエビデンスに基づき、内部質保証のため自主的・自律的に行われている。自己点検・評価は毎年実施され、全学教職員連絡会議等を通じ学内で共有されており、かつホームページにも掲載され、公表がなされている。「卒業時アンケート調査」等の結果を全教職員にフィードバックするなど、三つのポリシーを起点とした内部質保証を展開し、その結果を教育の改善・向上に反映していることから、自主的・自律的な自己点検・評価は実施されており、その結果についても全学的に共有されている。管理運営については、理事会及び評議員会の開催方法等は十分とは言えず、内部質保証システムの機能性については改善が求められるが、法人及び大学の管理運営機関の連携は図られており、責任体制が確立されたことから、今後が期待される。

総じて、大学はその母体である学校法人三幸学園（全国 12 都市に 63 の専門学校を設置する全国規模の学校法人）にあって、平成 19(2007)年度の開設以降、「教育・研究・社会貢献機能を通じて人を活かし、世の中の困難を希望に変える」を使命として掲げ、教育内容や教育方法及び学生支援にさまざまな創意工夫を展開し、成果を挙げている。大学の意思決定と教学マネジメントにおいて、学長は適切にリーダーシップを確立し、組織体制は整備されている。また、足立区を中心とした地域貢献活動は、学友会の地域連携推進委員会と教員組織が中心となる地域連携センターの融合により、学外での地域連携活動を通じて社会に貢献する人材を養成するなど、幅広く教育の目的を果たしている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 東京未来大学におけるキャンパスアドバイザー制度
2. CA の具体的業務及び活動状況

3. CA 制度による成果及び評価体制

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命（ミッション）を「教育・研究・社会貢献機能を通じて、人を活かし、世の中の困難を希望に変える」、教育理念を「技能と心の調和」、そして教育目的を「高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献する人材を養成すること」と明確かつ簡潔に定め、個性・特色を明示している。

また、使命・目的及び教育目的等については大学戦略会議、自己点検・評価・改善委員会等で不断の点検が行われているなど、社会情勢に対応し、必要に応じて見直しが行われている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会で審議・決定された使命・目的及び教育目的については、理事会、評議員会、大学戦略会議や自己点検・評価・改善委員会、教育改善向上委員会、各種委員会等で断続的

に点検・改善が図られているとともに、役員・教職員の理解と支持を得ている。大学のステークホルダーに対しては、学生募集要項、学生便覧、ホームページへの情報掲載など、その使命・目的及び教育目的の周知が図られている。「第 2 期中期計画」には使命（ミッション）及び教育理念が明記されており、三つのポリシーも教育目的を反映した形で策定されている。教育研究組織は、ミッション等を踏まえ、社会のニーズを的確に捉え、実社会に貢献する人材輩出という大学の教育目的を具現化するに適した構成となっている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーが策定され、ホームページ、学生募集要項、オープンキャンパスなど多様な機会を通じて学内外に周知されている。また、教職員や学生を対象にポリシーの表現に関するアンケート調査が実施され、ポリシーの分かりやすさの検証が行われている。

さまざまな入学者選抜方法を導入し多様な学生の受入れに努めており、受入れは順調に推移している。新たな選抜制度への対応の中で、更にアドミッション・ポリシーにかなった選抜方法が採用されている。

入学者の受入れ数においては、学部全体で適正な学生数が保たれている。

2－2. 学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

入学前から卒業後までの一貫したサポートのためEM局が設置されるとともに、クラス担任等と連携するCAの配置により相談窓口を充実させるなど、教職協働による学修支援が

行われている。障がいのある学生への配慮についてもCAが窓口となり保健室等と連携をとるなど、学生個々に応じた合理的配慮がなされている。オフィスアワー制度は全学的に実施されており、シラバス等に明記するなど、学生への周知もなされている。また、SA(Student Assistant)制度、TA制度はともに適切に運用されているとともに、入学時のメンタルヘルスチェックの導入、CAによる早期面談の実施などにより、早い年次での退学者の抑制が図られるなど、きめ細かな学修支援体制が構築されている。

〈優れた点〉

○入学前から卒業後まで、一貫して学生を支援する目的で事務局の名称を EM 局と改め、総合的に学生支援に取組んでいることは評価できる。

○各クラスに CA を配置し、クラス担任や科目担当者等と連携して細やかな学生支援を行う体制がつくられている点は評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

1、2 年次にキャリア形成に関わる必修科目が設定され、早期のインターンシップの実施や現場体験の機会が提供され、段階的に就業を意識するような教育が実施されており、学年を経るにつれて「就学力」「就活力」が身に付くようなキャリア教育体制が体系的に構築されている。

また、進路別にキャリアセンターと「保育・教職センター」が設けられ、キャリアセンターにおける CA と教員との連携、「保育・教職センター」における CA と教職員との連携などによって、相談・助言及びキャリアガイダンス等による支援体制が整備されている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

クラス担任とクラス担当 CA との協働による支援のみならず、専任教員と CA で構成される学生生活委員会による課外活動等の支援、生活環境の改善等の支援も行われている。

経済的支援については、日本学生支援機構の奨学金制度の他、独自の入試特待生制度が設けられている。課外活動に関しては、3 年前から徴収した学友会費を活動に還元するよう見直しがなされ、協賛金として支援する形に修正されている。学生の心身に関する健康

相談、心的支援、生活相談等は、CA が主要な相談窓口となり、健康面は保健室が、心的支援はカウンセラーを配置した学生相談室が対応し適切に行われている。また、新入生に対して入学時のメンタルヘルスチェックを実施するなど、学生の心身の状態を早期に把握し、心的支援に努めている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を達成するための校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、付属施設などの施設設備は、耐震診断の実施など安全性の確保も含めて適切に整備され、かつ有効に活用されている。

情報処理室、LL 室など施設設備が適切に整備され、学生全員にノート型パソコンが入学時に配付される。全館無線 LAN が整備されており、十分な学術情報資料が確保された図書館と併せて、教育目的達成のための快適な学修環境が整備され、かつ有効活用されている。

キャンパス内のスロープ整備、トイレ改修、エレベータ設置など、バリアフリーを意識した施設・設備の利便性に配慮がなされている。

履修学生数に数値基準を設け、クラスサイズはコントロールされている。基準を超えるクラスは TA、SA を配置するなど、教育効果に支障を来さないように管理されている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援については、CA との面談、授業評価アンケートを通じて学生の意見・要望がくみ上げられている。心身に関する健康相談は、CA との面談のほか、保健室、学生相談室が対応し支援に当たっている。学生の経済的な状況は「学生生活実態調査」によって、

また、学修環境に関する意見・要望は、同調査並びに学友会と大学執行部との意見交換会によって収集されるなど、学生の要望把握に関する多様な方途が整備されている。

また、収集した情報は、食堂の席数の増設の他、AV 機器の改善、コンビニ自動販売機の設置などに反映されている。

〈優れた点〉

○学生の要望・意見のくみ上げに加え、学生生活に関する相談等についても、CA が中心的な役割を担っている点は評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育理念を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを適切に策定している。また、策定されたディプロマ・ポリシーは、学生募集要項や「学生便覧・履修の手引き」等に掲載され、受験希望者、学生に周知されている。また、通学課程においては、オリエンテーション時に学生に対してディプロマ・ポリシーの説明を行っている。

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準については、学則や履修規程に適切に定め、厳正に適用されている。単位認定基準、成績評価基準、進級要件、卒業認定基準について、通学課程では「学生便覧・履修の手引き」に掲載し、オリエンテーション時に学生に説明しており、通信課程ではホームページ、「学生便覧・履修の手引き」によって周知している。また、学生が成績評価及び認定の可否について問合わせができる期間を設けている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育理念を踏まえカリキュラム・ポリシーを策定し、周知している。また、カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに掲げる人材を育成できるよう策定されている。

カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を編成し、シラバスの第三者チェックを行うなど、シラバスの適切な整備を行っている。履修登録単位数の上限を定め、追加履修についてもGPA(Grade Point Average)を基準とした判断がなされている。

教養教育については、平成 30(2018)年度まで教養教育運営委員会にてそのあり方が検討され、現在は教務委員会において、カリキュラム全体の中で包括的に管理・運営されている。

アクティブ・ラーニングの導入、授業相互参観など、授業内容・方法が工夫されている。授業方法の改善を進めるため教育改善向上委員会を設置し、全学的 FD 研修、学生の授業評価アンケート、「教育改善向上(FD)活動年報 2019 年度」「全学 FD ハンドブック」による成果公表などを行っている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果が明示され、進級率、標準年限卒業率、GPA 分布、各種免許・資格取得状況、就職状況、卒業生インタビューや就職先の企業アンケートに基づく卒業生の「身につけるべき学士力」の修得状況について調査等が行われている。このような取組みから、多岐にわたる視点で緻密な学修成果の点検・評価を実施しようという様相がうかがえる。

これらの点検・評価の結果は、「自己点検・評価・改善委員会」から学長及び大学戦略会議に報告され、最終的に全学教授会を通じて学内に共有・フィードバックされている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】
基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉
大学の意思決定に関して、学長の諮問機関として全学教授会を置き、学長が適切にリーダーシップを発揮できる体制が整備されている。
また、教学面では両学部長が、管理運営面では EM 局長が学長を補佐する体制が整備されている。加えて、組織規程に基づいて、大学戦略会議や全学教授会、学部教授会、各種委員会などが設置され、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメント組織が構築されている。
職員においては、教学マネジメントを遂行するための EM 局が設置されている。ここでは、学生の入学から在学中、卒業まで一貫してサポートする学生支援体制が敷かれ、その役割等も明確となっており、適切な配置がとられている。

4－2. 教員の配置・職能開発等
4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉
大学設置基準及び大学通信教育設置基準に基づき、適切な専任教員数及び教授数が確保され配置されている。また、「東京未来大学教員の採用及び昇任に関する規程」、同施行細則により、専任教員の採用・昇任・業績などの基準を定め、適切に運用されている。
FD 研修会は、教育改善向上委員会が主体となって計画・立案して年 2 回実施され、兼任教員や職員も参加している。また、教育内容や授業方法などの改善を図るため、教員相互の授業参観や学生による授業評価アンケートを実施し、それらの結果を公表して次年度以降の FD 活動に生かすよう取組んでいる。

4－3. 職員の研修
4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 活動については「東京未来大学職員研修規程」に基づき、学長主導のもと、EM 局 EM 部の各係、法人の人材開発部及び各委員会・センター等がそれぞれ連携をとりながら、職員の資質能力向上に資する研修会・勉強会が適切に開催されている。加えて、学外で行われる研修や説明会にも職員を積極的に派遣するなど多様な形態で実践されている。また、これらの SD 研修会には必要に応じて教員も参加しており、大学全体で教職員の資質能力向上が図られる体制が整えられている。

4－4. 研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教員の研究時間確保のため、担当コマ数への配慮及び研究日の確保等適切に対応されている。一方で、教員個々に研究室が割当てられており、十分な研究環境が提供されている。

また、「東京未来大学研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」等、研究倫理に対する規則は適切に整備されておりかつ厳正に運用されている。

研究活動への資源配分については、「東京未来大学個人研究費規程」及び「東京未来大学個人研究費に関する細則」に基づき、各教員へと適切に配分されており、加えて「研究推進ニュースレター」の発行による研究情報の共有化が図られているなど、教員の研究活動の活性化が全学的に促進されている。

〈優れた点〉

○「研究推進ニュースレター」を発行することで、研究の好事例を積極的に学内で共有及び学外へ発信しており、それらが学内の研究活動の活性へとつながっている点は高く評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持
5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】
基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉
法人は、教育機関としての社会的責務を果たすため、「学校法人三幸学園寄附行為」「自主行動基準管理規程」及び「コンプライアンス管理規程」など、法人運営に必要な規則を整備し、経営の規律と誠実性を維持する適切な運営を行っている。
また、教職員に対しては法人の使命（ミッション）を「三幸学園手帳」に記載して配付するとともに、年 2 回実施される全体会議にて理事長及び学長から使命（ミッション）などに沿った年度方針を説明することによって浸透を図っている。学生に対しては、大学案内、学生便覧、ホームページなどを介し、学生として期待する人物像を伝えているなど、使命・目的を実現するための継続的な努力が行われている。
法人における人権、安全については、公益通報、ハラスメントに関する規則などを定めるとともに、危機管理に関する規則の他、新たに「衛生管理規程」を制定するなど、環境保全についての配慮にも努めている。

〈参考意見〉
○平成 28(2016)年 11 月以降、学生参加型の避難訓練が実施されていないため、早期の実施が望まれる。

5－2. 理事会の機能
5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】
基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉
理事会は、寄附行為及び関連規則に基づいて、法人の使命・目的などの達成に向けて重要事項の意思決定を行う体制を整備している。
理事の選任は寄附行為の定めに基づき適切に行われ、現在は寄附行為に定める理事総数枠内である理事 12 人で構成されている。
理事会は、年 6 回開催（定例 4 回、臨時 2 回）され、法人の最高意思決定機関として、予算及び決算、事業計画、借入金、基本財産の処分、寄附行為の変更、その他法人の経営に関する重要事項を決議している。
法人は、大学の他にも多くの専門学校などを設置しており、その統括機関として「専門学校常任理事会」を置き、社会の変化に迅速に対応できる組織体制を敷いている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の各管理運営機関の意思決定と相互チェックは、理事会、評議員会、学長及び大学担当理事等が委員として参画する大学戦略会議等により体制を整えており、連携も図られている。しかし、理事会・評議員会の開催方法について、その役割を踏まえた運営方法の見直し等を行うよう、今後適切な対応が求められる。

監事の選任については寄附行為に定められ、適切に行われている。法人は大学、短期大学、専門学校など計 67 校を設置しているため、そのチェック機能の充実を図るために、従来の非常勤監事 3 人体制から、常勤監事 1 人、非常勤監事 2 人の体制に変更している。

監事の理事会及び評議員会への出席状況は良好である。常勤監事は、非常勤監事 2 人とともに理事会に出席し、法人の業務及び財産の状況等について意見を述べ、管理運営機関の相互チェックを機能させている。

〈改善を要する点〉

○理事会・評議員会の開催について、理事及び評議員が同席している状態で議案説明と審議が行われているため、寄附行為に定められている理事会・評議員会の役割を踏まえ、運営方法の見直し等を行うよう改善が必要である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

予算編成会議を通じて作成される事業計画及び予算計画に基づき、安定的な財務運営が図られている。また、事業計画や予算計画は「第 2 期中期計画」をもとに策定されている。

大学をはじめ設置校全体に在籍する学生生徒数は 4 万人を超えており、学生生徒等納付金収入も増加傾向にある。それに伴い、経常収支差額、基本金組入前収支差額も高い水準で黒字を維持しており、潤沢な資金を確保するとともに、盤石な財務基盤を形成している。

また、外部資金などを積極的に獲得する体制を構築し、更なる財務基盤の強化に努めている。

〈参考意見〉
○補助金をはじめ外部資金獲得に向けた組織的な取組みをより一層強化することが望まれる。

5－5. 会計
5-5-① 会計処理の適正な実施
5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】
基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉
学校法人会計基準にのっとり、法人に整備されている「経理規程」「経理事務処理要領」等の諸規則に従って、厳正に会計処理を実施している。
監査については、公認会計士又は監査法人による外部監査、監事監査及び内部監査を実施し、適切な監査体制のもと、日常の取引内容等が確認されている。また、当該年度の最終監査後は「監査報告書」として監査結果が取りまとめられ、理事会及び評議員会にて監事より報告がなされている。

基準 6. 内部質保証

【評価】
基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制
6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】
基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉
内部質保証の恒常的な組織として、「自己点検・評価・改善委員会」を設置し、学長が委員長となり、組織体制は整備されている。委員会には学部長、全学委員会委員長をはじめ、必要不可欠な関係者で構成され、学部・学科による三つのポリシーを起点とする教育の質保証を検証した上で改善・改革作業が行われている。また、「自己点検・評価・改善に関する規程」に基づき、内部質保証体制の責任者を学長としており、責任体制も明確である。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価
6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

学長を委員長とした「自己点検・評価・改善委員会」が主体となり、学部、センター等に対して当該年度の取組み計画の提出を依頼し中間報告を求めている。年度末には最終到達結果及び次年度の取組み計画を作成し提出するなど、PDCA サイクルを意識した活動が行われていることから、内部質保証のための自主的・自律的な、あるいはエビデンスに基づいた自己点検・評価は定期的に行われている。自己点検・評価の結果は、全学教職員連絡会議等を通じ学内で共有されており、かつホームページにも掲載され、公表がなされている。また、規則に従って IR センターを設置しており、教育研究活動等の情報及び教学に関する情報を収集し、調査・分析を行っている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は授業内容の具体的な到達点・目標である「身につけるべき学士力」を定めており、学修システムを通じてシラバスとして公表している。また、「卒業時アンケート調査」等の結果を全教職員にフィードバックするなど、三つのポリシーを起点とした内部質保証が実施されており、その結果を教育の改善・向上に反映している。自己点検・評価・改善活動については、外部有識者を交えて全学的な質保証への取組みを行うなど、仕組みは適切に構築されている。管理運営については、理事会及び評議員会の開催方法等をはじめ内部質保証システムの機能性については課題が認められるものの、確立された責任体制のもとでその改善に取組む意向が示されており、今後は法人及び大学の管理運営体制の更なる強化が期待される。

〈改善を要する点〉

○理事会・評議員会の開催方法について改善を要する事項があり、内部質保証に関して機能性が十分とは言い難いため、改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域貢献

A－1. 大学の使命・目的に資する地域貢献活動の方針と体制

A-1-①　地域貢献活動の方針
A-1-②　地域貢献を進めるための組織・体制
A-1-③　地域貢献活動の教育課程との連携

A－2. 地域連携センターの具体的取組
A-2-①　地域連携センターの活動内容
A-2-②　地域活性化のための地元企業との連携
A-2-③　地域活性化のための地元自治体との連携

【概評】

大学が所在する足立区を中心とした地域貢献活動は、教育の目的に掲げられた「社会に貢献する人材を養成する」ことの達成に寄与している。

学生が主体である学友会の中の地域連携推進委員会と、教員が中心の地域連携センターが両輪となって、地域貢献活動が推進できる体制が構築されている。地域連携推進委員会は、世代を超えた地域の交流の場として「未来祭」「こどもみらい祭」「クリスマス・フェスタ」を企画・実行するなど、地域に多大な貢献を果たしている。

「地域連携Ⅰ・Ⅱ」のような授業科目を設けることで、地域連携活動が教育課程にも位置付けられ、その中で学生は地域連携の意義、実例、課題等について学び、段階的に自主性を伴った地域連携活動に参加できるような流れが用意されている。学生は地域貢献活動を通して、大学の授業だけでは得難いさまざまな経験をして、社会に貢献する人材としての資質を育んでいる。

地域連携センターは、交流参加型活動、施設提供型活動、価値創造型活動、知識提供型活動の四つの柱を中心に活動している。例えば、地域との連携の窓口として、各地域や団体の求めに応じ、大学が得意とする分野の研修会や講演会の講師派遣を行っている。

地域連携センターが中心になることで、地元企業との連携が継続的に行われ、学生の学びの特徴を反映させた企業との連携などが進められている。例えば、足立成和信用金庫の協力を得ながら、足立区内の企業とともに商品開発やイベントの立案及び実施を図るなど、産学連携が積極的に推進されている。

地域連携センターが窓口となり、足立区が中心となって進める「足立区大学生地域活動プラットフォーム事業」に参画している。この活動では、センターが地域の希望に対応するだけでなく、地域に提案を行うことで、積極的な連携関係が構築されている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 東京未来大学におけるキャンパスアドバイザー制度

学生の志願・入学から卒業・就職に至る全プロセスを一貫してサポートする大学の機能がエンロールメント・ マネジメント(以下「EM」という)である。この EM 体制を、本学で中心的に担うのが、独自のキャンパスアドバイザー(以下「CA」という)制度であり、本学の学生支援体制における大きな特色となっている。 本学の志願者数は平成 30(2018) 年度 984 名、令和元(2019)年度 1,321 名、令和 2(2020)年度 1,848 名と確実に増加している。

さらに、平成 28(2016)年度～30(2018)年度の平均退学率は、競合校の平均値が 11.8% であるのに対して、本学は 3.4%である。また、本学の令和元(2019)年度の就職率でも 97.0%といった実績をあげており、これらには、CA 制度が大きく貢献している。

2.CA の具体的業務及び活動状況

CA は、次の 4 期に各種サポートを行っている。

(1)入学前：①年間 35 回程度実施されるオープンキャンパスの企画、準備、日程調整等。②キャンパス見学の企画、調整、当日の個別説明等対応。③進学ガイダンスの連絡調整、当日対応。④高校訪問の企画、担当者への説明、訪問実施。⑤本学公式ウェブサイト等各種媒体による広報活動。⑥教員との連携による入学前教育の支援。

(2)入学時:①各担当部局､学部専攻教員と連携した新年度オリエンテーションの企画運営、実施｡②教員との連携によるスタートアップセミナーの開講｡③履修相談及び 身体､心理、学修、家計等の問題についての個別面談。

(3)在学中：①プロジェクト(未来祭、三フェス)活動に関連するクラス支援、実行委員学生支援。②成績、出欠席、大学生活等確認のための学生面談。③GPA 不良者に対する GPA 面談及び履修支援。④障がいのある学生への対応、保護者対応。⑤キャリアセンターと連携したキャリア支援。

(4) 卒業後：①卒業後の転職活動支援｡②卒業生来学時の対応｡③卒業生通信の発行送付、同窓会開催。

3. CA 制度による成果及び評価体制

本学の志願者数の顕著な増大、退学率の低さ、就職率の高さは、大きな成果と認識している。CA 制度の具体的評価のためには、毎年度各種アンケート、聞き取り調査が実施されており、概して良好な結果が得られている。「学生生活実態調査・卒業生アンケート」では、CA が悩みごとの相談対象となっていること、CA 制度が進路選択や具体的活動に役立っていること、また､CA が強く関与するプロジェクト体験が社会に出て活きる力を育成していることが明らかになっている｡また､1～4 年生を対象とした｢学生成長実感シート｣では､約 85%の学生が「担当 CA による成長実感」を得ており、自由記述では、日常的な CA との関わりが諸活動への意欲を喚起し、将来への気づき等に繋がっていること、また、学生への聞き取りでは､GPA 面談が学修への姿勢や取り組みを改善し､実際に GPA が向上したことが報告されている。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 19(2007)年度
所在地　　東京都足立区千住曙町 34-12

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
こども心理学部	こども心理学科　こども心理学科（通信教育課程）

モチベーション行動科学部	モチベーション行動科学科　モチベーション行動科学科（通信教育課程）

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
9 月 1 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 15 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 29 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 13 日	実地調査の実施　　10 月 13 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 14 日	10 月 14 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 17 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 19 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 17 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

26 東邦音楽大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学は、「音楽芸術研鑽の一貫教育を通じ、情操豊かな人格の形成を目途とする」という建学の精神・理念のもと、①一貫教育の実践②少人数制による教育③国際化の推進④地域社会との交流―という四つの教育方針を掲げ、音楽に対する知識や技能を活用し、文化国家の担い手として社会に有用たる人材を育成している。

大学の使命・目的及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、ウェブサイト、大学案内に掲載され、教授会、各種委員会等を通して周知が図られている。

大学の使命・目的を達成するために、音楽学部は８専攻を、大学院音楽研究科（修士課程）は３コース４領域を設置し、学部の教育研究組織と一体となり教育研究に取組んでいる。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーはウェブサイト、学生募集要項を通して入学志願者に周知されるとともに、毎年、入学試験委員会及び教務委員会において内容の確認と検証が行われている。教育課程の重要科目に位置付けられている「東邦スタンダード」を中心に、社会的・職業的自立に関する支援体制が整っている。大学は、平成 3(1991)年にウィーンに研修施設（宿泊室、練習室、図書室、食堂等）を設置し、学生は意欲的に研さんを積み、国際交流を推進している。

近年、社会的ニーズに従い、大学は新たな専攻（Konzertfach（演奏専攻）、パフォーマンス総合芸術文化専攻）を設置することにより入学者の増加に努めているが、今後更なる対策が求められる。

〈優れた点〉

○在学中の４年間を通じて、建学の精神に沿った学生の基礎力向上やキャリア教育の充実などの学修支援を目的とし、クラス担任制による科目として「東邦スタンダード」を開講している点は評価できる。

○オーストリア国ウィーン市に、学生の短期研修を目的とする宿泊室、練習室、図書室及び食堂等からなる研修施設「東邦ウィーンアカデミー」を設置し、活用していることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

建学の精神・教育目的を反映させたカリキュラム・ポリシーは、学力の三要素（知識・技能、思考力・判断力・表現力、意欲・関心・志向性）に分類して策定され、ウェブサイトや大学案内、学生募集要項等により公表されている。

ピアノ専門部会は学生の演奏技術向上を目指して教授方法を研究し、その成果として平成 30(2018)年度に、専任教員の共著で「表現を高めるための毎日のピアノエクササイズ～10 の基礎テクニック～」を出版し、活用している。

授業改善のための学生アンケートをもとにまとめられた「授業改善のための学生アンケート実施報告書」はウェブサイトにおいて公開され、アンケート調査、教員へのフィードバック、報告書作成と公表、そして次年度授業への反映という PDCA サイクルによる授業改善が行われている。

〈優れた点〉

○独自のテキストである「表現を高めるための毎日のピアノエクササイズ～10 の基礎テクニック～」を出版し、活用していることは評価できる。

「基準４．教員・職員」について

「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学組織規程」において学長の権限と責任が定められ、2 人の副学長、学長室長、教務部長、学生部長など学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制が適切に整備されている。事務組織及び事務分掌規程により、法人全体の事務組織体制が構築されている。教育改革推進会議において、大学教員と事務職員の連携のもと大学マネジメント改革が推進されている。

FD 委員会を中心に、大学の課題に対応するテーマにより FD 研修会が毎年実施され、教員の教育方法の改善が行われている。SD 研修実施規程に従い、職員の管理能力や実務能力を高め、経営効率の向上を目的とした SD 研修会も毎年度数回実施されており、教員及び事務職員に共通するテーマの場合は FD／SD 研修会を実施している。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為に基づき、理事会は、法人の最高意思決定機関としての責務を負い、理事、監事及び評議員は私立学校法及び寄附行為により適切に選任され、理事会及び評議員会も適正に運営され、経営の規律と誠実性は保たれている。理事長は学長を兼ねており、教授会等の議長も務めていることにより、法人及び教学の意思決定は円滑に行われている。

第 3 期中期計画に合わせて作成された中期収支計画に基づき財務運営がなされ、支出削減等の努力が行われ、一定の成果は挙がっているものの、入学者の減少等の要因により、事業活動収支差額はマイナスの状態が続いている。

「学校法人三室戸学園経理規程」に基づき、監査法人や税理士から適宜指導を受け、適切な会計処理が行われている。会計監査の体制については監査法人による監査、監事による監査、内部監査担当者による監査の三様監査による体制が確立し機能している。

「基準６．内部質保証」について

自己点検・自己評価特別検討委員会は、学長が委員長となり、委員には役職教員及び役職事務職員が就き、内部質保証のための責任体制を確立している。同委員会のもとに、大学自己点検・評価部会が置かれ、多くの教職員が参画する体制になっている。平成 5(1993)年度以降、自己点検・評価の結果は報告書にまとめられ、学内の各部局、教職員等に配付されるほか、学内図書館及びウェブサイトにおいても公開されている。平成 27(2015)年度以降、自己点検・評価の定着とともに外部評価を実施しており、その結果は広く社会に公表されている。学生募集や安定した経営基盤の確立については改善を要する点があるが、内部質保証のための組織体制は構築されており、機能している。

〈優れた点〉

○平成 27(2015)年度から外部評価を実施し、自治体職員による①入学者選抜②カリキュラムの内容・学修方法③学修支援④教員組織⑤施設・設備⑥社会貢献—の 6 項目の 5 段階評価及びコメントを公表していることは評価できる。

総じて、「音楽芸術研鑽の一貫教育を通じ、情操豊かな人格の形成を目途とする」という建学の精神・理念のもと、音楽に対する知識や技能を活用し、文化国家の担い手として社会に有用たる人材の育成を目指す大学教育を実践している。「東邦スタンダード、ウィーン研修、学生による音楽活動を通じた近隣自治体への貢献活動」という特色ある教育は高い評価を受けており、今後一層の発展が期待される。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域への貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 東邦ウィーンアカデミー

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

「音楽芸術研鑽の一貫教育を通じ、情操豊かな人格の形成を目途とする」という建学の精神・教育理念のもとに、①一貫教育の実践②少人数制による教育③国際化の推進④地域社会との交流―という四つの教育方針を掲げ、特色ある教育を実践している。大学の使命・目的及び教育目的は、大学及び大学院の学則に明確かつ簡潔に文章化されている。

大学の建学の精神・教育理念は設立時から現在まで変更されていないが、社会情勢の変化並びに学生のニーズの変化に対応させて、教育課程あるいは設置する専攻の見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

理事長が学長を兼務し、役員会と教授会の議長を務めている。法人部門と教学部門の連携及び意思疎通は円滑であり、使命・目的及び教育目的の策定に際して双方が関与・参画している。使命・目的等は、ウェブサイト、大学案内への掲載のほか、教授会、各種委員会、各専門部会等において折に触れ周知が図られている。「学校法人三室戸学園第 3 期中期計画（平成 28(2016)年度～令和 2(2020)年）」は、建学の精神・教育方針、使命・目的等を踏まえて理事会において作成されている。

使命・目的及び教育目的は、役員・教職員の理解と支持のもと、学内外への周知や中期計画への反映、三つのポリシーへの反映が行われている。大学は、使命・目的等を達成するために、8 専攻を設置し、各専攻は教育方針に基づく教育研究組織及びカリキュラムを編成している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学、大学院及び各専攻にアドミッション・ポリシーが策定され、大学案内、学生募集要項及びウェブサイトを通して、入学志願者に周知されている。

アドミッション・ポリシーの内容については、毎年、入学試験委員会及び教務委員会において入学者受入れの実施及び検証を行っている。また、そのアドミッション・ポリシーに沿って入学前教育やスクーリングなども実施し、大学における学修に備えている。

大学は、過去 5 年間にわたって音楽学部音楽学科の収容定員は未充足であり、充足のための更なる対策が求められるが、近年、Konzertfach（演奏専攻）やパフォーマンス総合芸術文化専攻など、社会的ニーズを考慮した新しい専攻を設置することによって、学生受入れ数の向上に努めている。

〈改善を要する点〉

○音楽学科において、収容定員充足率は 0.7 倍未満であり、学生募集に関して改善が必要である。

2－2. 学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学科、専攻課程卒業のための単位授与に関わる成績評価基準について、学生オリエンテーションにおいて教務学生担当職員と教務委員会の各担当教員が連携して学生に説明するなど、教職協働による学修支援体制が整っている。

また、障がいのある学生のための「スマイルデスク」という愛称を付けた相談窓口の設置、全学的なオフィスアワー制度、演奏会・レッスン・授業等の補助者となる研究員、大学院生による留学生学修支援等の支援体制が整えられている。中途退学、休学及び留年への対応についても、主専攻実技担当教員が実技レッスンや学生との相談時間を通じて学生の変化を察知し、情報を速やかに職員と共有して指導・支援を行っている。

〈優れた点〉

○在学中の 4 年間を通じて、建学の精神に沿った学生の基礎力向上やキャリア教育の充実などの学修支援を目的とし、クラス担任制による科目として「東邦スタンダード」を開講している点は評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程の重要科目に位置付けている科目「東邦スタンダード」を中心としたキャリアデザインカリキュラムが構築されており、学生部長補佐を委員長とした全クラス担任・副担任、教務部長及び学生部長からなるキャリア支援委員会及びキャリア支援センターにより、キャリア支援が行われている。

インターンシップ制度は整っているにもかかわらず参加者が低迷しているため、インターンシップ参加者によるインターンシップ成果発表会を東邦スタンダード等の授業内にて実施するなどの検討に取組んでいる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生の福利厚生と充実した学生生活の展開及び学生自身の成長を図ることを目的として学生委員会を設置し、重要な案件に関しては教授会の審議を経て実施するなど体制が整備されている。

経済的支援としては、修学困難な学生を支援するために、大学が独自に行っている給付型の「東邦音楽大学奨学金」などの制度が設けられている。

学生主導のサークル活動、実技科目から派生した活動（合宿・学外公演等）、地域貢献やボランティア等の短期的活動などの課外活動に対して、学生委員会を主体とし、教務学生担当及び地域連携・演奏センターが窓口になり支援が行われている。また、学生の健康管理には保健室が対応し、学生相談にはクラス担任や学生相談担当専任教員による学生相談室及び臨床心理士によるカウンセラー室が対応している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

学修環境は、音楽大学にとって最も重要であるレッスン室、練習室、音楽ホール、図書館などの施設・設備が十分に整備されて運営・管理され、特にピアノや管弦打楽器なども数多く所有し、学生の利用に供している。

キャンパス全体の完全なバリアフリー化には至っていないが、二つのキャンパスとも段階的にバリアフリーの範囲を拡大している。

また、使命・目的を達成するための四つの教育方針の一つである「少人数制の教育」に沿って、個人レッスンをはじめとし、少人数で授業が展開されている。

建造物の耐震化率に関しては、ウェブサイトの教育情報に掲載されている。

〈優れた点〉

○オーストリア国ウィーン市に、学生の短期研修を目的とする宿泊室、練習室、図書室及び食堂等からなる研修施設「東邦ウィーンアカデミー」を設置し、活用していることは評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

授業改善のための学生アンケートの結果は、それに対する教員による現状の説明、問題点、改善の方策とともに実施報告書にまとめられ、ウェブサイトにおいて公開し、全教員が確認して、授業改善のために積極的に活用されている。

学生の健康は定期健康診断等によって把握し、心的支援はカウンセラー室における臨床心理士によって行われる体制が整えられている。経済的に困窮している学生には、さまざまな奨学金の他、学費の分納などの制度もあり、就学困難とならないように支援している。

また、学修環境に関する学生の意見・要望の把握のために、年度末に全学生を対象に行われる調査において学生から意見を聞き、教学 IR 推進委員会、学生部長及び学生委員会等の場において検討され、可能な限り反映している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神のもと、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーが策定されており、ウェブサイト、大学案内等で学外にも周知している。

単位認定基準等は策定・周知されており、評価基準はシラバスに具体的に明記され、評価の具体的な方法が示され、厳正に適用されている。また、2 年次から 3 年次に進級基準を定め、履修ガイドに明記し、入学時及び 2 年次進学時のオリエンテーションにおける履修ガイダンスにおいて学生に周知を図っている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神・教育目的を反映させたカリキュラム・ポリシーは、学力の三要素（知識・技能、思考力・判断力・表現力、意欲・関心・志向性）に分類して策定され、ウェブサイトや大学案内、学生募集要項等により公表されている。

ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの連動を可視化する目的でカリキュラム・マップが作成され、「授業を通じて修得できる力」がシラバスに明示されている。

カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程は、基礎教育科目、共通専門教育科目、専門教育科目（音楽専門教育科目）、人間教育科目、文化教養科目、音楽療法科目、外国人留学生に関する科目、教職科目の八つの科目群に分かれ体系的に構成され、教養教育の充実も図られている。

専門実技の教授法については、各専門部会を中心にして研究活動が行われ、海外から招

へいした演奏家や教授の来学に合わせて研修会が実施されている。

〈優れた点〉
○独自のテキストである「表現を高めるための毎日のピアノエクササイズ～10 の基礎テクニック～」を出版し、活用していることは評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価
3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
授業改善のための学生アンケート調査、学修時間・実態調査、「東邦スタンダード」、学修ポートフォリオ、保護者対象授業公開アンケート、卒業生アンケート、キャリア支援センターによる調査等、多様な尺度、視点や測定方法により学修成果を点検・評価している。
教学 IR 推進委員会、FD 委員会、教務委員会が中心になり、各種アンケート調査及び学生自身の学修を振返るポートフォリオの結果を分析し、状況を把握しながら PDCA サイクルを回し授業改善を行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】
基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性
4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】
基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉
「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学組織規程」により、組織上の役割の分担は明確に整理されている。教授会、研究科委員会における学長が意見を聴取する事項は学則に定められており、教務委員会・学生委員会等で審議された事項は、教授会に諮られ、学長のリー

ダーシップのもとで協議・調整され、速やかに各専攻及び各部署の長に伝達されている。
副学長、教務部長、学生部長などを適所に配置し、大学の意思決定及び教学マネジメントが大学の使命・目的に沿って、適切に行われている。
「学校法人三室戸学園事務組織及び事務分掌規程」により法人全体の事務組織体制が構築されている。教育改革推進会議において大学教員と事務職員の連携のもと大学マネジメント改革を進めている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教職員の採用及び任免は、「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学教職員任免規程」に基づき行い、大学及び大学院の教員については、設置基準が定める専任教員数、教授数、研究指導教員数他を適切に満たし配置している。
FD 委員会を中心に、毎年度大学の課題に応じたテーマを設定して FD 研修会は計画・実施され、他大学教員等を講師に招き、教員の教育技法の改善に役立てている。

4－3. 職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の管理能力や実務能力を高め、経営効率の向上と職員能力の向上を目的とした「学校法人三室戸学園 SD 研修実施規程」が定められている。職員に必要な知識及び技能を習得させ、能力及び資質を向上させる取組みとして、SD 研修会が年数回全学的に行われており、教員及び事務職員に共通するテーマの場合は FD／SD 研修会として行われている。また、学内の研修会だけではなく、民間企業や他大学等で行われる外部研修にも職員を参加させている。

4－4. 研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学研究推進・倫理委員会規程」により、研究活動の推進が図られ、研究倫理に関する教育及び倫理事項の審査判定など研究倫理の確保のための取組みがなされている。川越キャンパス及び文京キャンパスには専任教員のための研究室が配置され、文京キャンパス図書館にはラーニング・コモンズが整備されるなど研究環境等の整備がされている。また、「学校法人三室戸学園における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を制定し、「研究活動における不正行為に関する相談・通報窓口について」をウェブサイトに公開し研究不正防止に関する取組みを周知し、不正行為の防止に努めている。研究活動を対象に含めた「教育改革支援プログラム」を実施し財政的に支援する制度を確立している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき、理事会は、法人の最高意思決定機関として責務を負い、理事、監事及び評議員は私立学校法及び寄附行為により適切に選任され、理事会及び評議員会も適正に運営されている。

毎年度学長は、大学の教育的使命・目的の実現のために大学運営方針を示し、予算編成時に次年度の事業計画を定め、評議員会の意見を聴き、理事会において了承の後、具体的施策にして実行している。

ハラスメント等の人権侵害、個人情報保護、公益通報者保護、消防計画による防災対策等、各種規則等の整備がなされている。教育研究活動に関する情報や財務情報についてはウェブサイトで公開されている。

5－2. 理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は寄附行為及び理事会規程に基づき適切に運営されており、理事会の構成についても寄附行為にのっとり組織されている。

理事会の開催は原則年 4 回としており、予算・決算、中期計画・事業計画・事業報告等の重要事項を審議し、意思決定機関としての機能を果たしている。理事の出席状況も問題がなく、欠席の場合は、委任状による意思表示が行われている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長は学長を兼ねており、教授会等の議長も務めている。法人と大学の意思疎通は常に行われており、双方の意思決定は円滑に行われている。法人本部と教学部門の事務本部並びに教員と事務職員との意思の疎通については、小規模な単科大学であるメリットを生かし、日常的に一体感を持って実行されている。年に 2 回開催される教員オリエンテーションは、専任教員、兼任教員及び事務職員の参加により、法人を取巻く社会的状況や大学が推進している教育改革等を共通認識する機会になっている。

監事監査については、毎年度「監査方針及び監査計画」を作成し、方策や具体的監査の手順、時期等を定め実施し、理事会及び評議員会に出席し、意見を述べている。

評議員会は、寄附行為等に基づき、予算・決算、中期計画・事業計画、寄附行為及び学則の制定・改廃など重要事項について審議し、諮問機関としての機能を果たしている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

第 3 期中期計画に合わせて作成された「中期収支計画（平成 28(2016)年度～平成 32(2020)年度の 5 か年計画)」に基づき財務運営がなされ、支出の削減等が行われ一定の成果が挙がっている。また、負債比率は低くかつ流動比率は高いので短期的な支払い能力は確保されている。しかしながら、入学者数の減少等により収支計画は未達となっており、事業活動収支差額はマイナスの状態が続き収支バランスは保たれていない。そのため法人全体の金融資産は減少を続けている。

大学は入学定員を充足させることに全力を上げ、適切な財務運営を目指し取組んでいる。また、「私立大学等改革総合支援事業補助金」を 4 年連続確保する等、外部資金の導入の努力もなされている。

〈改善を要する点〉

○入学者数の減少等により過去 5 年間大学単体も法人全体も事業活動収支差額がマイナスであり、収支均衡を前提とした令和 3(2021)年度以降の中長期的な財政計画の策定・実行など、安定した経営基盤の確立について改善が必要である。

5－5. 会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準及び「学校法人三室戸学園経理規程」等に基づき、経理室が中心になり、監査法人や税理士から適宜指導を受け、適切な会計処理が行われている。

会計監査については、監査法人による監査、監事による監査、内部監査担当者による監査の三様監査による体制が確立し機能している。理事長、監事は監査法人と経営上の課題や会計処理上の問題等について意見交換等を行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・自己評価特別検討委員会は、学長が委員長となり、委員には副学長、図書館長、教務部長、教務部長補佐、学生部長、各専攻主任の役職教員及び学園本部長、事務本部長、事務本部長補佐、地域連携・演奏センター長ら役職事務職員が就き、内部質保証のための責任体制を確立している。

自己点検・自己評価特別検討委員会のもとに、大学自己点検・評価部会が置かれ、多くの教職員が参画する体制ができている。自己点検・評価を通じて教職員間のコミュニケーションの活性化がもたらされている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は自己点検・評価を平成 5(1993)年度から実施しており、その結果は報告書にまとめられ、学内の各部局、教職員等に配付されるほか、学内図書館及びウェブサイトにおいて公表されている。

エビデンスに基づく自己点検・評価のために、学園本部・経理本部・事務本部は、資料の収集・保管及び関連データの作成を恒常的に行っている。授業改善のための学生アンケート、教員による同アンケートの分析、学修時間・実態調査、卒業生アンケート及び授業公開アンケートが実施され、教学 IR 推進委員会等の委員会、教務学生担当、キャリア支援センター等で分析が行われている。

〈優れた点〉

○平成 27(2015)年度から外部評価を実施し、自治体職員による①入学者選抜②カリキュラムの内容・学修方法③学修支援④教員組織⑤施設・設備⑥社会貢献―の 6 項目の 5 段階評価及びコメントを公表していることは評価できる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

学生の学修状況及び意見は、学生対象アンケート調査、クラス担任、実技担当教員、事

務局教務学生担当及び学生相談室等から集約され、各委員会等会議体での分析の後、教育改革推進会議における教育の改善・向上策の審議・決定に反映されている。

FD 委員会は、質の高い教育を行う教員に対する「ベストティーチャー賞」選考を含む教育の改善・向上及び組織的な研修・研究等を推進している。

学生募集や安定した経営基盤の確立については改善を要する点があるが、教育改革推進会議及び FD 委員会が中心になり、各種委員会と事務組織は連携して、内部質保証のための組織体制は構築されており、機能している。

〈改善を要する点〉

○三つのポリシーを起点とした教育研究活動の質保証を推進し、入学者増加の具体策及び財務基盤強化を踏まえた中長期計画を策定し、PDCA サイクルによる大学運営の内部質保証の機能性が更に強化されるよう、改善を要する。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域への貢献

A－1．地域への貢献

A-1-①　地域への貢献をテーマとした教育の実践

A-1-②　川越市、ふじみ野市など地元及び近隣地域への音楽活動を通じた地域貢献

【概評】

教育の基本方針の一つに「地域社会との交流」を掲げ、音楽を通じて地域に貢献できる人材の育成に取組んでいる。学内に「地域連携・演奏センター」を設置し、川越市、ふじみ野市及び文京区等の自治体との地域連携を積極的に行っており、その内容は音楽学部という特性を十分に生かした活動であり高く評価できる。その中でも、平成 17(2005)年結団の「南古谷ウインド・オーケストラ」について、南古谷地区の三つの中学校を中心に中学生、高校生、更に一般市民が加わり 100 人が参加する吹奏楽団の演奏は、世代を超えた優れた社会活動として機能している。川越市立南古谷小学校では、学生たちがスクールボランティアとして授業等の補助（アシスタントティーチャー）を体験し、児童たちと向き合い、教師たちと交流できることは、将来教師として教壇に立つ学生の資質、力量を高めるための貴重な経験の場になっている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．東邦ウィーンアカデミー

(1)本学の教育方針「国際化の推進」を担う人材育成プログラム「ウィーンアカデミー」

本学のカリキュラム中で特筆すべき科目の一つに「ウィーンアカデミー」がある。この科目は、オーストリアのウィーンに所在する本学の海外研修施設（TOHO ウィーンキャンパス「東邦ウィーンアカデミー」）において学修するプログラムである。

本学が目指す音楽教育は、全ての学生が自律した一個の音楽人として活躍できる「One to One の教育」である。その実現のために学生個々人の資質やレベルに合わせ具体的な目標を設定し、その達成に向けてきめ細かく指導している。この研修を通して国際感覚を身に付け、世界に通用する演奏家、教育者の育成を目指している。グローバル人材の育成が叫ばれる現在、本学ではいち早くその必要性を認識し、平成 3(1991)年から音楽大学では初めてウィーンに研修施設を設置し、学生達は意欲的に研鑽を積んできた。全ての学生がグローバルスタンダードを意識し、演奏活動や教育活動を行うことが複雑な現代社会の様々な課題の解決に寄与するものであると考えている。実際この研修でウィーンの伝統や様式や技術を受け継いだ一流の演奏家の音楽に触れた学生たちは、国際感覚を持った演奏者、教育者として様々な地域、領域で活躍している。

(2)研修内容

学部においては、3 年次に全学生必修として 15 日間のウィーン研修(授業科目名「ウィーンアカデミー(4 単位)」)が設定されている。この研修は学生を 15 名程度のグループに分け、年間を通じて実施されている。また、大学院は、1 年次に 16 日間程度の研修が必修(授業科目名「ウィーンアカデミー特別研究(4 単位)」)となっている。

また、平成 26(2014)年度に新設された演奏家コース、Konzertfach(演奏専攻)では、セメスター毎に 10 日間、1 年間に 2 回、4 年間で計 8 回の研修(授業科目名「ウィーンアカデミープロフェスィオネル I A/B～IVA/B(各 3 単位×8 回＝4 年間で 24 単位)」)がプログラムされている。選抜されたメンバーではなく、学部生、院生全員が必修として海外でのレッスン・授業を受けるというシステムは、本学独自の画期的なカリキュラムである。

研修で指導に当たる教授陣は、ウィーン国立音楽大学の教授やウィーン・フィルハーモニー管弦楽団の世界的な演奏家である。学生一人ひとりが 1 対 1 でレッスンを直接受け、さらに朗読法や楽曲分析を初め、世界最高のオペラハウスである「シュターツオーパー(国立歌劇場)」等でのオペラ鑑賞、美術史美術館等での鑑賞プログラムなど多彩な観点から西洋芸術を学べるカリキュラムで構成されている。

これらのプログラムを体験することにより、学生達の知識、実技・技能の向上が図られることはもちろん、多様な音楽を受容する能力が培われ、そして表現する感性により一層磨きがかる。その成果として、学生たちは本学の教育の理念である情操豊かな人格の形成を体現し社会に有用な人材になっている。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 40(1965)年度
所在地　　埼玉県川越市今泉 84
　　東京都文京区大塚 4-46-9

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻

音楽学部	音楽学科
音楽研究科	音楽表現専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
9 月 4 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 18 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 2 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 22 日	実地調査の実施　　10 月 22 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 23 日	10 月 23 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 6 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 22 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 17 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

27 東北医科薬科大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命と目的について、昭和 14(1939)年、東北・北海道地区唯一の薬学教育機関である東北薬学専門学校として設立され、次いで昭和 24(1949)年に東北薬科大学として開学した経緯から、地域医療への貢献を使命として掲げ、特に、東日本大震災以降、地域の医療系総合大学としての重要な役割を果たすべく、明確かつ具体的な教育目的が示されている。医学部の設置とともに地域医療の新たな環境変化に対応している。学士課程及び大学院課程で定める教育目的は、理事者や教職員で組織する会議体の議論を経て定められており、大学案内やホームページ等で周知されている。特に三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）によって各学部や大学院の教育目的の達成方針が明らかにされており、カリキュラムの改編や中長期計画への反映及び教育研究組織の構成に整合性と合理性が図られている。医学部の設置後は、薬学部との教育研究交流を推進するための組織作りにも力を入れている。

〈優れた点〉

○東北の地における薬学教育の先導を開始し、東日本大震災に起因する未曾有の医療崩壊からの復興のため、医学と薬学の専門性を修得し地域住民の健康と福祉に献身的に貢献していることは評価できる。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーは教育組織ごとに明確に定められ周知されている。受験生や保護者、高等学校等との丁寧なコミュニケーションを通して大学の魅力を伝えるとともに、適切な学生の受入れを維持している。学修支援体制については教育センターの設置や、学生カルテ、ポートフォリオ等の制度によって、教職協働のきめ細かい支援を行っている。TA(Teaching Assistant)や RA(Research Assistant)の採用も積極的に行われている。学生生活の支援として、保護者会や同窓会からの支援資金による学生活動の補助、各種奨学金による経済的な支援、更に医師養成のための修学資金制度などによって充実を図っている。キャリア支援については講座のみならず、キャリア支援センターを中心に充実を図っている。各キャンパスの手厚い施設・設備の充実により教育研究環境も良好である。学生からの意見や要望に対しては、学生委員会を中心に対応している。学生生活や学修環境、授業についてそれぞれ評価し、改善するプロセスが機能している。

〈優れた点〉

○東北地方における医師不足の解消を大学としての使命と認識し、医学部のアドミッション・ポリシーの中で、東北エリアの医療に貢献できる人材の育成を明示している点は評価できる。

○薬学部では、宮城大学看護学群と専門職連携教育を、宮城県内 3 大学と模擬症例検討会を行うなど、医療系他大学と専門の枠を超えた連携教育を実施しており、幅広い視野を持った医療人の育成を積極的に進めている点は評価できる。

○東日本大震災をはじめとする東日本各地での大地震で被災した学生に対して、授業料等の減免処置を行うなど手厚い特別支援を行っている点は高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは大学、大学院ともに明確な教育目的のもとに策定され、単位修得や進級・卒業・修了の各基準に基づき厳正に適用されている。GPA(Grade Point Average)も教育指導や進級判定等に用いられている。教育目的を達成するためカリキュラム・ポリシーも適切に策定され、周知されている。薬学部、医学部ともに、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を重視した施策を展開している。全学共通教育組織を編制し、教養教育も充実させている。学修成果の点検や評価方法については、独自のアセスメント・ポリシーを策定し、複数のレベルで点検・評価を実施している。学籍や学位、資格、就職等のテーマで指標を設定し、継続的な調査を行い改善に役立てている。SD(Staff Development)やFD(Faculty Development)の研修会を通して全学的なフィードバックを行い、改善を推進している。

〈優れた点〉

○薬学科において、ディプロマ・ポリシーの各項目に対応したルーブリック表を学群ごとに設定し、学生の学修状況を確認するための手段として導入している点は、ディプロマ・ポリシーの実質化に向けた学修を促すシステムとして評価できる。

○医学部ではディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を明確にするため、アウトカムとコンピテンシーを、科目レベルでも設定している点は評価できる。

○薬学部では教員がそれぞれの学系ごとに分かれて討論会を開催し、授業内容や試験の出題範囲・問題レベルなどについて情報を共有し、学修成果の点検や評価に生かしている点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長が大学運営会議の議長となり、大学の意思決定に関して適切にリーダーシップを発揮している。主要役職者の役割と権限を分散し、学部・大学院の会議や委員会等の組織上の位置付けを明確にすることで教学マネジメントを確立している。学生の懲戒に関する手続きに改善が求められるが、教育研究に関する重要事項は学則等に定められている。教員の採用や昇任等に関する選考基準や内規が定められ、教員人事に関する委員会の審査等を経て適切に行っている。教員の質の向上のため、教育内容・方法等の改善に向けた FD を実施している。職員の資質・能力向上のため、SD を通した積極的な研修も実施して、研

究倫理・情報セキュリティ・ハラスメント等の重要なテーマで大学運営に関する識見を高めている。海外研修を実施する他、管理職を対象とする研修を開始するなど、意欲向上の施策を進めている。研究支援については、研究環境の整備を進め、研究活動への資源配分や研究倫理の遵守等も適切に行われている。

〈優れた点〉

○医学部において研究室をオープンスペースとし、研究不正のリスクを抑止しつつ、研究者の交流が行われる環境を整えていることは評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人経営に関し、寄附行為に定められているとおり、理事会及び評議員会は適切に運営されている。大学の教育研究のみならず、病院の経営についても会議体を設置し、業務の内容や改善、効率化や円滑化を図っている。環境保全・人権・安全への配慮について、各種規則やガイドラインを定め、遵守体制を整えている。大学の迅速かつ適切な意思決定のため常勤理事の担当業務を明確に定めている。法人及び大学の相互チェックを有効に機能させるため、評議員会の開催時期を工夫するなどして強化している。監事は、理事会・評議員会のみならず、大学運営会議や病院運営会議にも出席し監査機能の更なる実質化を図っている。財務に関しては、医学部開設に伴う大規模な支出があったものの、過去の蓄積による資産により賄われており、中長期計画の中で財務基盤の安定を中心とした戦略が立てられている。会計処理は適切に行われており、会計監査についても厳正に行われている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証のため自己点検・評価委員会を組織し、小委員会や部局別の委員会を構成しながら継続的な評価と改善を行っている。年度ごとの結果を踏まえて事業計画が策定されており、今後は、教学 IR 委員会が更に機能し、より効率的な情報分析による事業運営が見込まれる。三つのポリシーを軸とし、各学部の教育研究の改善と向上が図られており、全学的な PDCA サイクルが確立されている。

総じて、大学の使命と目的、学士課程と大学院課程のそれぞれの教育目的を明確にし、目的達成のために三つのポリシーを定め、学内外に周知、共有しながら地域に根ざした教育研究事業を展開している。特に、医学部を設置し病院の経営を担いながら、大きく変化する地域医療への貢献を継続的に展開しようとする全学的な姿勢と取組みは高く評価できる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.研究活動と国際化」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 附属病院での教育機会の拡大と充実
2. 地域医療への貢献

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】
基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】
基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉
大学の使命・目的は、大学、大学院ともに、医学と薬学に関係する人材育成や地域医療の充実など、具体的かつ簡潔に学則上で明記されている。医学部、薬学部薬学科及び生命薬科学科それぞれに、具体的な教育目的が定められている。

昭和 14(1939)年に東北薬学専門学校として設立、次いで昭和 24(1949)年に東北薬科大学として開学して以来、地域医療への貢献を特徴ある使命として掲げ、東日本大震災時の医療崩壊からの復興を目的とすることなど、地域に根ざした医療系総合大学としての個性を明示している。医学部の設置を機に、更なる環境の変化に柔軟に対応している。

〈優れた点〉
○東北の地における薬学教育の先導を開始し、東日本大震災に起因する未曾有の医療崩壊からの復興のため、医学と薬学の専門性を修得し地域住民の健康と福祉に献身的に貢献していることは評価できる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的の策定や改定は、理事者及び教職員で組織する各種会議体の連携によって役員や教職員が関与、参画しており、適切なプロセスを経て決定されている。使命・目的及び教育目的は、大学案内、ホームページに掲載され、オープンキャンパスや高等学校の進路指導担当者への説明会、保護者教育懇談会及び同窓会総会などを通して周知されている。

令和 2(2020)年度より実施されている中長期計画「VISION FOR 2030」は、「中長期計画策定委員会」の設置により組織的に策定され、現在の大学の使命・目的が色濃く反映されている。カリキュラムの改編により、学科・専攻ごとに三つのポリシーが策定されており、それぞれ使命・目的と教育目的を反映した内容になっている。教育研究組織は医学部 1 学科、薬学部 2 学科、大学院 1 研究科 2 専攻を設置しており、薬学教育センター、医学教育推進センター等により、学生の学修支援体制を整えている。また、研究推進委員会の設置により、医学部と薬学部の共同研究を目的とした研究交流を進めている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは学部・学科ごとにそれぞれの教育目的に沿う形で明確に策定され、学生便覧、ホームページ等により周知されている。また、各種進学相談会への参加や高校訪問も数多く行い、入試広報に努めている。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和 3(2021)年度の入試広報についても、ホームページ上で開催されるオープンキャンパスにより受験生に大学の魅力を分かりやすく伝えている。

入学者選抜試験は、入試実施要項が十分に整備され、入試センター委員会を中心に、アドミッション・ポリシーに対応して適切に実施され、判定基準も明文化されている。入試問題については、第三者による検証により問題の公正性・適正性の点検を行っている。

薬学部薬学科及び医学部においては、ほぼ定員どおりの充足率を示している。

〈優れた点〉

○東北地方における医師不足の解消を大学としての使命と認識し、医学部のアドミッショ

ン・ポリシーの中で、東北エリアの医療に貢献できる人材の育成を明示している点は評価できる。

〈参考意見〉

○薬学部生命薬科学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満であるが、入学者選抜方法やカリキュラムの変更による改善が認められるため、引続き収容定員充足に向けた努力が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援体制として、学生委員会・教務委員会のほか、薬学教育センター、医学教育推進センターを設置し、更に学生カルテやポートフォリオを活用しながら、各学部・学科の特性に基づいた教職協働によるきめ細かい学修支援を推進している。

障がいのある学生に対しての規則が整備され、キャンパス内のバリアフリー化などのほか、障がいの種類により異なった配慮を行うなど、障がいのある学生への個別対応を行っている。

オフィスアワーは各学部とも科目ごとにシラバスに明記されている。学生の相談窓口として、学生課・保健管理センター・学生相談室が設置され、更に組担任制度を設け相談できる環境を充実させている。

薬学部では留学生・社会人を除く大学院生全員が TA・RA として採用されており業務分担も明示されている。医学部では大学院設置に向けて TA 制度の導入を検討している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

薬学部薬学科及び生命薬科学科においては、2 学科それぞれの特色を生かしながらカリキュラムに「インターンシップ」や「キャリア支援講座」を導入し、学生のキャリア形成と就職力の向上を図っている。

教育課程外では、「キャリア支援センター」を中心に就職課と連携して支援の充実を図っているほか、低学年次に組担任や就職課からの助言を受ける体制も整えている。

〈優れた点〉

○薬学部では、宮城大学看護学群と専門職連携教育を、宮城県内 3 大学と模擬症例検討会を行うなど、医療系他大学と専門の枠を超えた連携教育を実施しており、幅広い視野を持った医療人の育成を積極的に進めている点は評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生の課外活動への支援に関しては、保護者会や同窓会からの資金支援で全て運営している。

各学部の学生委員会には、担当する案件が明確に区分された 6 部門に加え、他学部との連携部門も設置され、学生の厚生補導について細やかな対応を行っている。

薬学部では、各種の特別奨学金制度、給付型特別奨学金制度を設けており、学生に対する経済的な支援を手厚く行っている。医学部では、地域医療を支える医師の養成のために「東北地域医療支援修学資金制度」を設けており、半数以上の学生が給付対象となっている。

学生の心的支援の環境が整備されており、情報共有も適切に行われている。ハラスメント防止対策として、毎年度のオリエンテーション時に全学生にパンフレットを配付するとともに、ハラスメント相談員にいつでも相談できる体制を整えている。

〈優れた点〉

○東日本大震災をはじめとする東日本各地での大地震で被災した学生に対して、授業料等の減免処置を行うなど手厚い特別支援を行っている点は高く評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

小松島･福室の両キャンパスとも校地面積､校舎面積は設置基準を十分に満たしており、教育目的に必要な環境を整えている。

実習室、図書館、情報科学センター、自習室については、学生が利用しやすいよう適切に整備されており、また学生の利用件数も適切である。

スロープ・自動扉・エレベータを設置するなどバリアフリー化が図られている。

施設については、委託業者により計画的に管理されている。また、「防災管理計画」を策定し、防災・危機管理への備えを十分に行っている。

クラスサイズについては適切に管理しており、学修に適した環境を確保している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援については、両学部とも個別面談を実施し、その内容は学生委員会に報告され必要な対応が検討されている。また、授業アンケートにより学生の意見・要望の把握に努めており、その結果は、学生への周知、ホームページでの公表が行われ、全教員には評価に対しての改善策の提出を義務付けている。

学生生活・学修環境については、「学生生活調査」を行い、その結果は学生委員会で協議した上で、関連部署に適切に報告されている。併せて、必要なものについては学生にフィードバックしている。また、「在学生保護者教育懇談会」を毎年度実施し、その意見や要望は関連部署において適宜対応している。

「学生生活調査」の結果に基づいて施設・設備の改善に努めており、福室キャンパスの講義室が狭いという多くの学生の意見に対しても、今後の改善策を検討している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

各学科・研究科のディプロマ・ポリシーが学内における適切な過程を経て策定され、学生便覧、ホームページ、入学説明会等で学内外に周知されている。

単位認定基準・進級基準・卒業認定基準・修了認定基準は学生便覧等に明示されており、これに基づいて厳密な成績評価が実施されている。定期試験における成績不振学生に対しては各学部独自の特別試験を実施するなど、学力の担保に努めている。

学生の成績評価に GPA を導入し、GPA スコアが低い学生に対して個別の教育指導を実施するとともに、GPA スコアを進級判定に利用する試みを開始している。薬学研究科は在籍者数が少ないものの、学位審査基準は学則に明記され、厳正に運用されている。

薬学部では他大学における既修得単位について 30 単位を上限として認定している。

〈優れた点〉

○薬学科において、ディプロマ・ポリシーの各項目に対応したルーブリック表を学群ごとに設定し、学生の学修状況を確認するための手段として導入している点は、ディプロマ・ポリシーの実質化に向けた学修を促すシステムとして評価できる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、学科・研究科ごとに教育目的を踏まえて策定され、ディプロマ・ポリシーに沿った一貫性のある教育課程が編成されている。全ての学科のカリキュラム・ポリシーが、ホームページ、学生便覧で周知されており、そのポリシーに沿った教育プログラムが厳正に実施されている。医学部では臨床実習が 4 年次後期から 6 年次前期にかけて実施されており、実務能力の研さんに力を入れている。

教養科目については、全学共通組織としての教養教育センターが設置され、人文学系・社会科学系・自然科学系のバランスを重視した教養教育が展開されている。各学部では多くの科目にアクティブ・ラーニングを取入れるなど、教授方法の工夫に努めている。

〈優れた点〉

○医学部ではディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を明確にするため、

アウトカムとコンピテンシーを、科目レベルでも設定している点は評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の点検・評価のためにアセスメント・ポリシーを策定し、機関、教育課程、各科目の 3 段階で学修成果の評価を行っている。評価指標として留年者数を含む学生異動状況、学位授与者数、薬剤師国家試験合格者数、進学・就職状況が継続的に調査され、改善に役立てる仕組みが構築されている。薬学部では、「薬学・生命科学を修得するための行動指針（ルーブリック自己評価）」やポートフォリオ（学修の記録）が提供され、学生自らが学修成果を点検・評価できる体制が構築されている。

薬学部 FD・SD 推進委員会が、公開授業や授業アンケート、FD 研修会を実施している。学修成果の点検と評価結果のフィードバックを担う全学組織として教学 IR 委員会が新たに設置され、活動を開始している。

〈優れた点〉

○薬学部では教員がそれぞれの学系ごとに分かれて討論会を開催し、授業内容や試験の出題範囲・問題レベルなどについて情報を共有し、学修成果の点検や評価に生かしている点は評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学全体の教育研究に関する重要な事項等を審議するために大学運営会議が設置され、学長がその議長となり、大学の意思決定に際しリーダーシップを適切に発揮する体制が整備されている。また、毎年度当初、教職員が全員出席する教育懇談会を開催し、学長が事業計画についての説明を行っている。

教学マネジメントの構築については、大学組織規程により、学長・学部長・事務局長等の役割が明確に定められ、権限の適切な分散と責任が明確になっている。また、学則において、教授会の組織上の位置付けや役割が明確になっており、大学院には研究科委員会が設置され、その審議事項は研究科委員会規程で定めている。

大学運営会議等の会議には、事務局の部課長が陪席又は委員として加わり、教学マネジメントの機能性を確保している。

〈改善を要する点〉

○学生の懲戒に関する手続きについては、学長が適切に定めるように改善を要する。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学・大学院とも設置基準を上回る専任教員を配置している。

教員の採用・昇任については、「教員選考内規」「学部教員及びこれに準ずる者の選考基準」「大学院教員及びこれに準ずる者の選考基準」が定められ、「教員人事に関する委員会」において審査等が行われ適切に運用されている。また、ホームページにおいて公募を行い、広く人材募集に努めている。

FD については、FD・SD 推進委員会規程を定めており、研究倫理に関する講演会や遠隔講義に関する講習会などさまざまな講演会や研修会が実施されている。また、新規採用者向けの研修会を開催し、大学への理解を深める工夫もなされている。その他、授業アンケート、授業の自己評価、公開授業等を通して、教育の内容や方法に関する改善に努めている。

4－3. 職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質や能力の向上を図るため積極的に研修を実施している。学内研修は講演形式を主体とし、新採用者研修会や研究倫理講演会・情報セキュリティ研修会・ハラスメント防止講演会等を実施しており、多数の職員が参加している。新任管理職（課長・課長補佐）を対象とした研修も令和元(2019)年度から開始している他、学外研修への参加も積極的に行っている。また、職員の視野向上・モチベーション向上を目的に勤続 20 年以上の職員を対象に毎年度 1 人を海外研修に派遣している取組みも評価できる。

4－4. 研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境の整備については、附属施設として中央機器センター、実験動物センター、ラジオアイソトープセンター、図書館が設置されており、企画部研究支援課を平成 30(2018)年度に設置し、全学的な支援体制を強化している。また、医薬融合を目的に「医薬研究交流会」が複数回開催され共同研究の実施に発展するなどの成果が現れている。

研究倫理関連規則は十分に整備されており、全教員に公的研究費に関わる講演会と研究倫理 e ラーニングの受講を義務付けている。

研究活動への支援として、薬学部・医学部とも教室の人員構成等に応じた金額が配分されている。外部資金の獲得については、科学研究費助成事業の学内説明会開催や事務局の申請支援により獲得金額が年々上昇している。

〈優れた点〉

○医学部において研究室をオープンスペースとし、研究不正のリスクを抑止しつつ、研究者の交流が行われる環境を整えていることは評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】
基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉
寄附行為に基づき、理事会・評議員会は適切に運営されている。また、大学と病院の運営に関する重要事項の審議や連絡調整を行う大学運営会議及び病院運営会議を設置し、業務の円滑化を図り、法人運営を適切に行っている。

使命・目的の実現への継続的努力については、令和 2(2020)年度より六つの領域からなる中長期計画「VISION FOR 2030」がスタートし、具体的な行動計画のもと全学的な取組みがなされている。

環境保全や人権への配慮については、省エネルギー推進委員会の設置や「プライバシーポリシー」「個人情報保護に関する規程」「ハラスメント防止に関する規程」を整備し適切に取組んでいる。その他、危機管理規程を整備し、ガイドラインやマニュアルの策定、防災訓練の実施など安全への配慮も十分に行っている。

5－2. 理事会の機能
5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】
基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉
寄附行為と寄附行為細則により理事会の権限が定められ、常勤理事の担当業務を明確化し、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備している。

理事会機能を補佐する体制として、法人運営の根幹となる大学と病院の経営状況を把握するために大学運営会議及び病院運営会議を設置し、これらの会議が理事会に諮る重要事項を審議する役割として機能している。

理事は寄附行為にのっとり選任されており、予算、決算、事業計画の承認など理事会の運営は適切に行われている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック
5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】
基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会の意思決定を補佐する体制として、大学運営会議及び病院運営会議を設置し、管理運営の円滑化を図っている。これらの会議の構成員は、常勤理事、主要委員会委員長、事務局担当部長となっており、法人及び大学の各管理運営機関の連携が適切に行われている。また、それぞれの会議には理事長が出席しており、理事長がリーダーシップを発揮できる体制となっている。

監事・評議員は寄附行為にのっとり選任されており、評議員会は理事会の諮問機関として適切に運営されている。監事は、理事会・評議員会に出席しその運営を監査し、更に大学運営会議及び病院運営会議にも出席し意見を述べるなど適切に監査業務を実施している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

平成 28(2016)年度の医学部開設により、平成 30(2018)年度までに福室キャンパスを中心に多額の施設・設備投資を行っている。近年はこの償却負担に加え、医学部要員確保による人件費増加により、法人全体の経常収支差額は平成 27(2015)年度から 5 年間支出超過が続いている。ただし、これまでの設備投資や支出超過分は過去に蓄積された資産により賄われている。

法人は令和 2(2020)年度から令和 11(2029)年度までを見据えた財務の中長期計画を策定し、それに沿った運営・管理を行っている。令和 2(2020)年度から令和 5(2023)年度までは基本金組入前当年度収支差額が依然支出超過の計画となっているが、減価償却額の範囲内の支出超過であり、財務キャッシュフローが大幅に悪化するものではない。中長期計画では今後の学生生徒等納付金・補助金・寄附金・医療収入の増加により令和 6(2024)年度の基本金組入前当年度収支差額の黒字化を目指している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は経理規程にのっとり、学校法人会計基準に準拠した処理がなされている。予算編成も理事会・評議員会を通じ透明性の高いプロセスが取られている。また、必要に応

じて補正予算を編成している。会計監査については監査法人・監事・監査室の 3 者が連携して厳正に行っており、適正な監査報告書が作成されている。内部監査については、平成30(2018)年度から監査室に専任職員を配置し、公的研究費に係る監査、現金等の管理状況の監査等を計画的に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための組織として自己点検・評価委員会を組織し、更に小委員会及び部局別委員会を設け、自己点検・評価規程に基づいた継続的な自己点検・評価を実施している。委員会の構成も学部長をはじめとして主要委員会の委員長やセンター長のほか、事務局長、学外有識者も選任され、PDCA サイクルを基本として、それぞれの責任体制を確立し、適切に運営されている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価の実施については、年度ごとの事業計画及び事業報告に基づき、それぞれの事業実施部門（学部や委員会、センター等）で自己点検と達成度の評価を行っている。この結果を踏まえて次年度の事業計画案を作成し、全教職員対象の教育懇談会で当該年度の事業計画の説明が施され、各部門の実施業務について説明が行われている。

自己点検・評価の結果は学内で報告され、ホームページ上で公開されている。令和2(2020)年度より大学運営会議直轄の教学 IR 委員会を立上げ、効率的な情報収集と分析が可能となる体制を整えている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを軸としながら、各学部の教務委員会と入試センターがその適切性について見直しを行いながら教育の改善・向上を図っている。また、事業実施部門は三つのポリシーに沿った形での事業計画の策定と実施を行っており、毎年度事業実施部門が行う自己点検・評価を自己点検・評価委員会がチェックした上で次年度の事業計画を策定するという全学的な PDCA サイクルが確立されている。

〈参考意見〉

○教学マネジメントの機能性において規則の不備が指摘された事項があり、「学則」「大学院学則」をはじめとする規則の再点検・整備が望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．研究活動と国際化

A－1．特色ある研究活動と国際化の推進

A-1-① 医薬融合による研究活動の推進

A-1-② 大学間協定などの措置を積極的に講じ、研究の国際化を推進

【概評】

医学部が開設されて 5 年目を迎え、医薬連携による研究活動がますます活発になり、その成果が出始めている。また、附属分子生体膜研究所・医学部・薬学部・大学院・附属病院・地域医療ネットワークからなる全学的で高度な研究体制が確立されており、特に糖鎖研究においては高度な研究体制を維持している。医学部の創設により、糖鎖生命科学という特徴ある基礎研究が更に発展し､病院における臨床応用も可能とする体制が整備された。医薬の共同研究テーマを通した特色ある研究活動を活発に進めている。

国内外において多くの大学・研究所と連携して研究を進めており、大学間協定を積極的に締結している。国内では糖鎖研究を中心に東北エリアの大学や研究機関と共同研究を遂行している。また、海外の大学から積極的に交換留学生を受入れ、教育面における活発な国際交流も進められている。研究活動のみならず更なる教育の国際化が推進されることが期待される。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 附属病院での教育機会の拡大と充実

本学は、より質の高い医療人養成に加え、臨床系研究の推進、臨床系教員の臨床研修等への活用を目的とし、平成 25（2013）年に、単科の薬科大学としては全国で初めての大学附属病院を設置している。その後、医学部の開設に伴い、平成 28（2016）年 4 月からは医師養成を行う医育機関としての任務が附属病院に加わった。令和元年（2019 年）10 月からは、医学部医学科の 1 期生（4 年次学生）が、附属病院において診療科臨床実習を開始しており、教員の指導のもと医療チームの一員として外来や入院患者の診療に従事している。

一方、平成 29 年 3 月 24 日、本学は、宮城大学との間で相互の教育・研究効果を高めることを目的とした包括的な連携協定を締結した。この協定のもと、チーム医療の重要性を理解してもらうための IPE（Inter Professional Education,専門職連携教育）が、本学附属病院において薬学部実習生と看護学部実習生と共同で行われている。医学部は、令和元（2019）年度から初めての臨床実習がスタートしたばかりであるため、現段階で医学部生は IPE に加わってはいない。しかし、新病院棟の完成を含め医学部・薬学部の学生が共同で学ぶ環境が整備されつつあり、医・薬、さらには医・薬・看の連携による IPE の今後の推進が期待される。さらに、昨年度策定した中長期計画では、薬学部生命薬科学科の学生を対象に、治験コーディネーターやモニター等の治験担当者の育成に、附属病院を活用することを検討しており、今まで以上に、教育の場としての附属病院の重要性が増すものと考えている。

2. 地域医療への貢献

東北地方では今後、高齢化・過疎化とそれに伴う地域コミュニティーの崩壊が一段と進むことが予想され、このような特性をもつ地域での医療の在り方やニーズに応えていく必要がある。

本学では、地域の医療機関からの医師派遣（診療応援）の要請を受付ける組織として「地域医療総合支援センター」を設置し、窓口を一本化して運営している。

窓口の一本化により、医師派遣の要望に対しては、診療科間の調整を円滑に行うことができ、可能な限り医師の派遣に努めている。派遣するための医師についても、医学部教員（医師）数の増員に伴って増加傾向にあり、地域医療における貢献度も徐々に増しているものと考える。

高齢化が急速に進む中、地域住民を対象とした健康に関する啓蒙活動として、定期的に市民公開講座や健康講話など、地域の健康増進に資するイベントを開催している。

また、医学部の学部教育においても、全教育期間を通じ、東北 6 県の計 19 病院（「地域医療ネットワーク病院」）の協力を得て、同じ地域を訪問、滞在しながら学習する地域滞在型の地域医療教育を行うことにより、地域社会の理解を深めるとともに、医師としての使命感を醸成しており、将来的な地域医療の担い手として、卒業生（医師）が地域に定着することを目指した教育を行っている。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 24(1949)年度
所在地　　宮城県仙台市青葉区小松島 4-4-1
　　宮城県仙台市宮城野区福室 1-15-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
薬学部	薬学科　生命薬科学科
医学部	医学科
薬学研究科	薬学専攻　薬科学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
9 月 3 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 16 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 30 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 20 日	実地調査の実施　　10 月 20 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 21 日	10 月 21 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 13 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 21 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 17 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

28 東北工業大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命・目的は、建学の精神「わが国、特に東北地方の産業界で指導的役割を担う高度の技術者を養成する」のもと、人間性と調和した科学技術をもって展開することを明文化している。個性・特色では、教育のスローガンを基調に三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に「学生の指導(Guidance)ポリシー」を加えた四つのポリシー「AEGG ポリシー」を独自に定め、学士力を高める方針を明示している。平成 20(2008)年に人間と環境の視点に重きを置いた文理融合型大学に変革し、将来構想を経て中期計画「TOHTECH 2023」を策定して、社会のニーズを踏まえ見直している。使命・目的、教育目的等は、学生便覧等に明記して、役員・教職員に毎年度配付し理解と支持を得ている。教育目標は、ウェブサイト等でも学内外へ周知している。教育目的・方針に基づき、学士力として六つの能力・スキルを定め「AEGG ポリシー」に反映して各委員会と連携し、教育の質保証を行う整合性を持った構成で運営している。

〈優れた点〉

○三つのポリシーに基づく学士力の要請に加え、総合的人間教育の観点から、三つのポリシーに学生の生きる力を高めるための「指導(Guidance)ポリシー」を加えた、四つのポリシー「AEGG ポリシー」を策定して、教育目標を明確にしていることは評価できる。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーを明確に定めて大学案内・ウェブサイト等で適切に周知している。入学者選抜方式を多様化させ、定員の厳格化に対応して学生数を確保している。教育目的の達成に向けて、教員と職員が連携・協働し、情報共有と運営で教育の質的向上を図っている。実験・演習科目では、TA(Teaching Assistant)を採用し学修支援を充実させている。学生への就職支援は、就職委員会とキャリアサポート課が連携し「就職活動なんでも相談室」などを設置し、全学的な進路・就職支援事業を推進している。学生生活では、学生委員会を中心に、奨学金・学生生活などに関する支援体制が適切に機能している。学修環境は、校地・校舎・施設設備などが法令に基づき適切に整備されている。学生の意見要望は、「学長直行便」や「学生生活実態調査」を実施し、調査結果をもとに学内に公表して、学修環境の改善に活用している。

〈優れた点〉

○障がいのある学生に対応して、「障がいのある学生への修学等の支援に関する規程」を定め、更に「障がい学生支援委員会」を設置して、全学的な支援体制を整備し運営していることは評価できる。

○仙台市中心部にサテライトキャンパスを開設し、学生や教職員、関係者の作品・研究成果の展示、ワークショップや研究発表などに利用し、大学の地域連携や研究成果発信の活動拠点として有効に機能している点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目標に基づき、ディプロマ・ポリシーを定め、具体的な学士力として六つの能力・スキルを明示し、学生便覧やウェブサイトにより周知している。ディプロマ・ポリシーに従い、単位認定・進級・卒業認定の基準を定めて厳正に適用している。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保して定め周知している。高等学校教育から大学教育への円滑な移行を図る目的で設置した「学修支援センター」と連携し、教養教育から専門教育へ接続する工夫を行っている。教育改善の実施に向けて、FD 委員会が授業評価アンケートを実施し、学内への結果公表と授業改善や新しい教育法の講演会を企画するなど、授業改善の啓発・促進に努めている。「AEGG ポリシー」に基づく学修成果を可視化するため、FD 委員会での点検評価を踏まえた問題発見・認識・改善方策の検討を行い、学修指導改善にフィードバックしている。

〈優れた点〉

○平成 28(2016)年度より、大学が認めた本人の責に拠らない欠席に対し、これを補完する仕組みとして、相当学修の特別指導を受けることで欠席の取消しを行うことを明確にしている点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを発揮できるように学則及び規則を定め、副学長 2 人で学長を補佐する体制を確立している。使命・目的の達成と教育の質保証を目的に「代議員会」を設置し、意思決定が迅速に進むよう教学マネジメントを構築するとともに組織的な意思決定を行っている。各委員会には教員と職員が適切に配置され、教職協働の役割を明確にしている。教員の採用・昇任は規則に基づき行われており、教育目的に即して専任教員を配置している。教育改善を図るため FD 委員会を設置し、教員評価・教育改善の研修会等を実施するなど組織的に取組んでいる。SD(Staff Development)活動は、資質向上のため、学内研修・学外研修・自己啓発研修の 3 種類の研修を実施している。教員の研究環境は適切に整備し確保している。研究倫理に関する規則を定め、責任体制を明確化し厳正に運用している。研究活動の資金配分は、学内公募研究などに重点配分している。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人の経営に必要な規則を整備し、規律と誠実性を維持して運営している。使命・目的の実現のため、中期計画「TOHTECH 2023」を策定し社会情勢に対応した継続的な努力を行っている。環境保全・人権・安全については、規則を定め、保護・保全に配慮してい

る。理事会は、寄附行為に基づき使命・目的の達成に向けた意思決定体制を整備し、事業計画の実現に向け適切に機能している。理事会の意思決定の迅速化を図るために、権限を委譲された「常勤理事会」を設置・運営し、経営改善に向けた相互チェック体制が整備され機能している。監事及び評議員の選任は寄附行為にのっとり行われ、監事は内部監査結果を理事会に報告している。事業計画に基づき、適切な財務運営により安定した収支バランスを確保している。会計処理は、学校法人会計基準や諸規則を遵守し適正である。会計監査は、公認会計士・監事及び内部監査室の有機的な連携のもと三様監査を厳正に行っている。

「基準６．内部質保証」について

使命・目的の達成に向けて規則を定め、「大学評価総括委員会」が自己点検・評価の総括・運営を担当し、評価を実施している。教育研究活動の質保証では、内部質保証方針及び評価関連規則に基づき、「内部質保証推進委員会」を設置し、大学自己評価委員会や各種委員会と連携した組織と責任体制を確立している。毎年度定める重点評価項目と内部質保証方針に沿って自律的な自己点検・評価を行い、改善策の対応状況を情報共有する体制を整備している。IR(Institutional Research)活動は大学企画室が担当し、学修成果の可視化に向けた調査・分析を実施している。内部質保証に向けては、「AEGG ポリシー」を起点に自己点検・評価と外部評価を実施し、管理運営面においても財政基盤強化・教育研究環境の整備を行い、PDCA サイクルの仕組みが確立し機能している。

総じて、建学の精神に基づき、使命・目的の実現に向けて、教育の質保証・学生支援の強化・大学ガバナンスの視点で、現況の把握と改善事項を検証する PDCA サイクルの仕組みを構築して、法令を遵守し運営している。また、建学の精神をもとに「創造から統合へ―仙台からの発進―」をスローガンに教育研究活動と人材育成を目指し、内部質保証を図る教育支援体制及び環境の改善を継続的に行っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 恒常的な学生支援体制
2. 国際交流の取組み

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】
基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉
大学の使命・目的は、建学の精神「わが国、特に東北地方の産業界で指導的役割を担う高度の技術者を養成する」のもとに、「創造から統合へ―仙台からの発進―」をスローガンに「人間性と調和した科学技術を展開させうる人材の育成」として学則第 2 条に具体的かつ簡潔に文章化している。個性・特色では、教育のスローガンを基調に三つのポリシーに「学生の指導(Guidance)ポリシー」を加えた「AEGG ポリシー」を独自に定め、学士力を高める方針として明示している。
大学の使命・目的及び教育目的は、ウェブサイト等を通じ、学内外に明確に示している。平成 20(2008)年に人間と環境の視点に重きを置いた文理融合型大学に変革し、2 度の中長期的な将来構想を経て新たな中期計画「TOHTECH 2023」を策定し、社会のニーズを踏まえた見直しを行っている。

〈優れた点〉
○三つのポリシーに基づく学士力の要請に加え、総合的人間教育の観点から、三つのポリシーに学生の生きる力を高めるための「指導(Guidance)ポリシー」を加えた、四つのポリシー「AEGG ポリシー」を策定して、教育目標を明確にしていることは評価できる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映
1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
使命・目的、教育目的等は、学生便覧などに明記して、役員・全教職員に毎年度配付し理解と支持を得ている。建学の精神、大学の理念・教育目標は、ウェブサイト・学生便覧等にも記載され学内外に周知している。最重点施策の早期実現に向けては、理事会のもとに、組織横断的に構成した「次期中期計画策定ワーキンググループ」を設置し、将来ビジ

ョンとして「東北地方に位置する最も魅力ある工科系私立大学」を掲げ、使命・目的を反映した中期計画に取組んでいる。

教育目的・方針に基づき、学士力として六つの能力・スキルを定め、教育・施策の達成に向けて「AEGG ポリシー」に反映している。教育研究組織は、3 学部 8 学科、2 研究科 6 専攻が大学の使命・目的及び教育目標を達成するために設置され、教育を支援する総合教育センターなど円滑な運営組織を構築しており、整合性の取れた構成となっている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育方針を踏まえた大学全体のアドミッション・ポリシーのもと、学科・研究科ごとに専門分野の特色を表すアドミッション・ポリシーを定め、大学案内やウェブサイトなどの各種媒体で、受験生・保護者・高等学校に対して積極的に周知している。

入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに沿って多様な選抜を実施し、多面的評価による入学者受入れを実現している。入学試験委員会において、入試の適切な運用を検討し、志願者傾向や入試実施結果を検証するなど、入試制度の改善につなげている。

入学定員に関しては、過去 5 か年で未充足の学科も見られたが、令和元(2019)年度からは全学科で収容定員を確保している。

2－2. 学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援・授業支援は、教務委員会を中心に、教員と教務学生課及び事務室職員が協働して取組んでいる。演習・実験科目などには、TA、SA(Student Assistant)を採用して支

援を充実させている。また、学修支援センターなどの各センターを介して、教職協働による支援を行っている。

学修支援センターは、学生の基礎学力向上のための講座や個別指導などを実施し、学力不足による退学・休学・留年の防止対策に取組んでいる。また、「先取り履修」「特別進級」制度や留年後の学費減免制度を設けて、学修意欲の向上や休退学防止体制を整備している。

学科では元教員などを「教学アドバイザー」に任用し、学力面や多様な問題を抱える学生に対し、個別指導による学修サポートを行っている。

オフィスアワーは、学生の自主的な学修を促すために毎週設定し、ポータルサイトにて周知している。

〈優れた点〉

○障がいのある学生に対応して、「障がいのある学生への修学等の支援に関する規程」を定め、更に「障がい学生支援委員会」を設置して、全学的な支援体制を整備し運営していることは評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教養教育科目内に、学問と社会の関係を意識した職業観と高い倫理観を養い、生きるための力を育てる目的で、キャリア関連科目を配置している。インターンシップを支援し、企業や官公庁などでの就業体験をあっせんしており、一定の条件を満たす場合は教養教育科目「特別課外活動」として単位認定し、学生のキャリア形成を推進している。

就職支援体制は、就職委員会とキャリアサポート課からなり、全学的な進路・就職支援事業を推進している。学科ごとに「学科就職支援委員会」を設け、学科の特色と個々の学生の特性を生かした支援を展開している。就職相談は、「進路指導員制」を導入し、学科教員がキャリアサポートスタッフや学科の就職委員と連携して個別相談・指導を行っている他、キャリアサポート課、「就職活動なんでも相談室」などで対応している。

2－4. 学生サービス

2-4-①　学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のために、教職員で構成する学生委員会を設置し、奨学金や課

外活動、その他学生生活に関わる事項についての支援を行い、適切に機能している。

経済的支援として、日本学生支援機構等の奨学金の他、大学独自の給付型奨学金制度や後援会と同窓会による貸与型奨学金を設けて、適切に支援している。

課外活動への支援として、課外活動連合委員会加盟の各団体に対する活動資金の援助や老朽化設備の改修などを実施している。また、課外活動での成績優秀者及び団体の表彰や学生自主企画助成金制度による活動支援を行っている。

心身に関する健康相談、心的支援、生活相談体制として、「ウェルネスセンター」を組織し、保健室、カウンセリングルームを設置して、保健師、看護師、カウンセラーが常駐して学生の相談等に対応している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のため、設置基準を上回る校地・校舎を有しており、教育・研究施設を適切に整備し、有効に活用している。耐震基準以前の建物は全て耐震補強工事が完了している。

図書館を各キャンパスに設置し、教育研究に必要な学術情報書籍や資料を確保し、利用目的に応じた快適な学修環境を整備している。また、ICT（情報通信技術）教育のためのコンピュータ演習室、各学科の実験・実習に必要な施設を整備している。ICT を利活用した主体的学修の推進に向けた学修環境と学生サービスの向上のため、無線 LAN を増設し、有効に活用している。無線 LAN を活用した多様な形態でのアクティブ・ラーニング授業ができるようにノートパソコンを整備している。バリアフリーなど、施設・設備の利便性にも配慮している。

授業形態を考慮したクラスサイズで授業の運営を行っている。理数系科目などでは習熟度別クラスを編制するなど、教育効果を十分上げられるように適切な学生数としている。

〈優れた点〉

○仙台市中心部にサテライトキャンパスを開設し、学生や教職員、関係者の作品・研究成果の展示、ワークショップや研究発表などに利用し、大学の地域連携や研究成果発信の活動拠点として有効に機能している点は評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】
基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉
学修支援については、勉学や学生生活全般に対する意見や要望などを学生が直接学長に進言する「学長直行便」でくみ上げ、回答を掲示するとともに、該当学科、部署において適宜活用している。
学生生活や施設・設備に対する学生の意見・要望については、定期的に全学で実施する「学生生活実態調査」によりくみ上げるシステムを整備している。学生の経済状況、進路・キャリア、課外活動、心と体の健康、施設・設備関連などの多岐にわたる生活実態の調査結果については、学生委員会が冊子に取りまとめた上で各部署に対して改善要望を行い、各部署で学修支援体制・心身や経済的支援などの学生サービス、学修環境などの改善に活用している。

基準 3. 教育課程

【評価】
基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定
3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】
基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉
建学の精神に基づき、教育目標を踏まえたディプロマ・ポリシーが策定され、身に付けるべき学士力として六つの能力・スキルを定めており、学生便覧とウェブサイトで学内外に周知されている。シラバス作成に際し、授業の達成目標・内容・成績評価の指針などを明示した指示文書を作成し、単位の実質化に厳密に取組むよう、全教員に周知徹底しており、またシラバスは、教務委員と事務局により点検されている。
学則に「試験及び単位の認定」の基本事項を定め、単位認定や進級・卒業・修了の判定基準と審査過程が明示されており、学生便覧やウェブサイトにより周知されている。

「東北工業大学成績評価のガイドライン」が策定され、全教員に周知徹底されており、単位認定や進級・卒業・修了の各判定が厳正に行われている。また、他大学等での既修得単位は、内容と単位数が精査され、教務委員会の審議、教授会の議を経て認定されている。

〈優れた点〉

○平成 28(2016)年度より、大学が認めた本人の責に拠らない欠席に対し、これを補完する仕組みとして、相当学修の特別指導を受けることで欠席の取消しを行うことを明確にしている点は評価できる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学部・研究科ごとにカリキュラム・ポリシーが策定され、これに基づいた教育プログラムは、各課程及び学科の学修教育目標との整合性を図り、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しながら体系的に編成されている。それぞれの科目群の学修・教育目標、科目間の関連性を学生便覧に明示するとともに、ウェブサイトで周知している。

教養教育を担当する「総合教育センター」が主幹となり、人間力・基礎教養・教職教養などを養うための教育課程を体系的に実施している。また、初年次教育の充実に努め、高等学校教育から大学教育への円滑な移行を図るための「学修支援センター」と連携・協働し、教養教育と各学科の専門教育をスムーズに接続するための工夫が行われている。

FD 委員会が授業評価アンケートを実施し、その結果を学生及び教職員に公表するとともに、授業改善要望書の発出、授業改善計画書の要請を行っている。また、教務委員会等と連携し、アクティブ・ラーニングや新しい教育法についての講演会を実施し、授業改善を啓発・促進している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

「東北工業大学アセスメントポリシー」が定められ、全学レベル・教育課程レベル・授業科目レベルの 3 段階において、三つのポリシーに指導ポリシーを加えた AEGG ポリシーの実現度及び AEGG ポリシーに基づく諸活動により得られる学修成果の点検･評価方法が明示され、運用されている。また、内部質保証推進委員会を組織し、大学の内部質保証方針に基づき、AEGG ポリシーの見直し、更には学修成果及び教育成果のアセスメント方針と可視化のあり方を検討している。

学生の学修状況等が学修支援システムに登録され、大学企画室にて統計分析が施されている。学生及び教職員がその結果を共有し、学修成果の点検・評価、学修指導の改善にフィードバックしている。また、さまざまな学生意識調査が行われ、FD 委員会での点検評価を踏まえ、問題発見・認識・改善方策の検討により教育の質的向上に役立てている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の職務については、「学校法人東北工業大学組織規程」及び学則に規定しており、学長が最終的な決定権を有することを明確に示し組織的な意思決定を行っている。学長が適切なリーダーシップを発揮することができるよう、学長を補佐する体制として、教育等担当副学長及び連携等担当副学長を指名している。それぞれは密接に関連する部局の長を兼務し、役割を分担している。

大学における企画・調整及び教授会から付託された事項の審議を目的として、代議員会を設置している。意思決定の迅速化及び代議員会の円滑な運営のため、学長、副学長、学部長、総合教育センター長、大学事務局長で構成される代議員幹事会を設置し、代議員会の議題、教育研究戦略に関する重要な事項及び学長から付託された事項を審議している。教学マネジメントにおいて適切に分散された権限をつかさどる各組織・委員会には、事務局機能を担う職員が配置され､一部は委員として教員とともに組織運営にも関わっている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉
「教職員の基準人員策定のためのプロジェクトチーム」が設置されており、理事会において入学定員及び収容定員を踏まえた基準人員、在籍者数を踏まえた適正人員を定め、教育目的及び教育課程に即して、専任教員を配置している。

教育等担当副学長が FD 委員会委員長を務め、教育内容・方法の工夫・開発が効率的に図れるよう努めている。教育研究分野に関する教員評価を実施し、優秀教員及び授業改善を要する教員の選考を含め、教育改善のための研修会等を企画しており、現状の見直しや改善に組織的に取組んでいる。

4－3. 職員の研修
4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】
基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉
大学運営に関わる職員の資質・能力向上のため、学内研修、学外研修、自己啓発研修の 3 種類の研修が体系的に実施されている。年度計画に基づいた学内研修として、階層別研修会（管理職研修会・課長補佐研修会・事務職員勉強会）のほか、新規採用事務職員研修会や課内研修(OJT)を実施している。外部の各種研修会・セミナー等に職員を指名して参加させる学外研修や、職員が自ら希望して参加する自己啓発研修と併せ研修体系が整備されており、これら研修への参加を支援する態勢も整えている。

4－4. 研究支援
4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理
4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用
4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】
基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教員の研究環境は適切に整備されており、研究空間は十分に確保されている。また、学修支援センター及び技術支援センターの設置や、両センターへの専任職員の増員によって教員の負担が軽減され、研究時間の確保につながっている。

研究倫理に関しては、学内の諸規則が整備され、責任体制を明確化して厳正に運用されている。また、研修会を実施して教職員の研究倫理意識の醸成にも努めている。

研究活動への資源の配分としては、消耗品・設備などの物的経費と RA(Research Assistant)などの人的経費に充てるための基礎的研究費を学内予算で配分するとともに、「地域連携プロジェクト研究」「研究支援センター共同プロジェクト研究」「学内公募研究」に関する規則を整備し、重点的に予算を配分している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為や私立学校法等の法令をもとに、「学校法人東北工業大学組織規程」等を定め、法人の使命・目的を実現するための組織を整備して、学内規則を遵守し理事会を最高決議機関として適切に運営している。社会環境の変化に迅速に対応し、社会的使命と目的を果たすために、中期計画及びその裏付けとなる財務計画を策定し実行している。直近では令和 5(2023)年度を目標年次とする中期計画「TOHTECH 2023」を策定し、大学及び高等学校それぞれの将来ビジョンを掲げ、使命・目的の実現のために継続的に取組んでいる。

「東北工業大学環境保全委員会」を設置し、環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の認証を平成 20(2008)年 2 月に取得し、以降 3 年ごとの更新審査を経て維持し、環境改善に取組んでいる。学生及び全教職員へ配付している学生生活のためのハンドブック「CAMPUS LIFE」に、地震発生時の対応や安否確認メールの送信方法等を記載し、危機管理体制の周知を図っている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は寄附行為にのっとり、中期計画に基づく事業計画を策定して、教育改革・大学経営等を審議決定して適切に運営している。また、理事会における意思決定の迅速化を図るため、理事会の権限を委譲された「常勤理事会」を設置して機動的に運営している。

理事の選任は寄附行為に基づき行われている。企業経営者や弁護士などの学識経験豊かな学外理事が含まれており、社会環境の変化に対応した幅広い意見を取入れ、使命・目的の達成に向けて適切に管理・運営を行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

常勤理事と副学長で構成する経営戦略会議を開催し、常勤理事会の議案や法人の財政基盤確立及び経営改善に関する諸課題について意見交換し、意思疎通と連携を適切に行っている。日常業務の決定については、寄附行為及び同施行細則の規定により、理事会から理事長に委任されており、理事長が法人の管理運営を行う上でリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。

監事は、規則に基づき、法人の業務及び財務の状況について監査を行い、監査報告書を作成し、理事会、評議員会に報告している。また、全ての理事会、評議員会に出席して所見を述べており、有効に機能している。

評議員会は、事業計画、予算、基本財産の処分等のみならず、理事会が重要と判断した議案についても諮問されており、諮問機関としての役割を果たしている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

教育の質向上や、学生の学修や生活への支援充実を目指し、教育環境の改善整備事業が計画的に進められており、中期計画「TOHTECH 2023」に基づく適切な財政運営が確立されている。

平成 28(2016)年度から連続して収容定員を満たす入学者数を確保するなど、学生募集の好調を背景とした学生生徒等納付金の伸びに対し、人件費等の経費の増加は抑えられ、将来に備えた金融資産の蓄積も進んでいることなど、安定した財務基盤が確立され、収入と支出のバランスは保たれている。

5－5. 会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準を遵守するとともに、「学校法人東北工業大学経理規程」及び関連する諸規則に基づき、理事会及び評議員会における決算の承認・報告等の手続きも含めて適正に実施されている。

会計監査の体制は整備されており、公認会計士及び法人の監事による監査が厳正に実施されている。また、理事長の命によって立案された監査計画に基づいて内部監査が実施されており、総じて、公認会計士、監事及び内部監査室の有機的な連携のもとに三様監査が適切に行われている。

〈参考意見〉

○経理規程に、「消費収支」という旧学校法人会計基準の用語が残っているので、現行基準に基づく用語への変更が望まれる。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のために、使命・目的の達成に向け「本学の学生が身につけるべき学士力」を学修成果として明示し、更に具体的な方針である「AEGG ポリシー」を起点とする PDCA サイクルの実質化を図っている。

教育研究活動の内部質保証に関しては、内部質保証方針及び評価関連規則に基づき、「内部質保証推進委員会」を設置して、大学自己評価委員会等の各種委員会と連携した組織体制を整備して改善につなげている。教育目的や内部質保証方針に基づいて、定期的に自己点検・評価を実施している。重要事項は、学長を委員長とする代議員会等において審議し、学長が最終的な決定・計画指示等の判断を行い改善や改革につなげており、内部質保証に向けたPDCAサイクルを構築し責任を明確にしている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目6-2を満たしている。

〈理由〉

内部質保証については、自己点検・評価関連規則を改正して、令和元(2019)年度より自己点検・評価を毎年度実施することとした。毎年度の重点評価項目を設定するとともに、内部質保証方針に沿って、「大学評価総括委員会」が自己点検・評価の総括・運営を担当し、自律的な自己点検・評価を行っている。自己点検・評価に客観性と妥当性を与えるため、学外有識者を委員とする外部評価委員会を設置し、社会的な評価と助言を受けている。自己点検・評価は、日本高等教育評価機構の評価項目に準拠し、エビデンスデータによる分析・評価を実施している。自己点検・評価の結果は、Eメールで教職員に周知し情報共有するとともに、ウェブサイトで社会に公表している。

内部質保証のために、大学企画室が学内の各種情報を収集し、分析と情報提供を行うIR活動を担当しており、「TOHTECH FACT BOOK」を作成するなど、学修成果の可視化に向けた体制が整備されている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目6-3を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に向けて「AEGGポリシー」を起点に自己点検・評価、外部評価を計画的に実施している。「学校法人東北工業大学第2次5カ年計画」の達成状況と課題の分析結果を踏まえて、新たな中期計画「TOHTECH 2023」に教育の改善・向上の指摘事項を反映している。また、毎年度の各部局の総括を大学の自己点検・評価の一部に組込んで実施している。改善の指摘や課題は、内部質保証推進委員会において対応策を検討しており、評

価の内容によっては担当部局に対して学長が直接諮問して改善につなげている。

管理運営面でも、自己点検・評価の結果をもとに、財政基盤強化の取組みや教育研究環境の整備計画策定を行っており、PDCA サイクルの仕組みが確立され内部質保証が機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域連携・社会貢献

Ａ－1．地域交流・連携

A-1-①　本学が行っている地域連携活動

Ａ－2．産学官連携

A-2-①　本学が行っている産学官連携活動

Ａ－3．生涯学習

A-3-①　本学が行っている生涯学習

Ａ－4．研究活動

A-4-①　地域連携・社会貢献に資する研究活動の推進

【概評】

地域連携センターを設置し、研究支援センターとともに自治体や産業界との連携研究・受託研究を推進している。平成 26(2014)年度に「地（知）の拠点整備事業」に採択され、また仙台市と「まちづくりにおける連携協定」を結び、地域の課題解決と地域志向の教育に取組んでいる。平成 27(2015)年度から「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」として､「みやぎ･せんだい協働教育基盤による地域高度人材の育成事業｣に取組んでいる。

平成 28(2016)年に「東北工業大学産学官連携ポリシー」を策定し、共同研究や受託研究を推進している。学内の研究資源として「東北工業大学研究シーズ集」を作成し、また、「一番町ロビー」にて「Tohtech サロン」を開催し、地域や産業界に研究資源の発表等を行っている。また、学都仙台コンソーシアム復興大学事業（宮城県補助事業）を通じ、東日本大震災からの復興に取組む地域企業に対して、課題解決の相談に応じている。

平成 7(1995)年から一般市民を対象とした公開講座を開催しており、平成 15(2003)年にはサテライトキャンパス「一番町ロビー」が開設され、大学の研究成果を一般市民に発信している。また宮城県美術館や仙台市博物館と連携して「まちなか美術講座」「まちなか博物館講座」を開講し、また平成 29(2017)年度から学都仙台コンソーシアムの一部として、「復興大学県民講座」を開講しており、地域住民の生涯学習の場として定着している。

「東北 SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）研究実践拠点事業」を推進し、「防災・減災技術研究拠点」「医工学・健康福祉研究拠点」「地域・地場産業振興研究拠点」として活動している。大学予算による学内公募研究や、外部からの受託

研究を積極的に行っており、研究課題は、外部からの要請のみならず、大学の研究所や研究室から提案されるものもあり、双方向の地域連携が行われている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 恒常的な学生支援体制

本学では、留年・休学・退学の削減を図るため、専門教育はもちろん学生生活から進路支援に至るまでの指導を担う学科(A¹)、語学等の教養教育を担う総合教育センター(A¹)、主に学科の学びで問題を抱える学生を支援するため平成 27(2015)年に新設した教学アドバイザー(A²)、入学前教育やリメディアル教育などの基礎学力向上を図るために平成 29(2017)年度設置した学修支援センター(B)、各学科等における実験実習等の学びを支援するために平成 29(2017)年度設置した技術支援センター(C)、学業・生活・経済面及び進路支援に至るまでの相談窓口の教務学生課及(D)び長町校舎事務室(E)、キャリア形成及び就職の支援相談窓口のキャリアサポート課(F)、身体の健康と心の健康の支援相談窓口のウエルネスセンター(G)等の組織及び教職員ごとによる、多様な問題を抱える学生に対する恒常的な支援を展開している。

しかしながら、各組織等間の情報共有不足が現在の支援体制における課題となっている。そこで、今後、多様な問題を抱え様々な指導を要する学生の情報共有をスムーズに行い、個々に適した指導や助言の推進を図るため、相互に連携を深めて学生にアプローチする新たな支援体制の構築（下図）を予定している。

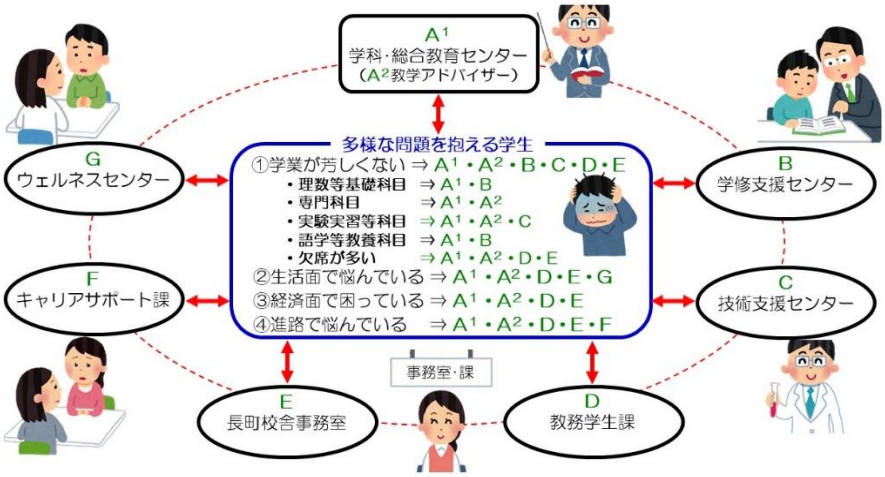

図「相互連携の強化を軸とした新たな学生支援体制のイメージ」

2. 国際交流の取組み

国の内外を問わず、文化や価値観を異にする人々との交流を通して理解しあえた体験は、人を幸福にし、人生を豊かにする源であり、学生にはそのことが重要な修養である。その意味において、国際交流事業として外国の学生・教職員を受け入れることと本学の学生・教職員を派遣することは同等の意義を有すると考え、そのための環境を整えている。

現在、本学が国際交流協定を締結した大学は、学科レベルの協定も含め 15 校である。これらの大学とは、学生の派遣と受け入れの覚書を取り交わしており、平成 27(2015)年度

～令和元(2019)年度の 5 年間の派遣総数は 124 名、受け入れ総数は 133 名である。
平成 28(2016)年には日本国際協力センター(JICE)の「KAKEHASHI Project」に採択され、米国テキサス州ヒューストンに学生 23 名を派遣した。帰国後、同プロジェクト参加学生を中心とした国際交流サークルの結成に発展し、現在も活発に活動を続けている。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度　昭和 39(1964)年度
所在地　宮城県仙台市太白区八木山香澄町 35-1
宮城県仙台市太白区二ツ沢 6
宮城県仙台市青葉区一番町 1-3-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
工学部	電気電子工学科　情報通信工学科　建築学科※　都市マネジメント学科 環境エネルギー学科※　環境応用化学科
建築学部	建築学科
ライフデザイン学部	産業デザイン学科　生活デザイン学科　経営コミュニケーション学科
工学研究科	電子工学専攻　通信工学専攻　建築学専攻　土木工学専攻 環境情報工学専攻
ライフデザイン学研究科	デザイン工学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
9 月 9 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 24 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 8 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 27 日	実地調査の実施　10 月 27 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 28 日	10 月 28 日　第 3・4 回評価員会議開催
12 月 2 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 22 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理

	（意見なし）

29 東北生活文化大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合しているとは認められない。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

明治 33(1900)年設立の東北法律学校、明治 36(1903)年開学の東北女子職業学校、昭和33(1958)年創立の三島学園女子大学を経て、大学は校訓「励み、謹み、慈み」を継承している。また、建学の精神に基づき、学則に大学の使命・目的及び教育目的を具体的に明文化し、大学ホームページ等で公表している。開学以来、実践的教育の重視、少人数教育の重視、生活と美の融合を特色として地域の生活や社会貢献に寄与する人材育成を行うなど、大学の使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色が反映されている。大学の使命・目的及び教育目的は、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映されている。家政学部、美術学部を設置し、各種支援センターを配置するなど、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織は整備されている。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシー及び入学者選抜の基本方針を各学科・専攻で定めて、学内外へ周知を図っている。入学者選抜は、適切な体制のもとに行われている。

クラス担任が各学期に面談を実施して学修指導や生活面での細やかな助言を行うほか、教員組織、各種の委員会・センター及び学生課、教務課などから構成される教職協働での学生支援体制が整備され、適切に運営されている。キャリア教育の支援体制の整備に加え、「三島学園産学連携協議会」を組織し、県内外の企業と連携してビジネス環境の変化に即応できる人材育成を行うなど、積極的な取組みが行われている。学生課、学生支援委員会、クラス担任、学生相談所及び保健センターが学生生活の支援に適切に当たっている。

校地・校舎は設置基準を上回る十分な面積を有し、有効に活用されている。学修支援に対する学生の意見などをくみ上げるシステムは概ね整備されている。

〈優れた点〉

〇学生が職業を有している場合や、その他家庭の事情等により 4 年間での履修が困難な場合、長期履修制度を設け 4 年分の学生生徒等納付金で最長 8 年間の在学を可能にしており、社会人学生に対して手厚い配慮がなされている点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

大学の教育目的・使命に基づき、学部・学科・専攻ごとにディプロマ・ポリシーとカリ

キュラム・ポリシーを定めて学内外に周知しており、両者の一貫性が確保されている。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等を定めて適用している。教養教育は、全学部に共通した「大学共通教養科目」として設けられ、適切に実施されている。入学前教育として e ラーニング、初年次教育として「スタディスキルズ」、体験学習・調査学習等のアクティブ・ラーニング、専門教育の一環としての研修旅行の実施など、授業に工夫がなされている。アセスメント・ポリシーの評価方法・指標に基づき、学修成果を点検・評価した結果を改善につなげるための実施体制に不十分な点があり、一層の努力が望まれるものの、FD 委員会による授業改善アンケート等の実施など、教授方法を改善するための組織体制は整備されている。

「基準４．教員・職員」について

大学の教授会は教授会規程に従って運営されており、学長が教学マネジメントに関する意見を聴取する体制が整備されている。また、教授会前の学長及び幹部教職員による会議や、学科・専攻での会議による意思の統一を図っており、大学の意思決定と教学マネジメントにおいて学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制は整備されている。

大学の各職務の権限の分散と責任は明確化され、大学の意思決定及び教学マネジメントは大学の使命・目的に沿って概ね適切に行われている。また、定期的な FD(Faculty Development)研修の開催や学内公開授業を実施するなど、FD 委員会による組織的な研修の実施とその見直しが行われており、SD(Staff Development)研修にも取組んでいる。大学独自の研究支援制度を設けるなど、適切な研究環境を整備し有効に活用している。

「基準５．経営・管理と財務」について

教育情報及び経営情報等は適正に公表されており、環境保全、人権及び安全に関する諸規則が整備され、有効に活用されている。また、会計処理は学校法人会計基準や経理規程等に基づき適正に行われており、会計監査も体制を整備し概ね厳正に実施している。

一方で、使命・目的の実現のための法人及び大学運営において、寄附行為をはじめ諸規則を定めているが、理事会・評議員会の運営などで規則と異なる手続きが行われており、法人全体での厳正な経営の規律と誠実性の維持への取組みが強く求められる。また、ガバナンス機能の向上のため、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境の整備に一層配慮する必要がある。中期的な計画の策定では、法人及び大学の各部門で検討された将来構想に基づき学内理事会での検討を経て理事会で決定されているが、計画に沿って財務運営を行った場合も安定した財務基盤が確立されるとはいえず、強く改善を求める。

「基準６．内部質保証」について

学則に従って大学の自主的な自己点検・評価が実施されている。内部質保証に関する全学的な方針を明示しているが、内部質保証のための責任体制をより明確化し、恒常的な組織体制とするため、今後更なる努力が求められる。平成 23(2011)年度より PDCA サイクルを取入れ、内部質保証のための自主的な自己点検・評価に努めている。平成 29(2017)年度に IR 室を立ち上げ、学生の学修状況や入試情報等の現状把握のための調査・データの収集と分析を行っている。自己点検・評価や認証評価等の結果を踏まえた中期的な計画

に基づき大学運営の改善・向上が図られている。大学は、内部質保証のための PDCA サイクルの実質化の途上にあるため、今後、大学全体で内部質保証の機能性を高めるためのより効果的、継続的な取組みに期待したい。

総じて、大学は、建学の精神を柱に「我が国の生活文化の向上を図る」という使命・目的を達成するために、歴史の中で培われた個性や特色を生かして教育研究活動に取組んできている。大学は、「地域の生活および文化の創造に貢献できる人材の育成」を教育目的としており、「地域の暮らしをデザインする力を育む大学」として、今後、その教育特色を更に発展させていくことに期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献および連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 文化創造に寄与する美術学部の取り組み
2. 服飾文化の伝統の継承

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的は、建学の精神に基づき、学則第 1 条に「我が国の生活文化の向上を図るため、学術の中心として、幅広い教養を授けるとともに、深く生活と文化に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、社会に貢献する人間性豊かな人材を育成する」と明確に定められている。建学の精神にのっとり、学則第 5 条に大学の教育目的を具体的に明文化、簡潔に文章化し、大学ホームページ等で公表している。開学以来一貫して、実践的教育の展開、少人数教育の重視、生活と美の融合を特色として地域の生活や社会貢献に寄与する人材育成を行うなど、使命・目的及び教育目的に個性・

特色が反映され、学内外に明示している。社会情勢に対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しが行われ、学部新設などの改革に取組んでいる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

教育課程に伴う重要事項は、教授会で教職員に周知されるほか、学長から理事会や評議員会で説明されるなど、使命・目的及び教育目的の策定などに役員、教職員が関与、参加している。大学の使命・目的及び教育目的は、大学ホームページ、「SeiBon（大学案内）」「大学要覧」などで適切に学内外に周知されている。

「中期将来構想（計画）」として、「教育の質保証と専門知識等の学力の向上」をはじめとした教育方針が示され、使命・目的及び教育目的を中期的な計画に反映させている。また、使命・目的及び教育目的は、三つのポリシーに反映させている。

学則に定めた使命・目的及び教育目的を達成するために 2 学部を開設し、各支援センターを設置するなど、必要な教育研究組織は整備されている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、使命・目的及び教育目的に基づき、学部・学科・専攻別に定められ、大学ホームページ、「入学試験要項」「SeiBon（大学案内）」「大学要覧」など

で公表し、入試説明会などでも説明して周知を図っている。また、アドミッション・ポリシーに沿って多様な入試形態により入学者選抜を実施している。入学者選抜方法の妥当性についても、「アドミッションセンター」が各学部・学科・専攻からの報告の確認及びデータの集積と分析を行うなど、適切な体制のもとに行われている。

入学定員に沿った学生の受入れ数を維持するために、今後も努力を継続することが望まれる。

〈参考意見〉

○美術学部美術表現学科の令和 2(2020)年度入学生が入学定員を大幅に超過したことで、一部の学生の施設・設備の利用に支障がある点について、入学定員に沿った学生の受入れに関する具体的な方策を検討することが望まれる。

○家政学部家政学科の収容定員未充足が継続している点について、改組転換などの改革を経て令和 2(2020)年度に収容定員充足率が向上し、回復の兆しが見えつつあるが、今後も継続して入学生確保のための努力が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教員組織、各種の委員会・センター及び学生課、教務課などから構成される学修支援のための教職協働の体制が整備され、学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制が適切に運営されている。また、一部の専攻を除いて複数の教員による担任制が導入されており、担任が 1 人だけのクラスも十分にクラス担任の眼が届く規模であり手厚い対応がされている。教職協働による学修支援に基づいた「学生修学支援対応マニュアル」及び「担任による指導・支援の指針」などに従って、学生一人ひとりの目標に合わせた学修指導や生活面での細やかな支援が行われている。TA に代わる制度として、令和元(2019)年度から SA(Student Assistant)制度が実施され、教員の教育活動への支援が適切に行われている。オフィスアワーは全学的に適切に実施されている。障がいのある学生に対しも適切に配慮されている。

〈優れた点〉

○学生が職業を有している場合や、その他家庭の事情等により 4 年間での履修が困難な場合、長期履修制度を設け 4 年分の学生生徒等納付金で最長 8 年間の在学を可能にしており、社会人学生に対して手厚い配慮がなされている点は評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

初年次に基礎的な知識を学ぶ「スタディスキルズ」「ライフデザイン」や、2～4 年次に開講する「キャリア開発」「キャリアサポート」などの科目群を体系的に設置し、「インターンシップ実習」を通して実社会に対応した教育を展開するなど、キャリア教育の支援体制が整備されており、就職・進学に対する相談・助言体制を整備し適切に運営している。「公的資格取得支援センター」を通じて健康栄養学専攻の国家試験対策としてのセミナーを開催している。また、服飾文化専攻の資格取得に向けてさまざまな専門の講座を開講し、家政学部生活美術学科では、中学校・高等学校教員免許・学芸員の資格取得や小学校二種免許状取得のためのコースを開設している。3 年次に公務員試験対策講座を開設しているほか、「三島学園産学連携協議会」を組織し、県内外の企業と連携してビジネス環境の変化に即応できる人材育成を行うなど、キャリア教育のための取組みが行われている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス・厚生補導への取組みは、学生課と学生支援委員会が中心になり、クラス担任、学生相談所、保健センターが連携し、適切に対応している。特に、クラス担任の業務のために「学生修学支援対応マニュアル」を作成し、学生の状況の把握だけでなく各部署と連携を図りながらクラス運営を行うなど、取組みに工夫がなされている。

また、大学独自の授業料減免制度や奨学金制度を設け、学生に対する経済的支援を適切に行っている。学生の課外活動への支援は、教員と学生で組織された学友会と保護者等で構成された後援会が取組んでいる。

学生の心身に関する健康相談、心的支援及び生活相談には、保健センターと学生相談所が対応に当たっており、ハラスメントへの対応は、学生課も交えて速やかに対応できる体制が整備されている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

設置基準を上回る面積の校地・校舎を有し、講義室、実験・演習室、体育館、運動場、図書館などが適切に整備され、有効に活用されている。博物館実習施設として活用されている「顕彰館」等の施設・設備だけでなく、教育目的の達成のために快適な学修環境も整備している。図書館は適切な面積と座席数を有し、映像閲覧等のための設備やスペースが設置されており、教育研究上必要な蔵書、学術雑誌、視聴覚資料を有し、図書館蔵書検索システムによる蔵書検索や、タブレット型パソコンの貸出しによる少人数の授業及びゼミ等、個人学習やグループ学習での活用にも対応できる環境が整備されている。障害のある学生等への対応のため、スロープや階段の手すり、エレベータの設置などのバリアフリー化が行われているだけではなく、施設・設備の安全性と利便性の維持・管理にも配慮がなされている。また、授業を行う学生数は教育効果を上げられるような人数になっている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

教員の教授能力・技能の向上と学生のニーズに対する授業への改善を図るために、FD 委員会により全授業を対象に「学生の授業改善アンケート」が実施されている。また、学修に係る学生の意見・要望は、クラス担任、学生相談所、教務課、学生課が受入れの窓口になり把握している。学生の心身に関する健康相談は、保健センターが窓口となり学生相談所と連携して対応している。障がいを持つ学生への対応として、平成 29(2017)年度に設置された障がい学生支援センターが教職員の共通理解を図っている。また保護者の意向調査票から得た情報を保健センター、学生相談所及び担任が共有して活用することにより、学生の生活全般をサポートしている。経済的支援をはじめとする学生生活に関する相談は、学生相談所、学生課及び担任が対応し、学生支援委員会及び教授会で報告されている。

〈参考意見〉

○学修環境に関する学生の意見・要望を十分に改善に反映できているとはいえないので、調査の実施頻度と分析の方法を見直し、より綿密に学生の意見をくみ上げ、改善に反映させる体制の構築が望まれる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の教育目的を踏まえ、学部・学科・専攻ごとにディプロマ・ポリシーを定め、大学ホームページ、学生便覧、「SeiBon（大学案内）」「大学要覧」に掲載している。また、新入生に対しては必修科目の中で説明し、周知を図っている。

学則及び「東北生活大学共通教育課程、履修方法等に関する規程」に、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、既修得単位数等を適切に定め、概ね厳正に適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、学部・学科・専攻ごとに、カリキュラム・ポリシーを大学ホームページ、学生便覧、「SeiBon（大学案内）」に掲載し周知している。専攻ごとのカリキュラム・マップ、カリキュラムチャートを作成してカリキュラムを体系的に編成している。ディプロマ・ポリシーと関連付けてシラバスに各授業の到達目標を記載し、成績評価方法・基準を明記するとともに、教員相互によるシラバスチェックを行うなどシラバスの整備に努めている。教養教育科目は大学共通科目とし、学科・専攻の教育目標に合わせて修得単位数の下限を設けて基礎学力の向上や教養の保証を行っている。

入学前教育からさまざまな体験学習、調査学習等によるアクティブ・ラーニング、問題解決型授業などを取入れ授業内容・方法に工夫をしている。FD 委員会による授業改善アンケート、公開授業などを実施し、教授方法の改善に努めている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーと育成する人材像を踏まえたアセスメント・ポリシーを定め、学修成果の点検・評価を実施しているが、多様な尺度に基づき、組織的分析に更なる工夫を加え、教育内容・方法及び学修指導の改善へのフィードバックに努めることを期待したい。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示し、「学生による授業改善アンケート」「新入生アンケート調査」「在学生アンケート調査」「卒業生アンケート調査」を実施し、集計結果を教職員に配信して情報共有すると同時に、教授会等でも報告されている。また、授業評価優秀者の表彰やセミナーを開催するなどの工夫により教員それぞれが教育内容・方法及び学修指導等の改善を図っている。

〈参考意見〉

○学修成果の点検・評価のための各種調査は行われているが、組織的なデータ分析及びフィードバックが十分機能しているとはいえないため、今後、体制の一層の整備と円滑な運営が望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は、教授会を通じて教学マネジメントに対する意見を聴取して意思決定を行っている。教授会前に学長及び幹部教職員で構成された運営会議が開催され、学科・専攻において定期的な会議を開催して意思の統一を図るなど、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されている。また、教授会などの組織上の位置付け及び役割と、学長が教授会に意見を聴く必要がある教育研究に関する重要な事項が各規則に定められ、大学の使命・目的に沿って、意思決定及び教学マネジメントが適切に行われている。

大学の各職務の権限の分散と責任は「三島学園職務権限規程」により明確化されており、副学長の組織上の位置付け及び役割も明確で、機能している。

教職協働を基本とした教育に関わる大学の運営組織が整備されており、教学マネジメントの遂行に必要な職員が配置されている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準を満たす専任教員数を確保し、各種資格の養成校に必要な教員が適切に配置されている。また、教員の採用・昇任には、「東北生活文化大学教員候補者選考規程」及び「東北生活文化大学教員候補者選考委員会内規」に基づいて選考委員会を設け、教員を選考し、教授会の議を経て理事会で承認を得るなど、規則にのっとり適切に運用されている。

FD 委員会規程を定め、これに従い FD 委員会を設置している。「学生による授業改善アンケート」を実施して評価分析を行っており、定期的な FD 研修の開催や学内公開授業を実施している。また、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」である「みやぎ・せんだい協働教育基盤による地域高度人材の育成」への参加校として教員の教育技法の改善を行うなど、FD、その他の教員研修が組織的に実施されている。

〈参考意見〉

○FD 研修の一つである教員セミナー等において、研修後に効果が測定できるようなアンケート調査を行い、PDCA により FD が機能するよう見直しを行うことが望まれる。

4－3. 職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

教職員の資質向上のために、「東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部 SD 研修に関する規程」により教職員は SD 研修会の参加が義務付けられている。令和元(2019)年度には複数回の SD 研修会が実施されたほか、学外のさまざまな研修会への参加や、職員の資質・能力向上のための研修などが組織的に実施されているが、効果が表れるような体制や方法を整えることが望まれる。

〈参考意見〉

○SD 研修において、研修後に研修効果が測定できるようなアンケート調査を行い、PDCA により SD が機能するよう見直しを行うことが望まれる。

4－4. 研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

助教以上の全教員に個別の研究室が与えられている。「東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部研究倫理規程」に基づいて研究倫理委員会を設置し、研究倫理に関する審査を行うなど、研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用している。

大学独自の「東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部研究奨励賞」及び「東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部教育改革推進研究奨励賞」を制定して、将来の研究課題に結びつく先導的な研究、大学の教育上の改革あるいは課題解決に結びつく先導的な研究及び科学研究費助成事業等の外部資金を獲得するための準備的な研究などを対象に、受賞者には学長裁量経費から奨励金を支給するなど、研究活動への支援を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしていない。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為第 3 条に、法人の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、時世の求める理想的な教育を施し、設立者である三島駒治及び三島よしの教育精神を体し、わが国教育の振興改善と人材育成に寄与することを目的とする。」と定めている。また、組織倫理についても、「三島学園教職員倫理綱領」を定めて組織における倫理の確立に努めている。

使命・目的の実現のため、全学的な体制で「中期将来構想（計画）」や各年度の事業計画を策定し、継続的に努力している。

環境保全、人権、安全配慮は、各種規則などにより学生及び教職員ともに意識の向上を図り、運用がなされている。

5－2. 理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしていない。

〈理由〉

令和元(2019)年度は年 4 回理事会を開催しており、いずれの理事会も理事の出席率が高いことに加え、二人の監事は全ての理事会に陪席して運営されている。また、理事会では「中期将来構想（計画）」に基づいて、具体的な年度計画の策定が行われ、「学校法人三島学園寄附行為施行細則」に従って「学内理事会」が活動し、日常業務を推進している。

しかしながら、理事の選任、学則変更については、寄附行為や寄附行為施行細則に則した理事会及び評議員会の運営とはいえない。また、理事会に諮ることが定められている「資金運用計画」も規則に則した運営が行われておらず、強く改善を求める。

〈改善を要する点〉

○寄附行為第 6 条第 1 項第 3 号の理事の選任について、「評議員会の意見を聞いて理事会で選任した者」と規定されているが、評議員会の意見を聴かずに選任していることについて改善を要する。

○理事会の議決を経ずに、文部科学省への学則変更の届出を提出している点は、改善が必要である。

○「資金運用管理規程」では「資金運用計画」を作成し理事会の承認を経ると規定されているが、「資金運用計画」が理事会に諮られておらず、規則に従った運用を行うよう改善が必要である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の意思決定については寄附行為に、大学の意思決定については教授会規程及び関連規則に審議事項が定められている。大学の学部・学科の改組、入学定員に関すること、予算・決算及び事業計画等に関することは理事会で決定され、具体的内容については教授会で審議されており、教授会には法人事務局長、総務部長及び財務部長が常時陪席するなど、意思決定において、法人及び大学の各管理運営委機関の連携が図られている。

理事会の業務の決定に際して、重要事項は理事長が評議員会に諮問している。評議員の出席状況は適切である。また、監事は監査機関として業務及び財産状況の監査を行い、理事会、評議員会及び「学内理事会」に出席し意見を述べている。

法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックについて、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境の整備に一層配慮し、ガバナンス機能の向上に努められたい。

〈改善を要する点〉

○平成 29(2017)年度に施設整備を目的とした資金の借入を行う際に、寄附行為に定めている評議員会への諮問事項であるにも関わらず、あらかじめ評議員会の意見を徴していない点は改善を要する。

〈参考意見〉

○「内部監査規程」では、理事長が「監査委員の実施した監査結果について、理事会及び評議員会に報告しなければならない。」と規定しているが、評議員会に報告されていないため、規則に従った運用が望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしていない。

〈理由〉

「中期将来構想（計画）」については、法人内の各部門で検討された将来構想に基づいて「学内理事会」で議論され、理事会で決定される仕組みをとっている。

収入増加策として、科学研究費助成事業等の外部資金獲得の取組みを推進し、支出抑制

策として人件費等の見直しを行い、安定した財務基盤の確立へ向けて努力している。
しかしながら、「中期将来構想（計画）」に基づいた財務運営を行った場合も安定した財務基盤が確立されるとはいえず、強く改善を求める。

〈改善を要する点〉
○「中期将来構想（計画）」に掲げた期間において、計画に基づいて財務運営を行った場合も、法人全体・大学単体いずれの教育活動収支差額も支出超過が見込まれる点は、安定した財務基盤が確立されるとはいえず、改善が必要である。
○経常収支差額が恒常的に支出超過である状況から、適切な在籍学生数の確保に努め、収支均衡に向けた改善が必要である。

〈参考意見〉
○「中期将来構想（計画）」に耐震改修等の大規模な施設整備計画が含まれているが、計画を実行する際は、法人全体の財務計画及び資金計画を十分に検討することが望まれる。

5－5. 会計

5-5-①　会計処理の適正な実施
5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】
基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉
学校法人会計基準や経理規程等に基づき適正に会計処理が行われている。
また、公認会計士と監事による監査が複数回行われており、その都度、監事や理事と業務遂行状況や運営方針及び大学内外の動向について意見交換が行われている。毎年度期末の会計監査及び業務監査も実施され、会計監査などを行う体制を整備し概ね厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】
基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】
基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 2 条に、「本学は、教育研究水準の向上を図り、大学の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検および評価を行いつつ現代生活に適応する科学的知識と技量の向上に努める。」と定め、これに基づく自己点検・評価委員会規程に従って自己点検・評価委員会を設置し、運営会議や教授会と協力して自己点検を実施し、結果の分析と改善策の検討を行っている。令和元(2019)年に、「内部質保証に関する規程」を制定し、内部質保証に関する全学的な方針が明示され、内部質保証システムとしての PDCA サイクルの実施など、内部質保証のための恒常的な組織体制の構築が図られている。

〈参考意見〉

○自己点検・評価委員会による自己点検・評価活動と、「内部質保証に関する規程」に定められている「内部保証システム」に基づく質保証活動の両活動において、内部質保証のための責任体制やそのための役割をより明確にすることが望まれる。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

令和元(2019)年度に「PDCA 実施報告書」の作成・提出などを制度化し、これをもとに、学部長・学科長・専攻主任及び委員長を対象に学長・副学長・評価室長及び事務部長によるヒアリングを行い、運営会議や教授会で報告している。自己点検評価委員会及び評価室が中心となり自主的な自己点検・評価を実施し、結果は大学ホームページで公表している。平成 29(2017)年度に IR 室を立上げて、専門職員が調査・データの収集と分析に当たっている。学長・学部長・学科長等から構成される IR 運営委員会を設置し自己点検・評価のための調査・データの収集と分析が行える体制の整備が図られている。IR 室では、法人のデータ集である「FACT BOOK」を発行して、全教職員に配付している。

〈参考意見〉

○IR 室が規則に則して全学的な情報収集・分析、課題発見及び計画提案等の役割を十分に果たしておらず、大学の自己点検・評価活動に寄与しているとはいえないので、体制を強化して実態が伴った取組みを行うことが望まれる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーに関連する記載欄を設けた「PDCA 実施報告書」及び「推進事業計画書」を作成し、学長・副学長・評価室長及び事務部長によるヒアリングを受けて適宜、関係部署で改善され教授会で周知されるなど、三つのポリシーを起点とした内部質保証に取組んでおり、その結果は概ね教育の改善・向上に反映されている。

将来構想委員会を中心に、自己点検・評価報告書と機関別認証評価等などとの関連性を重視し、「令和元年度エンロールマネジメント」と題した短中期計画を策定しているので、それに基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能することを期待したい。

〈改善を要する点〉

○教育活動における情報収集と分析の体制､経営の規律と誠実性を維持するための取組み、法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制が十分ではない点は改善を要する。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域貢献および連携

Ａ－1．地域貢献および連携の推進

A-1-①　地域貢献および連携の方針の明確性

A-1-②　地域貢献および連携の組織体制

A-1-③　地域貢献および連携の具体例

【概評】

大学の使命・目的である「社会に貢献する人間性豊かな人材を育成すること」に基づき、「地域の暮らしをデザインする大学」を掲げ、大学が有する知的・人的資源を活用し、地域に根ざした教育に取組んでおり、広く学内外に明示している。個々の教員の地域貢献活動や災害復興活動を基盤とし、平成 23(2011)年度に地域連携委員会を設置して組織的な活動体制を整えた。また、外郭組織として平成 22(2010)年度より、地域の企業・産業界との連携を旨とする「三島学園産学連携協議会」を発足し、自治体、教育機関、民間企業とも連携し各々のニーズに応じた連携事業を展開している。加えて、平成 31(2019)年度まで、COC+事業「みやぎ・せんだい協働教育による地域高度人材の育成」（代表校：東北学院大学）にも参画した。

特に、「ワクワクぷろじぇくと」は、大学の個性・特色を端的に学内外に表明する事業の一つであり、地域連携委員会のもとで連携事業の企画・立案、実施及び連絡調整等を所掌し、教職員が一体になり継続、実施している。これらの活動は、教育機関たる大学と地域

が連携したプラットホームとしての機能や責務を担っている。学科を越えてボランティアを募り、地域の産業や文化の継承に寄与すると同時に、仙台市の小学校での継続的な活動に対し、感謝状も贈られている。「ワクワクぷろじぇくと」「シルクプロジェクト」「青苧（あおそ）復活夢見隊」などの連携事業は、学生にとって、各学部・学科・専攻の授業で学んだ知識や技術を社会活動に結びつけ、実体験する機会となっている。さまざまな企画やイベントに継続的に積極的に参加、協力をすることで地域の多くの人々とのつながりを持ち、信頼関係を築くなど地域連携事業を通して成長し就職活動などにも役立てている。今後も大学の特色を生かして、文化の継承や時代のニーズに合わせた企画に取組み、新たな展開が進むことを期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 文化創造に寄与する美術学部の取り組み

＜高校生のためのデッサンセミナー＞

本学の特色ある教育資源の社会への還元として、毎年高校生を対象としたデッサンセミナーを開催している。美術の面白さ・楽しさを伝えることを目的に、「美術基礎のためのデッサンコース」と「マンガ・イラストのためのデッサンコース」の 2 つのコースを設けている。例年、夏期は連続 4 日間、春期は連続 2 日間、集中的に実施していて、春期のセミナーは、宮城県教育委員会との高大連携事業に位置付けられている。令和元（2019）年度は、合計 175 名が参加した。セミナー終了時には必ずアンケートを実施し、常時内容の見直しを行い改善に努めている。

＜美術学部学科内コンクール＞

当コンクールは、令和元（2019）年度には第 46 回を迎え、合計 35 人、38 点の応募があった。作品は、ジャンルを問わず、原則として授業外の制作とし、1～4 年次が任意に参加する。単位の取得には直接は結びつかないが、例年多くの学生が休業期間などを利用し、意欲的な作品を制作し応募している。学生の自由度を尊重することで、自主性および主体性を育むことに主眼を置いている。

審査は、学部の専任教員の他、県内のギャラリー関係者が行い、最優秀賞や優秀賞をはじめ、各ギャラリー賞が設けられている。全ての応募作品は大学祭で展示される他、入賞作品については本学アトリエおよび Gallery CORE で展示し、一般に公開している。表彰式では、各ギャラリー関係者から具体的な講評をもらいは当該ギャラリーでの発表の機会が与えられる学生もいる。

＜TSB アートコンペティション＞

若い世代の美術に係る活動の振興や人材育成を目途に、高校生を対象にした美術コンクールを 2013 年より開催している。県内外の多くの高校生から意欲的な作品が寄せられている。令和元（2019）年度は「自分」をテーマとした B2・F15 号サイズの平面作品（表現材料自由）を募集し、合計 13 校、107 人の応募があった。作品の展示および表彰式は、仙台中心地の文化施設である「せんだいメディアテーク」で開催されている。参加者の中には美術系大学への進学、実社会で活発な美術活動を行う者が多く、美術に関わる人材の育成に一定の役割を果たしている。

2. 服飾文化の伝統の継承

＜ファッションショー＞

本学では、昭和 60（1985）年度から併設する三島学園女子短期大学（現　東北生活文化大学短期大学部）においてクラス対抗ファッションショーとして開催されていたが、平成 12（2000）年度から大学祭のメイン企画として、学生有志により自主的に企画、運営されるようになった。衣装デザイン、縫製、モデル、舞台構成等を家政学科服飾文化専攻の学生が中心となり、大学・短大の垣根を越えて全学生が自由に参加できるのが特徴である。さらに、平成 21(2009)年より外部施設での公演も行われており、令和 2(2020)年 2 月 14 日に、エルパーク仙台において 2 回のショーが開催された。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 33(1958)年度
所在地　　宮城県仙台市泉区虹の丘 1-18-2

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
家政学部	家政学科　生活美術学科※
美術学部	美術表現学科

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
9 月 7 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 17 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 1 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 22 日	実地調査の実施　　10 月 22 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 23 日	10 月 23 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 20 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 22 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 17 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）

30 長崎総合科学大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神及び大学の理念に基づき、大学の使命・目的を「広く教養的知識を授けるとともに深く各専門分野の学術技芸を教授研究し、人間性豊かで創造性に富んだ人材を育成することによって、人間社会及び科学技術の進展に寄与することを目的とする」と簡潔に文章化している。また、大学の個性・特色を「少人数教育体制でモノづくりのプロを育てる」と明示し、社会情勢の変化に対応するため、絶えず人材育成の目標と教育目的及び教育内容の見直しを行っている。大学の使命・目的は、役員及び教職員に理解され支持を得ており、「大学案内」などに加え、ホームページにおいて学内外へ周知している。中期経営計画及び学部・学科の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、使命・目的及び教育目的を踏まえ策定されており、使命・目的及び教育目的を達成するための教育研究組織を適切に整備している。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーは、大学全体、各学部、大学院それぞれについて策定され、大学案内、ホームページなどで周知されている。総合情報学部は、入学定員充足率、収容定員充足率ともに改善傾向が見られるが、工学部は入学定員未充足が続いており、入試改革や高校に対する広報の強化などの取組みを継続的に進めている。学修支援は、学習支援センターや「障害学生支援委員会」を設置し、教職協働で適切に行っている。就職率は安定して高く、「卒業時学生満足度調査」の結果においても、総じて高い評価が得られている。学生に対する経済的支援は、大学独自の奨学金制度に加えて、入寮者に対する家財道具の貸与や女子学生向けの住宅費補助などを行っている。校地及び校舎は、設置基準を上回る面積を有し、適切に整備している。また、障がいのある学生に対応するため、専用駐車場やスロープなどを整備し、主要な導線はバリアフリーになっている。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは、建学の精神を踏まえた上で、学位授与に値する具体的な人材像を明確に定め、履修ガイド及びホームページで周知されている。各科目の単位認定は、シラバス及びルーブリックに基づき、また、進級及び卒業・修了認定は、ディプロマ・ポリシーに基づき、厳正に行っている。なお、大学院における学位論文の評価基準については、学校教育法施行規則により公表が義務付けられているため改善が必要である。カリキュラム・ポリシーは、細分化された専門領域ごとに具体的に達成すべき学修成果を各プロ

グラムが教育目標とするよう規定されている。教養教育は、「共通教育部門」を学則上に位置付け、適切に実施している。学修成果は、ディプロマ・ポリシーに明文化するとともに、カリキュラム・ポリシーにおいて教育目標を達成すべき学修成果として明示している。また、アセスメント・ポリシーに基づき、学修成果を多角的に点検・評価している。

〈優れた点〉

○「平和を学ぶ」「ながさきを学ぶ」といった共通科目も開講され、地域特性に配慮した教養科目を設置している点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐役として副学長と学長特別補佐を置くとともに、教学企画運営会議を設置するなど、教育・研究の基本方針、計画、その他重要事項を協議する体制が整っている。学部及び大学院の専任教員数はともに設置基準を満たしており、実務家教員を採用するなど、適切に教員を配置している。また、教員の採用及び昇任は、各種規則に基づき、常務理事会などの必要な機関決定を経て適切に実施している。全学的な FD(Faculty Development)活動をはじめ、全教員が作成する「教育・研究等業績一覧」及び「自己評価書」の点検・評価に加えて、学生による授業アンケートの結果に基づき、教員の質の向上と教育内容・方法の改善を行っている。産官学連携センターや研究助成推進課が中心になって、受託研究、共同研究及び奨学寄附金の受入れ、科学研究費助成事業の申請に関する説明会の実施や申請調書の学内査読体制の確立など、外部資金の導入に積極的に取組んでいる。

〈優れた点〉

○研究環境に関する教員の満足度調査を実施し、研究者（教員・大学院生）を取巻く研究環境の向上に取組んでいる点は評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為をはじめ諸規則を整備し、法人及び大学の適切な運営を行うとともに、中期経営計画及びガバナンス・コードを策定し、経営の規律と誠実性の維持に努めている。理事会及び常務理事会に学長及び副学長が出席し、法人と大学の意思疎通と連携を図るとともに、理事長の諮問機関として役員会を設置し、理事長のリーダーシップが発揮できるよう内部統制環境を整備している。監事は、業務監査及び会計監査を実施するとともに、理事会及び評議員会に出席し、法人の業務及び財産の状況について意見を述べている。第 3 期中期経営計画を着実に実行することにより、学生・生徒数を確保し、法人全体の収支バランス黒字化を期待したい。会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人長崎総合科学大学経理規則」に基づき適切に行われている。また、内部監査、外部監査法人による監査及び監事による監査の三様監査が実施され、互いに連携が図られている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針を学則に定め、自己点検・評価推進会議、自己点検・

評価実施委員会及び教学企画運営会議を設置し、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備している。大学機関別認証評価のための自己点検・評価に加え、中期経営計画を起点とした自主的・自律的な自己点検・評価を毎年度実施している。その結果については、学内で共有するとともに、ホームページで公開している。また、アセスメント・ポリシーに定めた学修成果を中心に収集したデータは、FD や自己点検・評価実施委員会などで活用されており、IR(Institutional Research)は適切に機能している。自己点検・評価、大学機関別認証評価及び設置計画履行状況等調査の結果を中期経営計画に反映させるとともに、大学機関別認証評価での指摘に基づき、定員充足率の改善や履修登録単位数の上限引下げなど、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能している。

総じて、建学の精神及び大学の理念に基づき、大学の使命・目的を定め、個性・特色である「少人数教育体制でモノづくりのプロを育てる」をキャッチフレーズに、常に時代の要請に応え得る実践的な人材を育成している。また、内部質保証のための組織を整備し、自主的・自律的な自己点検・評価を実施し、その結果を共有するとともに、社会情勢の変化に対応して、絶えず人材育成の目標と教育目的及び教育内容の見直しを行っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献／地域貢献」「基準 B.国際的な社会貢献と人材育成」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 長崎県における海洋エネルギー産業振興の推進
2. 地域活性化の取り組み

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神である「自律自彊（じりつじきょう）」「実学実践」「創意創新」「宇内和親（う

だいわしん)」及び大学の理念である「人類愛の存するところ、技術への愛もまた存する」に基づき、大学の使命・目的を「広く教養的知識を授けるとともに深く各専門分野の学術技芸を教授研究し、人間性豊かで創造性に富んだ人材を育成することによって、人間社会及び科学技術の進展に寄与することを目的とする」と定め、学則及び「履修ガイド」において、簡潔に文章化している。また、大学の個性・特色を「少人数教育体制でモノづくりのプロを育てる」と明示するとともに、社会情勢の変化に対応するため、学部・学科の改編に伴うコース制の導入や先端技術に対応するための新教育プログラムの導入など、絶えず人材育成の目標と教育目的及び教育内容の見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的は、全ての専任教員で構成する全学教授会や理事会での審議の過程において、役員及び教職員に理解され支持を得ている。また、大学の使命・目的は、「大学案内」「履修ガイド」「Campus Guide 2020」に加え、ホームページにおいて学内外へ周知している。

中期経営計画は、建学の精神及び大学の理念の実現を図るための具体的行動指針と位置付け、使命・目的及び教育目的を反映させている。

学部・学科の三つのポリシーは、使命・目的及び教育目的を踏まえ策定されており、使命・目的及び教育目的を達成するための教育研究組織を適切に整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーについては、大学全体、各学部、大学院それぞれについて策定され、大学案内、ホームページ、オープンキャンパス、進学説明会及び高校訪問などの機会に説明を行い、周知されている。入学者選抜は、適切な体制のもと、アドミッション・ポリシーに沿って公正かつ妥当な方法で行われ、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜が実施できているかの検証も行われている。

工学部では入学定員を満たさない状況が続いているが、入試改革や高校に対する広報の強化など、入学定員充足に向けた取組みを継続的に進めている。今後、工学部も入学定員充足率、収容定員充足率が改善することを期待したい。なお、総合情報学部については、入学定員充足率、収容定員充足率共に改善傾向が見られる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援は、「長崎総合科学大学における学生への総合的支援に関するポリシー」に基づき、教職協働で積極的に行っている。具体的には、学習支援センターや「障害学生支援委員会」を設置し、学生に対し適切な学修支援を行っている。また、各学科コース教員の研究室の近くに専属の庶務担当を配置し、学生の相談内容に応じて教員を紹介するなど、円滑な学修支援を行っている。年度によって採用数に増減はあるものの、演習や実験科目への授業支援を目的とした TA を採用し、教員の教育活動を支援している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育のための支援は、キャリアセンター及び就職専門委員会を中心に、学生課、教務課、学生生活支援センター、学生専門委員会及び教務専門委員会など複数の部署が相互に連携し組織的に行われている。また、「企業研究セミナー」や卒業生を招へいしての「仕事研究セミナー」の開催により、学生と企業の適切なマッチングを目指す支援が提供されている。これらの取組みの結果、就職率は安定して高く、卒業生に対し実施した「卒業時

学生満足度調査」の結果においても総じて高い評価が得られている。
教育課程内でも「インターンシップ」をはじめとする授業科目が配置され、学生の就職活動を支援する学修内容が提供されている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導は、学生課及び学生専門委員会を中心に、保健センター、学生生活支援センター及び「障害学生支援委員会」が連携し、適切に対応している。また、国による修学支援制度のほか、大学独自の奨学金制度を設けている。加えて、留学生寮の新設、入寮者に対する家財道具の貸与及び女子学生向けの住宅費補助など、大学独自の経済的支援制度を整備し、学生に対する幅広い支援を行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地及び校舎は、設置基準を上回る面積を有し、講義室、研究室のほか、実験実習室、演習室、図書館、体育館、グラウンド及び情報環境を適切に整備し、有効に活用している。
教育目的を達成するため、学科コースに応じた専門性の高い実験室・教育設備を設け、実験室には空調設備を完備し、快適な学修環境を整備している。図書館は、教育研究上必要な蔵書を保有し、開館時間も学生等が講義前後に利用できる環境になっている。また、学内情報環境も整備され、キャンパス内全域で無線 LAN 接続によるネットワーク利用が可能になっている。障がいのある学生に対応するため、専用駐車場、手すり、エレベータ、トイレ、スロープを整備し、主要な導線はバリアフリーになっている。
実験室等で行われる授業を含め、各教室における授業は、学修効果を高める適正規模の学生数で実施されている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】
基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉
学修支援に関する学生からの意見・要望は、各学科コースによる定期的な学生面談、全学的なアンケート、学内 4 か所に設置されている「学長ご意見箱」及び学生自治会との懇談会によって把握している。学生生活に関する学生からの意見・要望については、各学科コースによる定期的な学生面談及び全学的なアンケートの一つである「学生生活実態調査」を中心に、保健センター、学生生活支援センターなどの相談窓口だけでなく、保護者懇談会を通して把握が行われている。また、施設・設備に関する学生からの意見・要望は、各学科コースによる定期的な学生面談及び全学的なアンケートの一つである「卒業時学生満足度調査」「在学生満足度調査」などによって把握している。
これらの分析は、学生専門委員会、就職専門委員会、教務専門委員会などが主に実施し、検討の結果、対応が必要と認められた場合は、関係部署等に改善や対処を求めている。

基準 3. 教育課程

【評価】
基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定
3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】
基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉
学部及び大学院のディプロマ・ポリシーは、建学の精神を踏まえた上で、学位授与に値する具体的な人材像を明確に定め、学生に配付する履修ガイド及びホームページに掲載し、周知されている。また、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを踏まえた学部及び大学院の単位認定基準及び卒業・修了認定基準は、学則に定められている。さらに、学部の進級基準は履修ガイドに明記され、周知されているとともに、各科目の単位認定は、シラバス及びルーブリックに基づき厳格に行われている。進級及び卒業・修了認定は、デ

ィプロマ・ポリシーに規定された人材像が達成されているかを多段階の過程で審査し、厳正に行っている。一方、FD を通じ、GPA(Grade Point Average)の分布をもとに単位認定や成績の平準化などの検証を行い、また、卒業研究について「卒業研究指導記録」を作成することにより、全学的な点検を可能とするなど適切な運用が図られている。

〈改善を要する点〉

○大学院設置基準第 14 条の 2 第 2 項に規定する、学位論文に係る評価に当たっての基準の策定及び学生への明示がされていないため、改善を要する。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学部及び大学院のカリキュラム・ポリシーは、細分化された専門領域ごとに具体的に達成すべき学修成果を各プログラムが教育目標とするよう規定され、履修ガイド及びホームページに掲載し、周知されており、ディプロマ・ポリシーとの一貫性も確保されている。また、カリキュラムマップを作成し、科目ナンバリングを導入することにより体系的な教育課程を編成した上で、単位制度の実質を保つため、履修登録単位数の上限を適切に設定している。さらに、各科目の評価基準の公平性、透明性、客観性を担保するため、ルーブリックを策定し、学修成果の可視化が実現されるように教育課程が構築されている。教養教育については、その重要性を理解し、独立した組織として「共通教育部門」を学則上に位置付け、適切に実施している。また、学生による授業評価アンケートや研究授業の結果に基づき、教員が自ら教授方法の改善や工夫を行っている。

〈優れた点〉

○「平和を学ぶ」「ながさきを学ぶ」といった共通科目も開講され、地域特性に配慮した教養科目を設置している点は評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果は、ディプロマ・ポリシーに明文化するとともに、カリキュラム・ポリシーにおいて教育目標を達成すべき学修成果として明示している。また、GPA の導入、ルーブリックや学修ポートフォリオの作成など学修成果の点検・評価方法は確立されており、卒業研究指導記録、卒業生満足度調査、共通テスト結果などを活用し、FD での議論を踏まえ、アセスメント・ポリシーに基づき、自己点検・評価実施委員会が学修成果を多角的に点検・評価している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐役として 3 人の副学長と 3 人の学長特別補佐を置き、それぞれの担当を明確にして学長を補佐する体制を整えているとともに、教学企画運営会議を設置するなど、教育・研究の基本方針、計画、その他重要事項を協議する体制が整っている。また、学則等の諸規則において、副学長の役割と担当する業務を明確化している。

学則において、全学教授会及び代議員会の組織上の位置付けと役割を明確に定め、また、教授会で意見を聴くことを要する事項を定めこれを周知している。

寄附行為実施規則等の諸規則により事務組織を規定し、その役割を明確化するとともに、必要な人員を配置している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院の専任教員数はともに設置基準を満たしており、実務に即したより効果的な教育を行うため実務家教員を採用するなど、適切に教員を配置している。教員の採用は公募又は推薦で行い、教員の採用及び昇任は、就業規則、専任教育職員任用規程、教育職員審査細則及び特任教授任用規程に基づき、常務理事会などの必要な機関決定を経て適切に実施している。

全学的に毎年開催する FD 活動をはじめ、全教員が毎年作成する「教育・研究等業績一覧」及び「自己評価書」の点検・評価に加えて、学生による授業アンケートの結果に基づき、教員の質の向上と教育内容・方法の改善を行っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

年度当初、大学の財務状況等の課題を共通認識とするために、全教職員を対象として SD を実施するとともに、課題解決のための大学の将来像や学内で発達障がいのある学生への対応、ハラスメント研修などテーマ別の SD を年複数回実施している。また、その職務や職層に応じて外部機関主催の研修会や近隣大学と連携した共同 SD に職員を派遣し、資質・能力の向上を図っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

新技術創成研究所、長崎平和文化研究所及び地域科学研究所を設置し、教員は所属の学科・コースにかかわらず、いずれかに所属することで、幅広い研究に取組む体制が整備されている。産官学連携センターや事務局である研究助成推進課が中心になって、受託研究、共同研究及び奨学寄附金の受入れ、科学研究費助成事業への申請に関する説明会の実施や

申請調書の学内査読体制の確立など、外部資金の導入に積極的に取組んでいる。
研究者等の行動規範など研究倫理に関する各種規則を整備し不正行為の未然防止に取組むとともに、知的財産に関連する規則を整備し定期的な研修を実施している。
研究予算の配分などについて、限られた研究資源を重点配分するための制度・仕組みを導入し、研究活動に対するインセンティブが働くようにしている。

〈優れた点〉
○研究環境に関する教員の満足度調査を実施し、研究者（教員・大学院生）を取巻く研究環境の向上に取組んでいる点は評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】
基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持
5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】
基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉
寄附行為、就業規則、組織規程及び事務分掌規程に基づき、法人及び大学の適切な運営を行うとともに、中期経営計画及びガバナンス・コードを策定し、経営の規律と誠実性の維持に努めている。また、理事会及び評議員会をはじめ、役員会や経営企画会議を定期的に開催し、使命・目的を実現するための継続的な努力を行っている。
節電などの省エネ対策及びペーパーレス化など環境保全に努めるほか、ハラスメント防止のための諸規則の整備、研修の実施など、人権・安全への配慮に務めている。
情報公開についても情報公開規程に基づき所定の手続きを経て財務情報を閲覧できるほか、ホームページに掲載する等、適切に行っている。

5－2. 理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】
基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に従って、理事会のほか常務理事会、役員会といった意思決定機関を設置しており、理事の選任及び事業計画、予算の策定など、理事会に付議すべき事項について適切に審議・承認を行っており、評議員は、寄附行為に基づいて適正に選任している。

また、理事会への理事の出席状況は良好で、止むを得ず欠席する場合にあっても、委任状を整備し、全ての理事が適正に意見を反映できる制度を講じていることから、大学の使命・目的に向けて意思決定できる体制が整備され、適正に機能している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会及び常務理事会に大学から学長及び副学長が出席し、意思決定の過程において、法人と大学の意思疎通と連携を行うとともに、理事長の諮問機関として役員会を設置し、理事長のリーダーシップが発揮できるよう内部統制環境を整備している。

また、法人による、法人及び大学のチェック体制は、理事会、評議員会、常務理事会、役員会、教学企画運営会議等の組織により適正に行われている。

寄附行為に基づき適正に監事を選任し、監事は業務監査、会計監査を実施するとともに理事会及び評議員会に出席し、法人の業務及び財産の状況について意見を述べるなど、適正に監査機能を担っている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

第 2 期中長期計画（平成 27(2015)年度～令和元(2019)年度）や経営改善計画（平成 28(2016)年度～令和 2(2020)年度）に基づき、学生募集のための施策の推進、人件費削減、科学研究費助成事業、寄付金、補助金等の外部資金の獲得など収支バランスの改善に真摯に取組んでいる。その結果、平成 28(2016)年度以降法人全体としては一定の改善はあるものの黒字化には至っていないが、大学の経常収支差額は黒字を継続している。

令和 2(2020)年度からスタートする第 3 期中期経営計画を着実に実行することにより、学生・生徒数を確保し学生生徒等納付金収入の増加を図るとともに、更なる外部資金の導入にも努めることにより法人全体の収支バランス黒字化を期待したい。

なお、資産運用は「学校法人長崎総合科学大学資金運用規程」に基づき、適切に行っている。

〈参考意見〉

○金融資産の額及び貸借対照表関係比率から財政上の余裕が少ないことは否めず、第 3 期中期経営計画の着実な実行が望まれる。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は学校法人会計基準及び「学校法人長崎総合科学大学経理規則」に基づき適切に行われている。また、「内部監査規程」「内部監査方針」に基づく内部監査と外部監査法人による定期的な監査、監事による監査の三様監査が実施され、互いに連携が図られている。また、税理士法人と契約を締結し、定期的な税務監査や会計処理に対する指導・助言を受けている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針を学則に定め、「学校法人長崎総合科学大学自己点検・評価規程」に基づき自己点検・評価推進会議及び自己点検・評価実施委員会を設置し、自己点検・評価推進会議が自己点検・評価に関する包括的な企画・立案を行い、その指示に基づき自己点検・評価実施委員会が具体的な自己点検・評価を行い、内部質保証を実現している。加えて、令和元(2019)年度に「長崎総合科学大学教学企画運営会議規程」に基づき設置した教学企画運営会議が教学に関する企画・運営を総括することで、点検・評価を実施する自己点検・評価推進会議との関係を明確化し、PDCA サイクルの適切な運用と責

任体制を確立している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学機関別認証評価のための自己点検・評価に加え、法人が策定した中期経営計画について、自己点検・評価実施委員会が各部署に進捗状況等のヒアリングを行い、組織が計画どおり機能しているかなど、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を毎年度実施している。その結果については、学内で共有するとともに、ホームページで公開している。また、アセスメント・ポリシーに定めた学修成果を中心に収集したデータは、FD や自己点検・評価実施委員会などで活用されており、IR は適切に機能している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

中期経営計画を起点とした PDCA サイクルを構築するとともに、教学運営については三つのポリシーとアセスメント・ポリシーを起点とした内部質保証のための PDCA サイクルを構築し、成績評価の平準化やポートフォリオを使用した学生指導など、教育の改善・向上を行っている。また、自己点検・評価、大学機関別認証評価及び設置計画履行状況等調査の結果を中期経営計画に反映させるとともに、大学機関別認証評価での指摘に基づき、定員充足率の改善や履修登録単位数の上限の引下げなど、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 社会貢献／地域貢献

A－1. 地域社会との連携

A-1-① 陸海空モノづくりとサイエンス教育

A-1-② 文化遺産と教育の連携

A-1-③　地域の活性化と産業・観光振興、人材育成
A-1-④　他大学との連携
A-1-⑤　受託・共同研究の取り組み

【概評】

地域と学生が共に成長できる、さまざまな地域貢献事業に取組んでいると評価できる。

例えば、環境に関する取組みとして地域の小学生とともに田植え、稲刈りを体験する環境教育、小学生対象の操船体験、工業高校でのドローン製作体験など「陸・海・空」を意識した環境教育を行うほか、NiAS セミナーにおいて、地域の生徒を招いたり、出前講義を行うなど地域でのサイエンス教育に貢献している。

また、地域科学研究所が中心になって、長崎に特化した歴史と文化の研究を進めるとともに、地域の人を対象とした生涯教育やリカレント教育の機会を提供している。

文部科学省の私立大学等改革総合支援事業タイプ 3「九州西部地域大学・短期大学連合産学連携プラットフォーム」に近隣大学とともに参画し、地域活性化のための人材教育に取組んでいる。加えて、海洋教育の特色を生かし、海洋エネルギーセンターを設置し、長崎県、長崎大学、NPO 法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会との連携協力に関する協定を締結し、海洋関連企業の進出に寄与している。

このほか、大学又は大学院が設置する新技術創成研究所、長崎平和文化研究所及び地域科学研究所においては、多くの受託・共同研究を受入れている。

これらの取組みは、地域社会の発展とともに子どもたちの科学的視野育成においても大いに意義があるものと評価できることから、将来に向けて更なる充実を期待したい。

基準Ｂ．国際的な社会貢献と人材育成

Ｂ－1．国際的な連携
B-1-①　国際研究機関との連携・教育
B-1-②　国際的な大学間連携・教育
B-1-③　国際会議の大会運営

【概評】

大学は建学の精神に「世界的視野の保持」を掲げ、教育目的である「人間性豊かで創造性に富み、地域及び国際社会に貢献できる人材の育成」に基づき国際的な研究機関や大学との連携に力を入れている。

具体的には、国際的活動を促進するため、ドイツ物理学会会長らを招へいしてセミナーの開催や大学院生がスイス・ジュネーブの CERN（欧州合同原子核研究機構）の大型実験 ALICE のオペレーションに参加するなど、国際的な連携の中で研究・教育成果を挙げている。また、国際会議運営への積極的な取組みを行い、教員が幹事委員として大会運営にも参加している。

国際的な大学間交流協定を活性化させるために職員を配置し、大学間交流協定を締結した中国、韓国、トルコ、インド、ベトナムの 19 大学との学術・教育研究交流及び学生の

受入れが活性化している。今後は、これらの大学と相互交流を発展させることや、建学の精神である「世界的視野の保持」を実現する国際的教育プログラムを充実させることが期待される。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 長崎県における海洋エネルギー産業振興の推進

海洋県長崎は、恵まれた海洋ポテンシャルを生かし、それまで培われてきた造船、環境エネルギー分野における技術を基盤として、海洋エネルギー産業の形成を目指している。本学は、造船技術者の育成を目指して創立され、現在でも国内唯一の「船舶工学」を冠したコースを有しており、全力を挙げてこの取り組みに貢献している。

まず、平成 26(2014)年に、長崎県内企業を中心とした「長崎海洋産業クラスター形成推進協議会」の設立を主導するとともに、県内における海洋産業、特に洋上風力発電、潮流発電の技術開発とその実用化に取り組んでいる。環境省、経済産業省が推進している県内自治体の五島市、西海市、松浦市などにおける風力発電ゾーニング事業、再生可能エネルギー活用計画、五島市沖に進められている国内初の浮体式洋上風力発電ファーム建設、西海市江の島沖の洋上風力発電ファーム建設等々、多くの事業において、学長が協議会等の会長を務めるなど、事業推進のかじ取りを行っている。

また、学内では、新技術創成研究所内に「海洋エネルギー研究センター」を設置し、海洋エネルギー開発関連技術の開発、例えば潮流下稼働用海中ロボット、洋上風力発電アクセス船、洋上風力発電設置船等の開発に取組んでいる。

また、長崎県、長崎海洋産業クラスター形成推進協議会、長崎大学、本学の 4 者では、今後大量に必要になるであろう「海洋開発人材」の育成に取り組みを始めており、日本財団の助成による「日本財団オーシャンイノベーションプロジェクト」において「海洋開発人材育成・フィールドセンター(愛称：長崎海洋アカデミー)」を令和 2(2020)年 10 月に創設する。

2. 地域活性化の取り組み

本学は、長崎県内の唯一の理工系大学として、地元産業界とのつながりは古く、多くの地元企業に対する技術支援によって、地域産業の振興に貢献してきた。最近は、活動の幅を広げ、地域全体の課題解決による活性化を目指した取組みを進めている。

長崎県波佐見町の伝統産業である窯業(波佐見焼)は 400 年を超える歴史を保有しているが、事業者数の減少に歯止めがかからず、長い間、厳しい経営環境にあったが、ここ数年、製造出荷額は回復傾向になってきた。その一方で、波佐見焼は他の多くの窯業産地と異なり、町内に分布する複数の企業が関わる分業体制を取り入れており、その結果、生産情報、顧客情報はじめ生産工程及び管理面で様々な課題が顕在化してきた。

そこで、本学は、これら課題に対して波佐見町並びに地場大手窯業事業者等と連携して、生産管理面での具体的な課題解決に向けた調査・研究を行っている。この調査及び研究には、波佐見町や地場企業の協力のもと、本学の学生も参加させている。

さらに、本学は、窯業と波佐見町のもう一つの基幹産業である農業を融合させた交流事

業である「クラフトツーリズム」にも積極的に参画し、自然とものづくりである陶芸体験などを通じて、学生と地元観光事業者と連携して新たなクラフトツーリズムの事業モデルを調査・研究している。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 40(1965)年度
所在地　　長崎県長崎市網場町 536

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
工学部	工学科　電気電子工学科※
総合情報学部	総合情報学科
情報学部※	知能情報学科※
工学研究科	総合システム工学専攻　生産技術学専攻　電子情報学専攻 環境計画学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
10 月 2 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 20 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
11 月 4 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 26 日	実地調査の実施　　11 月 26 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 27 日	11 月 27 日　第 3・4 回評価員会議開催
12 月 10 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 21 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

31 長野保健医療大学

Ⅰ　評価結果

【判定】
評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命・目的及び学部、学科、専攻区分ごとの教育研究上の目的について明確に定めるとともに、簡潔に文章化を行い、ホームページや印刷物により、広く社会に公表している。「仁心を涵養する教養教育」「高度な専門知識・技能を習得する専門教育」「地域貢献を目指す教育」を大学の個性、特色とし、社会の情勢、時代の変化に対応して必要な学部・学科等の教育研究組織を整備し、それぞれの整合を図ることに努めている。

使命・目的及び教育目的を三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映させ、教職員の共通理解と支持のもとで「中期計画 2020（令和 2）年度～2024（令和 6）年度 5 ヵ年計画」を作成している。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーが明確に策定され、周知されている。アドミッション・ポリシーに基づいた入試が多様な区分で行われ、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を確保している。

独自の「クラス担任制度」「アドバイザー制度」を核として、教員と職員が学生に係る情報を共有し協働する学修支援体制を整備している。キャリア支援のための体制が整備され、教職員が連携し、学年進行に応じ計画的に行われ、卒業後も同窓会と連携した支援が行われている。学生生活を支援するための組織を設置し、奨学金制度などの経済支援、課外活動支援、心身に関わる支援を保護者とも連携しながら適切に行っている。

校地、校舎等は、設置基準と教育目的に沿って整備され、全ての建物が耐震基準を満たしバリアフリーにも配慮している。また、学生の意見・要望は、常設の意見箱、無記名アンケートなどによって把握し、学生との意見交換の機会を設け、施設・設備の改善に反映している。

「基準３．教育課程」について

学則第 1 条に定める教育理念と目的に沿ってディプロマ・ポリシーを定め、周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等も学則に規定され適切に実施している。

ディプロマ・ポリシーと一貫性のあるカリキュラム・ポリシーを各学部で策定し、カリキュラム・ツリーを作成して体系的な教育課程を編成している。教養教育では、独自の「多職種連携教育」を推進するため共通科目を設け実施している。また、教員の資質・能力の

向上に資する FD(Faculty Development)活動は、授業アンケートの活用やカリキュラムの見直しを通して個々の授業の改善につなげる取組みを組織的に実施している。

三つのポリシーを踏まえた学修成果の検証については、学生の学修状況、カリキュラムの見直し、国家試験の合格率、就職率などを通して実施している。今後の更なる検証のための各種情報収集・分析に向けた取組みに努めている。

「基準４．教員・職員」について

学長のもとに学部長兼務の副学長を置き、学長が意思決定及び教学マネジメントでリーダーシップを発揮できるよう補佐体制を整えている。また、重要事項は運営会議で協議し、教学マネジメントを円滑に進めていくため教授会、部門長会議、学科会議等を設置するなど、権限の適切な分散と責任の明確化を行っている。事務組織も役割に応じて適切に配置されている。

設置基準、その他の法令・規則に基づき必要な専任教員数を確保し適切に配置している。教員の採用・昇任は、関連委員会の規則を定め、適切に運用している。FD・SD(Staff Development)活動は、日常的な OJT 以外に、新任教職員研修、業績報告会等が組織的に行われ、教職員の能力開発につなげ、更なる充実に向けた見直しに努めている。

研究活動の拠点となる「地域保健医療研究センター」を設置し、学外での研究活動、社会貢献活動を行う研究日を設定するなど、快適な研究環境の整備に努めている。研究倫理については、関連諸規則に沿って厳格に運用し、研究活動への資源配分は関連諸規則に沿って各種研究費を適切に交付している。

〈優れた点〉

○個人の研究状況を他の教職員に開示する機会として「抄読会」を実施し、分野の異なる研究者間の情報共有、意見交換のみならず、共同研究へと発展する機会を提供していることは評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

大学の教育理念及び目的を実現するため、それぞれの組織の役割を組織規程に定め、一貫した大学の運営に努めている。人権保護等に関する事項は、ハラスメントの防止、個人情報の保護等について関連諸規則を定め適切な運営に努め、危機管理については全学的方針を定め、防災マニュアルを配付して周知するなど適切に運営されている。

私立学校法に基づき、理事会を最高意思決定機関、評議員会を諮問機関と位置付け、理事・評議員を適切に選任し、法人及び大学の各管理運営機関が意思疎通し、相互チェックの体制が整備され有効に機能している。監事は適切に選任され、詳細な監査報告書を提出している。

財務運営は、令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度の中期計画を策定し、中長期的な展望に基づく健全な財務の運営に努め、安定した財務基盤を確立している。会計処理は学校法人会計基準に基づき適正に処理され、税理士法人が月次でエビデンスをチェックし、決算時には監事により会計監査報告が行われるなど会計監査を厳正に実施している。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証のための自己点検・評価について、「自己点検・評価委員会規程」に基づき同委員会と作業部会を設置し、内部質保証に取組む責任体制を整えている。エビデンスに基づいた自主的、自律的な自己点検・評価を毎年度実施し、報告書を公表している。また、各部門が当該年度の活動目標を定め、達成状況の報告と検証が行われている。

現状把握のための調査・データの収集と分析について、IR(Institutional Research)を所掌する部署等は設置していないが、学務部と企画部が中心となって教学関連のデータの収集及び分析を行い、それらの分析結果を教学の内部質保証につなげるよう努めている。

三つのポリシーを起点とした内部質保証は、令和元(2019)年度からは学長が示す年度目標に基づき年間活動目標を策定し、年度末に目標に対する結果報告会を実施するなど、内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みをつくっている。令和 2(2020)年度からはこれまでの取組みを踏まえ、5 か年の中期計画を策定し、内部質保証の取組みの更なる充実を図っている。

総じて、「徳風四海に洽（あまねく）」という大学の教育理念に基づき、「有為な医療人としての知識技能、健康な心身と豊かな人間性を併せ持つ人材教育を目指し、我が国の社会福祉の充実発展に寄与する」という目的を果たすため、三つのポリシーを定め、学部・学科・専攻の教学体制を整備しつつ、大学の特色づくりと内部質保証に努めている。中期計画の年次計画へのブレイクダウンや内部質保証のための十分なデータの収集・分析には若干の課題を残すものの、教職員が一体となって大学運営に取組む姿勢と体制が確立されている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域・社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 大学院設置構想
2. 他大学との連携
3. 新型コロナウイルス感染症対策

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】
基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉
大学の目的を学則第 1 条に、学部、学科、専攻区分ごとの教育研究上の目的を学則第 5 条に具体的かつ明確に定め、ホームページ、学生生活の手引き、履修の手引き、入学案内などに明記している。
大学の目的、教育研究上の目的は、いずれも簡潔に文章化されている。「仁心を涵養する教養教育」「高度な専門知識・技能を習得する専門教育」「地域貢献を目指す教育」を大学の個性、特色とし、大学の目的、教育研究上の目的に反映するとともに教育内容に反映するよう努めている。社会情勢の変化や法令等の改正に対しては、月例の運営会議などを通して迅速に対応できる体制を整えている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映
1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
大学の目的、教育目的の策定に当たっては、設置準備室等で十分な審議、検討を行い、策定した内容について教職員の理解と支持を得ている。大学の目的、教育目的については、ホームページ、学生生活の手引き、履修の手引き、大学案内などを通して学内外に周知している。大学の目的及び教育目的は、「中期計画 2020（令和 2）年度～2024（令和 6）年度 5 ヵ年計画」に反映させている。保健科学部及び看護学部のいずれの学部においても教育目的に基づき三つのポリシーが策定されている。大学の目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織が適切に整備されている。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
学部・学科ごとに教育目的を反映したアドミッション・ポリシーが定められ、ホームページ、大学案内、学生募集要項等で周知されている。また、アドミッション・ポリシーに基づいた多様な入試区分を設けるとともに、地域のニーズを踏まえた取組みなどによって入学定員及び収容定員に沿った学生数を適切に確保している。
一方、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れができているかどうかについて、現在は学務部による学生募集活動と入試応募状況の総括にとどまっているが、今後は検証の実施が計画されている。

2－2. 学修支援
2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】
基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉
学修支援の体制は、教員と職員が学生に係る情報を共有し協働する体制として整備されている。
障がいのある学生への配慮については、受入れを想定した補助器具の導入検討や受入れ時に障がいの状況把握のため面談を実施することにしている。オフィスアワー制度は全学的に実施されており、学生に周知されている。また、教員の教育活動を支援するために、科目や演習を補助する科目担当外の教員の配置や、学生同士が教え合う雰囲気を醸成するなどの工夫がなされている。加えて、退学、休学及び留年等への対応並びに入学前教育及び学外実習に対する支援は、クラス担任制度あるいはアドバイザー制度を中心に、実態に合った対策が講じられている。

2－3. キャリア支援
2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】
基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

就職相談室を設置し、就職や進学に対する相談・助言を教職員が連携して行うなどキャリア支援体制が整えられている。

また、進路ガイダンスや小論文・面接対策など各種対策講座を実施し、計画的で手厚いキャリア教育の取組みが行われている。完成年度前の看護学部は、キャリアポートフォリオを作成し、学年進行に応じたキャリア支援を適切に行っている。

この他、卒業後のキャリア支援として、研修委員会が同窓会と連携してリカレント教育に取組み、研修会を年に複数回実施するなどの支援を行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

厚生補導のための組織は、学生委員会及び学務課との協力体制で適切に機能している。また、大学独自の特別奨学制度、学生生活支援奨学制度が設けられるなど、学生に対する経済的支援が適切に行われている。加えて、学生の課外活動については、学生自治を尊重しつつ学生委員会による支援・助言や、保護者の後援会による経済的支援などが行われている。

学生の心身に関する健康相談、心的支援、学生相談に対応するために、保健室、学生相談窓口及び学生相談室が設置されている。

〈参考意見〉

○学生の相談体制について、組織の設置を規則上明確にしておらず、学生への周知も不十分であるため、規則の整備とともに相談体制の周知・充実が望まれる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的達成のための校地、校舎、自習室などが整備されており、図書館や学部別に配置された実習施設が活用されている。また、平成 30(2018)年度入学生から学生全員にタブ

レット型パソコンが配付され、無線 LAN 環境が拡充されるなど、IT に関する整備も順次進められている。

施設・設備は、各校舎の全ての入り口及び学内のトイレの一部を車椅子対応にするなどバリアフリーに配慮されている。授業を行う学生数は教育効果を踏まえて適切に管理されており、施設・設備の耐震などの安全性は、メンテナンスによって確保されている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援・学修環境に対する意見・要望は、オフィスアワー制度、クラス担任制度・アドバイザー制度、常設の意見箱などによって把握されている。また、無記名アンケートが看護学部で行われており、学修支援の改善に活用されている。この無記名アンケートは今後、全学的な実施が計画されている。

加えて、学生委員会を中心とした教職員と、学生会の役員を担う学生との意見交換の機会が設けられ、くみ上げられた意見は学生生活の改善に反映されている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的を反映した三つの方針を策定し、これらをホームページや履修の手引きで周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒

業認定基準、修了認定基準は、大学の学則に規定され厳正に適用されている。成績評価基準も履修の手引きのシラバスで学生に周知し、厳正に適用されている。進級、卒業の判定は、学部ごとに判定会議で審議し、教授会の議を経て、学長が確認、決定する体制が整えられている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④　教養教育の実施
3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の教育目的を踏まえカリキュラム・ポリシーが定められ、両学部とも、ディプロマ・ポリシーの達成に向けて、カリキュラム・ポリシーとの関係を明確にするために、カリキュラム・ツリーを作成し両ポリシーの一貫性のある「教育目標（体系図)」を分かりやすく明示している。これらはホームページや履修の手引きで周知されている。教養教育の実施では、両学部とも多職種連携教育の強化を図るため、共通科目を設けて、早い段階から多職種連携のあり方やコミュニケーション能力の向上に向けた教育を実施している。また、看護学部では、令和 4(2022)年度に向けた第 5 次カリキュラム改正の活動計画や、異なる専門職教員による授業の展開を行い、カリキュラム・ポリシーに沿った科目づくりを実施している。両学部の教育方法の工夫等においては教員の資質・能力の向上に資するため、更なる FD 活動の充実に努めている。

〈参考意見〉

〇学則上にキャップ制が定められているが、保健科学部ではキャップ制が遵守されていないため今後の計画や見直し等が望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の点検・評価として、両学部とも単位修得率は高く、退学率・留年率とも低く抑えている。保健科学部では国家試験の合格率は全国平均を上回っており、就職状況も良好である。教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けての学修成果の点検・評価結果では、令和元(2019)年度後期から全学部の専任教員が担当する全科目を対象とした授業評価アンケートを学生に実施し、アンケート結果に教員のコメントを求め、教員の授業改善にフィードバックしている。また、今後はカリキュラム編成に関する学生からの意見をくみ上げる方法を検討している。学修成果の点検・評価として現時点では、国家試験合格率や就職状況によるものにとどまっているが、今後はしかるべき情報収集を行い検証の実施を検討している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の教育研究に関する事項は、「教授会規程」にのっとり准教授以上で構成される教授会で審議され、教授会は学長に意見を述べている。特に重要な事項は、学長以下大学執行部に理事長、常務理事を加えた運営会議においても協議している。また、学長のもとに 2 人の学部長兼務の副学長を置き学長を補佐する体制をとっている。大学内の運営、活動に関する情報交換及び協議を行うために部門長会議、学部内教授会、学科会議等を設置し、組織内の情報や諸課題の共有がなされている。事務組織も組織規程によって適切に配置され、その役割は明確である。

各部門は、学長から提示された大学全体の行動目標及び取組むべき課題をもとに、活動目標を策定し、活動目標は事業計画の一部として理事会で承認されており、その内容は、年度当初に全教職員を対象に学長から説明している。

〈改善を要する点〉

○学校教育法第 93 条第 2 項第 1 号及び第 2 号で定める事項のうち「学生の入学」「学位の授与」について、「教授会規程」では教授会が学長に意見を述べることとされていないため、改善が必要である。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学に必要な専任教員数は設置基準、その他の法令・規則等を満たしており、また、必要な有資格者等を適切に配置している。

教員の採用は、教員任用規程を定め、運営会議の議を経て理事長が行っている。昇任については、教授は教授候補者選考委員会細則にのっとり、また、准教授以下の教員は教員選考調整会議細則にのっとり選考され適切に運用している。

FD・SD 活動については、新任教職員研修、ケースカンファレンス、業績報告会等が組織的に行われ、教職員の能力開発につなげている。

4－3. 職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

新任教職員のための研修、ハラスメント研修会、業績報告会を中心に SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みを組織的に実施しており、その見直しを行っている。

今後は、業績報告会を充実させていくとともに、他大学との SD に関わる交流、授業評価アンケートに関するワークショップ、研究に関する研修会などが企画され、職員の資質・能力の向上を図る取組みを計画している。

〈参考意見〉

○職員の資質・能力向上のため、学外研修など各種研修を充実させることが望まれる。

4－4. 研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教員には研究室が与えられ、全学部において週 1 日は研究日として学外での研究活動、社会貢献活動を行う時間を確保するなど、快適な研究環境を整備している。また、令和元(2019)年度より「地域保健医療研究センター」が発足し、研究活動の拠点となっている。

研究倫理に関する諸規則を整備し、研究倫理審査委員会や利益相反管理委員会を設けて実施される研究に対して審査を実施している。

研究活動への資金配分に関する規則を整備し、個人研究費、学内公募研究費を交付している。また、将来、大学院設置に伴い RA(Research Assistant)を採用することを検討している。

外部資金の獲得を推進し、研究活動を活性化するために、教員に対して外部研究費に関する情報を随時提供している。

〈優れた点〉

○個人の研究状況を他の教職員に開示する機会として「抄読会」を実施し、分野の異なる研究者間の情報共有、意見交換のみならず、共同研究へと発展する機会を提供していることは評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は「四徳」の精神を基本とした建学の精神にのっとり、地域に貢献できる有為な人材を育成するために必要な組織を配置しており、それぞれの組織の目的・役割は組織規程で定められ適切な運営を行っている

法人及び大学の諸課題・諸問題等については、毎月行われる運営会議、教授会等で継続的に議論され着実に改善に結び付けている。

必要な情報はホームページで適切に公表されている。人権保護等に関する事項について

は「個人情報の保護に関する規程」「公益通報に関する規程」「大学におけるハラスメント防止等規程」を定め、適切に運営されている。

大学としての危機管理方針を定め、学生には学生生活の手引きを通じて、教職員には防災マニュアルを配付して周知するなど危機管理体制を整備するとともに、全学一斉の避難訓練を年１回実施している。

5－2. 理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為において、理事会は最高意思決定機関と定められ、評議員会は諮問機関として位置付けられ、諮問事項も明記されており、理事会、評議員会は適切に運営されている。学長及び事務局長は理事及び評議員に、副学長及び学務部長は評議員に選任されており、大学からの意見が理事会及び評議員会へ反映された上で審議される体制となっている。また、理事会への理事、監事の出席状況は概ね良好である。

理事長を補佐することを目的に、副理事長及び常務理事が選任され、迅速な意思決定による適切な業務執行ができる体制が整備されている。

理事会の他に、運営会議を毎月開催することで迅速な意思決定を行っており、有効に機能している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長、副理事長及び大学の学長、学部長、学科長、事務局長等が出席する運営会議を毎月開催することで、法人と大学の意思疎通を図っている。学部長等は、毎月実施される部門長会議、学部内教授会、学科会議等を通じて部門内の提案などをくみ上げ適宜運営会議に諮ることで教職員の意見を大学及び法人の運営に反映させる体制を整備している。また、ほぼ全ての教職員がいずれかの会議・委員会の構成員となっており、各会議において提案することも可能となっている。

評議員及び監事は寄附行為に基づき適切に選任されており、監事の理事会・評議員会への出席状況も適切である。また、評議員会でも活発な議論が行われ運営は適切である。監事は年１回法人に赴き事務局が作成した監査資料に基づき監査を実施し、監査報告書によ

り結果が報告されている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度の中期計画を策定し、年度ごとの予算は理事会及び評議員会において承認され、財務運営は適切に行われている。

平成 30(2018)年度及び令和元(2019)年度の過去 2 か年において、法人全体及び大学単独ともに経常収支差額比率がマイナスで推移したが、入学定員充足率は安定し、看護学部が現在学年進行中であること、令和元(2019)年度から私立大学等経常費補助金の対象年度となったことを考慮すれば、収入と支出のバランスが保たれている。また、借入金があるが、法人にとって大きな負担となっておらず、計画的に返済されており、安定した財務基盤を確立している。

長野県飯山市及び川中島町との連携事業を通して若手教員の研究を促進して学内の研究体制を強化することにより、外部研究費への応募及び獲得を目指している。また、寄附金については、担当者を設けて募集方法を検討している。

5－5. 会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は学校法人会計基準及び「経理規程」に基づき、適正に実施されている。また、税理士法人が月次でエビデンスをチェックし、会計処理上の指導を受けている。

会計監査は監査法人により行われ、決算及び来年度以降の改善点について指導を受けている。決算時には監事により監査報告書が作成され、決算案が付議される理事会及び評議員会にて監査報告が行われており、会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針は、各年度で実施している自己点検・評価及び各部門の活動目標という形で明示されている。内部質保証のための専門の組織体制は整備されていないが、実質的に各部門、各種委員会、部門長会議、必要に応じて編制される特別組織、及び専攻会議が内部質保証の役割を担っており、各部門の活動目標達成状況については各年度で報告と検証が行われている。内部質保証の責任体制については、学長のリーダーシップのもとで各部門長が責任を担う体制が構築されている。

〈参考意見〉

○内部質保証に関わる組織体制、責任体制は、組織図を作成するなど学内外に分かりやすく提示することが望まれる。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自己点検・評価について、大学開学時の平成 27(2015)年度から自己点検・評価委員会規程に基づき同委員会と作業部会を設置し、毎年度、全学体制でエビデンスに基づいた自主的、自律的な自己点検・評価を実施している。また、各年度の自己点検・評価は報告書としてまとめられ、学内で共有するとともにホームページを通して学内外に公表している。現状把握のための調査・データの収集と分析については、IR を所掌する部署等は設置していないが、学務部と企画部が中心となって教学関連のデータの収集及び分析を行っており、それらの分析結果を教学の内部質保証につなげるよう努めている。

〈参考意見〉

○自主的、自律的な自己点検・評価のための十分なデータの収集及び分析を行うため、人員の整備等を含む体制づくりが望まれる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証については、全学的視点から検討し、その結果と課題について運営会議、教授会又は部門長会議において共有されるなど一体的な点検が行われている。特に、令和元(2019)年度からは学長が示す年度目標に基づき年間活動目標を策定し、年度末に目標に対する結果報告会を実施するなど、内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みをつくっている。これらの活動目標と報告を電子化することで全教職員が共有する体制を構築している。また、毎年度、設置計画履行状況等調査報告書を提出し、付された意見に対して具体的な改善策を提出している。令和 2(2020)年度からはこれまでの取組みを踏まえ、5 か年の中期計画を策定することで、内部質保証の取組みの更なる充実を図っている。

〈参考意見〉

○内部質保証の充実という観点から、5 か年の中期計画を更に具体的な年次計画に落とし込み PDCA サイクルを確立していくことが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域・社会貢献

A－1. 地域・社会貢献

A-1-① 大学の人的資源の提供

A-1-② 地域と連携した事業の展開

【概評】

「地域で学び、地域を学び、地域で育ち、地域が育つ」を大学の個性・特色に掲げていて、地域との連携活動を積極的に推進している。飯山市地域包括支援センターと連携して高齢者支援を行い、地域住民が安心して住み慣れた地域で生活できるように取組んでいる。また、飯山市・長野保健医療大学連携記念講演会に教員が講師として参加するなど住民への健康に対する知識の普及に努めている。

川中島町地区住民自治協議会での行事に教員・学生が共に参加し、地域住民の健康を推進している。また、看護学部の学生は 1 年次の実習から地域の人々とふれあい、地域住民の多様な生き方や健康に対する多様性に触れる機会を持ち、地域住民と相互に健康に対する知識を学んでいる。

大学は高等教育コンソーシアム信州に加盟しており、リレー・フォー・ライフ活動といった、がん患者の社会参加支援に学生・職員が参加している。また、長野市が開催している地域まるごとキャンパスというボランティア活動にも参加している。これらは大学からの人的資源の提供でもあり、教員・学生にとっても良い学びになっている。

行政や保健医療福祉施設等にフィールドを持つことにより、大学教育全体が活性化し、地域との連携も深まり、今後更に教育や研究に発展していくことが期待できる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1　大学院設置構想

国連サミットにおいて採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、誰一人として取り残さないための、質の高い保健医療へのアクセスを達成することが求められている 。一方、人口減少・超高齢社会を迎えた我が国においては、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築が重要とされている。地域の関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築する取り組みを推進するために、Inter Professional Work（IPW: 多専門職間連携協働）に取り組める医療専門職の能力開発と卒後の継続的教育がその重要性を増している。

このような中で、本学では保健科学部と看護学部により多職種連携教育に取り組んでおり、構想している大学院においては、地域の健康に関する課題を的確にとらえ、科学的かつ包括的に分析し対応できる高度な専門職医療人及び専門職教育者を養成するとともに、保健医療福祉システムを学際的な視点から地域に貢献できる人材を育成することを目指している。

2　他大学との連携

平成28（2016）年度より長野県内大学単位互換に関する協定に基づき、単位互換履修生の募集を開始している。しかし、本学の開設科目を互換する基準が明確になっているとは言い難い。新入学生に対しては大学、高等専門学校などで習得した単位を本学の開設科目に認定する制度を実施している。

今後は信州コンソーシアムで取得した単位に加えて、放送大学で取得した単位も卒業認定に必要な単位として認めるように、規則の整備を進めていく。

3　新型コロナウイルス感染症対策

本学では、新型コロナウイルス感染症対策にあたり、授業体制や学生、教職員、施設内の消毒など、対応を決定し実施してきた。先が見えない中、遠隔授業の実施を作業チームが検討、実施してきた。2018年入学生から学生全員にタブレットPCを配布しているため、遠隔授業導入により更に動画受信に活用されている。

今は新しい生活様式の定着が言われ、本学も新しい授業の在り方を検討していくことになる。医療系職種は、様々な感染リスクの中で業務を遂行する。本学は卒後就職した時に即戦力となれる人材の育成にも力を注いでおり、就職先から評価をいただいている。

今回のコロナ禍を勉学のチャンスととらえ、日々人材育成に取り組んでいるところである。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 27(2015)年度
所在地　　長野県長野市川中島町今井原 11-1
　　長野県長野市川中島町今井原 12-2

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
保健科学部	リハビリテーション学科
看護学部	看護学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
9 月 9 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 18 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 5 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 27 日	実地調査の実施　　10 月 27 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 28 日	10 月 28 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 19 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 20 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

32 新潟医療福祉大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神は、「優れた QOL サポーターの育成」と端的に表している。使命・目的及び教育目的は、大学の個性・特色を反映し、意味・内容の具体性と明確性を持っている。将来計画を策定し、自己点検・評価を行い、中期計画を策定することにより時代への変化に対応している。また、使命・目的及び教育目的などについて、役員、教職員の理解と支持が得られ、それを、大学案内、ホームページ、学生便覧、式典での学長挨拶等、多様な機会を通して学内外に周知している。

加えて、使命・目的及び教育目的を中長期的な計画（長期目標、中期目標、質保証の要件）及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）へも反映させている。そして、これらを達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織が整備されている。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知については、適切に実施、公表されており、学力の 3 要素を踏まえた「STEPS」で構成されるアドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れが実施され、その検証も適切に行われている。学修支援については、図書館・学習支援課、学生課、教務課、就職センターの連携による教職協働体制が整備されている。

各学科から選出された運営委員とキャリア開発室職員で構成される就職センターが設置され、きめ細かい就職支援を行っている。また、国家試験の合格率向上を目指しての取組みなど、社会的・職業的自立に関する支援体制が整備されている。教育目的の達成のため、校地、校舎等の学修環境が整備され、適切に運営・管理されている。また、学生が安全に学生生活を送ることができるよう相談窓口体制が充実している。

「基準３．教育課程」について

大学全体及び学科ごとに、教育目標及び教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーが定められてこれにつながるカリキュラム・ポリシーは、学部・学科の目的にのっとり、学則等に明確に定められ、教育課程の編成とその実現に向け体系的に連結している。大学が目指す人材の養成を実体的に可能にする体制がとられ、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性が確保されている。

大学の教育目的及びディプロマ・ポリシーにのっとった学修成果である国家試験や資格

試験の結果が、定められた手続きに従って点検・評価・報告され、学内外に周知されている。

卒業生や修了生に対しては調査等を実施し、その結果が学内の関係組織において点検・分析され、着実に施策が実施されている。

〈優れた点〉

○「チーム医療・ケア」を学ぶ学修方法として、一つのゼミが複数の学科の学生によって構成され、教員も複数学科から配置されて実施されることは、大学の目指すチーム意識の形成に役立つ取組みとして評価できる。

○「STEPS」を一貫した中心概念として掲げ、それを入学前から卒業後のキャリア形成に至るまでの道筋を例示するなどして教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックすることにより、教育の質保証に取組んでいる点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

全学的な重要事項の審議機関として総務会を設置することにより、大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップを発揮するための補佐体制を整えている。事務局職員の役割を定め、教学マネジメントの機能を支えるための事務執行体制を整えている。そして、教育目的を達成するため、教育課程に即して、大学、大学院に必要な専任教員を確保し配置している。また、教職員が大学運営に必要な知識・技能を身に付け、資質・能力の向上を図るため、SD推進委員会を設置しFD委員会とSD推進委員会の共同で、新任職員研修、職員全体研修のほか、教職合同研修を実施している。

運動機能医科学研究所等を設置し、研究環境の整備と適切な運営・管理を進めているほか、研究活動への資源として、個人研究費に加え、外部資金獲得のための「Sports & Health 先端科学研究費」等を配分している。

「基準５．経営・管理と財務」について

大学は、学校教育法及び私立学校法等の関係法令を遵守し、寄附行為等の諸規則に基づいて経営の規律と誠実性が維持されている。

法人は、理事会を最高意思決定機関として位置付け、寄附行為に基づき適切に運営している。

法人及び大学は、理事会、総務会、学内連絡会等を通じて、法人経営部門と大学教学部門との間の意思疎通、相互チェック、教職員からの提案等のくみ上げを行う仕組みを整備している。

大学は、「新潟医療福祉大学将来計画」に基づき、学部・学科の新設、既設学科の定員増、教育施設の拡充に取組んでおり、中長期的な計画のもとで適切な財務運営を行っている。

〈優れた点〉

○大学は、その特色になる「リハビリテーション科学およびスポーツ科学領域における先端的研究拠点」の基盤形成に取組んでおり、そのための外部研究資金の獲得件数と金額が増加していることは評価できる。

「基準６．内部質保証」について

大学は、内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立について、将来計画機構、自己点検・評価委員会、外部評価準備委員会を整備している。また、将来計画を適切に遂行するため、大学の総務会がその責任を担っている。これらの自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有については、自己点検・評価委員会が中心になり、将来計画や中期計画に対する自己点検・評価を実施している。自己点検・評価は、エビデンスに基づいており、報告書を作成することにより学内で結果を共有するとともに、ホームページ上で公開している。

内部質保証のための学部・学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性については、三つのポリシーを起点とした内部質保証において、改善する仕組みを構築、整備して、教育の改善と向上に反映している。

総じて、大学は、求める人材像を明示するとともに三つのポリシー、卒業後取得可能な国家資格までの一貫した中心概念を説明し、「QOL サポーターの資質・能力」と学士力及び各職種の関係性を明らかにしている。また、大学は中長期の計画を持ち、学部・学科の特性を生かした組織運営体制を構築し、専門職の養成を通じて、先端的研究の基盤形成や地域社会、国際交流の推進等の貢献、充実と発展に寄与している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.リハビリテーション科学・スポーツ科学領域における先端的研究拠点の基盤形成」「基準 B.地域社会貢献及び国際交流の推進」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 保健・医療・福祉・スポーツ領域における専門職連携教育の重点化と研究拠点の形成

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、大学の個性・特色を反映しており、意味・内容が具体的かつ明確であり、簡潔に文章化している。時代の変化に対応するため、将来計画を策定し、自己点検・評価を行い、中期計画を策定している。

また、学部・学科及び大学院研究科の目的ごとに人材の養成に関する目的やその他の教育上の目的が、学則などにおいて定められている。

〈参考意見〉

○大学院研究科の専攻ごとの目的については、学則などに定めることが望まれる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神は、「優れた QOL サポーターの育成」と端的に表している。使命・目的及び教育目的などについて、役員、教職員の理解と支持が得られ、それを、大学案内、ホームページ、広報誌、学生便覧、新任教員のオリエンテーション、学長ニュースレター、入学式や卒業式での学長挨拶等多様な機会を通して学内外に周知している。

また、使命・目的及び教育目的を中長期的な計画（長期目標、中期目標、質保証の要件）に反映させているとともに、三つのポリシーへも反映させている。そして、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織が整備されている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知については、大学及び大学院研究科において各々定められ、ホームページや大学案内にて適切に公表されている。入学者の受入れについては、「優れた QOL サポーター」に求める資質・能力を、学力の 3 要素を踏まえた「科学的知識と技術を活用する力（Science & Art)」「チームワークとリーダーシップ（Teamwork & Leadership)」「対象者を支援する力（Empowerment)」「問題を解決する力（Problem-solving)」「自己実現意欲（Self-realization)」の五つの頭文字からなる「STEPS」で構成されるアドミッション・ポリシーに沿った受入れが実施され、その検証も適切に行われている。また、入試問題検討部会が設置され、適切に管理・運営がなされている。大学及び大学院研究科ともに、入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持がなされている。

〈参考意見〉

○研究科のアドミッション・ポリシーは定められているが、専攻ごとに定められていないため、策定することが望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援については、図書館・学習支援課、学生課、教務課、就職センターの連携による教職協働体制が整備され、「学習支援センター」も設置されている。入学前スクーリングにおいて、個別に分かりやすいテーマを掲げた全体会プログラムを経て、学科別プログラムへつなげる形で実施するなど適切に行われている。また、リメディアルコースと補習コースが設けられており、ウェブ学修コンテンツが用意され、学生が学びやすく、成果を得やすい設定が見られる。

TA 等の活用について、募集、割付け、配当時間は適切に運用されており、学修支援の充実が認められる。また、障がいのある学生への配慮については、「新潟医療福祉大学における障がいのある学生支援に関する規程」が制定され、ノートテイクにきめ細かな配慮がなされている。

2－3. キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

各学科から選出された運営委員とキャリア開発室職員で構成される就職センターが設置され、就職を希望する学生に対してきめ細かい就職支援を実施している。

正課内においては、就職年次生が就職活動を始める際に受講する講義にも独自の工夫がされている。正課外のインターンシップは、令和元(2019)年度から取組まれている。また、国家試験の合格率向上を目指して役職者間で情報を共有し、改善に向けて取組むなど、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制が整備されている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のための支援体制が全学的に整備されている。生活指導面においては、近隣の自治会との定期的な交流会を通して、学生のマナー・ルールの向上に資するほか、交通安全面については、構内にバスロータリーを設置してバス停を移設確保し、毎年事故防止のための交通安全講習会を実施している。また、傷害保険に加入するなどして正課内外での事故の対策に備えている。健康管理については医務室に常勤の看護師を置き、学生のメンタル面でサポートの重要性に鑑み、医務室と学生相談室が連携して対応できる体制をとっている。また、学生寮を整備して経済的支援に加え、寮組織における「QOL サポーター」の学修プログラムの実施等、人材育成に取組んでいる。強化指定クラブへの活動支援のほか、スポーツ憲章を制定しスポーツ活動の意義・価値を高める支援を行うことなどにより、学生生活全般における厚生補導の組織体制の構築、支援を実施している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のため、校地、校舎等の学修環境が整備され、適切に運営・管理されて

いる。

図書館は、学生が利用しやすい開館時間に設定している。また、図書館に「学習支援センター」を移設し、ラーニング・コモンズを設置することで学生の学修相談機能やアクティブ・ラーニングを可能とする場としても整備されている。実習施設については、各学科の教育目的に応じたさまざまな施設・設備が整備されている。

学内の全ての校舎にエレベータや多目的トイレが設置されているほか、スロープや自動ドアなどが整備され、バリアフリーに関して適切な配慮がなされている。

授業を行う学生数は、適切な受講者数になるよう管理され、教育効果を十分に上げられるようにしている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見や要望をくみ上げるため、授業以外の時間で学生が利用する個別指導及び補習セミナーの利用者を対象にアンケートが実施され、情報の共有と適切な改善努力が見られる。

学生委員会により学生生活アンケートが実施され、学生生活及び学修環境に対する学生の要望のくみ上げと情報の共有、適切な対応がなされている。アンケート以外の学生の意見・要望をくみ上げるものとして「目安箱」を設置し、学生の要望に対し各担当部署で検討し対策を講じた結果を掲示板にて回答している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学全体及び学科ごとに、それぞれの教育目標及び教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーが定められている。さらに、大学の国際化を意図した英文化もされており、大学が養成を目指す人材像の公表が、学内外に対して広く行われている。

また、ディプロマ・ポリシーにつながる教育課程が整備され、その運用上必要な条件・規則等は学生に対して周知されている。学位論文に係る評価に当たっての基準については不備が見られるものの、単位の認定、進級、卒業認定並びに修了認定は、定められた基準に従って、一定の手続きに基づき実施されている。

〈改善を要する点〉

○大学院設置基準第 14 条の 2 第 2 項に規定する学位論文に係る評価に当たっての基準の策定及び学生への明示並びに情報公表がされていないため、改善を要する。

〈参考意見〉

○研究科のディプロマ･ポリシーは定められているが､専攻ごとに定められていないため、策定することが望まれる。

○大学院の成績評価基準について、大学院学則等に規定化することが望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、学則等に明示された学部・学科の目的にのっとり、明確に定められており、学内外に対して周知されている。また、教育課程の編成とその実現に向けたキャップ制などの制度設定へと体系的に連結している。これにより、大学が目指す人材の養成を実体的に可能にする体制がとられ、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性が確保されている。

教養教育に関しては学生に対するアンケート調査等を通じて、授業の内容や実施に関する調整が行われ、また教養教育の将来的な課題等の把握・分析などにも積極的に取組み、適正な教養教育の実施に努めている。さらに、学生の研究活動の充実を図るプログラムが設定されるなど、学生の能力を伸ばす教授方法やカリキュラムの工夫・開発が行われ、そ

の効果が着実に挙がってきている。

〈優れた点〉

○「チーム医療・ケア」を学ぶ学修方法として、一つのゼミが複数の学科の学生によって構成され、教員も複数学科から配置されて実施されることは、大学の目指すチーム意識の形成に役立つ取組みとして評価できる。

〈参考意見〉

○研究科のカリキュラム・ポリシーは定められているが、専攻ごとに定められていないため策定することが望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

大学の教育目的及びディプロマ・ポリシーにのっとった学修成果である国家試験や資格試験の結果が、定められた手続きに従って点検・評価・報告され、学内外に周知されている。また、その結果を踏まえた上で、より一層の成果の向上に向けた制度的あるいは環境的な改善が漸進的に進められている。

卒業生や修了生に対しては適宜調査等を実施し、その結果が関係する学内の組織において点検・分析され、改善が必要と考えられた教育内容・方法及び学修指導に対してフィードバックが行われ施策に移されている。

〈優れた点〉

○「STEPS」を一貫した中心概念として掲げ、それを入学前から卒業後のキャリア形成に至るまでの道筋を例示するなどして教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックすることにより、教育の質保証に取組んでいる点は評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確

立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

「教育」「研究・産官学連携」「地域連携」「同窓会・生涯学習」「国際交流」「強化スポーツ」を担当する副学長を置くとともに、全学的な重要事項の審議機関として総務会を設置することにより、大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップを発揮するための補佐体制を整えている。

教授会、研究科委員会については、校務に関する決定権者の学長に対して意見を述べることを各規則に規定し、教学マネジメントを構築するための権限の分散と責任を明確に示している。

事務局職員の役割を定めた事務組織規程に基づき、職員を配置するとともに、各種委員会等においても職員を配置し、教職協働を進めることにより、教学マネジメントの機能を支えるための事務執行体制を整えている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を達成するため、教育課程に即して、大学、大学院に必要な専任教員を確保し、配置している。教員の採用・昇任に関する諸規則を定め、適切に運用している。また、採用については、研究者人材データベースを介して全国募集を行っている。

教育内容・方法等の改善のために、FD委員会を設置し、FD研修、授業評価、教員表彰等のFDを通じて、教員の教育開発を効果的に実施している。授業評価については、教員にフィードバックし、次年度からの授業に反映するとともに、評価の結果を全教職員・全学生に公開している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

教職員が大学運営に必要な知識・技能を身に付け、資質・能力の向上を図るため、SD 推進委員会を設置している。委員は事務局の各部署から選出された職員で構成されている。

FD 委員会と SD 推進委員会の共同で、新任職員研修、職員全体研修のほか、教職合同研修を実施するとともに、SD 推進委員会では、SD 研修実施後のアンケート結果に基づき、研修内容の見直しを行っている。また、「職能グレード定義」を職員に示し、職能グレードに合わせた SD を実施している。職員の人事評価については、「人事考課規程」に基づき行われている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

運動機能医科学研究所、「科研費対策委員会」、産官学連携推進センター、大学院教育研究環境委員会等を設置し、全ての学生・大学院生・教職員に開かれた、研究環境の整備と適切な運営・管理を進めている。

研究倫理の確立のため、倫理委員会、動物実験委員会、遺伝子組換え実験安全委員会を各委員会の規則に基づき設置するとともに、「研究活動に係る不正行為防止に関する規程」等を定め、厳正に運用している。また、公的研究費の申請、使用及び管理に係る教職員に対し、研究倫理教育、コンプライアンス教育のプログラム受講を義務付けている。

研究活動への資源として、個人研究費に加え、学内における競争的研究費（研究奨励金、学長裁量研究費等）や外部資金獲得奨励金等を配分している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学校教育法及び私立学校法等の関係法令を遵守し、寄附行為等の諸規則に基づいて適切に運営しており、経営の規律と誠実性が維持されている。

大学の使命･目的及び教育目的の達成に向けて継続的な努力が行われている。教育情報、教員養成の状況に関する情報及び財務情報は、ホームページにおいて公表されている。

環境保全については、会議でのペーパーレス化の推進などにより資源の節約に努めている。人権への配慮については、公益通報や個人情報保護等の諸規則の整備、ハラスメント相談窓口等の設置、ハラスメント防止研修による啓発活動が行われている。安全への取組みでは、「危機管理規則」等の整備、防災訓練、AED（自動体外式除細動器）の設置、救急そ生講習会、学内危険箇所の点検等を行っている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人は、私立学校法に基づいて理事会を最高意思決定機関として位置付け、法人の寄附行為に基づき適切に運営しており、その使命・目的を達成するための意思決定体制が整備され、適切に機能している。理事会は、年 6 回の定例開催のほか、必要に応じて都度、開催している。

理事の選任、予算・決算、事業計画の進捗状況の確認など、理事会の運営は適切に行われている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学は、理事会、総務会、学内連絡会等を通じて、法人経営部門と大学教学部門との間の意思疎通、相互チェック、教職員からの提案等のくみ上げを行う仕組みを整備しており、円滑な意思決定が行われるとともに、法人及び大学の各部門を相互にチェックする体制が適切に機能している。また、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環

境を整備している。

評議員の選任及び評議員会の運営は、適切に行われている。評議員の評議員会への出席状況も良好である。

監事の選任は、法人の寄附行為に基づき適切に行われている。監事は、理事会及び評議員会に出席し意見を述べている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人が平成 30(2018)年度に開設した新潟食料農業大学が完成年度を迎えていないことによる事業収支への影響はあるものの、法人全体として、使命・目的及び教育目的の達成のための収入と支出のバランスは確保されており、安定した財務基盤を確立している。

大学は、「新潟医療福祉大学将来計画」に基づき、学部・学科の新設、既設学科の定員増、教育施設の拡充に取組んでおり、中長期的な計画のもとで適切な財務運営を行っている。

施設・設備への投資に必要な資金は計画的な借入れで賄う一方、財務基盤を支える在籍学生数は順調に増加しており、学生生徒等納付金収入も着実に増加している。

〈優れた点〉

○大学は、その特色になる「リハビリテーション科学およびスポーツ科学領域における先端的研究拠点」の基盤形成に取組んでおり、そのための外部研究資金の獲得件数と金額が増加していることは評価できる。

5－5. 会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準などの関係法令及び「学校法人新潟総合学園経理規程」に基づき会計処理は適正に実施されている。

私立学校振興助成法に基づく監査法人による会計監査、私立学校法に基づく監事監査、内部監査室による内部監査、これら三者による監査体制が整備され、厳正に実施している。監事は理事会への出席と監査法人と連携した会計監査を行っている。内部監査室は定例的

な会計書類の確認、担当職員への聴取を実施し、理事会にも出席し、会計・業務が適正に行われていることを確認している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立として、大学は、将来計画機構、自己点検・評価委員会、外部評価準備委員会を整備しており、内部質保証に関する全学的な体制を構築している。

また、将来計画を適切に遂行するため、将来計画機構の構成員を兼ねる大学の総務会メンバーがその責任を担うことにより、内部質保証に関する大学全体の恒常的な組織体制及び責任体制について、明確になっている。

〈参考意見〉

○内部質保証に関する全学的な方針を示していないので、明示されることが望まれる。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有については、自己点検・評価委員会が中心になり、将来計画中期計画に対する自己点検・評価を実施している。自己点検・評価は、エビデンスに基づいており、報告書を作成することにより学内で結果を共有するとともに、ホームページ上で公開している。

大学の「インスティテューショナル・リサーチ規程」のもと、IR 室を設置し、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備し、総務会が中心になり、その結果を報告するとともに、学科及び各種委員会にフィードバックされ各種教育、研究

環境の改善に取組んでいる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みを持っている。そして、学部・学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性については、一部の教学マネジメントの部分を除き、三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われ、その結果が教育の改善・向上に反映されている。

具体的には、学生へのアンケートの実施に加え、卒業生全員に対してアンケートを実施し、その結果をもとに改善する仕組みを構築、整備して、教育の改善と向上に反映している。

〈参考意見〉

○教学マネジメントにおいて改善を要する事項があり、内部質保証に関して機能性が十分とは言えないので、PDCA サイクルの仕組みの確立と向上が望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. リハビリテーション科学・スポーツ科学領域における先端的研究拠点の基盤形成

A－1. リハビリテーション科学・スポーツ科学領域における先端的研究拠点の基盤形成

A-1-① 「リハビリテーション科学およびスポーツ科学領域」に関する外部資金獲得推進

A-1-② 「リハビリテーション科学およびスポーツ科学領域」に関する学術大会での成果発表と国際誌への論文掲載を通した社会貢献の推進

A-1-③ 新潟 QOL サポートコンソーシアムによる新潟県民に対する健康増進活動の推進

【概評】

先端的研究の拠点を目指し、リハビリテーションとスポーツに焦点化した研究及びそれに関連する大学独自の事業が、意欲的かつ多角的に展開されている。

そのような中において特筆すべきことは、大学にとっての、また個々の教員にとっての、質の高い教育研究と事業の推進における経済的基盤になる外部資金の獲得が、国内有数の高水準で実現されていることである。これは、大学及び教員が有する研究能力の高さを示

す結果であると考えられる。また、学生の卒業研究に対する満足度の高さは、大学が有する研究に関わるマンパワーが、学修に対して有効に還元されている証左であるといえる。

さらに、文部科学省の私立大学研究ブランディング事業に採択された「リハビリテーション科学とスポーツ科学の融合による先端的研究拠点―Sports & Health for All Niigata―」の展開、スポーツ庁が推進する女性アスリートの育成・支援プロジェクトの一つに採択された「月経周期におけるコンディション不良に対する運動器機能と中枢神経機能からアプローチする新たなトレーニング法・傷害予防法の開発」の展開、そして大学が地域への社会貢献として独自に組織した「新潟 QOL サポートコンソーシアム」の展開は、いずれも時宜に適った課題への取組みといえる。そして、その展開は、大学が有する人的及び環境的資源を有効に活用し、高度な研究の内容と手続きを踏みながらも、具体性をもって事業の対象になる人々への支援を実現している。大学における研究が研究として閉鎖的に完結してしまうのではなく、広く実利を伴って社会に還元されていることは特筆すべきことである。

基準 B. 地域社会貢献及び国際交流の推進

B－1. 地域社会貢献

B-1-① 地域社会のニーズに応える人材を育成するための大学組織の運営

B-1-② 地域社会活動の推進

B－2. 国際交流の推進

B-2-① 国際社会に貢献できる人材を育成するための大学組織の運営

B-2-② グローバル人材への動機づけ

B-3-③ 国際研究体制の強化と情報発信

【概評】

地域社会のニーズに応えるための大学組織基盤が構築されており、地域連携推進センター及び産官学連携推進センターが中心になって、密な連携が認められる。地域メディアに対しては、学内イベントの告知、研究成果、強化指定クラブ学生の記者会見開催等の情報について、ファックスやウェブサイトを利用してリリース配信を行い、密な情報発信・情報交換が認められる。そして、近年その件数が増加していることは、特筆すべき点である。

海外交流の実績、研修に対する経済的支援の充実は、大いに評価できる。国際交流センターを核として、今後も学生がグローバル人材としてのキャリアパスを継続して、意識できるよう継続的な取組みが望まれる。

総じて、国際社会に貢献できる人材を育成するという大学の熱意が感じられ、今後の更なる成果を期待している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

保健・医療・福祉・スポーツ領域における専門職連携教育の重点化と研究拠点の形成

本学では「優れた QOL サポーターの育成」を建学の精神として表している。この「優れた QOL サポーターの育成」には、チーム医療と医療福祉連携教育が重要であるとの考えの下、開学以来「チーム医療と医療福祉連携教育」の重要性を主張し続け、平成 20（2008）年に当時の学長が発起人となり、「日本保健医療福祉連携学会」を設立した。その後、平成 21（2009）年には文部科学省の「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」に連携教育をテーマとした課題「QOL 向上を目指す専門職間連携教育用モジュール中心型カリキュラムの共同開発と実践」で採択され、より一層チーム医療と多職種連携教育を充実させている。さらに、本学は 20 種以上の保健・医療・福祉・スポーツ関連専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、義肢装具士、臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、救急救命士、診療放射線技師、管理栄養士、栄養士、看護師、保健師、助産師、保健体育教諭、アスレチックトレーナー、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、診療情報管理士、メディカルクラーク、養護教諭、栄養教諭等）を養成する課程を有しており、全国的にも数少ない大学の一つである。そのため、保健・医療・福祉・スポーツ領域において最も充実した多職種連携教育を実施することができ、かつ、連携教育プログラムを研究開発することができる点が大きな特徴である。

また、平成 22（2010）年度には学長のリーダーシップの下「新潟医療福祉大学将来計画機構」が設置され、中長期的な将来ビジョンを策定すると共に、全学協働で教育研究の質向上に取り組んでいる。その中で、建学の精神（優れた QOL サポーターの育成）をさらに推進するため、保健・医療・福祉・スポーツに関連した指導的な人材育成やチーム医療・多職種連携教育の推進だけに留まらず、「保健・医療・福祉・スポーツ領域を核としたアジアに秀でる研究拠点の形成」を将来ビジョンに掲げている。この将来ビジョンを具現化するため、まず、分野横断的な研究拠点として「運動機能医科学研究所」を設置した（平成 22（2010）年 11 月）。次に、平成 27（2015）年 8 月に全教職員を対象にしてアンケート調査を行い、学科・学部の枠を超えた分野横断的な研究を推進するため、「リハビリテーション科学とスポーツ科学の融合による先端的研究拠点」の構築を目指すことを決定した。その結果、平成 29（2017）年度に文部科学省の私立大学研究ブランディング事業に「リハビリテーション科学とスポーツ科学の融合による先端的研究拠点－Sports & Health for All in Niigata－」というテーマで採択されるに至っている。これらを通して、複数学科が連携して、細胞レベルの基礎研究や、ヒトを対象とした神経生理学的研究、スポーツ傷害予防・治療のための臨床研究、リハビリテーションに関連した治療法の研究開発を行い、非常に多くの研究成果を公表している。加えて、多職種が連携して、高齢者の介護予防・転倒予防に関連する研究や社会活動、アスリートの育成とアスリートサポートの実践（コンディショニング、栄養、看護、心理、傷害予防・治療）、障がい者スポーツに必要な義肢・装具の研究開発、学童に対するスポーツ普及活動なども精力的に行っている。つまり、細胞レベルの基礎研究から、ヒトを対象とした応用研究・臨床研究に発展させ、さらにその成果を、多職種が連携して対象者（子供、高齢者、障がい者、患者、競技者）に還元するためのサイクルを確立し、「保健・医療・福祉・スポーツ領域を核としたアジアに秀でる研究拠点」の基盤を形成しつつある点が本学の最大の特徴である。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 13(2001)年度
所在地　　新潟県新潟市北区島見町 1398

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
リハビリテーション学部	理学療法学科　作業療法学科　言語聴覚学科　義肢装具自立支援学科
医療技術学部	臨床技術学科　視機能科学科　救急救命学科　診療放射線学科 理学療法学科※　作業療法学科※　言語聴覚学科※ 義肢装具自立支援学科※
健康科学部	健康栄養学科　健康スポーツ学科　看護学科※
看護学部	看護学科
社会福祉学部	社会福祉学科
医療経営管理学部	医療情報管理学科
医療福祉学研究科	保健学専攻　健康科学専攻　社会福祉学専攻　医療情報・経営管理学専攻 医療福祉学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
9 月 10 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 24 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 8 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 27 日	実地調査の実施　　10 月 27 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 28 日	10 月 28 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 20 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 20 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 17 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

33 日本文理大学

Ⅰ　評価結果

【判定】
評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について
使命・目的は、建学の精神である「産学一致」を礎として、「産学一致」「人間力の育成」「社会・地域貢献」の三つの教育理念に基づく人材育成であることを明確かつ具体的に定め、簡潔に文章化している。三つの教育理念は「人間力教育」に総括され、大学の個性・特色を形成するとともに、ホームページ等を通じて明示している。また、工学部、経営経済学部の教育目的、各学科の教育目的は学則に明示し、大学院工学研究科の教育目的も大学院学則に明示している。教育目的について、大学創設 40 周年を機に見直しを行うとともに、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を策定し、社会の変化に応じた大学改革を実行している。また、大学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織についても、整備し、適切に管理・運営を行っている。

「基準２．学生」について
アドミッション・ポリシーは、建学の精神及び教育目的にのっとって、大学院、大学、学部、学科ごとにそれぞれ策定され、ホームページ等に掲載されている。なお、収容定員充足率は一部非常に高い学科も見られるが、全般的に近年充足率は改善されつつある。「スタートアップセミナー」等、入学前後から、きめ細かい学修支援体制を整備している。オフィスアワーを全学的に確保し学生からの質問・相談に応じられる体制になっている。障がいのある学生に対しても、適切な配慮がなされている。「人間力育成センター」等、学生のキャリアプランを実現するための就職サポート体制が整えられている。課外活動についても、強化クラブ・準強化クラブをはじめとして多数の課外活動組織が活発に活動している。大学は、開講期ごとに「受講アンケート」を実施・分析し、授業の改善に役立てるとともに、回答書は学生及び教職員が学内ネットワークにて閲覧できるようになっている。

〈優れた点〉
○入学後の GPA、退学率、就職・進学率等について入試種別ごとにデータを分析し、入試方法の改善に取組んでいる点は、評価できる。
○リメディアル科目である「基礎学力講座（国語）」「基礎学力講座（数学）」をクォーター制で複数回開講し、早期に基礎学力を身に付けさせている点は評価できる。
○福岡県内で開催されるインターンシップフェアや業界企業セミナーに、「インターンシップ説明会支援バス」及び「就職支援バス」を無料で運行し、学生の就職活動を支援して

いる点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは、建学の精神や教育目的等を踏まえて策定し、ホームページ等を通じ周知している。「学位論文に係る評価」の基準が未策定であるが、単位認定基準、卒業認定基準等の策定と周知を行い、厳正に適用している。大学及び各学部・各学科、研究科のカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページ等を通じ周知している。教育課程については、カリキュラム・マネジメントによって体系的に編成され、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの一貫性が確保されている。また、教育の質の向上及び保証を目的に、PDCA サイクルによるカリキュラム・マネジメントを確立している。学修成果の指標として、GPA(Grade Point Average)、受講アンケート、各種アセスメントテスト等を採用し、点検・評価を行っているが、最近では「ディプロマサプリメント」や「プレ・ディプロマサプリメント」を活用している。

〈優れた点〉

○「産学一致」「人間力の育成」「社会・地域貢献」という教育理念が、ディプロマ・ポリシーの策定、単位認定基準や卒業認定基準の策定に一貫して考慮されている点は評価できる。

○学位プログラム修了時に配付する、学修内容についての証明書である「ディプロマサプリメント」については、成績の可視化に係る新しい取組みとして、評価できる。

○在学生に対し「プレ・ディプロマサプリメント（学生自身の能力が可視化された資料）」を新学期開講に当たり配付し、各自の伸ばすべき能力を把握させ、履修登録の際の資料として活用させている点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

大学評議会を中心に学長のリーダーシップが確立・発揮されている。大学の意思決定の権限と責任は明確になっており、適切に機能するよう組織を構築し、適切な人員の配置を行っている。また、大学設置基準に規定された適切な数の教員を確保するとともに、教育課程の内容を踏まえ配置している。学内での FD(Faculty Development)研修会や SD(Staff Development)研修の機会を設けるとともに、必要に応じて学外研修への派遣を行っている。「産学官民連携推進センター」が設置され、科学研究費助成事業等を含む外部の競争的研究資金の獲得に向けた手続き等の支援を行っている。また、研究倫理については、「日本文理大学研究倫理規程」等の研究倫理に関する諸規則を整備している。研究費については、個人研究費以外に、学長裁量による「教育・研究改革推進事業」の学内公募を行い、教育改革事業、地域志向プロジェクト研究事業に支援を行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

一部法令内容の理解に不十分な点があるものの、関連法規を遵守し、理事会等必要な組織を設置し、概ね適切にその運営を行っている。使命・目的の実現のため、中長期の改善施策計画を立案し、その実現に向けた継続的な努力を行っている。寄附行為に基づく人数

の理事を選任し、その理事に学長 1 人、副学長 1 人を選任している。予算等の関連法令に定める事項につき、その審議内容を踏まえ、定期的に理事会を開催している。また、大学評議会に、構成員以外の教職員をオブザーバーとして出席させ意見を求めるなど、教職員の提案をくみ上げる仕組みを整備している。「第 3 期中長期改善施策」等を策定し、中長期的な計画に基づく財務改善に向けた運営を進めている。法令及び諸規則に基づき会計処理を適正に実施し、公認会計士による会計監査や監事と公認会計士が適切な連携体制をとるなど、会計監査を厳正に行う体制を整備している。

「基準６．内部質保証」について

「日本文理大学自己点検・評価規程」に基づき、学長を委員長とし、大学各部門等の責任者が委員として構成される「自己点検・評価委員会」を設置している。各組織が実施する自己点検・評価をもとに、「自己点検・評価報告書」を取りまとめることとしており、内部質保証のための体制を整備し、その責任体制を明確に定めている。また、経営全般に係る経営 IR(Institutional Research)を担う大学企画業務担当と、教育全般に係る教学 IR を担う教育推進担当を設置し、定常的な情報収集と分析に取組むとともに、学内における情報共有と公開を促進している。一部学科の収容定員管理及び法令の理解に不十分な点があるものの、「第 2 期中長期改善施策」以降、施策の実施状況を確認する「審査会」を年度末に開催し、翌年度の計画に反映させるなど、大学全体の内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みは確立され、機能している。

総じて、大学は建学の精神である「産学一致」に基づき、実践的教育と人間力教育を展開するとともに、地域社会との協力関係を重視する教育改革を実行する中で、平成 26(2014)年度には文部科学省の「地（知）の拠点整備事業（大学 COC 事業）」に採択され、学生確保に関しても改善するとともに経営的にも安定し、今後更に地域密着型大学として発展することが期待される。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献・連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 大学等による「おおいた創生」推進協議会（プラットフォーム事業の展開）

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】
基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉
使命・目的は、学則第 1 条に建学の精神である「産学一致」を礎として、「産学一致」「人間力の育成」「社会・地域貢献」の三つの教育理念に基づく人材育成であることを明確かつ具体的に定め、簡潔に文章化している。また、三つの教育理念は、「人間力教育」に総括され、大学の個性・特色を形成するとともに、ホームページ等を通じて明示している。工学部及び経営経済学部の教育目的は学則第 8 条に、各学科の教育目的は学則第 9 条に、それぞれ明示している。大学院工学研究科の教育目的も大学院学則第 1 条に明示している。
教育目的について、大学創設 40 周年を機に見直しを行うとともに、「第 2 期中長期改善施策」「第 3 期中長期改善施策」を策定し、社会の変化に応じた大学改革を実行している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映
1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
大学評議会、理事会等での審議・承認の手続きの過程において、大学の使命・目的及び教育目的は、役員及び教員の理解と支持を得ている。また、教職員に対しても新年度式などにおいて大学の使命・目的、教育目的を説明し、理解と支持を得ている。
使命・目的及び教育目的は、学則に明示されるとともに、ホームページ等を通じて、学内外に周知されている。加えて、使命・目的及び教育目的に沿って、三つのポリシーを策定し、ホームページなどに公表している。また、建学の精神や三つのポリシー等に基づき、平成 21(2009)年度に策定された「第 1 次中長期改善施策計画」以来、常に PDCA サイクルを意識して、事業遂行を行っている。
大学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織については、社会の変化に対応しつつ、適切に管理・運営を行っている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、建学の精神及び教育目的にのっとって、大学院、大学、学部、学科ごとにそれぞれ策定されている。これらのポリシーはホームページや入学試験要項に掲載されており、入学志願者全員に周知されている。また、教育改革に際して、アドミッション・ポリシーを再定義するなど、検証も行われている。

大学は、学力の三要素の各々を重視した多様な形態で入試を実施し、アドミッション・ポリシーに合致した入学者の受入れに努力している。

入学定員充足率は、全般的に近年改善されつつあるが、工学部においては学科間で偏りが見られ、入学定員あるいは収容定員が未充足の学科がある一方、入学定員充足率及び収容定員充足率が大幅に上回る学科がある。

各入試区分の入試問題は、大学が適切な体制で作成している。

〈優れた点〉

○入学後の GPA、退学率、就職・進学率等について入試種別ごとにデータを分析し、入試方法の改善に取組んでいる点は、評価できる。

〈改善を要する点〉

○工学部建築学科において、収容定員充足率が 1.3 倍を超えている点について改善を要する。

2－2. 学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

「スタートアップセミナー」、入学前教育・リメディアル教育など、大学は入学前後より

大学生活全般にわたり、きめ細かい学修支援体制を整備している。学内ネットワークを利用した学生支援システムにより、教職協働のもと学修支援がなされている。

オフィスアワー及びユーティリティアワーを全学的に確保してあり、学生からの質問・相談に応じられる体制になっている。大学院生を TA として、また学部生を SA(Student Assistant)として採用し、教員の授業運営補助などに活用している。

障がいのある学生に対しては、相談窓口や、配慮すべき内容等を検討する委員会を設置し、対応を必要とする学生に対して適切な配慮がなされている。

退学を考える学生や留年生に対しては、学修を継続していくための助言や支援を行っている。また、退学者の傾向を詳細に分析し退学者防止策をとっている。

〈優れた点〉

○リメディアル科目である「基礎学力講座（国語）」「基礎学力講座（数学）」をクォーター制で複数回開講し、早期に基礎学力を身に付けさせている点は評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、全学年を対象にインターンシップを奨励しており、また「インターンシップ強化指導講座」を開講するなど、インターンシップ参加に当たっての心構えやマナーなどの事前学習に役立てている。正課内では各学科共通にキャリア関連科目として、1 年次より「社会参画入門」「社会参画実習 1」「社会参画応用」「社会参画実習 2」を必修科目として開講するなど、充実したキャリア支援のための教育を行っている。

「進路開発センター」及び「人間力育成センター」が連携して、各学生のキャリアプランを実現するための就職サポート体制が整えられている。加えて、大学は学生がインターンシップや就職活動をしやすくするためのバスを無料で運行し、学生の費用負担を軽減するなど、積極的に学生を支援している。

〈優れた点〉

○福岡県内で開催されるインターンシップフェアや業界企業セミナーに､「インターンシップ説明会支援バス」及び「就職支援バス」を無料で運行し、学生の就職活動を支援している点は評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-①　学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

大学は「厚生補導協議会」及び「厚生補導委員会」を設置し、学生の補導及び厚生に関する事項を協議、審議している。これらの組織に教務・学生支援担当職員が出席し学生支援に関する教職員の体制が整っている。

経済的な支援については、各種奨学金の情報を随時提供し、大学独自の奨学制度に基づいた奨学金給付若しくは授業料免除などにより学生の就学を支援している。課外活動の支援については、全学生が加入する自治組織「学友会」を設置し、そのもとで強化クラブ・準強化クラブをはじめとして多数の課外活動組織が活発に活動しており、教務・学生支援担当がそれらの活動を把握し、管理や必要な助言、支援、指導を行っている。心身に関する健康相談や心的支援については、学生の個人的な諸問題について専門的な立場で相談に応じ解決できるように「学生相談室」及び「保健室」を設置し、支援がなされている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

大学設置基準が求める基準校地面積及び基準校舎面積を十分に満たし、かつ教育目的を実現するための施設を有している。また、アクティブ・ラーニングなど新しい教育方法に適合する教育環境の充実にも力を入れている。

図書館は、教育・研究活動に必要な蔵書が整備され、設置場所・開館時間など学生・教職員が利用しやすい環境になっている。パソコン教室をはじめ一般教室にも無線 LAN 環境を整備し、学生が ICT（情報通信技術）を活用する上で十分な学修環境を提供している。

バリアフリー化を進めており、車椅子に対応したスロープがほとんどの建物に設置されている。加えて、エレベータ、身障者用トイレを設けており、障がいのある学生の利便性・安全性が確保されている。

授業の平均履修者数は、教育効果を十分上げられるように適切に管理している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

大学は、開講期ごとに「受講アンケート」を実施し、教室内外の学修状況に関して調査している。回答結果を分析し、教員は担当授業の改善に役立てるとともに、回答書は学内ネットワークにて学生及び教職員が閲覧できるようになっている。

学生生活に関する支援として、大学事務本部教務・学生支援担当を中心に学生から直接意見や要望をくみ上げる体制をとっている。また、問題や悩みを抱えている学生の早期発見に努め、必要に応じて面談や電話連絡を行っている。

「JUES（日本の大学生の学習経験調査）」を利用して学修支援・学修環境に関する施設・設備に対する学生の意見をくみ上げている。調査結果は、教育推進担当（IR 担当）で集約し、大学評議会に報告され活用されている。また、「学友会」経由で学生の意見をくみ上げる機会も設けられている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは、建学の精神や学部・学科の教育目的、また、教育理念である「産学一致」「人間力の育成」「社会・地域貢献」を踏まえて策定し、ホームページや学生便覧を通じて周知している。

また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準等の策定と周知を行い、厳正に適用している。加えて、全科目のシラバスにおいて、全学で統一的に定められた「関心・意欲・態度」「知識・理解」「技能・表現・コミュニケーション」「思考・判断・創造」の四つの観点ごとに、「単位を修得するために達成すべき到達目標」が定められており、それらに基づいて成績評価が行われている。

〈優れた点〉

○「産学一致」「人間力の育成」「社会・地域貢献」という教育理念が、ディプロマ・ポリシーの策定、単位認定基準や卒業認定基準の策定に一貫して考慮されている点は評価できる。

〈改善を要する点〉

○大学院設置基準第 14 条の 2 第 2 項に規定する学位論文に係る評価に当たっての基準の策定及び学生への明示がされていないため、改善を要する。

〈参考意見〉

○卒業要件以外に、学部の「卒業研究」や「ゼミナールⅣ」の着手条件等が学生便覧に定められているが、これは実質的な卒業要件あるいは必修科目であるため、学則等の規則に定めることが望まれる。

○成績評価において、再試験が実施される基準や D 評価の基準が明確でないので、各基準を明確にすることが望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、各学部・各学科、研究科のカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページ、学生便覧により周知している。教育課程については、カリキュラム・マネジメントによって、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されている。また、授業科目は、ディプロマ・ポリシーに示す能力を身に付けるために、カリキュラム・ポリシーに基づいて教養基礎科目と専門教育科目が編成されており、両ポリシーの一貫性が確保されている。教養基礎科目のうち、「社会参画授業」や学生の正課外活動を支援する「人間力育成センター」、学士課程教育の質保証を目的に設置された「教育推進センター」が、教養基礎教育に関しても教育支援を行っている。加えて、教授方法の改善を進めるために、FD 委員会など組織体制を整備し運用している。新たな教授方法の工夫として、アクティブ・ラーニングや ICT 教育などを導入する授業を推奨している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果の

フィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
教育の質の向上及び保証を目的に、三つのポリシーを常に確認しながら、教育改革・改善に向けた PDCA サイクルによるカリキュラム・マネジメントを確立するために、「日本文理大学アセスメント・ポリシー」を定め、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルの 3 段階でそれぞれ達成状況を検証する指標を定め、検証を行っている。
学修成果の指標として、GPA、受講アンケート、プレースメントテスト、各種アセスメントテスト、就職状況と卒業生就職企業アンケート、資格取得支援状況等の結果を採用し、それらを大学評議会等で審議し点検・評価することによって教育活動に反映している。また、評価結果をより有効にフィードバックするために学長室を設置し、更に教育推進担当が中心になって、各種教育指標に関する IR 機能の充実を図っている。令和元(2019)年度から、「ディプロマサプリメント」や「プレ・ディプロマサプリメント」を活用している。

〈優れた点〉
○学位プログラム修了時に配付する、学修内容についての証明書である「ディプロマサプリメント」については、成績の可視化に係る新しい取組みとして、評価できる。
○在学生に対し「プレ・ディプロマサプリメント（学生自身の能力が可視化された資料）」を新学期開講に当たり配付し、各自の伸ばすべき能力を把握させ、履修登録の際の資料として活用させている点は評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】
基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性
4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】
基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉
大学評議会を中心に学長のリーダーシップが確立・発揮されている。使命・目的の達成

のための教学マネジメントとして、学長の職務を補佐する副学長を 2 人配置し、大学院委員会、教授会、全学及び学部の専門委員会、教育推進センター等を組織している。

大学の意思決定の権限と責任は明確になっており、適切に機能するよう組織を構築している。教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能している。教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知している。

大学は各部署の所管業務、事務分掌及び職務の権限を明確にし、適切な人員の配置を行っている。各センターには、教員と職員を配置し、教職協働による教学マネジメントが機能している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学設置基準に規定された必要専任教員数及び教授数並びに大学院設置基準に規定された必要研究指導教員数・研究指導補助教員数及び教授数に基づき、適切な数の教員を確保するとともに、教育課程の内容を踏まえ配置している。

大学は、教員の推薦・紹介を含む公募により教員募集を行うとともに、その採用・昇任に当たっては、「学校法人文理学園教職員採用、資格変更規程」及び「日本文理大学教員資格審査委員会規程」等を定め、適切に運用されている。

大学は「FD 委員会」によって企画された学内での FD 研修会や、大分県内の 11 の大学・短期大学と共同して行う FD 活動に主体的に参加し、これらの大学・短期大学で組織された「FD 活動協議会」で企画された研修会を大学の施設を使用して行うなど、教育内容・方法等の工夫・開発と効果的な実施を行っている。

4－3. 職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、職員も学生の教育・指導の当事者である旨の意識付けを図りながら、的確・効率的な業務推進を行うよう指導するとともに、職員を大学の各種会議・委員会にメンバー

あるいはオブザーバーとして、積極的に参加させるようにしている。

大学は、新人研修や各種研修会を実施し、教員向けの研修についても職員の参加を呼掛けるなど、学内での SD 研修の機会を設けるとともに、大分県私立大学・短期大学協会主催の教職員研修会の他、職員の経験等に応じて、必要な学外研修への派遣を行っている。また、SD 活動の全学的な推進を図るため、「日本文理大学 SD 委員会規程」を制定している。加えて、「日本文理大学における SD 実施方針」を策定し、人材育成目標を明確にし、体系的な SD 実施計画を機関決定し、高等教育情勢の知見を高める研修及び外部団体主催による研修会などを企画し、職員の資質・能力の向上に取組んでいる。

4－4. 研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境については、各教員に個人研究室を割当て、工学部の教員には必要に応じて実験室が整備され、経営経済学部の教員には共用のゼミ室や演習室が整備され、適切に運営・管理を行っている。また、「産学官民連携推進センター」が設置され、専任の事務職員を 1 人配置し、科学研究費助成事業等を含む外部の競争的研究資金の獲得に向けた手続き等の支援を行っている。

研究倫理については、研究倫理に関する諸規則を整備するとともに、教職員に対し研究倫理や研究費の不正使用に関する研修を実施し、厳正に運用している。

研究活動の資源の配分については、教員個人又は各研究所にそれぞれ年間の研究費を配分している。加えて、学長裁量による「教育・研究改革推進事業」の学内公募を行い、教育改革事業、地域志向プロジェクト研究事業に支援を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に法人の目的を記載し、一部法令内容の理解に不十分な点から派生する状況は散見するものの、関連法規に規定する内容を遵守し、理事会等必要な組織を設置した上で、「学校法人文理学園倫理規程」等組織倫理に関する諸規則を整備し、概ね適切にその運営を行っている。その使命・目的の実現のため、課題になっている事項に対し、中長期の改善施策計画を立案し、これを定期的に見直し新たな計画を策定するなど、その実現に向けた継続的な努力を行っている。健康増進法や障害者差別解消法等の内容を踏まえ、「日本文理大学ハラスメント防止等に関する規程」の他、諸規則を制定し、環境保全や人権に配慮した運営を行っている。併せて、「日本文理大学危機管理基本マニュアル」や「日本文理大学危機管理対策規則」に基づき、教職員や学生の安全に配慮した運営を行っている。

〈改善を要する点〉

○寄附行為第 26 条及び第 41 条第 1 項に基づき、当該年度の事業計画については、年度が始まる前の評議員会及び理事会において諮問・議決するよう改善を要する。

○学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 3 項及び同条第 5 項に基づき、学位論文に係る評価に当たっての基準については、ホームページ等を活用し公表するよう改善を要する。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づく人数の理事を選任し、その理事に学長 1 人、副学長 1 人を選任している。予算等の関連法令に定める事項について、欠席理事には意思表示書を求め審議・議決を行うなど、その審議内容を踏まえ、定期的に理事会を開催している。理事の出席率も高く、その使命・目的の達成に向け戦略的に意思決定が行える運営体制が整備され、機能している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

大学評議会に、学長を兼務する理事長、理事である副学長を構成員とするとともに、構成員以外の教職員をオブザーバーとして出席させ意見を求めるなど、学長がリーダーシップを発揮でき、かつ教職員の提案をくみ上げ、意思決定が円滑に行われる仕組みを整備している。寄附行為に基づく人数の監事を選任し、監事は、理事会及び評議員会並びに大学において開催される「審査会」及び大学評議会にも出席し、必要に応じ意見具申を行うなど、関係法令に規定する監査を行っている。寄附行為に基づく人数の評議員を選任し、その評議員に学長 1 人、副学長 2 人及び学部長等の教職員を選任し、欠席評議員には意思表示書を求めるなど、法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックを行う体制を整備している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「第 3 期中長期改善施策」において、定員充足による財務改善の他、学生生徒等納付金の値上げ、補助金及び寄付金の獲得、奨学費の抑制等の施策により、事業活動収支の黒字化を目標に、中長期的な計画に基づく財務改善に向けた運営を進めている。ここ数年、定員の充足状況が改善したことなどにより、収支が改善の傾向にある。資金収支では、教育活動資金収支が黒字になっており、事業活動収支ではいまだ支出超過の状態ではあるが、経常収支の状況がここ数年改善の傾向にあり、当該年度の資金流出を伴わない減価償却費を控除すると黒字の状態である。加えて、保有する現金・預金や有価証券に対する負債等の状況を踏まえると、安定した財務基盤の確立に向け改善の状況にある。

5－5. 会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準や「学校法人文理学園会計規程」等の規則に基づき、会計処理上判断が難しい場合には、適宜会計監査を担当する公認会計士に相談するなど、会計処理を適正に実施している。予算編成に当たっては「予算編成基本方針」を作成し、これに基づく各部門からの予算申請を精査し、予算案を編成するなど、適正な会計処理を行う体制をとっている。また、私立学校振興助成法に基づく公認会計士による会計監査を実施するととも

に、監事と公認会計士が意見交換会を行い適切な連携体制をとるなど、会計監査を厳正に行う体制を整備している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、「日本文理大学自己点検・評価規程」に基づき、学長を委員長とし、大学各部門等の責任者が委員として構成される「自己点検・評価委員会」を設置し、各組織が実施する自己点検・評価をもとに、「自己点検・評価委員会」を開催し、「自己点検・評価報告書」を取りまとめることとしており、内部質保証のための体制を整備し、その責任体制を明確に定めている。

「自己点検・評価報告書」等で明らかになった課題については、「中長期改善施策」に反映し、大学の各部門責任者がアクションプランを策定し、課題解決に取組んでいる。特に、「第 3 期中長期改善施策」では「改革の原動力としての内部質保証の実質化」を課題として取上げ、全学的に取組むことを明示している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

平成 12(2000)年 2 月に「日本文理大学自己点検・評価規程」を定め、第 1 回自己点検・評価を実施し、その後同規程第 4 条に定められたとおり、原則 3 年ごとに「自己点検・評価報告書」を作成しており、定期的に自己点検・評価を実施するとともに、その結果を学内で共有し、ホームページ等で学外に公表している。なお、平成 20(2008)年度と平成 26(2014)年度には、公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受け、適合していることが認定された。

平成 26(2014)年 4 月から IR 機能を強化・充実のために「学長室」を設置し、平成 29(2017)

年 4 月には、経営全般に係る経営 IR を担う大学企画業務担当と、教育全般に係る教学 IR を担う教育推進担当を設置し、内部質保証のための定常的な情報収集と分析に取組むとともに、大学における情報共有と公開を促進し、大学改革に寄与している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

学長のガバナンスのもと、令和元(2019)年度から「第 3 期中長期改善施策」をスタートさせ、各学部・学科・研究科・別科が改めてディプロマ・ポリシーにおける学修成果目標を達成するよう、アクションプランを策定し運用している。

一部学科の収容定員管理及び法令内容の理解に不十分な点があるものの、「第 2 期中長期改善施策」以降、大学全体の PDCA サイクルとして、施策の実施状況を確認する「審査会」を年度末に開催し、当該年度実施状況を踏まえ、翌年度の計画に反映させるなど、大学運営の改善・向上を目指した内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みは確立され、機能している。

〈改善を要する点〉

○工学部建築学科の収容定員管理、学位論文に係る評価基準の未策定及び未公開並びに事業計画に係る審議過程の不備といった改善を要する事項があり、内部質保証のための PDCA サイクルが部分的に機能していないので、改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域貢献・連携

A－1.「地域創生人材」の育成

A-1-① 「地域創生人材育成」のための教育

A-1-② 「地域創生人材育成」のための研究

A-1-③ 「地域創生人材育成」のための社会貢献

【概評】

平成 26(2014)年度に採択された、文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学 COC 事業)」における「豊かな心と専門的課題解決力を持つおおいた地域創生人材の育成」は、建学の精神である「産学一致」に「人間力の育成」「社会・地域貢献」を加えた教育理念に合致した事業である。この事業は人間力教育をベースとして、地域課題である少子高齢社会

を豊かに乗切るために必要な豊かな心と専門的課題解決力を兼備える「地域創生人材」育成へ発展させ、これを地域との実践的協働活動により実現する事業でもある。

事業に伴う地域志向科目数は採択時の 26 科目から、最終的に 270 科目まで設定するに至った。このような地域志向教育カリキュラムを 1 年次より受講し、平成 29(2017)年度に卒業した学生については、達成目標指標の一つである県内就職率が 41.7%になり、事業開始年度の 31.3%から 10 ポイント以上の伸びを示した。

研究面では、大学のシーズと企業・地域のニーズのマッチングに関して 4 年間で七つのプロジェクト研究が実施されたほか、学生たちの「卒業研究」（工学部）及び「ゼミナールⅣ」（経営経済学部）での成果物である「卒業研究・論文・設計」が、平成 26(2014)年度の 38 件から事業最終年度の平成 30(2018)年度には 60 件に増加した。

「人間力育成センター」を中心とする地域向けボランティアの活動者数は、採択時からの 5 年間で累計 5,000 人を大きく超えるものになった。地域向けの公開講座も、5 年間での累計講座数は 48 になった。その結果、大学の地域貢献を評価する県民の割合について、26.9%（平成 26(2014)年度）から 54.7%（平成 30(2018)年度）へと大きく上昇した。

以上の成果は高く評価できるとともに、文部科学省の補助事業終了後も単独で当事業を展開する方針が示されており、今後も地域創生人材育成及び地域貢献が大いに期待される。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 大学等による「おおいた創生」推進協議会（プラットフォーム事業の展開）

1）大分県の現状・課題

本学が所在する大分県において、高等教育機関に期待する役割として、下記が期待されている。（大分県「安心・活力・発展プラン 2015」及び「まち・ひと・しごと創生 大分県総合戦略」より）

> ○大学等高等教育機関は「知（地）の拠点」として、学生の確保や生涯学習の提供、グローバル人材の育成、自治体や企業等との連携など地域への貢献が期待されています。
>
> ○県内の研究・教育振興の中心的役割を担いつつ、地域に密着したカリキュラムや留学生の活用など、それぞれの大学の特色を生かすことが求められています。

2）ビジョン・目標

そこで、本学は大分県内の大学等高等教育機関の取り纏め校として、平成 30(2018)年度私立大学等改革総合支援事業・タイプ 5「プラットフォーム形成」に申請を行い、選定された（令和元(2019)年度もタイプ 3「地域社会への貢献：プラットフォーム型」に選定）。

同事業では、「人生 100 年時代を見据えたライフステージの各段階を支えるおおいた地域の地（知）のプラットフォームの実現」をビジョンとして掲げ、下記を目標としている。

> ① 高大接続の実質化による中等教育支援と高等教育機関進学の推進
> ② 産学官連携による地域の高等教育の質向上と地域創生人材の育成
> ③ 産学官連携による県内就職の促進
> ④ 地域を対象とした教育研究による産業・地域活性化の推進と社会人の学び直し支援

大分県と構成大学等の連携事業数： 基準値 122 件（平成 28(2016)年度）→目標値 140 件（令和 4(2022)年度） 事業参加機関の満足度：目標値 80%（令和 4(2022)年度）

3）取組み

本協議会では、専門部会として「①高等教育活性化部会」「②教育プログラム開発部会」「③県内就職率向上部会」「④産業振興・雇用創出部会」の 4 つを設置している。本学が事務局を務める①の部会では、令和元(2019)年度より全大学等の情報を一元化した「オープンキャンパスガイド」を作成、県下全高校全学年高校生に配布、活用を促すことを実現するなど大きな成果を上げた。②の部会では、県下の大学が合同で実施する FD/SD 研修会を本学で初開催したり、地域課題解決のできる人材であることを認証する「おおいた共創士」を令和元(2019)年度本学から初となる 2 人を輩出するなど、大学間・産学官の連携の実質化が軌道に乗り始めた。③の部会では、インターンシップフェア、県内業界研究セミナー等を合同で実施しており、本学からも多くの学生が参加している。大学連携によるリカレント教育や産学官連携による地域課題解決研究は、令和元(2019)年度から本格化し、大学間でより連携を強めた内容に昇華させる方針で取組みが始まった。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020) 年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 42(1967)年度
所在地　　大分県大分市大字一木 1727-162

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
工学部	機械電気工学科　建築学科　航空宇宙工学科　情報メディア学科
経営経済学部	経営経済学科
工学研究科	航空電子機械工学専攻　環境情報学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
9 月 29 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 15 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 29 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理

11 月 26 日 ～11 月 27 日	実地調査の実施　　11 月 26 日　第 2 回評価員会議開催 11 月 27 日　第 3・4 回評価員会議開催
12 月 10 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 22 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 17 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

34 八戸工業大学

Ⅰ　評価結果

【判定】
評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

学校法人の建学の精神である「正己以格物（せいきいかくぶつ）」に基づき、大学の使命・目的及び教育目的を定め、学則、大学院学則等において明示している。地域社会とのつながりを重視した教育研究を行う「地域とともにある大学」であることを個性・特色とし、社会や地域情勢の変化に柔軟に対応し、社会的使命や教育目的等を見直している。

大学の使命・目的及び教育目的を反映した三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、策定時に役員と教職員が関与し、ホームページ等で学内外に周知している。大学の個性・特色及び三つのポリシーを踏まえた「八戸工業大学中長期目標・基本計画(HIT Grand Design 55)」（以降、「中長期目標・基本計画」と表記する。）を理事会で定め、計画を遂行している。大学の使命・目的及び教育目的の達成・遂行に必要な教育研究組織を整備している。

「基準２．学生」について

建学の精神と教育理念に基づくアドミッション・ポリシーが制定され、入学者の選抜と検証を適切に実施している。在籍学生数は、学則に定める入学定員数及び収容定員数を概ね確保している。担任の配置、TA(Teaching Assistant)・SA(Student Assistant)の活用や「学生支援センター」等の設置などによるさまざまな学修支援が行われ、退学率の低減につながっている。キャリア支援は、入学から卒業までのキャリア支援体制が構築され、高い就職率を維持している。学生生活の安定のための各種サービスや厚生補導も教職協働により実施され、経済的支援、課外活動支援を適切に行っている。学生の心身に関する健康相談、心的支援などは、必要な要員を配置して対応している。校地・校舎など学修環境は整備され、学修支援、学生生活、学修環境に対する学生の意見・要望は、各種調査・アンケート及び常置する意見箱などを通じて把握し、改善に努めている。

〈優れた点〉
- 〇多様な学生を受入れている中で、担任制度を採用し、学生支援センターによる講義保証などのさまざまな支援により退学率が低い点は高く評価できる。
- 〇一貫したキャリア教育や就職課の支援だけでなく、個々の教員が積極的に支援することにより、極めて高水準の就職率を維持している点は高く評価できる。
- 〇運動場や体育施設が充実しており、地域のスポーツ大会の会場として貸出す機会も多く、地域に貢献している点は評価できる。

〇学生の意見をくみ上げる目的で設置する「意見箱」投書に対し、匿名意見には掲示回答、記名意見に対しては面談対応などを行い、真摯に学生対応している点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

使命・目的、教育理念にのっとり、大学・大学院、学部・研究科、学科においてディプロマ・ポリシーを定め公表し、これにより単位認定、進級、卒業認定及び修了認定を適切に行っている。カリキュラム・ポリシーに沿って、体系的な教育課程を編成し、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーとして明示している。教養教育は、「基礎教育研究センター」を中心に運営が行われている。履修登録単位数の上限を設け、単位制度の実質を保つ工夫や、アクティブ・ラーニング科目を増やすなど、教授方法の工夫・開発に努めている。学修成果の可視化のため、ディプロマ・ポリシーを因子として分解した大学独自の「20 の修得因子」を設定し、各種アンケート、各科目評価等で達成度を評価している。教育改革委員会等が「授業評価アンケート」等の分析結果を学科にフィードバックすることで、教育内容・方法の改善につなげている。

〈優れた点〉

〇特待生制度の中に、高学力・高意欲学生を対象とした特別養成コースが設置されており、全学科共通の特別専攻科目群が設定されている点は評価できる。

〇学生の多様なニーズに対応するため、学科横断型のプログラムを設置している点は評価できる。

〇大学独自の「20 の修得因子」を定め、学修成果を評価し、ディプロマ・サプリメントとして卒業時に学生に配付するなど、学修成果の可視化に積極的に取組んでいる点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長は、教授会や部長会等の重要な協議・審議機関を統括している。学長を補佐するため、副学長 2 人、学長補佐 1 人を置き、それぞれの組織上の位置付けと役割分担を定めているほか、事務部長や法人事務局長も出席する六者連絡協議会を開催し、学長の意思決定をサポートしている。大学及び大学院に設置基準上必要な専任教員数、教授数は確保され、教員の採用・昇任も関連規則等を定めて運用されている。FD(Faculty Development)活動は、教育改革委員会等が担当し、各種研修を計画的に実施するなど、教育内容・方法等の改善・工夫につなげている。職員の資質・能力の向上のための SD(Staff Development)活動は、法人及び大学が SD 研修計画に基づき企画を運営している。研究に必要な環境及び研究倫理に関する規則等を整備するとともに、研究活動に必要な個人研究費や学内競争資金等の予算配分に加え、外部研究資金の獲得・受入れの支援を行っている。

〈優れた点〉

〇学校法人と大学の FD と SD それぞれについて、「八戸工業大学研修会等実施計画表」で一元的に管理し、教職員に掲示している。教職員は年間を通して参加予定を立てやすく、良好な出席状況になっていることは評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為、学則、就業規則等に基づき、経営の規律と誠実性を維持するための体系と運営基盤が整備されている。理事・監事・評議員は、寄附行為に基づき適切に選任され、理事会・評議員会を定期開催し、事業計画及び事業報告、中長期計画等の進捗状況など法人の管理運営に関する基本事項及び重要事項を審議・確認している。法人と大学間の連携・意思疎通を図るため六者連絡協議会、部長会を設けている。「学校法人八戸工業大学経営改善計画（平成 28(2016)年度から平成 32(2020)年度）」（以降、「経営改善計画」と表記する。）を策定して収支バランスの改善及び財務基盤の安定化を図る法人運営を行っている。法人全体の財務状況は、人件費抑制及び経費削減の取組みにより改善傾向にある。会計処理は、学校法人会計基準、経理規程等に基づき適正に実施されており、会計監査も適切に実施され、監査法人・監事・内部監査室の相互連携が図られている。

〈優れた点〉

○理事の半数近くが外部理事であり、その知見を大学改革に活用する等、外部へ開かれた理事会運営を行っている点は評価できる。

○地域に根差した大学の特色を生かし、北東北を中心とする企業との連携を強めつつ、充実した寄付金収入の獲得に成功した点は評価できる。

○全学的に財務状況に関する問題意識を共有し、その改善に向けた取組みを実施して収支の健全化を実現した点は評価できる。

「基準６．内部質保証」について

「中長期目標・基本計画」には、三つのポリシーを起点とする内部質保証に関する全学的な方針、内部質保証の組織体制、自己点検・評価、機能性等が明示されている。「中長期目標・基本計画」の達成に向け、学長が議長になる部長会を中心に、組織的・計画的・継続的な点検活動を実施し、進捗状況を管理するとともに、結果を学内で情報共有している。併せて「自己点検・評価取扱要綱」等の関係規則による定期的な自己点検・評価活動も実施しており、その点検結果はホームページ等で公開している。双方の恒常的・継続的な点検活動を通じて、教育研究水準の向上と大学の使命・目的の達成に向けた改善活動を推進している。現在は、「中期目標・基本計画サイクル」が進行中であるが、機関・教育課程・授業の各レベルにおける計画達成状況の継続的な確認及び改善が適切に実施されており、内部質保証を向上させる PDCA サイクルの仕組みが機能していると判断できる。

〈優れた点〉

○「教学監査アドバイザー」や外部評価委員会よる客観性の高い点検・評価の仕組みを導入し、機能していることは評価できる。

○内部質保証の方針を明記する「中長期目標・基本計画」を定め、使命・目的、教育目的等の実現に向けた継続的な改善活動の循環プロセスを構築し、恒常的に改善・改革を推進していることは高く評価できる。

総じて、建学の精神、大学の使命・目的及び教育目的、三つのポリシーに基づき、適切

に教育研究活動が行われ、教育内容や教育方法等の改善が図られている。経営・管理は、法人と大学との意思疎通と連携が保たれ、財務基盤の安定化に向け努力している。内部質保証のための組織と責任体制は整えられており、「中長期目標・基本計画」の PDCA サイクルの仕組みも機能し、法人と教職員が協働して点検と改善に努めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会及び地域との連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 学習成果の可視化の取り組み
2. 学生支援・キャリア支援
3. 研究ブランディング活動

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

学校法人の建学の精神である「正己以格物（せいきいかくぶつ）」に基づき、大学の使命・目的及び教育目的を、学則、大学院学則等において具体的かつ明確に定め、簡潔に文章化している。

大学は、「学生の総合的な成長を確実に達成し、教育と研究の成果をもって、地域社会の発展に寄与し、地域とともにある大学を目指す」ことなどを個性・特色として明示し、地域社会とのつながりを重視した教育研究を行うことを目標としている。

建学の精神を堅持しつつ、社会的使命や教育目的等は、社会や地域などの学内外の情勢の変化に対応して、必要に応じて見直している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
大学の使命・目的及び教育目的は、学内へは大学要覧及び学長発信の「大学運営基本方針」等で、学外へはホームページ等で周知している。学生に対しては、学生要覧のほか、全学生対象の講義科目「キャリアデザインⅠ」を通じて説明に努めている。

使命・目的及び教育目的の改定の際は、理事会・教授会等の審議を経ており、役員、教職員の理解と支持が得られている。大学は、平成 30(2018)年度の「中長期目標・基本計画」策定に合わせて、使命・目的及び教育目的を反映する三つのポリシーを改定し、「中長期目標・基本計画」に反映させている。使命・目的及び教育目的を達成するための学部・学科及び研究科や付属施設等の教育研究組織が整備されている。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ
2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
建学の精神と教育理念に基づいた大学全体のアドミッション・ポリシーのもと、学部・学科ごとのアドミッション・ポリシー、入試形態別のアドミッション・ポリシーを定め、ホームページ、入試ガイド、学生募集要項などで周知されている。

入学者受入れの実施とその検証はアドミッション・ポリシーに沿って、適切に行われている。

令和 2(2020)年度から収容定員数を変更することにより、収容定員充足率は改善されているものの、一部の学科では収容定員に達していない。その対応として令和 4(2022)年度に向けて、適切な学生受入れへの取組みがなされている。

〈参考意見〉

○工学部電気電子工学科及び工学部生命環境科学科の収容定員充足率は、いずれも 0.8 倍を下回っているが、令和 4(2022)年度に向けて「5 学科」から「1 学科複数コース制」への改組を進めており、今後は複数コース制のもとでの適切な定員管理が望まれる。

○感性デザイン学部創生デザイン学科の収容定員充足率は、0.8 倍を下回っているが、令和 4(2022)年度に向けて推進している取組みを適切に実行し、収容定員が充足することが望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する方針は、「中長期目標・基本計画」に明記され、学務部、学生相談室、学修支援室及び担任による教職協働の学修支援体制がとられている。また、学生支援センターでは、障がいのある学生、学生生活につまずきを感じている学生に対して講義保証を中心にさまざまな支援を行っている。全学的なオフィスアワー制度を実施するとともに、中途退学、休学、留年等の対策は、IR 室の分析結果をもとに、各学科・担任が学生指導に当たっており、退学率の低減につながっている。

実験、実習、演習科目などに TA のみならず SA として特別指導補助学生による学修支援が適切に行われている。

〈優れた点〉

○多様な学生を受入れている中で、担任制度を採用し、学生支援センターによる講義保証などのさまざまな支援により退学率が低い点は高く評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」「キャリアデザインⅢ」「インターンシップ」といったキャリア教育に関する科目を配置するなど、入学から卒業までのキャリア支援体制が構築され、学生のキャリア教育に取組んでいる。また、就職課を中心に相談、助言体制が整っており、学内合同就職説明会を行うことで企業との面談を行う機会を設けて

いる。そして、一貫したキャリア教育と就職支援等の取組みにより、学生の進路に関する満足度は高く、就職率も非常に高い。

〈優れた点〉

○一貫したキャリア教育や就職課の支援だけでなく、個々の教員が積極的に支援することにより、極めて高水準の就職率を維持している点は高く評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-①　学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のための支援は、主に学生課で行われており適切に機能している。また、学生支援センターにおける学生相談室の室長は学務部長が務め、カウンセラーと各部局の教員、学生課長が相談員として配置されており、健康相談・心的支援、学生生活に関する支援・サービスが適切に行われている。

日本学生支援機構奨学金など公的な奨学金の他、大学独自の特待生・奨学生制度を授業料減免制度の形式で実施しており、経済的支援が適切に行われている。

課外活動については、全ての団体の顧問に教職員が就任していることに加え、必要な団体には監督やコーチも配置している。また、学友会や保護者後援会から補助金を交付する仕組みを運用している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的達成のため、校地、校舎、体育施設、図書館などを適切に整備し、法人事務局、学務部が中心になり、施設設備の整備・維持管理を適切に行っている。

学生数に見合った規模の教室を有しており、無線 LAN ルータやパソコンを備えた実習室などパソコンを活用した学修環境が整備されている。

耐震化計画が策定されており、それに併せてバリアフリー化も進めている。バリアフリー化されていない場所については、対応策として「八戸工業大学障害学生サポート・スタ

ッフ規程」に基づき、障がい者サポータの学生が移動の支援などを行っている。
教育効果が十分に上げられるように、少人数編制や同一科目を複数クラスに分けるなど、授業を行う学生数の適切な管理が行われている。

〈優れた点〉
○運動場や体育施設が充実しており、地域のスポーツ大会の会場として貸出す機会も多く、地域に貢献している点は評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】
基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉
学生生活及び学修支援に関する意見・要望の把握・分析を行うため、「学生生活意識調査」「授業評価」「満足度アンケート」等を定期的に実施している。また、学生課、保健室、学生相談室、学生支援センターの支援、担任教員等とのコミュニケーションの他に、半期ごとに学生や保護者との個人面談等を実施し、意見・要望をくみ上げ、改善に反映している。
学内に学修支援や学修環境に関する意見や要望を受付ける「意見箱」を設置し、学生の意見・要望をくみ上げ、併せて回答・対応を学内に掲示し、改善に反映している。

〈優れた点〉
○学生の意見をくみ上げる目的で設置する「意見箱」投書に対し、匿名意見には掲示回答、記名意見に対しては面談対応などを行い、真摯に学生対応している点は評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】
基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

「良き技術は、良き人格から生まれる」という教育理念と、「人類の幸福を希求する科学技術の振興と文化の創造ならびに地域社会の発展に寄与する」という使命・目的に沿って、大学、大学院のディプロマ・ポリシーが定められており、これをもとに全ての学部・研究科、学科でもディプロマ・ポリシーが策定されている。これらは学生要覧やホームページにより学内外に周知されている。

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、学則及び履修規程に明確に定められ周知されている。また、科目ごとにも単位認定基準が定められており、シラバスを通して学生に周知されている。進級判定・卒業判定・修了判定は、規則等に基づいて厳正に行われている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーと一貫した大学、大学院のカリキュラム・ポリシーを策定し、学生要覧等で周知している。加えて、全ての学部・研究科、学科でもカリキュラム・ポリシーが策定されている。カリキュラム・ポリシーには、ディプロマ・ポリシーとこれを具現化した各学科・専攻の教育到達目標を達成するために必要な教育課程や、授業科目の内容及び教育方法を明示している。また、それに沿って体系的な教育課程を編成してカリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーとして明示している。履修登録単位数の上限を設け、単位制度の実質を保つ工夫を行っている。「基礎教育研究センター」を中心に教養教育が実施されている。総合教養科目としては、人間科学、国際コミュニケーション、体育科学、総合学際の 4 分野を設けている。教育改革委員会を設置し教育改革を推進しており、教育改革委員会の直下の教育改革専門委員会で、教授方法について協議され各部局に還元されている。アクティブ・ラーニング科目を増やす努力がなされ、令和 2(2020)年度には全科目の半数程度の科目で取入れられるようになった。

〈優れた点〉

○特待生制度の中に、高学力・高意欲学生を対象とした特別養成コースが設置されており、

全学科共通の特別専攻科目群が設定されている点は評価できる。

○学生の多様なニーズに対応するため、学科横断型のプログラムを設置している点は評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

平成 26(2014)年度に AP（大学教育再生加速プログラム）「テーマⅡ学修成果の可視化」に採択され、ディプロマ・ポリシーを因子として分解した「20 の修得因子」を学修成果の可視化のために設定している。この大学独自の「20 の修得因子」はカリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーの中に明示されている。これらの修得因子の達成度評価を、学期ごとの各種アンケート及び各科目の評価等に基づき実施している。卒業時には各学生にディプロマ・サプリメントとして学修成果を配付している。

教育内容・方法等の改善に向けて、「満足度アンケート」「授業評価アンケート」「達成度評価アンケート」等のアンケートを実施しており教育改革委員会、教育改革専門委員会がアンケート結果を分析している。この結果は学科にもフィードバックされており、各学科ではフィードバック内容を教育改善につなげている。

〈優れた点〉

○大学独自の「20 の修得因子」を定め、学修成果を評価し、ディプロマ・サプリメントとして卒業時に学生に配付するなど、学修成果の可視化に積極的に取組んでいる点は評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は、教授会や部長会、教育改革委員会や社会連携学術推進委員会などの重要な協議・審議機関を統括するとともに、大学教職員を統督して、大学の意思決定と教学マネジメントにおいて適切なリーダーシップを確立・発揮して大学運営を行っている。教授会は助教以上の全ての教員を構成員として、運営や位置付け、役割も明確に定めている。

教学・改組改革と渉外・高大接続をそれぞれ担当する 2 人の副学長と、研究推進と社会連携を担当する学長補佐を置いており、位置付けと役割が明確である。また、学長の意思決定を補佐する役割として事務部長や法人事務局長も出席する六者連絡協議会を開催し、大学運営の重要事項について法人も含めた情報共有と意見交換を行っている。

事務局の運営組織は所管を明確化し、必要な職員を配置している。各種の委員会にも職員は参画しており、教学マネジメントの遂行に教職協働で取組んでいる。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院において、設置基準に規定される必要専任教員数、教授数を満たしている。教員の採用・昇任に関する基準や手順は教員選考規程や申合わせで定め、人事計画や教育・研究業績、学位・資格等を総合的に踏まえて決定している。

FD 活動は、教育改革委員会及び教育改革専門委員会が担当している。外部認定機関の評価を通じた教育改善活動を全学的に行ってきた経緯に加え、AP 事業など補助金獲得政策を通じた改善など、継続的に教育内容・方法等の改善・工夫や開発を行っている。また、「教育改善に関するシンポジウム」の名称で、FD 研修会を年間 2 回程度継続的に開催している。教育業績賞、教育論文賞など業績を評価する表彰制度に加え、組織力の向上や人材育成を目指して、令和元(2019)年度から人材育成・評価制度を試行的に開始し、令和2(2020)年度も試行を続けて教職員への浸透を図っている。

4－3. 職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の研修については、事務局・設置校を対象に法人事務局が研修会を開催している。文部科学省や日本私立学校振興・共済事業団を始めとした外部の説明会や研修会にも担当業務や経験年数等に応じて積極的に派遣し、職員の資質・能力向上に努めている。また、大学内には学長を委員長とする SD 委員会を設置している。研修の内容を検討し実施する体制を整えており、計画的な SD 研修会等を企画・運営している。令和元(2019)年度に「学校法人八戸工業大学人材育成・評価規程」を制定し、人材育成・評価制度を試行実施している。

〈優れた点〉

○学校法人と大学の FD と SD それぞれについて、「八戸工業大学研修会等実施計画表」で一元的に管理し、教職員に掲示している。教職員は年間を通して参加予定を立てやすく、良好な出席状況になっていることは評価できる。

4－4. 研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

快適な研究環境の実現に向けて予算要望制度を導入し、各部局からの要望聴取に努めている。また、個人研究費について、一律に配分される基本費に加え、学内競争的資金や公募型の保守費など、限られた経費の中でメリハリのある予算配分を行っている。

研究の倫理性と公平性を確保すべく「八戸工業大学研究者の行動規範」を定めている。社会連携学術推進委員会では研究活動における不正行為の防止に関する事項を審議し、「学校法人八戸工業大学における公的研究費及び研究活動の適正確保に関する規程」では不正が発覚した場合の措置を定め、研究倫理の確立と厳正な運用に努めている。

社会連携学術推進室が競争的資金獲得や企業との共同研究、受託研究導入の支援や研究を担っている。RA(Research Assistant)制度を整備するとともに、産学官連携コーディネータも配置している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為、学則、就業規則等に基づき、経営の規律と誠実性を維持するための体系と運営基盤が整備されている。

使命・目的の実現のために「経営改善計画」を策定し、当該計画に掲げる財政上の数値目標、人事政策・人件費削減等の目標達成に向けて、継続的な努力が行われている。

環境保全、人権に関しては、「環境保全規程」「ハラスメントの防止等に関する規程」等を、安全への配慮に関しては、「学校法人八戸工業大学危機管理規程」「危機対応フローチャート」等を定め、適切な運営体制を整備し、運用している。

5－2. 理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき、理事を適切に選任するとともに理事会を定期的に開催し、年次の事業計画及び事業報告、「中長期目標・基本計画」「経営改善計画」の進捗状況など、法人の管理運営に関する基本事項及び重要事項を審議・確認している。また、理事会の機動的な意思決定を支援するために、「運営・組織体制等検討委員会」等を設置し、法人運営をサポートする体制が整備されている。

理事の理事会出席率は総じて高く、欠席した理事からは「意思表示書」が提出され、理事会運営は適切に機能している。

〈優れた点〉

○理事の半数近くが外部理事であり、その知見を大学改革に活用する等、外部へ開かれた理事会運営を行っている点は評価できる。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を図るため、六者連絡協議会、部長会を設置し、定期的に会議が開催されている。また、部長会での報告・協議内容はグループウェアで共有・周知されており、相互チェック可能な体制であり適切に機能している。

監事及び評議員の選任は、寄附行為に基づき適切に行われている。評議員会は定期的に開催され、寄附行為に基づき適切に運営されている。監事の理事会及び評議員会への出席率は高く、学校法人の業務及び財産の状況、理事の業務執行状況についての監査を行い、監査結果を理事会に報告するとともに、必要に応じて理事長に指摘・助言を行っている。教職員の提案などをくみ上げる仕組みに関しては、「教職員面談」の際の意見や要望を「中長期目標・基本計画」の改定等に反映させている。また、今後は人材育成・評価制度において各教職員が作成する書類の意見要望等の記載欄の活用を検討している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

平成 28(2016)年度策定の「経営改善計画」に掲げる人件費抑制策を含む経費削減等の施策により、法人全体の直近 2 か年の収入と支出のバランスは均衡を保ち、財務状況は改善傾向にある。現在策定中の令和 3(2021)年度から始動する新たな「経営改善計画（5 か年）」においても、中長期的な視点に基づく改善案を策定し、財務基盤の安定化を目指す方針が明示されている。

大学は、私立大学研究ブランディング事業、AP 事業、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」等の補助金を獲得するほか、大学の地域貢献活動に対する寄付金の獲得など、外部研究資金等の導入に向けた努力を行っている。

〈優れた点〉

○地域に根差した大学の特色を生かし、北東北を中心とする企業との連携を強めつつ、充実した寄付金収入の獲得に成功した点は評価できる。

○全学的に財務状況に関する問題意識を共有し、その改善に向けた取組みを実施して収支の健全化を実現した点は評価できる。

5－5. 会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準、経理規程、資産管理規程などの諸規則に基づいて適切に行われている。また、資産運用に関しても、資産運用規程に基づき「資産運用結果報告書」が作成され、理事会で報告されている。会計監査に関しては、監査法人の監査は、会計関連書類のチェックにとどまらず、理事・監事とのコミュニケーション、財務会計プロセス・経費プロセス等の確認なども実施している。また、監査法人と監事及び内部監査室次長が参加する「監査ディスカッション」を実施しており、三者間の監査業務の効率性・有効性を高めるための会計監査の仕組みと体制が整備され、厳正に運用している。加えて、突発的状況や予算の流用と予備費で賄えない場合は、適切な補正予算編成を行って対応している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針は、「中長期目標・基本計画」に明示し、教職員に周知している。学長が議長になる部長会を中心とする内部質保証のための組織が整備され、部長会が内部質保証システム全体の統括・運営と責任を担っている。学則に自ら点検・評価活動を行うことを定め、「自己点検・評価取扱要綱」等に基づき、学長が委員長になる「自己点検・評価運営委員会」及び下部組織の「自己点検・評価専門委員会」が中心になり点検・評価活動が行われている。また、「教学監査アドバイザー」による点検の実施、外部評価委員会による評価など、多面的な点検や評価の仕組みも整備されている。

「中長期目標・基本計画」の進捗状況は、改組改革・教学担当副学長と社会連携学術推進室を中心に、六者連絡協議会、部長会と連携を図りながら活動状況を管理している。

〈優れた点〉

○「教学監査アドバイザー」や外部評価委員会よる客観性の高い点検・評価の仕組みを導

入し、機能していることは評価できる。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、「中長期目標・基本計画」に掲げる独自目標の達成状況を定期的に確認し、計画を再構築する点検活動を恒常的・継続的に実施することで、教育研究水準の向上と大学の使命・目的の達成に向けた改善活動を推進している。また、「自己点検・評価取扱要綱」等に基づき、4 年ごとに定期的な自己点検・評価活動も実施しており、双方を連動させた内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を推進している。自己点検・評価活動の結果はホームページ上で公表され、教職員には、グループウェアにより評価結果や活動記録等が周知され、情報を共有している。

IR 委員会は改組改革・教学担当副学長が委員長を務め、IR 委員会を中心に、現状把握のための各種調査・データの収集活動と分析活動が行われている。収集・分析したデータ等を活用した SD・FD 研修会も開催されている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、多くの学科で JABEE（日本技術者教育認定機構）認定の経験を有するなど教育改善活動を継続的に行ってきた実績がある。AP 事業の採択以降、教学監査、外部評価委員会評価を実施するなど、その活動が深化している。

三つのポリシーを踏まえて策定された「中長期目標・基本計画」には、内部質保証の組織体制、自己点検・評価、機能性が明示され、これに基づき、機関・教育課程・授業の各レベルにおける計画達成状況等の定期的・継続的な確認による改善活動を推進している。

現在「中長期目標・基本計画」内の「中期目標・基本計画サイクル」が進行中であるが、教育研究水準の向上と大学の使命・目的の達成に向けた内部質保証のための継続的な PDCA サイクルの仕組みが確立・機能しており、今後の活動成果が期待できる。

〈優れた点〉

○内部質保証の方針を明記する「中長期目標・基本計画」を定め、使命・目的、教育目的等の実現に向けた継続的な改善活動の循環プロセスを構築し、恒常的に改善・改革を推進していることは高く評価できる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会及び地域との連携

A－1．大学が有する物的・人的資源の社会・地域への提供

A-1-①　大学施設の開放・公開講座など、大学が有する物的・人的資源の社会への提供

A-1-②　企業や他大学等との適切な関係の構築

A-1-③　地域社会との協力関係の構築

【概評】

図書館、教室、グラウンド等の外部利用を認めており、大学施設を地域社会に広く開放している。公開講座、出張講義等の教育的貢献、地域特性に合わせた課題解決支援等、大学が有する物的、人的資源を活用した社会貢献に取組んでいる。

平成 29(2017)年度には地域のインフラ・防災をテーマとした私立大学研究ブランディング事業に採択され、北東北を対象地域とした課題解決のハブ機能としての活動に注力している。民間企業、国内外の大学・研究機関などと連携協定を締結し関係を構築している。

地元八戸市を中心とする産学官のプラットフォーム「八戸市産学官連携推進会議」を設立し、地域の活性化に貢献している。また、個人レベルでの産官学連携体制を整えるために、地域における同様の興味を持つ個人が参加する「はちのへオープンイノベーション・プラットフォーム」を設立し、研究会組織の設立と活発な活動を推進している。産官学が連携した地域を中心とした社会との交流を推進しており、教育内容や就職支援などで外部の声を生かした改善に取組んでいる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

１．学習成果の可視化の取り組み

本学は、平成 26 年度に、文部科学省大学教育再生加速プログラム(AP)テーマ II(学修成果の可視化)に採択された。事業の開始当初は学修成果の可視化のみを対象としていたが、平成 28 年度に文部科学省が AP を「高大接続改革推進事業」へと進化させることとした。このため、本学も AP 事業選定校として高大接続一体的改革を先駆的に担う高等教育機関として期待されることとなった。そこで、新たな視点を組み込んだ AP「高大接続改革推進事業」として、学修成果の可視化を基礎として、高大接続改革の推進等を組み込んで事業を再編成し実施してきた。その成果として、ポートフォリオやデータベースなどの教学情報システムを整備して、学生・教員双方の改善活動を促し、学修と教育の質保証を支える基盤を構築し運用している。これらのシステムにより、入学から卒業までの学修成果の可視化が可能となっている。このように、本学は、教育の質保証及び学修成果の可視化に

関して、先進的な取り組みを行なっている。

２．学生支援・キャリア支援

本学は伝統的に、各学科・学年において 2 名の担任教員を配置する担任制度を構築し、キャリアデザイン科目を全学科で設置するなど、入学から卒業まできめ細かい学生支援・キャリア支援を行なっている。さらに、平成 29 年度より、学生支援センターを設置して、より丁寧な学生支援を実現するための仕組みを確立している。きめ細かい学生支援の成果は、特に学生の就職率の高さに現れており、「大学入試に勝つ！2020 年度版（大学通信）」による全国 150 大学実就職ランキングで、実就職率 99.2%、卒業者数 100 人～1000 人の大学で全国第３位、理工系大学で第１位にランクされている。

３．研究ブランディング活動

平成 29 年度に文部科学省私立大学研究ブランディング事業に採択され、「北東北の人口減少社会における自律的課題解決に向けたハブ機能構築と社会的資本の維持開発研究事業」をテーマに研究を実施している。地域課題やリソースに関する情報を集約して、地域が抱える課題を解決する「工程」を示すことに地域の大学の役割があると考えて、研究プロジェクトを実施している。従来から活発に実施されているインフラに関する研究分野を中心として、デザインと融合した地域づくりに関連する研究を推進し、それをブランディング化している。本学の持続的な発展のために、研究活動を活発化しアウトリーチ活動を強化している。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 47(1972)年度
所在地　　青森県八戸市大字妙字大開 88-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
工学部	機械工学科　電気電子工学科　システム情報工学科　生命環境科学科 土木建築工学科　機械情報技術学科※　電気電子システム学科※ バイオ環境工学科※
感性デザイン学部	創生デザイン学科　感性デザイン学科※
工学研究科	機械・生物化学工学専攻　電子電気・情報工学専攻　社会基盤工学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
9 月 4 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 15 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 29 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 20 日	実地調査の実施　　10 月 20 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 21 日	10 月 21 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 2 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 21 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 17 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

35 花園大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

使命・目的及び教育目的は、大学学則及び大学院学則において、簡潔に文章化されている。建学の精神「禅的仏教精神による人格の陶冶」及び教育目的「自己を知り、他者を受け入れ、社会に貢献する人材を養成する」が明確に定められ、沿革に由来する個性・特色が具体的に明示されている。平成 27(2015)年度から、建学の精神の具現化に向けた重点項目を掲げて取組んでいる。

令和元(2019)年度に行われた三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の見直しに関する大学学則及び大学院学則の改定は、教学マネジメントセンターを中心になされ、役員、教職員の理解と支持のもと理事会で決定された。建学の精神及び教育目的が三つのポリシーに反映され、これらはホームページに掲載され、学内外に周知されている。

大学は、仏教学科、日本史学科、日本文学科からなる文学部、社会福祉学科、臨床心理学科、児童福祉学科からなる社会福祉学部で、大学院は、文学研究科、社会福祉学研究科で構成され、使命・目的と整合している。

「基準２．学生」について

建学の精神に基づき 5 項目からなるアドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を公正かつ妥当な方法により実施している。学部の収容定員充足率について、日本史学科、日本文学科、臨床心理学科においては充足している。学科の入学定員充足率及び収容定員充足率については、充足に向けて継続的な努力をしている。

学務課の学生相談支援室、教学マネジメントセンターの学生支援部会などにおいて、教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制を適切に整備・運営している。教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制、相談・助言体制を整備し、キャリア教育の充実につなげている。

学生サービス、厚生補導については、学務課の学生相談支援室と保健室が連携し、適切に機能している。日本学生支援機構奨学金の他にも独自の奨学金制度を設けて、学生に対する経済的な支援を適切に行っている。

設置基準及び建築に関する諸基準を満たした施設・設備を適切に整備し、耐震等の安全性を確保して有効に活用している。学生の「満足度調査」を実施して、学修支援・学生生活・学修環境等に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用を行っている。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシーにおいては、建学の精神及び教育目的を反映して、卒業時及び修了時に身に付けておくべき五つの資質・能力を定め、周知している。卒業年次の履修登録単位数の上限緩和に課題はあるものの、単位認定基準については、全ての授業科目について作成されるシラバスにおいて、ディプロマ・ポリシーと当該科目との関連を明示して厳正に適用している。なお、ホームページに掲載されている「論文審査基準」については、規則化が求められる。

カリキュラム・ポリシーにおいては、ディプロマ・ポリシーと対応した教育方法・学修過程及び評価に基づいており、一貫性が確保されている。学修成果を点検・評価する指標・測定方法として、「GPA(Grade Point Average)」「正規卒業率（標準修業年限卒業率)」「進路決定率・就職率」「免許・資格取得状況及び国家試験合格率」「ジェネリックスキル測定テスト(PROG)」「就職先の企業アンケート」「授業評価アンケート」「学生満足度調査」を活用している。

〈優れた点〉

〇令和元(2019)年度に「就職先企業様における卒業生の“資質・能力”に関する調査」を実施し、その分析結果を踏まえて、「主体的行動力」「課題解決力」を特に身に付けることを今後の課題と捉えるなど、訪問調査を含めた詳細な分析により報告書をまとめており、今後の教育やキャリアサポートの改善に資することが期待できる点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

使命・目的の達成のための権限と責任を明確にし、学長の補佐体制を含め、学長のリーダーシップが適切に発揮できる体制となっている。学長がセンター長を務める教学マネジメントセンターは、教員や職員が協働して役割を果たし機能している。

設置基準を満たす学部、学科の教員数を配置するとともに、各学科の教育課程の重要な分野には専任教員を配置して適正に運用している。平成 30(2018)年度から各学期末に行う授業評価アンケートにおいて学生から高い評価を得た教員に対して「顕彰」を行っている。

教学マネジメントセンターには SD・FD・研究支援部会を設け、教員相互の授業参観や FD(Faculty Development)研修会、授業評価アンケートを実施して教育内容や教育方法などの改善に努めている。個人研究費や独自の研究助成制度を設け、研究水準の維持・向上に努めている。

「基準５．経営・管理と財務」について

理事会及び評議員会は、寄附行為に基づき適正に開催され、「学校法人花園学園中期ビジョン」を策定して経営への継続的な努力を行っている。

理事会は、寄附行為に基づき選任された理事によって構成され、使命・目的の達成に向けた意思決定ができる体制が整っている。また、理事会のもとに「常務理事会」を設け、使命・目的の達成ができる体制が整備され機能している。評議員会は、寄附行為に基づき選任された評議員によって構成され、意思疎通と連携、教職員からの提案、諮問事項について意見を述べる体制が整っている。監事は、財務状況や業務状況等の職務を遂行し、理

事会、評議員会にも出席し意見を述べている。

収支は支出超過が続いているが、令和元(2019)年度における内部留保資産比率及び運用資産余裕比率は概ね良好な状態にある。会計処理は「花園学園経理規程」に基づいて行っており、日常的な会計処理においても適宜公認会計士に助言を求める等により適正に処理するよう努めている。

「基準６．内部質保証」について

「花園大学自己点検及び評価規程」に基づき「教学マネジメントセンター」を設置し、内部質保証のための自己点検・評価を定期的に実施している。一部学生に対する履修登録単位数上限管理に課題があるものの、責任体制を明確化した恒常的な組織体制を整備し、三つのポリシーに基づく教育活動における PDCA サイクルを機能させている。具体的には、「入学者の受け入れ、教育課程編成・実施、卒業認定・学位授与という各段階における目標(P)」「体系的・組織的な教育を展開する(D)」「学修成果等を測定・把握して、自己点検・評価を実施する(C)」「必要な改革・改善を実施する(A)」で構成される。

教学マネジメントセンターは、これらの指標の測定・把握業務を中心として、学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みを連動させている。併せて、大学機関別認証評価及び「花園大学　ZEN to you&you 中期ビジョン 2021」による中長期的な計画に基づく PDCA サイクルを踏まえた内部質保証の仕組みを機能させている。

総じて、建学の精神「禅的仏教精神による人格の陶冶」及び教育目的「自己を知り、他者を受け入れ、社会に貢献する人材を養成する」の具現化を目指し、創立 150 周年を迎える伝統校にふさわしい個性と特色を掲げ、関係法令に準拠した運営を着実に行っている。自主的・自律的な自己点検・評価に基づく組織的・継続的な内部質保証を行うとともに、大学機関別認証評価及び「花園大学　ZEN to you&you 中期ビジョン 2021」に基づく PDCA サイクルを踏まえた内部質保証の仕組みを機能させている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 大学摂心
2. 国際禅学研究所
3. 学生による発掘調査及び研究報告書の作成

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、大学学則及び大学院学則において、簡潔に文章化されている。建学の精神「禅的仏教精神による人格の陶冶」及び教育目的「自己を知り、他者を受け入れ、社会に貢献する人材を養成する」が明確に定められ、沿革に由来する個性・特色が具体的に明示されている。

平成 27(2015)年度から、建学の精神の具現化に向けた取組みとして、「日本一面倒見の良い大学作り」「アクティブ・ラーニングの実践」「地域連携、地域貢献の推進」を中心に取組んできた。令和元(2019)年度には三つのポリシーの見直しを行い、建学の精神の更なる具現化として、「花園人の育成」「花園教育の実践」「オリジナル・ワンの創生」に新たに取組んでいる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

令和元(2019)年度に行われた三つのポリシーの見直しに関する大学学則及び大学院学則の改定は、教学マネジメントセンターを中心になされ、役員、教職員の理解と支持のもと理事会で決定された。手続きは、執行部会議で原案を検討した後、大学評議会の意見聴取を経て、評議員会に諮問されている。これらは、ホームページに掲載され、学内外に周知されている。

建学の精神及び教育目的は三つのポリシーに反映され、加えて、創立 150 周年に合わせて策定された「花園大学 ZEN to you&you 中期ビジョン 2021」における五つの力の強化としても反映されている。

大学は、仏教学科、日本史学科、日本文学科からなる文学部、社会福祉学科、臨床心理

学科、児童福祉学科からなる社会福祉学部で、大学院は、文学研究科、社会福祉学研究科で構成され、使命・目的と整合している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に基づき 5 項目からなるアドミッション･ポリシーを策定し､ホームページ、募集要項、オープンキャンパス、高校訪問等で周知している。また、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を公正かつ妥当な方法により実施している。入試問題の作成についても、大学が自ら行っている。入学者選抜の実施体制について、統括責任者を学長、実施責任者を入試部長が務め、実施運営の中心を入試課が担い、適切な体制のもとに運用している。加えて、アドミッション・ポリシーに沿った学生が入学しているかの検証を、選抜種別ごとの GPA、休退学率を参考に、入試委員会及びアドミッションズオフィス委員会で実施している。

学部、学科の収容定員充足率について、日本史学科、日本文学科、臨床心理学科においては充足している。学科の入学定員充足率及び収容定員充足率については、充足に向けて継続的な努力をしている。

2－2. 学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学務課の学生相談支援室、教学マネジメントセンターの学生支援部会などにおいて、教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制を適切に整備・運営している。特に、学務課学生相談支援室は、教員と職員が密接に連携して入学予定者の事前相談、入学時の学校生

活支援、単位登録指導の補助、日常の学修支援などにおいて大きな役割を担っている。また、学生相談支援室には、「カウンセリングルーム」が設置され、臨床心理士資格を有する担当カウンセラーが常駐して、学生相談に当たっている。

障がいのある学生の支援については、学生相談支援室が中心となって、「教職員のための障害学生支援ハンドブック」を作成し、細やかな支援が行える体制が整っている。また、オフィスアワー制度を概ね全学的に実施している。

教員の教育活動を支援するために、「花園大学スチューデント・アシスタント、ティーチング・アシスタント規程」に基づいて、学部生を SA(Student Assistant)として採用し、教育的補助業務をさせている。

休学者・退学者への対応について、「担任制度」により学生と面談するなどして、抑制に取組み始めている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

インターンシップ、「花大・福祉スピリッツ」、就職委員会、就職部就職課、就職協定、個別相談、要配慮学生への支援など、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制、相談・助言体制を整備し、運営している。キャリア教育を含む基礎教育科目の基本方針策定を教学マネジメントセンターが担い、全学的キャリア教育体制構築に取組んでいる。

教育課程外の支援策として、企業訪問活動、「企業との交流会」の定期開催を実施し、キャリア教育の充実につなげている。加えて、在職状況確認と求人獲得を目的とした個別訪問による卒業生調査を毎年度実施している。

就職部就職課は、常勤職員及び外部カウンセラーで構成され、常勤職員のうち 1 人は、国家資格キャリアカウンセラー・産業カウンセラー有資格者である。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための審議機関として「学務委員会」を設置し、「学務委員会規程」に基づいて運営している。学務課の学生相談支援室と保健室が連携し、適切に機能している。学生相談支援室には 2 人の職員と臨床心理士資格を持つ常勤カウンセラーを配

置し、保健室には週 1 日来校する校医と常駐の看護師を配置することで、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などを適切に行っている。

入試成績優秀者対象の「学業特待生奨学金」、社会人入試入学者対象の「100 年の学び奨学金」など、日本学生支援機構奨学金の他にも独自の奨学金制度を設けて、学生に対する経済的な支援を適切に行っている。

学生への課外活動への支援について、令和元(2019)年度現在、公認団体が 33 団体あり、各団体に対して「課外活動援助金制度」を設けるなどして支援を適切に行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

学修環境は、設置基準及び建築に関する諸基準を満たした施設・設備を適切に整備し、耐震等の安全性を確保して有効に活用している。また、2 階建ての体育館「真人館」や「HUMIC 花園大学情報センター（図書館）」を整備し、情報サービスについても充実している。情報システムセンターが学内 LAN をはじめ、さまざまな情報サービスの管理運営を行っている。また、無線 LAN の整備・強化にも取組んでいる。さらに、施設・設備をバリアフリーにし利便性に配慮している。一部科目において履修者数が多い授業があるが、教育効果を十分にあげられるように概ね適切に管理されている。

建学の精神を具現化した建物として、教堂や座禅堂があり学生に広く利用されている。創立 150 周年記念事業のキャンパス整備工事を進めるなど、校地、校舎等の学修環境の整備を積極的に行っている。

〈参考意見〉

○資格・免許関連科目において、受講者数の多い科目が散見するので、教育効果を十分にあげられるよう適正な人数に調整することが望まれる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

担任教員による学生との定期的な面談などから得られた学生生活に関する情報を学生カルテに統合するシステムをつくり、「担任制度と学生カルテについてのマニュアル」を作成し教職員に周知して、担任教員・学務課学生生活担当・学生相談支援室等が連携して学生生活に関する情報を把握・分析し検討結果の活用を行っている。

学生の「満足度調査」を実施して、学修支援・学生生活・学修環境等に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用を行っている。満足度調査の自由記述欄に寄せられた意見・要望に対する回答を学内イントラネットで公開することを義務付けている。

創立 150 周年記念行事の一環として学生からの意見や要望に応えるキャンパスづくりに取組んでいる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院のディプロマ・ポリシーにおいては、建学の精神である「禅的仏教精神による人格の陶冶」と使命・目的及び教育目的である「自己を知り、他者を受け入れ、社会に貢献する人材を養成する」ことを反映して、全学・学部・学科及び大学院・研究科・専攻それぞれにおいて卒業時及び修了時に身に付けておくべき五つの資質・能力を定め、周知している。

単位認定基準については、全ての授業科目について作成されるシラバスにおいて、ディプロマ・ポリシーと当該科目との関連を明示して厳正に適用している。

卒業認定基準及び修了認定基準をディプロマ・ポリシーに定められた卒業時及び修了時に身に付けておくべき五つの資質・能力の関連において定めている。「論文審査基準」は、規則化が求められるものの、これらの基準を厳正に適用している。

〈改善を要する点〉

○学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する省令の施行による学位論文に係る評価に当たっての基準の公表の義務化への対応として、ホームページに掲載されている「論文審査基準」が規則化されていない点は改善が必要である。

〈参考意見〉

○一部の科目のシラバスでは「授業の概要」「授業計画表」等の内容が具体的に示されていないため、全ての科目について「講義概要（シラバス）作成要項」に基づく修正・改善の指導の徹底が望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学・大学院ともに使命・目的及び教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページ等で周知している。ディプロマ・ポリシーと対応した教育方法・学修過程及び評価に基づいており、一貫性が確保されている。ナンバリング及びカリキュラム・マップの作成により、カリキュラム・ポリシーに則した教育課程の体系的編成を実施している。ディプロマ・ポリシーとの関連性をはじめ、シラバスが適切に整備されている。卒業年次の履修登録単位数の上限緩和に課題はあるものの、単位制度の実質を保つために、履修登録単位数の上限を 48 単位と定めている。教養教育を学部・学科共通の「基礎教育科目」として位置付け、適切に実施している。全ての授業においてアクティブ・ラーニングを導入することを義務付け、シラバスにも明記している。「教学マネジメントセンター」「SD・FD・研究支援部会」を中心に、教員・職員の学内研修をはじめとした教授方法の改善を進めている。

〈改善を要する点〉

○履修規程第 6 条で当該年度の卒業が見込める学生に対して、大学が定めた履修登録上限単位数を超えて卒業に必要な単位数の登録を認めている点については、単位制度の実質化の観点から改善が必要である。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果の

フィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
ディプロマ・ポリシーを到達目標とするカリキュラム・ポリシーにおいて、「学修成果」の判定基準として、卒業時に身に付けておくべき五つの資質・能力の修得状況を大学レベル、学部・学科レベル、学生個人レベルで把握・評価すると規定している。
学修成果を点検・評価する指標・測定方法として、「GPA」「正規卒業率（標準修業年限卒業率)」「進路決定率・就職率」「免許・資格取得状況及び国家試験合格率」「ジェネリックスキル測定テスト(PROG)」「就職先の企業アンケート」「授業評価アンケート」「学生満足度調査」を活用している。
学修成果の点検・評価結果のフィードバックは、ジェネリックスキル測定テスト(PROG)、就職先の企業アンケート、授業評価アンケートを活用して行われている。

〈優れた点〉
○令和元(2019)年度に「就職先企業様における卒業生の“資質・能力”に関する調査」を実施し、その分析結果を踏まえて、「主体的行動力」「課題解決力」を特に身に付けることを今後の課題と捉えるなど、訪問調査を含めた詳細な分析により報告書をまとめており、今後の教育やキャリアサポートの改善に資することが期待できる点は評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】
基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】
基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉
使命・目的の達成のための権限と責任を明確にしており、学長のリーダーシップが適切に発揮できる体制となっている。
学長の補佐体制は、業務規程で定めており、権限と責任を明確にしている。また、学長

のもとには大学の中核となる執行部会を週 2 回開催している。

学長は、各学部・学科の委員会から提出された案件や学生の退学・停学及び訓告等の処分について、連合教授会の意見を聴き適正に決定している。

学長がセンター長を務める教学マネジメントセンターは、教員や職員が協働して役割を果たし機能している。

〈参考意見〉

○多岐にわたる業務を少人数の職員で行っていることから、職員の補充が望まれる。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準を満たす学部、学科の教員数を配置するとともに、各学科の教育課程の重要な分野には専任教員を配置して適正に運用している。平成 30(2018)年度から各学期末に行う授業評価アンケートにおいて学生から高い評価を得た教員に対して「顕彰」を行っている。教員の採用は、公募を軸に教員選考基準に関する規程及び教員人事委員会規程に基づき、理事会の承認を経て学長が決定している。また、教員の昇任は、教員の昇格資格に関する規程及び教員業績評価基準表に基づき、理事会の承認を経て学長が決定している。教学マネジメントセンターには SD・FD・研究支援部会を設け、教員相互の授業参観や FD 研修会、授業評価アンケートを実施して教育内容や教育方法などの改善に努めている。

4－3. 職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

教学マネジメントセンターに「SD・FD・研究支援部会」を設置し、全教職員を対象に高等教育の現状を踏まえた内容について SD 研修会を実施している。また、学内において研修動画を配信することにより、参加できなかった教職員へのフォローや再視聴を可能にする配慮や、外部における研修にも積極的に参加する等、職員の資質・能力の向上に取組んでいる。加えて、「建学の精神」の理解を深め、教職員それぞれの立場で行う教育研究や

業務遂行などの諸活動を振返ることを目的として「建学の精神レポート」の提出を求めている。

4－4. 研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理
4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用
4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

個人研究費や独自の研究助成制度を設け、それぞれに「花園大学個人研究費規程」「花園大学研究助成規程」を定め日常的な研究活動を助成することにより、研究水準の維持・向上に努めている。

研究倫理については専門委員会等を設置し人権の尊重及び個人情報保護に留意して、倫理基準に基づく研究活動の教育・啓発活動の推進を図っている。研究活動における不正行為防止について「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準)」に基づき、公的研究費の管理・監査体制を整え、ホームページにおいて公開している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持
5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

理事会及び評議員会は寄附行為に基づき開催され、法人本部事務局運営細則に基づき法人本部が統轄している。「学校法人花園学園中期ビジョン」を策定し、使命・目的及び教育目的を達成するための経営への継続的な努力を行っている。

大学業務は、事務分掌規程に基づき適切に運営が行われている。環境保全、人権、安全への配慮は、健康増進法の趣旨を踏まえ、平成 31(2019)年 4 月「花園大学禁煙宣言」を発表し、キャンパス内を全面禁煙にしている。多くの校舎には、太陽光発電システム、LED

照明、断熱強化などを施して環境への配慮をしている。ハラスメントは、ガイドラインを作成し、「人権教育センター」も設けている。危機管理は、毎年消防計画に基づいた避難訓練・消火訓練を実施している。なお、新型コロナウィルス感染症の拡大防止に伴う対応も行っている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為第 11 条の規定に従い、理事長には妙心寺派宗務総長が就き、業務を総理している。理事会は、寄附行為に基づき選任された理事によって構成され、使命・目的の達成に向けた意思決定ができる体制が整っている。理事会の開催に当たっては、議案等をあらかじめ通知しており、理事が欠席する場合は議案に対する意思表示書を求めており適切に行われている。理事会のもとには、寄附行為及び寄附行為施行規則に基づき理事長、学園長が兼任する専務理事、常務理事で組織された「常務理事会」を設け、使命・目的の達成ができる体制が整備され機能している。また、理事会の体制を強化するため令和元(2019)年 11 月からは、外部理事を経済界から選任しており、経営力の強化と社会への説明責任を果たす体制となっている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の意思決定は、寄附行為、寄附行為施行規則に基づき、最高意思決定機関である理事会において所定の手続きを経て行われている。また、寄附行為施行規則に基づき常務理事会を置き適切に機能している。評議員会は、寄附行為に基づき選任された評議員によって構成され、意思疎通と連携、教職員からの提案、諮問事項について意見を述べる体制が整っている。評議員会の開催に当たっては、議案等をあらかじめ通知しており、評議員が欠席する場合は議案に対する意思表示書を求めており適切に行われている。

監事は、寄附行為に基づき選任され、財務状況や業務状況等の職務を遂行している。また、理事会及び評議員会にも出席し意見を述べている。内部監査は、内部監査規程に基づき業務監査や財務監査を定期的に実施し、その結果を理事長に報告している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人全体の中期計画として「学校法人花園学園中期ビジョン」を定め、事業計画及び予算の策定を行っている。

「花園大学　ZEN to you&you 中期ビジョン 2021」に掲げる「経営力強化」は、「財政力の強化」「広報力の強化」「組織力の強化」「社会連携力の強化」「キャンパス整備」等の項目で構成され、それぞれの項目について中間評価を行ってビジョン実現を推進している。

収支は支出超過が続いているが、令和元(2019)年度における内部留保資産比率及び運用資産余裕比率は概ね良好な状態にある。

5－5. 会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は「花園学園経理規程」に基づいて行っており、日常的な会計処理においても適宜公認会計士に助言を求める等により適正に処理するよう努めている。補正予算は 7 月と 11 月に編成し、評議員会に意見を求め理事会で決定している。

会計監査は公認会計士による監査及び監事による監査を実施することを原則とし、年間通じて実施している。また、公認会計士及び監事の監査は報告書によって理事会で報告されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針を明示するとともに、その実現を担う中心的な組織として「教学マネジメントセンター」を設置し、責任体制を明確化した恒常的な組織体制を整備している。学長がセンター長を兼ね、各学部長や教養教育の教員等で構成されている。事業項目には、「建学の精神をふまえた DP、CP、AP に関する全学的な方針の策定および運用に関する事項」「教育の質保証のための事業の企画・推進及び情報の収集と分析に関する事項」「教養教育に向けたカリキュラムの開発・改善に関する事項」「学修支援に関する事項」「SD・FD 等の教職員研修の計画・実施に関する事項」「自己点検・評価のための IR などを活用した調査・データの収集と分析」等が定められ、大学全体に係る重要な役割を担い機能している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を、「花園大学自己点検及び評価規程」に基づいて定期的に実施している。令和元(2019)年度版からは、エビデンスに関するデータの記載方法について、過去 5 年間の経年データも記載するように変更を行っている。

授業評価アンケートの結果は、教員にフィードバックし、定期的に、教員の授業内容・方法及び指導の自己点検・評価を実施している。また、結果とコメントは、学内のイントラネットで共有するとともに、集計してグラフ化したものをホームページにおいて公開している。

教学マネジメントセンターでは、学務課、入試課、就職課等における学生の「IR のためのデータ収集項目」をまとめ、受験・入学から卒業・就職先まで、追跡調査を実施して分析を行っている。

〈参考意見〉

○IR 活動について、データ活用を更に推進するためには、データ分析システム能力の向上、IR の専門部署を置くなど、IR 体制の更なる改善・向上が望まれる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーに基づき、教育活動における PDCA サイクルを機能させている。具体的には、「入学者の受け入れ、教育課程編成・実施、卒業認定・学位授与という各段階における目標(P)」「体系的・組織的な教育を展開する(D)」「学修成果等を測定・把握して、自己点検・評価を実施する(C)」「必要な改革・改善を実施する(A)」で構成される。

学修成果等の測定・把握については、GPA、正規卒業率（標準修業年限卒業率）、進路決定率・就職率、免許・資格の取得状況、国家試験合格率、ジェネリックスキル測定テスト(PROG)、就職先の企業アンケート、授業評価アンケート、教員相互の授業参観、学生の満足度調査、以上 9 項目を指標としている。

教学マネジメントセンターは、これらの指標の測定・把握業務を中心として、学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みを連動させている。併せて、大学機関別認証評価及び「花園大学　ZEN to you&you 中期ビジョン 2021」による中長期的な計画に基づく PDCA サイクルを踏まえた内部質保証の仕組みを機能させている。

〈改善を要する点〉

○履修登録単位数の管理について改善を要する事項があり、内部質保証のシステムの機能性が十分とはいえないため、改善が必要である。

〈参考意見〉

○PDCA サイクルを確立するために設定した 9 項目の分析・活用が一部に限られている点は、三つのポリシーを起点とした内部質保証にふさわしい分析の目的を設定し、項目ごとに分析方針を決めて実施するなどの工夫を期待したい。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域連携

Ａ－1．大学と地域社会との協力関係が構築されていること

A-1-①　大学と地域社会との協力関係が構築されているか

Ａ－2．大学施設・資源の地域への提供

A-2-①　大学の施設の開放や、公開講座など、大学が有する物的・人的資源を地域社会に提供しているか

Ａ－3．地域社会に貢献できる人材の育成

A-3-①　地域社会に貢献できる人材を育成しているか

【概評】

建学の精神の具現化のための重点項目の一つとして「地域連携の推進」を掲げ、「花園大学 ZEN to you&you 中期ビジョン 2021」に地域連携に関する目標を設定したことに基づき、複数の自治体・行政等と連携協定を結び、さまざまな活動を行っている。

全学的な地域連携活動を更に充実・発展させていくため、令和元(2019)年 6 月～10 月の「地域連携活動の推進方策等にかかる検討チーム」による「地域連携教育センター答申」を踏まえて、令和 2(2020)年 6 月より地域連携事業を通じて主体性と利他心を持つ学生の育成を主目的とする「地域連携教育センター」を設置し、地域連携の機会を増やす課外活動と地域社会の発展に貢献できる人材の育成に努めている。

各種公開講演会・講座、坐禅会、展覧会、地域住民に対する学びの場、レクリエーションの場として、地域の特性に即した魅力あるテーマ設定を行い、大学が有する物的・人的資源を地域社会に提供している。「花園大学心理カウンセリングセンター」は、関西一円の地域に貢献できる心理相談施設として、公認心理師・臨床心理士等のスタッフがさまざまな心の悩みや心理的問題の相談に応じている。

正課授業である全学共通「基礎教育科目」の中に「キャリア科目群」を置き、そこで地域連携に取組むアクティブ・ラーニングの科目を設置している。令和元(2019)年度から、社会福祉学部社会福祉学科に NPO 法人など地域にある各種団体におけるソーシャルワークの実践者を目指す「地域貢献コース」を新設し、「フィールドワーク演習・実習（2 回生以上)」「アドバンストフィールドワーク演習・実習（3 回生以上)」の両科目を中核として「多様な主体と協働して地域課題の解決を目指す人材」の育成を開始している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 大学摂心

本学が開催する､建学の精神を具現する行事には､入学時及び創立記念日の本山(妙心寺)参拝、花まつり、大学摂心、市民坐禅会などがあり、とりわけ大学摂心は、建学の精神をもっとも深く体感できる行事として、毎年多くの参加者を得ている。

例えば令和元(2019)年度の摂心は天龍寺において 2 日間にわたって行われ､行事内容は､横田総長による提唱､天龍寺派管長佐々木容道老大師による法話､坐禅､斎座(昼食)の他､横田総長との懇談会であった。

学生は「禅とこころ」「基礎禅学」の授業など日々の学修の中でも建学の精神に触れているものの、摂心では、食事などの日常的行為もまた禅を学ぶ機会となり得ることを体感的に知る。教職員にとっても、建学の精神を学ぶ貴重な機会となっている。科目等履修生も積極的に参加しており、学内外に建学の精神を分かりやすく発信している行事である。

2. 国際禅学研究所

花園大学国際禅学研究所は、研究部門と実践部門をあわせ持つ組織として、禅仏教の探求及び啓蒙に努めている。

研究部門では、研究成果の学内外に向けた発信の一環として、「禅籍データベース」「Chinese Zen Masters」「The Oxherding Pictures」を公開しており、世界的に高く評価

されている。これらのデータベースは、学内外に向けて貴重な情報発信を行っている一例である。

実践部門では、一般市民にも開放した坐禅会として「月曜市民坐禅」を毎週月曜 6 時から 1 時間程度開催している。また、「昼坐禅」として、学生も参加しやすい授業開講期間の月曜日～木曜日の昼休みの時間帯に禅堂を開放し、坐禅を行っている。それぞれ禅を体験できる貴重な環境を、学生だけでなく地域の方々にも提供している。

3. 学生による発掘調査及び研究報告書の作成

花園大学考古学研究室は、学生が中心となって発掘調査研究を行っている組織である。年次活動報告書である「花園大学考古学研究報告」(平成 22(2010)年以降「考古学研究室だより」)は昭和 56(1981)年から発行されており、活動の集大成である「花園大学考古学研究論叢」も平成 13(2001)年・平成 21(2009)年・令和元(2019)年に刊行された。すべての活動は、教員の指導の下で学生が主体的に行っており、発掘調査から報告書の完成までの一連の調査研究過程を、学部 1 回生から修士課程の院生までが協力して実施している。現在進めているキャンパス整備においても、当研究室が発掘調査を行っている。

課外活動でありながら、大阪府堺市・福井県などの地方自治体と連携した発掘調査の実績も多く、他大学の考古学ゼミとの交流も活発に行われている。学生は、行政と連携した活動のなかで、考古学研究のアプローチ、発掘調査の方法、イラストレーターなどのソフトを用いた調査結果のまとめ、インデザインを用いた記事の編集作業などを幅広く学び、非常に貴重な実践的学修の機会となっている。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 24(1949)年度
所在地　　京都府京都市中京区西ノ京壷ノ内町 8-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
文学部	仏教学科　日本史学科　日本文学科 文化遺産学科※　創造表現学科※
社会福祉学部	社会福祉学科　臨床心理学科　児童福祉学科
文学研究科	仏教学専攻　日本史学専攻　国文学専攻
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
10 月 5 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 16 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 30 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 26 日	実地調査の実施　　11 月 26 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 27 日	11 月 27 日　第 3・4 回評価員会議開催
12 月 9 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 20 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

36 福井工業大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の個性・特色として、実践的な技術者を養成し、社会の発展と繁栄に寄与する「教育第一主義」を掲げ、学生の基礎学問の修得に力を注いでいる。建学の精神に基づく使命・目的は明文化され、目指す五つの人材育成が簡潔に文章化されている。

教授会・工学研究科委員会の意見を聞き、大学運営協議会が審議・議決し、理事会において審議・承認されるシステムが確立されている。教育研究組織として、3 学部 8 学科、研究科 2 専攻が整備され、それぞれに建学の精神、使命・目的、教育方針を反映した三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）が定められている。

社会情勢に対応して、平成 27(2015)年度に工学部を 3 学部へ改組し、よりきめ細かい教育を行っている。また、グローバル化に対応するため、外国人教員による英語科目の 4 年間配当、海外留学支援等も積極的に取組んでいる。

〈優れた点〉

〇専門分野の教育研究内容に、理工学の基盤・応用技術領域だけでなく文理融合領域を設け、総合的な観点から教育研究が実施できる組織となっていることは評価できる。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーは、学科及び専攻・コースごとに策定され、ホームページ・大学要覧・入学者選抜要項等の適切な媒体を利用して、受験生、保護者、高等学校及び社会に周知している。

学修支援・キャリア支援・学生生活の安定のための支援は、それぞれ教務委員会、キャリアセンターとキャリア支援委員会、学務課が行うように支援体制が構築されている。学生生活に関する諸事項は、学生委員会が審議・協議を行い支援している。学生の心身の問題は、医務室と学生生活支援室を設置し、支援している。また、体系化された数種類のアンケートを実施し、意見箱を設置して、学生の意見をくみ上げている。

設置基準を満たした校地及び校舎を有しており、教育研究・課外活動及び大学運営に必要な施設・設備を適切に整備している。

〈優れた点〉

〇全学生を対象に「障害のある人たちとの地域での共生を考える」をテーマとした講義を実

施し、障がいに対しての理解促進だけでなく、障がいのある人への支援を行う人材育成につながる活動を行っていることは評価できる。

○大学職員が常駐している事業所をタイに設けるなど、海外インターンシップを積極的に実施していることは評価できる。

○留学生への支援活動を積極的に行い、「日本留学 AWARDS」の西日本私立大学理工系部門において、平成 25(2013)年度から 6 年連続で優秀校に認定され、更に平成 26(2014)年度から 5 年連続で大賞を受賞するなどの実績を挙げていることは評価できる。

○大学公認の SSL プロジェクト（「鳥人間プロジェクト」「Ene-1Gp 電気自動車プロジェクト」「FUT 学生フォーミュラプロジェクト」）について、テクニカルサポートセンターが中心となっての技術的指導、工作機器等の使用説明及び安全教育などの支援を行っていることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

学位ごとのディプロマ・ポリシーが制定され、学部ごとの人材育成と卒業までに身に付けるべき四つの観点「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「統合的な学修経験と創造的思考力」が明示され、公表されている。

ディプロマ・ポリシーの達成に向けた教育課程の編成、講義科目の内容及び教育方法についての考えを示し、学科ごとにカリキュラム・ポリシーを定め、ディプロマ・ポリシーの達成を考慮したカリキュラム編成とシラバス作成を行っている。

卒業時のアンケート、卒業生の採用企業に対するアンケート、授業改善のためのアンケート及び在職状況のアンケートなどを実施し、学修成果の点検を行っている。専任教員に対しては、「授業自己評価シート」の提出を求め、修学指導や授業改善に利用している。

〈優れた点〉

○「副専攻制度」を設け、11 の副専攻課程を編成し、学生が所属する学部・学科以外の専門分野を体系的に学ぶことができる点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として、副学長・学長補佐を置いている。大学の最高意思決定機関として大学運営協議会を設置し、学長を議長として大学の意思決定を迅速かつ適正に行っている。各種委員会では、教員だけでなく職員が委員として参加する教職協働体制を構築している。

教職員一人ひとりが自らの能力を生かす人材づくりの実現を目指し、「すべてを学生・生徒のために」とする理念のもと、多くの研修の機会を提供し自己啓発支援・業務スキルの伸長を目的とした資格等取得奨励制度の導入などを行っている。

研究環境の整備・維持は、学科教員の意向を反映させて「施設設備管理規程」に基づき行われ、学内研究予算として学内特別研究費、若手研究者育成研究費がある。また、研究委員会が外部資金の獲得に向けた取組みを行っている。

〈優れた点〉

○「福井工業大学国際化ポリシー」を定め、ディプロマ・ポリシー及び国際化に対応した人材育成の目標に沿った英語教育の充実・強化として、「使える」「伝わる」英語を身につける英語教育プログラム「SPEC」にネーティブ英語教員を 10 人配置し、実施している点は評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

教育関連法令や寄附行為をもとに「倫理綱領」等を定め、社会の要請に応えることができる規律正しい経営を行うとともに、組織・権限・運営等について学内規則を遵守し適切に運営している。理事会は寄附行為にのっとり、理事の職務の執行を監督し、中長期計画の策定、資産運用、事業の決定を行う等、使命・目的の達成に向けた事業計画を確実に執行するための議決機関として適切に機能している。

予算編成は各部門の事業計画に基づき行われており、年度途中で変更が生じた事業等の予算については、適時補正予算の編成により科目間の調整及び予算額の適正化を図っている。会計監査の体制整備と厳正な実施については、監査法人による外部監査、監事による財産状況の監査が適切に行われ三様監査の体制が整備されている。

〈優れた点〉

○教員又は職員の横断的なプロジェクトやワーキンググループが必要に応じて複数設置され、企画提案内容が実行されるなど、教職員の意見をくみ上げる仕組みを整備し、実績を挙げていることは評価できる。

「基準６．内部質保証」について

大学の使命・目的を達成するために、内部質保証の基本方針を明文化して自己点検・評価を行うことを学則に定めている。学長が議長となる大学運営協議会の責任のもとに、自己評価委員会・内部質保証委員会・教学 IR 委員会の 3 委員会体制で連携・共同して恒常的な自己点検・評価を実施している。教学 IR 委員会は、必要に応じて現状把握のためのデータを収集・分析できる体制を整え、自己点検評価書の作成においては日本高等教育評価機構の定めるエビデンス集（データ編）を作成し、各委員会へ提供している。

第三次中期計画において九つの戦略分野を定め、その一つに「質保証と情報公開」を設定することで、中長期的な質保証のための改善・向上を図る仕組みが構築されており、大学全体の PDCA サイクルが有効に機能している。

総じて、大学は、建学の精神に基づき、実践的な技術者を養成し、社会の発展と繁栄に寄与する「教育第一主義」を掲げ、学生の基礎学問の修得に力を注いでいる。社会情勢に対応して、平成 27(2015)年度に工学部を 3 学部へ改組するとともに、専門分野の教育研究内容に文理融合領域を設け、グローバル化対応にも積極的に取組んでいる。中長期的な質保証のための改善・向上を図る仕組みが構築されており、大学全体の PDCA サイクルが有効に機能している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献・地域連携推進活動」「基

準 B.国際交流活動」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 高い就職率と就職支援満足度
2. OCPS (Overseas Challenge Program for Students)
3. 充実した障害学生支援

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に基づく使命・目的は明文化され、目指す五つの人材育成が簡潔に文章化されている。また、学則及び大学院学則に示し、大学要覧やホームページに明示されている。

大学の個性・特色として、実践的な技術者を養成し、社会の発展と繁栄に寄与する「教育第一主義」を掲げ、学生の基礎学問の修得に力を注いでいる。教育目標については、育成する人材像を学部及び研究科ごとに明確にし、人材の養成及び教育上の目的を学部・学科・専攻単位ごとに定めている。

社会情勢に対応して、平成 27(2015)年度に工学部を 3 学部へ改組し、よりきめ細かい教育を行っている。また、グローバル化に対応するため、外国人教員による英語科目の 4 年間配当、海外留学支援等も積極的に取組んでいる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
学則の制定・改正は学長が議長となり副学長や主要役職者で構成される「大学運営協議会」において審議・議決され、教授会、工学研究科委員会の意見を聞いた上で学長が決定して理事会に上程する体制が構築されている。
使命・目的及び教育目的を、ホームページ、学生便覧で周知している。また、法人の全教職員が出席する職員会議において、理事長が法人の経営方針等を、学長、学校長がそれぞれ教育の方針等を周知することで教職員の理解と支持を得ている。
平成 21(2009)年度から数年ごとに、使命・目的及び教育目標を反映した中期計画を策定し、実施している。
教育研究組織として、3 学部 8 学科、研究科 2 専攻が整備され、それぞれに建学の精神、使命・目的、教育方針を反映した三つのポリシーが定められている。

〈優れた点〉
○専門分野の教育研究内容に、理工学の基盤・応用技術領域だけでなく文理融合領域を設け、総合的な観点から教育研究が実施できる組織となっていることは評価できる。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーは、学科及び専攻・コースごとに策定され、求める人材についても具体的に明示し、ホームページ・大学要覧・入学者選抜要項等の適切な媒体を利用して、受験生、保護者、高等学校及び社会に対して周知されている。
入学者選抜では、アドミッション・ポリシーに沿って、総合型選抜・学校推薦型選抜・一般選抜・その他の選抜で多方面から優秀な学生を受入れるとともに、外部英語試験制度を活用し、資格・基準を満たす者については加点するなどの工夫がされている。入学試験は、選抜方法及び実施方針について学長が議長を務める入学選考委員会で審議・承認した

後、教授会を経て決定し、「入学センター」を設置してその実施と検証を行っている。
入学及び収容定員に関しては、一部超過している学部・学科も見られるが、入学直後のアンケート等のデータを分析し、適切な人数の維持に努めている。

〈参考意見〉

○工学部建築土木工学科において収容定員充足率が 1.3 倍を超過しているため、令和2(2020)年 7 月に文部科学省へ収容定員増に関する学則変更の届出を行い、それに基づく学生募集及び入試選抜を開始しているが、今後も適正な収容定員維持に向けて一層の努力が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援の組織として教務委員会が設置され、教職協働による支援体制が構築されている。教務委員会は学修上の諸問題に関する事項を審議し、大学運営協議会の承認を得ながら活動し､その内容は学内ダウンロードページで公開･閲覧できる体制が構築されている。
障がいのある学生へ「学校法人金井学園における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」にのっとり「障害学生支援委員会」を設置し、一般学生と同水準で教育を受けられる環境の提供及び支援を組織的に行っている。
全専任教員へオフィスアワーを義務付けるとともに、兼任教員に対してもオフィスアワーを広げ、学生の訪問に対応するよう要請している。
TA 等について、採用に関する規則に基づき選考され、理事長が承認・任命し、実験や実習科目等の学修支援に活用されている。
中途退学や留年の防止策として、出欠管理システムを用いて欠席回数が規定値以上となる学生を把握し、教員との面談を設け、修学指導を行っている。

〈優れた点〉

○全学生を対象に｢障害のある人たちとの地域での共生を考える｣をテーマとした講義を実施し、障がいに対しての理解促進だけでなく、障がいのある人への支援を行う人材育成につながる活動を行っていることは評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援の組織として「キャリアセンター」「キャリア支援委員会」を設置し、就職指導部会にて活動方針の立案や方策を多面的に議論する体制が構築されている。また、就職支援要員として学科ごとに専属の職員が配置され、緻密で効果的な助言・指導により高い就職率を確保している。

教育課程内においては、キャリア形成系科目を開講し、学生自身の「自立した社会人・職業人意識の醸成」を支援している。教育課程外では「CAREER LEADERS CAMP（キャリアリーダーズ・キャンプ)」を実施し、1 泊又は 2 泊の合宿形式を基本とした集中講座を行い、目的意識の高い学生への早期の動機付け教育を行っている。また、2 週間以上の長期インターンシップを推進する学内企業説明会「インターンシップ・キックオフ」を開催し、毎年度延べ 200 人以上が参加している。

留学生へは､キャリアセンターに担当の職員を配置し､｢留学生のための就職ガイダンス｣や留学生対象の就職支援講座を開催し、外国人留学生の高い就職率を達成している。

〈優れた点〉

○大学職員が常駐している事業所をタイに設けるなど、海外インターンシップを積極的に実施していることは評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-①　学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の支援組織として学務課を設置し、学生生活に関する諸事項を学生委員会が審議・協議することにより、教職協働による支援体制を構築している。

経済的支援では「福井工業大学奨学金規程」に基づき 17 種類の給付奨学金と 2 種類の貸与奨学金を実施し、経済的理由で修学が困難な学生への支援のみならず、学生の学修、資格取得及び課外活動等への励みにつながる支援も行っている。

学生の課外活動への支援では「クラブ活動支援センター」を設置し、クラブ運営や活動環境の整備については、大学や後援会からの補助を受けながら「学友会予算」で運営している。

学生の心身に関する支援として、医務室及び学生生活支援室を設置して適切な支援を行っている。定期健康診断を年 1 回実施し、学生生活支援室が連携して心身の健康に不安や問題を抱える学生の早期発見に向けて大学精神保健調査を実施している。

〈優れた点〉

○留学生への支援活動を積極的に行い、「日本留学 AWARDS」の西日本私立大学理工系部門において、平成 25(2013)年度から 6 年連続で優秀校に認定され、更に平成 26(2014)年度から 5 年連続で大賞を受賞するなどの実績を挙げていることは評価できる。
○大学公認の SSL プロジェクト（「鳥人間プロジェクト」「Ene-1Gp 電気自動車プロジェクト」「FUT 学生フォーミュラプロジェクト」）について、テクニカルサポートセンターが中心となっての技術的指導、工作機器等の使用説明及び安全教育などの支援を行っていることは評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

設置基準を満たした校地及び校舎を有しており、教育研究・大学運営に必要な施設・設備を整備している。法人本部管財課が管理を担当し、運用は大学事務局が行っている。また、施設・設備の安全性確保として、平成 27(2015)年度に耐震化率の基準を達成している。

学生の主体的な学びのために、環境整備を進めており、PBL(Project Based Learning)教育などに活用されている。図書館は適切な規模及び学術情報資料を備え、開館時間も平日 22 時までとし、授業終了後も学生が十分に利用できる環境を提供している。また、情報メディアセンターを設置し、学内 LAN の整備・運用等、高度な専門情報関連実習環境を整え、教育目的達成のための IT 施設を適切に整備している。

授業を行う学生数は学務課にて管理し、教育効果を十分挙げられるような人数となっている。

バリアフリー化の推進や障がい者用トイレの増設などを行い、利便性の高い安全なキャンパスを目指し整備している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「授業改善のためのアンケート」を実施するとともに、学生が主体となる「授業方法改善委員会」を設置している。教員は「授業自己評価シート」を作成して次年度に向けた課題や改善点を検討し、学修支援に対する学生の意見・要望への対応を行っている。

全学生を対象とした学生アンケート調査と健康診断時の大学精神保健調査を実施し、対応が必要な学生に対しては学生生活支援室で個別面談等を行うとともに教員カウンセラーと情報を共有し、学生生活支援室と学科が連携して学生生活に関する学生の意見・要望に対応している。

適切な時期に体系化された数種類のアンケートを実施するとともに、学生ロビーに「意見箱」を設置し、積極的に学生からの意見をくみ上げ、学修環境に関する学生の意見・要望に対応する仕組みが構築されている。保護者への対応については、大学及び主要都市で開催される地区懇談会において個別面談により意見・要望等を聴取し、学長・学部長・学科主任・事務局で情報共有し、業務の改善に役立てている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

平成 28(2016)年度に全面的な見直しを行い、学位ごとのディプロマ・ポリシーが制定され、学部ごとの人材育成と卒業までに身に付けるべき四つの観点「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「統合的な学修経験と創造的思考力」が明示されている。また、ホームページと大学要覧で公表し、学内外へ周知されている。

全科目のシラバスにおいて、講義内容及び学修到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連が明記されており、単位・卒業認定基準及び学位の授与について学則と関連規則に記載、周知されている。

成績評価は筆記試験、小テスト、課題及び報告書などで行い、各評価基準がシラバスに明示されている。また、異議申立て期間を設け、疑義に対し当該科目担当教員に確認させ、最終的な成績を確定している。実験・実習・キャリア系科目の演習科目と卒業研究では、ルーブリックを適用し、あらかじめ評価項目を学生に公開し、教員の評価の視点を学生に

意識させ、成績評価を行っている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④　教養教育の実施
3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学科ごとにカリキュラム・ポリシーを策定し、ディプロマ・ポリシーの達成に向けた教育課程の編成、講義科目の内容及び教育方法を定め、ホームページ及び大学要覧で学内外に公表・周知している。また、全学科で、ディプロマ・ポリシーとの関連性を明示したカリキュラムツリーとナンバリングを策定し、「学びの指針」に記載している。

履修登録単位数の上限を定め、GPA(Grade Point Average)値を設けて、履修指導等に活用している。

教養教育課程は、「基盤教育機構」が実施し、人文社会系、外国語系、キャリア形成系及び学部共通科目で構成され、全体の点検を教務委員会が担当している。

授業内容・方法の工夫として、「SPEC(Special Program for English Communication：英語教育プログラム)」、習熟度別クラス編制、地域共生学、産学連携講座及び PBL などを実施している。教授方法の改善は FD・SD 推進委員会が行い、教育の ICT（情報通信技術）化を推進するために学修管理システムが導入されている。

〈優れた点〉

○「副専攻制度」を設け、11 の副専攻課程を編成し、学生が所属する学部・学科以外の専門分野を体系的に学ぶことができる点は評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえて作成された学修到達目標がシラバスに明示され、科目

の修得に関連付けされている。教員は、成績評価により学生の達成状況を点検・評価するだけでなく、成績評価以外の各種の手法を活用して学修成果の点検・評価を行っている。例えば、卒業研究の評価では、ディプロマ・ポリシーを反映させた七つの評価項目から成るルーブリックを用いて、客観性及び公平性をもって合否が判定されている。

卒業時のアンケート、卒業生の採用企業に対するアンケート、授業改善のためのアンケート及び在職状況のアンケートなどを実施している。一方、専任教員に対しては「授業自己評価シート」の提出を求めている。これらの結果を修学指導や次年度以降の授業改善に利用し、また事務局各部署における業務改善にも活用している。例えば、卒業生アンケートは、学部長会議で報告され、学内サイトに掲載して、教職員に周知している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として、副学長・学長補佐を置いている。副学長は運営企画・入学者選抜・国際化推進関係等の担当、学長補佐は自己評価・質保証・学生生活・社会連携・特許・AI&IoT 等各センター関係の担当であり、それぞれの役割は明確化されている。

大学の最高意思決定機関として大学運営協議会を設置し、教職員 12 人で構成する教職協働体制のもと、学長を議長として大学の意思決定を迅速かつ適正に行っている。

大学運営協議会において決定された事項は、学長の諮問機関として設置された「学部長会議」で各学部・学科における具体的な実施及び協議を教職協働で行っている。

教授会をはじめ各種委員会等の組織上の位置付け及び役割については、教学マネジメント体制を示す大学運営組織図によって意思決定の権限と責任を明確にしている。

各種委員会では、副委員長に職員を配置することで教職協働に適したバランスをとるとともに、事務業務からの視点等も交えた協議等が行える体制を構築している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員の採用・昇任及び教員評価は、「学校法人金井学園 職員任用・任命規程」にのっとり、教育・研究業績や教育に対する能力と熱意などを総合的に判断するとともに、設置基準を厳守した適正な教員を確保し、配置している。

また、「教員評価委員会」では教員の大学運営・学生募集活動・社会貢献に関する貢献度、外部資金獲得状況及び学科主任による評価等をもとに総合的な評価を行っている。

教育内容・方法等の改善は、学長のもとに学長補佐を責任者とした「FD・SD 推進委員会」を設置し、授業公開・見学の開催及び学生の視点を生かした授業改善等を通じて取組んでいる。これらの結果は学内サイトに掲示し、全教員が授業改善の参考として閲覧できる体制を構築している。

〈優れた点〉

○「福井工業大学国際化ポリシー」を定め、ディプロマ・ポリシー及び国際化に対応した人材育成の目標に沿った英語教育の充実・強化として、「使える」「伝わる」英語を身に付ける英語教育プログラム「SPEC」にネーティブ英語教員を 10 人配置し、実施している点は評価できる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

教職員一人ひとりが自らの能力を生かす人材づくりの実現を目指し、「すべてを学生・生徒のために」とする理念のもと、多くの研修の機会を提供し、自己啓発支援・業務スキルの伸長を目的とした資格等取得奨励制度の導入などを行っている。

人事評価では、業務目標の設定・達成度や個別面談、能力評価を取入れ、賞与及び昇給に反映させる体制が構築されている。

第 3 次中期計画は、若手教職員で構成された策定委員会によるボトムアップ方式により立案され、大学の方針や事業展開についての共通認識を深めている。

4－4. 研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理
4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用
4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】
基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉
研究環境の整備・維持は、「施設設備管理規程」に基づき行われ、平成 27(2015)年度の学部・学科再編（工学部、環境情報学部、スポーツ健康科学部）では、学科教員からの意向を反映させた整備・調達を行っている。地域連携研究推進センターは研究環境の整備を行い、研究委員会は公的研究費獲得などの施策や方針を策定する体制が構築されている。
研究倫理では「教育・研究不正行為等対応委員会」を設置し、教職員の教育・研究活動における倫理観を高め、不正行為等の発生防止に努めている。各ガイドラインを整備し、学内の全教員を対象とした「研究コンプライアンス研修会」の開催及び本研修会終了後に理解度確認テストを実施し、コンプライアンス意識の向上を図っている。
学内研究予算として「学内特別研究費」「若手研究者育成研究費」を設け、教員は重点研究課題に即した申請を行っている。外部資金の獲得に向けて、研究委員会が推進し、「科学研究費申請講演会」「アドバイザー制度」「計画調書閲覧制度」等を設け、令和元(2019)年度から外部の専門機関による添削制度を導入し外部資金獲得に向けた取組みを行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】
基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性
5-1-①　経営の規律と誠実性の維持
5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】
基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉
教育関連法令や寄附行為をもとに「倫理綱領」等を定め、社会の要請に応えることができる規律正しい経営を行うとともに、組織・権限・運営等について学内規則を遵守し適切に運営している。
使命・目的の実現及び時代に即した教育内容に進化させるため、平成 21(2009)年に「Action Plan 60」を策定し、教育・研究活動の財務基盤の強化を図っている。平成 26(2014)

年度には第 2 次中期経営計画、令和元(2019)年度からは第 3 次中期計画を策定及び実行し、行動目標の実施と財務収支計画に基づいた予算編成を行っている。

環境保全や人権への対応として「ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、アカデミック・ハラスメント等について明確に定義し教職員に周知するなど、保全・保護に努めている。また、危機管理に関する包括的な規則として「学校法人金井学園　危機管理規則」を制定し、法人本部と各設置校が連携して機能する体制を整備している。

情報公開については「教育情報の公表」「財務報告」等の情報を法人及び大学に適切に区別した上で、それぞれホームページで公開している。

5－2. 理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は寄附行為にのっとり、理事の職務の執行を監督し、中長期計画の策定・資産運用・事業の決定等を行う等、使命・目的の達成に向けた事業計画を確実に執行するための議決機関として適切に機能している。

理事の選任は寄附行為に明確に規定され適切に行われている。理事会は毎年度 4 回定例的に開催される他、必要に応じて適宜招集の上で開催される。

また、法人運営を円滑に行うため、常勤理事で構成された「常任理事会」が設置され、理事会の包括的な授権に基づく法人の日常業務の決定等を審議している。理事会、常任理事会とも理事の出席状況は良好であり、欠席時は書面による意思表示が行われるとともに、審議内容に応じて担当管理職が陪席することで、的確な判断をもって方策案の採否や合理的な意思決定を行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の管理運営機関の意思決定は理事会が行い、法人運営を円滑に行うため常任理事会が設置されている。学長は教学部門の最高管理責任者として位置付けられ、理事会及び常任理事会に参画することで、経営側と教学側の連携を図っている。

理事長は法人全体の指針を年頭挨拶の中で行い、全教職員が参加する職員会議にて経営方針と絡めて説明を行っている。それを受け、法人の課題等に対し各部署が施策を検討す

るなど、理事長がリーダーシップを発揮するための内部統制環境が整っている。

教職協働体制が敷かれた大学の運営組織で検討されたさまざまな事業は、大学運営協議会による協議を経て、理事会又は常任理事会で提案されるなど、教職員の提案をくみ上げる仕組みを整備している。

監事及び評議員は寄附行為に基づき、選出される。監事の理事会及び評議員会への出席状況は良好であり、法人の業務や財産状況について意見を述べている。評議員の評議員会への出席状況も良好であり、法人に関する重要事項への諮問に応じて意見を述べている。

〈優れた点〉

○教員又は職員の横断的なプロジェクトやワーキンググループが必要に応じて複数設置され、企画提案内容が実行されるなど、教職員の意見をくみ上げる仕組みを整備し、実績を挙げていることは評価できる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

第 3 次中期計画における財務 5 か年計画及び各年度の事業計画・収支予算を策定し、財務に関する会議及び理事会において、常に中期計画期間中の事業活動収支の状態を念頭に置いた審議を行っている。

入学者数は安定して推移し、私立大学等経常費補助金比率は全国平均を上回っている。

基本金組入前当年度収支差額は支出超過の状態であるが、積極的な教育研究活動事業の展開と大規模な施設建設によるものであり、今後は事業活動収支の均衡に取組み、安定した財務運営の確立及び収支バランスの確保を計画している。外部資金獲得に向け「募金規程」を制定し、ホームページ等で寄付金募集を積極的に行い成果が挙がっている。研究費等の外部資金については、研究委員会や地域連携研究推進センターを中心に導入を推進している。

5－5. 会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

予算編成は各部門の事業計画に基づき行われており、年度途中で変更が生じた事業等の予算については、適時補正予算の編成により科目間の調整及び予算額の適正化を図っている。

会計処理は、「学校法人金井学園 経理規程」「学校法人金井学園 経理事務取扱要領」「学校法人金井学園 固定資産及び物品調達規程」等の諸規則が整備され、学校法人会計基準を遵守した会計処理が行われている。予算執行に際し、会計担当部署は複数の担当者による相互チェックを行い、不正を未然に防ぐ仕組みが構築されている。

会計監査の体制整備と厳正な実施については、監査法人による外部監査、監事による財産状況の監査が適切に行われ三様監査の体制が整備されている。加えて、監査法人、監事及び内部監査室間で情報の共有・交換も行われ、監査機能の向上を図っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的を達成するために、内部質保証の基本方針を明文化して自己点検・評価を行うことを学則に定めている。

学長が議長となる大学運営協議会の責任のもとに、自己評価委員会・内部質保証委員会・教学 IR 委員会の 3 委員会体制で連携・共同して恒常的な自己点検・評価を実施している。また、3 委員会の役割は、それぞれ規則等で明確に定めている。

自己評価委員会からの自己点検評価書及び内部質保証委員会からの学部・学科・研究科と大学全体の改革・改善点の報告を受け、学長あるいは大学運営協議会が改革・改善方策の承認及び指示する体制が構築され、内部質保証活動が行われている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己評価委員会は、学科・委員会・部会に対して、年度ごとに委員会等活動計画・報告書の提出を依頼し、内部質保証委員会が活動の改革・改善点をまとめている。それを受けて学長及び大学運営協議会が、活動の問題点を把握し、改善の指示を行っている。加えて、学科・委員会・部会が、改善向上策に従って連携・協力し、改善を実施している。

また、自己評価委員会は、エビデンスに基づく自己点検評価書を作成し、ホームページで公表している。

教学 IR 委員会は、必要に応じて現状把握のためのデータを収集・分析できる体制を整え、自己点検評価書の作成においては日本高等教育評価機構の定めるエビデンス集（データ編）を作成し、各委員会へ提供することにより諸活動をサポートしている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証を実質化するために、自己評価委員会が学科・委員会・部会に対して活動計画書・報告書を求め、内部質保証委員会が改善意見・コメントをまとめ、それをもとに改善を実施している。

第 3 次中期計画において九つの戦略分野を定め、その一つに「質保証と情報公開」を設定することで、中長期的な質保証のための改善・向上を図る仕組みが構築されており、大学全体の PDCA サイクルが有効に機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域貢献・地域連携推進活動

A－1. 大学が持つ知的資産および物的資源の地域社会への提供

A-1-① 公開講座、出張講義等の知的資産の提供

A-1-② 企業、自治体等との連携・協力

A-1-③ 他大学・高等学校等との連携・協力

【概評】

学則第 1 条に定める「教育研究活動を通して地域社会の発展に寄与するとともに、広く人類社会の福祉に貢献することを目的とする」の具現化の一つとして、大学が持つ知的資産及び物的資源を公開講座及び出張講義等多様かつ適切な形式で地域社会へ積極的に提供していることは評価できる点である。

その一例として、各界の著名人を講師としたオープンカレッジである「未来塾講演会」、

専門分野の最新トピックスや社会的に関心の高い事項をテーマとした大学教員及び学外有識者による「未来塾公開講座」、小中高校生を含めた広く一般市民を対象とする多様なジャンルによる「未来塾 FUT 公開講座」、学ぶ楽しさや喜びの発見を目的として幼児から小学生を対象とした学生ボランティアによる実験教室等の「科学実験キャラバン」が挙げられる。

また、企業、自治体、団体との連携・協力においては、地域連携研究推進センターが窓口となり、共同研究、受託研究、試験研究、奨学寄付金の受入れを行っている。県内企業や地方自治体などからの相談にも随時対応し、現在 6 社、3 市、1 独立行政法人との協定締結及び企業側ニーズに対応した独自のリカレント教育にも取組み、エンジニア育成教育を展開し推進している。

活動の方向性が自己中心的にならないように、周辺自治体に対するアンケートや聞き取り調査を実施するなどして、現場のニーズを反映した地域貢献・地域連携推進活動の展開を計画していることから、今後の更なる成果に期待したい。

基準Ｂ．国際交流活動

B－1．国際化に向けた取組み

B-1-①　大学の国際化における組織の整備

B-1-②　海外教育機関との連携協定強化と充実

【概評】

12 の海外教育機関と連携協定を結び、それらの機関に学生を参加させている。また、大学の国際化に向けた基本目標と行動目標を示した国際化ポリシーを定め、連携協定を締結している海外教育機関とのコーディネーター役を務める教員とともに、積極的な国際交流を推進するための「国際交流推進部会」及び全学的な視点から戦略的な国際化を推進することを目的とした「国際化推進委員会」を設置し、学内組織体制を整備している。

日本人学生の海外インターンシップ事業の拠点として、タイ王国首都バンコクに「福井工業大学 ASEAN 事務所」を設置し、大学から派遣した日本人職員 1 人とタイ人 1 人を常駐させている。今年度からシンガポールでの海外インターンシップが制度化された。また、ホーチミン市工業大学（ベトナム社会主義共和国）との教員派遣事業の実施を令和 3(2021)年度に予定している。

このように、海外の大学及び企業との連携協定を結び、積極的に国際交流活動を行っていることは特筆できる点である。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1.　高い就職率と就職支援満足度

本学の特徴の 1 つに高い就職率がある。令和元(2019)年度卒業生の就職率は 99.8%であり、平成 28(2016)年度から 4 年連続して 99%を超えている。また、平成 31(2019)年 3 月に行った卒業生アンケートにおいて、94.6%が「本学の就職支援に満足」と回答している。

これらの高い数字はキャリアセンターによるきめ細やかな就職支援が反映されたものである。専任の職員が学科ごとに置かれ、就職担当の学科教員と連携して学生の個別指導にあたっている。16 科目のキャリア形成科目がカリキュラムに組込まれているとともに、入学直後から内定までスムーズなステップアップで確かな実践力を養う就職支援プログラムが学生の就職活動をサポートしている。

2. OCPS (Overseas Challenge Program for Students)

異文化を理解する心を持ち、グローバル社会で活躍できる人材の育成を目的として、様々な海外留学プログラムを実施しており、これらの活動の総称を OCPS と名付け、国際人を目指す学生を支援している。長期休暇を利用して協定校などで語学力向上と国際感覚の養成を目指す「海外語学研修」はオーストラリア、イギリス、アメリカ、カナダの 4 か国の研修を企画している。海外での就業体験を通してキャリア形成の動機付けを目的とした「海外インターンシップ」では、タイ、ベトナムに事業所を持つ日系企業で約 3 週間に渡って就業体験を行う。タイでは同時期に実施の、日本語を学ぶタイの高校生の授業をサポートする「日本語アシスタント研修」に参加することもできる。さらに、平成 30(2018)年度から始まった、積極的に海外留学に挑戦する学生へ最大 50 万円を給付する制度「Seize the day」には、令和元(2019)年度までに 7 人の学生が応募し、留学費用の支援を行った。

3. 充実した障害学生支援

本学の学生生活支援室は、障害学生支援の窓口として保健師（2 人）、非常勤のカウンセラー（3 人：元特別支援学校教員 1 人、社会福祉士・公認心理師 1 人、臨床心理士・公認心理師 1 人）及び各学科から選出された教員カウンセラー（9 人、内 1 人は臨床心理士・公認心理師）からなる。教員カウンセラーは、所属学科の学生の状態を見守るとともに、専門カウンセラーとのパイプ役として機能し、各学科と学生生活支援室の連携を促進する役割を果たしている。学生生活支援室には、学生がいつでも自由に過ごせるフリースペース、個別に相談を受けることのできる個室が用意されていて、総学生数が 2,000 人強の規模の大学としては充実した人員ならびに設備が整えられている。

また、障害学生支援委員会を設置して障害学生の移行支援、修学支援及び就労支援に組織的に取組んでいる。移行支援として、附属高校と年 2 回移行支援会議を実施している。修学支援においては、大学組織全体での修学支援の対応手順を明確化し、支援を行っている。就労支援においては、平成 30(2018)年度より、地域の社会福祉法人との連携のもと、発達障害学生のインターンシップや就労移行支援に取組んでいる。また、身体が不自由な学生の移動介助に携わる学生を対象として障害の理解等に関する研修会を開催している。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度	昭和 40(1965)年度
所在地	福井県福井市学園 3-6-1 福井県あわら市北潟 213-21

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
工学部	電気電子工学科　機械工学科　建築土木工学科　原子力技術応用工学科
環境情報学部	環境食品応用化学科　経営情報学科　デザイン学科
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科
工学研究科	応用理工学専攻　社会システム学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
9 月 7 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 18 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 2 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 27 日	実地調査の実施　　10 月 27 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 28 日	10 月 28 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 30 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 22 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 17 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

37 文化ファッション大学院大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

専門職大学院の使命･目的は､建学の精神に沿って学則第１条第１項に明確に規定され、簡潔に文章化されている。使命・目的を策定する過程において役員・教職員の関与・参画が認められ、ホームページ等を通じて学内外に周知している。

専門職大学院の使命･目的は将来を見据えたものであるため､見直しを行っていないが、日本のみならず世界のファッション業界の状況を踏まえ、使命・目的を達成するために三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を見直している。専門職大学院の使命・目的は中長期計画等に反映し、教育研究組織も整備している。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーを専攻ごとに定めており、学内外に周知している。アドミッション・ポリシーに従い入学者選抜を実施し、学生数も適切に確保している。

教職協働の委員会である「教育・研究委員会」「学生生活委員会」が、適切に学修支援を行っている。また、教学事務室及び各専攻で情報を共有し、中途退学、休学及び留年の防止に取組んでいる。

専攻ごとに「インターンシップ」や「フィールドプロジェクト」の授業科目を開設し、キャリア教育を実施している。また､「学園就職支援室」等が就職支援を行い、キャリア支援担当教員への個別相談等も行っている。

専門職大学院独自の奨学金制度等により経済的支援を行い､「学生相談室（なんでも相談室)」「学生交流支援室（だれでも談話室)」「障害学生支援室（学習サポート塾)」「医務室」などを整備し、健康相談、心的支援、生活相談などを行っている。また、ファッションビジネスを学ぶための各種学修環境も整備している。

〈優れた点〉

○「文化学園ファッションリソースセンター」など、各種の施設を含め、教育目的を達成するための共用の施設・設備が非常に充実しており、快適な学修環境が整備されていることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

ファッション業界の動向を踏まえ、専門職大学院の使命・目的に沿うようディプロマ・

ポリシーを策定し、ホームページ等で周知している。単位認定基準、進級基準及び修了認定基準に従い評価している。カリキュラム・ポリシーを整備し、ディプロマ・ポリシー及び授業科目を可視化したカリキュラムマップを分かりやすく作成している。

ファッション業界を対象とした専門職大学院という特性上、教養科目を開講していないが、基礎的な導入教育を行っている。また、アクティブ・ラーニングを取入れた科目を重視している。

一部専攻で実施している、「自己点検・評価シート」は、学生の実績と教員の指導を可視化するものであり、他の専攻へ普及することで更なる修学効果の向上が期待できる。

〈優れた点〉

〇カリキュラムマップにおいてカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシー及び授業科目の対応関係が簡潔・明瞭に可視化されていることは評価できる。

〇ファッションクリエイション専攻のプロジェクト科目に導入された「自己点検・評価シート」は、学修成果の可視化、教員と学生相互の達成目標の理解に大きく役立っており、高く評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長が適切にリーダーシップを発揮するための補佐体制として「運営会議・内部質保証委員会」を設置し、教授会とともに教学マネジメントが機能している。

設置基準に規定する教員数を確保し、職員の配置も適正である。教員の採用・昇任も規則に基づき適切に運用している。FD(Faculty Development)活動については授業アンケート、授業のピアレビュー、自己点検レポート、外部講師による研修などを組織的に実施している。また、職員研修制度は、専門職大学院の運営に関わる職員の資質・能力向上に資するよう整備している。

研究倫理に関して規定化されている。外部資金導入に代わり、企業との共同研究による物的支援を受けている。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為を基本に経営・管理に関する規則を整備し、これらに基づき理事会、評議員会を適切に運営し、理事、評議員及び監事の会議への出席状況も概ね良好である。なお、監事監査報告書が理事会・評議員会で審議・承認されている点については改善が必要である。

学長が理事長を兼務していることから、法人組織である「学園運営会議」「学園・学校部長会」等の会議体とも円滑に連携している。また、環境保全、ハラスメント防止、防災、安全管理及び危機管理体制も法人として整備している。

大学単体として収支差額は厳しい状況にあるものの、法人全体として財務基盤が安定していることから大学の運営に問題はない。

学校法人会計基準及び経理規程に基づき、会計処理は適切である。また、監査室を中心に内部監査も適正に実施の上、改革・改善に役立っている。監事監査及び監査法人による会計監査も適切に実施されている。

〈優れた点〉

○内部監査は「学校法人文化学園 監査室監査規程」に規定された厳格な手順に基づき行われ、改革・改善に資する提案を行う仕組みが整備されていることは評価できる。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証を担保するために、内部質保証のための指針を定めている。学長が議長である「運営会議・内部質保証委員会」が司令塔になり、自己点検・評価委員会を中心に三種類の自己点検・評価活動を組織的かつ有機的に行っている。評価結果は学内で共有し、自己点検評価書もホームページで公開している。内部質保証を確保するため、三つのポリシーを踏まえた自己点検・評価活動の PDCA サイクルを機能させ、専門職大学院の使命・目的に沿った改革・改善に役立てている。

総じて、ファッション業界と長期にわたり密接な関係にある「学校法人文化学園」が設置した専門職大学院であり、明確な使命・目的を学内で共有している。三つのポリシーを踏まえて自己点検・評価活動も含めて内部質保証を担保している。ファッション業界の素早い動きに対応するため、建学の精神を踏まえた専門職大学院の使命・目的に沿った人材の育成を目指し、個別かつ丁寧に学生指導する姿勢が見られる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.国際交流」「基準 B.社会連携」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 文化ファッション大学院大学ファッションウィーク（BFGU FW）

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

専門職大学院は使命・目的を「学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと」と学則第 1 条第 1 項に具体的かつ明確に規定している。また、研究科の使命・目的は、「知財創造ビジネスのビジネスモデルを確立するための研究を行い、『国際的に通用するファッション価値を創造・具現化させ、グローバル視点に立つ独自のブランドを確立できる人材』を育成する」ことと同条同項に簡潔に文章化している。

専門職大学院の個性・特色は、①従来の学部を越える②ビジネスの現場と密着する③業種の際を超える④絶えざる革新を行う―という 4 点を学内で共有している。専門職大学院として設置が求められている「教育課程連携協議会」の意見を踏まえ、ファッションビジネス業界の変化に伴い、使命・目的を検討する体制は整備している。また、専門職大学院の使命・目的は将来を見据えたものであるため、見直しを行っていないが、専攻及びコースごとに定められた三つのポリシーを見直している。

〈参考意見〉

○教育目的については、専攻ごとに定めることが望まれる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の策定過程において、役員及び教職員の関与・参画が認められる。使命・目的は、ホームページ、印刷物、学内会議・委員会及び学校説明会などを通じて学内外へ周知している。

法人として策定された中期計画や、三つのポリシーに使命・目的を反映している。専門職大学院の使命・目的を達成するために 1 研究科 2 専攻 3 コースの教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
専門職大学院は、アドミッション・ポリシーを建学の精神や教育目的に沿って専攻ごとに定め、学生募集要項やホームページを通じて周知している。
アドミッション・ポリシーに沿って入試選抜を行い、その判定は入試判定会議にて原案を作成し、教授会の意見を聴いた上で学長が決定することで公正に行われている。その結果として、在籍学生数も、入学定員・収容定員に沿って適切に確保されている。
また、入試問題は専門職大学院が自ら作成している。

2－2. 学修支援
2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】
基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉
学修支援については、教職協働の委員会として「教育・研究委員会」「学生生活委員会」が設置されており、適切な体制が整備・運営されている。
オフィスアワー制度が設けられており、学生からの相談に対応できる体制を整えている。また、障がいのある学生については、「障害学生支援室（学習サポート塾)」に、非常勤ではあるが臨床心理士 2 人を配置することで体制を整えている。教学事務室及び各専攻で情報共有を行い、中途退学、休学、留年等の防止に取組んでいる。
TA に準じる制度として助手制度を設けており、授業運営の補助のためアルバイトを採用することで、教員の教育支援体制を整備している。

2－3. キャリア支援
2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】
基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉
教育課程内のキャリア教育について、ファッションクリエイション専攻では「インター

ンシップ」が、ファッションマネジメント専攻では「フィールドプロジェクト」が授業科目として開設されている。

就職・進学に対する支援については、学生生活委員会の中のキャリア支援に関する分科会が行っており、「学園就職支援室」に 2 人のキャリアアドバイザーを含む計 7 人のスタッフを配置し、支援を行っている。また、オフィスアワーを利用したキャリア支援担当教員への個別相談なども行っている。

〈参考意見〉

○「学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと」という専門職大学院の使命・目的に鑑みて、今後、更に就職率を向上することが望まれる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

教学事務室、学生生活委員会を設置し、学生生活委員会の附属組織である学生会運営委員会が機能することで、学生サービスや厚生補導のための組織が整備されている。

専門職大学院独自の「文化ファッション大学院大学奨学金」を整備し、日本学生支援機構等の学外の奨学金に関する情報を提供し、受給実績もあるなど、適切な経済的支援が行われている。

学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などについても、「学生生活支援室」のもと、「学生相談室（なんでも相談室）」「学生交流支援室（だれでも談話室）」「障害学生支援室（学習サポート塾）」が機能し、医務室には学校医・産業医 1 人と看護師 5 人が常勤しており、十分な体制が整っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のため、収容定員に対する十分な校地面積を確保するとともに、専門職

大学院としてその他の設備も整備し、それらの管理・維持も関係法令に基づき行われている。

学修環境については、「スペース 21」や「学生ホール」などのオープンスペース、授業で使用する用具や材料を購入できる「学園ショップ」や学食などの施設・設備が整備されている。また、十分な規模の図書館や実習室、パソコン等の IT 設備も整備されている。専門職大学院は法人が設置する他の併設校と同一キャンパスに設置され、これらの施設・設備の多くが共用している状況であり、学生にとっての利用環境は十分に整っており、支障は見られない。

バリアフリー対策は、計画に基づき実施している。耐震化についても、多くの施設・設備が工事を完了している。

クラスサイズについては、教育効果の達成を妨げないよう配慮している。

〈優れた点〉

○「文化学園ファッションリソースセンター」など、各種の施設を含め、教育目的を達成するための共用の施設・設備が非常に充実しており、快適な学修環境が整備されていることは評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援や学生生活に関する学生の意見・要望は、「授業アンケート」「学生生活調査アンケート」、学生会運営委員会を通じてくみ上げており、その結果を全教職員で共有することで、改善に活用している。また、教学事務室による各コースの教員へのヒアリングや各教員が提出する「自己点検レポート」の結果から要望をくみ上げ、学修環境の改善を行っている。

学生の意見・要望の活用について、施設・設備面は、教学事務室が主管し、実現可能性を検討の上、改善に努めている。また、学生生活委員会等においても審議している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは、専門職大学院の使命・目的を踏まえ、教育・研究委員会の協議、教授会の審議を経て学長が策定し、ホームページの「三つのポリシー」や「カリキュラムマップ」のページで公表されている。

単位認定基準、進級基準、修了認定基準は学則、学位規程及び単位履修に関する細則に適切に定めている。また、単位認定基準、進級基準、修了認定基準に則した評価が行われている。シラバスに全科目の成績評価基準及び評価方法を示し、学生に周知している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは適切に策定され、ホームページ、履修要項により周知している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関連性がカリキュラムマップに明示され、一貫性が保たれている。教育課程は、カリキュラム・ポリシーに即して編成・運用されている。教養教育については、専門職大学院であるという特色から、一般的な大学などにおける教養科目は開講されていないが、使命・目的及び教育目的にかなった基礎的な導入教育が行われている。本格的なアクティブ・ラーニングを取入れた科目を重視しており、教授方法についても創意と工夫を施している。また、授業アンケート結果報告会を行い、教育方法の改善のための組織体制を整備している。

〈優れた点〉

○カリキュラムマップにおいてカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシー及び授業科目の対応関係が簡潔・明瞭に可視化されていることは評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーの中でも、特にディプロマ・ポリシーに基づく達成度を判断することで学修成果を測っており、コンテスト受賞や資格取得、就職状況などにより、学修成果を点検・評価している。ファッションクリエイション専攻のプロジェクト科目における「自己点検・評価シート」が次年度からファッションマネジメント専攻にも導入されることになっており、重要科目の学修成果の点検・評価方法が確立され運用されている。

学修成果を測るアンケート等の集計・分析結果は教員にフィードバックされ、教育内容・方法の改善に役立てられている。

〈優れた点〉

○ファッションクリエイション専攻のプロジェクト科目に導入された「自己点検・評価シート」は、学修成果の可視化、教員と学生相互の達成目標の理解に大きく役立っており、高く評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は専門職大学院における意思決定と運営の責任者であることを明確にしている。学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として「運営会議・内部質保証委員会」を設置し、教授会とともに、教学マネジメントの審議機関として機能している。また、研究

科長や事務長を置き学長を補佐するなど、学長のリーダーシップによる教学マネジメントの機能性が十分に発揮できる体制である。教学マネジメントの遂行においては、「学校法人文化学園 職制」及び「学校法人文化学園 分課分掌業務規程」により職務分掌等を定め、必要な職員を適切に配置している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専門職大学院において、専門職大学院設置基準及び大学院設置基準で定める必要専任教員数を確保し、適切に配置している。教員の採用・昇任については、各種規則・細則等に基づき適切に運用している。FD 活動を組織的に行い、実施方法や体制等、特に授業アンケート、授業のピアレビュー、外部講師による研修活動は教職員全体で情報を共有し、教育内容・方法の改善・向上に向けて組織的に取組んでいる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のための研修が「教育・研究委員会」の「FD・SD ワーキンググループ」により組織的に検討され、多様な研修が定期的に実施されているほか、法人の人事厚生課においては新入職員、若手職員、中堅職員対象の階層別研修が実施されている。

階層別研修では、研修修了後に上司との面談を行い、振返りとフィードバックの機会も設けている。また、上記以外にも、教職員合同の研修会や各職場内研修(OJT)も実施されており、大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みが行われている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究倫理は「文化ファッション大学院大学研究倫理指針」により規定されており、研究活動への資源についても「文化ファッション大学院大学研究費に関する規程」に基づき配分されている。

学生には豊富な実習室・資料室による研究環境が整備されており、学生や教員の授業アンケートや自己点検レポートから寄せられる意見・要望をくみ上げ、予算化して改善に取組んでいるほか、研究設備・備品は中期計画に基づき、毎年、次年度予算検討時に最新の機材を取入れられるように見直しを行い、物的支援と人的支援を適切に行っている。また、研究活動のための外部資金の導入についても、企業との共同研究による物的支援を多数受けている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人文化学園寄附行為」をはじめとした各種規則を整備し、経営の規律と誠実性を維持し、適切な運営を行っている。使命・目的を実現するため、「文化学園中期計画（2018 年度～2022 年度）」に基づく事業計画及び毎年度の事業報告に基づく自己点検・評価、またほぼ毎月 1 回開催される諸会議における審議等を通じて、使命・目的の実現に向けた継続的な努力をしている。また、外部講師によるハラスメント防止研修や「学校法人文化学園 公益通報等に関する規程」をはじめとした各種規程を整備し、適切に運用している。安全管理について防災センターを配し、学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は寄附行為に基づき、使命・目的の達成に向けた最高意思決定機関として、適切に機能している。理事会の開催及び理事の出席状況は概ね良好で、理事の欠席時の委任状についても適切である。理事の選任についても、寄附行為に基づき適切に行われている。理事会は、通常年 3 回の定例会のほか、必要に応じて臨時に開催し、法人全体の予算、決算、財産の管理・運営、寄附行為や重要な規則の改廃、設置校の学部・学科・研究科の構成等について審議・決定を行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学長は法人の理事長が兼務しており、「学園運営会議」「学園・学校部長会」等の会議体を通じて法人及び専門職大学院の各運営機関の意思疎通と連携が行われている。

寄附行為及び稟議（りんぎ）に係る諸規則や、「学園運営会議」その他の諸会議により、理事長のリーダーシップを発揮できる内部統制環境が整備され、それら諸会議には各部門の責任者も構成員になっており、現場の教職員の提案などをくみ上げる仕組みが整備されている。監事は、寄附行為等に基づき選任している。

監事の監査報告書が理事会・評議員会で承認されている点は改善が必要であるが、監事の理事会及び評議員会への出席状況は概ね良好である。評議員の選任は寄附行為に規定されており、評議員会への出席状況も概ね良好である。評議員会は理事定数の 2 倍を超える定数で構成されており、関係諸規則に基づき適正に運営されている。

〈改善を要する点〉

○監事の監査報告書について、理事会及び評議員会で審議・承認していることは、監事監査の趣旨に照らして適切ではないので、改善が必要である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人全体で、基本金組入前当年度収支差額が過去の支出超過から直近 2 か年で収入超過に改善しており、「資金収支中長期財務計画」に基づき、適切な財務運営の確立に向けて着実に成果が出ている。

収入と支出のバランスについても、毎年度の予算編成において十分に留意して計画されており、会計システムで厳密に管理している。各部門において予算枠を超過することが不可能な仕組みになっており、特に支出については、全ての事項について、個別に経理部門で使途の適切性を検証しており、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保が図られている。

〈参考意見〉

○大学単体では、数年にわたっていずれも教育活動収支差額、基本金組入前当年度収支差額が赤字であるが、令和 2(2020)年度入学生から学費の値上げを行うなど収入増の努力が行われているので、引続き法人と協力しつつ、収支バランスの確保に向けた努力が望まれる。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準及び「学校法人文化学園 経理規程」に基づき、「学園本部経理部」において適正に実施されており、会計監査の体制は、内部監査機関として法人に「監査室」が設置され、監事監査、監査法人監査とともに、毎年度、厳正に実施されている。

予算外で緊急を要する修繕等の必要不可欠な支出がある場合も含め、推定決算額において予算とかい離のある勘定科目を含む全体の補正予算が適切に編成されている。

〈優れた点〉

○内部監査は「学校法人文化学園 監査室監査規程」に規定された厳格な手順に基づき行われ、改革・改善に資する提案を行う仕組みが整備されていることは評価できる。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証は、「本大学院の理念・目的及び社会的使命を達成し、教育研究水準の向上を図るために、本大学院の教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うとともにその結果を公表し、継続的な改善に努める」という一連の過程として定義し、内部質保証の方針を明示している。

内部質保証を機能させるために「運営会議・内部質保証委員会」が中心になり、学長、自己点検・評価委員会、研究科、各委員会及び事務部門などとの関係を明示した「内部質保証システムの概念図」を共有し、内部質保証に活用している。

責任体制は、学長が議長・委員長である「運営会議・内部質保証委員会」に一元化し、その役割を明確にしている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「運営会議・内部質保証委員会」が司令塔として、自己点検・評価活動を 3 種類に区分している。第一次的自己点検・評価活動は、自己点検・評価結果及び前年度事業報告を踏まえ、各担当部門が自主的に事業計画に明示し、自律的改善活動を進めている。第二次的自己点検・評価活動は、「運営会議・内部質保証委員会」が策定した方針・計画に基づき自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検・評価委員会がまとめホームページで公表している。第三次的自己点検・評価活動は、「中期計画フォローアップチェックリスト」に基づき、毎年度自己点検・評価委員会がまとめ、学内で共有している。

それぞれの自己点検・評価活動を支えるために、IR 活動を担当する「学園本部総務部企画課」の協力を得て、授業アンケート及び学生生活調査アンケートなどのデータの集計・分析を行い、その結果を学内にフィードバックの上、活用している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

明示されている専門職大学院の使命・目的を踏まえて、社会及びファッション業界の状況の変化に対応できるように三つのポリシーを見直し、教育研究内容の改善・向上に努めている。

「運営会議・内部質保証委員会」が中心になり、自己点検・評価委員会が定期的に自己点検評価書を作成・公表し、毎年度「中期計画フォローアップチェックリスト」で確認し、また各種アンケートや学生の修学状況を確認しながら行うことから、内部質保証のための PDCA サイクルが機能している。

〈参考意見〉

○監事の監査報告書の取扱いについて、適切な対応を行うとともに、内部質保証システムの機能性を高めるための今後の更なる取組みが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．国際交流

Ａ－1．国際交流の方針と体制

A-1-①　国際交流に関する方針の明確化

A-1-②　国際交流を円滑に進めるための組織体制の整備

Ａ－2．国際交流への取り組み

A-2-①　学術交流

A-2-②　海外大学との相互交流

A-2-③　コラボレーションによる交流

A-2-④　海外企業受託研修・海外派遣

Ａ－3．国際的評価

A-3-①　ファッションメディアによる評価

【概評】

国際交流の方針が中期計画の施策で明示されている。組織体制として法人付属機関としての国際交流センター及び海外事務所が設置されており、必要に応じて海外事務所では臨時職員を雇うといった手当ても行われ、国際交流の円滑化に資している。

海外大学との学術交流、相互交流、国際見本市とのコラボレーション、海外企業受託研修など、多様性のある国際交流の取組みを活発に行っている。

「The Business of Fashion」（イギリス）による「The Best Fashion School in the World 2019」で最高評価の「ベストオーバーオール」の優秀バッジ及び「世界的な影響力」「教

育の質」の三つのバッジを獲得したことは特筆すべき点である。続けて「長期的価値」のバッジも獲得されるよう期待する。また、イギリス以外の国・地域でも高く評価されるだけの力量があるので、国際的な知名度アップに期待したい。

基準Ｂ．社会連携

Ｂ－1．専門的な教育・研究活動による産官学連携

B-1-①　人材育成

B-1-②　企業・産地・地方公共団体との取り組み

【概評】

専門的な教育・研究活動による産官学連携は、専門職大学院の教育目的に沿った人材育成及び企業・産地・地方公共団体との取組みとして実現されており、そのことを通じて社会連携・社会貢献に努めている点は、特筆すべきものである。

専門職大学院としての特色を生かし、教育課程の一環を企業の社員教育支援プログラムとして活用する取組みは、社会人教育が根付いていない我が国の高等教育において、その新たな定着の可能性を秘めたものであり、それが企業側からのアプローチによるものであることは、専門職大学院としての存在価値を証明し得るものである。

また、こうした活動は対企業プログラムのみならず、産地・地方公共団体との共同事業よる地方創生への貢献や、小学生に向けた体験イベントの開催にまで及んでおり、こうした「連携」事業に取組んでいることは、専門職大学院としての使命・目的・教育目的に沿うものでもあり、社会的な教育研究機関の USR(University Social Responsibility)を果たすものになっている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．文化ファッション大学院大学ファッションウィーク（BFGU FW）

・文化ファッション大学院大学（以下「本大学院」という）は、学修成果の発表の場として、文化ファッション大学院大学ファッションウィーク（以下「BFGU FW」という）を平成 21（2009）年より毎年 1 月末から 2 月初旬にかけて開催している。

・院生のファッションショーや展示、研究発表等を実施し、多様性の時代においてデザイン、テクノロジー、ビジネスの視点から新しいファッション価値を提案するとともに、次代のファッションビジネスの方向性を示唆し、新たな知財創造ビジネスの可能性を見出す場として位置づけている。ファッション業界のキーパーソンや現在ファッション業界で活躍している修了生等による基調講演やシンポジウムを行っている。このように、BFGU FW はファッション業界の知見を深め、情報を交換する場にもなっている。

・第 12 回 BFGU FW は、令和 2（2020）年 1 月 27 日(月)～31 日(金)に開催し、来場者数は約 3,300 人、企業や団体 27 社から後援・協賛・協力を得た。

・ファッションデザインコースは、選抜された 2 年次生 9 人が、自らフィッティング、舞台演出、音響効果、進行等を手がけ、1 人あたり約 8 体の作品を発表する修了ショーを行なった。また、協賛特別展示では、企業等 7 社から提供された素材で製作した 30 体を展示した。同コースの 1 年次生は、31 人が各自のコンセプトに基づいた作品展示を、装飾、ライティング、レイアウト等を行い、1 人あたり 5～6 体を発表した。ファッションテクノロジーコースの 1・2 年次生は、各自が設定したテーマに沿って、研究成果（パターン・製図、データ表、ポートフォリオ、企画・製作した作品等）を展示した。中には、帝人株式会社等 2 社からの素材協力を得ての研究もあった。ファッション経営管理コースの 2 年次生の選抜者 3 人は、2 年間の研究成果をプレゼンテーション形式で、同コース 1 年次生は 1 年間の研究報告を同じくプレゼンテーション形式で発表した。様々な国籍の院生が、日本国内のみならず、世界のファッションビジネスの状況をグローバルな視点で分析し、各コースの特色を生かした多様性のある研究発表を行った。このように、BFGU FW は院生の研究発表の場であり、企業や団体との産官学連携の成果を発表する場ともなっている。

・また、BFGU FW は国際交流の場として、ロシア・サンクトペテルブルク国立産業技術デザイン大学（SUITD）、チェコ・国立プラハ応用美術大学（UMPRUM）の学生とジョイントショーを行い、大使館関係者や企業・機関との連携を深めている。
・以上のとおり、BFGU FW は次代のファッションビジネスの方向性を示唆する、さらには国際的に通用する新たな知財創造ビジネスの可能性を見出す場として機能している。
【資料特-1-1】【資料特-1-2】

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 18(2006)年度
所在地　　東京都渋谷区代々木 3-22-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
ファッションビジネス研究科	ファッションクリエイション専攻　ファッションマネジメント専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　8 月末	自己点検評価書を受理
9 月 29 日、10 月 2 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 19 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
11 月 2 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
12 月 1 日	実地調査の実施　　12 月 1 日　第 2 回評価員会議開催
～12 月 3 日	12 月 3 日　第 3・4 回評価員会議開催
12 月 17 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 22 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 17 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）

38 身延山大学

Ⅰ　評価結果

【判定】
評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学は、寄附行為及び学則にて、その使命・目的を明確に規定して、その内容は建学の精神に全て網羅されており、これはホームページや大学案内にて、簡明な文章により公表されている。

理事会、評議員会の決定事項は、教員に対しては教授会において、職員に対しては朝礼において報告・説明され、全ての教職員が重要性を理解している。大学の使命・目的を継続して達成するため、5 か年を一つの事業サイクルとして大学の短期、中・長期計画も策定されている。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に関しては、改組に合わせて定められ、ホームページ、大学案内、履修の手引き、入学試験要項により学内外に周知が図られている。

「基準２．学生」について

大学は、アドミッション・ポリシーを定め、大学案内、ホームページ及び進学説明会等を通して大学が求める学生像を学内外に周知している。ただし、仏教学部仏教学科の入学定員及び収容定員充足率を向上するため、一層の努力が望まれる。

専任教員と職員が同列に委員会・会議の運営に参画しており、教職協働体制がとられている。「アカデミック・アドバイザー」による学生個別指導、職員も参加する学修支援室の設置など、小規模大学の特性を生かした教職協働による学修支援も実施されている。

学務委員会及び学修支援室を中心にした学生サービス、厚生補導のための体制をとり、種々の学生寮も設置しさまざまな面で学生生活安定のための支援を行っている。校地、校舎は設置基準の基準面積を満たしており、体育館、図書館など教育に必要な施設が整備されている。

〈優れた点〉

○「大学進学・満足度アンケート調査」と「大学満足度アンケート調査」は、新入生も含めた全学生の要望を把握することを可能としており、学修・生活環境の学生の要望に基づく改善に効果を上げている点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

建学の精神及び教育方針を踏まえ、3 専攻のディプロマ・ポリシーが策定され周知されており、これを踏まえて、単位認定、進級、卒業認定の各基準が策定され、ホームページ

を含め公表し、周知されている。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーに対応して策定されており、また、教育課程はカリキュラム・ポリシーに即して編成されている。また、カリキュラム・ポリシーに沿った形で教養教育の授業科目の編成、教養教育の点検評価、専門教育及び教養教育の有機的連携がなされている。

教育活動の効果的展開に向けて FD・SD 委員会が中心となって、授業評価、各種アンケート、授業参観等を実施するなどの取組みがなされ、教育上の工夫・開発がみられる。また、授業評価アンケート等により学修成果の点検や評価はできており、各科目担当教員へフィードバックされ適切に運用されている。

「基準４．教員・職員」について

大学の意思決定と教学マネジメントについては、理事長兼学長が副学長の補佐体制を活用し最高責任者としてリーダーシップを適切に発揮している。学生の懲戒に関する手続きには改善が求められるが、教学マネジメントに必要な規則を定め、各種委員会を置き、権限の分散と責任の明確化に配慮した適正な教学マネジメントを構築している。また、「身延山大学教授会規程」において、教授会が決定権者の学長に対して意見を述べる関係にあることを規定している。

職員の配置と役割の明確化を図るため、事務分掌規則に則して、大学事務の運営が執行され、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、機能性を確保している。

研究倫理の確立と厳正な運用を行うため、各種規則等を定め、研究費の適正な使用と研究業務の管理、研究倫理教育の向上を図っている。教員の研究活動については、教授会がその研究方法、個人情報の管理、公表の適正さなどについて審査を行っている。

〈優れた点〉

○「国際日蓮学研究所」における大学の強みを世界に発信する「身延文庫研究班」「法華経研究班」「ラオス世界遺産修復プロジェクト」の三つのプロジェクトは評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

私立学校法及び学校教育法等の法令にのっとり、寄附行為及び諸規則を設け、更に諸規則の中に公益通報制度や役職員倫理規則等を整備して、適切な体制を整え運営するとともに、経営の規律と誠実性の維持に努めている。

理事会は寄附行為に基づいて開催され、理事の選任、事業計画、予算及び決算等の重要な事項を決定している。法人の運営を迅速かつ適切に行うための体制として、常勤理事及び監事を構成員とした常勤理事会を設置している。このように使命、目的の達成に向けた意思決定の体制を整備して、適切に運営している。

財務の特徴として、収支のバランスは収容定員未充足の状況が続き、近年事業活動収支差額が支出超過の厳しい状況となっているが、事業活動収入に占める寄附金収入の比率が高く、この収入が経営に大きく寄与している点が挙げられる。

「基準６．内部質保証」について

自己点検・評価に関しては、学則にこれを行うことが明記され、それに伴い、「身延山大

学自己点検・評価委員会規程」等の諸規則を定め、PDCA サイクルに基づき着実に実施されている。自己点検・評価委員会は、毎年、自己点検評価書を作成し、学内への共有を行うとともに、ホームページにて公表している。

大学の PDCA サイクルは、仏教学部仏教学科の各専攻と各種委員会・専門会議等で、適切に運用されている。建学の精神をもとに策定された三つのポリシーを具現化するため、教授会にて中・長期計画の短期方針が示されている。中・長期計画に基づき、各部署での活動が実践された後、最終的に自己点検・評価を行うことで、当該年度の達成状況が検証され報告されるという PDCA サイクルが十分に機能し活用されている。

総じて、大学は学則によりその使命、目的を明確にしており、それに伴い、三つのポリシーも策定され、教育課程なども適切に整備されている。教職員に関しては各種規則により活動も円滑に実践されている。財務については、寄附金に依存する部分が大きいが、設立母体や支援母体からの補助により大学運営に支障は生じていない。内部質保証に関しては PDCA サイクルが各部署で確立しており、十分な機能を果たしている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 身延山大学介護実務者研修
2. 認知症カフェ（オレンジカフェ身延山）

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は学則において、その使命・目的を「教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、日蓮聖人の立正安国の精神に則り、健全なる社会人として、広い視野に立った専門

教育を施し、学術の理論及び応用を教授研究して、社会のために身を以て尽くすことの出来る人間の養成を目的とする。」と明示している。

寄附行為及び学則にて、その使命・目的を明確に定め、大学の使命・目的は建学の精神に全て網羅されており、この建学の精神はホームページや大学案内にて、簡明な文章により公表され、大学の個性・特色についても「先生が最も近い存在である教育環境」と明示している。

平成 30(2018)年度から組織の体制に関しても見直しが図られ、現行の体制が整い運用されている。

〈改善を要する点〉

〇学則に、教育目的等が具体的に示されていない点は改善が必要である。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会、評議員会の決定事項は、教員に対しては教授会において、職員に対しては朝礼において報告・説明され、全ての教職員が重要性を理解している。

建学の精神及び教育目的は、履修の手引き、大学案内等によって明示され、またホームページで公表し、学内外に周知が図られている。使命・目的を継続して達成するため、5 か年を一つの事業サイクルとして、大学の短期及び中・長期計画も策定されている。

三つのポリシーに関しては、平成 29(2017)年度の仏教学部改組に合わせて定められ、ホームページ、入学試験要項、大学案内、履修の手引きにより学内外に周知されている。大学の使命・目的を達成するために教育研究組織が構成され、建学の精神に基づいた教育の三本柱である「社会貢献・地域貢献・国際貢献」を中心とした教育を実践し、教育目的との整合性が図られている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
アドミッション・ポリシーを定め、大学案内、ホームページ及び進学説明会等を通して大学が求める学生像を学内外に周知している。
アドミッション・ポリシーに沿って、多様な選抜方法により入学試験を適切な体制のもと実施している。入試問題は、委嘱された入試問題作成委員により学内で作成され、統括担当である学部長とアドミッション&広報委員長により検証されている。入試制度の見直しを行い、平成 30(2018)年度からは全ての入学試験で面接を課し、受験生の理解及び学習意欲の確認を行っている。学生受入れ数については、学部の収容定員を下回っているが、各専攻の特色を生かした入学者確保の努力が行われており、今後の改善が期待される。

〈改善を要する点〉
○仏教学部仏教学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満である点は改善が必要である。

2－2. 学修支援
2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】
基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉
教職員が同列に委員会・会議の運営に参画しており、教職協働体制がとられている。「アカデミック・アドバイザー」による学生への個別指導、職員も参加する学修支援室の設置など、小規模大学の特性を生かした教職協働による学修支援を行っている。障がいのある学生に対しては「身延山学園障害者学生・生徒の支援に関する宣言」をもとに教職員が協働して学修環境を整え、「FD・SD 研修」を実施している。オフィスアワー制度も全学的に実施されている。
TA と SA(Student Assistant)についての規則が定められ、TA は実習科目で活用し、適任者がいる場合は語学科目で SA が活用されている。IR 室によるデータ分析をもとに退学・休学・留年等防止のため、「アカデミック・アドバイザー」や学修支援室が積極的な対応を行っている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

必修授業「インターンシップ」、選択授業「キャリア教育」（一部専攻では必修）を軸とした教育課程内でのキャリア教育体制が整備されている。また、「アカデミック・アドバイザー」、学務委員会、学修支援担当者が「学修ポートフォリオ」などをもとに就職・進学の相談に応じる相談・助言体制をとっている。

「アカデミック・アドバイザー」は、入学から卒業、就職まで「学修ポートフォリオ」を活用した助言を行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学務委員会及び学修支援室を中心にした学生サービス、厚生補導のための体制をとり、種々の学生寮も設置しさまざまな面で学生生活安定のための支援を行っている。「身延山大学授業料減免制度」や「学校法人身延山学園奨学金制度」などにより、学生への経済的支援が行われている。成績優秀者に対する褒賞制度も平成 29(2017)年から導入されている。学修支援室が窓口になりクラブ・サークル、学園祭などの活動を支援し、活動に対しての助成も行われている。健康相談は看護師を配置した医務室、心的支援は教学支援室のカウンセリングルームで対応している。また、学生寮においても各学生寮の責任者が学生の相談に対応している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎は設置基準の基準面積を満たしており、体育館、図書館など教育に必要な施

設が整備されている。図書館の蔵書、雑誌、視聴覚資料、閲覧座席は適切な規模を有しており、開館時間も学生の利用特性に合わせて設定されている。

社会福祉関連の実習棟「扶蔬館」（ふそうかん）、仏像制作修復室が実習のために整備され、また図書館、ICT（情報通信技術）設備や情報教育施設なども整備し活用されている。

専用駐車スペース確保や車椅子対応エレベータ、車椅子用トイレ設置、スロープ・簡易スロープ整備、階段手すりへの点字表記添付など、バリアフリーに取組んでいる。

授業を行う学生数は教育効果を十分上げられる人数となっている。平成 28(2016)年に大学本館の耐震補強工事が完成し、更なる耐震改修のための寄附を募るなど施設の安全性向上に努力している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学務委員会と学修支援室を中心に、6 月に新 1 年生対象の「大学進学・満足度アンケート調査」、1 月に全学生対象の「大学満足度アンケート調査」を実施し、学修支援及び設備施設等の学修環境に関する学生の意見をくみ上げるシステムを整備している。

アンケート結果は、IR 室、学修支援室、学務委員会にて集計・検証され、要望の把握と改善点の検討が行われ、その後教授会にて各部署への対応が依頼されるなど、大学運営へ反映されている。また、学生の意見を直接集めるため「メッセージボックス」を学生ホールに設置している。要望への対応の実例として、施設設備に関して学内無線 LAN 環境の整備、生活支援に関して学生食堂運営業者に対するメニュー内容の改善依頼などが挙げられる。

心身に関する健康相談には大学事務室及び学修支援室が中心となって対応し、経済的支援を必要とする学生相談には学務委員会を中心に協議・対応を行っている。

〈優れた点〉

○「大学進学・満足度アンケート調査」と「大学満足度アンケート調査」は、新入生も含めた全学生の要望を把握することを可能としており、学修・生活環境に関する学生の要望に基づく改善に効果を上げている点は評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び教育方針を踏まえ、3 専攻のディプロマ・ポリシーが策定され周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた形で単位認定、進級、卒業認定の各基準が策定され、ホームページなどで公表・周知している。

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等の運用に関しては履修の手引きに明示され、適正に適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーが策定され、ホームページや大学案内において公表している。

カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーに対応して策定されており、また、教育課程はカリキュラム・ポリシーに即して編成されている。

カリキュラム・ポリシーに沿った形で教養教育の授業科目の編成、教養教育の点検・評価、専門教育及び教養教育の有機的連携がなされている。

教育活動の効果的展開に向けて FD・SD 委員会が中心となって、授業評価、各種アンケート、授業参観等を実施するなどの取組まれており、教育上の工夫・開発を行っている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた上での、GPA の活用などによる評価方法を確立し、きめ細かい学修成果の点検や評価を行い運用している。また、学生による授業評価についても、各科目の担当教員へフィードバックするなど適切に運用している。

FD・SD 委員会活動の展開により、授業評価活動の足掛かりとして、また、教員の自己覚知へとつながっている。

「学生ポートフォリオ」の利用により、的確な学修成果の向上に寄与できている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定と教学マネジメントについては、理事長兼学長が副学長の補佐体制を活用し最高責任者としてリーダーシップを適切に発揮している。

学生の懲戒に関する手続きには改善が求められるが、教学マネジメントに必要な規則を定め、各種委員会を置き、権限の分散と責任の明確化に配慮した適正な教学マネジメントを構築している。また、「身延山大学教授会規程」において、教授会が決定権者の学長に対して意見を述べる関係にあることを規定している。

職員の配置と役割の明確化を図るため、事務分掌規則にのっとり、大学事務の運営が執行され、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、機能性を確保している。

〈改善を要する点〉

○学生の懲戒に関する手続きが規則等により定められていない点は改善が必要である。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的及び教育課程に即した教育を実施するため、大学及び資格に必要な専任教員数を配置し、少人数教育に生かしている。

教員の採用については、公募制を採用しており、教員の採用・昇任に関しては、「身延山大学人事規程」「学校法人身延山学園教育職員任用規程」等の諸規則を定め、適切に運用している。

FD 活動は、「学校法人身延山学園身延山大学ファカルティ&スタッフディベロップメント委員会規程」により構成された FD・SD 委員会が中心になり、FD・SD 研修会、教員相互の授業参観及び公開授業、大学教育学会への教職員の派遣等を実施している。

4－3. 職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のための取組みとして、「学校法人身延山学園事務職員人事規程」に従い、職員を教職員合同の FD・SD 研修会に参加させ、大学職員の資質及び能力の向上に努めている。

また、職員の日常業務に即した学外の団体、学会が実施する研修に参加させ、資質・能力の向上及び情報交換の機会としている。

4－4. 研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全ての教員に個別の研究室を用意し、研究を支援する目的で諸規則を制定して適切な運営・管理を行い、研究の機会を担保している。

研究倫理の確立と厳正な運用を行うため、諸規則及びガイドライン等を定め、研究費の適正な使用と研究業務の管理、研究倫理教育の向上を図っている。教員の研究活動については、教授会がその研究方法、個人情報の管理、公表の適正さなどについて審査を行っている。

個人研究費は、研究旅費を含んだ金額で専任教員の職階に合わせて配分されている。また、個人研究費で不足する研究については、教授会において審査され研究助成が行われている。

〈優れた点〉

○「国際日蓮学研究所」における大学の強みを世界に発信する「身延文庫研究班」「法華経研究班」「ラオス世界遺産修復プロジェクト」の三つのプロジェクトは評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

私立学校法及び学校教育法等の法令にのっとり、「学校法人身延山学園寄附行為」及び諸規則を設け、更に諸規則の中に公益通報制度や「学校法人身延山学園役職員倫理規程」等を整備して、適切な体制を整え運営するとともに、経営の規律と誠実性の維持に努めている。また、中長期事業計画を策定し、それをもとに年度ごとの単年度事業計画に反映させるなど、法人と大学の両組織が連携して業務に取組んでいる。

環境への配慮は照明機器の LED 化やクールビズ、ウォームビズを実施し、省エネルギーに配慮している。人権の保護は「学校法人身延山学園ハラスメント防止等に関する規程」等諸規則を整備し適切に行っている。危機管理について、防災は「学校法人身延山学園防火・防災管理規程」が定められ、防災訓練を年 1 回実施している。また、「海外派遣及び留学生受け入れに関する危機管理対応マニュアル」などを作成し、危機管理に努めている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人の最高意思決定機関としての理事会は「学校法人身延山学園寄附行為」に基づいて開催されており、理事の選任、事業計画、予算及び決算等の重要な事項を決定している。理事、監事の出席状況は概ね良好である。法人の運営を迅速かつ適切に行うための体制として、「学校法人身延山学園寄附行為の運営に関する内規」に基づき、常勤理事及び監事を構成員とした常勤理事会を設置している。常勤理事会では将来構想の基本計画や法人が直面する諸問題等について審議し、理事会に提議している。このように使命、目的の達成に向けた意思決定の体制を整備し、適切に機能している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会に役職で選任される理事として学長、副学長、学部長が出席し、教授会には専務理事、事務局長、監事が陪席して、法人、大学間で相互の意思疎通と連携、相互チェックを行う体制が整えられており、適切に機能している。また、令和 2(2020)年 4 月より学長が理事長を兼務する体制になり、法人と大学の関係がより強固なものとなっている。

理事長がリーダーシップを発揮できる仕組みとして､理事長を補佐する専務理事を置き、理事長等の諮問機関として経営戦略会議を整備している。教職員の提案などは、教員は専攻ごとに設置された専攻会議、職員は室長・事務長会議や朝礼からくみ上げている。

評議員、監事の選任は適切に行われ、評議員会への出席も概ね良好であり、評議員会を適切に運営している。監事は業務及び財産の状況について、理事会、評議員会に出席し意見を述べている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中長期の事業計画に基づく財務計画として、5 か年の中期計画を策定し、計画を検証しつつ財務運営を行っている。財務の特徴として、事業活動収入に占める寄附金収入の比率が高く、経営に大きく寄与している点が挙げられる。寄附金は法人の設立母体であり日蓮宗総本山である身延山久遠寺や支援母体である日蓮宗宗務院などから、継続的に手厚く受けている。法人と身延山久遠寺との間で、令和元(2019)年度から令和 5(2023)年度までの 5 年間、助成金を受ける合意書が締結されており、法人の財務基盤の維持が意図されている。

収支のバランスは、収容定員未充足の状況が続き、近年事業活動収支差額が支出超過の厳しい状況となっている。安定した財務基盤の確立を目指し、中長期計画に学生の確保、人件費の削減等を掲げ、これに基づく運営を実施している。

〈改善を要する点〉

○財務基盤のより一層の強化を図り経営を安定させるため、法人が改善の方策として掲げる学生の確保、私立大学等経常費補助金・外部資金の獲得及び寄附金の増額並びに人件費の削減を着実に実行し成果を挙げられるよう、改善が必要である。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人身延山学園経理規程」に基づき、適正に実施している。

当初予算に変更が生じた場合は、補正予算を編成し、評議員会での諮問を経て理事会で決議している。

監事による監査は年度ごとの監査方針に基づき、法人と大学の業務及び財務の状況について積極的に実施され、理事会、評議員会で報告されている。会計監査は、私立学校振興助成法に基づく公認会計士による会計監査が実施されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則に自己点検・評価を行うことが明記されている。また、「身延山大学自己点検・評価委員会規程」「身延山大学自己点検・評価に関する細則」を定め、PDCA サイクルに基づき着実に実施されている。

自己点検・評価委員会は毎年、自己点検評価書を作成し、学内への共有を行うとともに、ホームページにて公表している。その体制は学長をトップに置き、その補佐・代務者としての副学長制度を設けて、仏教学部・図書館・国際日蓮学研究所・法人・事務局とそれぞれの部署の責任が明確化され、部署ごとに点検された内容を同委員会が吟味し、問題点や改善点を指摘するなど有効に機能している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価項目の設定に当たっては、公益財団法人日本高等教育評価機構の定める評価基準に基づいて適切な点検・評価を実施している。平成 27(2015)年度からの自己点検・評価については、6 年間分のスケジュールを自己点検・評価委員会にて決定し、年度ごとの自己点検スケジュールを項目別にホームページに公開している。また、自己点検評価書は毎年作成され、この情報は学内役員、教職員の全てに共有された後、公表するといった手順を踏まえている。

平成 29(2017)年度から、IR 室が学長直下の組織体制に位置付けられることで、他の委員会及び関連部署との連携をとりながら運用が開始され、成績の厳正化と可視化を中心に取組むようになっている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学の PDCA サイクルは、仏教学部仏教学科の各専攻と各種委員会・専門会議等で適切

に運用されている。毎年度、自己点検・評価委員会のとりまとめにより自己点検評価書を作成し、学内外に公表されている。

建学の精神をもとに策定された三つのポリシーを具現化するため、教授会にて中・長期計画の短期方針が示されている。それに基づき、各部署での活動が実践された後、最終的に自己点検・評価を行うことで、当該年度の達成状況が検証され報告されるという PDCA サイクルが機能している。

〈改善を要する点〉

○学則に教育目的等が具体的に示されていない点、学生の懲戒に関する手続きが規則等により定められていない点、収容定員の未充足及び財務基盤のより一層の強化など、各基準項目の〈改善を要する点〉で指摘した事項を踏まえ、内部質保証に向けた取組みについて更なる改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会貢献

A－1．大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-①　国際貢献

A-1-②　地域貢献

【概評】

大学固有の活動として、「国際日蓮研究所」をはじめとして他に類を見ないほどの国際貢献に秀でたものがある。とりわけラオス人民民主共和国との諸交流事業、22 回にわたる「ラオス世界遺産修復プロジェクト」「身延文庫研究班」「法華経研究班」などは高く評価される事業といえる。また、身延山大学通信講座など地域に根差した諸活動の展開は地域貢献度が高い取組みとなっている。仏教及び仏教文化に関する諸活動、海外からの講師招へい等による学術・学際的な取組み等、仏教文化の研究に大きな成果を挙げている。

立正大学（東京都）、日蓮宗宗務院・法華経文化研究所との間の共同研究に大きな期待が寄せられる。また、図書館、「身延山宝物館」との共同による展覧会、記念講演会、史跡巡回等の文化活動が広く地域住民にも開放されている。図書館を地域住民に開放するなど、地元教育委員会とも連携して教養教育に貢献している。

生涯教育・生涯学習を支える拠点として、平成 7(1995)年から公開講座を開催することで学習機会を提供している。また、甲府公開講座として大学コンソーシアムやまなしの事業である県民コミュニティーカレッジの地域ベース事業にも参画され、当該事業が廃止後も大学独自の事業として展開している。

これらの事柄のほかに、文部科学省が奨励している高大連携事業が身延山高等学校（山梨県）との間で実施している。高校に対して学際的専門性を高める教養教育の実施、また、高校生のニーズに応じた大学ならではの宗教に関する教育や仏像修復、仏画鑑賞などの特

色のある授業も実施している。福祉学専攻教員による講義により入学後に単位認定される仕組みを導入するなど先進的な取組みがされている。

このように、国際貢献及び地域貢献の両面から極めて優れた取組みが展開されており、今後も一層の進展を期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 身延山大学介護実務者研修

本学では、タブレット端末等を用いた通信教育による介護実務者研修（身延山大学介護福祉士実務者学校）を平成 29 年度より開講している。学習は「パソコン・タブレット・スマホ端末機等」の通信機器を使用して行い、スクーリングで登校するのは 7 日間（「介護過程Ⅲ」5 日間、「医療的ケア演習」2 日間）である。入学時期は年 8 回のコース制であり、1 コースにつき定員 25 名（2 名以上の申し込みで実施）でスクーリングを含めて 6 か月間の教育期間が設けられている。実務者研修には原則 450 時間の研修を義務付けており（但し有資格者には免除科目がある）、実務 3 年に満たない初任者や、実務未経験者でも実務者研修は受講可能である。なお、本学では一般社団法人 KJK（旧・一般社団法人介護福祉士実務者研修センター）に加盟し、活動している。

2. 認知症カフェ（オレンジカフェ身延山）

本学学生が主体となり、平成 29 年度より（プレオープンは平成 28 年 11 月）日蓮宗総本山身延山久遠寺門前町の元旅館の建物を借用して、月 1 回（年 10 回）認知症カフェ「オレンジカフェ身延山」を運営している。参加学生は福祉学専攻学生のみならず日蓮学専攻学生も参加している。認知症カフェとは、認知症の方やその家族、地域住民、医療・福祉の専門職等が集い、お茶を飲みながら楽しく過ごす場所になる。全国各地で実施されるようになっているが、大学生が中心となって認知症カフェの運営を行うのは本学のオレンジカフェ身延山が全国でも初の事例である。そのことが評価されて朝日新聞厚生文化事業団で実施している「ともにつくる認知症カフェ開設応援助成」の対象に選定され、平成 29 年度より令和 2 年 3 月まで 3 年間支援を受けた。オレンジカフェ身延山の利用対象について制限はなく、参加費 100 円で参加することができる。平成 30 年 9 月より、オレンジカフェ身延山において地元の子供たちへの学習支援活動も併せて開始した。これにより、本学学生と子供たちや高齢者等の地元住民との交流を生み出している。なお、オレンジカフェ身延山における学習支援活動については『朝日新聞』の平成 31 年 2 月 6 日山梨版に記事として紹介された。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 7(1995)年度
所在地　　山梨県南巨摩郡身延町身延 3567

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
仏教学部	仏教学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
9 月 15 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 30 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 13 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 5 日	実地調査の実施　　11 月 5 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 6 日	11 月 6 日　第 3・4 回評価員会議開催
12 月 1 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 22 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

39 明治国際医療大学

Ⅰ　評価結果

【判定】
評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

使命・目的及び教育目的は、建学の精神を踏まえ策定され、学則、大学院学則に定められている。使命・目的等は具体的かつ簡潔に明文化され、ホームページや大学案内などを通じ学内外に周知されている。個性・特色として、「実践力ある心豊かな医療人」の育成を目指すことが各学科や各研究科のディプロマ･ポリシーなどを通じて示されている。また、社会情勢を受けて、使命目的等を検証するなど、変化を見据えた対応も行われている。使命・目的等の策定には、教員・役員が教授会、理事会等を通じて関与しており、全学的に理解を深める工夫もなされている。使命・目的等は三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）や中長期計画に反映され、教育研究組織も適切に整備されている。

〈優れた点〉

○鍼灸分野の高等教育機関のパイオニアとしてその特徴を生かし、人材育成のみならず、少子高齢化で人口減少が進む地域社会の発展に大学をあげて取組んでいる点は評価できる。

○必修科目として「大学の教育と研究」を１年次に設け、また、「建学の精神」「教学の理念」の象徴でもある「和」と「心」の文字を常に学生・教職員の目に触れるべく校舎の壁に刻印するなどの理念の周知と定着を目指した取組みは評価できる。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーは教育目的を踏まえ策定されており、学生募集要項などで周知がされている。アドミッション・ポリシーに沿って入試区分ごとに選考方法を定め、適切な入学者受入れが実施され、「入学試験管理委員会」が入試の内容や妥当性などを検証している。学修支援は、「学生支援委員会」により定められた方針に基づき、教職協働で行われ、さまざまな学修補助も行われるなど多様な取組みがなされている。キャリア教育や就職・進学の支援については、「キャリア教育・進路支援委員会」や「キャリア支援室」が対応している。学修環境は校地、校舎ともに十分な面積であり、図書館を含め教育施設が適切に整備され活用されている。学生の意見などを把握する制度を生かし、ラーニング・コモンズの設置などが行われている。

〈優れた点〉

○はり師・きゅう師・柔道整復師の国家資格取得に並行して、アスレチックトレーナーの育成プログラムを融合し、独自の「メディカルアスレチックトレーナー」の育成制度を発足させ、スポーツトレーナー志願者の取込みを図っていることは評価できる。
○「こころの相談室」と附属病院の連携は、学生の心的支援を円滑にする点で評価できる。
○体育館、柔道場、武道場、照明付き陸上競技場、人工芝サッカー場、ゴルフ練習場などの体育施設が充実しており、体育授業、課外活動を積極的に取組んでいることは高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは、教育目的を踏まえ学科、研究科ごとに策定され、ホームページや学生便覧などにより学内外に周知されている。単位認定基準、進級基準などはディプロマ・ポリシーをもとに定めており、学則、大学院学則において規定されている。また、カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーをもとに策定されており、一貫性を確保している。教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って編成され、心豊かな医療人を養成すべく教養教育も適切に実施されている。学修成果の点検・評価は、「単位修得状況」「授業評価アンケート」「卒業生満足度アンケート」「国家資格取得状況」などを各学科で分析するなどにより行われている。「授業評価アンケート」の結果は、各教員にフィードバックされ、授業方法の改善につながり、過去 10 年間のまとめの分析結果が退学・留年の抑制策に活用されている。

「基準４．教員・職員」について

「組織及び運営に関する規則」により副学長が置かれ、学長裁定も適切に定められており、学長のリーダーシップを発揮するための体制が整えられている。加えて「管理運営会議」や教授会、各種委員会が各々機能・役割を分担することで教学マネジメントが構築されている。事務組織も適切に配置され、教職協働の教学マネジメントが機能している。教員数は、設置基準を満たしており、採用・昇任についての規則も定められている。FD(Faculty Development)は、FD 委員会が中心となり計画的実施され、SD(Staff Development)も行われている。FD・SD の実施や目標管理制度による人事評価も併せて、教職員の資質・能力向上に向けた取組みが行われている。「研究委員会」を中心として快適な研究環境が整備され、行動規範を定めるなど研究倫理も厳正に運用されている。研究費も適切に配分され、外部資金獲得増を目指し研修や支援が行われている。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為に法令遵守が明文化され、規律と誠実性をもった法人運営が行われている。理事会は寄附行為に基づき最高意思決定機関として適切に運営されている。役員に教職員を含み、法人と大学の円滑な連携と相互チェックも図られ、理事長の補佐体制の構築も併せて戦略的な意思決定が行われている。評議員会の諮問機関としての役割も適切に行われている。5 か年の「経営改善計画」の見直し、収益事業の整理、入学定員増、附属病院収入の改善、外部資金の導入など、安定した収支を目指す努力が図られている。会計処理は、学校法人会計基準や経理規程などに基づき、適正に行われている。監事は、毎年度監査計

画を作成し、独立監査人による会計監査との連携により監査体制がとられており、厳正な監査が行われている。

「基準６．内部質保証」について

「自己点検運営委員会」が設置され、全学的な自己点検・評価の方針の策定とともに、内部質保証の統括組織の役割を担っている。自己点検・評価を実施する組織として「自己点検実施委員会」を「自己点検運営委員会」のもとに置き、各学科や各委員会などと連携しながら、三つのポリシーを起点に自己点検・評価が行われており、内部質保証のための組織・責任体制が確立されている。「自己点検実施委員会」が結果をまとめ、評価書はホームページ等に公開し、学内外で結果の共有が図られている。「教学 IR 委員会」を設置し、教育、学生支援などの情報の収集・分析が行われ、教育の質の改善や退学防止に向けた施策につながっている。法人においても「経営改善計画」の見直しや中期計画と関連して事業計画を策定するなど全学的な PDCA サイクルが推進され、大学運営の改善の努力が図られており、内部質保証の機能性が確保されている。

総じて、建学の精神や使命・目的の達成のため、「心豊かな実践力ある医療人」の育成を個性・特色として教育の提供がなされ、学修支援に関しての制度や教員組織が整備されている。適切なガバナンス体制により教学運営も行われ、法人においても教職員と円滑な連携を図り、規律ある経営が行われている。また、教育、研究のみならず法人運営を含めた内部質保証のための自己点検・評価に全学をあげて取組み、教育の質や大学運営の改善に努力している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.産学官連携の取組み」「基準 B.大学スポーツ振興の推進」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 東洋医学を取入れたカリキュラム
2. 充実の実習環境（附属病院、附属鍼灸センター、老人保健施設）
3. 国際交流の充実・発展

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

「建学の精神」と「建学の精神」のもとに定められた「教学の理念」を踏まえ、具体的かつ明確な大学の使命・目的、教育目的が学部・学科、研究科ごとに簡潔に明文化され、学則に定められている。「建学の精神」や「教学の理念」の根底にある「実践力ある心豊かな医療人」の育成を目指すことが、個性・特色として各学科や各研究科でディプロマ・ポリシーなどを通じて明示されている。社会情勢などを踏まえ、使命・目的や教育目的は検証され、三つのポリシーの見直しやカリキュラム変更を検討するなど変化への対応も行われている。

〈優れた点〉

○鍼灸分野の高等教育機関のパイオニアとしてその特徴を生かし、人材育成のみならず、少子高齢化で人口減少が進む地域社会の発展に大学をあげて取組んでいる点は評価できる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的などは、教授会を経て理事会で決定し策定され、役員、教職員の理解を得ており、学生便覧や大学案内、ホームページなどを通じて、学内外に周知されている。「建学の精神」や「教学の理念」に基づく教学改革の実施などが経営改善計画に掲げられており、中長期計画にも使命・目的が反映されている。使命・目的等を踏まえて三つのポリシーは策定されており、一貫性のあるポリシーとなっている。使命・目的等に基づく医療人の育成のため、適切な教育研究組織が整備され、教授内容の検証などのため「医学教育研究センター」が設置されている。

〈優れた点〉

○必修科目として「大学の教育と研究」を 1 年次に設け、また、「建学の精神」「教学の理

念」の象徴でもある「和」と「心」の文字を常に学生・教職員の目に触れるべく校舎の壁に刻印するなどの理念の周知と定着を目指した取組みは評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、学則、大学院学則に明示された学部・学科及び研究科・専攻の目的に則して定められ、ホームページ、学生募集要項で公表されている。また、オープンキャンパスや学外での進学相談会において、受験生や保護者などに周知されている。アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れの実施とその検証は、「入学試験実施規程」に基づいて、「入学試験管理委員会」において実施されている。入学試験問題の作成・校正・採点などを行うため、「学力検査専門委員」「入試問題校正委員」などの入試専門委員を配置し、入学者選抜が適切な体制のもとに実施されている。社会情勢に応じた定員の見直しなどにより、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生数を適切に確保している。

〈優れた点〉

○はり師・きゅう師・柔道整復師の国家資格取得に並行して、アスレチックトレーナーの育成プログラムを融合し、独自の「メディカルアスレチックトレーナー」の育成制度を発足させ、スポーツトレーナー志願者の取込みを図っていることは評価できる。

2－2. 学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学部長、教学部長、学生部長、事務局長などで組織される「学生支援委員会」を中心に、

教職協働で修学支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。学生の学修面・生活面などさまざまな相談に応じる教員である「アドバイザー」が配置され、「アドバイザーミーティング」等において、「アドバイザー」「学生支援課」「教務課」が連携し、適切な学修支援につなげている。また、教員の教育活動を支援するため、大学院生による TA を活用している。全ての教員がオフィスアワーを設け、シラバスに明記している。障がいのある学生への配慮として、補助教材の用意や教員による個別支援などを行っている。「アドバイザー」との面談、「学修支援センター」「ピアサポーター」による学修支援、オンライン学修支援システムの活用、保護者面談、組織的な教育改革等により、中途退学、休学及び留年への対策が講じられている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

医療系学部のインターンシップに相当する臨地実習を実施し、キャリア教育のための支援体制を整備している。学部長、学科長、大学院研究科長等からなる「キャリア教育・進路支援委員会」を組織し、学生のキャリア教育を支援している。教育課程内での支援として、鍼灸学部鍼灸学科、保健医療学部柔道整復学科、看護学部看護学科では、1 年次から早期臨床体験学習である「アーリー・エクスポージャー」を実施するなど、早期からの職業意識の向上につなげている。保健医療学部救急救命学科では、社会的・職業的自立を支援する教養教育が充実している。また、卒業生講演会、ビジネスマナー講習会、就職説明会、消防機関・民間救急搬送会社による採用説明会などを実施している。教育課程外での支援として、「キャリア支援室」が開設され、常駐する「学生支援課」の職員によって、求人情報の開示、進路相談、各種書類の記載指導などが行われ、学生の就職・進学を幅広く支援している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

「アドバイザー」「学生支援課」「教務課」等は、互いに連携しながら、学修支援のみならず、学生の経済・健康・進路などの諸問題について、相談・助言・支援を行っている。心的支援としては、「こころの相談室」での臨床心理士によるカウンセリング体制が整備され、附属病院神経科との連携が確保されている。「アスリートスポーツセンター」では、「強

化指定クラブ」に所属する学生のコンディショニング管理やリハビリテーション等の支援を行っている。経済的な支援として、外部の奨学金に加え、大学独自の「明治東洋医学院奨学金」が整備されている。キャンパス内の附属病院は、学生の日々の救急処置、予防接種、簡易検査などにも対応している。学生が附属病院を受診する場合には、「医療費減免制度」による経済的な支援を行っている。また、学生の課外活動、クラス懇談会、大学祭に対しては、大学と「教育振興会」が経済的な支援を行っている。

〈優れた点〉

○「こころの相談室」と附属病院の連携は、学生の心的支援を円滑にする点で評価できる。

〈参考意見〉

○学生のけがや病気への対応は附属病院が担っているが、学校保健安全法第 7 条を踏まえた健康相談などの機能を有した施設の充実が望まれる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設などの施設設備を適切に整備し、適切な運営・管理と安全確保を行っている。これらの施設の整備は、学生に快適な学修環境を提供している。キャンパス内に整備された附属病院及び附属鍼灸センターは、実習施設として有効に活用されており、「救助訓練施設」は、近隣の消防本部の訓練にも有効に活用されている。図書館は十分な学術情報資料を確保し、閲覧席や開館時間等の利用環境が整備されている。学内にはコンピュータ、無線 LAN 等の IT 設備を適切に整備し、ラーニング・コモンズにはアクティブ・ラーニングの環境が整っている。バリアフリー等の施設・設備の利便性については、エレベータ、スロープ、手すりなどが適切に設置されている。授業を行う学生数については、演習や実技実習で少人数教育を実施するなど、教育効果に十分配慮している。

〈優れた点〉

○体育館、柔道場、武道場、照明付き陸上競技場、人工芝サッカー場、ゴルフ練習場などの体育施設が充実しており、体育授業、課外活動を積極的に取組んでいることは高く評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「授業評価アンケート」「卒業生満足度アンケート」、学生の意見・要望を収集するために設置された「提案箱」、学生の諸問題を検討する「学生支援委員会」への学生の招集など、学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援の体制改善、学生生活の改善、施設・設備の改善につなげている。心身に関する健康相談には、「アドバイザー」「こころの相談室」が中心となって対応している。これまでにくみ上げた学生の意見・要望は、図書館や体育施設などの施設・設備の改善、ICT（情報通信技術）環境の改善、障がいのある学生の利便性向上などに反映されている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは教育目的を踏まえ、学科、研究科ごとに策定され、ホームページや学生便覧などにより周知されている。また、単位認定基準、進級基準なども、ディプロマ・ポリシーを踏まえ策定され、シラバスへの掲載やホームページ、学生便覧により周知され、学則にも規定されている。単位認定基準は、授業科目ごとに単位認定者がシラバスに記載し、適用している。進級基準、卒業認定基準、修了認定基準の認定判定は、学年末に開催される各学部の「教授会議」にてあらかじめ検討の上、「教授会」の議を経て学長が決定している。研究科における学位論文及び最終試験は「学位規程」に定める審査

委員会で行い、「大学院委員会」の議を経て学長が決定している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④　教養教育の実施
3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、教育目的を踏まえ、学科、研究科ごとに策定され、ホームページや学生便覧などにより、周知がなされている。ディプロマ・ポリシーのキーワードとカリキュラム・ポリシーの重み付けを対比させ、一貫性と整合性を確保している。シラバスの作成に当たっては、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの二つのポリシーに則して授業目標や到達目標を作成し、関連性を科目対比表で表し「シラバス作成要項」で周知している。リベラル・アーツの履修登録を促すため「必修」だけではなく「必修選択科目」を設定している。また、教養科目は 4 分野に区分し、適切に科目を配置し実施している。教授方法の改善に向けては、「学内研究助成制度」の活用や学生の能動的学修態度の育成を狙って、アクティブ・ラーニングの推進や自学自習意欲やコミュニケーション能力を高めるラーニング・コモンズの整備に取組んでいる。また、国家試験対策として、模擬試験ごとに学生の成績分析を行い、早期にグループワークやチューター制、「学生リーダー」を導入して弱点の克服を図っている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

単位修得状況、授業評価アンケート、国家資格取得状況、卒業生満足度アンケートなど在学中や卒業時、卒後を含めた学修状況を把握することにより、三つのポリシーを踏まえた学修成果を点検・評価している。各学科においてディプロマ・ポリシーを踏まえ、ルーブリック評価などを活用し、学修目標や学修成果が明示されている。「教学運営会議」において学修成果の状況として、過去 10 年間の平均退学率、留年率、修業年限卒業率等を指

標とした実情についての分析結果が報告され、退学・留年を抑制する取組みが検討されている。また、就業先事業所等に対する大学教育の成果に関するアンケート調査結果を踏まえ、情報の共有を図るとともに、アンケート結果から得られた問題点について、改善策を提案し、キャリアに関連する教育・指導・進路支援に生かしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

平成 27(2015)年 4 月 1 日付け改正学校教育法を受け、学則及び大学院学則等の改正を行い、教授会の審議事項及び学長の職務と権限を明確にし、教授会組織として学則に定める「教授会」及び「大学院委員会」において、学生の入学・卒業に関すること、学位授与に関すること及び学長が定める重要事項について審議が行われている。

また、「組織及び運営に関する規則」に基づいて副学長、学部長、事務局長を配置し、学長の意思決定を支援する教学マネジメント体制が構築され、機能している。また、副学長、事務局長が常務理事を兼務していることにより、大学と法人の連携が図られ、学長補佐体制の強化がなされている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員数は、設置基準に定める必要教員数を満たすとともに、各学科に該当する指定規則に定める必要教員数についても満たしている。

教員の採用・昇任は規定に基づき「常務理事会」「管理運営会議」での審議・承認を経るなど適切なプロセスにより行われているほか、全教員に「目標管理制度」による人事評価が行われ処遇に反映されている。

FD 活動については、「授業公開・授業参観」などが行われ、参加者には、必ずレポートの提出によるフィードバックや「FD 研修会」の内容を動画配信するなど、全学をあげて取組んでいる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「決算報告会」「教学改革に向けて」「管理職研修会」「IT 研修会」等の学内研修会の開催、外部機関が主催する多くの研修会への職員派遣などにより、職員の資質・能力の向上のための SD 活動が行われている。

また、全ての専任職員・教員に「目標管理制度」が導入されており、年度末に評価が行われ、昇給・昇任等に反映されるなど、大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みが行われている。

〈参考意見〉

○SD 活動を統括する部署を定めるなど、SD 活動を全学的に実施していくための体制を整備することが望まれる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

附属施設である東洋医学研究所を設置し、各研究者が必要に応じて研究設備を利用できるようにしており、「メディカル MR センター」「実験 MR 研究棟」「臨床研究棟」などを整備し、かつ、それを「附属東洋医学研究所運営委員会」が統括管理しており、研究環境を整備し、適切な運営・管理に努めている。

「研究者の行動規範・研究活動不正防止ハンドブック」を公表し、外部の e ラーニング

を活用し、研究倫理教育を行っているほか、研究倫理に関する各種委員会を設置しており、研究倫理を確立し、厳正に運用している。

研究活動のため、「個人研究費」及び「学内研究助成金」を設け、大学総務課及び本部経理課が厳正に管理している。また、規則を整備し、RA(Research Assistant)などの人的支援を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為において教育基本法、学校教育法の遵守が明文化され中長期や短期の事業計画に基づき堅実な法人運営に努めているなど、経営の規律と誠実性の維持に努力しているほか、理事会・評議員会が定期的に開催され、適正な事業運営に努めている。

また、「新年教職員連絡会」において理事長から教職員に対し、次年度の事業運営の方向性を示すなどして、教職員全体で取組むための継続的な努力がなされている。

このほか、関係法令に従い、ハラスメント防止対策及び環境保全・安全衛生対策がなされている。特に、新入生を対象にした避難訓練の実施及び節電対応に注力し、危機管理体制が整備され、自治体の避難所としての役割を担っている。

財務情報や事業報告、学校教育法施行規則に定められる教育情報 9 項目についてもホームページで公表されている。

5－2. 理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

最終的な意思決定機関である理事会は、寄附行為に基づき適切に運営されているほか、理事の出席状況も良好である。また、「理事会会議規則」及び「常務理事会の設置に関する

規程」において、常務理事会が定期的に開催され、寄附行為に定める理事会の機能を適切に分担及び補佐がなされているほか、理事・監事の選任及び理事長への委任についての定めがあり、適切な業務執行がなされている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為、理事会会議規則、常務理事会の設置に関する規程、組織及び運営に関する規則、管理運営会議規則及び事務管理職会議に関する規程に基づき、理事長、学長、常務理事、副学長及び事務局長が連携し合っており、大学の意思決定が円滑に行われている。また、本部事務局長は総務担当、専門学校事務局長は財務担当の常務理事となるほか、経営企画室を設置するなど理事長のリーダーシップを補佐する体制が構築されている。

評議員は、寄附行為に基づき選任され、定められた事項について意見を述べるなど適切に運営されている。

監事は、寄附行為に基づき選任され、理事会・評議員会に出席し、適切に意見を述べているほか、監事による監査は、財務だけでなく法人の業務も含め総括的に適切かつ客観的に行われており、監事による監査報告書では、学校法人の財産及び業務に関する監査の状況が適切に示されている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

長期間にわたり赤字決算が続いているが、中期的な財務計画を策定し、適宜見直しており、現在は「学校法人明治東洋医学院　中期的な計画（令和 2 年度～6 年度）」に基づき財務運営を行っている。学科の新設や各学科定員の見直し、「スポーツ振興プロジェクト」の取組み、人件費の削減、各種経費の見直し策を講じ、収支の改善に努めている。また、競争的資金及び外部資金獲得のため勉強会等を毎年開催していることに加え、寄附講座開設や受託研究の推進により外部資金導入を図っている。

5－5. 会計

5-5-①　会計処理の適正な実施
5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】
基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉
会計処理は、学校法人会計基準や「経理規程」等に基づき、適正に行われている。
「監事監査規程」に則し、毎年度「監査計画」を策定し、監事が独立監査人と連携して会計監査を行っており、会計監査の体制は整備され、厳正に実施されている。監事は、会計年度終了後、理事者面談を行っているほか、常勤監事は月例の「常務理事会」にも出席している。

基準 6. 内部質保証

【評価】
基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制
6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】
基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉
学長を委員長とした「自己点検運営委員会」が学則に基づき設置され、内部質保証の推進と統括を担うとともに、全学的な自己点検・評価の実施に関わる方針の策定を行っている。副学長を委員長とする「自己点検実施委員会」が、「自己点検運営委員会」のもとに置かれ、各センター、各委員会、学部長が行う自己点検・評価活動との連携を図りながら、自己点検・評価の実施・検証を担う役割を果たしている。法人に関しては、5 か年の中長期計画、毎年度の事業計画を策定し事業を行い、年度末に事業実績や事業報告をまとめ検証した上で、次年度以降の事業計画が立てられているなど、全学的に内部質保証のための組織や責任体制が確立されている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価
6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】
基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検実施委員会が機関別認証評価の基準に準拠しエビデンスに基づき、自己点検・評価を自主的・自律的に行い、自己点検評価書としてまとめている。自己点検評価書は、ホームページの掲載や年報として配付されており、学内に周知するとともに社会への公表も行われている。各学科で任命された IR 実務を担当する教員を委員として含む教学 IR 委員会を設置し、教育・学生支援などの情報を収集・分析している。新入生の基礎学力テストの分析、卒業生満足度アンケート、留年率の分析、退学と学籍異動の関係の見える化などが IR 活動として行われ、入学試験管理委員会が IR 委員会と連携し入学志願者の動向などについての分析も行われている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

「授業評価アンケート」など各種調査の結果や IR 活動による学修状況、就職状況などのデータ分析を通じ、全学科で三つのポリシーを起点とした教育面の点検・評価が行われている。自己点検・評価の結果が各学科に自己点検運営委員会より自己点検実施委員会を通じてフィードバックされ、入試制度の変更、授業の改善や退学防止の施策につなげていくなど教育の質の改善の成果が出ている。法人においても毎年度事業を検証しながら事業計画を策定するなど、自己点検・評価に努めている。教職員個々も目標管理を行うなど法人を含め全学的に PDCA サイクルを推進しており、大学運営の改善がもたらされ、内部質保証の機能性が確保されている。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 産学官連携の取組み

A－1. 産学官連携活動の推進による大学ブランディングの構築

A-1-① 京都府南丹市との連携協力

A-1-② 福井県若狭町との連携協力

A-1-③ 日本救急システム株式会社との連携協力

A-1-④ 養生学寄附講座の開設

【概評】

京都府南丹市や福井県若狭町と緊密な連携がとられている。具体的には、大学が福井県

若狭町から株式会社オーイングが指定管理者として運営する温泉施設「みかた温泉きららの湯」を拠点とした健康づくり事業に取組み、温泉施設内に鍼灸院を開院するほか、健康講座等の実施など、学術的な専門知識を生かした地域住民の健康づくりの役割を担っている。ボランティア活動として、地域消防団への入団及び健康教室の実施を推進し、スポーツイベントについては、学外実習の単位として授業に反映している。

体調管理ソフト「YOMOGI」の開発に関しては、費用を寄附講座から捻出しており、そのアルゴリズムの作成は長年取組んできた患者指導のデータをもとにしている。また、そのデータの検証実験についても取組んでおり、その信ぴょう性の確立を目指している。今後は、アプリを利用し、学部・学科の特性を生かした地域貢献を兼ねて地域住民の健康管理を検討している。

基準Ｂ．大学スポーツ振興の推進

B－1．スポーツ資源を生かした人材育成と地域貢献

B-1-①　スポーツ振興プロジェクトの取組み
B-1-②　アスリートサポートセンターの設立
B-1-③　強化指定クラブと連携したメディカルアスレチックトレーナーの育成
B-1-④　スポーツ資源を活かした地域貢献

【概評】

医療系大学の特徴を生かし、学生アスリートをスポーツ振興プロジェクトとして育成している。「アスリートサポートセンター」を設置し、学生アスリートの全面的な支援を行っている。「アスリートサポートセンター」の機能強化として、大学独自の認定制度「メディカルアスレチックトレーナー」のコース生の実習施設として新たな機能を加え、担当教員の指導のもと、現場での経験を重ねた実践的教育を行っている。

また、医療系大学として、センターを利用する学生アスリートの自己管理能力向上を目的とした指導も行っている。

はり師、きゅう師、柔道整復師の医療系国家資格の取得と並行し、スポーツトレーナーとしての専門知識と技術を習得することで、トレーニング指導だけでなく、けがの予防から治療までを一貫して行えるスポーツトレーナーの需要は、働く上で強みとなっている。人材育成及び地域貢献それぞれ目的を果たしていると評価できる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

１．東洋医学を取入れたカリキュラム

「建学の精神」に基づき、鍼灸学科以外でもカリキュラムに東洋医学を取入れている。

看護学科では、「医学概論」「東洋医学概論」「コンプリメンタリーセラピー方法論」など東洋医学を中心とした統合医療の理念に基づく看護を学び、臨地実習の最終に「看護総合・統合実習」を実施している。これにより“対象と看護者との人間関係を大切にした全人的なケアにより自然治癒力を引き出す”創造的で主体的な看護を学ぶ機会となっている。

また、柔道整復学科では「鍼灸・東洋医学入門」、救急救命学科では「東洋医学概論」「東洋医学診断学・治療学」を取入れており、東洋医学を通して学んだことを各学科の専門分野でいかに活用するかを考えさせる点が特筆すべきところである。

なお、東洋医学をカリキュラムに取入れることは、東洋医学の学びだけにとどまらず、人と自然との関係性を表す基本的な考えである「天人合一思想」を理解し、エコロジーの視点に立って行動することに繋がる。これは「建学の精神」の“人と自然との調和”に通じており、本学では“人と自然との調和”を体現し、社会貢献できる鍼灸師、看護師、保健師、助産師、柔道整復師、救急救命士を育成している。

２．充実の実習環境（附属病院、附属鍼灸センター、老人保健施設）

本学では、標榜 16 診療科 114 床を有する附属病院をはじめ、4 つの鍼灸施術所と統合医療センター（クリニック）を設置し、学生の見学実習及び臨床実習をサポートしている。すべての学科が行う附属病院実習は、医療実践の現場の中で、多職種がいかに連携しチーム医療を実践するかを体感できる貴重な実践の場であり、隣接する老人保健施設「総合老人福祉の園 はぎの里」など充実した実習環境を整えている。

学外実習の提携施設も充実しており、病院、施術所、保健所及び消防署など 95 施設（平成 31 年 3 月現在）の協力を得て、質の高い実習教育を行っている。このネットワークを生かして、学生は実習を重ね、学習したことの実践力・応用力を高めている。

関西圏の大学では唯一、キャンパス内に「救助訓練施設」を設けており、救急救命士と救助隊員が連携してロープや救助用資器材を用いた実践的な実習を行っている。また、平成 31(2019)年には「附属防災救急救助研究所」を設置し、防災・救急救助に関する教育研究の推進や啓発活動、更には高い専門知識を有する人材育成に活用している。

また、昭和 57(1982)年に開設した附属東洋医学研究所は、共同研究室 22 室と 4 つの実験動物飼養保管施設があり、共同利用の研究施設として日々研究に供されている。

３．国際交流の充実・発展

国際交流の充実・発展に努めており、ポルトガルの「The College of Acupuncture and Moxibustion of A.P.A.E for Medical Doctors Only」「Sports Lisboa e BENFICA」や、「釜山大学」、「ベトナム国立伝統医学大学」「ベトナム国立鍼灸病院」「ベトナム国立伝統医学病院」等と学術交流協定を締結している。

平成 25(2013)年から実施のポルトガル研修では、「Sports Lisboa e BENFICA」やクリニック等で学術交流を行っており、平成 27(2015)年からは専任教員を派遣し、日本の鍼灸・柔道整復によるケア活動や講演会を実施している。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020) 年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 58(1983)年度
所在地　　京都府南丹市日吉町保野田ヒノ谷 6-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
鍼灸学部	鍼灸学科
保健医療学部	柔道整復学科　救急救命学科
看護学部	看護学科
鍼灸学研究科	鍼灸学専攻　臨床鍼灸学専攻　鍼灸学専攻（通信教育課程）
保健医療学研究科	柔道整復学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
9 月 3 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 24 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 8 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 10 日	実地調査の実施　　11 月 10 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 11 日	11 月 11 日　第 3・4 回評価員会議開催
12 月 2 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 22 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 17 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

40 森ノ宮医療大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

医療専門職業人養成と社会貢献の機能を果たすための組織として保健医療学部 7 学科、大学院保健医療学研究科修士課程 2 専攻、博士後期課程 1 専攻、助産学専攻科を擁し、多種多様な医療人育成を目指した教育体制を整えている。建学の精神「臨床に優れ、かつ豊かな人間性に裏打ちされた医療人を育成する」に基づく 12 の中核プロジェクトを策定、教職協働体制のプロジェクトチームによる独自性の確立状況、追越すべき競合校等との関係（距離）等、具体的な方策を展開している。使命・目的等については、グループウェア等での教職員との情報共有を図っている。既存の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の見直し等については、学外有識者の参画等により客観的な視点の取入れに取組んでいる。使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織、教職協働組織として 10 のセンター等を設置している。

「基準２．学生」について

各学部、学科、大学院研究科、専攻科は、それぞれの教育目的に応じたアドミッション・ポリシーを策定し、ホームページや入学試験要項、学生手帳で公表している。適切な学生数の受入れの維持については、全ての学科において安定した入学定員の確保ができている。また、教職協働による学修支援体制が整備されており、初年次から卒業までの学修の積上げ及び連続性を意識した支援を実施している。TA(Teaching Assistant)制度が全学的に導入され、適切に運用されている。

施設等の運営・管理は、施設設備会議等を定期的に開催し、適切に取組んでいる。全校舎が耐震基準を満たすとともに、教育目的の達成のために適切に整備されている。教職協働支援体制により、多方面からの学修支援を整備し、大学独自の奨学金制度や学費減免制度による経済的支援を行っている。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえ、学部及び学科ごと、大学院及び専攻科ごとのディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを策定し、学内外に周知している。単位認定基準、成績評価基準及びディプロマ・ポリシーとの関連性がシラバスに明記され、学生に周知するとともに、第三者によるシラバスチェックにより、その妥当性は担保されている。成績評価のガイドラインによって科目や教員ごとの評価の偏りに対処している。カリキュラムマップにより学生は各授業科目と到達目標、ディプロマ・ポリシーとの関係を体系的に理解できている。

全学横断的・基盤的な教育推進組織である共通教育センターの設置により、医療人の育成を踏まえた教養教育の検討・実施を行い、自己点検評価・FSD 委員会が主になって全学的に教授方法の工夫・開発に取組む姿勢が醸成されている。

〈優れた点〉

○「森ノ宮医療大学コモンルーブリック」を作成し、全学共通の評価指標で授業評価に取組んでいる点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

大学運営の全学的な議論の会議体として、理事長、学長、副学長ほか各部門の管理職からなる管理運営会議を置き、意思決定体制を整えている。学長のガバナンス強化を目的に学長室を組織し、5 人の副学長を配置し、IR 推進グループを設置するなど、権限の適切な分散と責任の明確化を図り、教学マネジメントを機能的に遂行するため、教職協働の組織として 10 のセンター等を設置し、運営している。設置基準及び各職業に関連する指定規則等に則して必要な教員数を確保し、適切に配置している。自己点検評価・FSD 委員会、大学院自己点検評価・FSD 委員会は、教育・研究活動に関する研修会の定期的な開催、組織的な FD(Faculty Development)研修の実施、SD(Staff Development)等の企画立案・検討等を担っている。研究活動を多面的かつ緻密に支援する教職協働組織の研究支援センターと倫理に関する運営の専門部会を設置し、厳正な運用を行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

法令遵守を明確に定めた寄附行為及び学則を含む管理運営に必要な諸規則を整備し、経営の規律と誠実性の維持を図っている。事業分析による中期経営計画や事業計画の策定等、継続的な努力をしている。関連委員会が設置され、諸規則及び危機管理体制の整備や安全への配慮を行っている。また、経営・質保証会議や管理運営会議及び教授会等の連携により事業改善体制が整備され、適正な運営・機能、円滑な意思決定、相互チェックが機能している。「第二期中期経営計画」における「中期財務計画」に基づく財務運営、キャッシュフローを含めた借入計画・返済計画を策定し、適切な財務基盤の確立に努力している。外部資金獲得への積極的取組み、投資・支出の厳格な管理により、収支バランスは確保されている。学校法人会計基準等の関係法令及び関連規則等に基づき、会計処理は適正に実施されているほか、会計監査を行う体制も整備され、厳正に実施されている。

「基準６．内部質保証」について

自己点検・評価、FD 及び SD 活動については、自己点検評価・FSD 委員会を設置し、恒常的な改善改革を推進する体制を整備している。学長のガバナンスのもと、管理運営会議や教授会にて改善改革に関する議論がなされ、最終的に学長が決定することで、内部質保証のための責任体制は明確になっている。また、理事長が委任する経営・質保証会議が、法人及び大学全体の経営課題や中長期計画・単年度事業計画の実施状況を管理している。大学は、授業評価アンケート、公開授業（授業見学）等の評価結果を活用した FD 研修を行う等、内部質保証の確保に努めている。学長室、アドミッションセンター、自己点検評

価・FSD 委員会は、内部質保証のための PDCA サイクルを支援しており、大学全体として中期経営計画をもとに年次目標と具体的な事業計画を策定し、進捗報告等を理事長、学長、学部長等に年 2 回適時に行い、法人全体で PDCA サイクルを機能させている。

〈優れた点〉

○作業療法学科が専門分野別評価認定審査を受け、世界作業療法士連盟における認定校の認可を受けるなど、教育の質保証に積極的に取組んでいる点は評価できる。

総じて、学長のリーダーシップのもと「第二期中期経営計画」に基づき、教職協働体制で、疾病の予防と治療や健康の維持と増進に有用な科学的根拠に基づく特色ある教育研究活動による医療専門職業人を養成するための組織体制が整えられている。地域に根付いた医療系総合大学として、学科横断的多職種連携教育の展開、チーム医療を実践できる人材の養成、教職員・学生の協働による特性ある地域貢献活動を幅広く提供している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.特色のある医療人養成教育」「基準 B.地域への貢献」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

医療専門職業人養成と社会貢献の機能を果たすための組織として保健医療学部 7 学科、大学院保健医療学研究科修士課程 2 専攻、博士後期課程 1 専攻、助産学専攻科を擁している。多種多様な医療人の育成を目指し、生命の尊厳を認識し、「患者本位の医療を選択、実践し得る指導的人材」の輩出を目指した教育体制を整えている。使命・目的は具体的かつ明確で、簡潔な文章で示されている。建学の精神「臨床に優れ、かつ豊かな人間性に裏打ちされた医療人を育成する」に基づき策定された「第一期中期経営計画」に引続き、「第二

期中期経営計画」では、環境分析により個性・特色を明らかにし、変化に対応した調整を図っている。また、12 の中核プロジェクトの策定と目標設定に従い、教職協働体制によるプロジェクトチームが組まれ、学科ごとの目標とその達成状況、部署としての強みや独自性の確立状況、追越すべき競合校等との関係（距離）等、具体的な方策を展開している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的については、グループウェア等により教職員との情報共有を図っており、平成 25(2013)年度以降、使命等をまとめたハンディタイプの「クレド(Credo)」を役員・全教職員に配付し、理解と支持を得ている。また、学内外への各種印刷物、ホームページ、学生手帳等により周知している。第一期及び第二期ともに中期経営計画に、使命・目的を反映し、第二期では 12 の中核プロジェクトを掲げている。平成 29(2017)年の学校教育法施行規則改正を受け、既存の三つのポリシーの見直し・反映を行い、令和元(2019)年度からは地域社会や産業界の学外有識者の参画により、客観的な視点の取入れに取組んでいる。使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織として、教授会、管理運営会議、学科会議及び教職協働組織として共通教育センターを含む 10 のセンター等が設置されるほか、各種専門委員会を設置し、教授会との連携を図っている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

各学部、学科、大学院研究科、専攻科は、それぞれの教育目的に応じたアドミッション・ポリシーを策定している。アドミッション・ポリシーについては、ホームページや入学試験要項、学生手帳で公表している。また、オープンキャンパスや進学説明会では、直接受験生やその保護者、高校教員等に説明し周知している。入学試験要項にはアドミッション・ポリシーで求める具体的能力を示しており、各学科においてアドミッション・ポリシーの 4 項目を面接試験、調査書、学力試験を用いて評価し、AO 入試、推薦入試、一般入試ごとにそれぞれの重み付けを変えることで多様な学生を受入れる体制をとっている。また、各入試制度と入学後の成績等の関連性の検証を行っている。

適切な学生数の受入れの維持については、全学科で安定した入学定員の確保ができている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学修支援体制を整備し、初年次から卒業までの学修の積上げ及び連続性を意識した支援を実施している。学修環境の整備、国家試験対策等の学修に関わるサポートを行う学修支援センターを設置し、「MANABEL」の愛称とロゴによって、学生が利用しやすい工夫を行っている。障がいのある学生への配慮としては、健康管理センターを中心に担当教員、学生支援室、教務室が連携を図り、学生の疾病や障がい状況を確認した後、授業時における配慮等を行っている。オフィスアワー制度は全学的に実施されており、シラバス等で学生に公表している。

TA 制度を全学的に導入し、演習や実習関係の科目を中心に適切に活用するとともに、TA で補うことができない場合は、卒業生等を非常勤助手や「スタディアシスタント」として採用し、授業運営の充実を図っている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

令和元(2019)年度からキャリアセンターを設置し、教職協働で学生のキャリア支援を行う体制を構築している。また、学生支援室に学生支援室員・キャリアカウンセラーを配置

し、進路相談、履歴書添削、模擬面接等、随時対応できる体制を整えている。教育課程内では国家資格に関する講義や医療現場を見据えた実践的なカリキュラムを編成しており、チーム医療への理解や職業観の形成につなげている。教育課程外では、有資格者や各業界の有識者を講師に招き、キャリア支援セミナーを開催し、社会観及び職業観の醸成を図っている。また、各学科で医療施設が参加する就職説明会を開催し、就職に直結する場の提供を行っている。インターンシップ制度は、全学的なカリキュラムにおいて必須としており、臨床・臨地実習がインターンシップ制度の役割を果たしている。一般企業に就職を希望する学生においても、インターンシップ先の紹介やセミナー等の支援を行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための事務組織である学生支援室と全学組織である学生支援委員会を設置し、適切に機能させている。学生の経済的支援としては、日本学生支援機構奨学金の他、大学独自の奨学金制度や学費減免制度を設けている。学生の課外活動に対しては、学生支援室が学生会の運営、部活動、ボランティア活動に対する人的・経済的支援等を行うことで、適切に支援している。また、学生の健康管理、メンタルヘルスを行う健康管理センターを設置し、学生の健康上の問題、悩みの相談援助やメンタルヘルスへの対応等、適切に行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

大学施設等の運営・管理は、施設設備会議等を定期的に開催し、適切に取組んでいる。全ての校舎が耐震基準を満たしており､施設･設備の安全管理やメンテナンスについては、施設設備管理担当者や委託先警備会社が管理している。校地、校舎及び施設・設備等の教育環境については、適切に整備している。また、体育施設、情報サービス施設等は、教育目的の達成のため適切に整備し活用している。図書館については、蔵書の他に視聴覚資料及びデータベースへのアクセス利用促進や図書館外の自習スペースの配置等の工夫を行っ

ている。施設・設備の利便性については、スロープ、車椅子用エレベータや多目的トイレの設置など、バリアフリーのキャンパス整備を実施している。クラスサイズについては、複数クラス編制で授業を行う等、授業内容や授業形態等に応じて適切な人数で運営している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見は、年 1 回の学生満足度調査及び年 2 回の授業評価アンケート調査から分析し、その結果を各組織が検討し、改善する仕組みが整っている。

心身に関する健康相談､経済的支援等の学生生活に関する学生の意見･要望については、学生満足度調査や学生支援室、健康管理センター、学生相談室、担任・チューター等による相談窓口によって把握しており、その結果を分析し、その内容を各組織が検討し、改善する仕組みを整備している。

学修環境上の設備面についても、学生満足度調査及び授業評価アンケートで情報を分析し、各組織において分析結果から改善策を検討する仕組みを整備している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、学部及び学科ごと、大学院及び専攻科ごとのディプロマ・ポリシー

を策定し、学内外に周知している。単位認定基準、成績評価基準及びディプロマ・ポリシーとの関連性をシラバスに記載することで学生に周知している。第三者によるシラバスチェックが行われることで、その妥当性が担保されている。また、学則に単位認定、卒業判定、修了判定の基準を適切に定めており、それらをもとに厳正に運用している。

成績評価のガイドラインによって科目や教員ごとの評価の偏りに対処している。GPA(Grade Point Average)の活用方法についても、「森ノ宮医療大学 GPA 制度に関する細則」に段階的に示し、成績優秀者・不振者への対応を行っている。一部の科目に先修条件を設け、ディプロマ・ポリシーに即した段階的な知識や技術の修得、教員の指導等につなげている。

〈優れた点〉

○「森ノ宮医療大学コモンルーブリック」を作成し、全学共通の評価指標で授業評価に取組んでいる点は評価できる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し周知するとともに、学生が体系的に理解できるようカリキュラムマップを作成している。また、シラバスに科目の到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連性を明確にすることで、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を確保している。履修登録単位数の上限を定め、適切な学修量を確保するための工夫がなされている。

全学横断的・基盤的な教育推進組織として、共通教育センターを設置し、医療人の育成を踏まえた教養教育の検討・実施を行っており、適切に運営されている。また、自己点検評価・FSD 委員会が主になり、授業アンケート、公開授業、FD 研修会、授業改善のためのマニュアル等の作成や結果の分析により、全学対象に教授方法の工夫・開発に取組む姿勢が醸成されている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーに基づくアセスメント・ポリシーを定め、学修成果の点検・評価を行っている。シラバスには、三つのポリシーを踏まえた各授業科目の到達目標を明記し、学科長や研究科長がディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに即した内容になっているかの確認を行っている。

学修成果としての GPA を抽出し、ガイドラインに沿った学生への指導を行っている。また、国家資格取得状況と在学中の成績等を分析することで、学修成果の点検・評価を行い、教育内容・方法の改善やカリキュラム改正等に活用している。「授業評価アンケート」や公開授業（授業見学）を実施し、教員は、自身の授業の振返りと「リフレクションペーパー」を提出することにより、教育内容・方法及び学修指導の改善に取組んでいる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学運営の全学的な議論を行う会議体として、理事長、学長、副学長ほか各部門の管理職からなる管理運営会議を置き、大学の意思決定の際の議論ができる体制になっている。

学長のガバナンス強化を目的として学長室を組織し、5 人の副学長を配置して担当分野ごとに学長の補佐体制を構築するなど、リーダーシップが発揮できる体制としている。また、教学マネジメントを支える基盤の一つとして、学長室に IR 推進グループを配置し、入学試験データや国家試験合格データ等の収集・分析を行うなど、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築している。

職員の配置と役割については、教学マネジメントを機能的に遂行するため、教職協働の組織として学修支援センター、共通教育センターなどの 10 のセンター等を設置し、「学校法人森ノ宮医療学園組織規程」に基づいて必要な職員を配置し、役割も明確である。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準及び各職業に関連する指定規則等に則して必要な教員数が確保され、適切に配置されている。

教員採用は公募制により行い、昇任は教員選考規程に基づき、教員目標の結果や実績を考慮し、学科長の推薦を受けて教員選考委員会で検討している。

授業評価アンケート結果については、自己点検評価・FSD 委員会に報告され、見直しや改善に活用するなどのフィードバックが行われている。

自己点検評価・FSD 委員会及び大学院自己点検評価・FSD 委員会は「大学院学術セミナー」等の教育・研究活動に関する研修会を定期的に開催し、組織的な FD 研修を実施している。

4－3. 職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 等の企画立案は、自己点検評価・FSD 委員会において年度計画を検討し、実施している。研修会は、全教職員を対象としたものや外部講師を招くなど、自己点検評価・FSD 委員会が企画し、昨年度は 24 回開催している。また、多くの教職員の参加を促すため時間帯を変え、複数回開催するなど工夫しながら実施している。

人事評価基礎情報シートによる目標管理などの人事評価制度を導入し、大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みが行われている。

4－4. 研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境の整備等について、研究活動を多面的かつ緻密に支援する教職協働組織として研究支援センターを設置し、研究活動におけるアドバイス機能や外部研究機関等との共同・受託研究に関するシステム構築の支援体制を整備し、適切に運営・管理している。

研究倫理については、研究支援センターに「研究倫理審査部会」「防止計画推進部会」等の専門部会を設置し、関連する法令・規則に基づき、科学的かつ倫理的な観点などから適正に行われるかどうか審査しており、厳正に運用を行っている。

研究活動への資源の配分について、学長奨励研究プロジェクトや戦略的研究プロジェクト、学長賞による表彰などを通して研究活動の推進や学科横断的な研究に対して学長奨励研究費などにより支援を行っているほか、研究支援センターにおいて、外部研究資金の獲得を行うとともに、事務的業務機能を置き、研究活動への資源を適切に配分している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に法令遵守を明確に定めるとともに、寄附行為及び学則をはじめ、法人及び大学の管理運営に必要な諸規則が整備され、経営の規律と誠実性の維持が図られている。

使命・目的を実現するため、各部門・各部署における中長期の事業分析を行った上で各部門等における方針と目標に基づく中期経営計画や事業計画を策定し、課題解決に向けて継続的に努力している。

校地内の緑化などの環境保全への取組み、また、人権問題に対する適切な対応のための「人権問題委員会」の設置をはじめ、ハラスメントの防止、個人情報保護、公益通報などの諸規則が整備され、人権への配慮が行われている。「防災管理規程」「南海トラフ地震に係る防災対策規程」等に基づく避難訓練の実施、食料等の備蓄など、危機管理の体制が整備され、安全への配慮が行われている。

5－2. 理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けて、経営・質保証会議、管理運営会議及び教授会等の連携による事業改善体制が整備されるとともに、理事会は、寄附行為により最高意思決定機関として位置付けられ、寄附行為及び「学校法人森ノ宮医療学園理事会運営規程」に基づき適正に運営・機能している。また、定例理事会に加え、必要に応じて臨時理事会が開催され、理事会が機動的な意思決定を行っている。

理事の選任については、寄附行為に基づき適切に選任されており、理事の理事会への出席状況も適切である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会が行う意思決定の円滑化に当たり、理事長及び常務理事で構成する経営・質保証会議及び理事長、学長をはじめ、事務局長等で組織する管理運営会議において意見交換が行われ、法人及び大学の管理運営機関との意思疎通と連携が適切に行われている。

法人運営だけでなく、大学の運営に関する意見聴取や経営戦略、質保証の確認を行う経営・質保証会議に理事長、常務理事及び学長が参加することによって円滑な意思決定を行っており、法人及び大学の管理運営機関による相互チェックが機能している。

監事の選任は、寄附行為に基づき、適切に選任されており、監事は、理事会、評議員会に毎回出席し、学校法人の業務及び財産の状況について意見を述べている。

評議員の選任及び評議員会の運営は、寄附行為に基づき適切に行われており、評議員の評議員会への出席状況も適切である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中長期的な計画に基づく適切な財務運営について、「第二期中期経営計画」における「中期財務計画」に基づき財務運営を行っており、また、「中期財務計画」において、キャッシュフローを含めた借入計画・返済計画を策定しており、適切な財務基盤の確立に努力している。

安定した財務基盤の確立と収支バランスについて、補助金収入に強く依存しない安定した収支バランスの確保のため、外部資金獲得への積極的な取組み、収入の柱である学生生徒等納付金の安定的な推移、投資・支出の厳格な管理により、使命・目的及び教育目的の達成のための収支バランスが確保されている。

5－5. 会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準等の関係法令及び「学校法人森ノ宮医療学園経理規程」「学校法人森ノ宮医療学園経理規程施行細則」「学校法人森ノ宮医療学園固定資産管理規程」「学校法人森ノ宮医療学園物品管理規程」等に基づき、会計処理を適正に実施している。また、会計処理上の疑問等についても、その都度、公認会計士等の指導を受けて適正に処理している。

外部監査人による監査、監事による教学監査を含めた業務監査及び内部監査室による監査が行われている。また、監事、外部監査人及び内部監査室の連携による意見交換が行われており、会計監査を行う体制は整備され、かつ、厳正に実施されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

教育、研究、臨床を通じて広く、社会的・国際的な貢献を果たすことを大学の目的として明示し、この目的を達成するため、自主的・自律的な検証や内部質保証の取組みを担う

自己点検評価・FSD 委員会を設置し、恒常的な改善改革を推進する体制を整備している。自己点検・評価の結果については、学長のガバナンスのもと、管理運営会議や教授会にて改善改革に関する議論がなされ、最終的に学長が決定することで、内部質保証のための責任体制は明確になっている。

理事長が委任している経営・質保証会議において、法人及び大学全体の経営課題や中長期計画・単年度事業計画の実施状況を管理している。各センター組織は、各学科長及び各委員会や職員による協働事業や事業活動の実施の検討及び改善の検討をする場として機能し、それぞれの業務分掌に基づき PDCA サイクルの一端を担っている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

授業評価アンケート、公開授業（授業見学）の評価結果を活用した FD 研修の実施や、授業評価の特に優秀な教員への表彰を行うことで、内部質保証の確保に努めている。自己点検報告書の作成に当たっては、各部署が評価項目を分担し、各部署が所有するデータや IR 情報をもとに原案を作成し、自己点検評価・FSD 委員会が最終版を作成し、ホームページで学内外に公表している。また、同委員会は全学から収集した情報に基づき、教育・研究の恒常的な改善改革を推進するため、毎年、自己点検・評価を行っている。

学長室に IR 推進グループを設置し、入学試験データ、GPA 及び国家試験合格データ等の収集・分析を行い、管理運営委員会や教授会で共有している。

〈優れた点〉

○作業療法学科が専門分野別評価認定審査を受け、世界作業療法士連盟における認定校の認可を受けるなど、教育の質保証に積極的に取組んでいる点は評価できる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

学長室、アドミッションセンター、自己点検評価・FSD 委員会は、ポリシーの見直し、相互の関連性を検討し、PDCA サイクルが機能するように図られている。三つのポリシー

に基づき、機関レベル・教育課程レベル・科目レベルの 3 段階で、アセスメント・ポリシーが定められており、学修成果を客観的に評価することで、教育活動の改善、質の向上に取組んでいる。自己点検・評価における教学組織及び事務組織の改善策については、ともに管理運営会議で検討され、教学組織の方は教授会に報告し、事務組織の方は関係各部署において実行し、その後の確認及び見直しも行っている。

また、中期経営計画をもとに年次目標と具体的な事業計画を策定し、各学科、各部署から昨年度の成果報告、次年度目標設定報告、進捗報告等を理事長、学長、学部長等に年 2 回適時に行い、法人全体で PDCA サイクルを機能させている。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．特色のある医療人養成教育

Ａ－１．医療系総合大学の環境を活かした学科横断的多職種連携教育（IPE：Interprofessional education）

A-1-①　チーム医療の知識を深めるための教育課程

A-1-②　チーム医療を実践するための教育課程

【概評】

医療系総合大学として、教育研究目的として「幅広い知識と高度な専門技術を有し、チーム医療の実践に求められる豊かな感性と高い倫理観を備えた専門職医療人を育成する」を掲げ、多職種連携教育(IPE)プログラムを計画し実践している。

チーム医療の知識を深める科目、チーム医療実践力を醸成する科目を全学科カリキュラムに配置しており、初年次の「チーム医療見学実習」、2 年次の「医療コミュニケーション」「チーム医療論」、3 年次の「IPW 論」と段階的に学んでいる。特に「IPW 論」では、全学科で「専門職間連携教育(IPW：Interprofessional Work)」として医師を含めた「ケースカンファレンス（症例検討会）」が模擬的に展開されている。このことによって、学生が目指す医療専門職の役割と他職種の役割を理解しつつ、患者（対象）の治療に対する最善のアプローチ方法を導き出す総合力やコミュニケーション力を身に付けることを目指す、大学で最も特色のある教育としている。

令和 2(2020)年度から本格的に導入するまでは、平成 27(2015)年度にワーキングチームを立上げ、IPE に関連する科目の構成や、シラバスの作成について案を作成し、各学科内で情報共有と協議を行い、最終的に教務委員会及び管理運営会議、教授会での審議、承認を経て導入に至っている。チーム医療の知識と実践力を有する医療人の輩出は、医療系大学への社会的ニーズである。社会環境・医療現場の変化に伴い、「治し支える医療」への変革において生活の質(QOL)向上に関わる医療専門職の重要性が増している中、多職種連携教育(IPE)プログラムは、医療系総合大学の強みを最大限に生かした優れた取組みである。今年度は、COVID-19 の影響により制限された授業展開になったものの、今後の継続と成果が期待できる。

基準 B. 地域への貢献

B－1. 地域への貢献

B-1-①　医療大学の特性を活かした地域貢献に向けた取り組み

B-1-②　教育機関及び医療機関との連携協定による地域貢献に向けた取り組み

【概評】

医療系総合大学の特性を生かした地域貢献活動の展開として、「地域連携センター」を設置し、地域における生涯学習等についての企画立案と実施、学科独自の地域貢献活動の集約及び全学的な情報共有、必要に応じて外部への発信や実施協力を通して、保健医療・看護・健康増進・福祉等に関わる地域の課題に積極的に取組んでいる。

一般市民を対象とした地域貢献では、近隣病院と連携して、一般市民の関心の高いテーマについて、医療現場の医師や看護師、各学科の教員による「市民公開講座」を実施している。また、区民マラソンにおいて「はり・きゅう体験ブース」の設置や、学生トレーナーが参加選手へのケアの提供も行っている。子育て支援を目的とした地域貢献では、近隣在住の乳幼児とその家族を対象に、育児に役立つ情報提供、健康教育、家族同士の交流促進のための子育て支援プロジェクト「森ノ宮医療大学　地域子育て支援もりもりひろば」を開催している。地域の高齢者を対象とした地域貢献として、介護予防教室「ほほえみクラブ」「認知症サポーター」養成講座、「もりもりまちの保健室」において、健康教育、健康相談を行っている。また、子どもを対象とした地域貢献としては、セレッソ大阪スポーツクラブの協力のもと、少年サッカー大会「森ノ宮カップ」の開催や、「咲州（さきしま）こども EXPO」という科学体験イベントに参加協力している。

このように、国内外の大学、近隣の医療機関と連携協定を締結し、医療系総合大学としての潤沢な人材を活用し、学生交流、学術交流、共同研究などを通して、大学の目的である医療専門職業人の育成や、医学と医療の発展への寄与、そして地域及び社会に貢献している。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 19(2007)年度

所在地　　大阪府大阪市住之江区南港北 1-26-16

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
保健医療学部	鍼灸学科　看護学科　理学療法学科　作業療法学科　臨床検査学科 臨床工学科　診療放射線学科
保健医療学研究科	保健医療学専攻　看護学専攻　医療科学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
9 月 24 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 8 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 22 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 17 日	実地調査の実施　　11 月 17 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 18 日	11 月 18 日　第 3・4 回評価員会議開催
12 月 3 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 22 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

41 大和大学

Ⅰ　評価結果

【判定】
評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について
建学の精神である「大志をまとえ」をもとに、具体的かつ明確な大学全体及び各学部の使命・目的及び教育目的を定めており、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）はそれらに沿った形で定義されている。これらを策定するに当たっては、大学の意思決定機関である「大学協議会」における協議、そして理事会の承認を経ており、教職員の理解と支持を得ているほか、研修会などでも説明され、学内に周知されている。また、ホームページや学生便覧及び学則に記載され、学外へも周知されている。
教育課程や科目の将来的な整備について、三つのポリシーに基づいた形で中長期計画に定められており、それらの計画が実効性のあるものになるよう、適切な組織体系と教員配置が行われている。

「基準２．学生」について
各学部に定められたアドミッション・ポリシーをもとに、多様な入学試験において、入学者の選抜を行い、収容定員充足率は適切な水準となっている。
入学者に対しては基礎学力テストを行い、入試制度の検証を実施するとともに、学生の学修深度を測る基礎資料として使用している。
担任制度は大学の特徴ある学生支援の仕組みとして位置付けられ、生活面や学修における学生からの相談に対応し、「学修サポートセンター」や「キャリアセンター」など各専門部署と連携し支援を行っている。
図書館・校地校舎・情報処理機器・バリアフリーに対応した設備や、授業クラス編制などの学修環境は適切に維持管理されており、学生からの意見や要望については担任面談を通じてくみ上げられている。

〈優れた点〉
○入学者の基礎学力を入学後に追跡調査して、入学試験制度の改善に役立てていることは評価できる。
○学生支援において担任教員が第一の窓口になり、支援の内容によって担任教員自身や関連部署に対応を割振り、相互に密接な連携を図りながら学生の多様な相談や支援に対応していることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーともに一貫性を持って定められ、学生便覧などへの掲載や教員研修会を通じて学内外に周知を行っており、自己点検・評価活動により定期的に改訂されている。単位認定や卒業判定についてもそれら要件に照らし合わせ、教授会での協議と大学協議会での審議を経て適切に処理されている。

シラバスは、授業内容や学修達成度の評価方法を分かりやすい形で記述し、授業アンケートからのフィードバックとして改善点を掲載している。また、学生が自ら学修成果を確認できるよう、小テストや質問カード等を用いて早期に問題点を把握し解決を促すようにし、成績会議にて教員間における学生の学修状況の確認と共有に努めている。

「基準４．教員・職員」について

学則における学長権限が、学校教育法第 93 条に定められている内容と相違があり、規則の改訂が必要であるが、大学協議会の運営を通して、学長が適切なリーダーシップを発揮し､また各学部や部門の意見をくみ上げ､フィードバックする仕組みが整えられている。

FD(Faculty Development)活動については、授業アンケートに基づいた個々の教員の改善テーマの設定や研修会、そして学部ごとに特定教員の授業見学を設けることなどの取組みが行われている。また、職員は OJT のほか「SD 研修会」を通じて、必要な資質・能力の周知と向上を図り、教員研修への参加を通じて教員との相互理解に取組んでいる。

教員の研究活動を促進、あるいは不正防止を促す各種規則を整備するとともに、適切な研究環境を整えている。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人及び大学の組織運営のための規則を整備し、公益通報制度や危機管理対応、人権への配慮のほか、各種資料の情報公開を適切に行っている。

寄附行為にのっとり、理事・評議員及び監事が選出され、理事会及び評議員会にて監事出席のもと、法人及び大学の重要事項が審議され、法人と大学及び大学と理事会並びに評議員会との関係は良好である。

監査法人の指導や監事からの監査報告は適切に行われ、学校法人会計基準に準拠した会計処理を行っている。財務計画を策定し、今後の学部及び学科の設置や環境整備に向けた施策実行の準備とともに、安定した財務基盤の確立に努めている。

「基準６．内部質保証」について

「大和大学自己点検・評価規程」に基づき自己点検・評価委員会が設置され、そのもとに各学部や部署の分科会を設け、課題の設定と確認、計画と実行を遂行する体制が構築されている。学修成果は、年度ごとに基礎学力テストや GPA(Grade Point Average)そして成績評価、授業の出席状況、国家試験や教員採用試験、就職支援のための各種テストなどから課題を抽出することにより把握し、次年度の学修支援の具体的な活動に落とし込んでいる。

法令や学内組織編制の変更に伴う各規則の改定や整理の業務における PDCA については、大学の学部・学科の新増設を見越した機能向上に期待したい。

総じて、大学は平成 26(2014)年の設立から間もないながらも、建学の精神を軸とした使命・目的及び教育目的を明確にし、それに基づいた三つのポリシーを定め、内部質保証に向けた PDCA サイクルを実行する組織を形成し、教育の質の向上を図る努力を続けている。

今後の社会環境の変化や学部・学科の新増設などの規模の拡大に対応し、大学の教育研究の基盤を揺るぎないものにするために、より充実した IR 体制や組織編制に期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会への貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 担任を中心とした学生支援体制
2. 企業による実学講座

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

「国づくりは人づくり、人づくりは教育から」という設立者の教育哲学を礎に、建学の精神を「大志をまとえ」と定め、「新たな価値を創造し、未来を切り拓く強固な意志を持つ人材を育てる」ことを基本理念とし、これらに整合した大学全体及び各学部の使命・目的及び教育目的を具体的かつ明確に定めている。

個性・特色を「学生の目標達成のために全力を尽くす大学」とし、大学全体及び各学部の使命・目的及び教育目的に沿って学生支援の目標を掲げ、学生便覧等に明示している。

平成 26(2014)年に創設した大学として、学部・学科の新増設とともに、大学の使命・目的を社会の要請や状況を捉えつつ定義することで、外部環境の変化に対応していることはもとより、当初の目的に沿った教育活動を深化すべく情報を収集し検証を行っている。

〈参考意見〉

○政治経済学部政治行政学科及び経済経営学科において、教育目的を学科ごとに定めることが望まれる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は、各学部及び各部署の代表者からなる「大学協議会」の協議を経て学長が決定後に、理事会の承認を得ており、教員研修会や職員研修会の場にて、教職員へ説明され支持を得ている。これらは、学生便覧や学則に記載されるとともに、ホームページにおいて、三つのポリシーとともに明記され、学内外に周知されている。

中長期計画では、使命・目的及び教育目的に沿って定義された三つのポリシーに基づく教育課程や科目の将来的な整備について定めている。また、それぞれの専門領域における使命・目的及び教育目的に基づいたカリキュラムを実行すべく、適切な組織体系と教員配置が行われている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは大学全体及び各学部において、それぞれの教育目的を踏まえて策定されており、各学部の教育目的に定めている人材像を具現化するために自己点検・評価委員会の各分科会で検討され、改訂作業が行われている。また、アドミッション・

ポリシーは、大学案内やホームページ、出願ガイドなどを通して周知されている。

アドミッション・ポリシーに沿って、基礎学力のほかに各専門分野への関心や学修への意欲などを測るべく、多様な入学試験が実施されている。入学試験の合否判定は、「大和大学入学試験委員会規程」に基づき厳正に行われている。また、適正な選抜が行われたかについて、入学後の基礎学力テストや学修状況に関する資料をもとに検証し、入学試験制度の改善に取組んでいる。

各学部・学科の収容定員充足率は適正な水準を保ち、適切な学生受入れ数を維持している。

〈優れた点〉

○入学者の基礎学力を入学後に追跡調査して、入学試験制度の改善に役立てていることは評価できる。

〈参考意見〉

○政治経済学部において、学科ごとにアドミッション・ポリシーを策定することが望まれる。

○一般入学試験の前期及び中期の入学定員を区分して公表することが望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

各学科において担任制が導入されており、原則として入学時から卒業時まで同じ教員が務めている。学生相談、学修・生活面の指導及び支援は、担任教員が中心になって状況を確認した上で必要なアドバイスを行っている。

学修サポートセンター・教職支援センター・キャリアセンターは学部と連携して、学修支援を教職協働で行っている。相談窓口を学生便覧に掲載して、学生への周知を図っている。また、障がいのある学生の学修や就職については、担任教員を中心に学生相談室・保健室・キャリアセンターが連携して支援しており、必要に応じて学外の専門家とも連携を図っている。

「退学者抑制マニュアル」に基づいて、退学者の抑制に努めている。

TA 制度については、大学院を設置していないことから、理工学部を手始めとして近隣の大学と連携し、TA の採用を順次行うことを予定している。

2－3. キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

各学部の教育課程内にキャリア形成に関する科目を配置し、自己形成から社会的・職業的自立に向けたキャリア教育を展開している。政治経済学部及び理工学部においては、適切な科目配置により段階的なキャリアデザイン形成が可能となっている。また、教育学部及び保健医療学部では、実習関連科目や卒業研究などの指導を通してキャリア形成を行っている。

教育課程外においては、キャリアセンターや教職支援センターなどの学内組織と学部の担任教員が連携して、インターンシップ、就職活動、国家試験などの相談や指導を通してきめ細かいキャリア支援を行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

心身や人間関係の悩みについては、担任教員が相談窓口となって対応に当たり、それ以上の対応が必要な場合には、学生相談室においてカウンセラー資格を有する教員が中心になって対応している。健康に関する相談は、保健室の担当職員が対応しているが、必要に応じて保健医療学部教員や校医が指導に当たっている。

学部ごとにハラスメント委員会が設置され、学生からの訴えに対して当該学部の委員を中心に関係学部・学科の組織と協力して対応している。ハラスメントに関する匿名の訴えについては、学生支援室長が中心となって対応し、必要に応じて学部調整会議において協議しながら調査委員を選任して対応に当たっている。大阪府警察と大阪府内の大学が連携する「防犯キャンパスネットワーク」に加盟し、特に女子学生の性犯罪被害に対応するため女性被害相談窓口を設置し、女性職員を配置している。

〈優れた点〉

○学生支援において担任教員が第一の窓口になり、支援の内容によって担任教員自身や関連部署に対応を割振り、相互に密接な連携を図りながら学生の多様な相談や支援に対応していることは評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地・校舎等は設置基準を満たし、「大和大学 施設管理規程」に基づいて適切に管理されている。実験・実習施設及び設備・器具・備品は適切に整備され、学修の中で有効に活用されている。

図書館の運営は適切に行われ、文献検索、貸借手続き、開館時間などにおける利便性は確保されている。図書館機能の更なる充実に向けた計画が進行中である。

ICT（情報通信技術）をめぐる教育環境は、MCR(Media Communication Room)の設置、学生用パソコンの配置、学内 LAN 設備の敷設などにより適切に整備されている。また、学生用パソコンの設置拡大を中心とする ICT 環境の更なる充実が予定されている。

各種施設のバリアフリー化の適正化などを通して車椅子利用者などに配慮している。

授業のクラス編制及び教室の配当は、教務情報室が各学部の意向を踏まえて授業の実施に支障のないように適切に調整・管理している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見や要望は、授業評価アンケートによってくみ上げている。教員はアンケート結果に基づき授業改善策を策定し、これをシラバスに記載して学生にフィードバックしている。評価が著しく低い授業科目の担当教員は授業改善について学部長と協議している。授業評価アンケートの回答率が低い授業科目が多い現状について、その改善に向けた検討が進められている。

学生生活に関する学生の意見や要望は、担任教員と関連部署が連携して対応している。「悩み相談 BOX」などを設け、学部調整会議や大学協議会が対応している。

学修環境に関する学生の意見や要望は、学部調整会議で全学的な対応を検討している。また、学生自治組織の「和纏会（わてんかい）」は匿名投書箱を設置して広く学生の意見や要望をくみ上げて、学長面談において投書内容への対応を要請している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは大学全体と各学部の教育目的を踏まえて定められ、ホームページ及び学生便覧にて公表されているほか、教員研修会で教員に対して周知・理解を図っている。自己点検・評価により定期的に改訂され、学生及び教員に公表されている。

単位認定は、学則第 28 条に基づく履修規程第 9 条に明確に定められた評価方法によって行われている。また、評価基準の概要は履修規程第 10 条に記されているほか、科目ごとの評価方法・基準は各シラバスに明記している。

また、単位認定は成績会議として、卒業認定は履修規程に定められた卒業要件やディプロマ・ポリシーに沿った成果を獲得できているかを卒業判定会議として、それぞれの学部ごとの教授会で協議されており、特に卒業判定については大学協議会で審議されている。

〈参考意見〉

○政治経済学部において、学科ごとにディプロマ・ポリシーを策定することが望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーの策定と周知を行い、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保され、かつ見直しを行っている。また、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程が体系的に編成され、学生が分かりやすい形式を心掛けシラバスに記載している。

平成 30(2018)年度より、教養教育である共通基礎科目の選択教科を大幅に削減し必修教科のみにしたが、再度の見直しを進めている過程にある。

各学部から選出された教員で構成された FD 委員会が担当になり、教員を対象とした学部別研修と、大学の教職員全体で実施する形で教授方法の工夫・開発を主たる狙いとして FD が行われている。

〈参考意見〉

○政治経済学部において、学科ごとにカリキュラム・ポリシーを策定することが望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修到達度の評価方法を具体的にシラバスに記載し、定期試験のみならず、定期的に学修成果を確認することを促し、小テストや中間試験、レポート課題の実施と返却、質問カードの配付・回収によって疑問点の把握と早期解決を図り、学生自らが学修成果を確認できる体制を確立している。

成績会議において、教員免許資格や国家試験受験資格取得に向けた学修状況の確認を行っている。また、授業評価アンケートを通して授業内容や方法の改善を図り、学生にフィードバックしている。進路の決定状況に関する事項は、進路支援委員会において、学部長やキャリアセンター長からの報告を受け、支援策の検討や卒業後のケアについて協議されている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長のガバナンスに関する一部規則等の整備に改善が必要であるが、大学の教育運営に関する重要事項を学長が意思決定者として、決議機関である「大学協議会」で最終決定しているほか、多岐にわたり責任者として教学マネジメントを遂行し、適切なリーダーシップを発揮している。

今後、学部・学科の新増設に伴う各権限や責任体制の強化が必要であるが、各学部の教授会において、学則等に定めた教育研究に関する内容やその他学修支援に関する事項などを協議し、学長に意見を述べる体制が構築され、権限の分散と責任が明確化されている。

各種委員会を設置し、委員に事務職員を配置することで教員と事務職員の連携を強化し、教職協働による教学マネジメントを遂行している。

〈改善を要する点〉

○学校教育法第 93 条第 2 項に定める教授会が、学長が決定を行うに当たり「意見を述べるものとする」ことが、学内規則において「意見を述べることができる」となっている点について、改善が必要である。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用・昇任等について、「大和大学教員任用規程」及び「大和大学教員昇任規程」に基づき、教育目的と教育課程に即した必要な教員数を確保・配置している。

教員の資質・能力向上については、FD 研修会として学部ごとに、特定教員の授業を全教員が見学する方法や全教員の授業を自由に見学ができる公開授業などが行われている。

また、各学期末に学生に向けた授業評価アンケートを実施し、その結果を科目担当教員がシラバスに記載、ポータルサイト上に公開するなど授業改善に生かす取組みが行われている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員ごとの資質・能力向上のための研修は OJT を中心として行っている。SD 研修会では、部署ごとに前年度の業務を振返り、新年度からの改善について協議されているほか、各職員が、業務遂行上の指導を通して得た資質・能力について、年度末に各部署長から伝えられている。また、学長や各学部長を交えた全体研修会において、大学全体での理解と認識を図っている。各部署の代表者は FD 研修にも参加し、教員との相互理解を図っている。

4－4. 研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員に対して、一律で個々の研究室を整備している。また、一人 1 台ノート型パソコンを貸与し、学内全体に有線及び無線のネットワーク環境を整備して多くのデータベースの利用を可能とし、研究環境を整備している。これらの情報機器やデータベースは教務・情報室で適正に管理している。

「大和大学研究活動行動規範」「大和大学における研究活動に係る不正防止に関する規程」等を定め研究倫理を確立しており、研究活動不正防止委員会を中心に研究活動における不正行為防止に厳正に取組んでいる。

教員の研究活動を促進し、より一層の教育充実を図ることを目的として、「大和大学研究費取扱規程」に基づき、教員一人ひとりに一定額の個人研究費を配分している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学において、寄附行為や諸規則に基づき適切に組織運営され、公益通報制度等の規則化、各種資料の情報公開なども適切に行われている。

法人において、適切に理事会・評議員会が開催され、経営の誠実性の維持、使命・目的の実現に向けて継続的に努力している。

危機管理の規則を整備し、避難訓練の実施など環境や人権への配慮を含め危機管理体制が構築されている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的を達成するため、法人の意思決定体制として、寄附行為に基づき、理事会を最高意思決定機関と定め、開催している。学長をはじめ、設置校の機関長及び学外の有識者を理事に選任し、それぞれが健全な経営を実現するために、予算・決算、財産の管理・運営、各設置校の学部・学科改組、企画・運営に関する重要事項や諸課題について、協議している。加えて、日常的な各設置校の動向の報告やそれらに関する意見交換を行うことにより、法人運営が適切に行われている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学長をはじめ、複数の大学関係者が理事・評議員に選出されており、それぞれが理事会・評議員会・大学協議会などに参画することにより、法人と大学間の意思疎通や連携が適切に行われている。

監事は、寄附行為に基づき評議員会の同意を得て、理事長が選任している。監事は、理事会・評議員会に出席し、法人業務及び財務状況について監査を行い、意見を述べている。加えて、外部監査を行う公認会計士と連携して監査上の指導や報告を行っている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】
基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉
5 年間分の財務計画を作成し、学生生徒等納付金収入を安定的に維持するためにさまざまな施策を展開するなど、中長期的な計画に基づき適切な財務運営を確立している。
研究・教育目的を達成するための必要な財源は確保しており、安定した財務基盤を確立している。平成 27(2015)年度以降は、学生生徒等納付金収入を主として、収入超過となっており、収支バランスを確保している。

5－5. 会計
5-5-①　会計処理の適正な実施
5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】
基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉
会計処理は、学校法人会計基準、「学校法人西大和学園経理規程」に基づき法人本部事務局において適正に実施している。会計処理上、判断が難しい事項については公認会計士に相談し、指導や助言を受け、適切な処理に努めている。
会計監査は、私立学校振興助成法に基づく公認会計士による監査と私立学校法に基づく監事による監査を実施している。これらの監査が円滑に執行できるよう監査体制を整備し、厳正な会計監査を行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】
基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制
6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】
基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の目的を達成するため、大学学則第 2 条に基づき、教育研究活動に関する自己点検・評価を行っている。

内部質保証のための恒常的な組織体制は、「大和大学自己点検・評価規程」に定められ、常設組織として各学部・部署の長で構成される自己点検・評価委員会が設置されている。

下部組織として各組織長が主体となった分科会が設置され、自己点検・評価委員会から出されたプランをもとに、各分科会が担当組織に関する課題に取組み、内部質保証について責任を持つ体制が構築されている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会の各分科会において、学修支援や学修成果に関する PDCA サイクルが機能しているかどうかを軸に自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価委員会で集約・審議し、結果は大学協議会において全学的に共有されている。

入学時の基礎学力テストのデータとともに、各学期の GPA や成績評価、授業の出席状況などと突合わせ、学生の状況分析や検討が行われているほか、各学部の専門性に基づき、教員採用や国家試験、就職支援の一環としての各種テストや調査を通じた学修成果の把握が行われている。近年では、それらデータの更なる分析のほか、卒業生アンケート及び就職先の企業からのアンケートを通じた大学の輩出人材像の把握の精緻化に取組み始めている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のために、大学全体及び各学部・学科における PDCA サイクルのフローチャートが明示されている。それらにのっとり、自己点検・評価委員会の各分科会が年度ごとの教育・学生支援活動について振返りを行い、課題は次年度の自己点検・評価委員会にて報告されるとともに、大学協議会においても報告されている。

課題に対する具体的な改善策は、分科会で提示、検討が行われた後、結果に基づき自己点検・評価委員会が実行プランを定め、それをもとに分科会が具体的な活動を展開してい

るが、学内の規則整備に関し、法令改正に伴う変更が反映されていない点が見受けられるので、チェック機能の向上が求められる。

今後は、学修成果のアセスメント・ポリシーの策定やそれに基づいた分析結果の活用に取組む予定である。

〈改善を要する点〉

○学長のガバナンスに関する一部法令改正に対する規則の整備等において、大学全体としてPDCAサイクルの機能性における改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域社会への貢献

A－1．大学の地域社会との連携

A-1-①　吹田市との連携協定と連携推進協議会

A-1-②　大学の有する物的資源による地域連携

A-1-③　大学の有する人的資源による地域連携

A－2．学生の地域社会への貢献

A-2-①　教育学部における地域貢献

A-2-②　保健医療学部における地域貢献

A-2-③　学生の自主活動における地域貢献

【概評】

大学は開学以来、地元の吹田市と基本協定を結び、その際設立した連携推進協議会を軸として、市民公開講座や、災害に強い街づくり連携協定などを通じての、地域の健康や保健リテラシーの浸透、学生ボランティア協力、災害時の連絡協力体制の構築、地域防災訓練への積極的な協力を行っている。また、大阪駅に近いという地の利を生かし、積極的に施設の貸出しを行うなど大学の有する物的資源や人的資源を地域に還元している。また、大学祭である「和纏祭」には、身障者の働く事業団をはじめ、地域の団体からの模擬店を積極的に受入れ、地元市民が多く訪れている。

地域社会への貢献として、吹田市の教育委員会と連携を行い、市中の小中学校及び幼稚園・こども園などへボランティアとして学生を派遣しており、その活動を教育の一環として「ヤマトプラン」と称している。また、ヤマトプラン以外でも、吹田市の小中学校からの要請に応える形で、学生が自主的に教育活動の補助や子どもたちの学修支援に参加している。その他にも、吹田市地域防災総合訓練、吹田市みんなの健康展、女性の健康フェスティバル、高齢者や難病患者の支援事業など積極的に学部単位又は自主的な学生による多くのボランティア活動により地域社会へ貢献するなど高い成果を挙げている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 担任を中心とした学生支援体制

大和大学（以下「本学」という。）は、各学部とも入学定員が 200 名前後と少人数制であるため、学生と教員の距離が非常に近い。特に、担任は担当学級の学生について、学修状況はもちろん、生活状況、経済的な状況についても把握し、支援の窓口となり、本学の学生支援の根幹となる重要な存在である。

一般に、大学では学修支援については教員が、それ以外の支援については職員が窓口となることが多いが、学修状況と生活状況、経済的状況とは密接に関連している場合も多い。したがって、本学では、学生に対する支援はまず、それらの状況を総合的に把握しているものが行うことが最も効果的で、効率的であると考え、担任が全ての窓口として学生に対応し、必要に応じて学生支援室や事務局と連携し、支援を行う体制を取っている。

担任は、前期・後期の学期初めに、担当学級の全学生に対し個人面談を実施し、成績状況・出席状況、場合によっては学納金等の支払い状況も踏まえながら指導するとともに、学生の抱える悩みなどを把握し、必要な助言を与えている。大学としての支援が必要な場合には学部長を通じて、各担当部署と連携を取り、専門的な支援が受けられるようにしている。また、特に出席状況や経済的状況に関し問題があると考えられる学生には、必要に応じて面談を実施し、場合によっては保護者等の保証人を交えて面談を実施することもある。

この担任による指導・支援によって、悩みや問題を抱える学生の早期発見と早期解決に役立っているものと考えている。

2. 企業による実学講座

本学の教育の目的である「社会の発展に貢献する」人材を育成するためには、学生自身がそれぞれの専門分野における社会の要請を把握すること、すなわち、大学の中だけでなく、実際の社会の声を聴くことが重要であるととらえている。実際の社会の要請する人材像を把握することによって、自らの学修計画や学修目標を明確にすることができるからである。

教育学部や保健医療学部のような専門職を養成する課程においては、その課程の学びの中に実習等の形で社会の要請に接する機会があるが、政治経済学部や理工学部においては 3 年次・4 年次のインターンシップ等の場でなければそのような機会に乏しく、また学修計画や学修目標を明確にするためにはより早い年次において、社会の要請に接する機会が必要であると考えている。

そこで、本学では平成 28（2016）年の政治経済学部設置以来、実学講座として関西に基盤を置く企業を中心に 30 社近い企業から講師を招き、経営戦略について、仕事をすることについて、求める人材像について、経験を踏まえながらの講演を聴くことによって、学生が大学卒業後の目標を定め、在学中に身に付けるべき自らの課題について理解し、自主的に努力する姿勢を身に付けることを期待している。

また、令和 2（2020）年度に設置した理工学部においても同様に、企業からの講演を聴くことによって早期から自らの目標を明確にすることができるよう取り組んでいる。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 26(2014)年度
所在地　　大阪府吹田市片山町 2-5-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
教育学部	教育学科
保健医療学部	看護学科　総合リハビリテーション学科
政治経済学部	政治行政学科　経済経営学科
理工学部	理工学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
9 月 10 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 24 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 7 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 19 日	実地調査の実施　　11 月 19 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 20 日	11 月 20 日　第 3・4 回評価員会議開催
12 月 8 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 22 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 17 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

42 酪農学園大学

Ⅰ　評価結果

【判定】
評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

キリスト教精神に基づく「三愛主義」及び「健土健民」を基本理念とする大学の使命・目的は、学則に明確に定められ、実学教育を重視した大学の個性・特色や教育の基本になる三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）とともに、ホームページや公式行事、各種出版物などを通して学内外に周知されている。全教職員を対象に毎年開催している「全体研修会」は、大学の使命・目的を参加者全員で再確認する貴重な機会になっている。

教育目的等に基づき、教育研究組織は、2 学群 5 学類体制の学士課程と 2 研究科 6 専攻体制の大学院により構成され、それぞれの使命・目的の達成に向け、6 年間を期間とする中期計画を、八つの項目により策定し、全学をあげて推進している。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーに基づいてさまざまな種類の入学試験を行うとともに、入学者数の適正確保に努めることで教育環境の質保証につなげている。

教育センター教務課と全ての学類学生に配置される「学生担当教員」との連携により、きめ細かい学修支援が行われ、成績不振者に対しては、その度合いに応じて学類長や学群長が指導をしている。また、TA(Teaching Assistant)による教育活動支援が、学内外における実験実習等で行われている。キャリア支援は、関連科目を編成し、多くの資格取得を支援している。経済的支援としては、七つの減免制度や三つの給付型奨学金制度があり、また遠隔地出身学生を対象には、男女それぞれの学生寮をキャンパス内に整備している。

広大な敷地内には、実学教育を目指した教育研究施設や設備が整備され、校舎間には渡り廊下が設置されている。授業人数は、一部の科目を除き少人数クラスで行われ、学生の意見などは、投書箱やメール箱、また FD 委員会が主導する「学生と教員の対話集会」などからくみ上げることで、各種改善に反映させている。

〈優れた点〉

〇フィールド調査や実習などで授業を公欠した学生に対して、ライブ授業の動画を配信し、学習管理システムを活用して教材配付と課題提出等を行っていることは、高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシーに基づいて、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準及び修了要件、成績評価等を規定し周知している。単位認定は、大学及び大学院の各研究科の成績評価基準に基づいており、進級は、履修規程に従って学類ごとに定める単位を修得した者について認めている。卒業及び修了認定は各学群及び各研究科の諸規則に則して行われている。

カリキュラム・ポリシーに沿った実学を重視する教育課程は、「基盤教育」「専門基礎教育」「専門教育」「専修教育」と体系的に編成され、大学独自の教養教育やアクティブ・ラーニングなどの教授方法における工夫・開発にもつなげている。FD 委員会による授業アンケートやジェネリックスキル測定アセスメント「PROG テスト」の実施、また資格取得状況や就職状況などを調査・分析し、学修成果の点検・評価及び改善に生かしている。

〈優れた点〉

○大学各学群と大学院各研究科において、学内外でさまざまな実学教育が実践され、専門性の高い人材が育成されている点は高く評価できる。

「基準４．教員・職員」について

一部規則の整備に関する改善点はあるものの、各種委員会における協議や、教授会、評議会等における審議を通して、大学の意思決定及び教学マネジメント体制は構築されている。教員の採用は公募制で、応募者及び教員の昇格は教員資格審査委員会が審査し、常任理事会が最終的な可否を審議している。教員の数は、設置基準を十分に満たしている。

「学校法人酪農学園職員研修規程」により組織的な研修体制が整備され、令和元(2019)年度からは、所属長とのコミュニケーションを重視した職員自己点検評価制度を導入している。

学務部学務課及び研究支援課による支援のもと、積極的な学内外における研究活動が行われ、その成果は教育研究の改善に還元されている。研究倫理に関しては、関連諸規則に従い厳正な管理運営体制を整備・運用するとともに、内部監査室による監査を毎年実施している。個人研究費については、大学が定める四つの基準に基づき配分されている。

〈優れた点〉

○「野生動物医学センター」「農業環境情報サービスセンター」「酪農学園フィールド教育研究センター」がともに研究活動が活発であり、大学の教育研究の充実化や地域貢献などに寄与している点は高く評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為に基づき、最高意思決定機関である理事会、隔週で開催している協議機関としての常任理事会及び諮問機関である評議員会を定期的に開催し、大学の使命・目的の実現に向け努力している。理事、監事及び評議員は、寄附行為に基づき適切に選任されており、会議への出席状況も良好である。一方、理事会や評議員会等の運営面においては、法令遵守などの観点から改善を要する点が散見するので、早急な対応が必要である。大学は、これらの改善を要する点の指摘を受けて、令和 3(2021)年 3 月 1 日に開催された理事会及び

評議員会において審議等を行い、その結果を令和 3(2021)年 3 月 5 日開催の日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会において審議した結果、改善されたことが確認できた。

平成 26(2014)年度から毎年アクションプランを、また令和 2(2020)年度からは中長期的視点を加えた中期計画を策定している。大学の収容定員は充足し、財務基盤は安定している。外部資金の獲得に対しても積極的に取組み、財務基盤の確立に寄与している。学校法人会計基準に基づいた厳格な会計処理が行われ、会計監査は三様監査体制のもと、三者の連携により適正に実施されている。

「基準６．内部質保証」について

大学の使命・目的を達成することを目的に、自ら点検・評価を行うことを学則に明示し、学長を中心とした組織体制を整備している。平成 26(2014)年度からアクションプランを、また令和 2(2020)年度からはこのアクションプランの結果を踏まえた中期計画を全学的に推進するとともに、学群ごとや、付属機関、部門及び教職員の評価制度などを通して、自主的な点検・評価活動を実施している。評価活動の結果は、それぞれの目的に応じて教職員間での共有や学生に開示するとともに、社会にも公開している。

一部管理運営面においては、法令に基づく適正な執行が行われていない状況があることから、内部統制機能の整備・充実に向けての対策が必要であるが、学内の各種自己点検・評価活動及び外部評価などの結果は、次の改善策に反映させ、実行に移せるよう、法人全体の内部質保証の仕組みを確立している。

総じて、建学の精神に基づいた大学の使命・目的及び三つのポリシーのもと、広大なキャンパスや学外施設などを使った実学重視の教育研究を展開し、専門性の高い人材の育成に努めている。大学の教学マネジメント体制は構築され、法人との意思疎通や連携も適切に行われており、財務基盤も安定している。内部質保証を目的としたアクションプラン及び中期計画が全学的に進められている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.建学の理念に基づいた実学教育」「基準 B.実践的学修と地域連携」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 学外研究者から注目される機関リポジトリ「CLOVER」（クローバー）
2. 酪農ジャーナル電子版「酪農 PLUS^{+}」（ラクノウプラス）の開設

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1．使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

法人の目的は寄附行為に、また大学及び大学院の目的は学則に、それぞれを構成する二つの学群及び二つの研究科の目的とともに、明確に定めている。

神を愛し、人を愛し、土を愛する「三愛主義」に基づく「健土健民」の実現を目指す基本理念のもと、実学教育を重視した法人の個性・特色は、大学及び大学院の使命・目的、教育目的及び三つのポリシーなどに反映され、建学の理念とともにホームページや「大学案内」「履修ガイド」などに分かりやすく掲載されている。

関係法令の改正などに伴い、必要に応じて寄附行為や学内規則の改正を行っている。平成 23(2011)年 4 月には、自校教育を含めた基盤教育を確立し、専門基礎教育から専門教育への移行を明確にするため、それまでの 3 学部 8 学科体制から 2 学群 5 学類体制への全学的改組改編を実施している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的、教育目的及び三つのポリシーは、常任理事会、教授会、関係委員会、大学事務会議などを通じて役員、教職員の支持は得られており、ホームページをはじめ、公式行事、各種出版物などを通して学内外にも周知されている。また、全教職員を対象にした「全体研修会」は、使命・目的を再確認する貴重な機会になっている。

建学の精神や大学の目的を反映した中期計画は、八つの項目で策定され、令和 2(2020)年から令和 19(2037)年までの 18 年間を 3 期に区分し、現在はその第 1 期目を推進している。

教育目的等に基づき、教育研究組織は、2 学群 5 学類体制の学士課程と 2 研究科 6 専攻

体制の大学院により構成され、教育の基本になる三つのポリシーは、建学の精神に基づく教育基本方針をベースに策定され、大学の使命・目的及び教育目的を反映している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、それぞれの教育目的を踏まえ、大学、学群、学類、大学院、研究科、専攻ごとに定められ、ホームページや入学試験要項などを通して周知されている。

アドミッション・ポリシーに沿って、さまざまな種類の入学試験を実施しており、出願書類、面接試験での確認に加え、イベントへの参加等の調査を通じてアドミッション・ポリシーを理解した入学者であるかの検証を行っている。

実験、実習を教育課程に多く取入れた教育体制において、入学者数の増減は教育の質に影響することを強く意識して、適正な入学者数を確保できるよう努力しており、大学の入学定員と収容定員はともに充足している。

2－2. 学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援は、教育センター教務課の職員を中心に、各種ガイダンスやオリエンテーションを通して、教員や他の関係部署との協働により計画的に行われている。また、学生への学修支援は、教育センター教務課職員と学生担当教員が連携して行っており、TA による教育補助が、学内や学外フィールドの実験実習で行われている。

「障がい学生支援委員会」を設置し、教職員が協働して修学支援に取組んでいる。オフ

ィスアワー制度は全学的に整備されている。全ての学類学生には「学生担当教員」が配置され、きめ細かい支援が行われている。休学や中途退学の予防策として、年 2 回、学生支援システムの出欠データを教務課と教員間で共有し､学生との面談･助言に活用している。成績不振者に対しては、その度合いに応じて学類長や学群長が指導している。

〈優れた点〉

○フィールド調査や実習などで授業を公欠した学生に対して､ライブ授業の動画を配信し、学習管理システムを活用して教材配付と課題提出等を行っていることは、高く評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア設計に資する科目を各学類の複数年次に編成するとともに、多くの資格取得を支援している。また、課外活動としての授業科目に直接関係しないインターンシップは、キャリアセンターが窓口となり支援しており、近年参加者は増加傾向にある。学生のキャリア形成、就職支援は、キャリアセンターが教員との連携により推進し､「就職委員会」がその調整役を務めている。キャリアセンターは、ガイダンス、個別面談、就職支援講座、企業説明会を実施している。教育課程内では、キャリア設計に資する科目を編成・展開しており、教育課程外のものはキャリアセンターが窓口となって支援を行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

教育センター学生支援課に医務室、学生相談室を設置し、学生サービス及び厚生補導に対応している。学生の心身に関する健康相談については、医務室が常時対応し、精神的な課題を持つ学生や学生生活全般に対する相談には、学生相談室が地域医療機関と連携を図り対応している。ハラスメント対策として､「ハラスメント防止・対策に関するガイドライン」､関連規則を整備し、教職員から成るインテイカーによる学生相談を行っている。障がいのある学生に対して、教職員が修学支援、生活支援を行っている。学資負担者の家計状況に対応した七つの減免制度及び三つの給付型奨学金制度がある。また、遠隔地出身者が学業に専念できるよう男女の学生寮を整備して学生の支援を行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

広大な敷地に、教育・研究を行う校舎、図書館、体育館、付属施設などが整備されており、教育目的の達成のために「附属動物医療センター」「乳製品製造実験実習室」「食品加工実習室」「酪農学園フィールド教育研究センター」が配置されている。

キャンパス中央に位置する図書館は利便性に優れ、図書及び学術情報資料が十分に整備されている。IT 教育施設は、授業用と自習用施設ともに学生の利用目的に応じて、快適な学修空間の創出と機能の充実が図られている。

教室間の移動ができるよう、校舎間には渡り廊下が設置され、案内標識・看板を整備している。主要建物の出入口のスロープ、自動ドア、エレベータを設置し、通路は極力段差を無くし、バリアフリーの配備がされた建物は「バリアフリーマップ」に示されている。また、多目的トイレを整備するなど、施設設備の利便性に配慮している。授業人数は、一部の全学共通科目を除き、少人数クラス・コースで行われている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に対する学生からの意見・要望は、FD 委員会が行う授業アンケート、投書箱及びメール箱の設置、「学生と教員の対話集会」で対応している。FD 委員会は、意見・要望を内容に応じて担当部署へ伝え、担当部署は必要性、緊急性及び予算状況を踏まえながら対応している。

学修環境に関する学生の意見・要望は、内容に応じた担当部署で対応し、改善につなげている。学修支援組織として教育センターに教務課、教職センター、学習支援室を設置して学生からの修学等に関する相談対応を行っている。結果については、FD 掲示板又は学修支援システムを通じて、学生本人に回答している。

医務室・学生相談室では、特に心身の配慮が必要な学生の要望に対応し、寮生委員会では寮生活上の改善点を確認し対応している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、大学、学群、学類、大学院研究科、専攻ごとにディプロマ・ポリシーを策定して、ホームページ、大学履修ガイド、大学院要覧などによって公開・周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえ、学士課程では学則及び各学群の履修規程に単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を規定し、大学院研究科では大学院学則及び研究科規程に修了要件や成績評価等を規定している。これらはシラバスに記載され周知されている。

単位認定は、大学及び大学院の各研究科の成績評価基準に基づいており、進級は、履修規程に従って学類ごとに定める単位を修得した者について認めている。卒業及び修了認定は各学群及び各研究科の諸規則に則して行われている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、大学、学群・学類及び研究科・専攻ごとにカリキュラム・ポリシーが策定され、ホームページ、大学履修ガイド、大学院要覧等で周知されている。

カリキュラム・ポリシーに沿った実学重視の教育課程は、ディプロマ・ポリシーに定める人材養成につながり、両ポリシーの一貫性は確保されている。カリキュラム・ポリシーに沿って、教育課程は「基盤教育」「専門基礎教育」「専門教育」「専修教育」と体系的に構成されている。

教養教育は、大学独自の基盤教育として「酪農学園教育」「人文社会科学教育」など八つに区分して構成されている。教養教育は教育センター教務課が運営し、共通教育開発室が検証している。「アクティブ・ラーニング」などの教授方法の工夫・開発について、全学的及び学類ごとで積極的に取組んでいる。その効果的実施と改善のために、FD 委員会、e ラーニングを推進する研究会、獣医学群 FD 推進委員会などが活動している。

〈優れた点〉

○大学各学群と大学院各研究科において、学内外でさまざまな実学教育が実践され、専門性の高い人材が育成されている点は高く評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

FD 研修会にて、シラバスに三つのポリシーを踏まえた授業の到達目標や成績評価を記載するよう推進している。FD 委員会による授業アンケート、ジェネリックスキル測定アセスメント「PROG テスト」の実施、資格取得状況及び各学群・学類の就職状況調査を学修成果の点検・評価に活用している。これらの結果は、学修成果の把握や授業改善に資することを目的にフィードバックしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は大学を代表し、大学の目的に基づき自ら方針を立て、大学の管理運営の執行を統括することが「酪農学園大学職務規程」に定められている。学長の補佐体制として副学長を置き、副学長は学長の命により教育支援、学生支援、研究支援、企画・広報、産学官・社会連携等の業務について指示等を行うことができると規定されている。

教育・研究に関する意思決定の過程は、学則に基づき教授会、評議会及び大学院委員会が中心となって審議し、評議会のもとに各種委員会を設置して協議を行うなど、役割と責任を明確にした教学マネジメント体制が構築されている。

「学校法人酪農学園事務組織規程」「学校法人酪農学園事務職員職務規程」の定めにより、事務組織、職制、事務分掌及び職務権限の明確化を図るとともに、委員会等にも事務職員が委員として参画するなど、教職協働により教学マネジメントを遂行している。

〈改善を要する点〉

○学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に則し、学則第 7 条第 3 項第 3 号及び教授会規程第 5 条第 1 項第 3 号に規定されている「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について、学長が定め、周知していない点は改善を要する。

〈参考意見〉

○学校教育法第 93 条第 2 項に則し、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与並びに学長が定める教育研究に関する重要事項の決定は、学長が行うことを学則第 7 条第 3 項及び教授会規程第 5 条第 1 項に規定することが望まれる。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程を遂行するため、大学及び大学院の設置基準を十分に満たす教員を確保している。

教員の採用は「教員人事の手順」に基づき教員資格審査委員会が計画を立案し、公募制で行っている。昇格は「酪農学園大学教員資格基準」に基づき教員資格審査委員会が昇格申請を審査し、最終的な可否は常任理事会が審議している。

FD 委員会を組織し、授業アンケートや「学生と教員の対話集会」等を通じて学生の意見・要望を把握、教育研究活動の向上に関する組織的な検討を行っている。学内研修会の開催、学外 FD 関連研修会への参加等を通じて教育内容・方法の改善の工夫・開発に取組んでいる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人酪農学園職員研修規程」を制定することにより、職員の研修制度を明文化し、組織的に体制を構築している。「職位・職種別研修」「選択研修」「全体研修」「自己啓発型研修」に分けて、日本私立大学協会の各種研修やキリスト教学校教育同盟の研修なども活用しながら、計画的に研修を行っている。特に、自己啓発型研修では業務に活用するための資格取得も対象にしており、能力向上に資する研修になっている。研修の内容については、参加者レポートなどを踏まえて見直しも行っている。また、研修をサポートするための予算措置は「教育改善・充実資金」として確保されている。令和元(2019)年度からは職員自己点検評価制度を開始し、職員が作成する「業務状況・自己申告シート」により、所属長とのコミュニケーションを図りながら研修を行う取組みも行っている

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究活動を支援する事務体制を整備し、学内外の研究費に関わる事務を行っている。専門的な研究への取組みとして、「野生動物医学センター」「農業環境情報サービスセンター」「酪農学園フィールド教育研究センター」を組織しており、研究の成果を実学教育として学生に還元する仕組みになっている。

研究倫理の確立については、各種規則を整備して厳正な運用を行っている。産学官連携活動等に伴い生じる利益相反問題に対しても審査やルールの整備を行っている。研究倫理教育の取組みとして、一般財団法人公正研究推進協会が提供する研究倫理 e ラーニングの受講を研究者に義務付けている。また、研究経費の内部監査については毎年度行われてい

る。

学内個人研究費の配分については、基礎配分、基礎配分・研究計画申請分、英文校正傾斜配分、前年度実績傾斜配分の四つの基準により配分が行われている。

〈優れた点〉

○「野生動物医学センター」「農業環境情報サービスセンター」「酪農学園フィールド教育研究センター」がともに研究活動が活発であり、大学の教育研究の充実化や地域貢献などに寄与している点は高く評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為及びそれに基づく関連規則を整備し管理運営を行っている。法律に定められた教育情報、教員の養成の状況に関する情報及び財務情報は、ホームページにおいて適切に公表されている。

寄附行為に基づき、最高意思決定機関としての理事会を定期的に開催し、協議機関である常任理事会、諮問機関である評議員会の定期的開催を通じて大学の使命・目的の実現に向けて努力している。

省エネルギーに対する取組みを行い、環境保全に努めている。公益通報者保護、ハラスメント防止及び障がいを理由とする差別の解消推進に関する規則を設け、人権への配慮がなされている。危機管理規程及び危機管理基本マニュアルを策定し、24 時間警備体制など安全の維持と事故防止に努めている。

〈参考意見〉

○避難訓練について、学生寮のみならず、大学全体として実施することが望まれる。

5－2. 理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】
基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉
使命・目的の達成に向け、寄附行為に基づき理事が適切に選任され、理事会は最高決議機関として意思決定ができる体制が整備されている。
理事会は定例として 2 か月に 1 回、そのほか必要に応じて臨時的に開催されており、理事の出席状況も良好で、監事も毎回出席している。
寄附行為に基づき、理事会の議決事項のうち重要なものの実施について協議するため、常任理事会を設置し、隔週で開催している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック
5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】
基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉
法人及び大学等の各運営機関の意思疎通と連携を図るため、常任理事会を隔週で開催し、理事会の議決事項の実施に関する事項や法人運営に関する事項について協議している。教職員の意見や提案などをくみ上げる場として、評議会、教授会等があり、学長等が対応している。
監事は寄附行為に基づき適切に選任され、理事会及び評議員会に出席している。評議員は寄附行為に基づき適切に選任され、評議員会への出席状況も良好である。
しかしながら、監事の監査報告書、決算等の評議員会への報告及び「学校法人酪農学園役員報酬等支給規程」の制定に関し、法令の定めを遵守していない点は早急な対応が必要である。法人の意思決定機関としての理事会、諮問機関としての評議員会、監査機関としての監事による相互チェック体制が適切に機能するようガバナンスの改善・強化が必要である。
大学は、以下の改善を要する点の指摘を受けて、令和 3(2021)年 3 月 1 日に開催された理事会及び評議員会において審議等を行い、その結果を令和 3(2021)年 3 月 5 日開催の日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会において審議した結果、改善されたことが確認できた。今後も継続的に質の保証と改善に努めることが求められる。

〈改善を要する点〉
○監事の監査報告書について、決算及び事業報告とともに理事会及び評議員会への付議事項とし、理事会及び評議員会での審議を経て理事会において最終的に承認可決している点は改善を要する。
○決算及び事業の実績について、理事会において審議を行い、評議員会への付議事項とし、

評議員会での審議後、理事会において承認可決しているが、私立学校法第 46 条に基づき、理事会での承認後、評議員会に報告し、意見を求めるよう改善を要する。

○「学校法人酪農学園役員報酬等支給規程」の制定に関し、あらかじめ評議員会の意見を聴くことなく理事会において決議している点は改善を要する。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

アクションプランを平成 26(2014)年度から毎年度策定し、年度ごとに課題を見直した成果として「アクションプラン・2020 経営計画」を取りまとめ、令和 2(2020)年度からの新たな中長期計画策定につなげており、常に中長期を意識した運営を行っている。

学生生徒等納付金収入は定員充足により安定しており、また教育研究経費比率及び管理経費比率も安定しており、教育目的達成のための収支バランスはとれている。施設への投資は計画的な借入金と自己資金を適切に組合わせており、翌年度繰越支払資金も安定して確保されている。教育の質を担保するため施設への整備計画に併せて、学生生徒等納付金の見直しを行っており、バランスのとれた収支計画を維持している。

5－5. 会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に基づき、「学校法人酪農学園経理規程」等の関係規則を整備し、会計処理がされている。予算執行に当たっては実務がシステム化されており全体として厳格な執行に努めている。また、計画変更等により予算超過が見込まれる場合には予算の補正を行っている。

会計監査の体制は、監査法人、監事及び内部監査室による三様監査体制となっており、年 2 回の情報及び意見交換を行っている。また、内部監査室による監査後のフォローアップを行い、監査報告書により改善等の状況を学内に公開しており、公正な監査を行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うことを大学、大学院の学則に明示している。

学則に基づき、「酪農学園大学自己点検・評価運営委員会規程」「酪農学園大学自己点検・評価実施専門委員会規程」及び「酪農学園大学外部評価実施規程」を定め、学長を中心とした自己点検・評価活動を目的とした組織体制が整備されている。

内部質保証を目的に、平成 26(2014)年度から「アクションプラン」が、また令和 2(2020)年度からはこのアクションプランの結果を踏まえた「中期計画」が実施され、学長のもと、事務局長、評議会構成員、事務局の所管部課長が中心となり、「情報政策局」が取りまとめ役になる学内体制が整備されている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

年度ごとの目標や具体的な取組みなどを設定、推進する全学的な「アクションプラン」や「中期計画」、また学群ごとや、付属施設、教育関連部門、管理運営部門及び教職員の評価制度などを通して、自己点検・評価活動が行われている。

自己点検・評価活動を行う組織・目的によって、授業評価アンケートの結果や就職率、学生の各種要望、また教員の研究業績や外部評価の結果などがエビデンスとして使われている。評価活動の結果は、必要性に応じて学内ホームページを使って教職員間での共有又は学生への開示を行っている。外部機関による評価結果については、ホームページなどを通して、社会にも公開している。

学生関連情報は教務課で、また教員関連情報は学務課で収集整理し、全体の統計やデータ分析などに関する IR 機能については、法人部門の「情報政策局」が担当している。

〈参考意見〉

○「運営委員会」と「専門委員会」の活動が、認証評価関連のみならず、大学の質保証にとって重要な「アクションプラン」や「中期計画」及びその他の自己点検・評価活動に対してもより主体的に関わることが望まれる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証を目的として、日常的な授業評価アンケートや「学生と教員の対話集会」、投書箱・メール箱、また各部署・学群における事業計画の策定・報告が行われ、その結果が教育の改善・向上に向け反映される仕組みとなり機能している。

学内の各種自己点検・評価に関する活動や外部評価などの結果を、次の改善・向上に向けたアクションプランや事業計画、中期計画などに繰返し反映させ実行に移せるよう、法人全体の内部質保証の仕組みは確立されている。

「学校法人酪農学園ガバナンス・コード」の第 4 章「公共性・信頼性」の「認証評価及び自己点検・評価」には、自己点検・評価を定期的に実施し、その結果を踏まえ、改善・改革に向けて実行することを定めている。情報はホームページにも掲載されている。

〈改善を要する点〉

○法人及び大学の管理運営面において、一部関係法令に基づく適正な執行が確保されていない状況があることから、内部統制機能の整備・充実に向けての改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 建学の理念に基づいた実学教育

A－1. 酪農学園フィールド教育研究センターを核とする実学教育の実践

A-1-① 酪農学園フィールド教育研究センターの現状と教育上の役割

A-1-② 酪農学園フィールド教育研究センターの実学実践

A-1-③ 酪農学園フィールド教育研究センターの活用

【概評】

酪農学園フィールド教育研究センター「FEDREC」は、大学の理念である「健土健民」「実学教育」「循環農法」などの実学教育を行うために、「酪農生産ステーション」「肉畜生産ステーション」「作物生産ステーション」を設置して、生産に関する教育・研究の場となっている。

「FEDREC」は、実学実践として新入生全員が農業を体験する「健土健民入門実習」や新入生の「基礎ゼミ」において、実際に作物生産を行う農園として活用されている。また、生産物、加工副産物、家畜ふん、植物の残りかすなどを有効活用した「物質循環・循環農法」を「FEDREC」内で実現している。「FEDREC」で生産した牛乳、豚肉、作物は、大学の専門実習の食材、販売実習などに活用されている。

「FEDREC」は、大学・大学院での実験実習などの教育に利用されるとともに、学外との共同研究に利用されている。市民、関係機関など幅広い層の見学者を積極的に受入れるなどの広報活動、生産者や関係団体に対して技術情報の提供や担い手の養成、小学生を対象とした教室、企業研修を行うなど社会貢献の場として積極的に活用されている。

基準Ｂ．実践的学修と地域連携

B－1．多様なフィールドを活用する実習展開と地域連携

B-1-①　「学外農場実習」

B-1-②　環境共生学類と洞爺湖町との地域連携協定における取り組み

B-1-③　「クリニカルローテーション」・「病院実習専修コース」

B-1-④　地域連携事業の推進

【概評】

建学の理念「実学教育」の実践プログラムの一環である「学外農場実習」は、受入れ農家と農作業を行いながら起居をともにする実習であり、就農を目指す学生にとって貴重な体験の機会になっている。また、就農する人材のみでなく、地方・地域の共同体の担い手を養成する機会となっている。

環境共生学類のカリキュラム・ポリシーに掲げる方針を実践する上で、北海道洞爺湖町との地域連携協定は、さまざまな自然環境や環境問題の提供など教育・研究の可能性を広げている。令和元(2019)年度は 189 件のフィールド実習が実施され、平成 27(2015)年度～令和元(2019)年度において洞爺湖町をフィールドとした卒業論文、修士論文、博士論文が 24 件ある。地域連携協定を通して、多くの学生が地域の行事に参加することで、人間力の育成にもつながっている。

獣医師の仮免許を持った 5 年次以降の学生に対して、学内施設や地域連携により可能となった学外の医療機関等を使い、参加型臨床実習「クリニカルローテーション」及び専修教育が行われている。専修教育では、より専門に特化した「伴侶動物診療」「附属動物医療センター内での生産獣医療」「オホーツク地区の農業共済組合診療所での生産動物診療」の三つの病院実習専修コースが設定され、専門性の高い人材育成が行われている。

地域との包括連携協定により、地域枠推薦入試制度を設けて地域貢献できる獣医師の養成を行っている。生産動物診療は、北海道全ての家畜共済組合 5 団体及び連合会との包括連携協定を締結し、人的交流や難治性疾患対処等で日常的に交流している。大学内で地域住民を対象にしたセミナー・スクール等の開講やペット相談等の機会を設けるなど、地域との連携事業を積極的に推進している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

１．学外研究者から注目される機関リポジトリ「CLOVER」（クローバー）

「CLOVER」とは、酪農学園大学機関リポジトリの愛称であり、本学教員の研究成果を収集・掲載する Web データベースのことである。「CLOVER」の特徴は、researchmap → 教員総覧 → CLOVER というフローを採用して、多くの費用を掛けずに研究成果の掲載漏れを減らしたことにある。（URL：https://rakuno.repo.nii.ac.jp/）

その成果として、「Web of Science」（世界的に有名な文献データベース）からの論文捕捉率が国内機関リポジトリで第 3 位となった。これは本学教員の英語論文が、学外研究者から頻繁に参照されることを意味している。研究成果が頻繁に参照されることにより本学教員の論文の被引用件数が増加し、大学としての評価を高める要因となる。

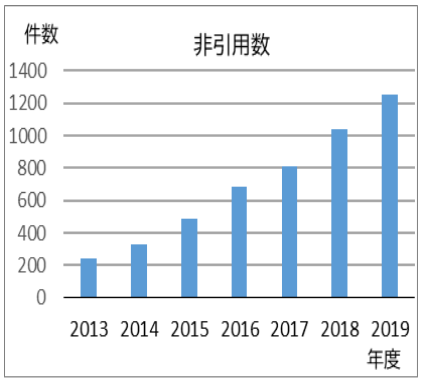

電子ジャーナル価格が高騰している昨今、学外の研究者にとって無料で閲覧できる論文・論稿の増加は、その分野の知見へのアクセスを容易にし、教育・研究への波及効果を生み出し、生命科学・自然科学等本学の学術分野全体の更なる発展を後押しすると考えている。

２．酪農ジャーナル電子版「酪農 PLUS⁺」（ラクノウプラス）の開設

「酪農ジャーナル」は、酪農学園が昭和 23(1948)年に通信教育専門の野幌高等酪農学校を設置した際に学生たちの副読本として作られた「酪農学校」が基であり、その目的・使命は現代まで継承されている。「酪農学校」は、建学の理念や酪農教育、研究成果の普及・啓蒙、酪農家への情報発信を使命とし、昭和 39(1964)年には「近代酪農」として名称変更し、以来短期大学酪農学校（卒業生 91,517 人）の通信教育の教材として約 25 年間全国の学生に広く活用されてきた。平成元(1989)年には「酪農ジャーナル」へと名称変更し、酪農現場への教育・普及教材として発行を続け、同類の専門雑誌の台頭もあって、平成 29(2017)年 3 月末に一度休刊となったが、本来の存在意義を再確認し、その目的・使命を明確にした上で、平成 30(2018)年 4 月に酪農ジャーナル電子版「酪農 PLUS⁺」を開設し、新たなスタイルで大学からの情報発信をスタートさせた。

「酪農 PLUS⁺」は、「土から学ぶ、未来へ紡ぐ酪農学園」をコンセプトに、自己学習の推進と確立、未来への入り口となるユビキタスとして、高校生、大学生、酪農家、農業関係企業、異業種企業等幅広い層に対応し、本学の情報（知財）を提供している。

電子媒体の機能を活かし、動画を活用した技術伝承も行い、双方向型の情報交換により、そこからフィードバックされる研究成果への評価や現場の実情を本学の研究や学生教育に活かすことは「酪農 PLUS⁺」の大きな役割の一つである。将来的にはグローバル化に対応する多言語も目指しており、「酪農 PLUS⁺」を活用した新たな双方向の関係を築き、広く世界の現場への知識還元を目指している。（大学 HP：https://rp.rakuno.ac.jp/）

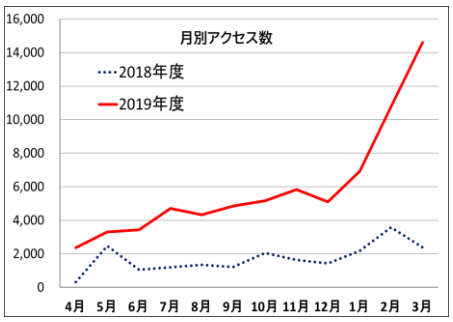

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 35(1960)年度
所在地　　北海道江別市文京台緑町 582

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
農食環境学群	循環農学類　食と健康学類　環境共生学類
獣医学群	獣医学類　獣医保健看護学類
獣医学部※	獣医学科※
酪農学研究科	酪農学専攻　フードシステム専攻　食品栄養科学専攻 食生産利用科学専攻
獣医学研究科	獣医学専攻　獣医保健看護学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
9 月 3 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 15 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 29 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 20 日	実地調査の実施　　10 月 20 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 21 日	10 月 21 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 20 日	第 5 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 22 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 17 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）

Ⅲ　令和２年度　再評価　評価結果

1 大阪行岡医療大学

Ⅰ　再評価結果

【判定】

再評価の結果、大阪行岡医療大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

平成 30(2018)年度の認証評価において、基準 3「教育課程」、基準 4「教員・職員」及び基準 6「内部質保証」を満たしていないとした。しかしながら、この基準を満たしていないと判断した要因となる事項については 1 年以内に改善が可能であると判断したので、再評価の結果を待って最終的に判定することとし、大学の総合的な判断を保留とした。

認証評価時に指摘した改善事項の内容を中心に再評価を行った結果、大学は、指摘した内容を真摯に受止め、指摘事項については改善されたことが確認できた。今後も継続的に自己点検・評価を行い、質の保証と改善に努めることを期待する。

Ⅲ　基準ごとの再評価

基準３．教育課程

【再評価】

基準 3 を満たしている。

3－2. 教育課程及び教授方法

再評価の範囲（認証評価時の改善を要する点）
○一部の授業科目において、平成 30(2018)年度から科目名を変更して授業を行っているが、科目変更に伴う学則変更手続きについて、教授会での審議から理事会への上程及び文部科学省への届出が行われておらず、早急な改善が必要である。

【再評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

授業科目名の変更に関する学則変更手続は、教授会及び理事会での審議を経て、遅延理由書を添え平成 30 年 11 月 8 日に文部科学省へ届出がされており、改善されたことが確認できた。また、これ以降の学則変更(令和 2 年度入学生からの教育課程変更、別表に理学療法学科に科目の追加)したことについても所定の手続きを適切に行い、令和元年 10 月 28 日に文部科学省への必要な届出もされていることが確認できた。

基準４．教員・職員

【再評価】

基準 4 を満たしている。

4－1．教学マネジメントの機能性

再評価の範囲（認証評価時の改善を要する点）

○「教授会規程」第 1 条の内容と学則第 35 条及び第 36 条の掲載内容に相違があるので改善を要する。

○学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きについて、学長によって適切に定められていないので、改善を要する。

○「ハラスメント防止及び対策委員会」について規則整備されているものの、開催実績がなく機能していないので、改善を要する。

【再評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

教授会規程第 1 条でこの規程が学則第 35 条及び第 36 条の規定に基づくとされている点について、双方の掲載内容に相違があることを指摘したが、教授会規程が学則第 43 条に基づき改正された。また、教授会の構成に関わる教授会規程第 3 条を「教授会は、学長、教授をもって構成する」と改正したことによって、学則第 43 条の内容との相違は改善されたことが確認できた。

学生の退学、停学及び訓告の懲戒処分について、学長によって適切に定められていないとした点は、自己点検・評価実施規程や学生懲戒規則等の関係する各規程の整備や様式の修正等によって改善されたことが確認できた。

ハラスメント防止及び対策委員会について規則整備されているものの、開催実績がなく機能してないことを指摘したが、その後、教職員や学生が参加したハラスメント防止研修会をはじめとして各種研修会を積極的に実施するなど改善されたことが確認できた。

基準 6．内部質保証

【再評価】

基準 6 を満たしている。

6－2．内部質保証のための自己点検・評価

再評価の範囲（認証評価時の改善を要する点）

○「FD 委員会」が自己点検・評価の責任ある組織とされているが、「FD 委員会規程」における所掌事項として自己点検・評価が明記されていないことは改善を要する。

○法令で定められた自己点検・評価が行われておらず、自己点検・評価報告書のホームページ上での公開もされていないことは改善を要する。

【再評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「FD 委員会」が自己点検・評価の責任ある組織とされているにもかかわらず、「FD 委員会規程」における所掌事項として明記されていないことが、平成 30(2018)年度の認証評価時に確認された。その後、「FD 委員会」の所掌事項を規程に定めるものに限定するとともに、令和 2(2020)年 4 月に「自己点検・評価実施規程」を改正し、学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」が自己点検・評価の責任ある組織として大学全体を統括することを明確にしており、改善されたことが確認できた。

法令で定められた自己点検・評価が行われておらず、自己点検・評価報告書のホームページ上での公開もなされていないことが、平成 30(2018)年度の認証評価時に確認された。その後、令和元(2019)年 7 月からは毎月開催される「自己点検・評価委員会」において各委員会の活動及び自己点検活動の進捗を確認し、その結果については教授会に報告した上でホームページに自己点検・評価書を掲載しており、改善されたことが確認できた。

6－3. 内部質保証の機能性

再評価の範囲（認証評価時の改善を要する点）
○教育課程の編成や学生サービスの充実、学長のガバナンスに基づく教学マネジメント、規則の整備等において、大学全体としての PDCA サイクルが機能していないことは改善を要する。
○大学全体の運営については、「FD 委員会」を中心に行っているが、教学の内部質保証に関する大学の責任体制が確立されていないことは改善を要する。

【再評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程の編成や学生サービスの充実、学長のガバナンスに基づく教学マネジメント、規則の整備等において、大学全体としての PDCA サイクルが機能していないことが、平成 30(2018)年度の認証評価時に確認された。その後、令和 2(2020)年 4 月に「自己点検・評価実施規程」を改正し、「自己点検・評価委員会」を中心とした教学の内部質保証に関する大学の責任体制を明確にすると共に、「自己点検・評価委員会」において各委員会からの報告と課題を確認し、その取組みを教授会にフィードバックしているほか、理事会・評議員会、教授会において「学校法人運営のガバナンス」に関する各種研修を実施するなど、PDCA サイクルが機能する体制が構築されており、改善されたことが確認できた。

大学全体の運営について、「FD 委員会」を中心に行っているが、教学の内部質保証に関

する大学の責任体制が確立されていないことが、平成 30(2018)年度の認証評価時に確認された。その後、令和元(2019)年 10 月の理事会において副理事長を学生支援担当理事に指名し、教学の内部質保証に関する法人と教学の連携体制を構築することに努めている。また、学生サービスの充実に関しては、各種アンケートの実施のほか、授業参観や教員向け研修会の実施によって学生の意見を聴取することに努め、問題を抱える学生や学修困難学生の把握と学習支援を図っており、改善されたことが確認できた。

Ⅳ　大学の概況（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 24(2012)年度
所在地　　大阪府茨木市総持寺 1-1-41

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
医療学部	理学療法学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 2(2020)年　7 月末	自己点検評価書を受理
8 月 26 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 9 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 23 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 7 日	ヒアリングの実施
	第 2 回評価員会議開催
令和 3(2021)年 1 月 21 日	大学から「評価チーム再評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）
2 月 16 日	大学から「再評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

令和 2 年度 大学機関別認証評価

評価結果報告書

令和 3 年 3 月
発行　公益財団法人日本高等教育評価機構
〒102-0073
東京都千代田区九段北 4-2-11 第 2 星光ビル 2 階
TEL　03-5211-5131　FAX　03-5211-5132
URL　https://www.jihee.or.jp/top/